日野市議会会議録

（第二十六号
第三十二号）

昭和四十九年
第二回定例会（六月十日開会
六月二十一日閉会）

日野市議会

昭和四十九年第二回定例会　日野市議会会議録目次

○六月十日（第一日）　午後一時十八分開会

出席議員……1
欠席議員……1
出席説明員……2
議事日程……2
開会……5
会議録署名議員の指名……5
会期の決定……6
市政経過報告……6
市長……7
助役……8
（質疑）
企画財政部長……9
総務部長……10
市民部長……11
民生部長……12
建設部長……13
都市計画部長……14
福祉事務所長……15

午後六時八分散会

A15446
日野市立図書館

教育長……16
水道部長……17
病院事務長……17
市政経過報告についての質疑……18
諸般の報告……23
議会事務局長……23
多摩地区離職者対策連絡協議会委員……25
三多摩上下水及び道路建設促進協議会第一委員会委員……25
十一市競輪事業組合議会議員……26
（議案上程）
議案第八五号　昭和四十九年六月における期末手当の支給について……31
議案第八八号　昭和四十九年六月における日野市議会議員の期末手当の支給に関する条例の特例に関する条例の制定について……31
散会……31

○六月十一日（第二日）　午後一時二十一分開議
出席議員……32
欠席議員……34
出席説明員……34
議事日程……34
開議……34
一般質問……35
午後五時五十四分散会

○六月十二日（第三日）　午後一時三十分開議
出席議員……36
欠席議員……38
出席説明員……38
議事日程……38
開議……38
一般質問……38
剣持　佐吉議員（中小企業対策について）……38
〃　（教育文化施設の整備について）……47
林　重義議員（市の公共施設の汚水処理について）……50
〃　（平山補助一三号線の拡幅について）……59
滝瀬　敏明議員（市営住宅建設について）……68
〃　（東部地区水害対策について）……71
鈴木美奈子議員（子供の交通安全対策と交通少年団について）……72
島村　孝志議員（市民本位の市政と請願について）……97
竹ノ上武俊議員（公共用地の取得促進について）……99
〃　（社会教育の充実について）……99
剣持　佐吉議員（環境整備について）……99
秦　正一議員（豊田駅前の環境整備について）……100
谷　栄吉議員（環境整備について）……100
散会……100
午後五時三十七分散会

○六月十二日（第三日）　午後一時三十分開議
出席議員……103
欠席議員……103
出席説明員……103
議事日程……103
開議……103
一般質問……119
剣持　佐吉議員（中小企業対策について）……128
〃　（教育文化施設の整備について）……134
林　重義議員（市の公共施設の汚水処理について）……141
〃　（平山補助一三号線の拡幅について）……141
滝瀬　敏明議員（市営住宅建設について）……146
〃　（東部地区水害対策について）……146

滝瀬　敏明議員（梨、赤星病対策について）……
散　　会……

○六月十三日（第四日）　午後一時二十一分開議
出席議員……
欠席議員……
出席説明員……
議事日程……
開　　議……
一般質問……
一ノ瀬　隆議員（公害対策について）……
三浦　重春議員（西部地区開発について）……
黒川　重憲議員（子どもの虫歯予防について）……
板垣　正男議員（地下壕対策について）……
奥住　芳雄議員（戦時中の地下壕対策について）……
吉富　繁枝議員（福祉政策について）……
散　　会……

○六月十四日（第五日）　午後三時十七分開議
出席議員……
欠席議員……
出席説明員……
議事日程……
開　　議……
一般質問……
谷　栄吉議員（印紙税法の改正について）……
奥住　芳雄議員（地域格差の是正について）……
〃　（日野駅交通対策について）……
正国　大治議員（中学校の建設計画について）……
市川芳太郎議員（旧七生地区に救急病院設置について）……
〃　（道路問題について）……
橘　祐子議員（河川敷の利用について）……
散　　会……

○六月十七日（第六日）　午後一時二十四分開議
出席議員……
欠席議員……
出席説明員……
議事日程……
開　　議……
（委員会審査報告）
請願第一一号　百草団地内保育園の早期建設に関する請願……
請願第　四号　日野台幼稚園通園道路歩道設置に関する請願……
請願第一三号　三沢六三〇番地先市道舗装に関する請願……

午後六時四十分散会　151 148
午後六時五十七分散会　303 303 302
午後八時十九分散会　230 230 229

227 213 201 198 193 176 158 158 158 155 155 154 154
302 297 297 296 296
293 281 265 261 254 246 235 233 233 233 231

請願第九号　高幡駅前通り横断歩道設置及び歩行者天国に関する請願……307
請願第一五号　市道の簡易舗装に関する請願……303
請願第一四号　緑地保全地域指定に関する請願……303
請願第一二号　落川地区におけるガードレールと歩道に関する請願……303
請願第一九号　道路舗装に関する請願……303
請願第一七号　倉沢自治会内市道舗装に関する請願……303
請願第一六号　百草自治会内市道舗装に関する請願……303
請願第一五号　市道拡幅及び舗装に関する請願……303
請願第一四号　三沢一〇四〇番地先市道舗装に関する請願……303
（議案上程）
議案第六九号　昭和四十九年度日野市水道事業会計補正予算（第一号）専決処分の報告承認について……307
議案第七〇号　昭和四十九年度日野市一般会計補正予算（第一号）について……309
議案第七一号　昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について……323
議案第七二号　昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）について……324
議案第七三号　昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）について……325
議案第七四号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……326
議案第七五号　日野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について……327
議案第七六号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について……328
議案第七七号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……330
議案第七八号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について……331
議案第七九号　日野市公園条例の一部を改正する条例の制定について……332
議案第八〇号　東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更について……333
議案第八一号　日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部変更について……334
議案第八二号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について……335
議案第八三号　市道路線の一部廃止について……335
議案第八四号　市道路線の廃止について……335
議案第八五号　市道路線の認定について……335
議案第八七号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……336
議案第八九号　日野市立日野第四中学校増築工事請負契約の締結について……338
報告第三号　日野市三沢九三〇の三番地先梅ケ丘団地内の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告について……338
報告第四号　昭和四十八年度日野市水道事業会計予算繰越額の報告について……339
報告第五号　昭和四十八年度日野市水道事業会計継続費繰越額の報告について……340
報告第六号　昭和四十八年度日野市水道事業会計事故繰越額の報告について……340
報告第七号　昭和四十九年度日野市土地開発公社事業計画の報告について……341
（請願上程）
請願第三一号　高幡台団地内道路歩道に街路灯設置に関する陳情……342
請願第三四号　街路灯設置助成に関する請願……342
請願第三三号　南平福祉センター設立に関する請願……342
請願第三七号　旧七生地区への救急病院設置に関する請願……342
請願第三二号　多摩平五丁目地区センター建築に関する請願……342
請願第四三号　無認可保育所等に対する助成に関する請願……342
請願第四五号　老人福祉に関する請願……342
請願第二六号　下落川自治会内道路舗装に関する請願……342
請願第二七号　市道舗装に関する請願……342

請願第三〇号　程久保字九号四二二番地先市道舗装に関する請願……342
請願第三五号　上ノ原一号線道路の側溝整備に関する請願……342
請願第三九号　沢田用水路整備に関する請願……343
請願第一九号　物価安定推進の件に関する請願……343
請願第三二号　物価を引き下げ私たちのくらしを守るための請願……343
請願第四一号　物価を引き下げさせくらしを守る決議に関する請願……343
請願第三八号　工場建設反対に関する請願……343
請願第四〇号　高層住宅建設反対に関する請願……343
請願第四四号　日野自動車工場より発生する公害防止対策誰進に関する請願……343
請願第三六号　下水道の改修に関する請願……343
請願第二八号　送電線増強工事反対に関する請願……344
請願第四六号　緑地保全に伴う計画道路建設の中止についての請願……344
請願第五〇号　日野市道（南平一三〇番地）舗装に関する請願……346
請願第五一号　浅川堤防ぞいの東西に至る私道（川辺堀之内八六九番地）の舗装に関する請願……346
請願第四八号　街路灯増設に関する請願……346
請願第四九号　ブタクサ公害撲滅に関する請願……346
請願第五二号　聖蹟桜ケ丘・豊田間路線バス延長と増発に関する請願……346
請願第四七号　排水施設設置に関する請願……347
請願第五三号　高幡市有地への市営住宅建設反対についての請願……348
散会……350

○六月二十一日（第七日）　午後一時二十七分開議

午後六時二十九分閉会

出席議員……353
欠席議員……353
出席説明員……354
議事日程……355
開議……359
一般質問における答弁保留分についての発言……359
（委員会審査報告）
議案第七〇号　昭和四十九年度日野市一般会計補正予算（第一号）について……362
議案第七四号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……367
議案第七五号　日野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について……367
議案第七六号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について……367
議案第八七号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……377
議案第八九号　日野市立日野第四中学校増築工事請負契約の締結について……377
議案第七一号　昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について……375
議案第七七号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について……376
議案第七二号　昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）について……376
議案第七三号　昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）について……376
議案第七八号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について……377
議案第八一号　日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部変更について……377
議案第八三号　市道路線の一部廃止について……377
議案第八四号　市道路線の廃止について……377
議案第八五号　市道路線の認定について……377

請願第三三号　南平福祉センター設立に関する請願……381
請願第三七号　旧七生地区への救急病院の設置に関する請願……381
請願第二九号　物価安定推進の件に関する請願……381
請願第三二号　物価を引き下げ、私たちのくらしを守るための請願……381
請願第　一号　冬ヅタ堤造成市道使用助成金下附に関する請願……381
請願第　七号　豊田駅南口及び北口環境整備に関する請願……381
請願第三一号　高幡台団地内道路歩道に街路灯設置に関する請願……381
請願第三四号　街路灯設置助成に関する請願……381
請願第四八号　街路灯増設に関する請願……381
請願第　五号　専用水道施設市管理に関する陳情……381
請願第四二号　多摩平五丁目地区センター建築に関する請願……381
請願第四三号　無認可保育所等に対する助成に関する請願……381
請願第四五号　老人福祉に関する請願……381
請願第　二号　西友ストアー出店反対署名運動に関する請願……381
請願第　三号　大坂上駐在所付近住居地域の下排水に関する請願……381
請願第　八号　団地内私道の舗装に関する請願……381
請願第一二号　用水路補強工事等に関する請願……381
請願第一五号　市道拡幅及び舗装に関する請願……381
請願第一八号　百草街路接続工事施行実施に関する請願……381
請願第二〇号　曲り角の多い市道を直線道路に改めるに関する陳情……381
請願第二二号　下水問題を解決する施設に関する請願……381
請願第二三号　東豊田一丁目三九番地一号市有地の緑化促進に関する請願……381
請願第二六号　下落川自治会内道路舗装に関する請願……381
請願第二七号　市道舗装に関する請願……381
請願第三〇号　程久保字九号四二二番地先市道舗装に関する請願……381
請願第三五号　上の原一号線道路の側溝整備に関する請願……381
請願第三六号　下水道の改修に関する請願……381
請願第三九号　沢田用水路整備に関する請願……381
請願第四六号　緑地保全に伴う計画道路建設の中止に関する請願……381
請願第四七号　排水施設設置に関する請願……381
請願第五〇号　市道南平一三八〇番地舗装に関する請願……381
請願第五一号　浅川堤防ぞいの東西にいたる私道（川辺堀之内八六九番地）の舗装に関する請願……381
請願第五三号　高幡市有地への市営住宅建設反対に関する請願……382
請願第五二号　望嶺桜ケ丘、豊田間路線バス延長と増発に関する請願……382
請願第三八号　工場建設反対に関する請願……382
請願第四〇号　高層住宅建設反対に関する請願……382
請願第四四号　日野自動車工場より発生する公害防止対策推進に関する請願……382
請願第四九号　ブタ草公害撲滅に関する請願……382
請願第四一号　物価を引き下げさせくらしを守る決議に関する請願……382
　市庁舎建設特別委員会の継続審査議決に関する件……383
　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件……385
（議案上程）
議員提出議案第八号　梅ケ丘団地、日野台地域など市内の地下壕を政府の全責任で埋戻し促進に関する決議……385
（請願上程）

請願第五四号　団地の環境整備に関する請願……390
請願第五五号　団地の環境整備に関する請願……386
請願第五六号　高幡大地区センター建設に関する請願……386
高圧線鉄塔事故に関する報告……386
閉会……386

六月十日　月曜日　（第一日）

六月十日　月曜日　（第一日）

請願第五四号　団地の環境整備に関する請願 …… 390
請願第五五号　団地の環境整備に関する請願 …… 386
請願第五六号　高幡大地区センター建設に関する請願 …… 386
高圧線鉄塔事故に関する報告 …… 386
閉会 …… 386

日野市議会会議録

第二十六号

昭和四十九年
第二回定例会

六月十日月曜日（第一日）

出席議員（二十七名）

一番	滝瀬政吉君	十六番	桑正一君
二番	滝瀬敏朗君	十七番	清水芳雄君
三番	奥住芳雄君	十八番	杉山寅三郎君
四番	正国大治君	十九番	高橋通夫君
五番	鈴木美奈子君	二十番	佐々木昭雄君
六番	橘祐子君	二十一番	大柄保君
七番	板垣正男君	二十二番	大下博君
八番	黒川重憲君	二十三番	本間久君
九番	林重義君	二十四番	一ノ瀬隆君
十番	谷栄吉君	二十五番	日野源作君
十一番	剣持佐吉君	二十六番	吉冨繁枝君
十二番	石坂勝雄君	二十九番	島村孝志君
十三番	竹ノ上武俊君	三十番	名古屋史郎君
十五番	市川芳太郎君		

欠席議員（三名）

十四番	米沢照男君	二十八番	飯山茂君
二十七番	三浦重春君		

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	市川晴夫	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	杉本好次郎	君
民生部長	松村清栄	君
市民部長	赤松行雄	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君

議事日程

一、会議録署名議員の指名
二、会期の決定
三、市政経過報告

昭和四十九年六月十日（月）
午後一時開会

建設部長	篠崎美雄	君
都市計画部長	中島武男	君
福祉事務所長	田中若一	君
水道部長	成井正夫	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君
教育庶務課長	落合豊	君
書記	川上輝子	君
書記	梁海弘子	君
書記	安原清美	君

四、諸般の報告
五、議案第八六号　昭和四十九年六月における期末手当の支給について
六、議案第八八号　昭和四十九年六月における日野市議会議員の期末手当の支給に関する条例の特例に関する条例の制定について

本日の会議に付した事件
日程第一から六まで

○議長（大下　博君）　これより昭和四十九年第二回日野市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は二十四名であります。

次に日程第一会議録署名議員の指名については議長において指名いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、五番、鈴木美奈子君、六番滴祐子君を指名いたします。

次に日程第二会期の決定については、まず議会運営委員長の報告を求めます。

（議会運営委員長登壇）

○議会運営委員長（板垣正男君）　御報告いたします。七日の日に議会運営委員会を開催いたしまして会期の日程を決定いたしました。本日から開会になりまして、二十一日までの十二日間と決定したわけであります。今日は市政経過報告、諸般の報告、一部議案の上程がございます。この間全協を開いていただきまして、議案の八六号、八八号、この二件について御協議いただきます。そして今日即決していただきたい、ということでございますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。そのほか全協の中では理事者側から庁舎建設について報告がございますので合わせ御協議いただくようになると思います。

一般質問は十八人、三十件提出されております。四日間日程を取りました。三月議会の例ですと、一日八件消化していることでございますので、四日間あれば十分いけるのではないか、こう議運では判断したわけでございます。十五、十六両日は休会、十七日は議案上程、請願関係の上程であります。十七日が決議意見書類の締切日にいたしましたので、御協力いただきたいと思います。十七日の日程の終わる時刻までに必ず提出を守っていただきたい。このことをお願い申し上げたいと思います。十八日は常任委員会、十九日は特別委員会、この委員会はいずれも午前十時からということでございます。二十日がまとめで、二十一日が最終日、いずれも委員会以外は午後一時開会ということでございます。追加案件が四件ございます。八七号、八八号契約案件が一件、それから報告が一件、合計四件がございますのでよろしくお願い申し上げたいと思います。三月議会でかなり会期延長されたようなことがございますけれども、今議会は規則どおり議会の日程を消化したいというのが議運での強い意見一致を見たところでございますので、各会派、各議員の皆さんによろしく御協力いただきたいと思います。以上議運での決定でございます。よろしく御審議をお願いします。

○議長（大下　博君）　ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、議事日程及び会期を決定することに御異議ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）林重義君。

○九番（林　重義君）　委員長にお聞きしたいんですけれども、前議会にいろいろと時間延長その他日程延長がございまして、いろいろと議会も延長されてきたのでございますから、今回の議会に対しまして、委員会として議会の時間は六時と決まっておりますが、そういうふうな問題について自主的にどうするかというお話が委員会で出たか出ないかということなんでございますが……。

○議長（大下　博君）　議会運営委員長。

○議会運営委員長（板垣正男君）　会議規則で午後一時から午後六時までというふうに決まっておりますので、この規則を各会派、各議員良識のもとで厳守していこう、そういう確認がなされました。六時について、具体的にどうするか、ということについては出ませんけれども、これまでどおり規則を順守する、こういうことでございます。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　それでは自主的に議会全員が議会運営の規則に即応してやっていくということでございますね。

○議長（大下　博君）　議会運営委員長。

○議会運営委員長（板垣正男君）　そうですね。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　はい分かりました。

○議長（大下　博君）　それではただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定してよろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって会期は本日より六月二十一日まで期日十二日と決定いたします。

日程第三市政経過報告を行ないます。市長より市政経過報告を求めます。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　最近の市政経過の推移につきまして、概略のことにつきまして御報告をいたします。市長の報告は下水道事業並びに水道事業の一元化についてでございます。下水道事業について、御承知のとおり、三多摩地域の下水道事業については昭和二十六年武蔵野市をはじめとして、三鷹府中、八王子とそれぞれ着手してまいりましたが、各市とも中心街を主としており、下水道とは申せ雨水、並びに家庭雑排水でありました。そのころより、都下各市とも人口急増と排水問題が深刻化してまいりました。こうして昭和三十三年に下水道法の制定をみるに至ったわけであります。続いて昭和四十三年下水道法の改正に伴い、すなわち三多摩下水道問題も東京都を中心として各市ともそれぞれ多くの問題点はありますが、昭和

六十年までに完成を目差して公共下水道計画を策定しておるのが現況であります。当市におきましても、昭和四十三年に作成いたしました基本計画に基づき、本格的な策定をいたすべく下水道課の充実をはかり、進めていきたい所存であります。また南多摩ニュータウン流域下水道については、三月定例会において事務当局が御説明をいたしました浅川右岸、東南の地域を多摩ニュータウンに合わせ行なうべく都下水道局と交渉を行なっております。なお、日野市全体計画は、引き継ぎ事業といたしまして、流域下水道事業を東京都下水道局の指導を受け、今年度より事務局充実の上、策定に入りたいと考えております。特にこの事業につきましては万願寺土地区画整理事業との関連と日野市将来の大計でありますので、この機会に御報告をいたしておきます。以上でございます。

それより若干の整理事務を残し、六月一日からは都営水道の受託水道事業として発足することになりましたので、この機会に御報告をいたしておきます。以上であります。

○議長（大下　博君）　次に助役より市政経過報告を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　私からは、庁舎計画チームにつきまして御報告申し上げます。今年度当初予算におきまして、庁舎建設に関する設計委託料が計上され承認されました。これに伴いまして、市役所内におきまして、庁舎計画チームを作りました。これは市長が庁舎建設に当たりまして、種々決定するためにその資料を作り調査検討する実務機関でございます。このチームですべてを決定するというそういう性格ではございません。このチームは助役を会長として企画、財政、庶務、管財、職員、区画整理、建築、以上各課長と職員組合の代表一名を加えまして作られております。現在までのところ、五月九日に第一回の会合を開きまして、鋭意作業を進めておりますが、今のところ財政計画、あるいは建設工程、規模、位置、そういう点につきまして、検討を進めてまいっております。このチームは庁舎が完成するまで存続し、作業を続ける予定でございます。以上簡単でございますが庁舎建設につきまして御報告いたします。

○議長（大下　博君）　ただいままでの市政経過報告について御質疑があれば承ります。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　市長のほうから下水道計画についての御説明があったんですけれども、万願寺区画整理と下水道との関連性につきまして具体的に説明が欲しいわけですけれども、区画整理と下水道とはどういうふうな関連性があったか。例えば区画整理の中へ折り込んで下水道計画を計画していくのか、そういうふうなことをひとつ御説明願います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市ではこれまで前市長当時の流域下水道につきまして、東京都に請願などしてまいっておりまして、われわれといたしましても、この流域下水道方式によることが財政的な、特に財政的な見地から見ましてどうしても必要である、それ以外にはちょっと下水道事業に対する取り組みが困難である、こういう結論を持っておるわけでございましてそこでその意思を東京都にもまた再度申し伝えたわけでございます。東京都がそれに基づいて、いずれ八王子市と、ということになると思いますが、いろいろと調整をはかった計画がなされる、こういうふうに聞いておるわけでありまして、万願寺区画整理との関係におきましては、特に地域的に処理場を設置する地域が浅川、多摩川合流点方面がどうしても地理的に必然性がある、こういうことになろうかと思うわけでありまして、万願寺区画整理の事業の中からは、つまり流域下水道ということになりますと、東京都の都の事業になりますので、都においてその所要な用地等は買収が行なわれる、こういうことになるのではなかろうかと思っておりまして、そういう際には区画整理地域からその地域は除外をする、こういうことになるだろうとこういうふうに想定をいたしております。

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　そうしますと区画整理と下水道というものは全然別個というふうな解釈でよろしいわけですね。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　下水道本管を埋設することになるわけでありますからして、それらの本管を通す。たぶん道路敷を使うことになるわけでありますが、そういうことにおきましての関連は深いわけでありますし、それから区画整理事業によってこれまで下水道の将来あるべき一つの幹線といいましょうか、そういうことが当然想定されておるわけでありますので無関係ということは言えないと思っております。ただこの下水道事業というその事業とは直接には関係がない。ただその二つの事業が相重なる、ということがあり得るであろう、こういうふうに思っております。

○議長（大下　博君）　次に正国大治君。

○四番（正国大治君）　下水道関係でちょっとお尋ねいたします。

けれども、下水道課を設置いたしまして、組織では計画係、管理係を設けたと思いますけれども、これのメンバー何人適用されるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　下水道課を作ろうというともかく緊急のしかも非常に大きな課題でございますので、一つの姿勢として下水道課の新設を機構改革の中で考えたわけでございまして、それに何人、管理係あるいは計画係ということで、主として管理につきましては、現状の多摩平下水道がありますので、一面にはそれの管理をやるわけでありますが、計画のほうにつきましては、これからどういう規模で行なうべきものか、ひとつ東京都、あるいは下水道センターあたりと御相談をしてそうして進めていきたい。したがって今何名配属するということは決定をしておるという段階になっておりません。

○議長（大下　博君）　奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　四月一日をもって開発公社が設立されたことでございますが、それにつきましてその運営はどういうふうに運ばれているか、また人事等の問題についても私たちは存じておりませんので、その点市長さんに御説明を願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　報告外ですけれども特に……。

（「関連」と呼ぶ者あり）

滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　当然四月に発足したということで、われわれ内容につきましてどういうふうな職員の構成とか、またどういうふうなことを今やっているんだとか、そういうふうなこと、全然分かりませんので、この際当然市長の市政説明としして入らなきゃいけないんじゃないか、というふうに思うわけです。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　土地開発公社の発足につきましては、後で企画財政部長から御報告をすることにしておりますのでその時にひとつお聞き取り願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　ほかに御質疑はありませんか。なければ次に企画財政部長より市政経過報告を求めます。企画財政部長。

（企画財政部長登壇）

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは企画財政部関係の経過を御報告させていただきます。日野市土地開発公社の発足について、ということで御報告をさせていただきたいと思いますが、このことにつきましては三月の定例市議会におきまして御議決をいただきました。直ちに事務手続に入りまして都知事に申請をいたしまして、この認可もいただきまして、即、四月一日に東京法務局の八王子支局に対しまして登記の申請を

いたしましたところ、同日付で登記の完了を見た次第でございます。正式に日野市土地開発公社といたしまして、発足をいたした次第でございます。まずこのことを御報告を申し上げさせていただきます。現時点では日野市土地開発公社の事務所でございますけれども、とりあえず本庁の一階保険課の隣のところでございますけれども、ここに事務所を設けた次第でございます。目下職員数におきましては三人で業務に当たっておるわけでございますけれども七月一日からはさらに職員の充実をいたしまして、その目的に向かって努力をいたしたい、かように思ってるわけでございます。以上簡単でございますが、日野市土地開発公社の発足について企画財政部の御報告を終わらせていただきます。

○議長（大下　博君）　引き続いて総務部長。

（総務部長登壇）

○総務部長（杉本好次郎君）　続いて総務部の御報告をいたします。とりあえず庶務課、鉄塔の倒壊事故の経過について、鉄塔の倒壊事故が起こりまして、その後の経過につきまして御報告を申し上げますが、去る四月四日、平山一丁目で発生いたしました鉄塔倒壊事故につきましては、三月議会で報告いたしましだけれども、その後の状況、地元といたしましては、東宮下という自治会ですが、この自治会では送電線の増強工事反対対策委員会が設立されました。市への請願書も提出されております。また東電には抗議文が出されております。市といたしましても、この問題について、東電に対しましては地元民の万全の対策と、またあらゆる面で誠意を尽すことが肝要であるということで、事故発生以来、再々申し入れてきております。なお、市といたしましては五月七日付で東電と監督官庁であります通産省、エネルギー庁に対しまして、市長名をもって今後の問題に対処するに当たっては地元民の意向を十分尊重して住民の意思に基づき解決をされるようという趣旨の要望書の提出をいたしました。この時点での東電並びに通産省でのお話では現在通産省で係の権威者である学者グループによって事故の原因を調査中である。まだその結果が発表されていないということでありました。結果の発表もまもなく出ると思いますけれども、その後すでに御承知と思いますが、去る五月の二十三日の新聞報道にありましたように、事故の原因が明確にされております。事故の最大の原因としては電線の張り方の間違いということ。鉄塔建設、つまり設計とは逆方向に先に電線を張ってしまったということ。いわゆる傾きが原因だということであります。これからの問題でございますが、東電に対しましては通産省より工事のただいま中止命令が出されておるそうでございます。さらには今後の対策についての改善策を検討するようにとの改善命令が出されておると、そういうようなことを聞いております。これがために東電としては今後の対策、改善策について現在検討中であるということであります。なお地元に対する損害補償の問題でありますが、家屋等の損傷の補償については八件でありましたがそれぞれ一応の話し合いがつきまして、一件の一部分を除きましてすでにその弁償支払いが完了しているということでございます。以上で鉄塔関係の報告を終わります。

続いて特別職の報酬等審議会の設置について印刷のとおりでございますが、推選をいたしまして承諾を得て任命がされました。したがって五月二十日に第一回の審議会を開催をいたしましてそれぞれ会長等の選考、さらには諮問をいたしました。委員の名簿はこの中にあるとおりでございますが、二重丸が会長代理者が一つ丸でございます。

次にまいりまして契約課の関係でございますが、工事請負契約の状況について別紙のとおりでございます。二百万円以上の関係であって二月の二十一日から五月二十日までのそれぞれの契約状況でございます。総括してとりまとめますと合計三十三件になります。額としては五億八千五十八万三千円、年度別に分けますと、四十八年度分が延べ十九件、九千八百三十七万三千円、四十九年度分が十四件ございます。四億八千八百二十一万円であります。工事別に種別に分けますと建築工事関係が二十七件、土木関係が六件でございます。さらに付言をいたしますと十九番までが、四十八年度の工事でございます。二十番からが四十九年度分、さらにはナンバー一ですけれども、これは賃貸借の契約が含まれております。さらには入札不調になったものはございません。平均入札回数としては二。七回それぞれの再入札と申しますか、再度入札と申しますか、行なっております。以上で総務部関係を終わります。

○議長（大下　博君）　市民部長。

（市民部長登壇）

○市民部長（赤松行雄君）　では続きまして市民部関係の御報告を申し上げます。最初に世帯数でございますが五月一日現在で印刷のとおりでございます。六月一日でございますが、記入願いたいと思いますが、世帯数四万三百二十世帯でございます。人口のほうも五月一日現在は十一万九千二百四十六人と印刷のとおりでございます。六月一日にまいりますと十一万九千九百六人ということで後九十四人で人口十二万というふうな状況になっております。それから外録の関係でございますが、三月議会で御報告申し上げました数よりも五名増加しまして二百九十一名の外国人を数えるわけでございます。

それからめくっていただきます。それから四十八年度の市税の調定及び収入状況でございますが、末備にございますように○・一%の昨年よりも収入実績は上がっているというふうな変わらない状況でございます。大体傾向としましては金詰まりと申しますか、引き締で十万円程度の税額の減納とか滞納が多くなっているというふうな状況でございます。それから付け加え

て申し上げたいと思いますが、三月の決算五月収納の法人の市民税でございますが、大体結果が出ましたので付け加えて御報告申し上げたいと思います。十四社の比較的大きい企業での面での申告納税額は八七%に落ち込んでおります。昨年の九月決算よりも今年の三月決算は八七%に落ち込んだと。それから十四社以外の中小にランクされる企業でございますが、その面におきましては昨年の九月よりも申告納税額が増加しております一三六%に殖えております。これを通算しますと昨年の九月の申告納付額よりも大体九〇%の落ち込み。九〇%になっておると、一〇%の落ち込みそういう状況でございます。

次に保険課に入ります。保険課のほうの状況につきましては二月一日に医療費の値上げがございましたけれども、この総医療費を比較してみますと一九%の伸びということになっております。昨年の同月よりも一年間実績で一九%の伸びというふうなことでそうひどい伸びにはなっていないという状況でございます。加入率につきましてはここのところだんだん加入率は確保しております、一八・九%全人口に対する国保加入率でございます。それから同じ国保の税の四十八年度分の収納状況でございますが、二・一%、昨年よりも落ち込む状況でございます。一枚めくっていただきまして一二ページでございます。一二ページが四十九年度分新年度分の一カ月、四月一カ月分でございます。それの収納状況にしては〇・九%の増加であるとこういう状況であります。それから国民年金へ入りまして、国民年金につきましてはここに書いてございますのは十年年金の年金額が十五万円に殖えました、六万円でございましたので九万円ほど年間にしまして殖えたわけでございます。それで三月に支給しました緊急生活資金の給付、俗に言いますインフレ手当につきましてはつくえのお手元にこういうものをお配りしてございますので御参考にしていただきたいと思います。大体千四百七十七人に三月、二千五百円ずつインフレ手当として国の支給でございました。市が支給事務を行ないました。一三ページに入ります。一三ページの年金でございますが拠出関係の加入状況につきましてはここにございますように二千九百七十一件の増加でございます。同じ拠出年金の給付関係につきましては三百三十七件ということで九十件の増加でございます。福祉年金の給付状況でございますが二千四百八件ということで五百五十一件の増加でございます。以上市民部の御報告にかえさしていただきます。

○議長（大下　博君）　民生部長。

（民生部長登壇）

○民生部長（松村清栄君）　民生部関係の御報告を申し上げたいと思います。衛生課の関係の一四ページでございますけれども差ひき分というのが配布してございますので、それを見ていただきたいと思います。まず法定伝染病患者の発生状況でございますが、昭和四十八年度におきましては六十七件ございました。そのうちで疑似赤痢が二件ということで、赤痢患者がここ一、二年急激に減っておる状況でございます。次の飼い犬の登録状況でございますが、四十八年度三月の末現在では二千七百六十八頭でございます。これは年度が切り替わりますと新しく登録をしなければならないとこういうことでございますが、四月では二千九百七十八頭の登録替えをいたしてございます。五月の末では二千五百一頭登録を現在行なっております。それから母子健康手帳状況はここの印刷のとおりでございまして妊娠届は月平均いたしますと二百四十四件ということになろうかと思います。次の保育相談状況予防接種状況、数字の示すとおりでございます。次の火葬場使用状況、月平均三十二人の火葬が行なわれているという状況でございます。空き地の草刈り状況、三月末現在では数字の示すとおりでございます。美化作業状況も同様でございます。

次の産業課関係でございますが、御案内のとおりカドミ公害が四十五年から発生をいたしましたが、これは三年間で打ち切られるということで、これがまた解決していないままに打ち切られてはたいへんだということから要望書等を提出いたしましたが、これも四十八年度と同様に補助金が交付されるようになったわけでございます。次の四十九年度の稲作転換対策関係でございますが、これは昨年までは米生産調整ということで国の施策に従って行なったわけでございますが、今年度からは稲作転換ということで休耕奨励金はなくなりましたけれども、それに代わって転作をした場合は従前どおり交付したいと、するとこういうことで日野市の目標額は一〇九・二トンでございます。昨年が二一七・三トンでございますが、だいぶ減ったわけでございます。

次に商工関係でございますが、消費者の団体の調査、これを行なったところ約十団体があることが分かりまして私どものほうに通知がございました二十日に会合をもちました。いろいろと消費者団体側の御意見等を伺ったわけでございます。次の消費生活モニターの募集の件につきましては広報で募集いたしましたところ四十名の定数に達しました。それでこれも二十日に、先月の二十日に発会式を行なってございます。今後これらの消費生活モニターの活動を活発にしてまいりまして賢い消費者の育成に努力してまいりたいとこういうことでございます。以上で終わります。

○議長（大下　博君）　次に建設部長。

（建設部長登壇）

○建設部長（篠崎美雄君）　建設部関係御報告申し上げます。まず建築課関係でそのうちの教育関係南平小学校の新築工事ですが、工期が十一月十五日になっておりますが、なるべ

くその工期内に完了するように現在基礎打ちが終わり、コンクリート打ちを始めております。日程的には予定よりもやや進んでおると、こういうような状況です。以下市民プール並びに各小学校の保健室の冷房換気、この小学校並びに中学校で全部現在の日野市立の小中学校は保健室等の冷房換気が完了する、こういう運びでございます。工事につきましてはいわゆる盛夏を迎える前に完了するように督励をいたしております。その他近日発注のものが二件。それから病院の冷房換気については現在工事中であります。

次に土木関係ですが、市道元一里塚一一号線、これは二〇号線の北側で日野台四丁目のところでありますが、非常に長い間いろいろな問題がありましてようやく関係者の協力を得まして現在工事中でございます。次に舗装関係で二〇ページにまいりますが、市道平田一号線他四路線、これは第八小学校の通学路に関係するところ、それから南平地域並びに潤徳小学校の東側の小さい工事であります。それから上原二号線、これは西平山でございましてそのほか七生中学校の東側、豊田の上のほうの一部でございます。それから西東光寺これは七号線に入ったところの道路と、それからオリエントの付近、並びに下田の地域であります。以上の三路線を現在工事中であります。その他の舗装につきましては今設計をし、なるべく早く発注をするように準備を進めております。

○議長（大下　博君）　次に都市計画部長。

（都市計画部長登壇）

○都市計画部長（中島武夫君）　それでは都市計画部の御説明を申し上げたいと思います。まず平山台土地区画整理事業関係について申し上げます。これは三月定例会に御報告いたしました工事でございまして、この二つが完了しているということでございます。それから神明上土地区画整理事業関係につきまして申し上げます。神明上土地区画整理事業の中の評価員会を昭和四十九年の二月二十八日に開いたと、保留地価格の決定を行なっています。続いて協議会、これは定例会一回ずつ開催しておりまして三月七日に一回四十九年四月の二十六日に一回これは仮換地、保留地の一部変更でございます。それから四十九年五月の八日にやはり区画整理のほうの協議会を開催しております。それから工事につきましては神明上の街路築造工事、これが完了の運びでございます。それから補償については記載してありますように諸物件たくさんございますが、物件補償、立退補償、整地補償、土留補償、こういうもろもろの補償が記載してございます。それから四ッ谷下土地区画整理事業についてでございますが、こちらには記載してございませんが、おかげさまをもちまして五月の二十五日に竣工式を開催いたしまして盛大裏に終わっております。その節はお忙しいところを御参加をいただきましてまことにありがとうございました。権

利者二百三十八名でございましたが盛大に終わったということでございます。それから工事につきましては残務の工事が記載してありますように四件ございまして、側溝蓋掛、舗装補修、記念碑は御存じのように西側の公園、西公園と申します。今まで第一公園、第二公園と呼んでおりましたが、今回の議会の中に提案してございますが、公園の名称を変更いたしまして分かりよく西公園、東公園としたわけでございます。西公園の西のはじに建っております。

それから都市計画課でございますが、駒形公園の築造について、これは長年の間の懸案でございましたが、ようやく三年間の継続事業によりまして記載してありますような事業費をもちまして、おかげさまで完了いたしたことを御報告申し上げます。それから二番に都市計画法に基づく開発行為、これは下の三件が開発行為の同意の協議伺いに出ておりました。これはそれぞれ企画が中心になりまして各関係方面と協議を行なっております。以上でございます。

なおこちらには記載してございませんが多摩川架橋のこれは日野ロータリーの交通緩和のためのことでございますが、これは十年来の懸案でございましたが、たまたま五月に東京都、立川市、それから私どもと事務レベルで協議を行なっております。これは昨年の十二月に市道八号線、これは高木歯医者から多摩川堤防に抜ける北に抜ける道でございます。これがまっすぐ抜

○議長（大下　博君）　次に福祉事務所長。

（福祉事務所長登壇）

○福祉事務所長（田中若一君）　福祉事務所関係の御報告をさせていただきます。まず福祉課でございます。一点では法外援護の支給状況、三月に支給をいたしたものでございます。物資でございます。石けんと洗剤、生保の世帯ないしは準保護、市内の施設、こういうところでございます。それから二番目が心身障害者福祉手当支給状況一月から三月分の支給の状況、身体障害者が四百名、精薄者が四十二名、重複者四名、こういう状況でございます。次に保育所の入園児の状況でございますけれども、これは四十九年の五月一日の現在の状況でございます。

次か社会課関係でございます。地区センターの設置状況、御案内のとおり宮地区と第二日野万に施設を四十八年度の事業で行なったものでございます。四月落成をいたしまして同時に皆様方の御利用に供したということでございます。次に二六ペー

ジでございます。健康管理手当後期分でございます。該当者が二千八百三十八人、金額で八百十七万一千円、こういうものでございます。老人福祉手当の支給状況でございます。該当者が百九十六名、こういう状況でございます。四十八年度の生活つなぎ資金貸付の状況ないし返還の状況でございますけれども、この記載のとおりでございます。この貸付、おもだったものにつきましては学費とか、入学費ないしは生活費、入院関係いわゆる医療関係、医療費の関係、その他でございますが、特に多いのはやはり日常の生活資金といいますか、若干今月は赤字になったと、その関係のつなぎをお願いしたいと、こういう件数が二十七件を占めております。返済につきましてもここに書いてあるとおりでございますが、現在のところ順調に返済はなされておるという状況でございます。ここに書いてございませんですが、本年度におきましては四月が七件、二十五万、五月か九件二十九万、こういう貸し出しの状況でございます。次か二七ページで乳児医療費助成状況でございますけれども、一月、二月三月の状況でございます。ここに記載してありますとおり助成額一件当たり一千円の前後でございます。これは年間通してこのような状況でございます。次は児童手当の支給状況でございますけれども、これは二月期の支払い分でございます。記載のとおりでございます。なお児童手当につきましては本年十月から一部変わりまして、手当額がアップになると同時に条例分年齢に達した関係で国のほうに移行する、一般児童手当でございますけれども、国のほうに移行するという中でこの条例変更の手当をいたしたいというふうに今、考えております。したがいまして条例分、いわゆる東京都と日野市各市と共同体でやっております。条例分については一般児がいなくなると、特段に残るのは法に除外されております日本人以外の外国人、これらの関係で人員はきわめて少なくなるというふうにみております。以上、いずれにいたしましてもこの条例変更につきましては九月の議会におきましてお願いをいたしたいというふうに現在考えております。次がめくっていただきまして二八ページ、児童館の建設でございます。ただいま地区センターと公民館の前に日野児童館というのが建設されております。来たる十五日に落成式を行ない、同時に御利用に供したいというふうに準備を進めております。ここに記載のとおりでございます。この設置につきましての条例は三月にお願いをしてございます。以上でございます。

○議長（大下　博君）　次に教育長。

（教育長登壇）

○教育長（倉又秀作君）　それでは教育委員会関係についての御報告を申し上げます。二九ページに印刷してあるとおりでございますけれども、まず庶務課に関しまして日野市立幼稚園でございますが、本市としての五番目の幼稚園が皆様の御

協力によりまして八小の隣接地に開園いたしました。五歳児二学級で六十二名でございます。四月十五日に開園式を行ないました。なおそれについての細部は印刷のとおりでございます。それから次は南平小学校でございますが、これも皆様の御援助によりまして無事潤徳小学校の隣りのところに全農敷地というのがございますが、そこで仮設校舎で開校することができました。潤徳小学校の鉄筋教室を四教室使い、さらに南平の仮設教室に十一学級、合計十五学級でスタートしたわけでございまして、生徒の数は五百三十六名でございます。なお新築工事のほうはすでに工事着手しておりまして、十一月十五日完成を目途にして進めております。簡単でございますが、以上御報告いたします。

○議長（大下　博君）　次に水道部長。

（水道部長登壇）

○水道部長（成井正夫君）　水道部の御報告を申し上げます。三〇ページに書いてございますように、企業会計の四月五月の予算のうちから四月分だけの執行額の計上でございます。ほとんどが人件費で特別に申し上げることはございません。収益的収入支出、資本的収入支出でございます。なおカッコ書き等になってございますがこれにつきましては繰越分ということでございます。それから事業の執行状況でございますが、有収水量及び調定料金、この時期におきましては非常に使用水量も少ないわけでございまして、したがって料金の収入も減っておる、こういうことでございます。なおその次の給水工事の実施状況でございますが、二月三月分ということでちょっと古いのでございますがここに計上した数字でございます。なお四月、五月特に五月におきましては統合の関係もございまして施工の総件数は四百五十二件、こういうふうに向上しておるということで御報告をいたします。それからその次の修繕工事の状況でございますがそこにある数字でございまして、量水その他による工事の状況でございます。なおその次の建設工事でございますが、二月から四月の施行と、こういうことでそれぞれ施行は終わったと、こういうことでございます。内容は五件、そこに書いてあるとおりでございます。以上でございます。

○議長（大下　博君）　次に病院事務長。

（病院事務長登壇）

○病院事務長（遠藤政之君）　それでは市立病院の関係につきまして御報告をいたします。三月の定例会に報告いたしました、その後の二月から四月までの三カ月の実績について報告をいたします。まず入院でございますが、三カ月平均一日百十二人でございます。前回報告をいたしました十一月から一月までは九十五人でございました。十七人の増ということでございます。なお占床率につきましては前回報告の平均が六六・八%、今回二月から四月までが平均いたしますと八〇・三%、

一三・五%の増ということでございます。それからその占床率を前年の同期に比較いたしますと前年の同期が七六・五%で三・八%の増ということでございます。それから外来でございますが一日平均三百六十八人でございます。前回報告が三百七十六人ということで前回よりも八人下回っておりますが、前年の同期に比較いたしますと前年同期が三百五十八人で十八人の増という数字でございます。なお診療点数につきましては月平均三百六十四万四千点、前年同期が二百七十七万九千点でございます。約三〇%の増ということでございます。この点数につきましては本年の二月の診療報酬の改正と最近の占床率あるいは占床率等の向上というものによるものでございます。以上でございます。

○議長（大下　博君）　ただいままでの市政経過報告について御質疑があれば承ります。石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　四十八年度の税の収入状況の中でわりあいと、ぼくらが初めてだから分からないんだかどうかしらんけれども、市税の総額からみるとわりあい大きな額が未納になっているというような状況が考えられるので、他市とのいわゆる比較なりそれからそういう税金の未納はどういう状況で市では、係では処理されているか、そういう点をひとつお聞きしたい。

○議長（大下　博君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　さきほど御報告申し上げた中での四十八年度、経済的には相当不況下といいますか、金繰りの面で相当窮屈でございます。印刷してお配り申し上げておりますところの市民税の個人におきましても特別徴収が非常に悪いわけでございます。特別徴収というのは会社の手を経まして市に入ってくるわけでございます。個人の給与から差し引きますのは毎月でございますので個人からの差し引きが遅れているということじゃなくて、法人のやはり手元流動性というものが窮屈になってきているというふうなところから同じ月の中におきましての市に対する納付についても多少遅れてくる、そういう傾向でございます。それからその次の法人、前年度分の法人につきましても、去年は九八%でございましたけれども、今年は九七・七というふうにこの表の中でも個人の金詰まりというのはそう大きく減少化はしておりませんけれども、法人についての延納とか、あるいは翌年回しの滞納というふうな傾向が出ております。それが四十八年度、この五月へ入っての傾向でございます。それでもう一点、四十八年度の最終のちょうど五月の出納閉鎖期を過ぎましたので御報告申し上げるんですが昨年は、四十七年度の市税の最終の収納率は九八・三七%でした。四十八年度の最終はどうかといいますと、九八%でございます。ですから昨年よりも〇・三七%、今年は悪いということになります。それから各市との比較でございますが、旧十六市

というのがございます。この十六市と比較しますと、日野は二番目ぐらいでございます。その後、小さい市といいますと語弊がございますが、新しい市がたくさんできまして、その市におきましてはいろいろな収納率の状況でございますので、七番目ぐらいかと思います。それで日野の収納率は都下の各市と比較しまして、法人税収が多少高いわけでございますので収納率は毎年いい状態でございます。現状も悪くはございません。ただ、さきほど申し上げましたように、〇・二七%悪いということは今日の経済状態から、法人等が金詰まりから滞納する、あるいは翌年回しの延納になるというケースからきてるわけでございます。これらについての手当につきましては、いろいろなケースがございますけれども万全の手当てを講じておるつもりでございます。市内の倒産というふうな傾向はございません。倒産というふうな傾向になりますと税が取れなくなるというふうなことになりますけれども、そういう状況はございません。ただ多少、合併だとか吸収というふうな、去年の状況はこういう経済状態たからあるようでございますが、景気が悪いからといって、滞納になるというふうなものは法人の場合はございません。そういう状況でございます。

○議長（大下　博君）　よろしいですか。次に奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　さきほど加藤部長のほうから御説明をいただきました土地開発公社の問題でございますか、本館の一階で事務所を設けてすでに三人の方によって事務をとっているという御説明でございますが、この公共用地の取得は、たいへんな問題であると思うのでございます。それにつきまして特に優秀な人材が必要ではないかと私は思うのでございます。この三人についてどういう方を採用されていられるのか、私たちも知っておかなければならないと思うのでお願いをしたいと思います。また来月の一日に増員をすると言われますが、何人ぐらい増員されるのか、またどういう方法でされるのか、ひとつお尋ねいたします。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えをいたしたいと思います。ただいまの第一点の御質問の、現時点で三名の職員で目下仕事を進めておりますという御報告を申し上げました。その三名のうち二名は、従来日野市の職員であったものをいわゆる出向といいますか、そういう状況はございません。ただ多少、合併だとか吸収というふうな、去年の状況はこういう経済状態たからあるようでございますが、景気が悪いからといって、滞納になるというふうなものは法人の場合はございません。そういう状況でございます。

○議長（大下　博君）　よろしいですか。次に奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　さきほど加藤部長のほうから御説明をいただきました土地開発公社の問題でございますか、本館

まだこれは確定はいたしておりません。実は今総務部長のほうでいろいろ検討していただいておりますけれども、御承知のように機構の中では従来のいわゆる管材課というものを解消いたしております。そういう中でその職員ももちろん公社のほうに出向をさせてもらいたいと思っておりますけれども全体の中でやりますことで、今何人ということを申し上げられませんけれども、七月一日になりますと、はっきりしてまいると思いますが、少なくとも現時点の人員、倍以上、少なくとも倍以上なくてはこの仕事は進まないということを考えておるわけでございます。

○議長（大下　博君）　奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　今、二名の方か市のほうから出向していられる、いま一名の方は嘱託として出向していただいてる。この方は何かお話に聞くとだいぶお年も召されてるような方だというお話なんだけれども、定年制を持っておるこの市でございます。こういう開発公社のような重大なことに、あんまり年齢のいった人を採用してもらうということは、今後においても大きな問題になるんじゃないかと思います。その点をひとつよろしく御考慮願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　ほかにありませんか。吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　二九ページの教育委員会のことについて教育長にちょっとお聞きしたいんですが、教育長さんも最近新任でいろいろと各施設なんかを見たと思います。今回のこの学校の幼稚園の報告と学校の報告についても前教育長のいろいろの仕事の中の引き継ぎの発表ということだと思いますが、私はこれに関連して、教育長が実際に幼稚園なり学校で見たと思います。市長も公約によって小学校のプレハブを解消するんだ、あるいは教育にはプレハブはよろしくないということで相当数の小学校のプレハブが解消されておりますが、幼稚園の中でひとつ十年もプレハブをそのままにしているという園がございますが、それは御覧になりましたか。

○議長（大下　博君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　それは第一幼稚園ですか。

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　はい。それについてそれでは教育長さん御存じのようでございますので、これの関連としてまたあとのあんまり詳しいこと言いませんが、考え方、姿勢として御質問申し上げます。この第一幼稚園につきましては、非常に教育センターが建ったために全幼稚園が日陰になってしまっているということは御存じだと思います。非常に園児も外で遊ぶことができない。真冬になりますと全部日陰になって庭中が日が当たらないということが第一点。それからもう一つは、プレハブ校舎が、園舎ですね。十年もほうっておくために床が抜けたり何回か床をなおしております。外から交差点の騒音のために相当先生の声が聞えない。それからお隣でもって音楽をすると隣の部屋がブーブーブー音楽がなって声が聞えない。それは仮に前の市長さんが、十年前の市長さんが建てたものですけれども、その点についていいと思ってるか、あるいは前の教育長から引き継ぎでこれは何としても建て直さなきゃいけないんだというような申し送りがあるかどうかですね。それからもう一つ、私はこれ全然知らなかったんですが、選挙中にある園の園長さんに呼ばれまして、呼ばれたというか、私も行ったんですがね。吉冨さん最近市立幼稚園の、あなたプレハブ解消ということをスローガンにやってるけれども、これは私だけじゃなくて各候補者が相当プレハブ解消ということを訴えたわけですが、吉冨さん、あんたそんなことして民間を圧迫することになるんだ。あんなのやめちゃったらどうかと私はそう思ってます、とそういうことをはっきり言われたんで、ちょっとショックだったんです。私自身かね。もしそういうことで市長なり市側が民間の幼稚園に対してちょっと圧迫といいましょうか、財政的にもこれを市でもってやってたんじゃあそこら辺の幼稚園は困るんだと、園長会議でそういうことがあるんで手をつけないのか、私は別に幼稚園を圧迫しようといってスローガンでやってるわけじゃないんですが、そこら辺の事情か園長会議の事情か分かりませんので、どういうふうになってるのか分かれば説明してほしいし、今後もそこら辺の教育長の姿勢ですね。

十年間もそういった音楽が聞えないような教室をほったらかしておいていいのかどうか。市長はいつの市長でもあそこは建て直さなきゃいけないんだということをはっきり言ってるわけです。前の市長も今度の市長も。しかし予算面となると金かないということで逃げてるわけですね。そういったことは子供を守る教育長かどういう姿勢で今後持っていかれるか、ということを今即答でなくてもかまいませんが、大まかな考え方でけっこうでございます。

（「教育長は金がないからできないんだよ」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　今、御質問のあったことでございますが、私、まだこちらへ赴任して一カ月ということで、細かい事情は十分理解してるとは言えないわけでございますけれども例えばあそこのところに行って見ますと確かに今御指摘のように決していい条件のところでないことは私も十分理解できたと思うんです。したかってその事情について一緒に行った松本課長とか、こちらの落合課長などにもいろいろ聞いてみましたらやはり今年は何とかして建てたいんだ、という話は考え方の上にのぼってるんだということは私も確認しておりましてたいへんいいことだとこう思っております。しかし、これは現にあるわけです。小学校とか中学校は、ないから、無から有をまだ生じてこなきゃならんもんでございますので、その辺のと

ころのバランスをどうしなきゃならんかということも十分検討した上で、その上でやるべきものはやるし、あるいは一年先我慢してもらわなきゃならんということもあるんじゃないか、こう思いますがその辺のことについては今後十分検討していきたいこう思います。それからいわゆる私立の幼稚園とそれから公立の幼稚園との関係でございますけれどもこれもなかなかいろいろな点で難しい問題で、ただ日野だけが直面している問題でなくて、ほかの場合でもたくさんそれぞれ問題になってるところだと思いますが、ただ、私ここへ来てたいへんりっぱだなと思ったことがあるんです。それは何であるかというと、公立の幼稚園、五歳児でございますけれども、この五歳児を希望するものは全員入れるんだというこの姿勢は恐らく今後の生涯教育というようなものを考えました上では一つの姿勢としては恐らく国はそれより遅れておると思いますけれども、国も恐らくその線で当然考えていかなきゃならん問題じゃないか、こういうふうに思っております。しかし現実的に私立の幼稚園もあるし、その経営ということ、あるいはそちらにも随分ごやっかいになってるはずでございますから、その辺のところの関係をどういうふうにしていったらいいか、ということについてもひとつ、いろいろ御意見なり何なりを教えていただいて、善処していきたい、こう思っております。

○議長（大下　博君）　吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）　分かりました。今、聞いている議員の中で、教育長関係ないなんて言ってる人が私語している人がありましたがね。教育長が造るんじゃなくて市長が造るということは分かってるけれども、教育長の底に流れる考え方ですね。それを私が新任の教育長でいらっしゃるのでお心をお聞きした、こういうことでございますのでお忘れなく。それからもう一つ日陰の件につきましては十分考えていただいて、日陰を何とかできれば、どういう方法で日陰を解消できるかということはやはり課題だと思いますね。あそこら辺は団地の子供でございますので、狭い家とそれから幼稚園に行って日当りのいいこと、ということがやはり大きな条件になる。できなきゃしょうがないんですがね。考え方としては何とかなるんじゃないか、その点についても課題として考えていただきたいと思います。質問を終わります。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　総務部長にお聞きしたいんですけれども、さきほどの鉄塔倒壊の事故の経過についてですけれども、部長のお話ですと、五月七日に市が要望書を提出され、各関係官庁に提出されたということなんで、その後もやはり五月二十三日に事故の内容というか、そういう形で学識経験者の原因追求をされてるというような回答というか説明があったんですけれども、市としてはその新聞に出られたような回答が市のほうにきてるようなことなんですが、その点がどうも何か一緒のような形でしたので、市がどれだけのとこまで、東電のほうから市のほうへお話がきてるか。新聞は新聞としての話だったのかということでひとつ確認したいと思いますが、その点を…。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　明確にお答えできませんで申し訳ありません。実はこの原因等ですけれども、これについては新聞に発表になりました。ということは新聞に書いてあったとおりでございます。そこで通産省のほうからも、あるいは東電のほうからも原因がこうであったということの文書等は全然来ておりません。ただ内容については新聞に記載をしてあったとおりであった、そういうことを申されておりますので、少しあやふやだったかもしれませんけれども、文書は来ておりません。新聞のとおりであるという口頭で受けただけでございます。

○議長（大下　博君）　よろしいですか。林重義君。

○九番（林　重義君）　実はこの問題については地元の市民、関係者の皆さまもやはり市というか、市の態勢というか、そういう形を非常に何か頼りにしてるという形でございますので、やはりそういう問題についても、何とかこうした市としての回答というか補償というか、そういうことをはっきり明示して、やはりあんまりあやふやな回答というかそういうことがないように、今後ともやはり住民のために御努力を願いたいということで分かりました。

○議長（大下　博君）　ほかにありませんか。なければこれをもって質疑を終わります。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後三時三十八分休憩

午後五時二十二分再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第四諸般の報告について事務局長をして報告いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　それでは申し上げます。四月の十九日以降の会務報告でございます。四月の二十一日に東村山市市制施行十周年記念の式典がございまして議長が出席をいたしました。四月の二十三日には多摩地区離職者対策連絡協議会が立川市で開催され名古屋議員さんが出席をされております。四月の同じ二十三日東京都三多摩消防団連絡協議会の総会が開かれまして議長が出席をいたしております。四月の二十六日二十七日には関東市議会議長会が千葉県において開催され議長が出席をいたしたわけでございます。この内容は四十

九年度の事業計画並びに予算の審議がされました。予算を審議されてなおこれらに合わせまして役員の改選表彰等が行なわれたわけでございます。この表彰につきまして日野市議会の高橋通夫さんと前　石川議員さんが表彰を受けられております。五月の五日に昭島市市制二十周年記念式典が開催されまして、議長が出席をされております。次に五月九日には三多摩上下水及び道路建設促進協議会の第一委員会が開催され大柄議員さんと名古屋議員さんが出席されました。五月九日、十日には東京都の市議会議長会が開催され議長が出席されておりますが、これは四十九年度定期総会でございまして会議の内容といたしましては四十九年度事業の計画の審議並びに予算を審議されております。五月の十一日には自治体病院議会協議会が都市会館で開催され、議長が出席をされております。この自治体病院の協議会につきましては昨年度の途中で加入するようにという関係団体からの呼び掛けがあったわけでございますけれども、市としては年度の当初から加入するというふうな考え方でございまして今年度加入をしたとこういう経過をとっておるわけでございます。五月二十七日南多摩ニュータウン協議会が多摩市で開催され佐々木副議長が出席されております。二十七日に十一市競輪事業組合議会臨時会が開催されまして日野、谷両議員が出席をされております。次の二十八日には横田基地対策協議会の総会が、昭島市で開催をされ、大下議長、米沢議員さんがそれぞれ出席をされております。次に向じく五月の二十八日に高速自動車道路通過市議会協議会が全国町村議員会館で開催され、副議長が出席いたしておるわけでございますが、この会につきましても全国の高速道路の通過する都市で協議会をもつというふうなことでございまして、東京都でも関係六市が加入をし、なおこの会の発会のための発起人にも相成っておるわけでございますが、ちなみにその東京都の市について申し上げますと中央高速道路に関係をいたします八王子、日野、国立、府中、調布それから東名高速道路で町田市が加入をいたしまして以上六市が東京都の関係では加入をいたしております。五月三十日には第五十回の全国市議会議長会の定期総会が開催されまして議長が出席をいたしておりますか、これも総会でございますので、四十九年度の事業並びに予算あるいは役員の改選等を行ない式典でございますので、表彰授与がございましてさきほど関東の関係で申し上げましたとおり、高橋議員さん並びに前石川議員さんがそれぞれ表彰をされました。それからなおこの大会の中で各都道府県段階で提出をされました案件がそれぞれ議決をされまして、それぞれの、それぞれと申しますのはたとえば全国の議長会の中には、地方財政とか、文教とか、運輸、それぞれ委員会があるわけでございますが、それぞれの委員会の中で議決された事項を付託いたしまして四十九年度の活動目標として成果を上げていくということが決定をみたわけでございます。

次に五月の三十一日でございますが、市議会議員共済会の第二十六回代議員会が、日本都市センターで開催され、大下議長が出席をいたしたわけでございますが、この議員共済会につきましては代議員制をとっております。全国で百三十名ほどだったと思いますが、それぞれの代表によってこの共済制度を運営していくということに相成っておるわけでございますが、それでその百三十名の中でとりわけ東京都で申し上げますと、東京都からは四名を出すということで東久留米、青梅、東大和、日野が代議員になっておるわけでございます。したがってそれぞれの近隣の方々にお集まりをいただきましてその内容について協議をいたしたわけでございます。特にとりわけ内容で申し上げますと四十八年度の決算について協議をいたしてそれぞれ原案を認定をいたしております。なお六月の一日には水道の一元化によりまして引き継ぎが行なわれるということで議長が記載のとおり出席をいたしております。以上簡単でございましたけれども会務の報告を終わります。

○議長（大下　博君）　次に多摩地区離職者対策連絡協議会に出席されました名古屋議員より報告を求めます。

（三多摩上下水及び道路建設促進協議会第一委員会委員登壇）

○三多摩上下水及び道路建設促進協議会第二委員会委員（名古屋史郎君）　五月の九日に第一委員会開かれまして八王子の市民会館の小会議室でございました。主な議題は東京都の水道局、多摩水道対策本部の本部長さん、調整部長さん、技術部長さんなどをお招きして、二月六日にこの委員会役員の改選、それから活動方針の確認をいたしました。役員については前年度は阿部市長が会長であったんですが、今年はその会長であった方が副会長ということで留任されるということで、会長には新しく日の出村の方がなられました。事業計画については名前のとおり要するに離職者対策の雇用を促進してくれということを関係方面に要求を強めていくということ。それからそれぞれの構成している市で先進地の視察といいますか、研修をしていくということなどが骨子でありました。それから該入歳出の予算も全員一致で可決をいたしました。さらに細かいことですけれども、規約の一部改正をして委員と事務局の活動の、交通費といいますか、それが若干。それから宿泊費ですね、若干ずつ上げるということも異議なくきまりました。以上簡単ですが、御報告申し上げます。

○議長（大下　博君）　次に三多摩上下水及び道路建設促進協議会第一委員会に出席されました名古屋議員より報告を求めます。

（三多摩上下水及び道路建設促進協議会第一委員会委員登壇）

○多摩地区離職者対策連絡協議会委員（名古屋史郎君）　それでは御報告いたします。四月の二十三日に立川市民会館ホールで多摩地区離職者対策連絡協議会の総会がございまして

が懇談会といいますか、いろいろな質問を都側を交えてやったことについて、さらにそれらの説明というか、質疑を深めて理解を深めたいとこういうことで十四項目にわたってそれらの質問、質疑が行なわれました。それから新しくそれらの委員に代わられた方々の紹介等がありました。会長には小金井の寺本氏が就任をされました。以上簡単ですが御報告いたします。

○議長（大下　博君）　次に十一市競輪事業組合議会臨時会に出席されました日野議員より報告を求めます。

（十一市競輪事業組合議会議員登壇）

○十一市競輪事業組合議会議員（日野源作君）

去る五月の二十七日に十一市競輪事業組合議会の臨時会が京王閣内の組合議事室で開催されたわけでございます。その時の出席された議員は私と谷議員が出席したわけでございます。その結果につきまして御報告を申し上げます。まず議事日程としまして御報告申し上げるわけですが、日程第一議席の指定、日程第二が東京都十一市競輪事業組合議会の議長の選挙と日程第三第一議案東京都十一市競輪事業組合監査委員の選任と。この監査委員は学識経験者から選任するということであります。日程第四第五号議案東京都十一市競輪事業組合監査委員の選出でございますが、この監査員は組合議員のうちからの選任でございます。日程第五、第三号議案沖縄国際海洋博覧会協賛競輪開催に伴う事務委託契約についてでございます。日程第六、四号議案、東京都十一市競輪事業組合特別会計予算についてでございます。日程第七、第五号議案、昭和四十九年度東京都十一市競輪事業組合特別会計予算についてでございます。これらの案件につきまして審議をいたしたわけでございます。監査委員の選任に伴いましてこの十一市並びに六市、四市のうちの事業組合設置関係の担当者並びに役職について御報告を申し上げます。まず十一市組合の管理者は調布の本多市長さんが担当しております。それから六市の組合は昭島の新藤市長さんでございます。それから四市の管理者には小平の大島市長さんが担当してございます。それから副管理者は六市の組合の後藤市長さんでございます。それから十一市の組合の副管理者は武蔵野の後藤喜八郎市長さんでございます。それから六市の副管理者は町田の大下市長さんでございます。それから十一市の副管理者は小金井の永利市長さんでございます。それから十一市組合の副管理者は東村山の熊木市長さんでございます。四市組合のほうは国分寺の塩谷市長さんでございます。次に収入役でございますが、これは四市、六市、十一市組合が受け持っておるわけで、武蔵野市の市川正行さんがやっておるわけです。それから監査委員の学識経験者が選任されましたのは青梅の原嶋兼吉さんが、これは助役さんでございまして前から関係しておるわけです。それから議長につきましては六市、十一市内田議長が選出されました。四市の組合のほうは国分寺の菊地芳蔵さんが選任されたわけです。それから副議長のほうは六市、十一市が小金井の大久保さん、それから四市のほうは東村山の川島さんが選出されたわけです。それから監査委員につきましては議員選出につきましては八王子の青木さんが選出されたわけです。四市のほうは田村議員が選出されたわけで、以上がこのような形の方々が十一市、六市、四市の組合の担当者でございます。なお余分なことを申し上げたようで関係がないからという御意見が出たわけですが、なぜこれを報告を申し上げたかといいますと、この中で日野だけが何の役職にも入っておらないと、こういうわけで副管理者なりそれ相応の日野の市長さんに何かということで考えておるんだということがありましたので報告いたしたわけでございます。役職については以上のようなことで余分かもしれませんが報告したわけです。それからこの役職の議長、副議長監査の選任については委員会で検討した結果、前任者が十一市と四市の関係の役職が留任という形になったわけですが、前任者の理事者のほうからも説明なりいろいろ検討した結果、こういう特殊な事業をやっていく場合には利害関係に非常に収入に関係するということで、いくぶんでも熟心に慣れた関係が留任されることが最もふさわしいという報告があったので、それに基づいて再選したということでございます。

次に…（「どうも御苦労様でした。」と呼ぶ者あり）一応報告だけはしないと後日またできませんから、また……（「了解」「ゆっくりやれ」と呼ぶ者あり）（笑声）これは実際皆さんから、私もそう思ったんですが、確かに直接は関係のないこともあると思うんですが、一応やはり内容的に報告しておいたほうが皆さんのいろいろな、こういう事業の内容についても検討してもらえる上においても多少参考になるだろうということで報告するわけです。（「異議なし」と呼ぶ者あり）（笑声）それではこの臨時会の次第になっております沖縄国際海洋博覧会協賛競輪開催に伴う委託、業務委託の契約について報告を申し上げたいわけですが、今も現在の報告でさえ長いということですので、（笑声）これだけ委託契約の内容があるんですが、もし必要なければ今でなくてもいいということであれば、これをコピーにでもして皆さんにお配りして参考にして見てもらいますが、どうしますか。（「コピーでもらったほうがいい。分かります」と呼ぶ者あり）そのほうがいいですか。それではこの報告は略しまして後日これと同じものを皆さんに配布に準備していただくようにお願いしますから。（「了解」「異議なし」と呼ぶ者あり）それからこの沖縄博覧会の競輪開催の予定は今年度、来年度二回、三日ずつやると、こういう予定になっておるわけです。今年度は七月の十六日から十八日、三日間やると、こういう予定になっておるわけです。それで大体の三日間の予算もあるんですが、これを詳細に報告すると長すぎるから重要な点だけ報告してあれしますから、三日間の入場料の収入が三百万と、予算

は、それで勝車投票券販売収入が三日間で十三億五千万の予定だというわけです。それでその収入をどういうふうに配分するかといいますと、沖縄のほうに二分の一、この十一市競輪事業組合のほうで二分の一、折半だと、こういうわけで大体予算に準じて収入があれば七千五百万という収入になるんだと、こういうことなんです。それを七千五百万の収入を十一市にも配分されると、こういうことです。以上で簡単ですが終わります。

（「御苦労様」と呼ぶ者あり）（拍手）

○議長（大下　博君）　ただいままでの報告について御質疑があれば承ります。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　重要だと思うので一言お伺いいたします。二十八日に行なわれた横田基地対策協議会の総会ですが、これはあまり詳しいことはいりませんけれども、大体どういう事業をやって、どういう効果が期待されているのか。その次の高速自動車道路通過市議会協議会も同じことですが、どういう事業をやってそしてどういう効果が期待されているか。それからもう一つ、これは質疑になるかどうか分かりませんが、三十一日に行なわれた市議会議員の共済会のことで思い出したようでたいへん恐縮ですが、この前の規約の審議ですか、改正の時に決定的ではないにしても法律的に何か二重に遺族から催促されれば、訴訟されれば取られるんじゃないかというような疑問があったはずでありますが、そのことの共済会の規約の改正を今、作業を進めているかどうか、重要な問題だと思います。以上三点を。

○議長（大下　博君）　それでは私から、それぞれ出席された方いるんですが、おいでにならないので、私からごく簡単に、横田基地の問題については今まで要するに基地があるために非常に被害を受けている、それらについての補償なりあるいは設備なりをやってもらいたいという運動を今までやってきていたわけです。さらにその総会において十一項目、今申し上げましたような被害によるいろいろな補償あるいは細かくいえばテレビとかいろいろな問題があるわけです。防音装置とか。そういうような要求といいますか、をこの協議会において十一項目決めてそれらをもってそれぞれ防衛庁なり何なりに折衝していこうということが決定されたわけです。

それから高速道についてはやはりこの高速道による非常にいろいろな問題で被害が、通過地においては被害があると、たとえばインターチエンジ等では排気ガスとか、あるいは何か事故があった場合はそこの市が責任をもってその救護なり何なりに当たらなければならないと、あるいはこの鉄道は二分の一の固定資産が課せられていると、しかし私鉄については全額の固定資産、ところがこの高速道だけは全然土地の市に固定資産というものが全然ゼロになっているわけです。そういうものについての不当なりあるいは被害なりに対して補助あるいは固定資産

なりをやはり付けるべきだという運動をこれから国に対して働きかけていこうということの議決なわけです。これはこの中に報告にもありますように全国議長会でもこれが取り上げられて推進していくということが決定しているわけです。

それから共済ですけれども、今おっしゃったのは日野市独自の議会で決めている共済であろうと思います。これについては私がこの前の協議会で常任委員と、それから各派から若い人だという構成になっております。しかしこれはまだ手は付けておりません。と申し上げるのはあれを変えるにしても、中身を変えるにしてもやはり私考えすぎかもしれませんけれども、やはり議員の今の審議会が始められています特別職の報酬についてありますのでそれらの進め方の様子をみながらそれに基づいた時にやったほうがいいんではないかと、今、極端にそれを変えるということも問題じゃないかというふうに思っているわけです。今ここで報告されましたのはいわゆる全国の市議会の共済会なわけです。これには私は代議員として出席したわけですけれども、やはりこれは全国市長会で過去からこういうレポートが出ていますけれども、これに時々載って御承知と思いますけれども、要は今の議員の共済制度が非常に低いということ、それらをもっとアップしなきゃいけないんじゃないかという運動が続けておられたわけです。それが今年になって一つは今までの議員報酬の過去三カ年間の平均を基礎にして、いわゆる決まった算式でいわゆる議員のやめられたあとのいろいろな保障があるわけですけれども、それを過去一カ年の議員の報酬手当を基礎にするということが決まったわけです。それから今一つは過去にやめられた方で今のような非常に物価高の中での、過去においては安定していましたので、低かったということが一つの考え方にのっているんだろうと思うんですけれども、これらの人も救済しなければいけないんじゃないかということで、三十七年以前にやめられた方については、やめられた方に対しては一。五を掛けてそれでその算式によってアップしていこうということが主として今までの過去の国なり何なりに折衝した結果、そういうふうになったということです。あとは日野にあまり関係ないことですけれども、最高額が今特別地においては二十二万円、あるいは一般市では十八万ですがというふうに最高額か決められているわけですけれどもそれをもっと特別市と同じように各市もいわゆる二十二万にしろという運動が続けられているけれども、まだそれが結論が出ていないということです。そういうことがこの全国共済会の議員の共済会で報告があり、それらの現在解決していないものについてさらに運動していこうということが決定したわけです。以上三点について。

おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　それでは一言お願いします。希望意見になるかもしれませんが、前二件の問題については議長会だけではスタッフがないので、たとえば市民の被害を訴える場所がなくて泣き寝入りというのが現在の状況です。こういう状態からこれは全国協議会ですか、これが一つの運動のチャンスをあるいは糸口を、突破口を開くということは大事なことだと思いますけれども、これがこういう希望を持ちながら単なる働きかけとか、そういうことではなくて被害の状況を集約して、それで当局に具体的な資料をもって当たるということも、運動をさらに具体化するためには必要な問題だろうと思いますので、理事者側とのタイアップの問題も考慮しながら今後のこの二つの問題については進めていっていただきたいと思います。これは意見として申し上げます。

それから共済組合のほうは飛躍してたいへん恐縮ですが、私がこれに関連して特にお許しいただいてお願いしたいのは、議長とそれから事務局長の説明によりますと、何か二十万だか二十万だかしりませんがこっちのほうで出すのをこっちで出さなくてもいいんだというように説明しておりましたけれども、文書によりますと両方から取れるようなことに理解できる文書でありますので、この問題とは掛け離れて恐縮ですが、そういう

ふうになりますと、与えられた人が黙っているとそれだけで終わってしまう。今度は私みたいにちょっと余計にしゃべるやつは余計もらうというような、二重にもらうというようなことになりますとたいへんな問題だと思いますので、この問題と関連して恐縮ですが作業を進めてこの日野市の共済会の規約も改正に取り掛かるようにお願いいたします。

○議長（大下　博君）　それでは事務局長から事務的な面でこの件について。

○議会事務局長（田倉高光君）　それではちょっと申し上げたいと思いますけれども、今御指摘の点につきましては別途の共済といいますか、議員団体の保険のことと思いますので、このことについては今後研究の課題だというふうに了解しておりますが、なおここで代議員会の問題でございますけれども、これは御承知のとおり地方公務員の共済制度と同様に代議員につきましても共済制度を実施するということで御承知のようにいわゆる率直に申しまして議員の恩給の制度でございます。いわゆる標準報酬月額に何パーセントかの掛け金をいたしまして退職時に一定の年齢に達すれば恩給、そうでない場合には一時退職金こういう制度でございます。したがってこの中にはいろいろ問題があるということで、さきほど議長からもお話がありましたように、標準報酬月額等を含めて対象額の引き上げ、なお一般市の引き上げというような問題、あるいは恩給のスライド制と

いう問題、このスライド制につきましては、法令によらずにその時々によって法律で改正をしていくというようなことで進めていくというようなことで、目標としては進められておるようですが、そういうような過程の中で、今申し上げましたような公務員の共済制度に基づく恩給だということを御理解いただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって報告を終わります。おはかりいたします。この際議案第八六号昭和四十九年六月における期末手当の支給議案第八八号昭和四十九年六月における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第八六号を提案する前に議案書に文字を書き加えていただきたいと思います。議案書の中で期末手当の額が空白になっておりますが、これを給与月額の一・九カ月プラス一律五万円と書き加えていただきたいと思います。それでは議案第八六号の昭和四十九年六月における期末手当の支給について御提案を申し上げます。本議案は日野市一般職の職員の給与に関する条例、第十六条の規定に基づき六月期に支給する職員の期末手当の額を定めるものであります。職員組合と交渉の結果、給与月額の一・九カ月プラス一律五万円で合意いたしましたので、よろしく御審議をお願いいたします。なお支給日は六月十四日としたいのでこの点もよろしくお願いいたします。以上でございます。

続けて議案第八八号の御提案を申し上げます。本議案は日野市議会議員の六月期に支給する期末手当の額を定めるものであります。期末手当の額は、昭和四十九年六月における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例を定め、報酬月額の三・五カ月分を支給したいのでよろしくお願いいたします。なお支給日は六月十四日といたしたいので、よろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（大下　博君）　関係部長より説明を求めます。総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　ただいま提案理由にありましたとおり、日野市一般職の職員の給与に関する条例第四条によりまして、支給する職員の期末手当の額を定めるものでありまして、五月二十日に職員組合よりは二・七カ月プラス一律六万円の要求書が提出されました。他市の状況、財政状況等を勘案し、組合と交渉を行なった結果、六月五日にただいま提案理由の額が合意に達しました。よって条例第十七条で定めて

職の職員の給与に関する条例、第十六条の規定に基づき六月期に支給する職員の期末手当の額を定めるものであります。職員組合と交渉の結果、給与月額の一・九カ月プラス一律五万円で合意いたしましたので、よろしく御審議をお願いいたします。なお支給日は六月十四日としたいのでこの点もよろしくお願いいたします。以上でございます。

六月十一日　火曜日　（第二日）

る勤勉手当の〇・六カ月、これを差し引きまして一・九カ月プラス一律五万円の額を提案したものでございます。内容については、昨年度と比較して率で〇・一カ月プラス一律で一万八千円、平均で二万八千円の引き上げとなります。総額では三億四千八百余万円、一人当たり平均三十一万九千円の支給額となります。予算処置でありますけれども、当初予算におきましては昨年の実績が予算計上されております。合計で年間九億二千二百九万六千円の計上でありまして、それの三七%である三億四千八百余万円の総額となります。支給日は提案理由でお願いしましたとおり、条例上は十五日になっておりますけれども、土曜日のために十四日に繰り上げて支給をいたしたい、お認め願いたいと思います。なお、参考までに年齢別の平均給料調べを配布いたしました。以上要点のみを申し上げましたが、よろしく御審議願います。

〇議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

〇議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八六号昭和四十九年六月における期末手当の支給、議案第八八号昭和四十九年六月における日野市議会議員の期末手当の特例に関する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程は終わりました。本日はこれにて散会いたします。

午後六時八分散会

日野市議会会議録　第二十七号

昭和四十九年
第二回定例会

六月十一日火曜日（第二日）

出席議員（二十三名）

一番	秦	正	君
二番	大下	博	君
三番	奥住	芳雄	君
四番	正国	大治	君
五番	鈴木	美奈子	君
六番	橘	祐子	君
七番	板垣	正男	君
八番	黒川	重憲	君
九番	林	重義	君
十番	谷	栄吉	君
十一番	剣持	佐吉	君
十二番	石坂	勝雄	君
十三番	竹ノ上	武俊	君
十五番	市川	芳太郎	君
十六番	高橋	通夫	君
十八番	杉山	寅三郎	君
十九番	本間	久	君
二十二番	一ノ瀬	隆	君
二十三番	日野	源作	君
二十四番	吉冨	繁枝	君
二十五番	三浦	重春	君
二十六番	島村	孝志	君
二十七番	名古屋	史郎	君
三十番	滝瀬	政吉	君
二十番	佐々木	昭雄	君
二十一番	大柄	保	君
二十八番	飯山	茂	君

欠席議員（七名）

一番	滝瀬	政吉	君
二番	滝瀬	敏朗	君
十四番	米沢	照男	君

十七番　清水芳雄君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	市川晴夫	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	杉本好次郎	君
民生部長	松村清栄	君
市民部長	赤松行雄	君
建設部長	篠崎美雄	君
都市計画部長	中島武男	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―十―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　清水聡一郎　君

福祉事務所長	田中若一	君
水道部長	成井正夫	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君
教育庶務課長	落合豊	君
学校教育課長	松本武	君
社会教育課長	坂本金雄	君
体育課長	長谷川暢男	君

議事日程

一、一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

昭和四十九年六月十一日（火）

午後一時開議

午後一時二十一分開議

○議長（大下　博君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十六名であります。

日程第一、一般質問を行ないます。

一の一、子供の交通安全対策と交通少年団についての通告質問者鈴木美奈子君の質問を許します。

（五番議員登壇）

○五番（鈴木美奈子君）　子供の交通安全対策と交通少年団について質問いたします。ここ数年、たいへん車が増加いたしましてそれに伴ない交通事故がふえております。子供を学校に送り出すときにまず母親が子供に言う言葉は、車に気をつけて学校に行きなさいね、こういうふうに声をかけて子供を送り出します。また低学年や幼稚園児などは雨の日には黄色のレインコートや、またかさなどをさして子供を車の運転者の目から注意をひくように、こういうための努力もされているわけです。交通事故は毎年九十万人を超える人々が死亡し、またあるいは負傷し、最近この十年間の死者が四〇%、また負傷者は二・八倍にも増加しております。交通事故による犠牲者数は、戦争による死傷者数をはるかに上回る、こういうふうにいわれておりますけれども、この交通事故の原因が自動車台数がこの十年間に急激にふえている、そして一台当たり人口も三十七年には二十人だったものが今では四・六人、こういうふうになっているわけです。このように自動車の急激な増加は自動車産業が無計画に利潤を第一に、そして大量に生産され販売され、そしてその政府のもとで自動車専用の幹線道路づくりが行なわれました。そのおかげで、鉄鋼や石油やセメントなどの大資本はもうけ、そして重化学工業などの大資本は、安くて早くて、確実なトラック運送などによって運輸賃や時間を切り詰め、ここでもまた利潤を受ける、その陰には住民が道路用に土地を取り上げられ、また交通事故や交通災害、交通マヒなどの犠牲をこうむるようになったのだと思います。こうした社会全体の中で子供の交通事故はたいへん多く、東京都の場合だけでも歩行者数の死傷者の四九%は幼児や小学生です。で、この交通事故の死者は幼児の場合では八八%、これが歩行中のできごとです。そして小学生は六一%も占めております。この事故を守るには運転者や歩行者の不注意、交通道徳の不徳だけでは解決できない大きな社会的な問題だと思います。以上のようなことを述べましてまず最初に質問いたします。子供の交通事故に対する日野市の対策は今どのようにされているかまずお聞きいたします。

○議長（大下　博君）　ちょっと待ってください。質問者にお聞きするんですけど、何項目かあるわけですか。（五番議員「はい、あります」）じゃあそれを一応出していただいて……。

○五番（鈴木美奈子君）　それでは二つ目に、日野に交

通少年団が結成されていることを聞いておりますが、昨年度の交通事故に対してこの少年団の果たしてきた役割り、実績はどのようなものであったか。三つ目には警察署長名と、交通安全協会長の名前で趣意書が各学校を通じて配られましたけれども、これに対する教育委員会の考え、また校長に対する指導はどのようになっていたのか。四つ目には、交通少年団の活動の内容を見ますと、学校放送を通じて少年団の活動などを呼びかける、また警察官の補助としてのその運営や進行に協力する、こういうことが入っておりますけれども、これに対する考え方。五つ目には交通少年団についての市と、また教育委員会の考え方ですね、これを明らかにしていただきたいと思います。以上、最初に五点について質問いたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。ありませんね。

それでは鈴木美奈子君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　五点ほどありますが、一、二点についてお答えをいたします。

子供の交通事故数、その対策。それから二つ目の交通少年団が結成されているが、昨年度の交通事故に対しての少年団の果たした役割りについて、この二点についてお答えいたします。昨年、昭和四十八年における交通事故の件数は日野市内で全部で百二十六件でございます。前年の四十七年と比較いたしますと、四十七年度が百七十件であります。したがって四十四件の減で、二六％減少値となっております。このうち子供の交通事故は四十五件で、内訳は幼児が三十件、小学生が十二件、中学生が三件であります。死亡一名おりますが、踏切りでの死亡でございます。子供の事故は学校、あるいは幼稚園等の登下校時の事故はほとんどありません。家庭にいるときであります。市としての対策でございますが、通学路の歩道の整備と、あるいは標識等の設置などを年度計画で行なっております。特に春秋の交通安全運動期間中は老人と子供の事故を防止することを重点にして行なっておるのが現状でございます。特に遊び場の整備点検等、または裏道の交通事故対策について、子供の指導並びに母親ぐるみの指導を、学校、ＰＴＡ、幼稚園等に強く要望しております。今後なお子供の交通事故対策には重点的に考えて推進していく考えでおります。さらに二番目の交通少年団についてでございますが、市といたしましては直接この運営には携わっておりません。明確なことは申し上げることはできませんが、昨年度日野市管内、日野署管内の子供の事故は九十五件でありますが、交通少年団からは一人の事故者も出ていないと聞いております。まあ、日野市内の交通少年団に加入されている方は日野市内で二十八名しかおりませんが、その中からは一人もありません。子供たちに交通安全の知識を修得させたり、

または交通ルールを習慣づけさせる等で交通事故を未然に防ごうという趣旨で、子供から子供へと伝えていく方法はまことによい方法だと考えております。そういった意味での役割りは十分果たしていると考えております。終わります。

○議長（大下　博君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　それでは特にこの交通少年団についての、趣意書というものが配布されたと聞いております。それについて主にお答えしたいと、こう思います。この趣意書の配布はですね、それを申しますと三月十八日と、それから五月二十日に関係者、これは学校長、それからＰＴＡの会長、それから各学校の生活指導主任ですが、それの集まりでもって一応決定して、その趣旨に賛同して、そしてそれらの趣意書の作成方については、学校っていうのはかなりいろんな点で忙しいという面もあったんだろうと思いますが、一応警察のほうにお願いしてこの原案をつくっております。そういうふうにしてあります。そして、もちろんできた原案については目を通していると思います。そしてその後でき上がりまして、その上の各家庭への配布でございますけれども、これは、これがいいから全部各学校に対して各家庭に配布するようにというようなそういう指示はしておりません。むしろ各学校の自主的な判断で、交通安全教育というようなものを考えた立場から教育計画をしていく場合に必要であればそれをひとつ配布して御父兄の協力を、少しでも理解を得たり、あるいはその御協力を得て子供を交通少年団に加入させるというような形をとるようお願いしております。ただその、こういうような文書が、たとえば警察署長さんの名前などで出ていくとすれば各家庭や何かで、びっくりするというふうなこともないとは限らないと思うんです。そのようなことについての配慮も今後十分してかなきゃあなりませんし、あるいは警察署などにもそういう点について事前に、たとえば教育委員会に連絡するんだと、そういうようなことをしていただきたい、こういうふうに思っております。それからその趣意書のところに放送とかそれから交通安全についての警察、あるいは警官の補助に使うというような趣旨の言葉が書かれているんでございますけれども、これは前のほうを読んでいただくとわかりますように、これは学校においてそういうことをやるわけです。それから放送に関しましてもこれは学校の指導下にあるわけでございますから生徒、あるいは無条件に交通少年団の放送をさせてくれいというようなことをいってきましても、それがたいへん趣旨にそってそれが教育的に価値があると考えればもちろん学校で判断して、その趣旨については放送することがあるとしましても、無条件にその放送を許可するっていうようなことは、これは絶対にありません。それから警官の補助に使うというのも、これは安全週間などにおいて学校の中でいろいろな訓練をします。その場合には先生方が全部それの知識

や技能を十分身につけておればいいわけですが、これは不可能なことでございます。やはり専門家である警察、特に婦人警官に来ていただきましていろいろな御指導をいただいております。そういうようなときにですね、事前にそういうようなことについて一歩前進しているその児童、生徒などがその手助けをするという意味な補助でございまして、街頭に出てそれぞれ警官の補助として使うと、そういう意味ではございません。そしてそのようなことについては、もしあるとすれば、これはこの児童生徒の心身への過重負担にもなりますし、それからおそらくそれは交通少年団の結成された趣旨ではないというふうに私たちは理解いたしまして、そういうことがもしあるとすればそれについては今後ないように申し入れなければならんと、こう思っております。それからこの、たとえばこういうようなものに対しての教育委員会の、あるいは市の姿勢というのはこれを受けて教育委員会の教育姿勢を取ると思いますが、その姿勢はあくまでこれは児童、生徒の交通安全の確保ということを考えなければなりません。しかしそれだけがすべてではなしに、やはりそういうものを生徒に教えていくためには学校の教育活動の一環としてやはり考えていかなければならないと思います。それと同時にこういうことについては保護者の理解というようなものもたいへん必要だと思います。そういうような立場に立ってあるいは日野交通安全協会というのもございますし、あるいは日野市交通安全対策協議会というのもございます。あるいはそれに直接当面している警察署というのもございます。そういうところが十分協力し合って、一つでもそういう事故が起こらないように努力すべきものであるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　ただいま教育長からの答弁もございましたけれども、この趣意書の備考のところにたいへん誤解されるような、五十名を一応の目途といたしまして希望者多数の場合は学校で選ばしていただきますということ書いてあるわけですね。そうしますと渡された父兄は、これは、学校のほうでやってんじゃあないかという理解をするわけですけれども、これについての見解はどういうふうに考えてらっしゃいますか。

○議長（大下　博君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　今、教育長が申し上げましたように、三月十八日と五月二日に、ほとんど全部の校長さんは集まっていないようでございますけれども、そこで学校が忙がしいというので趣意書はおまかせしますということで、そのときの話では多摩市のある校長さんの発言だったようでございますけれども、多勢になった場合は学校側と相談をして選ぶと、選出をすると、そういうことを申し上げたと。日野は去

年、警察署にお聞きしますと三団あるようでございますが、ほとんどオーバーしたという例はございません。で、ある一団ではよくその場合は御父兄と、それから担任と話し合っているということで、現在オーバーして困ったという例はございません。ただこの文面で、これは私どもも後で提示を入れてみたわけでございまして、学校で選ばしていただきますので御了承くださいという、備考欄にございますが、まあこういうのも先ほど教育長が申し上げましたように、たとえポスターをお願いするとか、そういうことならわかりますけれどもこれから子供の団体を育成していこうと、永続性があるものでございますのでこのような場合には私ども教育委員会と、それから学校とかあるいは警察署と、あるいは安全協会とよく相談をしてですね、そういう表現については今後十分留意するように私どものほうも気をつけたいと思います。以上です。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　今この趣意書については課長のとおりで、これからぜひそういうふうにやっていただきたいと思いますけれども、この少年団の中味についてですね、教育委員会はきちっとつかんで、そしてこの趣意書を配らせたのかどうかということがたいへん疑問に思うわけです。で、いろいろこう聞いてみますと、この東京都の交通少年団の活動の中味を見ますと交通についてももちろんやっておりますけれども、この裏の作文ですね、子供たちの感想などを見ますと、トランポリンをしたから楽しかったとかそれから鼓笛隊でやったから楽しかったとか、そういうことで交通とはまた別の面でたいへん子供たちを引きつけている面があるわけですね、私どももまあ交通としてはたいへん今こういう車の多い中で子供たちを守らなけりゃあならないということで、交通少年団の果たしている役割りもいろいろと評価のあれがありますけれども、こういうことでもし教育委員会がこのことで各学校に配る場合にはこの中味まで十分検討してやっていかなければならないと思うんですけど、それについていかがだったかどうかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　先ほど申し上げましたように、今回の趣意書はこの前の会合で私ども出ておりませんで、私自身出ておりませんのでよくわかりませんが、そういう学校側の申し入れで直接ストレートに学校にいっていると、ただ今回のことが起きましたもんですから初めて趣意書を、私ども学校から取り寄せたという状態でございます。本来ならば事前に教育委員会と協議をしてというのが筋だと思いますけれども、そういう点で先ほど私はお答えをいたしました。中味につきましては今度の十四校、小学校ございますが、先ほど教育長が申し上げましたように、それぞれの学校が先生方と職員会

議などで相談をして、けっこうですと、お願いします頼みますというような形でそういう協議のもとで趣意書を配ったというような学校が七校ございます。あと七校はもう少し様子を見るとか、時期を待つとか、あるいは過去の特にこれは都心部から発達した団体でございますので、都心部の今の、現在の少年団の状態を見るとかですね、そういうことによって考えていきたいということです。あるいは学校においてはこれは将来私どもの考えといいますか教育委員会全体の考えとしては、学校というものに足がかりをつけてはおりますが、これは一つの社会教育関係団体の目的団体に入っております。で所管は当然社会教育になるわけですが、そういう所管の問題もございますし、援助の仕方も問題がございますが、そういうことであるいはＰＴＡの校外の補導部などが中心になっておやりになるような形がまた出てくるかもしれません。そういうことで学校によってはＰＴＡの運営委員会によってよく協議をして、それで意思決定をしましょう、という慎重な学校もございます。で、特に私ども心配しますのは今御指摘のようなこともありますが、非常にこれエスカレートしてですね、たとえばしょっちゅういろんなパレードに引っぱり出されるとかですね、何かの催しに必らず何かアトラクション的にですね、しょっちゅうそれが出されるとかそういうふうになりますと先ほど教育長が言いましたように心身発達の段階において非常に過重な負担になるとか、それから妙な優越感を抱かせるとかですね、そういうことはやはり教育的にマイナスだと思います。それは現に私も若干のかかわり合いもある以上は、やはり教育的に考えて解決していきたい、こういうふうに考えます。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　それから先ほど警察官の補助としてと、それから学校放送のことですけれども、学校の校庭の中でもやはり私は補助としての子供を使うっていうことは正しくないんじゃあないかなっていうふうに考えるんですけれども、外のほうではなおのこと補助でなくてやはり子供たちは自分一人の身を守ることすら今のこの交通が非常に多い中ではたいへんなわけです。で、その中でこの活動の中では老人や幼児の横断を助ける運動として、横断歩道を歩いているお年寄りや幼児を見かけたら手を引いて一緒に歩こうと、まあこれはたいへんけっこうなことでいいことなんですけれども、とてもあの車の多いときにこういうことはもうたいへんな子供たちに過重な点を負わせるんじゃあないかっていうことを考えるわけですね。それで学校の中でもやはり警察官の補助としての役割りっていうのは子供たちにたいへん心身的にもいろんな点で影響を与えるので、これは警察官の補助でなくて、この補助はむしろ先ほど松本課長も言われたように、何ていうのかしら、社会教育の問題でもあるので、先生が補助として役割りを果たして、

子供は警察官の補助としての役割りっていうほうからはずしたほうがいいんじゃあないかと思うんですけれども、その中と外との違いがありますけれども、そういう点についてはいかがでしょうか。

○議長（大下　博君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　この趣旨は、あくまでも根本は自分自身を守るっていうことに交通少年団を置いているわけですけれども、で、実際に去年若干の期間だそうですけれども、一つは、主眼に置いているのは自分、自己自身をいかにして交通ルールを守るかということが一つ。二番目は、自分が自転車に乗った場合はどうして交通ルールを守るかと。三番目はその二つを総合した交通ルールをどうして守るかと。あくまでこの少年団という名前にはなっているんですけれども、あくまでも自己中心なわけです。ただ低学年の場合では、小学校一年生から六年生までであるとみた場合に、一つの生活指導の一環としては特に日本の教育に欠けている一つの縦の関係における自分の後輩の指導ですね、そういうものが今日本の教育に欠けていると思うわけでございます。そういう意味で高学年の子供が立派な交通ルールを身につけて、自分でお手本を示すということはやはり低学年の子供に非常に影響が大きいというようなことが去年実際にやった学校の体験談でございます。ですから少年団ができていなくても日野市で交通安全対策協議会、これは会長が市長でございますけれども、その会長主催のもとで春、秋に交通安全週間がございます。その場合に必らず、じゃあ学校ではこの週間に何をしようかと、ＰＴＡでは何をしようかと、自治体では何をしようかというような対策を練った場合にですね、必らずある学校で、希望する学校には婦人警官を招いて、実際に校庭を使って横断歩道の訓練であるとか、あるいは待つ待ち方だとかわたり方だとか、実際に口だけじゃあなくて体感と申しますか体で味わうということを少年団ができている以前から学校では行なわれているわけです。その場合たまたま去年の話を聞いてみますと、非常に立派なルールを身につけた子供が、そこはそういうふうに注意しなさいというようなふうにサジョッションを与えるというようなことでたいへん子供には励ましになっているということでございます。これは去年私どもの第一幼稚園が、話はちょっとそれますが、幼稚園園児が交通安全協力園で二年間研究をしましたけれども、その園児自身もやはりそのことが言えると思います。そういうことですから安直にですね、手が足りないから婦人警察官のお手伝いをするという意味じゃあなくて、あくまでも子供たち全体が交通ルールを守れるようになるための一つの役割りを果たしていただくと、そういうふうに御解釈していただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　この交通少年団について学校

を通じてね、生徒を募集してやるということに対してたいへん父母の中から心配だという意見も出ているわけですね、そういうことでこれはむしろ地域のほうに警察から地域を通じて少年団を募集したほうがね、望ましいんじゃあないかっていうふうに私は考えるんですけれども、それについてはいかがでしょうかしら。

○議長（大下　博君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　確かに社会教育関係団体という観点から立ちますと、一番望ましい形は地域でそういう交通安全に対する関心の高い方がリーダーになって、いわばボランティアになって一つの子供会的な組織をつくっていくのが一番望ましいと思います。ま、しかしこれは御意見として承っておきまして、やはり発足以来交通課でも苦心しているでしょうし、あるいはそういうことに関心を持つ学校もございますのでよく相談をして今後のことは考えたいと思っております。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　それではこの少年団の今後についてはそういうことで考えていただくとして、確認の意味でもう一回お聞きいたしますけれども、今募集しております少年団のことについては、各学校で自主的にそれぞれのＰＴＡの運営委員会だとかそういうところ、また学級父母会ですか、そういうところなどで話し合って、で、そこで納得して入るなら入る、ことわるならことわる、そういうことでいいのかどうかもう一度確認いたします。

○議長（大下　博君）　学校教育課長。

○学校教育課長（松本　武君）　そのとおりでございます。

○議長（大下　博君）　鈴木美奈子君。

○五番（鈴木美奈子君）　はい。それでは交通事故が今たいへん多いわけですけれども、これをなくするにはどうするかっていうことで、たいへん今のこの自民党の政策が交通事故の責任を働く人たちとか、それから住民にかぶせて、事故は運転者や歩行者の不注意によって起きるのだから交通安全運動やその取締りを強化することによって運転者や歩行者の気持を緊張させれば事故の防止ができるっていう、そういうふうに考えているらしくて、取締りがたいへん強化されて罰金制度なども強まっているわけです。しかし一方では自動車がたいへん増産いたしまして自動車メーカーなどを規制しないで自動車の台数が非常に伸びている。これを手を打たないでそして車優先の道路政策をやっています。そして歩道橋や地下道などによって人間がずっと道路から押しのけられて、最近では路面電車だとかバスなども縮小されて、こういう状況が生まれているわけですね。で、幹線道路を規制しますと車は裏通りに入る。そのためにますます細い道路に子供たちやお年寄りがこわい思いをしてい

る、歩かなきゃあならない、こういう状況が生まれております。またこういう中で交通遺児がたいへんふえてきておりまして、全国の乳児院から高校まで入っている子供たちでどれくらい交通遺児がふえているかといいますと、四十六年の五月現在の調べでも六万三百六十六人。在籍児童数の千人当たり二・九人に相当しています。そしてこういう人たちはたいへん、母子家庭になったり、また全くのみなしごになって、国の対策とか、それから自治体での救済を待っているわけですね。日野市にもたぶんそういう交通遺児も多いと思います。こういうことでやはりもっと国が根本的にこの対策を立てないと市民の生活、また交通事故からの子供や市民を守るということはなかなかできないと思います。そこでこれを守るには歩道と車道の分離ですね、そういうこととか、それから歩行者の安全確保、またガードレールを設置して、それから中央高速道路とかああいう大きなところでは中央分離帯を設置して、安全対策をつくらなきゃあなりませんし、また車に対してはスピード本位の車だけでなくてもっと安全対策をするような車にしなければいけないと思います。そして高速道路や産業道路などを中心にするような予算からもっと生活道路を整備拡張させていく、こういうことが必要だと思います。そしてまた地方自治体にもっと権限を与えてこの地域住民とまた交通関係の労働者や父母や教師などを含む民主的に構成された交通対策協議会、こういうものを設置していく必要があると思います。これらのものをのけて今のこの警察の取締りとかまた子供たちを交通少年団だけに組織して子供の事故は守れないと思うんです。交通少年団についても一校五十名ということですけれども、今、子供たちの在籍児童八百名から千名を超えている、こういう中でたったの五十名の児童でそれを警察官の補助として、役割りを果たして、そして市民の、日野市の子供たちの交通事故だけを私は守れないと思います。そういうことで国全体また地方自治体がほんとうに子供たちのことを考えていかないと交通事故はなくならないと思います。今、子供たちはたいへん年々悪くなる環境のもとで過しているわけですね、外に出れば光化学スモッグで自由に遊べない、子供たちは自転車で、放課後ずいぶん自転車に乗って外に歩きますけれども、ときどきものすごい音をして車が止まる音を聞きますけれども、そういう子供たちの放課後の自由さえ奪う、こういう今交通状況です。これをやはり規制していくのは子供たちだけの自主的な、またこの少年団の運営とかまた教育委員会も力を入れていると思いますけれども、やはりもっとこの現状をよくつかんで、市当局としても、国やまた東京都のほうはかなり交通についての規制をやっておりますけれども、もっと働きかけてまた地方自治体にできることを最大限に努力して子供たちを交通事故から守っていくということが必要だと思います。

以上述べまして私の質問を終わらせていただきます。

○議長（大下　博君）　これをもって一の一、子供の交通安全対策と交通少年団についての質問を終わります。

次に二番の質問者、杉山寅三郎君が質問を取り下げられましたので次に移ります。三の一、市民本位の市政と請願についての通告質問者島村孝志君の質問を許します。

（二十九番議員登壇）

○二十九番（島村孝志君）　二十九番島村でございます。きょうはタイトルが何か市長のおはこのような、剣持議員のおはこをいただいたような、市民本位などという名前がついておりますけれども、きょう私が質問したいことは、私が議会に出てまいりましてから現時点までいろいろと委員会なりに入って取り組んでまいっておりますけれども、請願の問題について非常に各方面から見ても、請願を取りまく部分に大きな問題がどうもありそうな気がしてならないわけです。そういった意味合いでいろいろな問題があるように私思いますけれども、きょうの段階ではある部分だけについて質問をし、何とかならないもんかという私の考え方を述べさせていただきたいと思います。私現在都産の委員会に所属をしておりますけれども、三月議会で付託をされて継続審査というふうになってます請願、陳情、そういったものにつきまして委員の一人として審査に加わってまいりましたけれども、その数は十八件という数にのぼっておったわけです。もちろん内容的には私道の舗装の問題から大型店舗進出反対の問題やら、あるいは変った問題では昨年度の十二月議会で満場一致で可決をされたというような内容に対する、さらにこれまた反対請願、こういった問題まで含まれておりまして、私はここで請願の内容がいいとか悪いとか、あるいは議員道義の問題がどうだとかということを申し上げるつもりは毛頭ございません。委員会なりで、あるいは議会の中で真剣に討議をされて採択をされてきたものである以上は、それを受けた市当局としては請願者の立場に立って、その請願内容が実際に実施をされるまで、施行されるまで後のフォローをし、請願者に対して報告をしていく必要があるのではないかという立場に立っての質問をしてみたいと思います。まずそういう意味で四点ばかりの質問をしたいと思いますが、昭和四十六年以降、各年度別、あるいは各年別でもけっこうですけれども、議会に提出をされた請願件数と、これの採択をされた数。二点目に同じく昭和四十六年以降、各年度別、あるいは各年別に採択をされた請願のうち現時点で解決をされていない、未解決の件数。三点目に、これ一、二番の問題をお伺いしないとはっきりわかりませんけれども、採択された請願でかなり古いものが未解決のままに残っているというふうに聞いております。一、二番の問題を伺ってみた段階であるいはこれ違うのかもしれませんけれども、かなり多く残っているというふうに聞いてます。その理由についてはもちろん予算の問題やらその他もろもろの

事情があるでしょうからここでそのことについて触れようとは思いませんけれども、そういうふうに未解決になっている古いものについてその請願者に対してその節々で、あるいは進展といいますか、進展していないんだから未解決なんですけれども、そういった状況をその節々でどの程度まで請願者に対してどの部局からどんな方法で伝達をしているのか、その辺を三点目としてお伺いをしたい。四点目に日野市における最近の請願、陳情の状況、そういったものが先ほど来からお話に申し上げているように、非常に多いというふうに私はとらえておりますけれども、数の上でこれをどうとらえて、これを市民本位の市政との関連の中で市長としてどうこの状況を分析をされているか、以上四点とりあえずお伺いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。ないようです。それでは総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　三点までをお答えをいたします。

第一点の昭和四十六年以降、各年別のそれぞれの請願件数、採択数、あるいは採択されながら現時点で今だに解決されていないその請願の数を申し上げますが、四十六年に提出件数が六十八件ございます。うち採択された数が五十件、未解決の数が九件ございます。四十七年に提出件数五十三件、採択数四十一件、未解決の数十件、四十八年の提出件数が百件、それから採択数百二十九件、未解決の数八十七件、そこで提出の件数が百件で、採択数が百二十九件とは何か。これは四十七年から引き継ぎましたものがあるわけです。それらを加えますと採択の件数のほうが多くなっております。四十九年度三月定例会二十五件提出件数、採択件数二件、未解決の数が二件、そういたしますと合計しますと提出の件数が二百四十六件、四年間のトータルですが採択の数が二百二十二件、未解決の数が百八件、率にしますと採択率は九〇・二%、九〇%が採択されております。執行率のほうでは五一%執行がされておるということになっております。以上三点を申し上げました。

○議長（大下　博君）　引き続いて次の質問に……。市長。

○市長（森田喜美男君）　請願という一つの、住民側から言いますと一つの権利であるわけでありまして、これは憲法が示すとおり請願権を認めておる事柄でありまして、民主主義の一つのあり方、議会制民主主義の一つのあり方であるわけでありまして、そのこと自体はこれはむしろ執行機関側よりも議会側のかかわられることが多いわけでありまして、執行機関はその議会側から採択をされまして、そして執行機関に送付すべきものであると、そういうことでつまり議会とそれから執行機関との機能の分かち合いということで、まあ議会側は議会側と

しての判断に基づいて採択をされたものが執行側に送られてまいるわけでありまして、執行機関といたしましてはそれを受け取りまして、そして議会の審議、議会の採択の趣旨を尊重いたしまして、そしてその受け取り方を処理をするという形で住民に応答すると、こういう関係になるであろうというふうに考えます。そこで特に島村議員は初めて議会に出られましておそらく議会議会の特長があろうかと思うんですが、われわれも他市の議会の請願の受理件数、あるいは審議の形、そういうことを多少勉強したこともございますけど、日野市の場合は特に人口がたいへん急増しておりますとか、あるいは都市化現象が激しいとか、いろいろ住民側から考えられますしかも意識の高い一つの市民権といいましょうか、そういう観点から請願数は非常に数が多いと、そういうことは民主主義が正しく脈脈と機能をしておるということにもなろうかと思いますが、何か逆に請願を行なわないと住民要求が、つまり手が届いてないと、こういう執行機関側の責任にも帰するわけであろうかと思っております。したがってでき得るべくは請願の形にならない先に市民要求を先取りをいたしまして、そして処理大要ができておるという姿が一番望ましいわけでありますけど、これはなかなかそこまでいっていないというのが今日の現状であります。そこでこの、たとえば処理の%とか何とかいうことが一応の一つの反省の目安にはなるわけではありましょうが、これがたまっておるということはわれわれは決していいことだとは思っておりませんが、今日まだ処理しきれないような、つまりもっともっと源から整えていかなければならないようなことがたくさんございまして、それらのつまり根本的な分野から打解をしていくと、こういうたとえば下排水の問題等にしましても、まあ終局的には下水道を通すことが一番いいわけでありますけど、そこに至らないまでのせめて道路に側溝をつけるとか、あるいは簡単な管渠を埋めることによってそれらを受け入れていくというようなことがたくさん市内にあるわけでありまして、それらがあちこちから請願のような形になって出ているということもございましょう。御指摘のようにこれは受けたものをそれを受け止めた執行機関側が住民と連絡をよくとりまして、そしてできるものあるいは長期な多少時間を要するもの、そういうことも説明し納得をいただきながら市政の運営をしていくということが一面には行政と住民との関係を正しくしかも市民本位にあるいは民主的に運営することに役立つわけでありますので、そういうふうにはやりたいと思っております。ただたてまえといたしましては請願というのはこれは議会が受け付けたということでもありますので、議会におかれてもそれの処理についての、議会に対しましての回答といたしましては請願の処理状況というようなことで一年に二回ばかり報告をしております。ただ市民にはそれが十分に届いておりませんので、新しい何かそういうチェックシステムをつくりまして、あるいは一番市長部局の広報あるいは広聴ですね、広聴あたりが担当する課題であろうと、こういうふうに思っておりまして、それらを短期に可能なものあるいは多少時間を要するもの、それらを一つ仕分けをいたしまして、一年に何回かは住民のほうにもお伝えをすると、こういうことを一つやろうということを今検討を行なっておるわけでありまして、新しい感覚で請願というものを見つめられた場合、つまりかなり疑問があるというお感じはわれわれも全く同感でもありまして、御指摘はありがたくいただいて対処したいと、こういうふうに思っております。

○議長（大下　博君）　島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）　非常に私の申し上げたい、非常に要を得た御答弁をいただきましたので、長々とこれから説明をし、さらに質問を続けるつもりでおりましたけれども現在の市長のただいまの御答弁で私の質問したい、やっていただきたいことはすべて言い尽くされているというふうに私は理解をいたします。ただここで私は先ほど申し上げましたように請願の問題、ただこの問題だけではなしに非常にこの請願にまつわる、あるいは取りまくといいますか、いろんな問題がどうもあるように受け取られてしようがないんです。したがいましてきょうはとにかく一般質問ですから対理事者と私議員との質問ということでこれ以上申し上げる気持はさらさらございませんし、いたしますけれども、ぜひ一つ議長さんのほうでしかるべくお取りはからいをいただいて、もちろん請願そのものは市長も言われてたように民意のあらわれですからそのものを決して私も否定はしませんしおおいにけっこうだろうと思いますけれども、小さいものから大きなものまで電機メーカーのコマーシャルじゃありませんけれども、何でも請願ならば出せばいいんだということではないと思うんです。その辺のところについていずれそういったことの検討をする機会をお取りはからいいただければ幸いだというふうに最後申し上げまして終わりたいと思います。以上です。（拍手）

○議長（大下　博君）　これをもって三の一、市民本位の市政と請願に関する質問を終わります。

四の一、公共用地の取得促進についての通告質問者竹ノ上武俊君の質問を許します。

（十三番議員登壇）

○十三番（竹ノ上武俊君）　公共用地の取得の問題についてつい今までの議会でもしばしば議員がいろいろの見解と要望を述べられておりますので、その後の取得の促進の状況について若干質問し、また要望も述べさせていただきたいと思います。三月の議会で市長が教育を優先した予算を組んだということが現在日野の市民、特にＰＴＡの皆さん方に幅広く歓迎されております。今回の市の姿勢は、立場というのは非常に教育を重視

している市民の立場を理解していると、非常に配慮があると。起債あるいは借金までしてこの教育の予算を組んでいるということで市民からたくさん感謝の声を聞いております。しかしこれから先のまた教育の問題になりますとやはり公共用地と申しましても教育関係の公共用地というのが最も大きな比重を占めると思いますけれども、たとえば日野市が計画しあるいは私どもが要望しているような小・中学校を建設するということになりますと四万坪以上のこの敷地が当面必要になってくるという重大な課題が前に横たわっております。こういう中で私ども日本共産党も住民の皆さんとともに用地を取得していくための調査とかあるいは運動を起こそうということを話し合いまた進めておりますけれども、この問題は前教育長が辞任のときにも議会で訴えられましたように、非常に今後の日野市、あるいは市民にとって重大な問題だろうと思います。そういう点で非常に困難な点があるということを私もよく理解しておりますけれどもその後、三月議会後、公共用地の取得についてどの程度の前進があったかという点について若干御質問したいと思うんです。質問の内容といたしましては第一番目に公共用地を取得する目当てになります場所といたしまして大体でよろしいんですけれども、大企業が持っている未利用地、あるいは公共用地に変更できるような土地ですね、これが大体どの程度市あるいは土地開発公社がつかんでいるか。それから次は国有地、これについてどの程度のものがあるか。それから都有地。それからもう一つは以上に力を尽した後でさらに日野市の地主の方々が持っていらっしゃる土地ということで、これは一々具体的におっしゃる必要はないと思いますけれども、予定されているようなところがあるのかどうか。第二番目の質問としましては土地開発公社ですけども、これは発足して市民が期待しているわけですが、先日も若干の質問がございましたけども、土地開発公社が実際に期待にこたえて活発に働き始めているのかどうか、あるいはそのためにはどのくらいかかるのかということですね。それから三番目は公共用地の取得の問題で、現在場所とか氏名、持ち主の氏名とかそういうのが明らかにならなくても個所でもいいですけども、具体的に確定した公共用地があるのかどうか、これは小・中学校、幼稚園、保育園何かも含めておっしゃっていただきたいと思います。それから四番目はですね、公共用地を取得していくにあたって、今一番大きな障害というふうに考えておられる市の考え、主なものこれは何であるかということをお聞かせ願いたいと思います。

以上について答えていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を願います。ないようですね。それでは竹ノ上武俊君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　ただいまの竹ノ上議員さんの御質問に対しましてお答えを申し上げたいと思います。まずお答えをするまえに前の教育長からもいろいろ主として学校関係でございますけれども、まずお含みをいただきたいことは、これから当面日野市が学校を建設するには次のような予定を立てておるわけでございます。それから潤徳小学校を母体校、それから第三小学校を母体校とするもの、さらに滝合小学校と第六小学校を母体校とする、この小学校の独立をどうしてもしなければならないであろう、これが小学校関係でございます。それから中学校関係につきましては七生中学校を母体校としてのまず当面一校の独立をしなければならないという小・中学校関係ではそういうふうに考えておりますし、また前教育長からもこのことは発表されたことでございます。それから幼稚園関係につきましてもこれは市長のほうから三月議会にもお答えを申し上げましたが、まず当面考える幼稚園といたしましては南平小学校の場所に一つ、それから高幡台を予定いたしておる、さらには第一幼稚園のプレハブ解消、第五幼稚園の増築もしなければならないであろう。それからもう一つは平山台のことも、これは都との関連もございますけどもそういう今申し上げました個所に、幼稚園につきましては考えていきたいと、さらに保育園につきましては当面百草台に一カ所の設置をいたしたい。そういうことで小・中学校、幼稚園、保育園につきましては当面今申し上げました校数を設置しなければならないということでございます。これをまずお話し申し上げ、御説明申し上げておきたいと思います。それから第一点の御質問でございますけれども、公共用地の取得のいわゆる目当てといいますか、今申し上げましたたとえば第一小学校を例にとりますならば、それを母体校としての小学校一校の独立の目当てという御質問かと思うわけでございますけれども、大まかにはこの辺がよろしいであろうということで私どもといたしましては考えておりますけれども、確定はいたしております。ただ、ただいま申し上げました保育園の問題、この問題につきましては御承知のように日本住宅公団の百草団地内に一応決まってはおりますけれども、いろんな関係からまだ確定を見ておりません。そういうことでしいて言うならば保育園の用地が大まかに決まっておるということは言えるかもしれません。それから大企業の未利用用地、それから国有地、都有地、それから私の土地でございますけれども、市内には大企業の未利用地あるいは国有地、都有地、確かにございますけれども、この今つかんでおる場所につきましては冒頭申し上げましたそれぞれの施設を設置する場所には、場所としては不適当な場所であろうというふうに判断をしているわけでございます。これが第一点のお答えになるお答えを申し上げたいと思います。それから第二点のお答えを申し上げたいと思いますけれども、御承知のように本議会の冒頭に、日野土地開発公社の発

足が四月一日からいたしました御報告を申し上げました。そしてすでに仕事を開始いたしておるわけでございますけれども、現時点の障容といたしましては三名で今事務を執行いたしております。なかなか三名では思うような活動ができません。そこで七月一日からは土地開発公社の人員充実をいたしましてそれぞれの目的に向かって努力をいたしたいと、このように考えておるわけでございます。現時点で土地開発公社が取得いたしました土地についての一件ございます。そういうことで手始めといたしましては一件の土地購入をいたしました。それからさらにはもう一点進行のものもございます。そういうことでぼつぼつ土地開発公社の準備も進んでおるということを御報告申し上げたいと思いますし、さらには七月からは充実をいたして目的に向かって努力をいたしたいということをお答え申し上げたいと思います。それから第三番目の土地の取得が確定したものがあるかという御質問でございます。これは前段御説明申し上げまして、あるいはお答え申し上げた項目でございますけれども、前段の答弁で御了解をいただきたいと思います。それから御質問の四点目でございますけれども、障害の主なもの、これはむしろ総務部長のほうでいろいろ過去に用地取得の折衝をしていただきましたのでおつかみかと思いますけれども、いろいろ推測になりますけれども、一番問題になるのはやはり価格ではないかと、私そんなふうに感じておるわけでございます。さらには相続によりまして持ち分が多勢になるというようなことで、それぞれの権利者の承諾がなかなか困難であるというようなことがあるんではなかろうかと推測をいたしておりますが、今申し上げました点でもし足りない点がありましたらまた総務部長のほうから補足していただきますけれども、以上簡単でございますけれどもお答えをさせていただきました。

○議長（大下　博君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　それでは私から国有農地につきましてお答えしたいと思いますが、日野市内の国有農地の面積は、私どものほうで管理をいたしておる関係からお話し申し上げたいと思います。たんぼが八十五筆でございまして面積が三・四ヘクタール。それから畑が五十三筆、二・九ヘクタール、合計いたしますと六・三ヘクタール。これだけがまあ国有農地として農業委員会の係長が管理を委託されて現在管理をいたしております。これは東京都から委託を受けております。以上です。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　土地取得に際して大きな障害はどういうものかと、こういうようなことでございますが、やはりその場所によって異なります。さらには価格の点は申すに及ばずですが、いろいろとその地主さんは自分の条件をそれぞれ果たそうと、こういうようなことで取得するには相当

の条件をしょわなければその用地が取得できない。さらには補償関係の問題、これらが大きな問題でございます。さらにはケースによってさまざまでございますが、大まか申し上げますとそういうことでございます。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　それでは重ねて質問したいと思うんですけど、今の総務部長、企画財政部長のお答えの中で土地の、公共用地の取得の障害が資金、お金ということと地主さんのこの出してくる条件が非常に強いということを言われているんですけど、そのほかに今のこの公共用地を取得していくための法律ですね、たとえば大企業が持っている土地で現在使用目的が幾らか明らかになっているけれどもあるいは公共用地に転換できるような土地というのも私どもの調査ですと大体市内で一万五千坪ほどはね、あるというふうにみているわけですけども、そういう点法的に、合法的にですね憲法に基づいて適当な手段でそういう土地を自治体、市が買い入れていくことができれば入手できるものがあるんじゃあないかという気がするんですけどその点はどうでしょうか。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　公共用地を取得していく上で何か手段という御質問でございます。私もたいへん不勉強でございますけれどもこのように考えております。土地の取得につきましてはいろいろ障害はございましょうけれども、やはり当該地主さんとの話し合いによりまして円満に解決することが好ましいわけでございますけれども、どうしてもこの土地を取得しなければならないという状態にかりになった場合におきましては、現時点私の考えておりますことは、収用法の適用しかないんではないかというふうに考えておるわけでございます。したがいまして大企業といいますか、他の会社が持っておる土地の取得についてもやはり同様のことが言えるんではなかろうかというふうに判断をいたしておるわけでございます。いずれにしましても、この取得につきましては私どもといたしましてはあくまで円満な話し合いの上で取得をいたしたいというのが基本でございます。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　それでは最後に具体的な質問を三点ほどしたいと思うんですが、第一点は程久保地域の要求に基づく質問でございますけれども、潤徳小の母体とした小学校ということになろうかと思いますが、ＰＴＡのほうでもこの程久保に小学校をつくろうということで総会など開いてその対策を決めていこうということになっているというふうに聞いておりますけれども、具体的になりますと今言われた市の答弁でこの価格、資金という点だけから考えていきますと、どうしても私ども市民から聞いた場合に展望が、土地が入手できる展

望がどうも心もとないという気がしないでもないわけですね、そういう点で私はたとえば程久保の小学校については鹿島建設の社内用のグランドがあるわけですけど、ここが大体三千坪以上四千坪前後、まあ正確な数は市でわかると思いますが、適正なこの小学校をつくるにふさわしい面積があるんじゃあないかというふうに地元の住民の方もおっしゃっているんですけど、こういうところを一回市長は何かほかの問題ですか鹿島建設に交渉に行ったけども悪い言葉で言うと門前払いをくらわされたということもあったというふうに聞くんですけども、どうしても二度三度とこういうところに当たってやっぱり土地を市が入手していくというふうにしなければいけないんじゃあないかというふうに考えるわけですが、この点についての市の考え方をお伺いしたいと思います。それからもう一つは公社が土地開発公社をつくって非常に段々というふうな表現をされておりますけど相当努力されていると思います。そういう点を私どもは評価したいと思うんですけども、ただわれわれ市民が困難を理由に待っておりますと、たとえば高幡台幼稚園の問題について第二番目は具体的に聞きたいと思うんですけど、住民があすこがいいここがいいといっていたところを大企業なり不動産会社が入手いたしましてですね、マンションをつくったりいろんなものをつくってしまうと、あれよあれよという間に土地が減っていくという問題があるわけです。そういう点でもう少し市としても積極的に用地取得のためにもっと力を入れてテンポを早めていただく必要があるんじゃあないかと思うんですが、そういう点についてのお心積もりを聞かしていただきたいと思います。それから三つ目の問題は市に直接責任はないと思いますけれども、この高校用地ですね、高校用地がひとつ市長も努力されまして日野市と八王子の隣接地にこの高校が一つできる見通しがあって、東京都のほうで六月、それが間に合わなければ九月の補正予算で組むという方向になっているようでございますけれども、さらに日野市の中に一つでも二つでも高校用地をですね、市としても努力して捜していただきたいと思うんですけど、この高校用地についてはその後どうであるか今後ですね、どういうふうに力を入れるおつもりかこの三点お伺いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　ただいまの三点についてお答えを申し上げたいと思いますが、第一点の程久保の潤徳小学校を母体校としての独立校の問題でございます。今、竹ノ上議員さんからいろいろお話もございましたように、まだ潤徳小学校を母体校とするところの小学校用地の確保はできておりません。これからその用地の取得に入らなければなりません。まあ今御指摘ございましたように、鹿島のいわゆる所有地といいますか、三千坪ないし四千坪があるというお話がございましたけれども、確かにあることは私どもも承知をいたしております。さて、そう申し上げましても潤徳小学校を母体校とする一つの独立校の目標は、これは専門的には教育委員会のほうからお答えをしていただくのが正しいかもしれませんが、いわゆる明星団地、それから鹿島、三井ですか、その団地を含めたいわゆるあの谷間の奥あたりが一番理想であろうという考え方をもっております。といいますのは学区の編成上それが好ましいということなんでございます。まあこれは専門的にはあと教育委員会のほうで補足をしていただきますけれども、今お話のありました鹿島の土地につきましては南平小学校と非常に近くなっております。ということからもう少し離れた場所に設置をいたしませんと、いわゆる片寄りすぎるということになりましょうか、そういうことで俗に程久保といっておりますけれども、必らずしも程久保ではございません。あるいは三沢地内もあるかもしれませんけども、その付近にどうしても求めたいというのが私どものほうの考え方でございます。もちろん鹿島の土地につきましては承知をいたしております。それから第二点の問題につきましては、高幡のいわゆる幼稚園の問題と思います。このことにつきましても三月の定例市議会で竹ノ上議員さんのほうから御質問もございました。で、それに対しまして私のほうからお答えをいたしておりますけれども、現時点ではまだそれ以上進んでおりません。当面私どもで考えております場所につきましては発表は避けさせていただきたいと思いますけれども、目標は立っておるわけでございます。実はきょうも午前中そのことで事務的には折衝をいたしまして、何とかいくんではなかろうかという期待はいたしております。しかしながら結論はまだ出ておりません。そういうことで第二点の幼稚園のことにつきましてまず土地を取得しなければならないということでやっておりますけれども、確定をしないということでございます。このことをお答えをさせていただきます。それから第三番目の高校用地につきましては三月の議会におきまして市長のほうから高倉町でしょうか、八王子の高倉町に高校が考えられておるという説明をいたしました。今の御質問はそれ以外でも市内に高校誘致をする場所をという御質問かと思いますけれども前々から言われております東光寺方面の問題があるわけでございますけれども、実はまたの機会にいろいろ詳細な説明をすることがあろうかと思いますけれども、御承知のようにあの谷地川の改修がどうしても行なわれないとあの地点では非常に用地の解保が難しいということなんでございます。というのは谷地川の改修をいたしまして堤防をつくり廃川にしまして、まあ大蔵から払い下げを受けようということで、まあこういうねらいが当初から私どもはもっておるわけでございますけれども、いわゆる建設省の京浜工事事務所へまいりまして、せんだってお伺いしましたところ、いわゆる緑地の保全等で若干変更になりま

したということを伺っております。で、当初予定しました坪数が若干減るんではなかろうかという、まあ想像しているわけでございますけれども、これも確定した面積では出ておりません。そういうのが東光寺の現況でございます。つまり谷地川改修、堤防、廃川という仕事を踏みませんとどうしてもあすこの付近には無理であろうというふうに考えておるわけでございます。他の場所にしからばどうかということでございますけれども、なかなか高校となりますと小・中学校と異なりまして相当な面積も必要としましょう、そういうことでこれから考えることでございましょうけれども、いわゆる農林省の桑園とかそういうそこの辺でひとつ用地の確保も考えられるのではなかろうかというこれは事務レベルの考えでございます。そういうことでたいへん残念でございますけれども高校の問題につきましてはその程度のお答えをさせて終わらせていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　それでは補足で御説明させていただきたいと思いますが、ただいま企画財政部長のほうで御答弁しました潤徳の解消でもう一つという学校でございますが、私ども事務的には概略申し上げますと鹿島、三井、明星、それから上程久保と申すんでしょうか、多摩テックのほうに近いほうまで、あのあたりを含めて現在電車通学をしている子供さんがたいへん多いという事情もございますし、そういう範囲で学校をつくりたいという気持でおるわけでございます。それにつきましてはたとえば明星団地の一番下側で、下のほうであるとか動物公園のすぐ北隣であるとかいうあたりが実際にはいいのかもしれませんけれども、学校にするような適当な土地がないようでございます。そういう形で多少場所はたとえばもう少し南にずれたとしてもですね、そういう範囲を学区にした学校をぜひつくっていただきたい、そういう形での事務的な検討をしているわけでございます。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　今質問しました程久保地域の小学校についてはいろいろと検討していると、努力をしていると、計画もしているということでございましたので、これをさらにやはり急速に住民とかＰＴＡも相当真剣に考えている問題ですので手を打っていただきたいというふうに考えます。それから高幡台についても一定の見通しがあるということですのでこれをさらに確実なものにしていただきたいと思います。私は公共用地の問題についてはやはり議会のたびにですね、議会あるいは市民が市当局を激励っていうかなあ、プッシュといいますかしながら相当市民をあげての運動をしていかないと取得ということは困難な壁が横たわっていると思うわけです。そういう点で議会のつど市当局にぜひこのことは今後も強く要望しながら一緒になって実現していくように努力したいと、そういうふうに考えております。で、私の最後に意見ですけども、一つは土地開発公社の問題ですけども、このやはり代替地を含めてですね、適当な地域でなくても代替地も含めて年間二十五億とかそういう予算が組めるわけですからどしどしやはり積極的に土地を買っておくということが必要じゃあないかと思うんです。そういう点についての努力をひとつしてもらいたいということが一つです。それからもう一つはこの前ある議員から質問がありましたけども、土地開発公社というのはですね、人物だけで、いい人物がそろえば土地の取得ができるというものではないと思います。やはり市長と、議会とＰＴＡや市民とのこの一体となった運動が土地開発公社の仕事というのも発展させていくんではないかと思います。そういう点で市当局が努力をしていただきたいと。それから最後に私の意見としては土地を、公共用地を取得するにあたってはですね、現在国家の法律が不十分ではないかと、そういうふうに考えます。これが地方自治体の活動というものもやっぱり不十分にしているということを言わないわけにはいかないと思います。たとえば生活用地、公共用地のですね、先買権というものを具体的に法制化していくということが現在国家においてありませんので、先ほど企画財政部長がいわれたように収用権というようなものだけを乱発してやるというのは私はあまり正しいやり方ではないと思います。そういう点でこの先買権というものをよく住民とあるいは地主さんたちと混乱が起こらないような形で大企業の先買いじゃあなくて地方自治体の先買権というものをいろいろ法制化してもらうということをやっぱり国家に要求していくべきではないかと思います。それから未利用地あるいは公共用地に適当な場所についてはですね、やはり大企業あるいは資本金十億円以上とかそういったような大企業が持っている土地についてはやはり私有財産を取り上げるのと違って、国が法律をつくって憲法にも規定されているわけですね二十九条で、私有財産は公共のように供出しなければいけない側面がある点が指摘されているわけですから、そういう点をやっぱり適正な価格で地方自治体が購入できるということをですね、国家のこの土地利用の計画のそういう法律にそういうものを入れていくということをしない限りですね、今後われわれの土地の目当てはあってもなかなかこれを獲得できないという問題が出てくると思います。そういう法律をやっぱり国家につくるように要求していくということが必要ではないかという点を最後に強調いたしまして私の第一番目の通告質問を終わりたいと思います。

○議長（大下　博君）　これをもって四の一、公共用地の取得促進に関する質問を終わります。

暫時休憩いたしたいと思いますけれどこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩に入ります。

午後二時四十九分休憩
午後三時十四分再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。四の二、社会教育の充実についての通告質問者竹ノ上武俊君の質問を許します。

（十三番議員登壇）

○十三番（竹ノ上武俊君）　社会教育の充実の問題について若干の質問をしたいと思います。社会教育の問題についてはすでに日野市でも大きな歴史、いろんな活動がされてきておると思いますし、私もこれから勉強していかなければいけないという立場でございますけど、今市民の間では物価の問題や公害、教育、文化、スポーツ、いろいろな要求があり、この要求解決の市民運動もまた豊富に起ってきております。こういう中で、特に日野市の地域でのこの教育、文化、スポーツあるいはそういう関連した施設をつくれという要求、あるいは学習運動なんかが高まっているという状況にあると思います。こういう中で政府がやはり大企業のもうけのためにこの膨大な予算をつぎ込む一方で教育問題とか文化問題あるいは社会教育関係には金を少ししか出さないという中で逆に教育問題については統制を強めたり全面的な軍国主義教育を復活したりしているという傾向が活発になってきているわけです。私はそういう中で社会教育の分野についても社会教育法が改正されたり、あるいはそういう中で全面的に改革を計画している動きもありますし、あるいは社会教育主事を都段階あるいは市町村段階に政府のひもつきで持ち込んでこの官製の教育を強化していくというような動きもあるというふうに聞いております。私たち共産党はそういう中でこの政府のたくらみというものに反対しながら、どんな人でもだれでもどこでも学ぶことができる民主的な社会教育の確立、充実を目ざして奮闘していこうと考えております。そういう観点から若干の質問をさせていただきたいと思います。

第一番は公民館教育の問題ですけど、公民館教育の独立ということが去年の日野市の社会教育の重点目標であったということがいわれておりましたけれども、公民館教育を一つの教育機関として独立させていくということで去年、あるいは今年どういう点に力を入れようと市当局がされているか、またどういう前進があったかということを第一番目に質問したいと思います。それから第二番目には、先ほど触れました社会教育主事の問題ですけど、これを国と都府県で費用をもってこの市町村に派遣するという問題がありますけれども、これに対して市の社会教育担当ではどういうふうに対処しようとしているかお聞かせ願いたいと思います。それからもう一つは社会教育の指導員がPTAとか住民なんかとどういうふうに関係をもとうとしているか、あるいは社会教育指導員と市の社会教育課との関係はどういうふうになっているのか、そして問題は今まで起こらなかったかどうか、そういう点をお聞かせ願いたいと思います。以上三点は社会教育の民主的な発展といいますかそういう観点からの質問として出したいと思います。次に社会教育関係でたくさんの登録団体その他に補助を出しておりますけど、今後さらに補助を広げようという考えがあるかどうか質問したいと思います。それからもう一つは、市の文化団体その他から文化的なホールの建設計画という要望が出ておりますけど、これに対する市の計画というものは進展しているかどうか。それからもう一つは日野市にございます大企業のこの体育館とかグランド、こういったものが市民に開放されているということも聞くわけですけども、この実情ですね、以上について最初に質問したいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。ありませんね。それでは教育長。

○教育長（倉又秀作君）　どうもたいへん私自身もこの社会教育というものに対してはたいへん重要だってことは認めながらも、まだこういうものについての専門家でないわけで、一カ月ぐらいでまだ十分理解していないもんですから、答弁、十分じゃあないんじゃあないかと、そういう点をまず冒頭におことわりいたしまして、基本的、これはかなり歴史的なっていうんですか前からの続きでございますので、私ども十分理解していない問題もございますので、むしろ前からずっとやっている坂本課長ですね、答えてもらったほうがかえって適確に答えられるんじゃあないかと、こう思いますがよろしゅうございますか。

○議長（大下　博君）　社会教育課長。

○社会教育課長（坂本金雄君）　それでは御質問にお答えをしたいと思います。まず第一点の公民館の機関としての独立の件でございます。四十八年度から公民館を教育機関としてとらえまして、独立の方向でいろいろな面で努力してまいりました。その第一点といたしましては、従来公民館は、貸し小屋的な貸し施設、これに甘んじていたわけでございますが、四十八年度から公民館独自の事業を五本ほど組んでおります。その内訳を申し上げますと昨年度はまず男子の成人層へのアプローチ、これはどこの自治体でもたいへん難しい問題で避けておりましたんでございますが、私どもこれに取り組みまして主として男子の成人者、お勤めの帰りの方を公民館にお招きして、そこで一七〇年代の日本を考える—こういうテーマで七回ほどの講座をもちました。参加の人数は大体平均いたしまして三十人程度でございます。これは私どもの予想した数よりかなり下回りました。しかしながらその集まってこられた方々非常に熱心で、その後自主的にグループをつくろうというような動きも

ございます。それから二本目といたしましては「自然と公害」の講座を開きました。市内には御承知のとおり自然を守る会という市民団体がございますが、そこにはいろいろの分野の専門の方が会員として加入してございます。その自然を守る会と連携を取りながらそういった会員の方を講師としてお招きいたしまして、これも八回ほどいろいろなテーマを設けまして実施をいたしました。それからさらに親と子が安心して見られるようなよい映画を選びまして、映画会も六回ほど開いております。それからさらには、「私たちの生活と文化財」こういうテーマを掲げまして文化財専門委員の応援も求めながら、これも六回にわたりまして講座を開いております。ただいままで申し上げたのは大体教養的なものでございますが、そのほかにも市民的と申しますか、実理的な講座といたしまして囲碁教室というようなものも開いています。非常に夏の暑いときで、条件が悪かったわけでございますが、熱心な方がたくさん集まっていただきまして、これは十一回にわたる長期の講座でございます。終始出席率は変わらず、むしろ終わりに近づくほどに参加者がふえていく、こういう実情でございましてその後のサークルづくりなどにも私ども積極的に力をおかしいたしまして。アフターサービスとして日曜日に公民館を開放して、囲碁道場、こういう名前のもとに現在も続けられております。それが昨年度の実績でございますが、今年度も昨年度の実績を踏まえまして昨年度以上に公民館の主体的な事業をふやしてまいりたい、こういう考えで一部はもうすでに実施をしております。さらに準備段階のものもございます。それから第二点の社会教育主事の問題でございます。派遣社会教育主事と申しますのは、国と県が半分づつ人件費を負担いたしまして、市町村には持ち出しがないと、こういう制度でございます。しかしながらこの派遣社会教育主事の任命につきましては県が選考する。そして教員として採用する。で、この社会教育主事を社会教育の中核として位置づけております。そういうところから一部の市町村ではあまり歓迎しないむきも出てくるわけでございますが、東京都の場合におきましては都教委ではこの問題についてはっきりとした結論を今だ持っておりません。と申しますのは社会教育課長会、あるいは公民館長会、あるいは市独自で置いております社会教育主事の会、あるいは公民館の職員、そういった方々の中からチームをつくりまして、この派遣社会教育主事の制度につきましても現在慎重に討議をしております。その結論を待って東京都の教育委員会の姿勢を打ち出す、そういうことでございますが、この結論が七月の中旬ごろに出る予定でおります。それから社会教育指導員でございます。この制度も一部の自治体ではすでに何年か前から置かれております。日野市でも昭和四十七年度からこの指導員の制度を取り入れております。現在、学校の校長先生を経験した方に指導員をお願いしておりますが、主

としてその職務の内容はＰＴＡ、それから委託の家庭教育学級、この二つでございます。社会教育の分野でございます学校教育とたいへん違った面もございますが、あくまでも求めに応じて指導、助言をする。命令勧告ではなくて指導、助言をする、そういう立場を貫いております。それから各種の社会教育関係団体への補助金でございますが、社会教育を進めていく上についてこういう関係団体の存在はたいへん意義の大きいものでございます。そういった団体の活動がスムーズにできますように私どもは財政的な面からも大いに援助をしてまいらなければならないわけでございますが、幸いに四十九年度におきましてはそういった関係団体への補助金、財政当局の深い御理解もございまして、四十八年度よりは大幅にふえております。それから文化会館の建設でございますが、これはまことに長期の普及の問題でございます。立川親子劇場、日野の市民の方もたくさんお入りになっておりますが、そういう団体でございますとか、演劇の団体、あるいは音楽のサークル、こういったところから文化会館建設の要望はたいへん強いものがございまして、昨年は八月だったでしょうか請願書も出ております。私ども内部的には青写真構想を持っておりますが、今期の社会教育委員会時に諮問をする予定でおります。社会教育の文化系の施設の計画について諮問をいたす予定でございます。そういった結論を待ちましてそれなりに一そうの努力を進めてまいりたい、このように思うわけであります。

○議長（大下　博君）　体育課長。

○体育課長（長谷川暢男君）　六番目の質問にお答えしたいと思います。企業の体育館、グランド等を開放している否かに聞いているというような御指摘のようでございますが、実際には企業のグランド、体育館は一般的には現在開放しておりません。ただ私のほうの実際の現状といたしまして、連盟あるいは教育委員会の事業で実施する問題につきましては施設のない中でも、連休等につきましては学校開放の施設、あるいは市の持っている施設で現在のところ何とか補なっておるのが実態でございます。しかし各連盟の大会、あるいは体育課の事業等につきましてはどうしても企業の施設を借りなければならない状態でございます。そういう中でももちろん連盟の役員の方々も企業に交渉する。また私のほうも連盟から要請があれば率先して企業と、ぜひ大会だけにお貸ししてほしいというような形でお願いして、実際に大会等に使用させていただいているのが実態でございます。以上でございます。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　まず公民館の問題ですけれども、この力を入れ始めているということですでに一定の実績があるということなんですけども、公民館のこの教育の問題について、公民館は公民館として自主的に職員を持ち、あるいは

主事を持って市民と接触して公民館教育をやっていくというのが本来の姿だと思うんですけども、そういう点についてはどうでしょうか。社会教育課というか市の行政のほうが今干渉といいますか力をかさないとやっていけないという状態でしょうか。

○議長（大下　博君）　社会教育課長。

○社会教育課長（坂本金雄君）　御質問のとおりの状況でございます。社会教育課の職員が相当応援をしております。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　そうするとこれは、私はやはり公民館教育というのは一定の独立性っていうかそういうものが必要だと思うんですけど、そういう点で職員とかリーダーとかそういうのをいろいろふやしていくということが必要じゃあないかというふうに感じますけどいかがでしょうか。

○議長（大下　博君）　社会教育課長。

○社会教育課長（坂本金雄君）　公民館はただ施設ではないと、この中に専門的な職員がおりまして市民の学習を援助すると、そういう職員がぜひとも必要でございます。そのためには先ほど御質問にもございました公民館主事というものも必要でございます。社会教育主事の資格を持った職員が必要でございますが、今後ほっきりしためどは立っておりませんけれども職員の充実について努力を続けたいと、このように思っております。

○議長（大下　博君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　今のことに補足することになりますけれども、私がこちらへ赴任してまいりましたときに、今の坂本課長からですね公民館の主事っていうものがないんでたいへん困まっているんだというようなことを私伺っておりますので、その辺は一つまたいろいろ御協力いただきたい、こういうように思います。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　ひとつそういう一般、いろいろ成人勤労青年、そういった方々を中心にしてですね、あるいはもっと広い層の方々だと思いますけど、公民館活動というのもこれが民主的に市民本位に行なわれるなら非常に意義が深いんじゃあないかと思います。そういう点でぜひ市当局としても今後さらに改善強化していただきたいというふうに要望しておきたいと思います。それからもう一つは社会教育のこの社会教育法については私も詳しく勉強いたしておりませんけれども、そういう国家的な要請で地方自治体と矛盾するような形でこの社会教育主事が派遣されてくると、今東京都においても審議中であるということでございますけれども、この問題についてはやはりこの地方自治体あるいは社会教育が住民の学習権、あるいは教育権というのが国民にあるという立場からやはりそういう自治体の自主的な運動とうまくいかないような問題について

は、そういう国家からの申し入れに対してはいろいろやっぱり日野市の社会教育課としても一定の考えを持って対処すべきであるというふうに考えるんですけどどうでしょうかね。

○議長（大下　博君）　社会教育課長。

○社会教育課長（坂本金雄君）　日野市におきましては、人間がふえるということは大歓迎でございます。そういう意味でこの派遣社会教育主事の制度も考えておりますが、私どもの考えといたしましては、現在、課におります社会教育主事の資格を持った職員がおります。その職員の意向を聞きまして、希望を聞きまして都の選考を受けてもらう。そして都の社会教育主事の身分になっていただいてさらに日野市にお勤めをいただく。そしてその抜けた穴につきましては欠員募集の形で一般に募集をしてまいりたい、このような考えでおります。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　社会教育問題というのは学校教育とともに非常に重要だと思いますので、そういう点をよく配慮して民主的な社会教育行政ができるようにぜひ努力をしていただきたいと思います。そういう点を要望したいと思います。それからもう一つの問題はこの社会教育指導員あるいはＰＴＡの中にございます委託されている家庭教育学級ですか学校ですか、この問題ですけれども、一部のＰＴＡは非常に円満にいっているけれども一部の学校のＰＴＡの方々に聞きますとまあ何カ所もあるようですけれども、市からおりる八万円の補助、こういうものを自主的にＰＴＡのそういう関心のある方々で使いたいといっても市からですね、あるいはこの家庭教育主事というんですか指導員ていうんですか、こういう方々から市で決まった方向でないとこの八万円が使えないんだというような指導もあるやに聞きますし、あるいはあるＰＴＡの方々によりますとこの社会教育指導員の方が推薦してくださった奉仕の方に、まあこれは過去の話ですけどね、非常にＰＴＡの人たちが不満な、時代おくれの話なんかをしてくださる方がいると、もっとＰＴＡによく相談して、先ほど自主的に自主性を尊重していると おっしゃったんですけど、そういう点で過去いろいろいきさつがあって社会教育課にもＰＴＡからいろいろ要請があったことがあるんじゃあないかと思いますがそういう点はどうでしょうか。

○議長（大下　博君）　社会教育課長。

○社会教育課長（坂本金雄君）　家庭教育学級は現在小学校十四校、中学校が三校、それ年間必らず一学級を開設するようになっておりますが、初年度教育委員会が直接開設しまして、二年度以降当該校のＰＴＡと委託契約を結んで、委託家庭教育学級を開いておるわけでございます。このねらいは非常に数が多くなって私どもの人的改正ではそれに伴なわないという理由もございます。しかしそれ以上に各学校にはそれぞれの

学校の地域の特殊性というものもございます。そういった意味で、学校独自で計画をたてていただいて、ひとつその地域に合ったカラーを出していただきたい、個性を出していただきたい、そういう目的のもとに委託の学級を進めているわけでございます。したがいまして私どもの立場といたしましてはサポートはするけれどもノーコントロールでいましょう。こういう立場を貫いているわけでございます。先ほど御質問にございました家庭教育学級の主事の制度になりますけれども、学級の数が非常にふえてまいります。しかもその事務的な手続きというものが公費を使っている関係上もうこれ以上簡略にできないと、まあそういうところまで私ども努力してまいりますが、かなりの事務量でございます。その主事さんにこういった事務の一切をやっていただく。主事さんを通して私ども教育委員会から何か指命を出して、こういう形でなければいけないというようなことは考えておりません。ただ事務の処理にあたっていただくと、そしてさらにこの主事さんは家庭教育学級の運営委員会を開いていただく。そこに主事さんのお考えとしてたたき台の意味でプログラムの案を出していただくことはこれはけっこうでございますが、あくまでもその決定につきましては運営委員会全員の皆さんの意思でやっていただきたい、こういうことを今まで三回やりました主事さん対象の説明会の場でも繰り返しお願いしているような実情でございます。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　そうすると再度確認いたしますけども、社会教育指導員あるいは社会教育課のほうからこの自主性を阻害するような圧力といいますかそういう干渉はしないで、ＰＴＡの自主的な意見とか意向を尊重して今後はやるということは間違いないですね。

○議長（大下　博君）　社会教育課長。

○社会教育課長（坂本金雄君）　間違いございません。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　はい。次に一、二の要望ですけども、現在日野市に大体二百五十名ほどの会員がいらっしゃって、日野市にもいろいろ演劇サークルもございますし、子供さんが芝居を見る会、あるいは子供に芝居を見せる劇団、いろいろあるわけでございますけれども、この二百五十名からいる人たちが非常に遠い場所に行ってですね、毎月会費二百五十円づつ集めてそして遠隔の市で観劇をしてしかも国から税金を取られると、非常に苦労しながら四苦八苦して今の商業的なテレビの漫画とか商業的な演劇といいますかね、そういう構成の中で子供が自主的にこう考えて、想像性豊かな子供になっていくようにしようと相当お母さんたちが努力されているようでございますけれども、こういう子供劇場についてですね、市にいろいろ資金的な、財政的な補助をしてほしいというような要請があった場合はいかがでしょうかねえ、社会教育のほうであると思いますけども補助を出すというような方向はございますでしょうか。

○議長（大下　博君）　社会教育課長。

○社会教育課長（坂本金雄君）　今年度は無理でございますけれども来年度以降、よく関係の方々とも御相談いたしまして前向きで検討させていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　武蔵野市とか豊島区その他でいろいろ補助も出ているようでございますのでこういうほんとうに自主的にお母さんたちが苦労してやってらっしゃる運動にぜひ今後とも日野市のほうで力をかすという立場を貫いていただきたいというふうに思います。それからもう一つは公民館活動その他を通じていろいろ成人あるいは婦人に一定の教育、講演などをしていらっしゃるわけですけれども、それを一たん一定のコースを卒業しますとそのままになってしまうと、さらにこれが高い水準でですね、市民として教養も高め自分で勉強する意欲といいますかそういう社会教育の場で将来ずっと伸びていきたいというような人たちも一ぱいいらっしゃると思うんですが、そういう一定の市の社会教育の課程を終わった人たちにですね、さらにたとえば市民大学とかそういうのをやっていけばいいんじゃあないかという声もずいぶん市民の中にあるようでございますんども、そういう点要望したいと思いますがどうでしょうか。

○議長（大下　博君）　社会教育課長。

○社会教育課長（坂本金雄君）　婦人学級と申しましても二通りございまして、私どもは一般の婦人学級とそれから婦人学習グループ、この二つに大別しております。一般の婦人学級というのはテーマを教育委員会で決めまして、広報等を通じまして市民全体から希望者を募集いたしまして、そして年間二十回、一回の学習時間が二時間でございますので年間四十時間を勉強していただく。助言者につきましても毎回教育委員会の費用で助言者を派遣する、これが一般学級でございます。それから婦人学習グループというのはこの一般婦人学級を終了し、なお継続して自分たちがもっと勉強したい、学習を発展したい、進化させたい、こういう方たちのグループ、およそのめどといたしまして十人以上のグループをつくっていただいて、それぞれのテーマはそのグループの方々で決定する、そして勉強を続けていく。そういうグループに対しましては現在教育委員会としては補助金の形で補助をし、さらに助言者を派遣するという形で講師の謝礼金を含んでございます。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　私のほうでも具体的な構想

はもっておりませんけれども、さらに進んだ社会教育として市民をやはり結集していくといいますか組織していくといいますか、そういう観点からさらに高い水準に進んでいくようにいろいろ社会教育の場でぜひ市が今後方向を出していただきたいというふうに要望をつけ加えたいと思います。最後に大企業のこの体育館とかグランドの問題ですけれども、もちろん大企業のほうにもいろいろ都合はあるかと思いますが、今勤労青少年のこのスポーツの場というのが非常にこれでも不足しておりますし、いろんなそういうサークル、チーム、そういうものに入ってない未組織のばらばらの形の勤労青少年もおりますし、そういう点で可能な限りやはり大企業と試合だけじゃあなくてですね、試合の会場としてだけじゃあなくて、やはり大企業にもいろいろ働きかけて体育館なんかを提供してもらうようにですねえ、ぜひ努力されたほうがいいんじゃあないかというふうに考えます。それでたとえばシェル石油研究所なんていうところには立派な室内プールがあるというような話も聞いておりますし、まあそういう設備が日野市は少ないわけですし、そういう点でこういう働きかけを今後してもらったほうがいいんじゃあないかと思いますがいかがでしょうか。

○議長（大下　博君）　体育課長。

○体育課長（長谷川暢男君）　シェルというような問題も出ましたが、私のほうも実際に二、三の企業とは交渉した経過もございます。しかしやはり何といっても厚生施設であるというような中ではなかなか難しい問題等あるわけでございます。しかし実際の御指摘のように私のほう学校開放だけでなくして、学校開放の施設も地域によっては今の開放の日程に一ぱいのところもあります。また開放しても需要に満たない場所もあるわけでございますが、今後につきましては企業の関係、可能な範囲で努力していきたいというふうに考えております。

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　わかりました。では当初申し述べましたように社会教育というのはやはり現在の学校教育外の場所で子供からおとなまで自然、あるいはいろんな教育機関を通じて私どもがあらゆる機会にだれでも民主的な教育を受けていく、あるいはみずからの力で学習していくという権利は非常に大切なものだと思いますし、これが今後の民主的な社会を形成していく上でも重要な役割りを果たすと考えるわけです。そういう点で社会教育運動にあってはよく住民の意見を尊重して自主的な学習運動が進んでいくように配慮しながら社会教育の発展を尽くしていただきたいと、そういうふうに思います。またPTAの内部にあってもPTAの会員の皆さんが努力されていらっしゃると思いますけど、子供の幸せを願うすべての父母と先生が協力して子供たちを健やかに育て、学校をよくしていくために話し合い勉強し、国や自治体、地域に運動していく

自主的な組織がPTAでございますから、そういう点を配慮して市と、よい協力の関係を保って子供の教育、あるいは幸せが発展していくように運営していっていただきたいと、そういう意見をつけ加えて私の質問を終わりたいと思います。

○議長（大下　博君）　これをもって四の二、社会教育の充実に関する質問を終わります。

次に五の一、環境整備についての通告質問者剣持佐吉君の質問を許します。

（十一番議員登壇）

○十一番（剣持佐吉君）　毎回同じようなことを質問してたいへん恐縮ですが、まあお許しいただきたいと思います。それから先ほど竹ノ上議員の貴重な財政論を拝聴しまして感銘したのでありますが、市長、当局礼賛の中に私がここでけちをつけるようなことをまた申し上げるんでたいへん恐縮でありますけれども、実はそうではなくて島村議員の質問に答えたようにできることはできる、できないことはできない、どうしてできる、そしてその取り組みの姿勢が市民の前に明らかになればそれで私はいいんであって、あえて皮肉ではないことを前におことわりしておきます。それから市長に、私の質問に関連して竹ノ上財政論が通るならばそれはもう私の考えていることは全部満たされることにもなりますんで、市長それについて最後に感想をお伺いしたいんですが、たとえば現在における公共用地の取得については、法制の整備が足りない。もしその法制化ができているならば十億以上の大企業から用地も憲法に基づいて適当な価格で買収できると、こういう論理でありますが、たとえばこれを日野市に例を取りますと、私の前に小西六のグランドがございます。あすこには小学校、幼稚園を幾つも建てられる。私は小西六は現在の日本の経済の中に必要な存在だと思っております。そのためにはあの中に職員がおります。大下さんもそこにいるわけですね。（笑声）だからこれは取り上げては私はその事業ができないと思います。したがってそういう理論から私は必要だと思うんですが、法制ができるかできないか、あるいはこれが適当であるかどうかという結論だけを後で市長から聞かしていただきたいと思います。それで私の質問に入りたいと思います御清聴をお願いいたします。（笑声）

昨年の、私が出ると私の言い方が悪いのかどうもちょっとここで混乱を来たすのでたいへん恐縮でございます。まあまた市長選挙のビラをここへ持ち出してたいへん恐縮でございますが、革新市政という中に公共下水道の早期着工、緑の保全と生活施設の整備、市民の足の確保、こういうのがトップに掲げられておりますが、その中に環境保全条例をつくり、もうけ本位の乱開発を押え、学校、保育園など生活施設をつくらせます　こうありますが、この保全条例はどうなったかという質問に対しまして、本会議で私が聞いたのに市長は目下それの要項について

は検討中だと答えております。その要項作成の作業が一体どこまで今進んでおられるかについてお伺いしたいのであります。それからそのときだと思いますが、その、あれに前後いたしまして、もうすでにできているといっておりましたが、そのできているということについて残念ながら私は出鼻をくじかれたような気がいたします。それは私の勉強が足りなかったのでその次の質問はできなかったのでありますが、その環境保全条例というのは私の調査、後から勉強したのによりますと昭和四十四年に交付されたのだと思われますが、はたしてそうだとするならば前に申し述べた要項の作成、あるいは四十四年の交付の条例、これらが改正がもうすでに行なわれていなければならないと思うんです。そのいずれもがなされていないとするならばどういう理由があったかわかりませんけれども、森田市長が、というもの、ものといっちゃあたいへん恐縮です、失礼な言い方は取り消します。森田市長が出現して以来もう一年以上経過した今日でありますので、これらを踏まえてどこに革新市政の特長がいわゆる環境整備について革新市政の特長がどこかにあらわれなければならないと思いますが、もし革新市政の誇り得る何らかの実績がありましたならばそのことについてお伺いしたい。その実績は過去にはないが実績をあげ得る施策が今ここであるならばそれらも合わせてお伺いしたいと思います。第二の問題は機構改革についてでありますが、本年三月議会において

庁内の機構改革が行なわれました。民生部が生活環境部に、また都市計画部が都市整備部におのおの改められたことは事務分掌の面でいささかそぐわないものもあったり、こっけいだなんて言葉も出たり、おおまじめだという応答もあったりしていささか紆余曲折はありましたけれども、前に申し述べた市長選挙の場合におけるところのビラとこの機構改革という一連の流れを眺めてみますと、市長が環境整備に意欲を燃やしていることは伺うことができるのであります、市民もまたそれを期待しているのでありますが、しかしながらそれがから念仏であってはいけないと思うんです。したがってこのことを別の面からまた観察してみたいのでありますが、日野市のように急激に都市化するこの要求にこたえてはこの問題については為政者が意欲を燃やすのはむしろ当然ともいうことができるのであります。要はその実績が評価されなければならないのでありますので、こうした観点に立って私がお伺いしたいのはその具体的前進がどんな形になっているかということであります。誇り得るものがありますならばひとつ胸を張ってお答えをいただきたいと思うのでありますが、まず一つ、二つ例をあげて申し上げます。一つは、緑化対策事業はどうなっているか。日野駅の西部の緑地を削って道路をつくることになっているそうでありますが、これは神明上区画整理の一連の事業と思われますが、これについて反対の運動が起っているようでありますがどう対処しようと

するのでありましょうか。それから用水路の改修、しゅんせつ等は予算を必要とするものは飛躍的に前進されなければならないと思われますが、本年度はいささかそれらの土木予算は削られたようであります。で、新しく予算がまたここで上程されているようでありますが、従来の上に毎年の行事として積み重ねるその以外に何かを考えておられるのかどうか、その点、いわゆる革新市長の特徴としてこれだけ盛ったと胸を張って言い得るものがあるかどうか、そのことについてお伺いしたいと思うのであります。それから町内清掃については骨を折っておることはわかりますけれども、しかし今よりよくなったということが言えるかどうか。私の調査が十分でないのかどうか知りませんがあえて飛躍した様子も伺われませんがどうでしょうかと。それから湯沢川の悪臭対策でございますが、これは新聞でもたたかれておりましたし、聞くところによると日野市のいわゆる市レベルにおける問題ではなくて都であるそうでありますが、仕事は都レベルに置くものとしても市でやらなければならないこともありましょうし、そのことについては事務当局から伺ってはおります。しかしながらあの状況をつぶさに把握するときには見逃がすことのできない状況であるのでありますが、市長はこれをどういう形でどの程度把握して今後どう対処されようとしているのか、このことであります。それから日野自動車や小西六の悪臭についても前からいろいろ問題にされておりますし、市当局においても都の領域であるにもかかわらず努力はされているようでありますが、今だに解決の運びにはなっていないようであります。これに対してどう取り組んでいられるか、あるいは数年前から問題になっておりました石田、新井地区におけるところの汚水と悪臭の処理については請願も出ていたようでありますが、これに対する対策はどう今なされているのか、こういうことについて一つお伺いしたいと思うのであります。それからさらにこれの理論めいたことを言ってたいへん恐縮でありますが、市長の今年の予算編成の方針については福祉、学校第一主義だといっております。ところが環境整備、これは福祉の範疇に入らない、いわゆる市長の定義づける福祉の範疇に入らないのかどうか、よく口ぐせのようにシビルミニマムということも言っております。これは私はその言葉の内容はよくは知りませんけれども、福祉と同様に平均生活に欠けるところを平均レベルに引き上げるというような意味にも、それが市あるいは為政者の任務であるというようにも私は市長のシビルミニマムについての態度としては受け取っているのでありますが、そうであるならば湯沢川の悪臭や、あるいは石田、新井地区におけるところの生活環境の平均レベルより低下しているものについては手をこまねいているわけにはいかないと思うのでありますが、もちろん手をこまねいているといっているわけではございません。ただ画期的な方法が何かほどこしているのか、ほ

どこされようとしているのか、その具体的な内容について明らかにしていただきたいと思うのであります。第五の一の質問はこれで、お答えをお願いいたします。

○議長（大下　博君）　それでは質問者、席に戻っていてください関連事項がありますので……。

次に関連事項八の一、秦正一君の質問を許します。

（十六番議員登壇）

○十六番（秦　正一君）　環境整備についてですが、環境整備についてはいろいろと問題があるわけですが、私は特に焦点をしぼって豊田駅前という点について質問してみたいと、このように思います。御承知のとおり日野市はベッドタウンとしての、もちろん人口も急増されてそれに伴なって豊田駅の利用者も相当多いわけでありまして、また調べによると大体一日三万八千から四万と、このようにもいわれております。このように豊田駅ということになるとこれは日野市の玄関口といわれてもいいくらいでただその環境の面から見れば非常に遅れた状態で憂うる状態があるわけでありまして、まずこの点について伺うわけです。通勤者、通学者こういった人たちが自転車を利用しまた駅前へ放置してそのまま電車に乗っていくという状態で何とか整備していかないと非常に、災害が起きたときとかまた環境の面から見ても非常に、あまり感心しないという状態であります。で、特に北口の西側の道路については佼正会のほうへ行く道路ですけど、自転車がかなり道路のほうへ出ておるわけでございまして、また東側においても、駅から東のほうにおいても歩道一ぱいに置いてあると、まあ歩くのにやっとというような状態で、こういった面で今申し上げましたようになにか一たん緊急な事態が発生したときに、まあ天災にしても人災にしても災害のときに自転車が放置してあったために、その思わぬ被害を受けたと、場合によっては人命にも影響するような問題にも引き起こっていくと、災害は予期しないときに発生するものであって、そういう面から万全の策を講じておかなければならんだろうし、また美化の面からしても非常に日野市の玄関口としては見苦しいと、何とか整備すべきではないかと、このように思うわけでございます。これは豊田駅ですから市のほうの用地としては一部であるし、豊田駅の利用者、駅自体もやはり考えていかなきゃあならんだろうし、そういう面で常に利用している人はあまり感じていないでしょうけど、特に外部から来た人とかまた関心をもって通る人については、特にこういった点が感じられるわけでございます。すでに請願等においても出ておりますが、善処策を何とか講じてもらいたいということで、その点で豊田駅の駅長なり豊田駅のほうへ何らかの形で相談を持ちかけたと思いますが、その点についてどのように考えているか、また国鉄の用地をとりあえず何とか少しでもスペースを取って、それで道路へはみ出している部分を少しでも少なくしていけばそういった面で多少は整理がつくんじゃあないかと、このようにも思うわけでその点の国鉄側の、豊田駅側ですね、駅のほうの考え方等も話があると思いますが、その点についての考え方をお願いしたいと思います。それから京王バスの駅前の屋根かけですが、これについてもいろいろスペースとかいろんな点について無理だとは思いますが、まあ雨が降ったときなど相当利用者等が困っているわけで、こういった点も京王のほうとの交渉なりまたそういった面がありましたらお聞かせ願いたいと思います。それからしばらくあかずの便所になっております高島屋の所有の駅前の便所ですけど、あれはその後どういう経過になっているか、永久に使わないものなら使わないように処置を講ずべきじゃあないかと、このようにも思うわけで、一々駅の中の改札を通ってそれで便所を借用するというふうな不便を取っているわけです。また場合によってはスーパー等の便所を借りるとかいろんなそういう面の不便さを今やっているわけでその点についてその後どういうふうな経過になっておるか、その点もお聞かせ願いたいと思います。

以上幾つかの点を最初に質問したいと思います。

○議長（大下　博君）　次に関連事項十四の一、谷栄吉君の質問を許します。

（十番議員登壇）

○十番（谷　栄吉君）　環境整備について質問いたしま

す。前市長市政下においていちはやくこれらに取り組み、環境整備の大きな柱が打ち立てられ、市民要求にこたえられたが、現市長はみずから革新市長をはなばなしく花火を打ち上げられまして、その間現在に至るまでこれというて環境的な打ち出しが皆無といっても過言ではなかろうかと思われます。今年度、予算の上にもこれらに対する姿勢がはっきり見受けられるわけでございます。例をあげるならば、現在家庭の雑排水を流している用水路等に対してもあのような乏しい予算ではまことにもってお粗末といわざるを得ないわけでございます。前市長の英断をほめるわけではございませんが、なぜもっとこれらの下水道に類する用水路の整備に力を入れていただけないのか。毎年のことながら雨季の季節となりますと皆さんの非常に心配しておる種でございます。いよいよその雨季がまいったわけでございます。一度大雨が降ったならば下のほうはほんとうにたまったものではございません。用水路ははんらんいたしまして、もうあたり一面水びたしでございます。緊急用語をお借りするならば、床上、床下浸水はもうほとんど免れないというような状況下でございます。すでに現市長に対するもう怨嗟の声すら出ておるような現状でございます。確かにこれらの中で万願寺地区の区画整理地内、これを申し上げますと当然これは区画整理という、もうすでに地内に入っております関係で二重投資の観もございますが、区画整理実施段階から完成まで非常に長い年

月を要するわけでございます。そこでその完成をもう待っていられない、非常にもう緊迫した現況をどのように市長さんお考えになっているのか、それらを明快にお答え願いたいと思います。なおもう一点申し上げるわけでございますが、なまごみの処理についてでございます。現況使用しておりますなまごみの収集、これについては過去数年依然としてボリバケツの利用を強要しておるのが現況でございます。この容器が問題でございます。非常にいたみが早くてせっかくふたをしておいても、これは臭いものにはふたをしろでございまして、ふたをするわけでございますが、ちょっとした拍子で風など吹きますと道路上へ飛び出してその上を車が通ってべったんこに踏んで、ばあでございます。（笑声）使用者は大事に使うつもりでございますがせいぜい長持ちさせても一年やっとこさっとこ、このような状態でなまごみの収集が行なわれておるのが現況でございます。そこで何とかしてなまごみ用のダスターボックス、これの使用に踏み切れないものかどうか、確かにそれは予算のこともおありでしょうけれども、環境整備をやはりスローガンで打ち出した市長さんでございますから、何とかでき得るならば緑のダストボックス、これをひとつ何とかできないものかと、そのように訴えるわけでございますが、もうすでに他市においてはいつもこれを利用して非常に市民にありがたがられている、こういうような現況でございます。その点市長の明解なるさらに御答弁をお願いして、私の質問を終わります。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）（「ただいまって、秦さんの質問に関連して」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君登壇願います。

（十一番議員登壇）

○議長（大下　博君）　それでは剣持佐吉君の質問についての答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えをいたします。お答えがあるいは御質問と前後するかもしれませんがお許しをいただきたいと思います。まず私からは緑地対策の問題で若干御回答させていただきたいと思います。このことにつきましては御承知のように今議会で都市計画産業建設委員会ですか、この中でこの問題を取り上げて御審議をいただいております。あるいは重複するかもしれませんけれどもお許しをいただきましてお答えしたいと思います。私どものほうといたしましては目下都市計画部とも御相談を申し上げまして、いわゆる日野緑地でございますから、この問題についていろいろ仕事を進めておるわけでございますけれどもはっきりお答えできないのがまことに残念でございますけれどもこうあるべきである、こうしたいんだというお答えがまずできませんことを先におことわりいたしまして、これも改修が終わったわけでございます。そこで規制基準といいますか規制基準が守られるようになったわけでございます。御承知のようにあすこの排水いわゆる基準は三〇ｐｐｍでございます。ＢＯＤ三〇ｐｐｍが基準でございます。この基準以下に再改修によりましてそこまで達したわけでございますけれども、今剣持議員さんからも御指摘ございましたように、あの湯沢川の一部に悪臭を生じたということでございます。実はＢＯＤが一〇ｐｐｍ程度であってもその水がいわゆる排水することによってどうしても悪臭を放つというのはやむを得ないどうも状況のようでございます。で、御承知のように後ほどこれも建設部長のほうからお話があるかもしれませんけれども、あすこにはいわゆる堰がございます。で、堰がございます関係でどうしてもそこに水がたまります。そのたまった水がいわゆる腐るということで悪臭を放つのではないかと考えておるわけでございますが、抜本的なものといたしましては程久保川の改修を待ってこれはあの堰を何とか除いていただくと、この方法しかないんじゃあないかと目下考えております。さもなくば日本住宅公団専用のいわゆる排水管を暗渠にしまして一〇号線を通して程久保川に合流するというそういう手段しかないのではないかということを今考えておるわけでございます。そういうことで程久保川の改修を待ちませんと抜本的なものができない、あるいは暗渠にする方法しかないということかと思います。これから昭和四十九年、本年に入りまして再改修の勧告をいたしまして、目下考えておりますことを申し上げさせていただきたいと思います。御承知のように東京都は自然の保護と回復に関する条例というものがございます。その中で緑地保全地域の指定をするんだということで東京都の予算におきまして昭和四十九年度予算で調査費をもっておるようでございます。また国におきましてはしからばどうかと申し上げますと、都市緑地保全法という法律の中で同様緑地地区の指定をすることになっております。私どもといたしましてはこの二つのどちらかにいわゆる日野緑地といいますか、これを入れていただきたい、ネットをかぶせていただきたい、こういう考え方で目下進んでおります。で、現時点あるいは都市計画部長のほうからお答えがあるかもしれませんけれども、すでに権利者の拾い出し等もしていただいておるようでございます。そういうことで何とかこれからいわゆる緑地の指定を何とか受けたいと、こういう姿勢で取り組んでまいりたいということをお答え申し上げたいと思います。それから湯沢川の悪臭問題につきましてお答えを申し上げたいと思います。このことにつきましては前からいろいろ御心配をかけておるわけでございますけれども、その原因が日本住宅公団からの排水が原因であるというようなことも言われておりました。で、そこで昭和四十八年に処理場の改修を日本住宅公団に対しまして命令をいたしまして改修をさせました。それから昭和四十九年、本年に入りまして再改修の勧告をいたし

の技術的なことにつきましてはあるいは建設部長のほうから後で説明をいたすかもしれませんが、湯沢川の悪臭問題につきましては以上お答えをさせていただきます。それから六番目になりましょうか、小西六、日野自動車の悪臭の取り組みの問題でございます。御承知のように小西六と日野自動車におきましては留保工場であるということはすでに御承知のとおりでございますけれども、実は悪臭、日野自動車の振動等で非常に地域住民の方がお困りであると、私もその会合に出席をいたしまして地域住民の方といろいろお話し合いをしたことがございます。いろいろ御事情を聞いてみますとごもっともな点がございます。そこで私どものほうといたしましては東京都の公害局に対しましてこの問題を再三いわゆる改善のひとつ進言をしてほしいということを申し入れてございます。で、東京都のほうでも決して放置をしておくわけではございませんが、いろいろな事情があるようでございます。で、本年に入りまして東京都のほうから二社にまいりましていろいろ勧告をいたしたようでございます。したがいましていましばらく様子を見ていただきたい。私どものほうも決して留保工場であるから放置をしておくことではございませんが、東京都のほうにもそのように申し入れをしてありますのでいましばらくの猶予をいただきたい、かように思うわけでございます。

以上私からの回答を終わらせていただきます。

○議長（大下　博君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　私からは石田、新井の悪臭につきましての御答弁をさせていただきたいと思います。昨年でしたかおやめになりました正国議員からの一般質問等もございましたけれども、また請願等もございました。まあ煙の公害ということで質問がございました。その節にもお答えを申し上げましたとおり、たまたま四〇トン炉の改修工事が行なわれておったために三〇トン炉の固定炉において焼却をいたしたためにその煙がたまたま程久保、百草のほうへ流れていったと、こういうことでおしかりを受けたわけです。現状におきましては固定炉の焼却は現在いたしておりませんのですべて四〇トン炉、つまり機械炉によって焼却をいたしております。この炉は御存じのとおり集じん機が付いている関係から、煙は全部集じん機によって清浄され洗浄される、こういうことから現在は煙の公害がだいぶ少くなってきておるわけでございます。なおこの粗大ごみの処理につきましては、まあどこの市町村でも非常に困っておるわけでございますけれども、当市におきましても以前におきましてはこの粗大ごみの処理が非常に困難なため露天においてこれを焼却いたしており、その煙がまあ公害となりまして、石田、新井地区にたいへん御迷惑をおかけしたわけでございますが、これらも接断機等を設置いたしまして、接断機による処理をしてなるだけ燃えるものは燃してしまう。燃えないものは現在、どうしても処理できないものはあすこに積んでございますけれども、これらの点につきましては当初予算に今回一億五千万程度の管理棟の予算を計上いたしました。その中には環境整備のことも約二百万近く計上してございます。管理棟をあすこにつくりましても、あの環境では放置できません。こういうことからこの管理棟をつくると同時に周辺の環境整備を行なってまいると、先ほども申し上げましたとおり粗大ごみの処理不可能なものがたくさんございますけれども、これらを本年度中にすべて解決をしてまいりたいと、なお四日ほど前に東京都の教育庁にまいりまして、現在都の用地となっております高校の南側の地区に現在排出されますところの灰の処理をお願いしたい、その上にきれいな土砂を、きれいなまあ土ですね、これを敲土することによって校庭が五〇メートル伸びると、まあ一石二鳥でございますからそれを入れてもらうと、そういうような請願にも言ってきております。なお昭和四十九年度から御案内のとおりふん尿の処理をいたしましてもそのしぼりかすといいますかケーキといいますか、これは必らず残るものでございます。これらは現在都の用地に捨てておったわけです。その上に灰をかけまして何とか処理をいたしておったわけですけれども、これらも本年度からはそのつど業者に委託をいたしまして処理をしている。現在は都の用地には捨てておらない。将来私どもの考えではどうしても最後に残るのは残灰でございます。灰。これはもうどこの市町村も困っておるわけです。どうしてもこれは残ってします。それを捨てなくちゃいけない。捨てる場所がない。そこで三多摩の市町村清掃協議会というのがございまして、これらの協議会においても市長会並びに都庁に対してこれらの処理場、処理施設、こういうものを助成なりあるいはまた市長会自体が解決してもらいたい、広域的な処理をしてもらわなければ、各市町村とももう全然にっちもさっちもいかなくなってくる状態でございます。現在はたまたま羽村町にじゃり穴がございまして、各市町村はここへ持っていって捨てておるわけです。これももう後一年そこそこでこの穴が埋まってしまう、そうしますともうどこへも捨て場がなくなってしまう。これらの抜本的な解決を何とか市町村においては市長会において解決してもらいたい。こういうふうな要望書も市町村の協議会においては提出をしてございます。私どものほうの市におきましても後数年足らずしてこの問題にぶつかるはずでございます。もう現在ぶつかっておるわけです。これを何とかしなければ日野市の清掃行政というものは行き詰まってしまう。そういうことから現在われわれはできる限りの方策を現在考えている。そのために現在あすこへ捨てておりますところの灰を高校の校庭の埋めたてにもっていきたい、こういうことで交渉にも行ってきております。また処理場の悪臭あるいはこういう問題につきましては地元の対策協議会というものがございます。これら

と地区の協議会と、まあたいてい小さなことでも相談をいたしまして、検討して善処をしていきたいというのが現状でございます。数年前からみますというと環境も非常によくなってきておるわけでございますが、何せばく大な費用がかかります。しかしこれは放っておけませんので、この環境整備には今後全力を尽してやっていきたい、このように考えます。

○議長（大下　博君）　まだ答弁の足りない部分があるので引き続き答弁を求めます。都市計画部長。

○都市計画部長（中島武男君）　ではお答えいたします。緑地の問題については先ほど企画財政部長のほうから緑地保全に対するところの措置をしたいということでございますのでそれはそれとして、ただ剣持議員さんのおっしゃるところの日野駅の西側地区はちょうど日野駅を中心といたしまして、今年度昭和四十九年度より具体的な説明に入ったわけでございます。そこで西側のくぼ地は今湿地帯となっておりますけども、昔は用水が流れていて六桜社の水もあそこに流れておりました。今は非常に雑排水が流れている関係で非常に、あまりよくはございませんが湿地帯となっております。そこに今回の議会にも請願が出てくるというふうな話がございますが、具体的には委員会等で御発表、説明申し上げたいと思いますが、緑地の保全と申しますと私どもの今の区画整理の事業とは非常にうらはらでございます。しかしながらできる限り緑地を残そうということで、御存じのように日野緑地、日野駅の西側から、西側地区は当然あすこは道路ができますということで区画整理が施工中のとこでございます。ここの、これから堀之内それから豊田にかけてはこれは現在残す予定でございます。今、剣持議員さん御指摘になりましたところはちょうど皆さま方に頭の中で御説明申し上げますと、今の建設省の国道事務所がございます。国道二〇号線の左側でございます。あの左側に、東側に約六メートルの道路が上へ乗ってきます。それからこの大昌寺の左側から二・二・四という道路が、十二メートル道路が、学校の前に、第一小学校の前のほうにずうっとまっすぐ日野の駅を通過いたしまして、国道二〇号線にぶつかると、したがいまして当然あのくぼ地は埋めたてられていくと、こういうのが現状でございます。特にあすこは緑地を残したいのはやまやまなんですけれども、何としてもああいう非常に絶壁でございます、まあほとんど絶壁に近いものです。そこで地主の方に、たとえば地主が当然区画整理事業に同意しているわけですが、当然あすこは平らになるということであのまま残しておいても地主は当然埋めていくだろう。まああのまま湿地帯で残しておくっていうことはあり得ないだろうと考えております。そういう関係でたまたまあすこには先ほど坂本課長のほうからちょっと自然を守る会の話が出ましたけれども、そういう方からあすこには学術的に非常に貴重な、しろそうとかそれからカタクリとか一輪草、二

輪車と、これは私たちが子供のときには、今でもこの辺にもございますけれども、そういうものがたくさんあるので残してくれというようなお話でございます。まあしかしそれまでは、この四月までは私たちも気がつきませんでしたけれども、たまたま四月の自然を守る会の方々が区画整理をやめてくれと、こういうような話がございましたので、まあとにかく重要なことでございますので現地に行きまして何人かの文化サークルのそういう方に御説明をいたしましたが、いずれにしても状況としてはどうしてこういうことになるんだと、先ほど言いましたように二・二・四とそれから六メーター道路が折れてくると、それから今の工事をやりますと両壁をつくることになると当然あすこへはかなり日が当たらなくなるだろう。それでは非常にお困りでございましょうということから当然企画財政部長と一緒に見ていただきまして、できることなら皆さん方のお気持はわかるので私どももあすこをあのまま置いておけば当然自然消滅をせざるを得ない。それで企画財政それから市長のほうにも申し上げまして、あれと似かよったところをですね、しろそうなり一部のかたくり一輪草、そういうものが樹生ができるようなところを見つけて移植したら一番いいんじゃあないかと、これはしろうと判断ですが、そういうことで私どもしろうとながらこの緑地の中をずうっと職員を使いまして、私たちも現状を見ましてそうして歩いたと、ところがそこに、ちょうど高速道路の南側にありますが、ここにしろそうがあるんです、現在樹生してるんです。それから一輪草も二輪草もそれからそういうものもかなり樹生しているのでそこへ移植したら一番いいんじゃあないかと、こういうことでこれが最善の努力だろうと思いまして、そういうお話をしましたところがどうもお気にめさないというようなお話があって、どうしてもあすこを残せということで、先ほど申し上げましたように私どもの事業は非常にうらはらでございまして、あれをあのまま残して置くということは非常に日野市の発展のためにも、これは日野市の西側の、駅前の西側になりましてかなり広い宅地になるわけです。そういう関係で非常に苦しい事情を御説明いたしましてやったんですけれども、緑地をあすこだけちょっと残すということになりかねないんで、市のほうにはどうしても残すんならあすこを買いあげる以外にないだろう、こういうお話をしておきました。しかし買いあげてもあのまま残しておいてあのまま自然にあの葛の木ですか、そういうものがはたして何十年となく樹生しているかどうかってことはちょっと疑問でございます。これはもう水気もなくなってくるだろうし、そういうことも考えますとやはり移植したほうがいいんだろうという、私たちのしろうと判断でございます。そういう処置をしたわけでございますが、緑地はちょっとあすこは区画整理をやめない限りはこれはちょっとできないだろう、こういうふうに考えます。非常に苦慮している

わけですけれども、先ほど申しましたように将来といっても今年度から駅前の西側と東側の説明会に入りましたので、土もそろそろあすこに埋めていかなきゃあならん、こういう現状でございます。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　庁内清掃は十分かというような……（十一番議員「このチョウナイはこの庁内じゃあないですよ、町ですよ、町の中の。」）（笑声）

○議長（大下　博君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　私どものほうで行なっておりますごみ収集あるいは危険物の収集、まあ現在は順調にいっておりますけれども、町内自体の清掃ということになりますと現在は町内会の皆さま方の自主的によって行なっていただいておりますので、実は六月の、ちょっと忘れましたが初めに、十四日でしたか、衛生支部長会議というものを開催いたしました。この会議の席上、薬の配布とかあるいはまた町内の清掃、こういうことについていろいろと検討しお願いをいたした次第でございますが、町内の清掃の清掃したごみ等については現在は美化の車を使って収集をいたしておりますが、各自治会の皆さま方が非常に協力的でございまして、日野市は非常に自治会が自主的にその清掃を行なっているということが、どこからお聞きしたか知りませんけれども、戸田市というところから視察に来ております。前の日曜日に戸田市の自治会の皆さま方がこの日野市の自主的なこの清掃の実態を見せていただきたいと、こういうことからある自治会の清掃の実情を視察をしてまいっておりますので、こういうことで市自体のごみの収集につきましては現在万全に行なっておるつもりでございます。その他のことにつきましては町内の皆さま方の自主的な行動によって行なっていただいているのが現状でございます。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　犬勢の部長諸君が説明をしていただいてたいへん恐縮でありますが、今まで部長諸君のお話をしていただいたことは失礼ですが私は全部知っているんですよ、聞かなくってもいいんです。聞く必要はないけども説明をしてくれたからこの程度だということで受けたという程度です。それよりも私は革新市長が誕生したらやりますといったことがこれ以上に前進しているかどうかということを聞きたかったんです。それは一つもないですね。町内会集めてそれから町内会の人たちにね、ごみの処理してもらうことを今までもやってきたんですよ、私も自治会長もやったし、お願いもしてきたんですよ。たださらに協力を強める方法は何かあったかどうかということを聞いているんです。ね、それから日野駅のあすこもですね、がけだから通れないっていう、それでねえ、森田市長は乱開発を防ぐんだと、今まであまりに自民党直系の市長が、ね、

乱開発をしてきたから日野はこれほどきたなくなったんだと、だからこれを防ぐんだというから、じゃあ日野駅のあすこはね え、自然を守る会に言わせると、全くこれは自然そのままなんだと、むしろ手をつけてもらいたくないんだというその自然と文化の調整がですね、都市開発の大きな仕事だと思うんですよ。どう調整していくかということを私は聞いているんです。あすこへ道をあけるならば、あすこへ土手をつくらなけりゃあならない、そうすればこれが、草が枯れるからよそへ持っていかなけりゃあならない、そういうことは苦労しているでしょう。事務段階においては了とできるんですよ、都市開発の責任者として、ね、自民党直系の市政ではできないんだから私がやりますといったその人に構想はありますかっていうことです。それを聞いているんですよ。湯沢川の悪臭についてもね、日野自動車とかですね、小西六の問題についてはなるほど努力もしてこられたし、それから会社側でもやっていられるし、もう少し時間を待ってくれということで私は了とできるんですよ、ところが石田、新井地区についてですね、あれをこうしたああした、それから民生部長が今灰が困る、それぐらいのことは私も知ってるし見てもいるんですよ。そうではなくてね、この、こちらのほうが開発される、市役所を建てるということになるとこっちがよくなるから向うが今までも低くなるといっているでしょう、そしたらこれを平均に上げなきゃあならないという要求があるわけでしょう、それとシビルミニマムと福祉対策ということを言ってますが、この関係はどうなんでしょうか、どういうふうにとらえてこの新井、石田地域に対して施策をしようとするのか。なかなか金がいるからねすぐはできないと思うんですよ。どういう順序でやろうとしているのか。もう市長になってからその以前に構想は持っていなけりゃあならなかったんだけれども、就任早々でできなかったというから一年の経験上何かが生まれてくるだろうということを私は要求しているんです。市民もそれを要求していると、この辺で発表していただきたいというのが私の要求なんです。それで福祉というけれども、今予算面で見るところの福祉はですね、老人に調髪料やったら、一千八百万やったことですね、これを福祉といってるわけです。これが福祉でないとは私も言いません。ところがそれが福祉であってですね、新井、石田地域の臭いものとか、湯沢川の悪臭が福祉でないという理由がもし森田理論であるならばそれはそれでやむを得ませんけれども、私はこのことをないがしろにしてですね、福祉第一主義でもって革新市長の特長がここにありますということは私は言えないと思うんだが、この辺の見解はいかがでしょうかと、こういうことを聞いているわけです。だからたいへん部長諸君は御苦労でしたが、失礼だけれどもこれだけのことは私は課長以下係長の前に行ったり現場を視察したりして知ってるんです。そうではなくてこの上に森田市長の特

長をあらわすには何をお持ちですか、どこまで前進しようとしているのか具体的にこの問題についておっしゃっていただきたいと、こういうことです。お願いいたします。

○議長（大下　博君）　ただいま議長としても市長の最終答弁を求めて再質問に入ろうと思ってたわけです。では市長。

○市長（森田喜美男君）　まず一番終わりのころに言われました環境整備は福祉ではないのかと、こういう逆説の御質問だと思うんですが、すべてわれわれの目ざしております行政の目的は、これは住民福祉のためにあるわけでありまして、したがって環境整備もむろんこの福祉政策といいますか、福祉行政の重要な柱であるということを申し上げておきます。そこで日野市は、われわれが今論じておりますこの日野市は、御承知のとおり国の経済成長政策のもたらす結果といたしまして、これのいい悪いは別といたしまして、この人口の都市集中が、これは全国的に十数年来起きているわけであります。その首都圏の中のたまたま近距離の範囲にありますのでどうしてもこの人口の集中が非常に盛んであります。かつておそらく、せいぜい五、六年前までは人口の増加ということは一つの地域の繁栄といいますか都市に、要するにこれから移り変っていくんだと、それが一つの地域としての発展であると、こういうとらえ方におかれまして、まあ歓迎という気分も私はあったと思うんであります。それはそのときなりのやっぱりそれは情勢であったというふうに思います。ただその一つの大きな傾向といたしまして、つまり日本の経済が資源投資型の高度成長を行なってきたと、都市化とその資源の、まあ生活水準の向上でもあるわけでありますけど、そのことが両々相まって都市化ということに対する一つの、何て言いましょうかまあ副作用、公害でありますとかあるいは水の汚染、空気の汚染と、こういったつまり自然を結果におきまして破壊する現象を伴なってきたと、ここに大きな問題があるわけでありまして、今劍持議員が特に従来の保守市政、革新市政ということが適当であるかどうかわかりませんが、つまり保守市政が担当されてきました間は主として開発を受け入れた期間であったというふうに私は認識をしております。そうしてたまたまこの開発を受け入れ人口が多くなると、そういう自然条件、社会条件の変化がたまたま日野市に居住した市民の方々、その人たちからあまりにも変化が大きいために、つまり農村から急に部分的な都市ができたと、しかもそれの連携はきわめて、特にごみでありますとかあるいは流末水でありますとか、あるいは交通関係でありますとか、市民生活に決して、何て言いましょうか、いい結果を呼んでいなかったと、つまりそれは学校等そういった社会施設、教育施設等に、特に教育施設にエネルギーを集中させられて、そういう基盤を整備するような余裕もなかったし、時間もなかったし金もなかったということであるわけでありまして、また法律とかあるいは国の

施策におきましても、つまり人口急増都市に対するそれに合わせるだけの財政なりあるいは法律的な裏づけなりのコントロールがされてなかったということが言えるんではないかというふうに感じるわけであります。たまたまそういうちょうど市民要求の転換期に、言うなれば革新市政が迎えられたと、つまり世の中を変えてほしいと、こういうことが市民要求であろうというふうに私は考えておるわけですが、したがって一つの大きな潮流の変化だというふうにも感じますが、環境を守るということはこれはとりもなおさずこれは市民が一番求めておられることでありますし、その環境という意味には自然環境もありますしまた教育環境、あるいは都市整備の環境、いろんな正面があるわけでありまして、今劍持議員が質問されておりますのは主として生活環境の面についておっしゃられておるわけであります。どういうふうにじゃあおまえが担当してから変化をさしたかという、そうその大きな目に見えたものはまだ出ていないと思うんであります。ただ私は一つの大きいキャッチフレーズといだしましては緑と清流を取り戻そうと、こういうことがつまり環境を守る一番の根源であると、こういうふうに思っておるわけであります。その自然を守るという、しかも土地基盤の整備を行ないつつ、まあ両々二律背反するようなことをやろうとするわけでありますから、いろんな、この現在におきましては矛盾が生じているということもやむを得ない状況であります。

それで最小限にやらなきゃあならんこととといたしましては、つまり住宅地でない、何といいましょうか、適確な住宅条件を持たないところに家が建っておる地域がたくさんあります。つまり排水ができないという地域があるわけでありまして、これらのところにつきましては何とかひとつその排水路環境等の整備をしなきゃあならんということが大きな仕事であります。まあしかしそれにもまだ間に合わないとすればせめて雑排水が宅地なみにためられてそして吸い込んでおるような、吸い込みのほかには方法がないというようなところにつきましては、雑排水くみ取り制度をつくりまして、そしてそれを行なおうとしたのが今年の一つのスタートであります。無料でやりたいとこでありましたが、とにかく状況がわかりませんので最小限半額という料金でやろうということをすでに発足をしておるわけであります。そのことにつきましても言うなれば、たまたま多摩平下水道がありまして、その多摩平下水道処理場の容量に若干の余積があったと、水をくんでそれを川に捨てるわけにはまいりません。やっぱり少なくも一次処理はしなきゃあならんわけでありますから、その一次処理をする場所があったということです。それからなお若干の、何といいましょうか、それを処理するだけの能力に余力があったということでそれが可能になったわけであります。それからわずかではありますけど緑の対策といたしましてはまあ市の木を定めましたり、あるいは多少の無料配布等

をいたしておるわけであります。それから植生調査というようなことも今年取り組んだわけでありまして、あるいは生産緑地の特に農地につきましては生産緑地としての保護、奨励をやろうと、こういうことも新たな事業であります。それから用水が汚れがちでありますので、年間なるべく年中通水をいたしまして、そして水がよどむ状態をなくしようと、こういうことも担当のほうに、また用水組合にお願いをいたしましてそして実現をみておる次第であります。それからまあ一般公害に対する対策、あるいは特に工場公害に対する対策でありますとか、あるいは自然を守る会の市民団体としてできまして、それらと提携をしながらこの日野市の自然を何とか一つの市民運動という形で守っていきたいと、こういうような施策も行なっておるわけであります。それからまあこれはまだ発足したばかりでありますけど、庁内に緑と清流チームを係長クラスで編成いたしまして、そうしてほんとうにこれから用水を清めるにはどうすればいいかということを制度的にもあるいは道路構造その他排水の構造の上でもひとつこまかく検討いたしまして、それを市の施策といたしたい、こういうふうに考えております。それからあと草刈り条例を十分徹底させますとか、あるいは用水路の改修、しゅんせつが不十分ではありますが、これもひとつやっていかなければなりません。特に、お答えがあちこちに飛びますけど、農村が、水田地帯でありました農村が急に相当宅地化が進みまして、かつては用水は降水時には樋門を閉じれば調節ができたわけでありますけど、むしろ地面の水分が少なくなりましたために用水に一時に集中してその用水の狭くなっております終末路のほうに冠水が起きると、こういうようなことも現実にあるわけでありまして、今年は山下川というすぐそこの用水を補修いたしまして今年は何とか神明上の排水関係も何とかしのげるんではないかというようなことで期待をしておるようなわけであります。大きく言えばやはり急速な人口の集中を抑制しなきゃあたりませんので、人口密度を高めることにつきましては現在あります開発指導要項でありますとか、中高層建築物指導要項でありますとか、あるいは日野市の保全条例等を適用しましてそして極力開発を規制していくと、こういうことを基本的に行なっておるわけであります。お答えもれもたくさんあろうと思っておりますけど、環境整備につきましてはそういう基本的な考え方とそれから具体的なことを取り組んでおるということを御報告、お答えいたします。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　日野市の生々発展していうんですか、歴史の流れというんですか、そういうことについては市長が今まで言ってたこととは話が違って、開発途上に従来はやむを得なかったという把握の仕方、それはそれでそういうふうに受け取ります。私たちもそうであったが、こういう転換期に

来たという自覚に立っての施策については伺いましたが、ただここでちょっとお伺いしたいのは植生調査というのはどういう、ちょっとわかんないんですが……。市長かだれかが、植生調査、どういうことですか、ちょっとすいません。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今年の予算に植生調査というのを計上いたしておりまして、これは日野市内の植物の分布を学術的に調査をすると、……（十一番議員「ああ、わかりました」）……そういうものであります。今後の自然を守る手段の一つの源になる施策でございます。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　この間出てました、はい。それから今のお答えの中に日野駅西側の道路の問題と、湯沢川の問題とそれから市内清掃の問題についてはまだ市長から、ただ民生部長の言う市内清掃は順調にいっておりますという言葉についてはいささかそれとは、まあそういう評判をとったことは確かに一部にあると思います。で、モデル地域と指定されたところ、あるいはそういう地域では誇りとしているのがありまして、自治会の役員がございましてそしてなるほどこういうふうになればいいなあということを私も見てきたところが一カ所ならずあります。しかしそれが全市域ではないと思います。私のむしろ要求するのはそういうように地元から盛り上がる状態を、ただ町内にお任せしますとか衛生支部長を集めて講演をしたとか、というそういう程度は月並み的なことであって、そういうその模範的な地域と同じようなレベルに、モラルというんですか市民の清掃力を盛り上げるね、私はみんな行ってごみを捨てるのは町内の人が捨てる、市役所の人がかいてくると、こういうのはですね、日本のまだ財政の中ではできないような仕組みになっているわけです。そのことは私はよく知ってるわけですよ。まあ外国の話をしてたいへん恐縮でありますけれどもバリ何かを通ってみると毎日こう掃いているわけですね、その人足が掃いているわけです。これはしかもフランス人でなくて何か外国から来て、そういう人足があるんだそうですね。そういうのとは財政の立て方が税制制度がもう違うわけですね。だから日本では町の人たちにやってもらうのはいいけども、それについてはですね、町の人にやってもらうんだという後援だけではいけないと思うんです、委嘱だけでは。だからそういうことがまだ足らないんじゃあないかということに対して民生部長が、市内が順調にやっておられますということには私は承服はできないわけです。それから湯沢川の対策については少し、日野自動車や小西六の悪臭とは比較にならない状況であって、もしこの企画財政部長が言うとおりに任せられるものであるかどうかは市長みずからひとつ御苦労でもあの実態を把握していただきたいと思っております。で、日野駅、そのことについては、こ

の二つの問題には市長はどうお答えいただけますか、この今、日野駅の西の問題と湯沢川の問題と市内清掃の問題についてひとつ市長から直接御答弁をいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　まずじゃあ町の中の清掃のほうから申し上げますが、これは確かに地域の方に依存しなきゃあならないところが多いわけでありますけど、やっぱり、つまりごみがたまったような場所がないようにきちんと清掃しておくということがとりもなおさず市民に対する、つまり周辺は清掃してきちんとしておかなきゃあならんという気持を誘発する一番元だと思っておりますので、自治会とよく連携をとりまして、そして今度まあ公害対策課の中に環境係というのを置くわけでありますが、これまでは衛生課の中にありました環境係、つまり美化という担当であったかと思っておりますが、ひとつそこに力を置きまして、そしてこの道路のわきでありますとかいうようなところにごみの堆積のないようにしていきたい、あるいはU字溝の清掃であげられたような土砂などを早くひとつ市の力で処理をすると、そういうことに力点を置いていきたいと、こういうふうに考えております。そういうことによって町内、町の環境整備、環境整備といいますか清掃を行ないたいと、こういう考えでございます。それから日野駅西のつまり区画整理にかかわります都市計画道路の施工といいますか、それによって何かあすこのつまり駅の西から見えるあすこの斜面の緑地が消えようとしているわけであります。確かに惜しい緑地なんですが、あそこは日野緑地にも指定されておりません。全く民地でありまして、たまたまそういうあそこの条件の中で、つまり低地でありますしそれからかつては用水が通っております。それから斜面でしかも樹木の下というような条件を好む一つの植生があるわけでありまして、かたくりがあそこに群生をしておると、それを自然を守る会の方が発見をされまして、そしてこれを何とか守れと、残せと、こういう今呼びかけがございます。その気持は私はたいへん尊いと思うんですけど、自然というものはああいう規模では守り得ない、尾瀬でありますとかどこそこの自然でありますとか、その大きい範囲の自然というものはこれは道路をつけないとか人がなるべく近寄らないとかいうことで守れるわけでありますが、あの地域はああいう小範囲ではせっかくの自然ではありますけど守りにくいんではなかろうかというふうに思っておるわけです。それでこそくな手段ではありますけど、貴重な植物の群落でありますそのカタクリを同じような条件のところに移植をして保護しようかということを提案したわけでありますけど、それじゃあ自然を守ることにはならないということで、今受け入れられていないわけですが、何とか道路の築造を設計変更することによって、道路も成り立ち、自然も守れるというようなことがうまくいけばそういう配

慮をしたいと思っておりますが、何せ狭い範囲でありますのでちょっと難しいんではなかろうかと、こういう感じでおるわけであります。だからあそこを守れなかったから日野市の自然環境が守れないということに直接的にはつながらないんではないかと、こういうふうに思っております。それから湯沢川でありますが、湯沢川は原因者が明らかに住宅公団でありますので、住宅公団を徹底的に督励いたしまして、そして施設的に合理的な意味を持つように改善することによって処理しなきゃあならん、第一にはやっぱりコミュニティプラントそのものが立派に機能してないっていうことが大きな原因であろうと思っておりますし、その流末水の処理につきましても、まあ堰をはずせとかあるいは暗渠にするがいいとか今、いろいろ担当者のほうで検討しておりますので、それらにつきましてひとつ公団に再交渉を行ないたいと、こういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　日野駅の西の問題とか市内の清掃の問題とかはそれでわかりましたし、あとは意見の相違になりますので、ただ湯沢川の問題については、これは私の意見になるかもしれませんが一応参考にしていただきたいと思うんですが、あすこに私たちも実は会派で調査に行ったんでありますがよくひとつ把握していただきたいと、住める状態ではないということですね、それは冷蔵庫の中まで悪臭が入るわけです。それが原因があるならばですね、あの人は、まあたいへん失礼な言い方で何ですが、全く生活環境を、何て言うんですか、破壊されたというんですか、ということになるわけですが、その建設の時期とそれからあれとの、湯沢川が汚水の流れてくる時間との関係、もし家が先に建ったならばですね、それは生活環境が侵されて生活ができないような状況になったということも言い得るような状況なんです。しかしそれが裁判上はたしてそういう判定し得るかどうかは別として、とにかく普通の状況ではないということを市長もひとつ把握していただいて、その交渉というんですか市民保護の立場から貫いていただきたいと思います。それで五の一の質問を終わります。

○議長（大下　博君）　秦正一君登壇願います。

（十六番議員登壇）

○議長（大下　博君）　それでは秦正一君の質問についての答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　お答えいたします。豊田駅前の環境整備について、一点目の自転車置場の設置の件でございます。質問のとおり確かに豊田駅前の自転車は相当数雑然として置かれております。この対策につきましては私ども前からいろいろと検討加えて進めておりますが、現状では警察署長の注意の立て札が立っておりますがますます増加の一途をたどっております。今考えられますのは、北口の八王子寄り、国

鉄の用地が若干あります。まくら木が並べて境になっておりますが、このところを市が借りまして、そして自転車置場ということで設置をしたらどうかということで現在考えておりまして、この部分は二メートルぐらいはおそらく借りられるであろうと、しかし二メートル南側にまいりますと相当のがけでありまして下のほうは擁壁があります。そこで上り電車が入った場合には危険が伴ないますので、これらのやはり処置も考えなくてはならないだろうと考えております。用地の借用につきましては今のところは国鉄のほうには直接まだまいっておりません。駅長とそれぞれ交渉して駅長を介しましてその要望をのんでいただくと、早くもっと市でお借りしてそしてまくら木をよっこうし、そしてそのところに設置をしよう。そのほか検討を加えましたけれども、そのほかには目ぼしい用地はありません。まあこの件は請願第七号で都市計画産業委員会で審議を進めております。先日も現場を見ていただきましたが相当数の自転車が放置されております。その現況は調査はいたしました。その結果は次のようなぐあいになっております。北口の立正佼正会寄りですが、昨年の八月の十五日に調査をいたしましたところが、約百五十台。それから本年の四月二十五日に調査しましたら二百三十台、北口の東側には八月十五日約四十台、ところが四月二十五日はもうすでに百四十五台と、まあ夜間は約四十台ぐらいが残っております。南口につきましては交番寄りですけれども、ここの

八月十五日現在では六十五台、ところが四月二十五日には二百十台、東側階段下、地蔵さまのあるところですが、八月十五日現在では約二十台、四月二十五日には四十五台、夜間はその場には二十五台程度だと、そういうような現状でますますふえて、もうすでにこれ以上置けないというような段階になっております。そういうようなことで請願関係も審議を進めていただきますし、私どももそれぞれの対策を講じてまいりたい、そういうことで検討を進めております。それから二点目のバス停の屋根でございますが、そこの屋根かけ、なるほど必要でありまして私どもこの関係についてもどう進めたらよろしいかということで検討を加えましたが、これについてはバス会社が実施するもんでございます。そういうようなことでバス会社に申し入れをいたしたいと、交渉はしておりませんが申し入れをしてまいります。さらには公衆便所の件ですけれども、公衆便所は御存じのとおり日本住宅公団の所有であります。あすこの用地が国鉄と日本住宅公団の用地と、さらには歩道、それから車道、これが都で管理をしております。そういうようなことで長方形に日本住宅公団の建物があり用地がある。これらについては過去何回も破壊をされたりあるいは汚されたりして管理上非常に問題があるということで市としても公団に申し入れをしたことがかつてありました。その後ドアがこわされたりするので防犯上もまた問題があります。そういうようなことで現状は住宅公団で

閉鎖をしております。公団のほうに申し入れをし、それぞれその管理をどうするかということで検討を進めましたけれどもまだその結論は出ておりません。ドアのない普通の形のものにするかあるいは管理をどうするかということで日本住宅公団が国鉄に寄贈いたしまして、国鉄豊田駅で管理をすれば清掃も行き届くであろうとも考えますけれども、今のところは公団の所有であって公団に私ども申し入れをしてそれを管理をし使用をし、あるいはなくすということも問題があろうけれども、これらについては国鉄としては前向きで検討はしているんだと、こういう回答を得ております。この便所につきましても早く解決をみたいと考えておりますが、ただいま検討中でございます。以上でございます。

○議長（大下　博君）　秦正一君。

○十六番（秦　正一君）　ただいま部長のほうから自転車の放置のこまかい状況も説明あったわけですけど、南口のほうは歩道へ置いて歩くのにもそれほど影響ないような形で、駅のほうでも黙認の形でいるというふうにも聞いております。ただ東寄りのほうは相当やはり道路のほうへ飛び出しております。また北口の場合においても、先ほど申したとおり台数がだんだんとふえてくるというふうな状態で、朝出勤するときにもう急いで電車に乗るためにどうしても自転車を使っていくという傾向になってくると思います。で、これ乗ってくるなといってもこれは酷なことかもしれませんし、ただ夜一晩中放置してあるという自転車に対して、これはほんとうにもう使えない自転車でなくなってもいいんだというふうな形で置いてある自転車が中にはあるんじゃあないかと思うんです。もっとも日野の工場なり勤め先に乗るために置いてある自転車もあると思います。そういうふうな形で一度何とか整理をですね、する必要もあるんじゃあなかろうかと、このように思うわけですけど、その点に対しての何かの考え方があれば一度はっきりと整理して、で、その上に立って、まあ自転車置場を設置するといってもこれは正式なもんじゃあないだろうし、一つのスペースを与えるだけであって取られる場合も起き得るかもしれませんけど、いずれにしても市ばっかりじゃあなくてもやはり国鉄でかなり考えてもらわないと、普通の駅であればかなり用地があるわけです、狭いながらも。ところがあの北口の場合はほとんど場所がないという現状でありまして、一メートルか二メートルぐらいのスペースを西側については考えられると、市のほうへ貸してくれるんじゃあなくて国鉄自身が使えるような形でやるべきじゃあないかと、このようにも思うわけです。で、その点について再質問といたしましては、何とかその自転車そのものをですね、夜間四十台ですか、その四十台に対してほんとうにこれ持ってる人が捨てるために置いておくものなのか、また実際夜勤だとかまたは日野の工場へ通うために置いてあるのか、まあそういっ

た面のあれを何とか整理することはできないかどうか、その点についてもまず再質問します。それから屋根がけについてはバス会社のほうへ申し入れると、これはいつごろ申し入れるのかその時期がわかれば発表してもらいたいと思います。概略の時期でいいと思います。それから便所のほうですけどこれは公団住宅のほうへすでに過去において申し入れしたと、その回答をはっきりとした、ただいまの説明だといつごろこの回答があったものなのか、まず正式な回答が市のほうへはないものかどうか、いずれにしてもなければ早くその回答をですね、もらうなり、またこういうふうにしたらどうかとか、そういう点についても再度質問いたします。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　お答えいたします。これわれた自転車もあります。それから鍵のかけて使用できる自転車も、夜間置いて放置してあるものにもあります。そういうようなことですが、これわれた自転車が乗れそうもなくてもやはり所有権があるわけでして、これらは市としては決定できませんから警察署長と話し合いまして、署員とタイアップして一回整理をしてみたいと考えます。それから国鉄側では国鉄を利用されるお客さまの利用直前の足であるので何らか国鉄では考える必要があろうと、こういうことでお話も進めましたけれども、国鉄としてはそういう方々の便は今申し上げました自転車等に

わぬ被害を受けるということもないとは限りません。そういう面で極力早くですね、そういった面の措置を講じてもらうよう、また市のほうからですね、関係方面へ強力に働きかけてその善処方をお願いしたいと、このように意見として申し上げます。で、また駅の便所の点についてもこれはもう前から問題になっているわけで、やはりこちらが黙ってれば向こうでも全然そういった面で返事もこないだろうし、折りあらばこういった面で別にお金もかかるわけじゃあないし、予算を費やすわけじゃあないんだし、おおいに働きかけてほんとうに市民の生活の上においてですね、駅を利用する上において非常に便利だと、よかったというふうなそういう状態にしむけてもらいたいと、このように要望するわけでございます。

○議長（大下　博君）　次、質問者谷栄吉君登壇願います。

（十番議員登壇）

○議長（大下　博君）　それでは谷栄吉君の質問につきまして答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　このポリバケツの容器が現在なまごみ収集の手段に容器として広く使われておるわけでありまして、つまり谷議員の御質問は、ポリバケツはこわれやすいから早くダストボックスを採用せよと、こういうふうな点に力点があったと思いますが、確かにポリバケツは小さくて使い便

つきましての用地を提供したところがないんだと、こういうことを申しております。次に公団関係には申し入れをいたしました。回答を催促をいたしたいと思います。以上でございます。

（十六番議員「いま一つ落ちました。」）失礼いたしました。一点はバス会社への屋根かけの申し入れですが、これらにつきましては時期ですけれども、京王関係には今のバス停の屋根かけと、それからもう一点豊田駅の北口ではあの西側に京王の用地があるからこれらを貸していただけないかと、さらには京王各駅、特に南平の駅、これらについても今調査がまとまりましたので、近日中にそれぞれ出向いて申し入れをいたしたい、こういうことで日にちのほうはいつということは申し上げられませんが、できれば二十日ごろまでに申し入れをいたしたい、こう考えております。

○議長（大下　博君）　秦正一君。

○十六番（秦　正一君）　いずれにしても先ほど申したように非常に多摩平の入り口、要するに豊田駅ですね、北口、まあ南口においてもそうですけど一番整備された地域の豊田駅ということで非常に美化の面からもあまり今の状態だとどうも町とその駅が、駅の周辺で前ですか、マッチしないと、あまりにも自転車そのもので駅前がおおわれていると、また非常に見苦しいと、また何か一たん事故があったときにですね、緊急な場合においてもそれによってほんとうに先ほど申したように思

利がいいという一面はあるわけでありますが、材質が弱いもんですからして非常にこわれやすいと、こういう欠点があります。今、多摩平を始めとして、ダストボックスに切りかえようといたしておりますが、車の入るところ入らないところもあるわけでありまして、それらのところを緻密に検討いたしまして、事務当局に対しましては三年間の計画をもってダストボックスに年次的に切りかえるようにということを指示しております。来年から予算化を行ないまして実現をはかってまいります。

○議長（大下　博君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　第一点の雑排水路のしゅんせつ、こういうことのからみで、非常に現在浸水個所が多い、こういう御指摘であります。三年ほど前に各河川につきまして要点にバイパス的な排水路を設けて救急な、まあこそくな手段ですけれども道をつくるような対策を立てております。特にこの宮あるいは万願寺、あの地域の河川は上田用水といいまして、非常に高いところに水田がありまして、その高いところに無理に曲がりくねりましてかんがい用水を引いてくと、こういう不自然な、当時では自然かもしれませんけれども、今日宅地化しておる中では非常な不自然な形で用排水路があると、こういう実態であります。したがいまして昨年度の予算で一部ネックのところを改修すべく手はずを取ったんですが、たまたまセメント等の値上りと、さらには付近の住民の方の協力が得られなか

った、というのは取り回しの水を一時回し水をしなきゃあいけなかった。そういうときにやはり住民の協力がないとどうしてもできない、こういうような非常に残念なことがありまして、値上り等のために今年に見送ったと、こういう形であります。で、じゃあ工事にかかりますのにはやはりこれは冬、いわゆる寒季でないとできない。現在雨季を迎えていながらそれには間に合わない。どうしても一年前の冬にやらなきゃあいけない河川改修でありますから、こういう点については非常に、一年遅れてしまったと残念に思っております。なお今年度の予算の中でも最大に努力しまして、特にここはどうしてもしゅんせつをすることによって付近の浸水なり、あるいは水害なりを守れると、こういう個所もありますのでそういう個所については雨季前に要点的なもののしゅんせつをいたしたいと、こういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　ただいま部長の答弁の中でも非常に意欲的なものを感じたわけでございますが、四十八年度、これは前任者市長の予算を全く踏襲して行なわれたわけでございますが、いかんせん物価の高騰等によりまして、ただいま部長の答弁の中にも再度入札したがためであったと、流れてしまったというようなこともしばしば聞いております。非常に残念です。私どもも今年度は何とかぜひと、このように思っておったわけでございます。ま、ただいま部長が指摘した地区、それ以外にもたくさんこのようなネックの個所がございます。ところが昭和四十八年度予算当時十三億四千四百万、この予算に対しまして今年度、四十九年度においては七億六千万、半分といいたいんですが物価の高騰の中で検討しますと四分の一以下のこの予算に対し、どのようなお考えでこの予算が組み込まれたのか、それら市長さんの方針と申しますか、なるほど先ほども環境整備には全力を尽すんだといっていながらもこのような乏しい予算で、非常に神明上の区画整理によってもたらされた鉄砲水の処理をどのように考えているのか、それをまずお聞かせいただきたいと思います。と、ポリバケツのほうにつきましては三カ年計画をもって五十年から実施ということでございますので、これに対しては私どももさっそく市民の皆さん方に胸を張って御報告申し上げると、このように考えております。ポリバケツのほうについては今度ダストボックスということでございますのでこの点はあえて再質問は避けますが、この用水路の改修工事、これらをどのようにお考えになっておるか、ひとつ明快に御答弁を願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　用水路の特に下流方面につきましての状況というのは用水の特長が下流になるほど狭くなっておるという非常に排水路としては矛盾があるわけでありまして、雨水の排水ということにつきましては、神明上の事業につきましてはやはり都市下水路というものを開いてまいらなければなりませんし、それから新坂下のあるいは四谷、東光寺、四谷方面につきましてもやはり都市下水路を開いてまいらなければなりませんし、非常に大きな課題に感じておるわけでありまして、しゅんせつをすれば、あるいは護岸をすれば解決できるというもんでもありません。結局は段々この何ですねえ、水田地域にも都市化が進みましたし、それから高台方面も住宅は張りついておりますために、要するに降雨期に鉄砲水になって出るという非常に流水の変化がそういう大きな原因にもなっておるわけでありますので、少々時間がかかるわけでありますけど、ひとつ治水ということを十分今後の施策の中に取り入れてやっていきたい、こういう気持でございます。

○議長（大下　博君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　ただいま市長の答弁ですが、処理場の手前に日野市の官地がございます。その官地はやはり、これはいろいろ前議会でも問題になっておりましたけれども、やはり浸水という面を考えればあの官地はやはり多少でも広げて、水の流れをよくしていく方法、これも一つではなかろうかと、このように考えておるわけでございます。それらお含みの中で十分やはり下のほうも市長さんみずから調査して、目先の近くだけでなく下のほうをよく見ていただいて、そういうふうなこまかい面までもやはり気を配っていただく、このように要望して私の質問終わりますが、なお一点これはある程度感情的な問題もあろうかと思いますが、松風自治会、ここにやはり問題のところがございます。これはかつては独歩の計画した宅造地域、分譲地でございますが、ここの下水路の問題でございます。やはりこれは敷地内に用水路に接してないという関係で逆作用の流れを用いて浅川に流し込む、ポンプアップによる流し込みを行なっておるのが現況でございます。そこでわずかな敷地を買収すれば用水路の接点に入るところが見受けられます。そこで何とかでき得るならばやはりそういう過去の悪徳業者と申しますか、それらのもう問題はある程度抜きにしてもやはりその地域の住民の苦悩というものはやはり救ってあげるべきではなかろうかと思います。その点市長さんどうお考えになっておるかお聞かせ願います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　川辺堀之内といいますか、松風自治会あるいは向島、あの方面の排水が非常に低地であるために不完全なわけでありまして、下の住民が困まっておられるということはよく承知しております。そこでこれをやっぱりある程度打開いたしますためには今の市営住宅の流末の排水管渠、これをひとつ容量を広げていかないとあすこらの問題はどうも片づかないと、こういう認識でおるわけでありまして、そのこ

とをひとつ、一つの課題として検討し、それらを行なえばある程度周辺の排水にも便利ははかれるんではないかとこういうふうに考えておるわけであります。それからこまかい、こまかいといいますか、若干の用地を買えばとかいう部分につきましては該当するかどうか知りませんが、最近係争が和解の方向で片づきつつあると、こういうふうにも聞いておりますので、一つの方向が出るんではなかろうかと、こういうふうに思っております。

○議長（大下　博君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　ちょっと補足します。松風自治会につきましては非常に立地条件が悪いわけです、でこぼこしていて、一番低いところはどっちにも取れない。いたし方なくポンプアップという方法を取ったわけですが、それを救うのにはたしてポンプアップの費用よりももっとたくさんかかってですね、それを非常に深く堀りますと今度浅川の河床とつり合わない、現在でも市営住宅の排水については高幡橋の今、工事してる少し上のほうで排水をしているわけですけれども、その河床との吸いつけが硬盤がなかなか取り切れない。深く堀ればいいけれども今度は川へいきましてもぐってしまう。こういうことですからやはり地形的に非常に無理がある。今までいろいろあそこの問題何件かですけれどもなるほど悪徳業者がそういう形で売りつけたわけですけれども、そういうあすこのところを確認してるんでもし違ったら言い直してください。隣接には国鉄と、歩道、車道は独個のものであり、日本住宅公団の所有であって過去何回か問題があったのですアは閉鎖をしてあるんだと、それから申し入れをしてあるという、申し入れをしてあるんですか。申し入れをしてあって回答を待っているって言いましたか、それは言いませんか、まだ申し入れはしてないんですか、この件について公団に……。ちょっとそこら辺を確認してから……。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　前段のほうはそのとおりです、国鉄か公団の所有でも、それから都ということで境がなっていますね、で、申し入れのほうは何とかああいうことでは困るので、住民からも要望があり困るのでひとつ便所を使用できるようにですね、うまく管理してくれないかという申し入れはすでに昨年のうちにやってあるんです。ところがそのまま放置されておるわけです。それで催促をしたところが、その結果はまあ使用するんなら、最近は開放式にして入り口に窓を、板がぶつけてありますけれどもこれらを開放式にして外から、男便所でしょうが自由に見れるようなぐあいにすれば犯罪等も起こらないだろうと、そういうことを考えておるわけです。そういうことの返事があったわけです。で、さらには公団でもああしておいても困るしするから、私ども考えるところが国鉄側に公団が寄付をしてしまえば国鉄側ではその管理をしていただけると、こう考えておりますから、そういうことでこれは私どもの考えです。わかりましたか。

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　私が聞くところによりますとねえ、あのお便所のところからおそば屋さんのところまでが高島屋が借りてるというふうに、私わからないんで質問してるんですがね、聞いてるわけです、高島屋が……。で、高島屋が商売をしたけど利益に合わないので一時喫茶店をやったり、あるいは何かをしたりして、今おそばやさんやってますね、高島屋が公団から借りたのを又貸ししているわけですね、私が聞きたいのはその又貸しは便所まで入っているというふうに聞いたんです。私も調査したわけではございませんので、そこら辺が問題だと思うんですね。総務部長さん御存じだったら教えていただきたいし、そうすると今あなたがおっしゃったようにかってに寄付するわけにいかないと思うんですね、考えてみると公団というところが便所だけ残してそば屋だけ貸すということもちょっと考えられないんで、私の言うことが正しいのかあるいは部長さんがおっしゃるようにそば屋だけを高島屋に貸して、高島屋が又貸しをしているのかもしれませんがね、そこら辺の見解は役所のほうが重重知っていると思うんですけれども、それはどうですか。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　高島屋に貸していると

○議長（大下　博君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　ちょっと補足します。松風自治会につきましては非常に立地条件が悪いわけです、でこぼこしていて、一番低いところはどっちにも取れない。いたし方なくポンプアップという方法を取ったわけですが、それを救うのにはたしてポンプアップの費用よりももっとたくさんかかってですね、それを非常に深く堀りますと今度浅川の河床とつり合わない、現在でも市営住宅の排水については高幡橋の今、工事してる少し上のほうで排水をしているわけですけれども、その河床との吸いつけが硬盤がなかなか取り切れない。深く堀ればいいけれども今度は川へいきましてもぐってしまう。こういうことですからやはり地形的に非常に無理がある。今までいろいろあそこの問題何件かですけれどもなるほど悪徳業者がそういう形で売りつけたわけですけれども、そういうあすこのところを確認してるんでもし違ったら言い直してください。隣接には国鉄と、歩道、車道は独個のものであり、日

○議長（大下　博君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　大体答弁の要点はわかりましたので、要望として何とかでき得るならば最大限の努力をお願いしたいということで終わります。

○議長（大下　博君）　それではこれをもって通告質問を終わります。次に吉冨繁枝君の関連質問を許します。

○二十六番（吉冨繁枝君）　泰議員の質問に関連して総務部長に御質問申し上げます。私もちょっと聞きもれたところがありますので、日本住宅公団のあのお便所についてでございますけれども、討論の中で公団のものだということと、国鉄に寄付をしてもらえばいいのだがということをおっしゃいましたね、そこのところを確認してるんでもし違ったら言い直してください。隣接には国鉄と、歩道、車道は独個のものであり、日

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　高島屋に貸していると

いうこともわかっておりますけれども、所有は公団でございます。それで便所のほうまでということは確実には聞いておりませんが店舗だけをおそらく貸していると思うんですが、この点は明確に私も知っておりません。したがってこの点については さらに詰めて調査をしたいと思います。

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　じゃあ市役所のほうでもあすこら辺がどこまでが、高島屋が又貸ししてある地域かわからないわけですね、もし公団が高島屋に、私の知っている範囲では階段からこちら全部高島屋に貸してあると聞いているんですがね、それを高島屋が又貸しをしてあるって聞いているんで、そうするとかって高島屋に許可を得ないで人に貸しているものを国鉄に寄付すればよろしいんだ何ていうような話し合いっていうのはちょっとおかしいんでございますよね、そうでしょう、ですからこれを十分調査していただいてほんとうに高島屋が階段からこっちを借りていると私は聞いているけれども、それだってそば屋だけであるならね、やはり非常にあすこの便所のところはほんとうはもっとちゃんと開放しなけりゃあいけないわけですよね、市長さんも議員のときに豊田駅の周りの云々ということで相当あすこら辺の係争については関心を持っておられたし、ここら辺は非常に私もはっきりわからないで言っているんですけれども、あのところにいろんな問題が起きているわけです。いろんな業者があすこへ割り込んでいろんなことをしますけれどもいろんなことができないということは何かそこに問題があるかもしれません。そういうことはやはり自治体が中に入ってあすこら辺を開放するなり、整備しなけりゃあいけないと思うんですね、ですからお願いしたいと思います。で、私は総務部長に今ちょっといやがらせですけどね、ちょっと言いたいんですが、まん中のバス会社の屋根については、これはあなたが都市計画の委員会で審議しているということを御答弁なさいましたが、これは総務委員会、総務委員会で審議したときにあなたは三月の私たちの議会の中でさっそくバス会社へ行って交渉しますとおっしゃった。この前の総務委員会でお聞きしようと思っても部長さん出ていらっしゃらなかった。私は相当返事も確たる上に得られるんじゃあないかと思ったところが二十日ごろいらっしゃるということですね。秦議員の質問については、さっそくこれから行くわけですね、これから、二十日ごろに返答するということですか、これからいらっしゃるということですか、交渉に……。これから行くんですか行ったんですか、一つそこを……。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　その後南平の件も出ましたし、あるいは京王の各駅、要は高幡、百草園、南平、平山と、南平の駅の件が出ましたんでさらにそこを調査して詰めて、まとめた中で京王のほうへは申し入れをする。それからまあいろんな方策の中では杉山議員さんの力をかりてく、こう考えておりましたが最初に杉山議員さんに伺ってもらってその後動こうということで考えておりましたが杉山議員さんが健康を害しましたので少し伸びておりました。したがいましてまだ申し入れを京王のほうにはしておりません。

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　まことに総務部長たるものがね、私は非常にこういうことを、依頼はおかしいんですね、議員がもちろん大きな、杉山さんは京王の会社で古いですからね、お力はあると思います。けれども一つの総務委員会で審査したものをさっそくに会社へ行って交渉しますといった部長さんが、少なくとも三、四、五、六ですね、議員さんが病気だったから行ってないこれからだということはあまりにも私、怠慢だと思うんですね、それから怠慢ていうよりもあなたがほんとうに忙しければよく私にもいろいろ公団の駐車場のこと何かでもあなたが工事を受け入れたというケースもあります。どこへ行きます。とっても耳ざわりがいいんですね、私もこの問題も非常に公団のことなんで直接わかるんです。ほんとうに部長さんに聞きたいと思うんですね、やってくださる気があるのかどうかっていうことですね。やっぱりやらなきゃあいけないと思うんですね、一つの委員会で秦議員さんの紹介でもってこれは選挙中のあれでもって回ってきたものですから相当市民もこれについては関心があると思うんですよね、そこで秦議員さんはきょう一般質問なさったと思うんですが、総務委員会でもまじめにこれ検討しているんです。それからもう一点、国鉄の用地のことですね、私国鉄のところに自転車置場を置くということがいいか悪いかということは、これはほんとうに盗難その他で、これ自分の意見としてはいいということもはっきりはわからないわけです。ですけれどもこれも部長さんが国鉄とさっそくに話し合いますとおっしゃったんですねあのときに。で、われわれが行ったときには国鉄の駅長さんが、われわれは豊田駅だけに話してあるけれどもそういうことではだめなんだと、市の自治体がいわゆるね、国鉄の本部ってどこだかわからない、交渉場所がどこだか私も知りませんが。上部のほうへ書類なり運動なりをしていただきたいと、こういうことを言っているんですね。そういうことは全然部長さんなさってらっしゃらない。三つともこの問題同じ問題ですね、ですからやっていただく気はありますか。あの、これほんとうに真剣な問題なんですね。総務委員会の請願にもあった通りの。ほんとうにこういうことでは、革新市政では、やはりさすがに森田さんになったんで駅の前よくなったなということでなければいけないと思うんです。私はお世辞で言ってるんではなくてほんとうに部長がお役人的考えでいわゆる何となく、事故がなけりゃあ何となく仕事しな

いで自分は上がっていくんだという考えではね、やっぱりいけないんじゃあないですか。（笑声）ほんとうにそうなんですよ、もちろん役所の内部事情のことはきちっとおやりになっていると思うんですがね、こういった請願とか議会のことについてはやる気があるならびしっとやっていただきたい。私の言ってることわかりますね、いやがらせ言ってるんじゃあないんです。これは便所のことですね、公団の、これはこの前もどなたか議員さんがおっしゃって大きな問題になってるんです。それであすこの境界線をも部長さんお知りにならない。そうするとやってないということを私言えるんですよ。私が聞いているのとだいぶ違うんですね。だから高島屋があすこの階段の横まで借りてそれを又貸ししているのか、まずその言語すら部長さんははっきり私に答弁できないわけですね、よろしくお願いいたします。やる気でやってください。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　たいへん伸びておりましてまことに申しわけありません。さっそく申し入れをいたします。それから調査につきましては公団関係とも問い合わせをしましてお便所を開放したいと思います。たいへんすいませんでした。

○議長（大下　博君）　それではこれをもって五の一、八の一、十四の一、環境整備に関する質問を終わります。

本日の会議はこれをもって散会いたします。明日時間厳守で午後一時に御参集願います。

午後五時五十四分散会

六月十二日　水曜日　（第三日）

日野市議会会議録

第二十八号

昭和四十九年
第二回定例会

六月十二日水曜日（第三日）

出席議員（二十四名）

二番	滝瀬敏朗君	十五番	市川芳太郎君
三番	奥住芳雄君	十八番	杉山寅三郎君
四番	正国大治君	十九番	高橋通夫君
五番	鈴木美奈子君	二十番	佐々木昭雄君
六番	橘祐子君	二十一番	大柄保君
七番	板垣正男君	二十二番	大下博君
八番	黒川重憲君	二十四番	一ノ瀬隆君
九番	林重義君	二十五番	日野源作君
十番	谷栄吉君	二十六番	吉冨繁枝君
十一番	剣持佐吉君	二十七番	三浦重春君
十二番	石坂勝雄君	二十九番	島村孝志君
十三番	竹ノ上武俊君	三十番	名古屋史郎君

欠席議員（六名）

一番	滝瀬政吉君	十七番	清水芳雄君
十四番	米沢照男君	二十三番	本間久君
十六番	秦正一君	二十八番	飯山茂君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長　森田喜美男君
助役　前川恒雄君
収入役　市川晴夫君
企画財政部長　加藤一男君
総務部長　杉本好次郎君
民生部長　松村清栄君
市民部長　赤松行雄君
建設部長　篠崎美雄君
都市計画部長　中島武男君
福祉事務所長　田中若一君
水道部長　成井正夫君
病院事務長　遠藤政之君
教育長　倉又秀作君
教育庶務課長　落合豊君
体育課長　長谷川暢男君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長　田倉高光君
書記　朝倉敏夫君
書記　鈴木晴彦君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―十―三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰君
速記者　清水聰一郎君

議事日程

昭和四十九年六月十二日（水）
午後一時開議

一、一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一、

○議長（大下　博君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十八名であります。一般質問を行ないます。

五の二、中小企業対策についての通告質問者剣持佐吉君の質問を許します。

（十一番議員登壇）

○十一番（剣持佐吉君）　中小企業の育成について結論から申し上げますと、三月議会にも同じようなことを質問して、また今回も同じようなことを質問してたいへん恐縮でありますが、結論から申しますと、三月議会における答弁には必らずしも適当でないものもありましたし、それから古くてまた新しいといわれますか選挙文書においては商工業、農業の育成についていろいろの欄を設けて自分の抱負を述べてありますが、それとは結果的に別なようでありますのでここで質問をする次第でありますのでお許しいただきたいと思います。

まず第一に、小口事業貸付制度を改め無担保無保証で二百万円まで貸し付け、利子の補給保証料の全額を補助しますという選挙ビラがまかれたことは記憶に新たなるところでございますが、実はそれをあけてみたら三月議会においては、市長は保証協会の保証が必要であるということを制度づけて、これが選挙戦におけるところの文書の内容でありますと、こう言っております。それはあるいはそういうふうな便い方があったかもしれませんですが、市民の期待しているものはそうではなかった。無担保無保証でほんとに借りられるものと思っていたのであります。それと、業を煮やしたというわけではないかもしれませんが、日野市商工会においてはすでに二年前から無担保無保証の制度を実施しておりますが、これについてはその選挙ビラとは全く熱意の程度が逆な関係で語らざるを得ないのが一つであります。それから西友ストアの多摩平進出について、市内中小業者が動揺して請願が出されておりますが、これに対する私の三月議会の質問に対しても市長はみずから自分で答弁に立って、「関係者の間ですでに話がまとまっております。」、こう言っております。私が調査したところによりますというと、未だ解決の様子はありませんし請願も議会において継続審議中であります。それからこの大型のマーケットの進出については、市長はできるだけ規制をするという姿勢でありましたが、そのことは現行法制上あるいは無理かもしれませんけれども、その方法も行なわれていないようであります。それからその後西友ストアを中心とする同業者間における協議会のようなものが成立をしているようでありますが、その場には助役が列席をされているようであります。もちろんそういう協議会のごとき問題が、協議会がありそこで問題が論議されるときに助役がタッチするのは当然でありますが、ただこの一連の流れから見て必らずしも市が積極的な姿勢とは見受けられない向きがあるので

お尋ねするのでありますがそういう経過であります。さらにたばこ小売り業者の自動販売機に対する補助金について私が三月議会に質問したのに対して当局はこう言っております。立川、八王子、町田に比較して額は多くはないが、内容的には劣っていないという答弁でありますが、その後私が業者に当って調査したところによりますと、必らずしも小売り業者が納得しているとは言えないようであります。その辺の事情は私としても勉強も十分ではございませんし、数字をあげて説明する資料もございませんし、ここでこれらの問題については数字をあげて業者に納得のいくような、すなわち立川、八王子、町田に比較して額は多くないがこういうめんどうをみてるということを納得のできるような数字を示していただきたいと思います。それから内容、これもよくわかりませんが、生活協同組合というものがあるそうでありますが、これは生鮮食料品の関係業者であります。市が生活防衛のためにこれに力を入れるということでやや動揺の色がないでもないようであります。その内容が全部生鮮食料品業者がつかまえているかどうかも私の調査の範囲ではまだ十分ではございませんけれども、少なくとも市がそういうものに力を入れることによって生鮮食料関係業者が不安を抱いているということは事実のようであります。その内容はどの程度市がキャッチして、把握して指導してこれに対処しようとしていられるのか具体的な状況をお示しいただきたいと思います。

また日野市の商工会に対する補助金の問題でありますが、二百七十万円が三十七年、八年、九年と据え置きなようであります。私は補助金制度というものが必らずしもスライドして、あるいはたくさん出して、それで補助金制度がいいということを一口に言うのではございませんが、ただ補助金制度を実施する段階においてその額の決定、それから補助すべき内容、本質的な内容、それからそれに対する年次的に上げるべきか下げるべきかという科学的な計算も必要だと思います。それでただしろうとなりに考えますと、二百七十万円据え置きということは、物価の上昇が考慮されているかどうか、考えようによっては皮肉な言い方でたいへん恐縮でありますけれども、商工会の指導には積極的であったんではなくて、ただおざなりに出したんではないかという疑いさえもたざるを得ないような状況であります。また職員の配置の問題などでありますが、三鷹市においては商工会に職員を派遣しているようであります。その派遣しているのが適当かどうかということは別といたしましても、日野市においては商工業すなわち中小企業育成については十分な配慮をなして、積極的にこの育成につとめると高く掲げて市長に当選した市長がこういう一連の流れから見てはたして積極的にやっているのかどうか、そういう点が疑わざるを得ないので以上例をあげた幾つかの問題について具体的な御説明をいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。ありませんね、それではただいまの質問に対しての答弁を求めます。民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　小口事業資金につきましては前々から一般質問等もございました。私どももできるだけの骨を折ったわけでございますけれども、条例が通りましたように一件百万円という無担保無保証というのが限度額が百万円ということで条例が可決されたわけでございます。現在までこの貸し付けの件数が現在二件ございまして今審議中でございます。商工会が二百万円を貸し出しているということにつきましてはその内容は私どもあまりよく存じておりませんけれども、その内容の二百万という限度額につきましてはどういうふうな補助、あるいは無担保無保証であるかどうかそういうことまだ研究しておりませんので検討させていただきたいと思います。

次に、西友ストアの件につきましてはただいま請願が出ておるわけでございます。請願第二号について検討されておるわけでございますが、当初この西友ストアの件について私どもも商工会の事務局のほうへ問い合わせてみたわけでございますが、事務局のほうのお話では共存共栄ということでけっこうであろうと、こういうふうな御返答をいただいたわけです。その後いろいろ調査いたしますとそれは事務局の見解であったと、それで通産省から十一月にこの西友ストアの建設について問い合わせがあった時点においては、まだ協議をすることがなく、二カ月ぐらい協議をしておらなかったと、こういうことで私どもが、企画のほうから問い合わせをいただいた時点においては、その事務局のほうの問い合わせをいたしましてその回答をそのまま企画のほうへお話をいたしたわけでございます。しかしその後請願が出てきたわけでございます。後ほどいろいろ調べてみたところが商工会の内部の調整ができていなかった、これは事務局の一つの考え方であると、こういうお話がわかったわけでございます。そういうことから請願が出まして現在商業活動調整協議会というのが設けられてある。この中には商業者、それから大型小売り業者、卸業者、消費者、それから学識経験者、商工会役員、それから参与、こういう方々が入りまして、この中には当然うちのほうの助役が入っておるわけでございます。協議会をもちましてこの問題を協議している最中でございます。私どもの立場から申し上げますと中小企業の育成ということもあるわけでございますが、消費者の保護という立場もございます。市がこれに中へ入るということはなかなか難しい問題でございまして、商工会とそれから西友ストア自身の解決をしていただくというのが現況のわれわれの考え方でございます。八王子それから立川、大型スーパーそういうものが進出してきておりますけれども、これはいずれも地元の商店会あるいは商工会議所、こういう方々と協議をして現在小売り店に貸し

て大型のスーパーあるいはデパートですか、こういうものがどんどん建っておる状況でございますが聞き及ぶところによりますとこれらは商工会議所あるいは商工会に年間会費を納入するということでお話がついているようでございます。詳しいことはまだあまりわかりませんけれどもそういうふうなうわさを聞いております。それから生活協同組合につきましては日野市にそういう一つの組織がどのぐらいあるか市で調査をいたしたわけでございます。そうしますと市のほうへ申し入れしてまいりましたのは約十の消費者組合があることがわかりました。これらの会合を開いていろいろと検討あるいは意見等をお聞きしたわけでございますが、市の考えとしてはこれはあくまでも消費者の団体の育成ということはある程度まで考えますけれども、小売り業者を度外視した消費者行政というものはないわけでございます。たとえば役員とかそういうふうなことについても中小企業を通して行なうというのが市の姿勢であろうかと思うんです。中小企業を度外視して市が直接この消費者にものを提供する、こういう形は思わしくない。東京都の指導におきましてもそういうことは考えられない。ですから契約栽培にいたしましても当然問屋を通しましてそして小売り業者に卸すと、こういう形をとっておるわけでございます。私どものほうでもそういう考えのもとに今後進んでまいりたい、このように考えておるわけでございます。それから二百七十万の補助金につきましてはこれもいろいろ問題があるわけでございますけれども、たまたま昨年同等にいきまして商工会に対する助成が、商工会館建設について八百万、その後什器等に二百万、計一千万の助成を出しておるわけでございます。私どものほうでは当然毎年スライドした一つの方法がいいであろうと、こういう考えを持っておったわけでございますけれども、二百万円一度に出していただきたいという要請もございました。昨年二百万を出したわけでございます。しかしこれらの点につきましてもいろいろ商工会の幹部の方々ともお話をしておるわけでございますけれども、会費の値上げあるいはまた会員の獲得、こういうこともひとつがんばってもらいたいという要望も出しておるわけでございます。現在商工会の会員というのは約日野市の商店があるいは中小商店の方々の半数とちょっとしか加入しておりません。こういうことから会員をなるだけ加入するような方法を講じられたいという指導はいたしております。大体補助金行政というのは一つの事業であり、これだけ足りないからこれだけ市で補助してもらいたい、こういうのがほんとうの一つのあり方であろうと、商工会が一つの事業を、全市的な事業をやって何でもひとつそういうふうな市民のための事業をやっていただいて、それに対してこれだけ不足であるから出していただきたいというそういう一つの事業をやってもらえないかと、こういう要請もいたしてございます。それに対する助成というのはこれはそ

の仕事が完成した時点において助成そのものは消えるわけですけれども、その効果としては効果があろうがなかろうが一つの事業の達成のための過不足分はしてもらってもいいであろうと、こういうお話も申し述べておるわけでございます。中小企業の育成については私どももできるだけのことはしてまいりたいという考えは持っておるわけでございます。以上です。

○議長（大下　博君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　一つ残りましたたばこの自動販売機につきまして、たばこ組合に対する補助についての御答弁を申し上げたいと思います。それで三月議会におきましても、議員さんおっしゃるように日野市、額必らずしも最高ではございませんけれども、他市よりも劣ってないというふうな答弁を繰り返すことになるわけでございます。昨日調査しました数字をお配りしてございますのでそれに基づいてお答え申し上げたいと思います。それから基本的な事項でございますが、たばこ組合に対する市の補助は中小企業対策としての考え方よりはたばこ組合自体に対する個別的な対策として考えているものでございます。そういうふうなものですからたばこ組合独自だけが独自に補助金がエスカレートしていくということについてはやはり節度あるものでなければならないんじゃあないかと、要するに中小企業対策ではないといいましてもたばこ組合だけが抜きんじて特別の補助を得るということについては節度を守らなければならないんじゃあないかと、まあそう言いましても各市並みの補助は市としてやっていかなけりゃならないんじゃあないかという考え方には変りないのでございます。最初に運営費の補助でございますが、八王子が四十九年度六十万円でございます。大体一店舗当たり千百九十五円、町田が六十万円でございます。一店舗当たり二千二百五円に当たります。日野市は二十六万円出しておりまして一店舗当たり千七百九十三円。多摩が十万円で一店舗当たり二千八十三円と、稲城市が同じく十万円で一店舗当たり二千百七十三円でございます。こうして見てまいりますと、日野は千七百九十三円、千八百円程度でございますので、町田と比較しますと四百円ばかり少ないという現状でございます。八王子よりはよくなっておるという現状でございます。それから自動販売機に対する補助でございますが、八王子が今年七十六台ということで四百八十万円を計上してございます。これはたばこの五種類以上に対する三分の一の補助でございます。それから町田は同じく三品式以上の自販機に対して三分の一ということで四百二十九万円の実質計上でございます。日野市は今年から三品以上の二分の一補助ということで五万円、一台当たり五万円ということで十五台分、七十五万円を新しく計上したわけでございます。これにつきましては去年までは三十七万の予算計上でございましたので、倍額以上になったわけでございます。一応よそ並みになったということでご

ざいます。それから多摩市が三十万円、五台分、三品以上の自動販売機に対して三分の一補助ということでございます。それから稲城市についても同様でございます。これは十二台で三十六万円でございます。このような状況でございます。組合との昨年の秋予算編成前に話し合いをしたわけでございますが、組合のほうからは一台五万円の補助をしてほしいという陳情でございます。それで台数につきましては三十台にしてほしいということでございましたけれども予算編成のヒヤリングを経た過程の中で役員の方に後で来ていただきまして五万円の日野市も三品以上という自動販売機を採用しなきゃあならないということはよくわかりました。それから三十台につきましてはずうっと十五台できておりますし、台数の充足した状況についても相当パーセンテージが高いので、予算の額を倍額にする、台数を倍にするということになりますと予算額の上で四倍ということになりますので非常に今日のような税収の確保の困難な時代には市の財政上もなかなか難しいようであるというふうな説明をしまして一応従来どおりの十五台で了解を得たわけでございます。ですから従来は三品以外の五品とか七品とかという自動販売機については補助を出しておらなかったわけでございます。四十九年度から三品以上ということで一台五万円ということで倍額になったわけでございます。それから台数のほうは従来どおり役員の方と話し合いで今までどおりの十五台ということで話し合いがつきまして、今日に至っているわけでございます。それから日野市がよその市と比べて三品以上の自動販売機に移行するのが遅れたという理由でございますが、日野市は商業的には非常に発展しにくい環境にある。それから自動販売機を設置しますのはいろんな商店の片手間にたばこを売っておりまして、工業のほうで人が足らなくなったというふうな省力化も一つの理由になるわけでございます。非常に小さい商店だとかあるいはおじいさんおばあさんでやっている商店の場合には十万とか十五万の自動販売機を半分以上自己負担で買うよりは、まだまだ商店の商いのほうに人手の余力があるからはなばなしくいきたいんだというふうな商店のほうが多いわけでございます。そういうふうな商業関係と、今まで自動販売機、バールで簡単に開けられまして盗難がひんぴんと発生したわけでございます。それからもう一点は偽のコインでたばこが出てくるという問題等もありましてあまり信頼がなかったわけでございます。そういうふうな面から、三品から五品に移り変る時期が日野の場合には遅れていた。最近はいろんな種類のたばこが販売されている。それからのむ方もそういうバラエティーになってきているというところから三品では受けない方針だというふうな状況に日野市の中も変ってきて、にせコインも使えないようなマグネット式に何かしまして、自動販売機に対する信頼も高まってきたので、組合のほうでもよけい設置したいというふうな御要望かと思います。そういうふうな御要望がありますので、今年から三品以上に改めたわけでございます。台数につきましては予算の関係でいろいろ組合の方には難しいところをおくみしていただくように御了解をとって予算化しましたわけでございますので、市が無理やりにそういう結論を出しまして組合の役員の方に押しつけたわけではございません。十分に話し合いの上でやっておることでございますので御了解いただきたいと思います。それから立川、武蔵野とかデータもございますので一応運営補助金のほうでございますが、武蔵野は二十七万円でございます。日野より一万円多いということで。それから三鷹が二十五万、立川が日野の倍ぐらいたばこ小売り店がございますが三十万でございます。それから府中が同じく三十万でございます。それから自動販売機に対する補助でございますが、武蔵野が二十万、それから三鷹が六十万、それから立川が百三十五万、それから府中が今年なしということでこれは昨年ですね、四百九十六万ばかり出しまして、一挙にこれだけ出しまして大体ほとんど希望者には行き渡った状況というふうに理解しております。以上でございます。

○議長（大下　博君）　市長、補足はありませんか。市長。

○市長（森田喜美男君）　御指摘のとおり中小企業というのは力が弱いということと、それから市民という階層の中で相当数おられるわけでありますからして、できるだけのこのお仕事の伸るように、発展繁栄ができるようにと、こういうことを条件づけることがやはり市の行政である、これがとりもなおさず産業行政であるわけでありまして、要するに力の入れ方が足りないという御指摘だというふうに総括して伺うわけでありますが、融資制度にしましても非常に利用が少ない。これはおそらく制度を進めましてまだ日にちも幾ばくもないということもありますが、ＰＲ不足だというふうに考えますのでこれにつきましてはもっとひとつ積極的にＰＲをしなきゃあならない、こういうふうに考えております。それから西友の進出につきましては三月議会にかなり、つまり手は打ったというふうに答弁をしたということでございましたが、これは今、回答しましたとおり、つまり開発行為という段階でわれわれは情報を知ったわけでありまして、これにつきましては私は特に商工団体、それから一方には消費者という立場もあるからして、消費者団体それらの意見を聞いて結論を出すようにということを指示しておりましたら、それらと協議をした結果商店街組合に加入することによって認められてあると、こういうふうに聞いたわけでありまして、その後何か変化があったとすればその後に変化があったわけでありまして、われわれもうかつであったという点はあるかもしれませんが、打つ手は打ったというふうに当時は考えておったわけでありまして、打つ手は打って業者の関係に

おいても了承されたというふうに感じておったわけであります。それからたばこ小売りのほうは、これは主としてたばこ消費税の相当、額としても多いわけでありまして、したがって業者の方もたばこの消費によって税収に貢献をしておるというお気持がかなりあるようでありまして、そういう気持はなるべく尊重をいたしますが、さればといってこれも一つの販売というお仕事でありますからして、そちらのほうのことも合わせ考えまして、なるべく市内で市民が消費されるたばこは市内で買ってほしいと、そのために夜間のたばこも買いいいように自動販売機が設置されるもんであるというふうに考えておりまして、自動販売機の設置につきましては必要な程度は今後も助成をしていかなけりゃあならないというふうに考えております。それからこの生活協同組合と小売り店側の競合といいますか、それについての不安ということの御指摘でありますが、生活協同組合というれっきとした組織はまだ日野市には微微たるもんだというふうに考え、感じております。先般消費者団体、あるいは共同購入団体というような形で調査をしましたら牛乳を共同で購入をするとか、あるいは何か無公害、無添加の食品をお互いに気持を同じくする人たちが共同で購入をされるとかそういうグループがかなり大部分でありまして、生活協同組合といたしましてはどの程度に組織率がいっておるかちょっとつかみかねておりますが、全体の市民の消費、あるいは購買力からいえばささいなもんであるというふうに感じております。ただこの自由経済の中の一つの競争の原理といいますか、そういう要素とそれから消費者自身が自分たちで何とか安くていいものを買おうと、こういうことはどちら側の、今の経済制度の中で許されておるわけでありまして、特にこういう物価の値上りをすると、しかもそれがもちろん小売り店の、何といいますか、せいだとは言えないわけでありますが、卸売り業者、あるいは中間業者等によって相当問題のある流通がありそうだというようなことも、これを指摘することによって、あるいは直接消費者が消費活動をある程度は是正をすると、助成をするということも消費者行政として大切な仕事である、ただそれが小売り店を干あがらせてしまうというようなことになってはいけないわけでありましょうけども、お互いのいい意味での競争によりましていいものが供給されそしてしかも安くなると、こういう関係がいい関係ではなかろうかと、こういうふうに考えておるわけであります。商工会の補助金につきましてはそういった消費者におおいに役

立つそういった何か事業を計画していただくならばその助成ということも大切であると、こういうふうに考えております。総括いたしまして中小企業は個々には体質的に弱いと、だから資金面なり金融面なり何か消費者、商工行政ということでお店が繁栄をされ、しかもそれが日野市民の役にも立っていただくと、こういう関係の中で力をそそいでいかなきゃあならないというふうに考えております。以上でございます。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　いろいろ御説明いただきましたがまず一つ一つそれでは再質問をさせていただきます。

小口融資制度の二百万円の問題についてはもう結論が出ているのであって、失礼な言い方ですけれども民生部長の説明は必要がないんです。私の言うのはそうではなくて、市長がこういうふうな選挙公約で出てきて、やってみたけれどもできないわけですよ。できないことははっきりしているわけですよ。それをやるやるといってここまで引っ張ってきて最後にはこの保証協会の保証がなければできないんだと、これが制度だというから人をだましたことになりはしないかということですよ。もっと素朴な表現で、たとえば市長選挙には出てきたけれども、やってみたらできないならできないとはっきり言えば問題じゃあなかったと思うんですよ。その期待を持って小口融資対象になる業者がここまできたからいろいろの問題も起き、それから動揺もあったわけですね。だからこういう制度がここでできたことは今民生部長が言っていただく必要はないんですよ、失礼だけども。それらは一つの例であるということですね。それから西友ストアーの問題についてもですね、市長の言うそれならば私は了とされます。その経過についてはですね。しかしこれで必らずしも満足とは言うわけではありません。なぜならばですね、私はこのどなたかの答弁の中にですね、積極的介入は慎しむべきであるということをいったが、そんなことは私も百も知ってるんですよ、子供を扱うんじゃあないんだから、ね、積極的介入と積極的姿勢とは違うわけですね、そうではなくて、積極的にそれを解剖すべきではないかと、そして取り組むべきではないかというんですね。それでところが積極的介入をですね、すべきではないというその反省が反対にですね、消極的であってはいけないということなんですよ。それで西友ストアの問題についてもその及ぼす影響をたとえば巻間にこういうことを言っております。多摩平の周辺地域はわれわれが零細企業でもってきて、そして市民サービスに尽くしてきたんだと、したがってこれだけよそへ、八王子、立川まで行かなくてもこのつっかけぞうりで買い物ができるようになったんだと、したがってこの町の形態はわれわれがつくったんだと、そこへ西友ストアがこれは大資本をもってきてばかっときたんではこれはわれわれ、いわゆる何ですか既得権の侵害だとまでは言わないけど

もそういうニュアンスをもらしているわけですね。それらはどこで把握したか、それらを把握してですね、この問題に指導性を持つべきだということを私は言っているんです。積極的介入が相手の人権の侵害でもあるしそれから自由主義経済のたてまえであるならば、共産経済は別ですけれども、自由主義経済のたてまえであるならばですね、積極的介入は慎しむべきではあるけれども、しかしながら市長がいつも言ってるようなシビルミニマム、すなわち零細企業ではどうにもならないところを一歩そこで指導をし手を引いてくれればできることがあると思う。それを積極的にやるべく努力し自分のものとして研究すべきではないかということを言っているんです。そういうことについては足らなかったと私はいわざるを得ないが、今の答弁の中には足らないとは思っていませんという結論でありますがはたしてどうでありましょうかともう一べん聞きなおしたい。それからたばこ小売り業組合の問題については今の説明を聞きますとなるほどと、失礼な言い方だけれども、思わざるを得ない。数字を並べられてもわからないから、比較がないから。比較がないからわからないが、私の言うのは私がわからなくてもけっこうですから、ただ業者がですね、納得のできるようなものを、説明の資料を提供して問題のないようにですね、納得のできるように不信の念を抱かれないようにひとつやっていただきたいと思います。それから二百七十万円の問題でありますけれども、これは私は多いか少ないかということはわからないんですよ、自分では。ただ問題はですね、巷間伝えられてるものと、私たちが素人なりに考えるものでは三年間据え置きということがですね、必らずしも科学性を帯びた計算の仕方ではないということがうかがわれるわけですね、もしそこに科学性があるならば私はその二百七十万円が妥当であるという科学性を証明のできる、立証できる数字を出していただきたいと思うんです。そういうことを私は言っているんです。こうした一連の流れからですね、今度商工担当の職員もあいまいであるということは一体どういうことか、積極性があるとは言われないようだがどこに積極性があるのか、具体的には陣容もなければそれで調査も足らなかったというのがそれでしょう。だから積極的介入がいけないといったら消極的になって介入しなくなったわけでしょう、それは積極的介入ができなくても情報の察知、分析はできると思うんですねえ。それはまた商工指導の基礎になるんで最も大事なことではないか、したがってこの陣容の三鷹の例をならって三鷹の陣容が商工会に職員を送ったことは必らずしもいいとは私は言っているんじゃあないんです、ね。それとあまりに反対の方向に行っているがごとき商工指導の人員が、これも不足しているんじゃあないかと、そして今例をあげた幾つかの問題についてですね、それを一連の流れからくみ取るところによると、市長が積極性を持つべきだというその理念とは、あるいは

表現とはですね、およそ内容が違ってやしないかと、だからそれをはっきりと市民の前に解明をしていただきたいと、こういうことです。場合によったら数字もあげてそれから陣容の問題についても、今陣容ははっきりした証拠を担当の課長もいないけども、ではこうするんだというならそれでけっこうでしょう。それは内部の私は機構の問題についてあるいは人員配置の問題について干渉しようとも思わない。ただ市民が納得をし安心できる状態、しかも市長がいつも言うシビルミニマムですね、中小企業といっても上層クラスには一人立ちできる人もあるし指導階級の人もあると思うんです。それより下のつまりきのうきょう営業を始めた中にむしろそれを手を取り足を取る必要性のある対象がありやしないかと、こういう問題についてはあまりに上のほうにだけ何か手を伸ばしておざなりの感じがしやしないか、失礼な言い方だけれどもそういう感じが巷間でもたれているのを私は代弁しているのでありますので、私のわかるように言っていただければけっこうなんで、以上のことについて私はもう一度お答えをいただきたいと思います。それから生協の問題でありますが、これは中小企業の育成とは方向が別になるかもしれませんが、生活防衛事業として事業をやるということをこの前に言われたような気がしますが、それは生活協同組合の育成とは違うんですか、そういう関係ですね。それと抽象的には生活協同組合があってもそれは部分的であって、しかも中小企業を圧迫するような施策はとらないと民生部長は言ってるがそれは当然であります。当然でありますが具体的には今、その生協かあるいは生活防衛的ないわゆる直輸入とか何かそういうことをやっているかいないか、そのことについてもひとつ合わせてお示しをいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　今の再質問に対しまして西友の件につきまして御答えいたします。西友ストアの件につきましては御承知のとおり商工会の中に商業調整協議会がございまして、これは大規模小売り店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律という法律がございまして、これに基づいてつくられておるわけでございますが、そこへ出てまいりまして私もいろいろ問題の詳細を把握してきたわけでございますが、簡単に申し上げますと一つは利害が必らずしも一致していないということがございます。この利害と申しますのは消費者とそれから商店、あるいは西友側との利害でございますが、また商店の中でもそういう大規模小売り業者が来ることによって潤う商店も中にあるわけでございます。それで具体的に申しますと大規模小売り業の進出によりまして商店街に活気が生まれる。それによって今まで以上の売り上げが期待できるような、そういう商店もございますしマイナスの影響が予想される商店もあるわけでございます。その点が一つの大きな問題でございますが、

私どもはそのプラスの面をおおいに伸ばして少なくともそのマイナスをこうむる場合にはマイナスがこうむらないような形で西友ストア側に何らかの譲歩をさせる、そういうことが必要じゃあないかと考えております。そういう形で協議会のほうも大体動いているようでございます。結論はまだもちろん出ておりません。六月の末に一応結論を出す予定でございますが、まだ出ておりませんが大体そういうことでたとえば西友側では月に一回休みたいと、そういう計画でございますがそれを休みを多くするとか、あるいは閉店時間を早くするとかそういった譲歩をある程度取りつけるべきじゃあないかと、これは私の考えでございますが考えております。そのために市がやることがあればもちろん積極的にするわけでございますが、それらを含めまして協議会が一応法に基づく権威ある団体でございますし、そのメンバーもまたそれぞれの利害関係者あるいは学識経験者が含まれておりますので、市としましてはその結論を尊重しまして、もちろんこれは通産省に報告されまして通産省からしかるべき指導があるはずでございますが、さらに市としましても決してそれらの経過をただ眺めているというだけじゃあなく、積極的に介入じゃあございませんが小売り店の方々の利益を守っていきたいと考えております。それからまた剣持議員さんが言われましたような、何といいますか、今まで一生懸命やってきた方々に対する西友のやり方が多少礼を失している、あるいは突然言ってきているというようなことも聞いております。これは西友側も反省したのか何かわかりませんが、どにかく今月中に各商店に一戸一戸説明に伺うというようなことも言っております。ただそれだけでいいとはもちろん言えませんけれども、確かにあの地区の商店を発展させた永年努力された方が多勢いらっしゃるわけでございますから、その方々の気持を逆立てするようなことだけはしてもらいたくないと私どもも思っているわけでございます。西友もしかるべき措置を取るんじゃあないかと思っております。いずれにしましても市としましてはこういう店舗の進出によりまして市が発展する。あるいは他の町へ買い物に行ってた人を日野市内に引き止める。さらにはよそから呼び寄せられるようなそういう商店づくりをするきっかけになればたいへんけっこうだと思いますが、そこでもしも落ちこぼれのようなものがあれば、何とか救っていくというような形で大型店舗に対する指導といいますか、あるいは申し入れというか、そういうことをやっていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　融資制度の無担保無保証の貸し付け制度ですが、これはつまりうそを言ったと、やらなかったではないかとこういうふうに御指摘のようでありますけど、確かに金額につきましては二百万ということに今後はひとつ努力を払いたい、こう考えておりますが、一応制度としましてはこれは無担保無保証貸し付け制度というのは、そういうつまり名称で国もあるいは都段階でもいっているわけでありまして、つまりやれなかったと、つまりできないことを言ったというふうには考えてないわけでありまして、不十分ながらとにかく発足をしてから、今後はこれをひとつもっともっと利用される、利用されやすいそういう制度にかえていきたい、こういうふうに考えております。それから生活防衛ということでありますが、確かに消費者活動が、消費者が消費者活動として産地直販でありますとか、あるいは共同購入でありますとか、あるいは市内で農家から直接に生鮮野菜を買う仕組みをつくろうとか、これらもつまり直接的な生活防衛であるわけであります。それから予算の中の福祉の事業、したがってこれは生活つなぎ資金でありますとか、あるいは児童手当でありますとか、あるいはボーダーライン層に対する何らかの入学祝い金でありますとか、あるいは老人に対します敬老金の増額でありますとか、あるいは理美容券の配布でありますとか、これらつまりみんな弱い人に対してわずかではありますけどつまり生活に役立てようと、物価の値上りに対して非常に家庭の経済生活が圧迫を受けておりますので、そういうことをそういう仕事によってそして何とかひとつその弱い層に対する力添えをしようということがわれわれの考え、行政上の生活防衛予算といいますか、生活防衛施策といいますか、そういうことであると考えております。そのほか市が図書館活動等もそれらに入ると思うんですが、要するに個人の支出が少しでも省けると、しかもそれが公正に公の施策としてやれるというようなことを極力やりたいと、こういうふうに思っておるわけであります。

○議長（大下　博君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　先ほど説明にのぼったと思うんですが、市の場合だけのことを申し上げたんですが、十五台で一台五万円で七十五万の倍額をしたわけでございますが、今年から三品以上ということで組合のほうで一台五万円じゃあなくて二万五千円で台数をふやした形で三十台も受け付け弁償したらしいんですよ。だもんですから市の考えています五万円じゃあなくて二万五千円にしまして、台数を倍にして実際には組合員の方の自販機の取り付けの強制をしたらしいんです。それは一般質問をいただきましたので調べて課長から聞きまして初めてわかったわけでありますが、これは三品以上ということで過渡的なことのようでございます。組合内部にもいろいろ事情があるようでございます。組合員の方としては市が五万円なんだけれども実際は二万五千円じゃあないかという御質問のような不満が当然出てくるかと思います。市のほうも税務のほうで、私のほうの担当の税務よりは半分ぐらいですし、前後見込んだと書いてあっても三倍、二倍というふうな上がり方でこれ

については倍額の結論になったわけですけれども、四倍というふうな補助はとても昨年の四倍なんていう補助はできませんけれども、一応事情は組合員の方からお聞きしまして、その事情を理事者に御報告申し上げて対処していきたいと思います。そういう事情だそうでございます。

（「ちゃんと議長はやってくださいよ。」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　やってるんですよ。答えが出てないから出してくださいといってるんです。（十一番議員「後でもいいですよ。」）なければ剣持議員。

○十一番（剣持佐吉君）　議事の運営についてはひとつ議長にいろいろ注文がありましたが、私は私なりに発言許可いただいた節囲において発言をさせていただきます。

私が二百七十万円が多いとか少ないとかといっているのではありませんし、それから助成金、補助金の問題について多いから少ないからということを私は多いからいいとか少ないから悪いとか、そういうことを決定しているんではありません。ただ納得のいくような、説明のつくような科学性を持った説明がなければいけないということです。したがって二百七十万円が多いとか少ないとかといっているんではありません。三年間据え置きという状況は、そしてしかも民生部長がこういうことを言っておりますが、足らないところはまた助成するといっております。それは一体何のことかますます混乱してくるわけですよ。

私は科学性を持ってですね、今年はこういうふうにこういう関係でもって国はこういうふうに助成する、都はこういうふうに助成する、その科学的根拠はどこにあるのか、市の予算においてもそれにあるいはそれとタイアップでいくとか、あるいは物価上昇のおりからどうするとか、それから今これだけも発展してるんだからもう必要はなくなったからといって五百万円出さなきゃあならないところを二百七十万円にしたとか、何か科学性がなくてはいけないんじゃあないかということを言ってるんです。その科学性がないということになるとですね、いわゆるどんぶり勘定ではないかと、しかも足らないところは助成するといっているあたりはあまりに抽象的な積極性のないあらわれではないかということを言っているんですよ。それから西友ストアのその話についてはわかりました。それから生活協同組合の問題についてあらためてお伺いいたしますが、今それでは生活防衛という名における事業としては小売り業者を圧迫するような仕事をしていないということですか。それを一つ……。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　市が直接的にはやっておりません。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　これでも誤解を受けるといけませんので……（「おかしいぞ。」と呼ぶ者あり）……一つ

私は申し上げますが、これを生活防衛のために市がやってはいけないという私は意見でもなし、やりなさいという意見でもないんです。ただ問題は生活防衛のために、もっと抽象的に言うならば生活防衛のためにこれから四十九年度は特に物価上昇の狂乱物価だからやるんだといったら私はやってもらいたいですね。むしろ積極的にやってくださいといいたい。ね、それでそれによってですね、中小企業が圧迫を受けて零細企業が没落するような状況を、施策であるならばこれは考えるべきです。したがってですね、私はむしろ生活防衛ということを従来言ってきた、しかもシビルミニマムを、このごろ口が回るようになってきましたがシビルミニマムを市長が唱えているそういう中においては、あるいは福祉施策ともいいましょうか、そういうようなものを常に頭へ描いているならば、そして口にしているならばですね、おおいにやってもらいたい、生活防衛のために事業をやってもらいたいと思うんですよ。そのために零細企業が没落するようなことであるならばまたそこにはおのおの限界がある、しかも難しい、その辺はどういうふうに現段階ではただやっていないということは現実でしょうが、考えていないんですか、考えているんですかその辺についてひとつお伺いしたいということと、さっき申し上げました二百七十万についての科学性について説明できる資料をほしいということです。今でなくてもいいんですよ。あまりここで粘っているとまた名古屋さんに何か言われるから、……（笑声）……あんまり粘らないことにします。後でいいですから……。（「遠慮すんな、遠慮すんながっちりやってくれよ。大事なことだよ。」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　消費者の防衛をする施策についてもっと積極的にやれと、ただし小売り店を圧迫するようでもいけないと、こういうことでちょっと思いあたらないんですが、生活防衛という個人の立場から言えばそういうことになろうかと思いますけど、いわゆる消費者保護の施策、これは市民が自主的におやりになって、それに対する一つの行政が行ない得る援助、そういうことはひとつ積極的にやらなきゃあならんと思っております。たとえばこれはわずかな事業ではありますけど魚の小売り店が産地直売をやってきて、そして安売りをなさる。これに対して若干の宣伝費などを助成すると、あるいは何か行商組合のほうで生活安定本部が後援だということを表示して、そしてきょうの安売りの品物はこれであるというようなことをはっきりと書いて出す。そういう掲示板もつくられると、つくりたいということでありますので、それらにつきましてはひとつ市が持ちましょうと、こういうことは言ってまいっておりますが、それから消費者団体自身が何か自分たちの消費生活に役立つ、そういうことを企画をして来られるというようなことがあればそれに対してひとつできることはひとつ十分御援助

しようと、こういうふうなことは申し上げておるわけであります。それから商工会の補助金に対する科学性ということですけど、私もよくその内容を知っているわけではありませんが、商工会から年次的に一つの事業計画が出まして、それを査定をしてそしてこういう金額が出たということでありまして、そういう手続きを経たものであると、それからもっと商工会御自身が事業を計画をして、そして要請があるならば十分検討をすると、こういうことを申し上げておるわけであります。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　よくわかりましたそのことは。それから商工指導関係の市の陣容が、たとえば商工課を置くとか、そういったようなことが何もないようですが、これに対する回答がないんですがどういうふうなことでやってるんですか。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今度、産業経済課という名前に変えるわけでありまして、産業係とそれから消費経済係と、そういうふうな生活消費経済係でしょうか、そういう係を置くと、それで今までの産業係という今までの業務を、つまり農業、商工業、それを産業係に併置するわけでありますが、私はいつもここの機構改革に臨みましても言っておるわけですが、機構が仕事をするんでなくてやっぱり人が仕事をするんだと、したがって人にひとつおおいにやる気を出させると、こういうことをやっぱりあらゆる面から行政をしそれから指導をしていくと、こういう考えでおりますので何かれっきとした名前がついた所管部署を置かなければ必要な仕事ができないというふうなことではない。それは置いてそしてきちんと人もそろえてやればなおいいかもしれませんけど、なるべく少数精鋭でいきたいと、こういう考え方でおりますので一応そういうことで、そういう機構のもとでひとつ積極的にやりたいと、積極的にやろうと、こういうふうに決意をしておるわけであります。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　商工会助成の科学性の問題についてはもう予算編成のあれも終わりましたし、今回はこれでおさめたいと思います。それから商工課の新設、産業経済課の問題についても少数精鋭主義でやるというのに、やれるとかやれないとかというその義理合もございませんから私はこれ以上質問はいたしませんが、ただ意見として申し上げておきます。私は先ほど来申し述べました、一連の流れからきて、商工会、中小企業の育成、助成については市は何をやってるかわからないと、それから市長の信頼にも、信用にもかかってきているわけですね、で、失礼な言い方でたいへん恐縮ですが、私は個人森田喜美男先生という意味ではなくて、市長という重大な存在が信頼を失ったときにはかなり市全体が混乱すると思いますんで、重要な課題だと思ってここで質問をするのであります。で、

したがいましてこのことがいろいろ巷間流れている中にもこれの了解、納得の得られるようなですね、施策をやることが、そしてしかも市民みずからが満足して自分の生業に励むような空気をつくることがこれはやっぱり助成金とか何とかの問題だけではないと思います。信頼の問題がおおいに左右すると思われますのでそういう質問をしたのでありまして御了解をいただきたいと思います。それで質問を終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって五の三、中小企業対策に関する質問を終わります。

次に五の三、教育文化施設の整備についての通告質問者剣持佐吉君の質問を許します。

（十一番議員登壇）

○十一番（剣持佐吉君）　同じようなことでまことに申しわけがございませんが、市長が就任以来一年を越えましたが、障害児の教育権を守るために未就学児童全員を入学させるため都に設備の整った養護学校を新設させ、また幼稚部、高等部をつくらせますと選挙公約にうたっておりますが、その後の経過についてどういう経過をたどっていられるかについて、あるいは構想というんですかお知らせをいただきたい。二つ目には十二月議会において教育長は、社会教育委員会の答申をもとに総合体育施設の計画を検討をしていますといっておりますがその経過は、それから半年たつがその経過についてお知らせをいただきたい。それから昭和四十九年度一般会計予算案に対する意見書の中に特に一項設けて、社会教育センターの運営については諸条件をつまびらかに検討し、市民要求にこたえるよう努力されたいとうたっておりますが、なぜ日曜日に開放ができないのかについて調査されたと思われますが、その結果についてお伺いしたい。それから第二小学校の校庭拡張実現のため鋭意努力されたいともこの付帯意見としてつけてありますが、その後交渉の経過はどうなっているか。それから文化会館建設については今再請願がなされようとしておりますが、どう市民に答えるあれがあるのかどうか。それから以上のことは土地取得の問題でありまして、土地取得については法制の不備がある。したがって法制を改めて十億以上の大企業から土地を取得するようにすべきであるという竹ノ上経済論に対して市長はどうお考えになっているか。（笑声）以上のことです。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）（「なし」と呼ぶ者あり）（笑声）

○議長（大下　博君）　わかりました。それでは剣持佐吉君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　障害児教育ということは国もようやく腰を上げようとしているわけでありますが、東京都はそれに先立って五十一年から全員入学を進めようと、こういう

ふうになっております。日野市といたしましても早くから特殊学級ということでかなり行なわれておるわけであります。それからその訪問教師の制度でありますとか、あるいはスクーリングの制度でありますとかいうことで相当まあ進んでおりますがまだ多少は手の届いていない方もあるというふうに聞いております。特にまた幼児の幼稚園に入りたい、あるいは保育園に入りたいと、障害児を持った親の方からの希望も聞いておりまして、なるべくひとつ、まあ今年発足しましたような幼稚園になるべく、特に五歳児の子供さんは積極的に受け入れていこうと、そういうことを会合にもつけて受け入れる制度をつくったわけであります。それからもう一つにはそういう障害児も含めた幼児教育施設というものを日野市にひとつ都の教育研究所の施設ということで日野市にひとつお迎えをしようということにつきましても内々進めておるという状況でありまして、それらにつきましても日野市が先進的な役割りを果たしていくような、そういう仕事を積極的にになっていこうと、こういうふうに考えておるわけであります。養護学校は今、東京都の施策として行なわれておるわけでありまして、日野市に今すぐお迎えをすると、まあ、七生福祉園でありますとかあすこに学園もあるわけでありますが、それらにもし日野市民の子供さんで希望があればひとつ十分それらの利用についてもやらなきゃあならないというふうに考えるわけであります。社会教育センターの日曜開

館につきましては剣持議員から熱心に指摘をいただいておるわけでありまして、この間運営委員会の場でそのことも提案をしておはかりをいたしました。一階の一つの部屋をこれは市民に開放して利用していただくことは可能であると、全館ということになりますと教育の、教育じゃああ…ありません結婚式の関係等もありますしそれから人の配置あるいは予算の増額というようなことも伴なってそれらは検討課題にして、それ一室の方法は早くやっていこうと、こういうふうに館側からも聞いたわけでありまして、それから第二小学校の校庭拡張につきましてはこれは地主の方からかえ地が必要であるということを非常に必須条件として持ち出されておりますので、それにあてるべきかえ地を開発公社によって取得をいたしまして、そして交渉を進めたいとこういうふうに考えております。そういうことを進めております。それから竹ノ上何とかということで……（笑声）……土地取得のことについて言われましたけど、これは私は唱えたことでもありませんし、日野市内に大企業が、つまり遊休的な形で買いだめがしてあるということは具体的にはないようでありまして、つまりちょっと該当がないと、こういうふうに思っております。ただ宅地造成用地として丘陵地あるいは未開発というような形の場所で将来学校用地に造成し得るというようなところがありまして、それらにつきましては土地を所有する会社側と密接な交渉を持ちつつ可能性を開きつつあるというふ

うにお答えをいたします。

○議長（大下　博君）　教育長。

○教育長（倉又秀作君）　第二の質問である総合体育施設ですが、これにつきましては教育委員会はいつもお金のかかるようなことばかりをお願いするような状態になるんですが、これは私たちはたいへん大切なものだと、小学校、中学校、幼稚園、こういうようなところの新設あるいは増築ですか、こういうようなものももちろん緊急でございますけれども、それと並ぶぐらいたいへん大切だと、というのは実際今体育館を中心としていろいろなものを、市民のための体育大会を開いたり何かしているわけでございますけれども、どうしてもそれをさらに発展していただくためにはそういうようなものがもっと、施設設備というようなものがたいへん不足しているということを感じて、これは市民に対してたいへん御迷惑をかけてることになるので、運動をもっとする場は、たいへん大切だと思っておるんですけども、企画財政部と、そこともいろいろ話し合っておりますが、なおその後の経過についてはここに長谷川体育課長が来ておりますのでこちらで答えさせていただきたいとこう思いますがよろしく。

○議長（大下　博君）　体育課長。

○体育課長（長谷川暢男君）　お答えいたします、剣持議員さんからの御指摘につきましては教育長は十二月議会で社会教育委員会に答申しているその内容についてどうかというようなお話のようでございますが、確かに四十八年度におきまして私どものほう社会教育委員会に体育、スポーツの普及振興に関する施設の基本計画についてということで一年間答申をしてきました。ちょうど十二月の議会の時点におきましてはまだ答申文が上がってない時点でございます。そういう中で教育長が答申中であるというふうにお答えしたわけでございますが、十二月の十七日付けをもちまして答申がなされ、その答申の内容につきましては三月の第一回の定例議会に教育長のほうから答申の内容を御説明したとおりでございます。大綱につきましては施設が不足している中でできるだけ早くに早期実現したいというようなこと、その答申文につきましても市長部局のほうに教育委員会としまして要望したというような内容を付け加えまして御報告させていただいたわけでございます。なおその後の進展につきましては私のほう教育委員会自体だけでなくしてやはりその答申文を受けて立ちまして、企画財政部長また市長部局のほうにお願いしてある関係もありますし、企画財政部長を中心として現在いろんな主管課の関係課で検討を静かに重ねておりますので、そういう中で補足的に企画財政部長お願いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　第二点の問題でござ

いますけれども、今、長谷川課長のほうから私のほうでいろいろ協議を進めているということでございますが、確かにせんだっても御報告を申し上げましたけれども、たとえば東光寺の河川敷、廃川にしまして大蔵省から払い下げてもらえばどうだろうかというようなことで、いろいろ検討は重ねておりますけれども具体的にまだ、ここにこういうものということは決まっておりません。たいへん恐縮でございますけどもそういう状況でございます。ただ私今考えておりますのは、この一般質問の一番最後に御質問があるようでございますけれども、当面できるようないわゆる河川敷の中でとりあえず自転車道といいますかね、あるいは単なるグラウンド、そういうものを当面やってみたいという考え方は持ってます。その際にまた詳しく御説明を申し上げたいと思いますので、その点で終わらしていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　わかるようなわからないようなのがたくさんあるんで、第一問題の竹ノ上財政論は問題にしないといっておりますが同感であります。そのままでけっこうで私はそれで了解いたしました。問題になる議論ではないと思います。それから養護学校のこれらの問題でありますが、これについては市長が説明の中からは具体的に交渉とか立案とかあるいはプランニングしたような様子がないんですが、今度は私のほうから助け舟のようでたいへん恐縮ですけれどもそれはそれでいいと思うんですが、結論を言わないっていうと誤解を受けるから恐縮ですが、今幼児教育研究室をまだ具体的には場所は決っておりませんけれども、日野市をということでしておりますが、それに依存していったら語弊があるかもしれませんけれども、それと関連して考えていられるんですか、あるいはこの選挙公約の選挙のビラのようにこの文字どおりのものを誘致しようと考えていられるんですか。その辺のいきさつをまず一つ市長にお伺いしたいと、まあ続けていわせていただきます、やらせていただきましょう。それから総合体育施設の計画でありますけれども、この前いろいろ聞いている中では谷地川という問題も出ておりますし、桑園という問題も出ております。谷地川という問題は建設省の事業でありますが、これに対して積極的にその動きについて把握する手段を取ったかどうか、これによって積極性が伺われるわけです。それから桑園の問題についてはある一部の諸君が反対をしているようであります。それを気にしてやらないのかどうか、すでに筑波山麓には移転が決定をしているのであってそれを追い出すというようなことはもちろんそういう運動につながるようなことは絶対に慎しむべきだと思いますが、その跡地がだれかの手に渡る場合には日野市がそれを利用しなきゃならんと思いますが、それについて積極的な手だてをしていたのかどうか、してきたのかどうか、一べんでもやったのかどうか。それから淡水区も同様でありますが、この間市庁舎建設の予定地決定の前に、予定地として決定をしようとするその前にここがあき家になりそうだということでもって調査を要請したときはやりましたが、総合グラウンドとしての用地としてそれを考えたことがあるのかどうか、あるいは考えるにしてもそれに何らかの手だてをしたのかどうか、そういうことをなぜ伺いますかというと、教育委員会の答申をもとに総合体育施設の計画を検討していますという答弁がから念仏になりはしないか、そうすると積極性があるであろうと市民が期待しているにもかかわらず、何かそこらのやりとりでもって泡沫的にこう消えてしまうんじゃあないか、それでは市民に対して熱意が足らないではないかということを私は自分をも含めて申し上げたいわけであります。それからこの社会教育センターの運営につきましては人の配置、予算という問題は前からあったわけです。それを問題について予算と人であるならばこれはどうしてもだめだという絶対のものであるならば別ですが、予算と人ならば、これは市民要望にこたえるためにある伽藍を利用するだけですからわずかなことで予算の問題は解決つくはずでありますがそれに積極的にどう取り組んでいるかっていうことですね。そういう話はあったということは市長は今ここでそのまま正直におっしゃったんでしょう。それはそれで了とされますが、私の積極性を要求している、年来の問題ですから積極性を要求している私の立場からするならば、あるいは市民の立場からするならばどうそれに具体的に取り組んでいるかということをお示しいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　それでは市長。第一点目と最後の……。市長。（企画財政部長「はい、じゃあ。」）第一点目ですか。（笑声）じゃあ企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えが前後するかもしれませんがお答え申し上げます。まず谷地川の関係それから淡水区、桑園関係についてお答えを申し上げたいと思います。谷地川の改修は、これは東京都が事業主体でございます。で、その出先といいますと南多摩建設事務所、南建といっておりますが、これが主体になりまして今事業を進めておるわけでございます。で、当初はもう少し早くこの谷地川の改修をしようという姿勢でございましたけれども、いろいろ用地買収等の関係からせんだっても御説明申し上げましたように、五十一年を目標に変更したようでございます。しからばこの谷地川の改修に対しまして積極的な姿勢を市はとったかということでございますが、これは直接の担当は都市計画、あるいは建設部になろうかと思いますけれども、とりあえず都市計画のほうでこの進捗状況を調査していただきました。ところが、日野市部分につきましてはなかなか地主折衝が非常に困難だったという状況を聞

いております。で、そう放置はできませんので谷地川改修は上流からいたすというように東京都は腹を決めたようでございます。私のほうではあすこの利用問題もございますから何とか早く、うちの部分だけ、日野市の行政部分だけでもひとつ早く促進してもらいたいという考え持ってますけれども、なかなか地主さんとの関係等がございまして思うようにまいらないのが現状でございます。そういうことで決して私のほうでは放置をしておくわけではございませんで、ときどき南建のほうへまいりまして、事情の聴取をいたしておりますのが谷地川の状況でございます。それから桑園関係でございますけれども、これはたいへんだいぶ前の話でございまして、あすこにいる建設部長が企画財政部長時代からこの問題は始まっておることでございまして、要するに桑園の総面積に見合う同面積が当該市町村で得られるならば無償というような仕組みになっているようでございますが、なかなかそれはそうはまいらないとこです。したがいまして有償ということになってしまうんではなかろうかと思いますけれども、現段階では東京都の行政部、三多摩島嶼振興課でしたか、そのほうで担当しておりますが、これはまだ進んでおりません。具体的には進んでおりません。ただ日野市としてはこれはその当時でございますけれども、こういう施設に利用したいという申し出はいたしておるわけでございますけれども、この桑園問題がどうなるかというのは現時点進んでおらないということでございます。御了解をいただきたいと思います。それから淡水区の問題につきましてはその当時もいろいろ問題になりまして、淡水区をどうこうという問題ありましたけど、とりあえず淡水区は除外ということになっておりますその当時は。それでせんだってもこれは庁舎の関係でいろいろ私どもで調べたところ、この淡水区は水の問題がありまして、近き将来はどうしてもどこかへというような気運になっているようでございます。ただ確定ではないと思いますけれども水の問題からそういう処置を取らざるを得ない。ところがこれはまだ三、四年先になるんではないかという想像でございますこれは。想像でたいへん恐縮でございますけれども、そういうことで淡水区の移転問題についてはちょっと見通しは相当先になるであろうということでございます。これまで谷地川、淡水区、桑園関係のお答えを申し上げたわけでございますが、それから社会教育センターのことにつきまして先ほど市長のほうからお答えをいたしたわけでございますけれども、たしか今、日時は忘れましたけれども、五月の末と思いますが理事会が開かれまして私もその席に失礼をしたわけでございますけれども、市といたしましては市長、議長、それから議員、滝瀬議員それから鈴木議員さんが御出席をいただいたと記憶いたしておりますけれども、その際市長のほうから先ほど申し上げました日曜開放の問題についてご提案をされたわけです。で、社会教育センター側は先ほど市長が答弁したとおりの内容を説明いたしたわけでございます。かつては日曜開放いたしました。ところが現時点ではこれを日曜日は結婚式場として使っておる。で、普通年間たしか数値も忘れましたけれども、従来五十数件あったけれども現時点では三十ちょっとに減っておりますけれども、やはり会費等の関係からどうしても社会教育センターを使いたいという申し出があればこれは許可しないわけにはいかないという事務局のほうの説明でございます。そういうことでたいへん日曜開放については非常に困難だという、一口で申し上げますとそういう発言でございます。ただ一部の部屋につきましては先ほど市長が申し上げましたように開放は可能でありましょう。これは検討いたしまして、事務レベルで検討いたしまして御返事しましょうということだったと思います。そういうことで私どももその返事を現時点では待っている状況でございます。ただ問題は人間の問題、いわゆる日曜開放いたしますと社会教育センターは無休になってしまうんだと、そこが非常に苦しいんですというような内幕も話されたわけでございますけれども、いずれにしても日曜開放については近く何かの形で一部開放でもするということが話が来るであろうと、その際はまたお知らせを申し上げたいと思っております。以上、説明終わります。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　養護学校というのは、これはかなり度の高い身障児がつまり、しかもそれを矯正しましたりあるいはその人たちが専門に習う、たとえばろうの方には手話でありますとか、盲の方には点字でありますとか、そういうことが伴なう学校だというふうに思っておりますが、東京都では養護学校を建てたいという御希望はその担当部局でおありだそうでありますけど、日野市に迎えようとしておりますのは幼児教育、しかもそれは幼稚園、保育園その中にしかも障害児も受け入れていこうと、こういうふうな他に例のないようなその幼児教育のいろいろな、何て言いましょうか、研究も含めた施設であると、それから父母との相談施設等も持ったものであるというふうにも聞いておるわけでありますが、今検討委員会で検討されてるそうでありまして、つまりそちら側のほうをお迎えをしようと、こういうふうな考えでおるわけであります。それから積極性の有無について、特に国有地、これについて言っておられます。日野市に残された大きな可能性といたしましては国有地をどうしても確保することによってそれの利用をはかっていくというところに大きな期待を持っておるわけでありまして、これはどうしても日野市民の福祉のためにそれらのあくべき土地は確保しなきゃなりません。いろいろ窓口もあるわけでありますので、ひとつ専任の担当者をつけて、そうしてとにかく交渉の糸口、あるいはその確保するにはどういう手順が必要であるかというようなことを十分ひとつ積極的に検討し、そ

して積極的にそれを確保していこうと、こういうふうに考えておるわけでありまして、具体的に今どの部分手を打っておるということは先ほど答弁した程度以外にありませんが、ぜひひとつ積極的に確保していきたいと、それについての手だてを行なおうと、こういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　大体話が尽きたようになりますが、あとは意見になるか参考になるか知りませんが一口言わせていただきますが、故意に消極的だという意味ではありませんけれども、私は積極性が足らないと思います。というのは桑園の問題についてはもうすでに十年以前に、私が総務部長のときにもう市長名であの跡地は何とかしていただきたいという要請を出したんです。そのときには内閣でそれを担当するところがありまして、あすこはただで貸せられると、公園緑地としてならただで貸せられるということを言ってるわけです。それからまた何年か、昨年、一昨年あたりも今度は農林省へ行って具体的な問題を聞いてみました。もちろん一部の日野市民の中にはそういう運動に反対する方もありますけれどもそれは誤解であって私たちはそういう追い出すとか何とかでなくて跡地は跡地としてからになるならばその跡を利用したいということでありまして、そのときは市長名で何とか出していただきたいという話もありましたし、それから大蔵省の手に渡ると有償になるかもしれませんが、大蔵省の手に渡る以前に方法があることも内閣ではもらしておりましたし、それらのことについては故意ではありませんけれども私はまだその調査が積極性が十分ではないと思います。これはどなたの責任か知りませんがそれに対して市長が積極的にやりましょうということについてはもうそれ以上のことはございません。それからまだ文化会館建設について再請願が出ようとしているが、それについては考えがあるかということについてはまだ何にも言っておりませんが、それからもう一つこれは十分に納得できないのは社会教育センターの利用でありますけれども、人の配置とかそれから予算の関係ということはこれは市でできることだと思うんですよ。それができないというのは、これも積極性が足りないんじゃあないかと、市民の要望にこたえる積極的な努力が足りないんじゃあないかと私は言わざるを得ないし、それから結婚式というのが予算の関係もあるし、年に二十回とか三十回とかとわずかでもありますけれども、これは二十回や三十回はよそへ持っていけばいいじゃあないかと、それは簡単にいかないと思います。しかしながら私の言いたいのは、結婚式を優先にする日曜利用の方法を考えるのはそれはけっこうとしても、今度は日曜に結婚式がないときもほかのことを入れないということですね。ことにきのうも話に出ましたところの中小企業の従業員は体育館も厚生施設もないわけですよ。あれを唯一のよりどころとしているわけです。で、それらに対する答えとしてもまだ私は故意かどうか知りませんけれども積極性は足りないと思います。それらのことをひとつ参考にして今後のこれらに対応する施策を講じていただきたいということを要望として申し添えて私の質問を終わることにいたします。

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終わります。次に高橋議員の関連質問を受けます。どうぞ。

○十九番（高橋通夫君）　先ほど剣持議員の質問に対しまして、淡水区のことですが、企画財政部長は淡水区のところがまだはっきりしないようなお話なんですが、そうですか。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えをいたします。昭和何年何月にというはっきりしたものはないと思います。ただ先ほど申し上げましたようにこれは私どものほうの担当でその部署にまいりましていろいろ事情聴取したところによりますれば、淡水区は将来水の問題でどうしてもどこかへ移転せざるを得ないだろうというふうにとれるわけでございます。ただあの淡水区には日野の淡水区の分室といいますか、日光のほうにもその何か分室は持ってるわけですね。いわゆるその淡水区の分家というかそういうようなところも持っておりまして、いろいろ全部を引きつれてそれを利用したいという姿勢は変らないようでございますけれども、ただいつ動くというところまでまだいっていないようでございます。それが現状かと思います。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　これは私が個人的に調べたんですが、水産庁の、これは東京都の中央区勝どき五丁目の五にある水産庁の東海区水産研究所長に会って聞いたんですが、その人とそこの日野にある淡水区の試験所長とは多摩の人が後輩なのでよく話を聞いてるが、今まではそこに住んでいる人が反対等もあったんだけれど、最近においては水の、近くに工場ができたり住宅団地等ができて地下水が減ったため一日三千トンぐらいの水が必要としているが最近は六、七百トンきりないのでこれには試験にも困っているのでどうしても動かねばならないというのでせっぱ詰まって少々調査したところですね、三重県に適地があってですね、そこをボーリングしたら水質のいいのが出てですね、そこから淡水と両方、海のほうもやったらそこももちろんいいので土地の買収を交渉中でですね、昭和五十二年には移転できるんだという話ですが、企画財政部長の話ではまだどこかはっきりしないというような状態、どういうことで調査したのかちょっと……。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えします。高橋議員さんのほうが非常にお詳しいわけですけれども、私どもその程度は事情聴取いたしております。今、御発言の内容程度は

私どもも承知をいたしております。私どももそこの所長さんはたしか農学博士の方でいらっしゃって、それから水産庁にも私どももまいりました。で、今御発言のようなことは承っておりますけれどもまだ確定はしてない。向こうのほうもざっくばらんに申し上げますけれどもまだ公開のものではないということを聞いておりますので、そのように少しあいまいなお答えをしたかと思います。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　それから先ほど剣持議員の発言で市民文化会館というような話が出たんですが、市長は高幡方面に予定地があるというような話なんですが、そういう件についてひとつ伺いたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　高幡方面といいますか七生方面にそういう公共施設が少ないわけでありますので一つの構想を持ちまして、ひとつ用地も確保が可能ではなかろうかというふうな考えもありまして、地域の名前はともかくといたしまして、市民の求望のできるようなセンターはつくらなきゃあならない。その可能性は相当見通しがいいと、そういうふうな気持でおるわけであります。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　市長は潤徳小学校の付近とか、あるいは七生農協の付近とかということを前に言っていられたんだが、そういうことを発表になって非常に市民が期待をかけているんですが場所についてはやはり東部のほうの人はそういうことで期待をして、あまり場所が違うと問題が起きるんじゃあないですか。（笑声）（「いいぞ、いいぞ。」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　今のは御意見ですか、それとも……。（「休憩だ。」と呼ぶ者あり）よろしいですか。（十九番議員「はい」）これをもって五の三、教育文化施設の整備に関する質問を終わります。

暫時休憩いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後三時二十五分休憩

午後四時二分再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。六の一、市の公共施設の汚水処理についての通告質問者林重義君の質問を許します。

（九番議員登壇）

○九番（林　重義君）　私は市の公共施設の汚水処理についてということまかい問題でございますが質問をさせていただきます。

現在日野市としても開発許可の問題、住宅建築の問題について都の条例に付随して、市としての条例、要綱を持ちよりよき生活環境の住みよい町として発展していくように努力しております。私はこのような市のあり方の中で市内団地並びに建築物に対する強い指導が行なわれておるとき、市内の小・中学校、公共施設等について汚水、雑排水がどのような形で処理されているかということについて、現在各施設別にある浄化槽の種類と方式、管理上の方法等、民間施設との差異の問題というか関係というかそういう形で関係部長から御説明を願いたいと思います。その後市長に、質問お伺いしましてからお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。ありませんね。それでは林重義君の質問について答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　種類と方式、そういうことについて、いわゆる設計をいたしまして完成をし、完成したものは主管の各部課に申し送る。こういうようなのが私どもの仕事であります。で、現在施設で浄化槽につきましては本槽式と曝気式、曝気式の中では合併式が含まれておりますが、合併式というのは汚水と雑排水を処理している。それから公共下水。三つの方式によって処理をしているわけです。そこでこれは法律との、建築基準法との関係がありますが、四十五年以前は主に本槽式を採用しております。四十五年以降は曝気式に建築基準法の関係から切りかえたと、こういう経過があるわけです。そこで本槽式はしたがって四十五年以前になりますが、現在小学校が四つ、中学校が二つ、幼稚園が三つ、その他の施設が一つと、こういう合計十の本槽式があるわけでございます。したがってこれらは三十八年とか四十二年、四十三年と、こういう古い施工であります。その次に曝気式のほうは小学校が五つ、中学校が一つ、幼稚園が一つ、保育園が二つ、その他の施設が五つあるわけです。これらは曝気の汚水だけをやる単純曝気とそれから汚水と雑排水を行なっている合併式と大体半々であります。そのほかに公共下水道、もちろん一般にいわれる公共下水道といえないのもあります。というのは一団地で一応終末、いわゆる終末な処理をして放水していると、こういう形で公の施設ではありませんけれども、公団なりあるいは団地の中でこういう施設を持っている、こういうのを総合いたしまして、公共下水道とは言えませんけれども一応まとめますと小学校が四つ、中学校が二つ、幼稚園が一つ、保育園とかその他のものが九、合計四十あるわけです。もちろんその他の施設でもたとえば四中と旭が丘の保育園が同じ浄化槽を使っている。あるいは長山団地と光の家の施設が同じ浄化槽を使ってる。こういうのは別にありますけれども総体的に四十カ所実はあるわけです。これらの機能につきまして建築基準法的に言いますと、ＢＯＤ

の値が九〇、設計基準でありまして、これらについてその基準を守れるかどうかといいますと、あとは維持管理の面に大きく左右されるわけです。そこで維持管理をいたしましても先ほど言いました本槽式については相当古い形でありますけれども、さらに曝気の中でも種汚泥というのがありまして、それの活動の関係から浄化が非常に性能が落ちる場合があるわけです。それらにつきましては学校の場合には休みが夏とかあるいは冬に休みがありますので、なかなか一般のように毎日使ってないということから若干のいわゆる性能が落ちるというようなことがあるようでございます。したがいまして今後の維持管理につきましてはいわゆる建築サイドから申しますとやはり専門的な維持管理の委託をして、しかも衛生公社ですか、そういうところの年間の清掃、こういうものを励行して従来いわゆる設計段階でいわゆる発注したその基準を守るべく努力をしていく必要があるだろう、こういうふうに私どもの建築の専門の担当者は言っているわけであります。で、総体的に見まして日野市の公共施設につきましてそれぞれ基準が守れているかどうかということですが、いわゆる建築基準法による届け出については合格をしております。ただ総体的にこれは民生部のほうの域に入るかと思いますけれども、日野市全体の簡易浄化槽については相当問題は含んでいるように思います。というのはいわゆるかんがい用水が入っている場合には希釈をしますからあまり問題がない

いけれども、冬とかあるいはかんがい用水を使わない場合、これは非常に水が取り入れてありませんからいわゆる臭気とか汚泥とかのいうような問題が出てくる。こういう問題については今後いわゆる暗渠にするとか、あるいは排水の方法を変えるとか、こういう問題は今後に残された一つの課題だというふうに思っております。以上で構造と種類につきましては今申し上げたとおりでございます。

○議長（大下　博君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　ただいま建設部長がお話し申し上げましたとおり本槽式それから曝気あるいはコミニティプラント、この三つが大体の浄化槽の種類でございます。補足をいたします。本槽式というのは低気性のバクテリアによって消化されるわけでございます。それから曝気の場合には高気性というバクテリアによって消化される、こういうことになっておるわけですが、民間の施設とそれから市の施設につきましてもこれは民間も同様でございまして、たとえば公団等におきましてはコミプラ、コミニティプラント等を使用いたしております。それから普通の五人未満の浄化槽につきましては曝気方式、少し大きい五十人槽近くの浄化槽におきましては本槽式、こういうふうになっております。先ほど建設部長がお話し申し上げましたとおり四十五年前のものは本槽式が多い。それから日野市の庁舎の浄化槽もこれは本槽式でございます。ですから浄化

槽そのものの能力というのは結局人数によってだいぶ違ってきます。ですから五十人槽以下のもの、こういうものは今は曝気方式が使われております。民間も同じでございます。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　ただいま建設部長から種類とか方式とか、市にも現在公共施設の面で私の勘定したところでは四十以上、四十五、六あるんじゃあないかというような、児童館いろいろ含めまして思ったんですけれど、四十というようなお答えでそういうような中でもやはりお聞きするところによると四十五年以前のものと四十五年以降の問題とそういうことで曝気式という形でどちらも甲乙は方式についてはつけがたいんだというようなお話でございますけれども、それと本槽式の場合に、曝気式の場合には大体が雑排水、下水ともに同じところで処理されているという形の御説明のようです。それで本槽式の場合には汚水だけであって、下排水については直接放流という形が私も事実こういう問題を出しましたのもやはり市の施設の小学校関係、中学校とかそういう学校関係に二、三お聞きしましたところがやはりそういうような形で、確かに言ってみますればため升といいますかそういう升もございます。そういう形で管理上の問題ということを部長はおっしゃられましたけれども、そういう点について管理の問題については各福祉なら福祉関係は福祉の方、学校関係は学校関係の方が監督指導をされ

ておられるんじゃあないかと私は思いますが、そういう点からいきましてもやはり直接下排水について用水の直接放流になりますと現在は給食その他の問題がございまして、それが直接流れ出るという機会があるんじゃあないかと、私も再三そういう面でやはり関係の部課に対してお願いをした時点もございますけれども、一様にそういう点がよくならないという関係からもいってこういう要旨を出してございます。そういうことからいって必らず法的にこれが間違ってないからいいんだという考えが、その辺に私は疑問を持つのでございます。やはり全般的に市長も緑と清流というやはりその打ち出し方もございます。そういうことからいってもやはり何らかそこに矛盾さがあるんじゃあないかと、やはり公共施設自体がそういうような今までの方式に法的に間違っていなければいい、そういう形ではちょっと難しいんじゃあないかという考えでございます。開発の許可についてもやはり一応はその市の各課の協定によって指導されて、住宅造成なり現在は千平米以上のものについてはやはり市の協定内容がございますようでありますように、そういうことからいってもやはり市が指導的立場にある以上はやはり他に模範となるような施設を持って、そしてその公害をなくしそして緑と清流を整えるには、いやそういう形からいってもやはりいま少しお考えになってもいいんじゃあないかという考えでございます。それについてもやはり現在の予算とそういうような関

係もございますが、せんだっても私もそういう面でお聞きしましたところが、物価の上昇以前については一千万円以下でも学校関係も処理の場所ができるんだということでございましたが、現在では二千万でもちょっと難しいんじゃあないかということはお話にも聞いております。予算の措置、その他いろいろございますけれども、やはりそういう関係からも市として正すとこは正すという形でもっていくからにはやはり一番悪い汚水と雑排水の点についてはいま少ししっかりした態度をもってしていただきたい。それではお話に聞けばやはり今も部長が言われたように、学校については夏は休むんだという形で、そういうことからいって平均化した汚水ですとやはり機械も十分な作動というか働きを、ばい菌関係も、菌あたりも作動するというお話も承っておりますし、そういうことからいって市の施設については汚水については尿が多いんじゃあないかという、そういう形についてはやはり作動というかそういう形で完全に成されてないこともあるというようなことを再三見受けられますのでそういう点はどうかということでいま一点だけお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　市の施設ということでございますが、教育施設が非常に学校が多いものでございますので私のほうでそういう管理の状況をちょっとお答え申し上げたいと思います。

　私のほうの関係では建設部長が申しましたように浄化槽の維持管理という点でかなり力を入れてきているつもりでございまして、たとえば本槽式につきましては年一回の義務づけられております清掃を行なっているということ。それから曝気式につきましては御意見にございましたとおり、びろうな話で恐縮ですが、小便が多く大便が少ないというふうな関係で、休み以外でもやはり菌が繁殖しないという事例がございまして、それも委託をいたしまして定期的に菌を測定して、いわゆる菌の投入を行なっていると、こういうことも委託として行なっております。また本年から新たに浄化槽の薬液の点滴等の管理委託も予算をいただいておりまして、そういう方面でも努力をしておりまして、従来等比べますとだいぶ前進をしてきているということでございます。本槽式を曝気式にかえていくという点につきましては私どものほうでは増築等の中でやはり建築基準法にからむ問題につきましてはその工事を行なう段階でかえていくという形ではやっていきたいと思っております。それから合流式、合併式と申しますか、そういう形ですと給食等の汚水も一緒に処理できるわけですが、本槽式の場合には一緒に処理できません。そういうことで普通の家庭と同じように網を設け、ため升を設けそれで用水等に流すと、上水を流すと、こういう方式になっておりますので、それらの升の清掃等につきましては学校

のほうに指示をいたしまして御迷惑がかからないように努力をしているつもりでございますが、まだ幾ぶん徹底しない向きもあろうかと思いますので今後とも努力をしていきたいと、このように思います。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　ただいまいろいろと部長、課長からのお話で大体市の管理下にある公共汚物の汚水の対策についてはこのようだというような御説明のようですけれど、やはり実際に現実になるとただ、今課長も言われたように誤差があるというような形もあちこち見受けるような形です。こういうような形からいって私も先ほど申しましたように市の立場からいって、そしてその清流を生かすという市長の根本からの考えからいって現状のままでも、これでもいいのかという形、予算もいろいろと関係もございますけれども、今後の考えはどうされるかということでいつごろまでにそういうような二点を、曝気式というか汚水と下排水が一緒のような装置にしていただけるかということで市長にお伺いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　ともしますと目立たない、それからあるいは見落としがちな面を御指摘いただきまして、あらためて考え直したような感じがするわけでございますけど、御指摘のとおり行政を行なう側が公共施設につきまして市民の方に対して迷惑を及ぼしてはむろんいけないわけであります。それから率先垂範といいますかそういう迷惑をかけないということに大きく配慮しなきゃあならんわけでありまして、一度ひとつ担当者のほうに指示をいたしまして総点検をして、そして迷惑をかけている度合等をよくつまびらかにいたしまして、しかるべき措置を取りたいと、こういうふうにお答えをさせていただきます。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　今、市長は現実の問題として市の立場からいって指導的立場にある市であるから今後の問題としてよく調査してそしてその市の行政に移したいという御返答なので別に問題ございませんけれど、こういう問題でやはりこれからの行政の上で、やはり人を取り締まるとか、指導していくということについてはやはり自分からえりを正して、そしてそのよりよき町づくりということがしていかなければいけないんじゃあないかと思います。それの具体的な問題としましても、私たちも部落におりましてやはり市が雑排水がいろいろ出ておるのに、私何か家を建てるのにこんなもんでもいいんじゃあないかといわれたときに、やはり用水関係その他についてはどうもこうも言えないという市民自体もそういうその担当の用水組合の役員なり、私たちも返答が困まるというような時点も再三ございますので、今後ともにそういう点について考慮されて、

予算上の問題もございます。なるべく早くそういうような問題を解決するようにすぐ行政をとっていただきたいということを意見として申し上げます。終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって六の一、市の公共施設の汚水処理に関する質問を終わります。

次に六の二、平山補助一三号線の拡幅についての通告質問者林重義君の質問を許します。

（九番議員登壇）

○九番（林　重義君）　私も簡単に御質問申し上げます。次に平山補助一三号線の拡幅についてでございますが、これもこまかい問題でございますけれど、この道路は滝合小と今の現滝合自治会、工事の問題については大井川興産という宅造会社が分譲住宅地の進入路として併合しようという形を目的により拡幅が行なわれた道路でございます。この道路がいまだ滝合小も開校されて団地の入居者も過半数というような数をかぞえる時点になってもその間約二年間ぐらいの間があるんじゃあないかと思いますが、そういう形で経過しておりますがいまだ規定道路として六メーターという形ですが、その規定道路としての完成が見られておらず、その間に二カ所の未完成の場所があり、住民が非常に迷惑をいたしておりますがどのようになっているかということなんでございます。それについて今まで、こまかく説明しますとその当時造成会社の進入路ということでたまたまその造成会社が滝合小の用地の問題、買収とからんでいろいろ造成会社と一緒に滝合小を市が取得されたという形で、道路については市と一緒にやるという形で行なったように聞いております。その後滝合小の道路については、道路まではようやく開校ちょっと遅れましたが完成して、その間に一カ所まだ解決しない土地がございます。それから後に何回ぐらい市として二カ所の個所について話し合いをもったかと、その経緯と話し合いをもったかという、それで遅れている理由と見通しについてお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。では、林重義君の質問について答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　建設部のほうの考え、それからそれについて買収あるいは等積交換、そういうことについては総務部長のほうから補足をさせてもらいます。それで今の御指摘のとおり二カ所未完成なところがあります。手前のほうは浅川の堤防に関係があるところであります。これはまああとで総務部長のほうからこまかく話があると思いますが、いわゆる公図上の問題と査定の問題、これに関係者が合意ができないと、したがって財産的な問題ですから二、三の人のからみの中と建設省のからみの中、これらがなかなか進展をしないと、それからもう一つその次は滝合小との関係がありまして、滝合小と小学校の間に民地があるわけですけれども、そこに側溝を入れて道路を広くしようということで滝合小のほうを若干部分分筆しましてそれとの等積交換をするか、あるいはそのところを買収するか、その二つの方法よりほかにないだろうということで道路の図面は設計は全部設計図面をつけまして、今総務部のほうに送ってあります。したがいましてそういうものが全部完成しますれば先ほど林議員さんがおっしゃったとおり滝合小学校と大井川興産の間で協定を結びましてその協定についての道路の負担金の割合を決めておのおの負担するようになっております。しかし大井川興産のほうはすでに完成をしておりまして、それらの何年先に完成するか、あるいは交渉が成立するかということになりますと、計算ができないわけでありまして、概算で現時点で若干損はいくかもしれませんけれども、すでに二百何万かは納入されております。そうしませんと大井川興産のほうとしても精算がつきませんのでそういう取り扱いを現在もしておりますからそれに市の残分を足して、そして完成をいたしたいというふうに実は考えておるわけでございます。したがって建設省がらみのところはなかなか進まないであろうという見通しでありますけれども、滝合小学校のすぐそばの道路は地主の協力によって促進をするように考えております。あと総務部長のほうから……。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　なかなか内容が込み入っています。それからある人の土地は堤防上で公図上から見ますと中心が堤防で切れております。両側にその一筆がある。その土地所有者は、私はその土地は私の土地ではないんだと、堤防の外側にある河川敷の中にある土地が昔から耕作をしておるし今もつくっておるがその土地が私の土地なんだと主張してるわけです。査定等も行ないまして、すっかり線が出たわけですがその納得はつかないと、さらにもう一人の方はたんぼの中に用水路がありまして、その用水路は現況はたんぼに変っております。そこで公図上はその用水路について査定を行なったわけですが、確かにそれぞれの土地についての査定は済んでおります。その査定というのは都が行なうわけで、市はあっせんの労をとるということでとったわけです。ところがその用水路を払い下げる手続きをするには隣接地主の判が必要なわけです。ところが堤防上にあるそのある一人の方の所有土地は公図上には堤防がまん中を行っておるその土地がそうなんだということなので、それともう一人の土地との隣接の地主なわけです。したがって河川敷の中にあるその土地はある人の土地でないという公図上の問題があるので、その了解が得れて、その堤防で分断されている土地が私の土地なんだということで隣接地主の判がいただければ片方の方の用水堀の払い下げの申請の添付書類が成立するんだと、こういうことの問題でそれにつきましてはや

はり進入路のつくる工事から、職務から始めまして、確実にメモしてありませんけれども推定十二回この家庭にお尋ねして、そしてこれは査定当時のことも合わせての回数でございますが推定十二回程度交渉を進めております。したがってこの河川敷の土地が私の土地であるんだと、堤防で分断されている土地は公図上はそうであるけれども私の土地ではないんだというその方がその堤防で分断されている用地が私の土地なんだと承諾が得れば解決の目途はつくわけですが、これはなかなか了解が得れそうもありません。したがいまして他の方の用水堀の払い下げ申請の文章も成立をいたさないわけです。ですから結果的には堤防内に私の土地だという方が了解が得れればいいわけです。それは鋭意努力はしておりますけれども、なかなか了解が得れません。したがってこれについては都のほうでも査定をした関係から変更するわけにもまいりませんし、するのでこの了解がいつつくか私のほう努力はしておりますけれども見通しは今のところつきません。ぜひ了解をしていただいてひとつこっちの堤防で分断されている土地が私の土地なんだということを承諾が得れて、その隣接地主の申請処理添付する判がいただければ了解はつく、こういうことでございます。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　もう一点もう一カ所の面で総務部長のお答えをお聞きしたいと思うんですけれど……。今は建設部長は工事関係のことなんでしょう。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　もう一カ所は滝合小学校の進入路の八王子寄り西側でございます。その土地については道路を拡幅するのでそのくいを測量をいたしました。そこで測量した道路に沿うた部分の土地の背面に要は小学校寄りに用水路があるわけですが、その用水路が非常に広いんだというので道路をつくるから一メーター五〇ほど下がっていただいてさらに下がった部分は用水路で穴埋めをしますと、そういうことの了解がつけつつあったわけですが、これらにつきましてはある人は了解が得れました。そこである人は了解が得れなかった。得れないのにもかかわらずくいを入れてしまったということでそこを来たしたわけです。そこで先般もあやまりまして、また本日行っております。そういうようなことで了解がつけばその問題はきょうにも解決をいたすというような状況でございます。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　内容は大体わかったんですけれど、やはり第一点目のこちら側の個所については建設省関係がありますし、個人の関係で個人が御返事をされない以上はどうしようもないんだというお返事のようですけれど、それについて大体道路が完成した後に何回ぐらいお伺いしたということを

私は聞いているんで、前後十二回というのはそれ以前の問題じゃあないかと思います。そういう点もございますし、それに現在その道路を工事をやっているわけなんです。その道路の行なっている、工事の行なっている個所が非常に、何といいますか、そのこちら側の地所の解決を見ないために橋が半分かかりまして、相当な危険性をもたれて道路という形態を成しているというような形で、そういうような工事自体を確かに大井川興産のほうで工事をやられるについても市の監督というものがあって市が行なってもいいということで大井川興産が工事をやられたんじゃあないかと思います。そういうことになりますと、工事中に市が交渉段階をしているんだということになりますと、これもその方が前段のように建設省関係があるからということで返事を一年も二年も五年もされなかったら道路は現状のままで置くのかということにもなりますが、そういう間でやはり個人の問題の感情問題がだいぶあるようでございますが、そういうふうな関係からいってこの道路について、建設部については確かに了解がついたということで事業をやるのが建設部の立場じゃあないかと思いますけれど、そうしますとそれまでの解決自体は総務部かどっか知りませんけれど、そういう形の管財課かそういう総務部で話し合いをつけるという形を今まで取っておるようでございます。そういうことからいって初めて予算は向こうでやるにしても市が、今建設部長が話したように後は市が検査して受け取るんだという道路でしたら、やはり指導的な面からいってその辺に何か市としての行政上の手違いがあるんじゃあないかというふうに私は考えます。そういうことから何か地主に私もよく聞いてきたんですけれど、その間に一回もうちには来ないんだというようなお話をされているわけです。前の方が来られてしまって前の話はないものにして零から話し合いをしようじゃあないかという、工事中断にしてこっちの土地の交渉に対して零から話をするというようなことについては、私にはちょっと考えられない問題じゃあないかと思いまして、ちょっとお聞きしているようなわけなんですけれど、そういうことからいってその道がいつ解決するかという時点が危ぶまれるような感じです。それで市へ大体公図上は確かに絵をかいて向こうに学校用地として一メーターの余裕をもってあとへ引いたということは私たちも知っておりますが、その間の道路についても一メーターの道路は北に寄せましたもので、全然関係ないようというような土地になってしまっているように思えるんですけれどそういう点を一点と、ただそれがどうしてその見通しがつかない道路を間組にお願いしたかという点です。そういう点ともう一点こちらの手前の道路ですが、建設省の話がつかなければできないという、完成後に何回ぐらいその地主さんのとこに行かれたかという点、その点もやはりそのときの道路の完成について市が公共水路の廃水路っていうんですか、いらない水

路についてはお骨を折りますということのもとに契約をされ、口頭かもしれませんけれどお話をつけてようやくその道路用地の得取をしたという事例がございますので、そういう点からいって地主さんからいつやるんだという御心配の方々のいろいろお話がございますのでそういう質問をしているようなわけですが、その三点だけお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　第一点目の西側のほうですけれども、担当部が違うのでその話のいきさつが違ってたがために了解がついた、くいを入れたというようなそごができました。これらについては地主の方にあやまって、そして了解を得たいと、そういうことで御回答しておきます。それから次の問題ですけども、私が引き継いでから三回ほどまいっておりますが、そのほか課長が行っておりますから合計トータルしますと十二回、推定ということで六回程度はおじゃましているはずなんですが、問題はこうしたら、ああしたらということでなく感情の問題が入ってますし、もう向こうでは古い図面を持っていまして、市は公図を対象にして都とそれぞれ協議をして、それでその中での査定が進んでいると、そういうようなことですからなかなか説得の方法といいますか、それらについて知恵を持ち合わせていないわけです。したがって向こうの査定に応じていただければそこの問題は解決するだろう。もう一点の工事関係についてですけれども、間組が工事を施工するということに当時はなっています。それらの関係についてやはり土地の解決が見なければ工事もできないはずなんですが、そういう点からいるようなんでその関係については私知っておりませんから建設部の関係と、間組の関係と課長等々といろいろ聞きましてそして善処いたしたいと思います。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　何か今総務部長の話ですとだいぶ要領を得ないような回答なんですけれど、やはりたとえ市の予算でやらなくてもそういうふうな協定のもとに市が指導するという立場の道路でございます。そういうことを二年間もブランクある間も解決できないという形なんですけれど、やはり解決ついたと思って工事をやらしたというようなそのお話なんですけれども、そういう問題がちょっと私はおかしいんじゃあないかと思うんです。あくまでも道路に迷惑はかけないというけれど、それが現在橋も何ていうか仮橋で、間組の方に言わせれば解決がつかなければ私なんかは工事はやめますと、橋も完全な、完全ていうかいろんな問題でもって迷惑はかけないようにしますというような形で、その間は交渉中ですから待ってくださいというような形で道路が処理されているというような形であって、何かそこに工事を発注してその後にその地主さんと、相当現在は車も通りますのでそういうその重要な道路に対して

そういうその会社にお願いしたからどうのと、市が直接やってないからという考えじゃあないと思いますけれど、何か話し合いもつかないのに道路の施工を会社にお願いするということが私はちょっと何かおかしいんじゃあないかと思ってその点もう一点お聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　お答えに詰まるわけですが、工事をやってるのは間組だそうですが、それの工事関係に担当するのは建設部土木課がそれぞれ担当をして行なっていると思います。しかし現場も見ておりませんし今間組がやってることは私は存じておりません。そういうようなことなのでその了解についてはわかりませんから調査をして善処いたしますと、こういうお答えをしたわけでございます。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　何かそういう点については何か確とした回答は得られないんですけれど、道路自体が早期に解決のためにはこれから努力しますというだけの回答きり得られないようです。そのような形で、私が考えているのは、市長ちょっと待ってください、私は考えますことはね、こういうようなことで市が団地造成をするについて一応協定書の上にうたってあると思うんです。団地がやはりその中に現在あすこは百六十か二百ぐらい建つという団地なんでございます。小学校は、その当時私も聞いた話によりますと、小学校は現在の道でも小学校は建つんだということだったんです。そういう形からいってもやはり団地造成の協定を結んである以上はその団地が入所するについても、小学校が開校するについてもですね、やはりそこに早期にその道路は解決しますというような形で団地造成をし、小学校の開校もしておるんじゃあないかというように考えておるんです。そういうようなことからいっても二年間のブランクを取って、いまだにそういうような道路関係の行政をやっておられるということ、どうしても相手が返事しなけりゃあいいんだというような形の行政が行なわれておるということはやはりそれがたまたま、やはりそれも今度市と土地の契約なり何なりする場合には完全なる口頭でなくテープレコーダーなりこまかい点までもやはり市と地主の間に、関係者との間に、契約書の上にうたっておかなければとんでもないことになるんじゃあないかと私は考えてるわけなんです。そういうことからいってもやはり百草台の道路にしてもしかりだと私は思います。そういうようなことで前任者がやった場合には、こう言ったから私は知りません、その後のあれはありませんという形のようにも思えるんです。それで私の代になってからはこれだけ何回ぐらい行きましたとかいう回答がちょっとおかしいんじゃあないかと、連綿と続いている以上はやはり市の行政としては一貫性を持ってそういうようなことにあたっていただきたいという

ふうに考えるわけなんです。そういうことからいって何かそういう問題が、これはほんとうの平山としての問題で、小さい問題でこれが日野市内には何カ所もあるような感じも受けます。そういうことからいって、そうしますとそういう考えからいって市長がそういう問題をどのようにお考えか市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　土地問題につきましては非常に古い公図とそれから現況が相違をしていたりしまして、難しいケースがたびたびあるわけでございますが、一方にはこの御指摘の場所の場合は学校を通らなけりゃあならない、それからたまたま周囲に代償がありましたもんですからそちらにある義務を課して、そして無償工事をしたと、こういうような経過があったわけでありまして、その未解決の部分につきましてはひとつ今のところはっきりお答えができない状況もあるようでありますので、この議会の終わるときまでに一ぺんひとつ現況につきましての確とした報告をするようにさせていただきます。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　ただいま市長からこれからの問題については議会中に確としたその回答しますというお答えでございますが、私は意見として一言申し上げたいと思います。こういうような関係からいって現在市も開発公社というようなて、今後のその開発公社というか土地得取に対してのトラブルとか、こういうような問題が起こらないようにということを私は要請いたしまして意見として申し上げます。終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって六の二、平山補助一三号線の拡幅に関する質問を終わります。

次に七の一、市営住宅建設についての通告質問者滝瀬敏朗君の質問を許します。

（二番議員登壇）

○二番（滝瀬敏朗君）　市営住宅建設についての質問をいたします。この問題につきましては前の議会で一回質問をしたことがございます。当時南平小学校の問題で解決できなかった問題があったために質問をしたわけでありますが、また引き続いて質問をさせていただきたいと思います。おそらくこの市営住宅は今度の予算にも載っておりますが、高幡の地域に市営住宅用地が東京都から払い下げを受けて市でいただいた用地だというふうに思います。そこであの地域に市営住宅を建てることにつきましては一考を要するんではなかろうかというふうなことから質問をするわけであります。御案内のように潤徳小学校のマンモス化を解消するというふうな問題で南平に小学校を建設をされ、しつつあるわけでありますが、これで潤徳小学校のマンモス化が解消されたかといいますと決して解消されてないわけであります。現在でも一棟のプレハブがございます。来

再三環境の問題も一般質問の中に三点ばかり出てますし、開発公社の問題もウェートを高くしてこれからやってくれというような議員、皆さまの御要望もあるように、こういう問題がこれは以前、前市長当時からもやはり買収に行きますと、せんだって実は竹ノ上さんの質問でございますか、何か一番難しい点があるんじゃあないかという質問が出たと思いますが、買収についてですね、そういうことについてもやはり金銭問題だというような形もございましたが、やはり土地買収についてはやはり過去の歴史というか過去に市がこのようなルーズな問題を再三繰り返えしておくという点が私は一番土地買収に対して何かがあるんじゃあないかというふうに考えております。そういうようなことも以前から一般質問にも出まして早く整理をするように早くその解決をするようにということで問題が提示されておりますが、そういう問題もいまだにまだ解決をしないところが多々あるようです。これからの開発公社という立派な会社ができ、市の公共用地の得取に対して働いてもらわなければならないというときにですね、やはりそういうこまかい問題も早く地主さんとの関係者との間の個々の問題も早く解決して、市はなるほどそういうような問題もよくめんどうをみてくれるし、そしてその解決の方法をしてくれるんだというような意欲を、意識をですね、十分に発揮していただいてそのほかに手がなかったらばそういうとこにもやはり人員の数をもってしていただい

年度に、五十年の四月になりますと社会増は別といたしまして、三つのプレハブをつくらなければならないというのが現状であります。そういうふうな中で市営住宅を建設をするというふうなことでありますが、そのほかにもいろいろな問題があるわけであります。高幡地域には御承知のように保育園がございます。この保育園につきましても現在では非常に子供さんを送り迎えするにしてもあの都道の混雑、こういうふうなところから非常に危険なことを乗り越えておかあさん方が通園をさせなければならないというのが現状であります。おかあさん方の話によりますとぜひこの保育園をどこかへ移転をしてもらいたいんだというふうなお話が強くあるわけであります。また高幡地域には御案内のように地区センターがございますが、会合するところもございません。こういうふうなことで地区センターを建設してもらいたいんだと、こういうふうな意見も強くあるわけであります。またいま一点は京王線のラッシュのときの混雑であります。当然七時頃の京王線の混雑というものは目ざましいものがございます。京王線の高幡駅で調べたところ今、五分間隔で朝のラッシュはやっているんだというふうなことでありますが、非常にそれ以上短縮することがなかなか難しいんだというふうなお話もございます。お話によりますと調布までは営団地下鉄ですか、これが五十一年までには開通するというようなお話を聞いておりますが、あれからこちらのほうの交通の緩和という

ものに対しましてはまだ全然お話を聞いておりません。おそらく京王側といたしましてもそういう混雑の解消のために複々線にするというふうなことも考えていないというふうに今のところは思うわけであります。以上申し上げましたようにあの地域に以上申しましたようないろいろな問題がございます。したがいまして私は基本的に市営住宅の建設について反対をするわけではありませんが、ほかにどこか適当な市営住宅の用地がないかどうか、そういうものも検討されているのかどうか、こういう問題をお伺いをするわけであります。将来展望に立ったことが市長の施策であろうというふうに考えますのでその辺のところをお聞かせを願いたいというふうに考えております。あの地域に建設することにつきましては反対をするというふうな立場から質問をしているわけでありますので、よろしく御回答を願います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。では、ただいまの滝瀬敏朗君の質問に対して市長答弁願います。

○市長（森田喜美男君）　市営住宅の建設につきまして一考を要しないかという点から質問をされておるわけでありますが、私は市営住宅の建設ということは一つの市の自治体の行なう政策といいますか事業の大きな柱の一つではなかろうかというふうに考えておりまして、市民の方に住宅がまだ未解決の方がたくさんありますし、それから国及び都からも今度、この間でございましたが日野市は住宅建設の意欲が近頃落ちたようだが検討を行なえと、そして積極的に取り組めと、こういうような指摘もいただきました。それで潤徳小学校の過大校である一方の第一歩の解決であるわけでありますが、南平小学校の建設も見通しを持ち得るに至ったと、したがってあの場所は東京都からたしかもう五年ぐらい前になると思うんですが十カ年間に七十五戸の都営住宅を建てるという約束のもとにたしか半額程度で譲渡を受けておるわけでありまして、東京都側からいいますとその約束を履行しないと返えさなきゃあならんというようなこともあるそうでありまして、したがって東京都に対する義務もあるわけでありまして、そういうことで一応あの用地につきましては条件が整ったと、整ったといいますか建て得る状況にあるということで、特に今年の当初予算におきましては住宅政策が後退をしておるではないかと、しかも前には何年間も継続して建ててあるのに、おまえが市長になってから一つも市営住宅すら建てられないではないか、こういうふうな市民の御指摘、あるいは議会からの御指摘もいただいておるわけでありまして、やはりそういう状況の中から市営住宅の建設を踏み切ろうということで本議会に予算案の提案をしておるような次第でございます。付随することのところの問題といたしまして高幡保育園の現況は確かにあれは場所を変えなければならないというふうに思っております。したがって私はあの保育園の、近いうちに場所を変更するということも可能であると、こういうふうな見通しも立てておるわけであります。それから地区センターということでございますが、これは先ほど高橋議員からも御指摘がございましたが、そういうつまり七生地区に対する市民施設と、これもひとつなるべく早い時期に実現をしたいと、こういうふうに考えております。それから京王線のラッシュでありますとか、あるいは今なお潤徳小学校の過大の状況は完全解消しているわけでもありませんが、その潤徳小学校につきましてはもう一校をごく近い年度のうちに潤徳を母体校とする学校をもう一校新設しなければならない、こういう計画を持っております。それからしたがってあそこにその程度の市営住宅を建てることによって学校の運営に困難を来たすというふうに考えるべきではない、こういうふうに思っております。したがって他市のほかの場所の検討ということでございますけど、順序といたしましてはやはりあの場所を用いましてここを数年間は何戸かの建築を行ない、あと順次常に老朽化しております木造住宅を改築をしていくと、こういう方向に進むのが市営住宅の政策であろうと、こういうふうに思っておるわけであります。

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　市長も選挙の公約のときに市営住宅の建設ということはうたわれておったようでありますし、私も市営住宅建設については決して反対をするものではありません。しかしながら現実といたしましてそういうふうな問題が起こっていることは事実であります。当然ながら市の立場として市営住宅の建設用地として東京都から払い下げを受けたという実例はありました。それはどうしてもそれに固執をして市営住宅を先ほど市長のお話にあったように市営住宅にしないんなら返さなければならないというふうな固い約束ごとがあるのかどうか、それを確認をしておきます。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に対して……。市長。

○市長（森田喜美男君）　私も書類で確認しているわけではありませんけど担当者のほうからそういうことをよくこれまでも議場でお話をしたと思っておりますが、道義的にもそうあるべきもんだろうと、こういうふうに思っております。

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　確かにそういうふうな文書の取りかわしがあったというふうに私も考えておりますし、それが当然だろうというふうにも思いますが、しかしながら政治というものは流れがあると思います。五年前に市営住宅を建設しなければならないような状況、現在五年後の今の時点になってほかの学校だとか、あるいはほかの公共施設に使わなけりゃあならないというふうなことが起きてくるのが私は政治ではなかろ

うかと、世間の一般の流れではなかろうかと、これが政治であろうというふうに考えております。したがいましてそういうふうな問題に固執をする、どうしても市営住宅用地なんだから市営住宅を建てなきゃあならないというふうなことはちょっと考えるべきではなかろうかというふうに考えております。またその書類を私ははっきりさせたいと思いますが、おそらく何かどうしても建てなければならないんだというふうなことじゃあなくて、もし最悪の事態といいますか、そういう事態があればほかのものに起用することができるというふうなことがおそらくうたってあるんではなかろうかというふうに私は私なりに考えておりますが、その辺をひとつはっきりさせたいと思いますので調べていただきたいというふうに思います。この議会中でけっこうだと思います。

○議長（大下　博君）　よろしいですか質問者……。

じゃあ市長。

○市長（森田喜美男君）　あの土地を東京都から譲り受けた当時の事情を多少記憶をしておるわけでありますが、つまり学校用地であれば、何て言いますか、評価委員会でしょうか、そういうところである基準がありまして、評価審査会というんですか、学校用地であれば何割減であるとか、それから市営住宅用地はたしか七割であると、つまり七割相当であると、こういう状況がありましたが、特にすでに隣接地においては建物が建っておると、すでに既成の事実もあるというような状況のもとに、あの土地は一緒であるかどうかちょっとその点が私もあいまいですけど相当減額をして譲り受けたと、したがって非常に確たる約束をしておると、そういうことが経過としてあるというふうに記憶をしております。それで東京都との約束を果たすだけということで市営住宅を建てることにたいへんな力点を置いておるわけではございません。やはり市営住宅を建てることによって市民の住宅事情のわずかながらでも解決と、これは市営住宅は一気にわずか二十五戸でありますけど、それがうまく回転することによりまして相当数の方が利用し得るということでありますので大切な事業の一環であると、こういうふうに考えております。したがってひとつそれらの付随する問題はたとえば保育園、あるいは地区センターというようなことは整えるということで、別個に整えるということで市営住宅の建設もぜひひとつお認めを願いたいと、こういうふうに思っております。

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　学校問題なんですけれども先ほども申し上げましたように自然増というもの、社会増というものを入れなくても来年度は、五十年度の四月には三つのプレハブが必要であるというふうなお話を聞いております。市長が今学校を、潤徳小学校を母体校とした学校の建設を予定をしている

自然増を含めて来年度はプレハブを幾つ建てなければならないか、そういうことをちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（大下　博君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　学級数の推計を見てみますと現在が三十学級、来年は三十二学級程度であろうというふうに考えます。五十一年が三十四学級ぐらい、五十二年で三十六学級ぐらいというふうにふえていくんじゃあなかろうかと思います。（「たいへんだぞ」と呼ぶ者あり）そういたしますとこれはあくまでも推計でございますので多少の誤差はあろうかと思いますけれども、鉄筋の普通教室、潤徳は二十八でございます。ですから来年は四、不足が四ということでございます。五十一年は不足が六、五十二年で八というふうな形で推移していくんじゃあなかろうかというのが現在の推定でございます。

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　学校問題も非常にそういうふうなことで早急にひとつつくらなきゃあならないというふうなこともございます。しかしながら今程久保地域につくるんだというふうなお話があるわけであります。しかしながらあの高幡の地域というのはどこを見渡しても公共施設をつくるような用地というものは私が見たところではほかにあすこの今の市営住宅用地のほかにないような気もいたしますし、ないというふうに

確信をしているのであります。したがいまして市営住宅を建設をするのがよいか、それともももっと市民に対するいろいろな施設をつくったり、あるいはそこを公園として残すほうがいいかどうか、こういうふうなことも市長としてぜひこれは一考を考えなければならない問題であろうというふうに思います。したがいましてこの市営住宅建設につきましてはあの地域につくるということは私自身反対でありますしまた地域、もし建てるといたしましても前の議会のときにも請願も出ておりますし、ひとつ市長の長期展望に立った考え方、ただ先ほど市長が申されましたように東京都のほうでそういうことが決まってるからやるということじゃあないと思いますが、またどうしても市長として市営住宅をほしいんだという、何といいますか、名前を売るため、そういうふうなことでひとつ建てるということであってはこの地域住民が非常に迷惑をかかる問題であろうというふうに考えておりますので、この建設につきましてはぜひ地域住民との話し合いによって建設をしていただきたいというふうに考えております。終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって七の一、市営住宅建設に関する質問を終わります。

次に七の二、東部地区水害対策についての通告質問者滝瀬敏朗君の質問を許します。

（一番議員登壇）

○一番（滝瀬敏朗君）　東部地区の水害対策というふうなことでございます。私どもが住んでおります新井、石田、下田、万願寺、またこの地域も非常に低い地域でありまして一たん豪雨等がありますと非常に、今神明上等の建設が終わりまして建設途上にある、これがほとんどの日野市の高台にある水が全部東部地域に流れ込んでいくというのが現状であります。豪雨あるいは台風等がありますといろんな被害がございます。今まで人身事故だとかというふうなものは見当りませんけれども、いろんな小さい問題、決して小さくはないんですけれども、農民が野菜を植える、特にキウリだとかトマトだとかナスとかいうものは非常に水に弱いわけであります。一日水につかってると次の日は青枯れで全部枯れてしまうというふうなこともございますし、また鳥小屋の中へ浸水をして高い鳥のえさが全部水につかってしまったというふうな事例もあります。そういうふうなことで目に見えないような水害というものが各所にあるわけであります。こういうふうな対策をぜひ市のほうとしても考えていただかなければならないというふうに考えております。そこで私がいつも提案をし申し上げているわけでありますが、河川の改修でありますが、これは前の市長さんのときにばく大な費用で用水路を改修といいますか、さらったことがございます。四十七年度だと思いましたがこれもつかの間でありまして、今はそれが全部埋まってしまっているというふうなのが現状で

ありますし。したがいましてそういうふうな各所に起こる水害というものをぜひ市のほうで対策を講じていただきたいのが私の質問であります。そこで市のほうといたしましてもいろんなことを補修をし護岸をしていることは各所でありますが、私はこの水害を未然に防ぐということは一番末端から、処理場の付近あの辺が非常に水路だかわからないのが現状であります。したがいまして一べんに予算をかけてやるということも予算上非常に困難だろうと思いますので、年次的にたとえ幾らでもいいですから、一〇メートル、二〇メートルでもいいですから一番末端から堀を改修して流れのいいようにしていただきたい。そういうことができるかどうかということが私の質問であります。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。はい、ないようです。それではただいまの滝瀬敏朗君の質問についての答弁を求めます。

建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　改修、抜本的な改修ということになりますと万願寺の区画整理の計画決定がされているわけですけれども、事業決定はまだされておりません。そういうことでそれとの関連が一番大きいんではなかろうかと、護岸とかあるいはその放線をどうするのかということについては万願寺の区画整理の計画に沿った投資をしませんと二重投資になると、こういうことが一つ大きな問題になろうと思いますが、しかし現況、万願寺の区画整理がいつ進むかということについてはなかなか先が遠いようなので、当然現況の幅員でいいますか、河川の幅でやはりしゅんせつをする必要があるだろう。しかししゅんせつをしましても豪雨時にはたしてどれだけの流水量が保てるかということになりますと神明上区画整理の地区外排水路の計画が進まない限り抜本的な改革にはならないんではなかろうかと、しかしこの神明上の流水が宮を通り万願寺、下田のほうに行くわけですけれども、まあ一方、浅川のほうあるいは黒川流水、こういうものも同じ系統に流れてくるわけですけれども、その途中に上田地域では新井用水に落とすようないわゆる施工を四十七年にやっております。そういうことで一つの流水を分散する方法をやはり現在では考えて、そして流末のほうから順次しゅんせつをする、こういうことにいたしたい。それからこれの費用につきましては前の市長のときには東京都の従来農林部のほうで河川についての改修工事は改良工事としての補助があったわけですけれども、いわゆる市街化区域というふうな指定を受けましたためにほとんど日野市全体が市街化区域ですから、市街化区域については改良工事の補助金は出せないと、こういう過渡的な問題のときでありましたので特別な交付金をもらいまして実はやったわけですけれども、今後につきましても現況やはり水田のほうでは市街化区域でありながらやっぱり米の割り当てがある、こういう一つの問題もあるわけ

ですから市街化区域でありながら水田があり米の供出っていうか割り当てをする。こういう矛盾的なものがあるわけですから当然用水が必要になってくるわけです。その用水に雑排水を落している。その用水が雑排水の一本ならばもっとしゅんせつをして深くすることは可能であります。しかし深くすることによってはかんがい用水路としては役に立たないと、こういう矛盾が各所にあるわけです。豊田付近についても排水路としてはもっと深くすることによって流水量を保てるわけですけども、深くすると田へ水が入らない。この間もじきそばですけれども、護岸をしましてしゅんせつをしました。ところが用水期になりますとそのいわゆる水田をつくってる人がどうしてくれるのかと、いろいろ話しましたけれどもやはり昔のように埋めろという。こういう矛盾が各所にあるわけです。それはまあ話は別ですけれども、万願寺のいわゆる東部地域の水害対策としてはやはり区画整理をまず進めると同時に、あるいはその間暫定的ですけれどもやはりしゅんせつをいたしたい。しかしこれにつきましてもいわゆる雨期、いわゆる現在は非常に水が多いわけで非常に作業がしにくい。やはりいろいろ機械を使いましてもやっぱり河川工事というのはほとんど冬に限られている工事でありまして、現在の中で雨期に間に合わせるということについては時期的に非常に無理があるんではなかろうかというふうに考えております。しかし特に要点的に水がかさみ流水を妨げる個所が著しい場所につきましては手法なりいろいろのことを考えまして手当てをいたしたい、こういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　しゅんせつをしていきたいというふうなことで了といたします。ひとつ万願寺区画整理という問題がいつも出るわけでありますが、これは計画決定でありましてなかなか事業決定にまでは達していないというのが現状であります。ずいぶん長い間、万願寺区画整理ということにおいて非常にその問題だけで非常にこういう問題に対して迷惑を受けているのが住民であります。区画整理の進行というものがなるべく早く進めていかなければならないというふうに私も考えておりますが、しかしながらこの区画整理がいつになって始まるのか、いつ終わるのかそれすら目安がつかないのが現状だというふうに思います。したがいまして先ほど申し上げましたように一番末端から改修をしていっていただいて、予算の関係で一ぺんになかなか改修するということは難しいことだと思いますので、そういうことでしゅんせつをしていただくというふうなお話を聞きましたんでこれで終わりたいと思います。

○議長（大下　博君）　これをもって七の二、東部地区水害対策に関する通告質問を終わります。

次に七の三、梨、赤星病対策についての通告質問者滝瀬敏朗君の質問を許します。

（二番議員登壇）

○二番（滝瀬敏朗君）　梨の赤星病につきましてはこの前岩沢議員でしたかこの問題につきまして質問をされているように記憶をしております。本年度は特に異常発生といいますか赤星病が梨につきまして、梨を栽培している人の話によりますと非常に今年は梨の収穫が半減になるんだろうというふうな話も各所で聞いております。これは御案内のように貝塚いぶきですか、いぶき頴から発生をしてまた梨が収穫が終わると葉が落ちるとまたいぶきへ帰ってまた次の年に発生してくるというふうなことが繰り返されているような現状だというふうに聞いております。そこで日野市といたしましてもこの赤星病の対策といたしまして当初予算で二十九万円ですか、何がしの補助を出しているようでありますが、しかしながらなかなか赤星病を退治するっていいますか、決定的なものがなかなか見受けられないように思います。そこで私は川崎とか梨の、何ていうんですか、本場といいますか稲城とかそういうふうなところで聞いてみたんですけれども、川崎あたりでは貝塚いぶきっていうのはなかなかモダンな植木でありまして、家を新築いたしますとすぐ植えてみたいというような、なかなかモダンな植木であります。したがいましてそれをなかなか植えるなということもなかなか言えないしまた市のほうといたしましても広報とかあるいは農業委員会等で造成をする場合にはこういう植木は植えていただかないようにというふうなこともやってるということもお話を聞いておりますが、川崎の例などを見ますと川崎市でその貝塚いぶきを買い上げてほかの木とかえていただくというふうなこともやっているようでありますので、そういうふうなことが市として考えられるかどうか、そういうふうなことをお聞きしたいんで質問をいたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。はいないようです。それではただいまの滝瀬敏朗君の質問についての答弁を求めます。民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　確かに日野の名産の多摩川梨を育成するという上におきましては、私どももこれらの組合の要望等にのっとりましてあらゆる施策を講じてまいりたい、このように考えておるわけでございます。ただいま議員さんがおっしゃられたとおり梨の赤星病につきまして貝塚いぶき、それからびゃくしん、こういうふうな木に冬の胞子が宿りまして春雨前線が来ますというとこれが梨畑に戻って来る。こういうことで赤星病が発生するわけでございます。これらの対策といたしまして先ほどお話がございました。市はこれらの消毒剤を二十九万ほど予算を計上いたしまして、ボリオキシン、あるいはタイセン液、こういうような薬を配布をいたしております。組合におきましては梨畑の近辺の住宅のこういうところに植わ

っているところのびゃくしんあるいは貝塚いぶき、いぶき類、こういうものを冬の間自主的に消毒をしていただいておるわけでございます。市といたしましても市の施設に一体どのぐらい貝塚いぶき、それからいぶき類、こういうものが植わっているかどうか各課の応援を得まして調査をしたことがございます。そうしますと大体六百二十八本ほど公共的な施設に植わっておるわけです。私どもといたしましてはこれらを他の別な植木にかえてまいりたいという意向は持っておるわけです。同時に公共施設、あるいはまた宅地化される場合には農業委員会等におきましてビラを配布いたし、こういう類の植木を植えないようにPRあるいはお願いをしておるわけでございます。条例等でこれを禁止する、こういうことができるかどうか、こういうこともわれわれもまだはっきり検討しておりませんけれども、他の市でやっているということになりますればそういうふうな市を参考にいたしまして検討してまいりたい、このように考えております。なおこれらの撲滅につきまして市といたしましても梨の組合の要望等もございますするができるだけの施策を講じてまいりたい。本年新しく梨の育成という観点から開やく器、これも二基ほど要望によりまして購入する予算も計上してございます。できるだけのことをしてまいりたいと思います。他の市の状況も視察あるいは調べさせていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　一回つきますとなかなか消毒してもそれを排除するということがなかなか困難のようであります。公共施設だとか農業委員会でこれから宅造をするところはそういうふうな形で市のほうからお願いをし植えないようにしているというふうなことはわかりますが、各家庭、一般家庭といいますかそういうとこに植わっているいぶき類ですか、これは非常に今多いわけでありまして、こういうようなものを先ほど川崎の例を上げたんですけれども条例でそれを植えないようにするということじゃあなくて市で植えたのを買い上げているというふうなことを聞いております。したがいましてそういうことをひとつ検討していただいてぜひこの赤星病に対する対策というものを考えていただきたいというふうに思います。市長もたしか選挙の公約のときにそういうふうな日野の名産でありますす梨の育成に対しまして力を入れていくというふうなことをたしか言っていると記憶しておりますが、そういうふうなこともございますのでどうか緑を保全するという意味また秋になりますと味覚を与えていただくというふうな意味でぜひこの問題については前向きにひとつ進んでやっていただきたいというふうに要望いたしまして終わります。（「終わり」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　これをもって七の三、梨の赤星病対策に関する質問を終わります。（「終わり」と呼ぶ者あり）

本日の会議はこれをもって散会いたします。

午後五時三十七分散会

六月十三日　木曜日（第四日）

日野市議会会議録

第二十九号

昭和四十九年
第二回定例会

六月十三日木曜日（第四日）

出席議員（二十四名）

二番	滝瀬敏朗	君	
三番	奥住芳雄	君	
四番	正国大治	君	
五番	鈴木美奈子	君	
六番	橘祐子	君	
七番	板垣正男	君	
八番	黒川重憲	君	
十番	谷栄吉	君	
十一番	剣持佐吉	君	
十二番	石坂勝雄	君	
十三番	竹ノ上武俊	君	
十五番	市川芳太郎	君	
十六番	秦正一	君	
十七番	清水芳雄	君	
十九番	高橋通夫	君	
二十番	佐々木昭雄	君	
二十二番	大下博	君	
二十三番	本間久	君	
二十四番	一ノ瀬隆	君	
二十五番	日野源作	君	
二十六番	吉冨繁枝	君	
二十七番	三浦重春	君	
二十九番	島村孝志	君	
三十番	名古屋史郎	君	
十八番	杉山寅三郎	君	
二十一番	大柄保	君	
二十八番	飯山茂	君	

欠席議員（六名）

一番	滝瀬政吉	君
九番	林重義	君
十四番	米沢照男	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長　森田喜美男君
助役　前川恒雄君
収入役　市川晴夫君
企画財政部長　加藤一男君
総務部長　杉本好次郎君
民生部長　松村清栄君
市民部長　赤松行雄君
建設部長　篠崎美雄君
都市計画部長　中島武男君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長　田倉高光君
書記　朝倉敏夫君
書記　鈴木晴彦君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一―十一三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　斉藤佐知子君

議事日程

福祉事務所長　田中若一君
水道部長　成井正夫君
病院長　竹内真純君
病院事務長　遠藤政之君
教育長　永野林弘君
教育庶務課長　落合豊君
公害対策室長　前田雅夫君
都市計画課長　橋本栄満君
業務課長　柳下章君

一、一般質問

本日の会議に付した事件

日程第一

昭和四十九年六月十三日（木）

午後一時開議

○議長（大下　博君）　本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員十八名であります。

一般質問を行ないます。なお、一般質問で、本日の答弁者の都合により順番を若干変更して進めていきたいというふうに思います。

それでは、十三の一、公害対策についての通告質問者一ノ瀬隆君の質問を求めます。

（二十四番議員登壇）

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　三月、定例会に引き続きまして、公害対策についての質問をさせていただきます。

私は、三月の定例会で日野市における公害についての一般質問を行ない、その中で公害を定義いたしまして、公害対策基本法の定義から一歩進めまして、公害には主として産業公害と都市公害とがあり、企業が利潤追求のために環境保全や安全の費用を節約した結果からの公害と合わせて、国家や都や、あるいは日野市が公害防止の政策を怠り、環境保全の公共支出を十分行なわない結果として生じた公害も重要であることを強調し、市政の中で公害防止に大きな力を振り向けることを要望しました。

私の今回の質問は、私に寄せられた幾つかの市民の苦情、要望あるいは相談などの中から、公害に関連したものを三つ取り上げ、この対策に市がいかに考え、実行しているかを質問いたしたいと思います。

まず、その第一は砂利置場やコンクリートプラントなどを持っている建材店とか、あるいは木材加工機などを有する工務店などの騒音、振動、ほこりなどの公害でありますこれらの建材店とか工務店は企業といっても利潤追求の結果としての公害というにはあまりにも酷な中小企業であり、大企業と違ってこれらのものに対しては、特に市として親身になって対策を考えなければならないと考え、ここに取り上げました。

昨日も、剣持議員による中小企業についての一般質問がありましたが、急激な物価値上りは国民生活全体を不況に追い込んでいますが、特にそのしわ寄せが中小企業に極端な形で表われ、倒産する企業が例年になく多い数になっております。中小企業対策は重要であり、私ども社会党も中小企業擁護を重点政策として取り上げ、この五月には中小商工業協会の結成を援助してきております。

さて、ここに取り上げた公害の大きな問題は、これらの公害の発生源が住宅地の中にあるということであります。昨年、十一月二十日に施行されました用途地域地区指定で住居専用地域になっていながら砂利置場に小工場まであるものが存在し、各種の公害を発生させています。これは明らかに用途制限の違反となっていると考えます。下水路が完備し水洗便所であっても、

第一種住居専用地域の言う環境良好な一戸建て住居を主題とした低層住宅地で、その環境を保護すべき地区では決してありません。高いへいをつくるなどして公害に対する防止策が講じられ、考えられてはおりますが、抜本的な解決策は、この公害発生源の住宅地から他の地域への移動しかないと考えます。市として、適当な換地があればよし、なければ区画整理事業の中にこれらの対策を講じるなどして取り組む必要があると考えます。よもや、現在の用途地域を変更して、この種のプラントを合法にするようなことは、考えることはないと思います。合法ということになっても公害は更に強くなることはあっても解消することは決してないことは明らかであります。

そこでご質問いたします。まず、大企業の公害とは本質的に異なる中小企業の公害について、市ではどう対処するのか、の基本姿勢を、これは市長にお伺いしたいと思います。

次に、現在日野市の中で、このように公害対策の面から場所の移動が必要だと判断される中小の業種にはどんなものがあるか、そのおおよその数はどうかということをお聞きしたいと思います。そうして、その対策をいかに考えるか。換地の可能性はあるのか、いままでこの換地が実現された例はあるか。これからの区画整理の中にこれを織り込む考えがあるかどうかをご質問いたします。

以上が中小企業の公害についての質問であります。

第二の問題に入ります。三月、定例会で、私は日野市政が悪いために出た公害というのを仮定して、自治体として日野市が公害防止の政策を怠たり、環境保全の公共支出を十分に行なわぬ結果として生ずる自然及び生活環境の侵害であって、それによって人の健康、または快適な暮しが疎外されるものと定義しました。これに対して市長の賛同は得られたと私は理解しておりますが、公害対策室では公害の定義として都条例のものを用いるというお話しでございました。後で、私が調べたところによりますと、公害基本法の定義とほとんどかわっていなかったわけですけれども、この都条例の定義というものを一歩前進して自治体の政策をも強調した、私の先ほど申し上げましたこの定義を採用されるようお薦めする次第でございます。

さて、このように理解した場合、市の責任に帰する公害とはどんなものが、どの程度あるか、現在把握されておりましたら、過去にあったものも含めてお示しを願いたいと思います。このような公害の例として、このような公害、日野市の責任のある公害ですけれども、ごく小さな範囲のものですが、一つだけ例としてここで取り上げたいと思います。

これは下水の悪臭と、夏における蚊の発生であります。下水から出される悪臭と蚊の発生であります。一昨日だったと思いますが、剣持議員による湯沢川の悪臭公害が指摘されていましたが、これは住宅公団にその責任を持たすことができたようであります。これから申し上げるものはだれの責任にするでしょうか。日野市は何をやっているんだ、市議会議員なんてだれを選んだってだめだから投票なんかしてやらない、と市会議員選挙のときに私が怒りをぶつけられたのは高幡橋近くにある高幡市営住宅のその近くを流れている下水のことでした。流れればいいのですが、水溜りが随所にあるという所、悪臭があり夏には蚊が発生するしたまったものではないということです。まさにこれは、日野市が公害防止の政策を怠り、公共支出を十分に行なわない結果と言えるのではないかと私は考えます。快適な暮しが疎外されているとこぼしていました。地元ではとりあえず下水の川底にコンクリートを打って欲しいという要望でありました。

この問題を私が改善の方向に努力すべく、市が怠った政策を正常化すべく市役所内部に当ったのでありますが、ここにも問題点を感じましたので、直接公害対策からは外れるかとも思いますが、ついでにここで触れておきたいと思います。

まず、土木課へ行ったらあそこは用水だから産業課へ行けと言われました。そうして産業課へ行ったら、このことは用水組合だから用水組合長の高橋通夫さんに聞かなければわからないということでした。（笑声）日を改めてまた産業課へ行きますと、産業課では用水ではないからこれは土木課だということでした。土木へ戻ったらうちではない。これは市営住宅の管轄に入るもんだから管財課だということでした。押しボタン式横断歩道を渡って管財課へ行けばどぶ掃除は自治会だと言われました。単なるこういった掃除を担当する職場は、現在日野の市役所にはないということを言われました。そのうちにできるんじゃないか、そういう職場ができるんじゃないかということも言われました。そこで、ここでお聞きしておきたいのでありますが、お役所仕事はそんなものだ、とよく言われるわけですが、それでいいのか、こういうことに対してどう考えるのか、市長にお聞きしたいと思います。

次に、私がいま申し上げましたように、右往左往したその効果があったかどうかということで、この高幡市営住宅の近くの下水の公害が改善の方向に指導したかをお尋ねしたいと思います。私の聞いている範囲では、管財課で検討中とのことは聞いています。問題の下水の下流には市営住宅建設予定地になっていますが、建設時にこの下水も売備してもらえるだろうという期待から、昨日の一般質問での滝瀬議員の発言とは裏腹に市営住宅建設を肯定しています。ただ、その際子供の遊び場や地区センターを建てて欲しいという要望は滝瀬議員と一致していますし、その実現に努力して欲しいと考えます。

そこで質問。市営住宅建設時に周囲の公害源を断つということにどう考えるかを質問いたします。

以上が二番目の問題でございました。

次に、三番目の問題としては、日野市立病院でのスモン病対策についてであります。私が、公害の定義として申し上げたものではサリドマイドとかスモン病などの薬害は環境侵害と多少異なるものとして、公害とは区別しておりますが、公害と極めて似ており、社会通念的には公害とされていますし、私に訴えた人たちの切実なものを感じ、この一般質問に加えることにいたしました。原因も治療法もわからず、神経が犯され、歩行困難になったり、失明したりするスモン病は昭和三十年ごろから発生し、わが国独特の戦後最大の奇病とされました。昭和四十五年八月、新潟大学の椿教授がその原因を整腸剤キノホルムの中毒であると発表し、四十七年三月十三日、厚生省のスモン調査研究協議会は、そのほとんどは整腸剤キノホルムの大量投与によるものとの最終的結論を下しました。キノホルムなきところにスモンなしの断言は新聞により報道されよく知られています。スモンは。その症状から見て亜急性脊椎視神経症の頭文字を取ってスモンと名づけられたそうですが、十年あまりの間に九千人以上の患者が出ていると聞いております。四十六年五月二十八日、全国スモンの会はキノホルムの製造使用を許可していた国、直接投与していた医師、製造販売していた製薬会社に責任があるとして、東京地裁に一億円の損害賠償を求める訴訟を提出しています。

かつて、日野市立病院で治療を受け、整腸剤としてのキノホルムの投与を受けた人は多数いるはずです。そうして、それが原因となってスモン病となり数々の症状に苦しんだ人が何人もいると思います。いまや、キノホルムの中毒であることは疑いのないことになっていますが、一時はウイルス説があり、伝染病と宣伝され非常にみじめな思いをしたこともあると聞いています。病院みずからの投薬が原因であるにもかかわらず、自由に動けない体のままに退院を申し渡された事実もあったということです。スモン患者の容態は決して治っておらず、ただ、キノホルムの普及をやめたことによって、激症、激しい症状が幾分和らいだだけで、やはり日々苦痛をがまんし、無理して働いているにすぎません。したがって、大多数の患者は五体そろっていても見た目にはわからぬ二重、三重の苦しみを背負い、廃人同様の生活を強いられており、現行の福祉政策のワク内では何ら救済されているとは言えないのが現状だと聞いております。手足がしびれたりしており死ぬまでこのしびれは治らないだろうとあきらめ、市立病院の一室を思い起こし、ふんまんやるかたなしを覚えている人もいます。

スモンによる身体障害者に対する多くの自治体の援助内容は名ばかりで、患者は行政の貧困を嘆げいています。スモンの会では都や市に患者の実状をつぶさに訴え、難渋住民の救助に積極的に手を差し伸べてもらおうということになったのですが会員の中で活動できる人はごくわずかで、一斉にそろって行動することはできないのが実情であります。

このような中でも、江戸川区では区内の難病患者を調べ、二千円や三千円の金ではしかたがないから実際に役に立つ額を他に先がけて出そうということで、六月の区議会でこれが承認されたと聞いています。

前置がたいへん長くなって申し分けありませんが、ここでご質問いたします。まず、日野市立病院でキノホルムを投与した患者の数はおおよそ何人になるか。その期間は何年から何年何月までであったか。

二番目として、市立病院のキノホルムの投与が原因でスモン病になった人の数は、そうしてスモン病の治療を市立病院でやった人の人数はどれほどかをお聞きしたいと思います。

三番目として、スモン病患者が訴訟を起こす場合、キノホルム剤の投薬証明が必要とされていますが、この証明書の発行をめぐっていろいろ問題を起こしているようですが、市立病院では患者からの申し出があった場合にいかなる立場でこれに臨んでいるか。また、発行しているとしたらいままでに何人の人にこの投薬証明を発行したかをお尋ねしたいと思います。

四番目として、スモン病患者のカルテは院長が一括保管しているということを聞いておりますが、カルテの法定保管の期間が過ぎた場合は廃棄してしまうのかどうか。これをお聞きしたいと思います。

五番目として、現在の市立病院におけるスモン病の治療状況はどうでしょうか人数とその症状をご質問いたします。

六番目として、退院され、すでに治療していない患者の状態をいかに把握しているか、完全に健康を回復していると見ているのかどうかをご質問いたします。

七番目として、現在でも後遺症に悩んでいる人に対してどう考えるのか、何らかの治療方法は、治療処置は考えられないのかどうかをご質問いたします。

八番目として、スモンの会の訴訟によれば直接投与した医師も責任があるとしていますが、これに対してどう考えるかを、できましたらお答え願いたいと思います。

九番目として、スモン病で現在もなお苦しんでいる日野市民がいるが、市として、家庭訪問等による実態調査をする必要があると思いますが、これらについてどうお考えになるか、特に市長にお答えいただきたいと思います。

十番目として、これが最後の質問ですが、市民の健康を守るべき使命の市立病院が投薬した薬によって不幸にもスモン病になった市民が、麻痺などの障害に日夜苦しみ続けているが、市としてこの難病に苦しむ市民に、患者に被害補償をすべきではないかと私は考えますが、これらについてどう考えるか、これについても市長その他の関係部長にお答え願いたいと思います。

以上、たいへん長くなって申しわけありませんけれども質問

させていただきます。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に関して関連質問者があれば挙手を願います。

（関連質問者挙手）

それでは一ノ瀬隆君の質問についての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　市長に、ということで質問された部分、それから公害に対しまして行政としてどういう姿勢を持っておるかというふうなことをお答えいたします。

特に、このスモン病関係につきましては全く事情を知りませんので、もしほんとうに市民に患者が存在をし、被害で悩んでおられる方があれば、調査もして対処しなければならないと、こういうふうにまずお答えをしておきます。

質問者の公害と言われます意味、私は責任者がはっきりしておるものは、これは必ずしも公害と言うべきではなくて、やはりその原因を調整し、なくするということで、これは解決しなきゃならない問題で、つまり行政が役割りを行ないますならば、その原因の除去のほうに力点を置くと、こういうふうに考えておるわけであります。

市内に、中小企業が相当数ございまして、迷惑を出しておる、近隣に迷惑をかけておる企業というものの数はなかなかつかみ得ないわけでありますが、その中小企業あるいはその中小工場といいますか、これらの認可の権限を都から委認をされておりまして、私もそれらの申請に対しまして許可をするということばが当っているかどうかわかりませんが、その申請を認める、あるいは、ことについてもっと指導を行なうべきであるということを意見を差しはさむことがしばしばあります。一番注目をしておりますのは、やはり騒音でありますとか、振動でありますとか、あるいは排水の処理がどうかというふうなことにつきまして関心を払っておるわけでありまして、それから既存の小工場それらが騒音でありますとか、あるいは場合によりますと、振動でありますとか、あるいは臭気、粉じん、あるいは排水というような形で近所に迷惑をかけておるというケースがありますが、これらは公害対策室が市に設けられましてから相当年もたちましたし、それから経験も積みまして、ある程度の調査は整っております。

それから、指導に当りましては、その事業そのものを、これはとめさせるということもその被害の度合いによるわけではありますけど、なるべく可能な解決手段の条件を付しまして、そうしてとにかく苦情処理という形で迷惑をかけておる側からその、はっきり効果があったと言われておるところまで指導をしておる、こういうふうな状況にあります。

それから、住宅地に所在するがために違法性がある、これは建築基準法の上でありますとか、いう面で、あるいは新しい都市計画用途指定の中で違法性のあるものもあるわけでありますけど、違法は違法として双方、つまり行政側と当事者とが認め合った中で、違法であるからして、つまりその違法性を根本的に除去せよと。つまり操業停止をせよとかあるいは増築部分を、無断で増築しておる部分を、これを徹去してしまえというふうにはなかなかいきませんので、違法は違法として双方が確認をした上で、何とかその被害を出す原因を取り去ると。それから被害を受ける側から言いますと、明らかに違法性があるんだから、その違法性を指摘することによってその仕事を抑えてしまえと、こういうふうな言い方もあるわけでありますけれども、これはやはり、特にこの中小企業あるいは小工場というのは零細企業でありましたり、あるいはほんとうの家族工業と、家内工業というふうな生業的なものが大部分でありますので、こういう大企業に対する態度とは自ずから違わざるを得ない。したがって一方についた根本的な改善ということは難しいわけでありますが、日野市内では比較的その環境が、指導ということをよく聞いていただけましてかなり改善をされておる、こういうふうに感じておるわけであります。

それから、確かに工業地域あるいは準工業地域に場所をあっせんあるいは提供することによってその立地性を合法化すれば一番けっこうでありますけど、これはいままでちょっとそれはやり難い状況にあります。過去にも一、二はわれわれの記憶の範囲でもありますけど、その工場を住居地域から合法性のある用途地域のところに移って行きなさいということは、ちょっと指導が困難であります。ときどき、もっとその事業が成長されるために他市に移って行かれるとかいうのはときどきあるわけでありまして、特に日野市としましては、この工業地域を、あるいは準工業地域をふやそうという考え方はありませんので、したがってその工場育成という方向で、この処理をすることは難しいわけであります。したがって、存在するものが周辺に迷惑を極力出さないように指導をすると、そういう範囲にとどまっておるわけであります。

それから、市の責任に帰する公害というのは、これは市が直接公共施設として持っておるものが周辺に何らかの形で迷惑をかける場合もありましょうし、それから市の行政が適切でないために、あるいはまた市の責任に帰属することが、有する性質があるにもかかわらず、そこまで手が届かないというふうな二つの面があろうかと思っておりますが、要するにこれは市民生活の環境の浄化あるいは環境の改善の問題でありますので、公害という、必ずしもそういうとらえ方でなくても積極的にやらなければならないというふうに考えております。

それから、行政窓口を所轄個所が不明確なためにたらい回しにするというケースが確かにあるわけであります。特に、用水あるいは下排水あるいはそれらの清掃という問題になりますとそういうことが現実にあるわけでありまして、これらにつきま

しても、一つ、責任、あるいは所轄を明確にいたしまして、今後取り組もうということを考えております。

ただ、その市民の一般の方に対しましても、一ノ瀬さんの見解に異論をはさむという気持ではありませんけれども、要するに害を出すほうは、これはつまり生活の副作用である、それを処理するのは行政であるという考え方は、私は必ずしも当ってないと。やはり一番、共同社会の中では人に迷惑をかけないということが一番のスタートの徳目であるというふうに考えておりまして、こういうことで、一つ、ことを処理したい、こういうふうに考えておるわけであります。

お答えに漏れているところがたくさんあると思いますが、具体的には一つ、担当のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは、私のほうからご質問の第一点の二番目三番目につきましてお答えを概略申し上げ、詳細につきましては公害対策室長のほうからご説明をさせていただきます。

まず、二番の公害防止のための場所の移動を必要とする業種とその数ということでございます。当市の昭和四十九年三月三十一日現在の認可工場は四百四十件ございます。それから指定作業場として届け出が済んでおる工場が九十八件ございます。

で、このうち未認可の工場はどのくらいあるかといいますと百八十八件ございます。この内容としましては建築基準法違反のもの、あるいはその他の要素のものに分かれておりますが、いずれにいたしましても百八十八件の未認可の工場があるということをまずお答え申し上げ、この未認可工場の、しからばどういう処置を私どもとしてはするかということは、いま、目下公害対策室が中心となりましていろいろ協議を重ね、認可の方向に持っていくように話しを進めておるわけでございます。そういうわけで、その業種とか、その数は後ほど対策室長のほうからご説明を申し上げたいと思います。

三番の問題でございますけれども、この問題につきましてはただいま市長のほうから説明がありましたが、非常にこれは難しいと思います。なかなか換地の可能性は難しいんではないかという判断をいたしております。換地が実現された例ということもただいま市長のほうから二、三お話しがございましたけれども、ご承知のように東光寺新町ですか、の所にそれは種類は違いますけれども一部工場が移転いたしましたことはご承知のとおりでございますが、それ以外は特に大きなものは、換地をしたという例はないか思います。で、今後行なわれるところの区画整理の中で、この換地の考え方を織り込む考えはないかということでございますけれども、これもなかなかただいま市長のほうから申し上げましたとおり難しいことかと思います。こ

れは、ゆくゆく行なわれるであろう万願寺区画整理の中で、あるいはそういう地域もなきにしもあらずと思っておりますけれども、その具体的な件はこれから都市計画とも相談をして考えていきたいと思っております。これが三番のお答えにさせていただきたいと思います。

それから、Bの三番並びに四番につきまして飛びますがお答えをさせていただきたいと思います。高幡市営住宅わきの下水公害への対処状況並びに市営住宅建設と周囲の公害源についてということでございますが、昨日も高幡の市営住宅建設の問題につきましてはいろいろご質問がございましたけれども、本議会の補正予算の中にも高幡市営住宅の二十五戸の建設をいたしたいという予算の計上をいたしておるわけでございますが、いま、このご指摘の三、四につきましては、これは主として建設部のほうでいろいろ考慮していただかなければならないことかと思いますけれども、いま、私どものほうで考えておる線では、あそこに、ご承知のように行き止まりの水路があるわけでございます。これを含めて新しく建設する二十五戸と合わせ処理をいたしたい、こういうふうに考えております。具体的には建設部のほうでこれから設計に入るわけでございますので、実施の段階ではあるいは若干の変更はあろうかと思いますけれども、基本的にはあの、いわゆる下水といいますか、その水路の処理をいたしたいと基本的には考えておるわけでございます。

○以上、私から三、四番につきましてお答えをさせていただきました。あと、詳細につきましては公害対策室長のほうから業種数のご報告を申し上げます。

○議長（大下　博君）　公害対策室長。

○公害対策室長（前田雅夫君）　それでは私のほうから補足の説明をいたします。公害防止のためのいわゆる工場の移転を必要とする業種とかあるいはその数ということでございますが、先ほど部長のほうから工場認可数、本年の三月三十一日現在四百四十件、そのほかに未認可工場が百八十八件あるということでございます。その百八十八件のうちですね、用途地域違反のもの、これが百七件ございます。そのほかのものが残りの八十一件でございます。この用途地域違反と申しますのは建築基準法の中で定めているいわゆる用途地域の違反でございます。

で、これは具体的にはどういうものかと申し上げますと、例えば住居地域には工場をつくる場合にはそれ相当の制限がございます。作業場の面積については五十平米以内とか、あるいは塗装、板金、吹き付け、塗装の吹き付け、板金をしてはいけない、あるいは金属のつち打、加工、プレス、それからこれは第三に関係ございますけれども木材引き割り、かんな切り、それから十キロワットを越える金属の切削、ほかにもございますけれども関係がありますのは以上三つでございます。

こういうものに違反しているのが百七件あるということでございます。要するに建築基準法に違反したものということでございます。これらにつきましては建築基準法自体、公害ということばは法例の中では唱っておりませんけれども組み立ての中にはそういうものを考慮してできております。住居地域にそのような工場がつくるということは住宅環境を壊すということで建築基準法で規制をされているわけでございます。それを今度公害防止条例の中で認可をするということになりますと、片方は法律、片方は条例というようなハンディーはございますけれども、いろいろ行政的な問題が生じてくるということでございます。要するにこの百七件につきましては、どうしても準工なり工業地域に移転しなければ今後の、いわゆる操業規模の拡大、こういうものはできないとこういうことでございます。

それから、その他の八十一件でございますけれども、これは内容としては手続き違反でございます。認可申請をすれば認可が取れるもの、これが八十一件あるということでございます。

それから、あと一つは、全体の建ペイ率が違反しておるもの、作業場の面積については建築基準法に適合しておるというものを含みます。

この八十一件につきましては、新しく工場認可の取扱い基準をつくりまして、昨年の十一月二十日現在の新用途地域の施時点にさかのぼりまして認可の指導をしたいというふうに現在準備をしております。

それから、市の責任に帰する公害の中で、この種の公害の種類とその程度はどうかということでございますが、市の責任と申しましても、公害といいますのはもちろん企業が出し、その企業が公害を出さないように行政庁が指導監督するということで、非常に関連があるわけでございます。市だけの責任で公害云々というのはちょっと理解と言いますか、この内容について答弁しずらいわけでございますけれども、一応、事務報告の中で毎年報告しております。その中に苦情受付及び処理件数というものがございます。その中には市が受付をした苦情の発生件別の苦情、現象別の苦情に分けまして掲載をしております。四十八年度についてはこれから公表するわけでございますけれども、簡単に申し上げますと、工場から発生する工場の苦情が三十一件。それから指定作業場が十件。特定建設作業、これはビル工事とか、ビルに関係する工事でございますが、これが四件。その他八十二件、このその他というのは一般日常生活から出る公害でございます。

それでは、その内容を現象別に見るとどうかということなんですが、ばい煙につきましては八件、粉じん四件、汚水十八件、騒音五十二件、振動七件、悪臭三十五件、その他二十七件ということになっております。以上です。

○議長（大下　博君）　引き続いて、市立総合病院院長。

○病院長（竹内真純君）　私からスモン病対策ということにつきましてのご質問にお答えいたします。

まず第一に、市立病院でキノホルムを投与した患者の数はどのくらいか、またその期間はというご質問でございますが、キノホルムという薬は、先ほどもお話しありましたように、整腸剤として非常に有効な薬でありまして、私どももよく使っておったということが言えますので、実際にどのくらい使ったかという数については現在はっきりつかんでおりませんが相当数の患者に使用したということは言えると思います。ただ、その使用期間でありますが、これはスモン病がキノホルムが原因であろうということで、厚生省から使用を禁止されました以後につきましてはもちろん実際使用しておりません。

それから、第二の、市立病院の投与が原因でスモン病になった人の数ということでありますが、私どもの病院だけかどうかわかりませんが、私どものほうでは非常に熱心に調べました結果、このような数になったんではないかと思います。

したがって、中には非常に軽い方もありまして、これは、中にはかっけと言われたというふうなことで私どもの病院に来た方もあります。かっけというのは足がしびれるとか、だるいということがありますが、その程度の軽い方は、その程度の方もあったようでありますので、本当は全国にはまだまだ病名がそうでなく診断されている方も相当おられるんではないか。もっことで新聞でも大きく取り上げまして奇病が発生したというふうなことを言い出したわけでありますが、その後私どものほうでもそれに似たような症状の患者が発生いたしましたので、これはおかしいと、どうも戸田のボートの選手の症状に似ているということで、実はすでに亡くなりました副院長の角田先生というのが非常に学問的に熱心な方でありまして、少しでもそういうふうな疑いがある患者さんというものをみんなピックアップいたしまして調査を徹底的にいたしました。

で、それが結果的にはキノホルムを使った患者であるということになったんでありますが、そういうことで、神経の病気というのはなかなか病名をつけるのに非常に困難な場合がありまして、このたびの椿教授の説明につきましても、よその大学ではそれは違う、ほかの神経の病気だということで片づけている方もございましてなかなか神経の病気というのは診断が難しいんでありますが、私どものほうでは非常に熱心に調べました結果、このような数になったんではないかと思います。

ともそういう軽い方はあるいは現在は全治しておられるかもしれませんけれども、そういう意味で私どもの病院では調査した結果二十五名という多数の患者さんを発見したという結果が出たわけでありますが、昭和四十四年でしたか、都のほうから保健所のほうへ連絡がありまして、どうもこの病気についての疑いが持たれる患者についての調査をするようにということがありまして、そのときに私どもの副院長の角田先生がこの会議に出まして、いろいろスモン病の症状につきましていろいろ説明をいたしたというふうな経過もございまして、その患者さんの数が相当ふえているのではないかというふうに考えております。したがって、ご質問にあるスモン病になった人の数というのは、私どもの調査ではっきりいたしましたのは二十五名でございます。で、治療した人の数というのはそれと同じだけの患者について治療をいたしました。

それから、三番目の投薬証明に対する態度いかんということと発行数ということでありますが、私どもはキノホルムが原因であるということをまず早期に発見いたしまして、その結果、私どもが投薬した結果そういうことになったのである、ということを私たちは非常に責任を感じまして、すでに副院長は亡くなっておられたんですが私たちは非常に強く感じまして、幾らかでもお役に立つならばということで、証明書をくれと言われる方については全部私どもは心よく、なるべく急いで差し上げるということで差し上げております。その発行数でありますが、私の記憶においては現在のところ六名の方に差し上げたんではないかというふうに思っております。まだほかにもおられるかもしれませんが私の記憶ではそういうように思っております。

カルテの廃棄についてということでございますが、これは実は先ほど申し上げました角田副院長がスモン病を非常に重視いたしまして、そのカルテだけは一括して保存して将来何か学問的に問題があるかもしれないということで、副院長が一括して保存しておりました。副院長が亡くなられた後も、私も同じ考えでありますのでそれから、カルテがなくなりますといろいろな証明書を発行する、その他にもいろいろ不便を感じますので、私のほうで一括保存いたしまして、事務のほうの者にも特にスモン病のカルテについてはなくさないように、これは、一応は外来患者につきましては五年間保存すれば廃棄してもいいという法的なあれがあるんでありますが、私どもは一応はとってありますが、特に多くのカルテの中にスモン病患者さんのカルテが迷い込んでは困るということで一括保存しているのが現状であります。したがって廃棄したものはございません。

それから現在の治療状況でありますが、現在私どものところに通って来られる患者さんは六名おられます。その患者さんの症状は大体足ということでありますが、ひざから下が大部分なんでありますが、ひざから下が梅雨期になるとあるいは寒いときになりますとしびれてくると。中には歩くときに靴をはいて歩いているわけですが、裸足で砂利の上を歩いているような感じがするということを訴えておられる患者さんがその大部分であります。

で、治療の状況なんでありますが、なかなかこの治療というものが困難でありまして、神経の病気と言いますと診断はつきましても治療は難しいというのが現在の医学の状態なんでありまして、中でも、ビタミンB十二というのがございますが、それが神経の復活と言いますか回復、機能の回復に役立つというふうなことが言われておりますので、私どもは主としてその薬を使っております。それから後は血管を拡張いたしまして幾らかでも血の流れをよくして栄養分が神経に行くようにというふうな意味での薬剤を使用しておりますが、ある程度まではよくなりますが完全によくなるということはなかなか困難でございまして、先ほどのご指摘のように確かに現在でもそのために苦しんでおられる方が相当数おられるんではないかというふうに思っております。

それから、治療してない患者の状況の把握なんでありますが、実は、これは通院しておられる方につきましては把握いたしておりますが、その他の方につきましては業者とかあるいは通っておられないでも東大のほうの病院に入院しておられるとか、あるいは国立病院のほうに入院しているというふうな方もございますので、そういう方についてはお名前は存じておりますが、その他の方については、その後どのような状態で、現在おられるのかということは詳しくは把握しておりません。

で、七番目の後遺症について、市の責任ではないかということですが、これは先ほども申し上げましたように神経の病気は非常に回復が困難な場合が多いのでありまして、例えば脳出血で倒れた方が、半身不随になった方が戻るという場合も軽い方の場合にはほとんどわからなくなりますが、ある程度進んだ場合にはどうしても後に軽いながらも半身不随が残るというのと同じような状態でありましてどうしても幾分の症状は残ってしまうというのが現状であります。

それから八番目に、医師の責任をどう考えるかということでありますが、私としては非常にお気の毒なことであるというのであります。これは、ただ理屈から申せば、厚生省で許可した薬であり、しかも非常に薬がきくということで使用しましたので責任がないと言ってはそれっきりでありますが、実際に私が、ないし私の病院の医師が投薬した薬によって病気になられたということについてはたいへん申し訳ない、お気の毒であるという気持で一ぱいでありますし、常にそういう気持で患者さんにも接しておるつもりであります。

以上。

○議長（大下　博君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　私の質問のためにお忙しいところをわざわざ議会に出席いただきまして、ご回答いただきました竹内市立病院長に対しましてお礼申し上げます。どうもありがとうございました。竹内院長のご回答に対しましては再質問する余地は全くございません。どうもありがとうございました。

まず、最初にスモン病について聞きたいと思うんですけれども、市長のお答えでスモン病に対しては現状では全く把握していない。まだ調査していないということで、今後その必要があれば前向きに取り組むということだったので、それで了解し、今後積極的に調査検討を加えていただきたいと思います。

質問要旨を関係部課長、市長はじめ関係部課長にお配りした効果があってか私の質問に対して、非常に多い質問ですけれども大体答えていただいたと思いますけれども一言二言申し述べたいと思います。

市長と私の意見が若干相違したかに見られました下排水の問題で、下水の掃除なんかは何も市ばかりがやるのが能じゃない、自治会ぐらいでやるべきじゃないかというような意味も含まれていたと思いますが、私も決してその意見に反対ではなく、現在自治会に入っていないような人も相当、場所によってはいると思うんですけれども、そういう人もぜひ自治会に入っていただいて、その市政に対して市民の生活向上のために取り組むべきだと考えています。

それから、前田公害対策室長の補足説明の中で、日野市の責任のある公害ということが十分把握できないということでありますが、確かに大企業が出している公害も市あるいは都、国が責任がないとは言えないわけですけれども、この公害に対しては日野市で、あるいは東京都でいかに強力な市政、都政を押し進めたとしても、大企業がどうしても言うことを聞かなければどうにもならない、現にそういう事例が幾つもあったんではないか。強力な、完全な市政、都政があったことも問題ですけれども、そういう事例があったと思うんですが、そういうこととは違って、日野市の市政の中で充分片づけられるようなもの、例えば私の先ほどの質問の中で申しました自治会とか、市長の言うようにあるかもしれませんけれども、それは別としましたならば、市政の中で片づけられるものではないか、こういう意味で私は申し上げたのであって、私の公害に対する不勉強の点を容赦下さってご理解いただきたいと思います。

そのくらいでもって、特に再質問の必要は感じません。まとめとしまして……。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま、市内に生活排水が汚水という形で、それの流域あるいは終末地点の方々に悪臭でありますとか、あるいは蚊の発生というような形で迷惑をおかけしております現状もありまして、先日も申し上げましたが、一つの願いといたしまして緑と清流を取り戻そうということを大きな政策に、キャッチフレーズのみならず具体的にやらなきゃならんと思って、どの程度できるかはこれはなかなか難しい問題でございますけれども、緑と清流チームというのを係長クラスでいま編成をいたしまして、そうしていろいろな角度から検討をしようとしております。

私は、いまの質問の中にもありましたように、この行政の責務と言いますか、市長の責務、それから企業の責務あるいは市民の責務と、こういう責任をある程度はっきりさせて、それの分かち合いによって、条例の一つの形に市長は何々をしなきゃならないと、こういう表現の条例が近ごろあちこちに制定されておりますが、それに類するような一つの精神運動という範囲になるかもしれませんけど、そういう一つ、条例を制定をしたらどうだろうかと。

あるいは、汚水の排水の構造上の上で宅地の内部に、宅地の範囲に貯留槽をつくってもらって、浄化槽とまではいかなくても少くとも上の澄んだところを、ＰＰＭは相当高いことは避けられないとは思いますけれども、ストレートにお勝手から側溝でありますとかあるいは排水路に米つぶや魚まで混って流れるというようなことは、一つないように、一つこれは個人の責務という範囲で設備といいますか、そういうこともある程度一つの義務づけてそうして何とか水が、特に多摩川とか浅川までは手が届かないかもしれませんけど、用水という範囲につきましては何とか、その一つ、迷惑の度合いが減少できるようなことを、一つやりたいとこういうふうに思っておるわけでありまして、まさに今日、家庭の排水が一つの公害となって、つまりこれは言うなれば不特定多数の方が発生源となり、不特定多数の方が被害者になっておるわけであります。

そういう環境を、一つ条例なり施設によって責任を明確にして何とか効果の得るような対策をしたい、こういうふうに考えておりますことを補足させていただきます。

○議長（大下　博君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　先ほど市長が、一番最初に言われたと思うんですけど、公害というのは原因がはっきりしていないものを言うんであって、原因がはっきりしているものは公害とは言わないんじゃないかというように言われたと思うんですけれどもそう確かおっしゃいましたね、市長。私の聞き違えじゃないと思うんですが、私はこの点はこういうふうに把握しても市政がやっていけないということはないし、それで前進していただければいいとは思いますけど、その把握のしかたは違うんじゃないか。確かに公害で出している人、原因者がはっきりしないものが多いことは事実ですけど、はっきりしたものもあるし、はっきりしたから公害でなくなるということも

はないと私は考えています。

大企業の公害については監視の目をひからせて、その発生に対しては直ちに防止させることが必要ですが、中小企業に対してはただそれだけではなく、この対策を市政の中で共に考え実施していく必要があると考えます。

換地は難しい問題だと思います。ですからそういう回答が市長、企画財政部長から、ご回答いただきましたけれども、区画整理の中に織り込むことは難しいがなきにしもあらずだという企画財政部長のお答えもありましたし、なるべくその方向で、公害を除去するためにはそれしかないというものに対しては難しいことではあるけれども、ぜひ実現させていただきたいと思います。

そして、もちろんすべて市の責任である公害については市政の中で直ちに防止して市民の期待に応えなければならないことは言うまでもありません。これらの公害は公害対策室、今度は公害対策課になるんではないかと思いますけれども、この公害担当職場だけでは済まされない問題ですし、分担職場を明らかにして、どこの職場でもこの問題はどこどこ、どこへ行けばわかるということをはっきりするようにしていただきたいと思います。

それから、スモン病について一言触れさせていただいて終りたいと思います。スモン病についての実例を一つだけ申し添えます。スモン病の主人をかかえる奥さんは美容院をやっていますが、ある七十歳を超えた社長の奥さんが今回から市で支給されるようになった美容券を持ってパーマをかけに来たということです。スモン病に苦しむご主人をもつこの人はこのようなお金持の人へ市費からの支給ができるならばスモン病の数は少ないのだからなあと思ったということです。

スモン病は原因の究明により新しい発生はないと思います。しかし現実に苦しみ悩んでいる人が多い中で市としても市立病院としても真剣に取り組んでいかなければならないと思います。また、この問題をなおざりにすることは、新しい治療薬が多くでる中で第二のスモン病が出てこないとも限りません。市民に信頼される市立病院であるためにできる限りのご奮闘をお願いします。

すでに市立病院長帰ってしまいましたので、そのことはちょっとおそかったかもしれませんけれども改めて私の質問に市立病院長が来て下さったことを感謝いたしまして、私の質問を終らせていただきます。

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終ります。

続いて高橋通夫君の関連質問を許します。

○十九番（高橋通夫君）　一ノ瀬議員の調査に対して、あそこは用水路だというふうにお答えになった方はどちらの課だったか……ちょっと……。（笑声）

○議長（大下　博君）　一ノ瀬隆君。

○二十四番（一ノ瀬　隆君）　その責任を明らかにするような問題ではないと思いますけれども、あえて言うならば土木課の中の一課員です。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　あそこは市営住宅ができたときにずっと東西にできた下排水路でありまして、最初はこの吸い込みにずっと入っていたんですが、その後、向かい側にクリーニング屋等ができて水をたくさん使ったりしてだんだんその吸い込みが悪くなって、さらにまたその南側のところに住宅等ができてだいぶ排水が多くなったために、あそこが困っていたわけですが、その件につきましては、あの周囲から話しがありましたので、私としても土木課のほうにお話ししたことがあったんですが、そのとき先ほど企画財政部長がお答えになったように市営住宅をつくるときに、つくるというふうな回答があったわけですが、市営住宅をつくることになって、今度できると思うんですが、やはり付帯工事としてやるんだか、それとも市営住宅のほうの工事費に入っているんだか、その点をちょっと……。

○議長（大下　博君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　これは、市営住宅に付帯工事で入れますと、いわゆる総工事費がやはり相当額になるわけです。それよりもむしろ、その附近の流水、いわゆる降水ですね、雨とかそういうものもやはり取らなけりゃいけない、となりますと、一つの例が若干ありまして、市営住宅専用ということになるとその附近は取れない。それから市営住宅で入れても市が、市の土木の予算で出した場合には、さっき市長が言いました、ため升の義務づけをしまして放流の許可をする。こういうほうが妥当だと思いますので市の土木予算で付帯ということも考えましたけれども、予算的には市営住宅とは離してやるほうが今後の指導にベターではないかとこういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　一日も早くやっていただくことを要望いたしまして、これで終ります。

○議長（大下　博君）　それでは秦正一君。

○十六番（秦　正一君）　病院長、帰っちゃったもんで、先ほど関連質問でですねスモン病の質問が出たわけですけれども、私はブタクサ公害の面で医学的にどういうふうな弊害があるのか、また病院長として、市立総合病院で扱った実態を知りたかったもんで質問したかったわけです。すでにもう帰えられちゃったもんで方向を変えて民生部長のほうに質問するわけですけれども、だいぶ昨年、一昨年当りからブタクサが繁茂

してきているわけですけど、特に浅川の川べりとか、また平山台とかそういった方面に昨年においてもかなり発生されております。本年においてもすでにかなり成育されて伸びてきております。早いうちにこれを退治すれば非常に効果的だと思うんです。花粉のあれが、害があるわけですが、課長さんも計画立っていることだろうし、担当の部長のほうでどういう腹づもりでいるのか、計画でいるのか、もしわかればお知らせ願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　ブタクサにつきましてお答えをいたしたいと思います。

ご案内のとおりブタクサにはブタクサそのものと、それからクワモドキあるいはセイタカアワダチと、こういうふうな種類がございますが、ブタクサというそのものが、私は前に米沢議員の質問でしたから二、三年前と思いますが、その時代から見ますとこのブタクサそのものは非常に減っておるということが言われると思うんです。

実はこの五月の初めごろ市内一円をブタクサがどういう所に生えているか、こういうことで見て歩いたわけですが、その時代においては六四ブロック、あの近辺に相当生えております。今回視察をいたしますとあの近辺には非常に少なくなっていると、こういうことでブタクサそのものは減少しておりますけれども、ブタクサの一種でございまして、特に浅川の川べりとか、また平山台とかそういった方面に昨年においてもかなり発生されております。本年においてもすでにかなり成育されて伸びてきております。早いうちにこれを退治すれば非常に効果的だと思うんです。花粉のあれが、害があるわけですが、課長さんも計画立っていることだろうし、担当の部長のほうでどういう腹づもりでいるのか、計画でいるのか、もしわかればお知らせ願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　ブタクサにつきましてお答えをいたしたいと思います。

ご案内のとおりブタクサにはブタクサそのものと、それからクワモドキあるいはセイタカアワダチと、こういうふうな種類がございますが、ブタクサというそのものが、私は前に米沢議員の質問でしたから二、三年前と思いますが、その時代から見ますとこのブタクサそのものは非常に減っておるということが言われると思うんです。

実はこの五月の初めごろ市内一円をブタクサがどういう所に生えているか、こういうことで見て歩いたわけですが、その時代においては六四ブロック、あの近辺に相当生えております。今回視察をいたしますとあの近辺には非常に少なくなっていると、こういうことでブタクサそのものは減少しておりますけれども、ブタクサの一種でございまして、特に浅川の川べりとか、また平山台とかそういった方面に昨年においてもかなり発生されております。本年においてもすでにかなり成育されて伸びてきております。早いうちにこれを退治すれば非常に効果的だと思うんです。花粉のあれが、害があるわけですが、課長さんも計画立っていることだろうし、担当の部長のほうでどういう腹づもりでいるのか、計画でいるのか、もしわかればお知らせ願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　ブタクサにつきましてお答えをいたしたいと思います。

ご案内のとおりブタクサにはブタクサそのものと、それからクワモドキあるいはセイタカアワダチと、こういうふうな種類がございますが、ブタクサというそのものが、私は前に米沢議員の質問でしたから二、三年前と思いますが、その時代から見ますとこのブタクサそのものは非常に減っておるということが言われると思うんです。

実はこの五月の初めごろ市内一円をブタクサがどういう所に生えているか、こういうことで見て歩いたわけですが、その時代においては六四ブロック、あの近辺に相当生えております。今回視察をいたしますとあの近辺には非常に少なくなっていると、こういうことでブタクサそのものは減少しておりますけれども、ブタクサの一種でございまして、特に浅川の川べりとか、また平山台とかそういった方面に昨年においてもかなり発生されております。本年においてもすでにかなり成育されて伸びてきております。早いうちにこれを退治すれば非常に効果的だと思うんです。花粉のあれが、害があるわけですが、課長さんも計画立っていることだろうし、担当の部長のほうでどういう腹づもりでいるのか、計画でいるのか、もしわかればお知らせ願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　ブタクサにつきましてお答えをいたしたいと思います。

ご案内のとおりブタクサにはブタクサそのものと、それからクワモドキあるいはセイタカアワダチと、こういうふうな種類がございますが、ブタクサというそのものが、私は前に米沢議員の質問でしたから二、三年前と思いますが、その時代から見ますとこのブタクサそのものは非常に減っておるということが言われると思うんです。

実はこの五月の初めごろ市内一円をブタクサがどういう所に生えているか、こういうことで見て歩いたわけですが、その時代においては六四ブロック、あの近辺に相当生えております。今回視察をいたしますとあの近辺には非常に少なくなっていると、こういうことでブタクサそのものは減少しておりますけれども、ブタクサの一種でございまして、特に浅川の川べりとか、また平山台とかそういった方面に昨年においてもかなり発生されております。本年においてもすでにかなり成育されて伸びてきております。早いうちにこれを退治すれば非常に効果的だと思うんです。花粉のあれが、害があるわけですが、課長さんも計画立っていることだろうし、担当の部長のほうでどういう腹づもりでいるのか、計画でいるのか、もしわかればお知らせ願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　ブタクサにつきましてお答えをいたしたいと思います。

ご案内のとおりブタクサにはブタクサそのものと、それからクワモドキあるいはセイタカアワダチと、こういうふうな種類がございますが、ブタクサというそのものが、私は前に米沢議員の質問でしたから二、三年前と思いますが、その時代から見ますとこのブタクサそのものは非常に減っておるということが言われると思うんです。

実はこの五月の初めごろ市内一円をブタクサがどういう所に生えているか、こういうことで見て歩いたわけですが、その時代においては六四ブロック、あの近辺に相当生えております。今回視察をいたしますとあの近辺には非常に少なくなっていると、こういうことでブタクサそのものは減少しておりますけれども、

○十六番（秦　正一君）　クワモドキというブタクサ公害の、ブタクサの一種というふうにして総体的にブタクサということばを使ったわけですけれども、いずれにしても相当昨年あたりからふえてきているわけです。結局花が散って、又それから種が落ちてものすごい勢いで繁茂する、要するにふえるわけです。生殖するわけです。

いずれにしても本年度は昨年のようなことのないように、私は全部をやれということを言っているんじゃなくて、河川敷であればおそらく手続きもいるんだろうし、それだけの手を打って、また市道の周辺であれば市のほうでどんどん消毒するなりいまのうちに手を入れてやると。草刈条例ももちろん適用されるだろうし、いずれにしても今年度においては昨年のようなことのないように、七月初旬という時点で消毒するということでありますので、一応このくらいにしておきます。

質問を終ります。

○議長（大下　博君）　これをもって十三の一、公害対策に関する質問を終ります。

次に、九の一、西部地区開発についての通告質問者三浦重春君の質問を許します。

（二十七番議員登壇）

○二十七番（三浦重春君）　ご指名によりまして、日程に従った九の一の質問をさせていただきます。いま議長が西部開発についてと申しましたが、西部地区の開発ということでございます。

最近、市役所が何か移転して新築するというふうなうわさがちまたに流れております。私どももその話しを聞いているわけでございますが、膨大な市財政を組んで市役所をつくると、説明によると十五億ぐらいかかるということでございまして、一応起債とか補助金もあるんでしょうが、市の自己財源も出す、しかも起債はいずれにしても二十年なんなりすれば払わなきゃなんないと。利子を含んで払うということで膨大ということはそのことを言うわけですが、そういうことをして市庁舎をつくると、市庁舎をつくるということは単に市役所の職員が住むだけでなくして、そこで仕事をするだけでなくして、あるオープンスペース、あるいはあるスペースを市民のために提供してつくりまして、市民集会所的な役割りも果すというふうなことであるんではないかと私ども判断するわけでございまして、非常にその点では早くつくっていただきたいと、現在のようじゃしょうがないというふうな気持があるわけでございますが、住民の一部には、それよりも前に、一つ私どもの地域社会を開発していただけないかというような気持が多分にありまして、デラックスな市庁舎をつくるということに対してそねみを持ち、あるいはあんな所につくってもしょうがないんだと、むしろ抵抗の立場に立つというふうな方もいらっしゃるわけでございます。

○議長（大下　博君）　秦正一君。

これは、とりもなおさず、市役所に来るのにいくら市民にオープンにしても、その人たちが使えないという状況になってしまってはそういうことばが起こるのは当然だとこういうふうに考えるわけでございます。

現在の状況におきましても、市の社会福祉センターと、これが有山市長当時多摩平にできまして、市民全部が使えるんだということで非常に構造といたしましては年寄にも使え、あるいは子供にも使えいろいろなものに使えるというふうなことで、非常によろしいということで賛成もしつくったわけでございますが、結論的には多摩平の住民とあるいはその周辺の方々だけがほとんど使えて、後は何にも使えないと。百草、高幡のほうからもその他の所からもなかなか使いにくい所だということで、地区に大地区センターをつくっていただきたいとか、福祉センターをつくっていただきたいとか、そういう要望が出ておるのが現状でございます。

なお、市立病院におきましても、一応多摩平に伝染病院の跡地を利用して、伝染病院の空地を利用して市立の病院をつくったわけでございますが、これが本当に利用するのはだれかということになりますと、これは多摩平のやはり周辺であり、やはり立地的にその立地されたところの周辺のものがほとんど、それから、さらに八王子の人だと日野市一億の財源をそれに投じても八王子の人が二十五%も利用している。何か私どもの市民の一部ではおかしいんじゃないか、そんな八王子の人が日野市の一億を食うくらいならば東京都に差額ベットを、ベットをもらって、東京都は何か話しによると都の公立病院に対しては、都立病院に対しては百五十万くらい一ベットでよこすとわずかに市には二十万程度のベットの補助金ではおかしいんじゃないかと、こういうふうな考え方を市民が持って、むしろもっとより以上に、一億の赤字が出てそれの補てんするのに一般市民の財源だけでなくして東京都のほうに強く要望して、さらに東京都立病院の少くとも三分の一程度はいただくように努力すべきではないかと、このようなことを利用している人はまだそれほど言いませんが、利用しようとしても、し得ない所の遠隔地の方が相当申されておることを私は聞き及んでおるわけでございます。なるほどもっともだと思います。

確かに今度の市庁舎も市民全般に喜ばれる市庁舎でなければならないとかように考えておりまして、いろいろとお聞きするわけでございますが、確かに予定地といたしましては市の中心だということでございまして、地理的には実質距離は中心でございましょう。しかしながら、ちょうど、例を申しますと岡山と青森は東京駅から見るとちょうど同じ等距離にあると。しかしながら等距離にあるから東京が岡山と青森の真中だとは私は言い切れないと思うんです。これは例えば岡山には四時間で行ってしまうと、来られるとこういう状況でございますが、青森には同じ距離でありながら十何時間もかかる。なお、富山のごときは岡山との半分ぐらいだと思うんですが、実際には十何時間かかるということで、これはいわゆる実質距離と名目距離は違うんだろうと、こういうことでやはりあくまでも実質距離と名目距離を合わして、そしてそのところにつくるならば市民全般が喜ぶものができるというふうなことで、そういう考えの中からもいわゆる市庁舎についてもその他の設備についても、その辺境の地と申しますか交通の不便な所から出て来る人は非常に、市立病院も使えなければ社会教育センターも使いにくい、市役所のいい設備も使えないんだ、というふうなことの中から不満が起こるということでございます。

私のこれから質問しようとするところは、その不満の一端を買っておる場所の点につきましてどのような開発をしていただけるかということをその早期開発の実現ができ得るように願いを込めて質問するわけでございます。

その地区は、先ほど表題にもございました日野の西部の地区でございます。西部の地区と言いますと、町名地番から言いますと確か西平山地区とそういうふうに一応、それだけではございませんが、西平山地区が主たる地区と。したがいまして自治会の名前で言いますと大和田、豊田団地、大平、川北、あるいは中込、鉄道官舎の付近と武蔵台、こんなようなところが場所でございます。

昨年十二月末の一般質問にこれは出したものでございまして、その後どうなっているかということで、再確認の意味で、なおいろいろと市民施設ができる中でそれが利用できないとか、あるいはいろいろと交通の不便、あるいはその他道路の不便によって住民生活が何か置き去りにされているような、陸の孤島であるような場所であるというところから、何とか地域エゴではございませんが、そういうところの開発を願いたいと。こういうわけで再質問するわけでございます。

内容的に申しますと、その西部地区の道路の整備をしていただきたいということとこれはもうすでにわかっていることと思いますが、バスの路線を新設していただきたい、延長してしただきたい。それから国鉄の駅をつくっていただきたい。それと付け加えて幼稚園が非常に遠くて不便だから何とかしてもらいたい。それから下排水の問題。このような点にしぼられるわけでございます。

まず、道路の整備につきましては先般、十二月に私、説明したわけでございますが、いずれにいたしましても滝合小学校が一昨年できまして、それによっていままで一番はじめ平山の小学校のほうに行っておった大和田地区の方が、交通が危ないから、いわゆる踏み切りを通ると危ぶないから六小のほうへ行きなさいと言われて六小に行き、今度は近い所だから滝合小学校へ行きなさいと、またまた踏み切りを超えさせられるというふ

うなことでだいぶ地元の人がいろいろと問題点が起こりまして、市のほうや議員の皆さんも努力したわけでございますが、幸いガードレールもつくり、踏み切りも若干拡幅し整備しさらに警備員を置いたと、二人の警備員を置いて子供の交通の安全をはかったということで非常にけっこうなことでございますが、そのためにガードレールを道路を拡幅せずにガードレールができたということで、道路がいわゆる車道の部分が狭くなったと。したがって車が往復、交差するのに非常に事故の発生の可能性が多くなって、現に事故も出ておるという状況でございます。

特に、お勤めの方があそこを年中、朝晩通りますので、朝などやはり時間的にも問題点がありまして急いでいらっしゃるんでしょう。そういうわけで、非常にその交差するのに待ったり待たれたり、あるいはまた無理に飛び出したりして事故も起こるし、精神的にも状況がよくなくして、お勤めのところに行きましても何か精神が高揚しておるというふうなことでは仕事にも差し支え、またその間事故があってもたいへんだということで、これはどうしても拡幅しなければならないというふうなことで、それを開いておりまして、そのときの状況では拡幅は四月に開発公社をつくりますから、その公社の予算をもちましてさっそく手をつけますというふうに一応言っておりますが、四月もすぎましてもうすでに六月でございますが、どのような仕組みをもって対処されておるか。その点の再確認をしたいという点を再度質問するわけでございます。

なお、国鉄の駅につきましては、いわゆる東京駅から、これもまたご存じだと思うんですが、東京駅から神田、お茶の水、とんとんと下ってまあ高尾までまいるわけでございますが、その間ほとんどの駅の間が約二キロであると。もっと狭いところもありますが長い所で二キロというふうになっておりますが、たまたま国分寺・国立、小金井・国分寺という場所がそれ以上あったわけでございますが、それも東小金井とかあるいは西国分寺というのができまして二キロ以内に入ってきたということで、長いところはもう豊田と八王子の間だけだとこういうことになっております。しかも旅客の数から考えましても工業団地あるいはその他の住居の進展によって現在五千名以上、そこに駅をつくれば乗降客があるんではないかとかように考えるような状況でございます。そういうような中から駅をどうしてもつくっていただきたいというのが念願であり、なお豊田団地の住民の方は東京都の住宅供給公社の造成をしたところでございますが、その造成のときにここに駅ができますからということを言って、住民もそれを期待しながら買ったというふうなことを聞き及んでおります。

なお、その駅は、現在つくらなければちょっと問題が起こるということは中込の踏み切りのところが、大踏み切りの横にあるわけでございますが、中込の踏み切りを閉鎖したいというのうわけで出しているわけでございます。

なお、それと同時に、道路を拡幅すれば当然大踏み切りを拡幅しなければならない、大踏み切りを拡幅するには相手が国鉄でございますので、ある程度の時期も問題になるでしょう。そういうわけで道路だけ広がって踏み切りだけが狭いということになるとさらに事故の関係が出てくるということで同時に、やるならやらなきゃならないと。それにはいち早く着手して交渉に向かわなけりゃならないということで、その大踏み切りの拡幅につきましてもどのような交渉の経過をたどっていらっしゃるか、その点をお聞きしたいというわけでございます。

なお、循環バスの問題でございますが、もうすでにおわかりと思いますが循環バスは現在帝国人絹の東京研究所のところで折り返えし運転をして豊田駅まで往復しておるわけでございますが、それと豊田団地並びに滝合小学校の通学路、さらには国鉄官舎の横を通り都市計画街路に出て、それから豊田へ帰るというふうな非常に小回りではございますが、そういうことをすれば非常に地域住民が足の便で助かり、お買物にも通学にもあるいは通勤にも非常に便利であるというところから、できないことならともかくもできる可能性があるということを地域住民もにらみ、また市役所のほうでもそれは考えられて、何とか考慮しますということを先般お答えをいただいたわけでございますが、その後の状況がどのようになっていらっしゃるか、その

が国鉄の考え方でございます。なぜならば立川の、たまたま普済寺の下と同じような状況で、下り列車あるいは下り電車が通った場合にあの踏み切りでもしも事故があった場合には十車両がそっくり浅川のほうに飛び込んでしまうと、大きな事故になってしまうと。それが何とか中込のところは踏み切りを閉鎖したいというのが実態でございます。それを防ぐには立体交差をするか何かでなければならない。ところが立体交差する場所としても非常に好適な場所ではないというところから閉鎖に踏み切られる可能性があるんだと。

反面、地域住民はあの踏み切りを閉鎖されては困るんだと、あれは生活路だということで大きな反対が起こり、いずれそういうふうな状況になりましたならば日野市の理事者も非常に困るような状況になるんではないかとかように考えます。したがいまして何とかこれを打開するにはやはりその駅をつくらなければ打開できないんではないかというふうな考えの中からも、あそこに駅をつくっていただきたいという要望をかなえてやって、でき得る限り住民の便になるようにしていただきたいということでやったわけですが、これは非常に難しいということで一応、お答えをいただいたんですが、しかし難しいと言ってもやらないというお答えではなくて、もっともやらないと言うんならまた理由を聞きますが、やらないと言うんでなくて前向きの姿勢でやりましょうということなんですが、国鉄も旅客誘と

かその他いろいろありますが、そういう方面に対してどのような交渉を持って現在いらっしゃるか、その点を確認いたしたいとかように考えておるわけでございます。

なお、幼稚園の問題ですが、幼稚園も、保育園は実は六四プロックのところにできまして非常に喜んでおるような状況ですが、あそこはかなり子供にとっては、幼児にとっては遠い所でございます。できるならば幼稚園と保育園なら保育園の間隔を見ましてもさらに近いところに欲しいということでございますが、しかしそうたびたび保育園を要望するというわけにはいきませんので、幼稚園を一つ例にとりますと幼稚園は近くにはないわけでございます。多摩平の幼稚園あるいは平山の幼稚園、そのようなところほとんど送り迎えがなくしてすべてお母さんが行っているというような状況で非常に遠いところでございます。なお、送り迎えのあるのはこばと幼稚園て言うんですか、保育園ですかあれは。こばとさんが送り迎えをしていただいているだけで、あとは全然つれていかなきゃならないというふうな状況で、非常に時間的にもまた子供の疲労度におきましても苦労させられているということでございます。そういうわけで、何とか幼稚園をすぐにつくっていただきたいということがもう一つ。

最後に、下水の問題でございますが、先ほど市長も下水の問題については前向きにやっていらっしゃることを私も聞きまして安心しているわけでございますが、その中にも下水をなるべくその下水が流れないとか、汚水が出ないように上澄みを流すようにと、こういうふうなことをおっしゃっていますが、上澄みを流せるような状況ならまだいいんですが、上澄みを取っても流せないと、雨が降れば一ぱいになってたいへんだと、子供が遊んでてふたをしなければその中にもぐり込んじゃって死んでしまうというふうなこともあるような、いわゆる吸い込みの下水があります。たくさんあります、あの地区には。そのような状況をどのようにしていただくか。これは何かチームがあるそうでございますが、そういうチームを利用してさっそく調べて何か対処するというふうなことで、なるかどうかわかりませんが、何かそういうことをあるいはもうすでにチームはつくられていると思いますが、どのような把握をされてどのような対策をしようとされていらっしゃるか、その点をちょっとお聞きしたいと思います。

かいつまんで申しましたが、もう再質問でございますので簡単に申し上げます。以上でございます。ご回答をお願いしたい次第でございます。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を願います。

それでは三浦重春君の質問に対して答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　ただいまの三浦議員さんのご質問でございますが、西部地区の開発についてというご質問でございます。私も担当いたしますものにつきましてお答えをし、あと、関係部長のほうで補足していただきたいと思います。

いまも、ご発言の中にございましたように、確かにいまの一般質問のことにつきましては昨年の十二月に一般質問があった、私も承知をいたしております。で、いまご質問の内容の問題につきましては、これはたいへん古うございまして昨年の七月の十六日に確か西平山地区の総合開発に関する請願ということで、地域住民の方から請願がなされ、議会におきましては同年の十二月の五日に確か採択になっておるわけでございます。この地元の、いわゆる請願の内容も、いま三浦議員さんおっしゃられました内容とほとんどかわってございません。道路の拡幅、それから市道への移管、バス路線の変更、駅の新設をして欲しい、この四項目の確か請願が提出され、採択になっておるわけでございます。

で今、三浦議員さんの第一点のご質問から第六点までに関係いたすことでございますが、これは後ほど、あの地域の、何て言いますか、考え方につきましては都市計画部長のほうからお話しがあろうかと思いますけれども、この全体的な考え方に立たないと非常にご質問の内容のことは、非常に消化しにくいという、私ども考え方を持っておるわけでございます。

たいへん、昨年、ご質問者の三浦議員さんにもお話しいたしました、例えば大和田のグラウンド、子供の遊び場をやるんだということでありますと、市単独でいろいろできるわけでございますけれども、何せいまのご質問の内容からいきますと他の機関にいろいろ働きかけなければならない問題がたくさんございます。

で、前置きはさて置きまして、道路のことでございますが、後ほど都市計画部長のほうから大まかなお話しがあろうかと思いますが、その中で私は解決していきたいという考え方を持っているわけでございます。確かに十二月の時点のご質問に対しましては四月一日発足するであろう日野土地開発公社によってというお答えを確か申し上げております。その後、私も忘れてはいないわけでございますけれども、そういう総合開発の中で考えていかなけりゃいけない問題だなあということで、まことに申し訳けないわけでございますが、まだ買収に手はついておりません。これが道路のことでございます。

それから、バスのことでございますけれども、実は、あのご質問のバス路線は管轄は京王の八王子営業所でございます。私も、それから私どもの担当者も八王子営業所の所長を訪ねまして、いまご質問の点、ほかの地域もございますけれども、いろいろとお話しをしたわけでございますけれども、京王側といた

しましては目下のところ、いわゆる民間バスと言いますと京王しかございませんので京王に交渉したわけでございますけれども、京王のバスの運行の考え方といたしましては、バス路線をなるべくふやさないという方針で臨んでおるということでございます。これは本社の水野という課長もそう言っておりましたけれども、基本的に、もう路線をふやさない基本方針でございます。狭隘な道路の運行はなるべく一つやめさせていただきたいという方針でございます。こういうことが八王子営業所ならびに本社のほうの考え方でございます。したがいまして、いまの現時点ではあの豊田のいわゆる大和田団地と言いますか、大和田団地の中にバスを入れるということは非常に難しいということでございます。

これは別な角度でございますけれども、例えばバスの停留所を一つふやすについても非常に臨路があるようでございます。ということで私も事情を京王から聞いてまいりましたけれども、そういう事情で私鉄バスの運行は非常に難しいだろうということでございます。これが二番目のお答えになるかどうか。

それから、三番目の駅の新設関係でございますけれども、この点も決して私どものほうでも忘れておるわけじゃございません。この駅問題こそあとで都市計画部長のほうから話しがあろうかと思いますけれども、そういう中でどうしても解決していかないとこれは不可能だという判断をいたしております。まあ、私どもも助役を中心といたしまして、話しは別でございますけれども日野駅の問題にいま取り組んでおります。駅の改修ですら国鉄では相当数の個所が全国にはあるそうでございます。ましていまご質問の件は新設の駅でございます。どうしても新設をするということであれば用地の確保並びに駅舎の確保はどうしても当該市町村でせざるを得ないだろうと。筋違いではありますけれどもそうしなければとても促進はできないというのが現状でございます。そういうことで、総合的に先ほど三浦議員さんおっしゃられましたような自治会名、おっしゃられましたけれども、そういう総合的な開発に絡んでの問題をやりませんとどうしても駅の新設は不可能であろうと。決して忘れていて放置をいたしておるわけではございませんけれども、いろいろお尋ねをしてみればそういうことがキャッチできるわけでございます。それが三番目の問題でございます。

それから、四番目の幼稚園の問題でございます。確かに保育園につきましては今年四月平山台の六四街区にオープンをいたしましたのはご承知のとおりでございます。これはいまの本議会の中でも市長並びに私どものほうからもお話しをした点がありますけれども、実は六四街区の中には幼稚園を実は予定をいたしておるわけでございますけれども、薄々ご承知かと思いますけれども、東京都のほうで幼児教育研究所の設置をするということで調査費を東京都の予算で本年度組んでおります。すでにその調査会も発足をいたしまして、その結論が近くでるだろうと、私ども期待いたしておるわけですが、この結論を待ってこの幼稚園問題については考えていきたいというふうに考えておるわけでございます。なぜならばその幼児教育研究所の中に大まかなプランかもしれませんけれども、保育園・幼稚園というような要素も入っております関係で、いま、その結論を待っておる状況でございます。そういうことで幼稚園問題については一つご了解をいただきたいと思います。

それから、下排水の問題につきましては後ほど他の部長のほうからお答えをいたすと思いますので除かせていただきまして、六番目の大踏み切りの問題でございますが、これもご指摘のとおり踏み切りを道路の中から拡幅したって踏み切りが狭くていけないということはよくわかります。これは建設部長のほうでもおりおり国鉄側とも別な角度で折衝に当っておるようでございますが、先ほど冒頭申し上げましたように総合的な問題を考えないとやはりこの問題は無理であろうとこういうふうに思っておるわけでございます。

そういうことで、決してご指摘の点は放置をいたしておるわけではございませんで、常に気にはしておりますけれども、そういう状況でございます。ご了解をいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　それでは引き続いて補足説明ありませんか。建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　平山都道十三号だと思いますが、これの拡幅につきましては前々から話しがありました。しかし地域の区画整理の話しが若干、ぼつぼつ聞いておりますし、そういうことと合わせて考えなきゃならない。ご指摘の大町踏み切りでありますけれども、これを若干広げるときにも相当何回も国鉄の安全施設課のほうに行きまして交渉した経過があります。その拒んでおりました理由は二・二・八と言いますか、都市計画街路が来る予定になって中央線を立体交差して一・三・一に当る計画路線があるわけですが、こういうものをまず考えるべきであると。平面交差をすることは二重投資になるから、また、国鉄当局としても協定によって幅員分は、幅員相当分は立体交差もちろん持つんだと、こういうようなことでなかなかその当時難航いたしました。したがって、今回さらにそれを拡幅するということについてはそういう計画路線がすぐそばにある関係からなかなか難しいだろうとこういうふうに実は思っております。

それから、そのほかの平山の官舎の関係で国鉄の用地契約課のほうが窓口になっておりまして、駅の新設改修、これは日野駅のものも関係ありますから、ちょうど私、知っている人がおりますので交渉してみたんですが、現在日野の駅のようなと言いますか、改修をしなけりゃいけない、近くでは西八王子の駅のようなもの、大体国鉄で千件あるそうですが、その千件はほ

とんど地元負担でやるよりほかにないんだと。この近くで淵野辺の駅が橋上本屋になりまして一億八千万かかったそうです。組合施工のような形でしたそうですけれども、駅長室並びに駅員の詰め所まで含みまして橋上本屋にして全部国鉄に寄付したと、こういう事例があるそうですが、そういうことからいきましても新設並びに改修、そういうことについては一切地元負担でお願いをしたい、こういうような話しは実はしております。

ただ、問題の中込踏み切りの関係につきましては、国鉄もこれは施設が違いますが交通安全課のほうでは一様に危惧をしております。したがって踏み切り相当、こういうものについては負担金を出して早く立体交差にして大町踏み切りと両方解消するような施策をしてもらいたい。それぞれの立場立場で国鉄のほうの言い分を言っております。

いま、早急にこの問題を解決するならば、あの地域一帯を区画整理をしまして換地をし立体交差をする用地、いわゆる道路幅を設けまして立体交差することによって合わせて駅の問題等も考えるべきではないのか。それは区画整理のほうの関係ですけれども、道路問題の解消につきましてはやはりそうするよりほかに問題の解決の方法はないんじゃないのかということは区画整理の本当の本意があるかどうかによっても左右されるわけですから、そういうものも都市計画の方で見極めた中で判断をし実現をすべきであろうとこういうふうに思います。

○議長（大下　博君）　都市計画部長。

○都市計画部長（中島武男君）　それでは都市計画部長からお答えいたします。

前年の十二月に確か三浦議員さんからもご質問ありましたんですけれども、そのときにもちょうどその時点に東京都の住宅局、こちらのほうから区画整理というような話しが持ち上っていたところであります。そのときにそういうお話しを確かこの本議会でご説明をしたと思います。まだ非公式でございます。非公式で申し上げますのもまだ完全にということじゃございませんので、あくまで非公式でお聞き願いたいと思います。

これは三浦議員さんも特にご存じだと思いますが、確か前の、前々議長の平山の馬場淳吾さんが議長さんの当時、平山台、まあ西平山、いまの西平山ですね、この地区を区画整理をしたらどうか、組合施行をしたらどうか、というような話しが持ち上りまして一頓挫を来たしたことがございます。それ以来ちょうど七・八年を経過したわけでございますが、そういうこともございまして、いまのままでいきますと当然スプロール化も起こり得るだろう、もう起こっております。

それから、全体的な中で考えますと、市の全体的な中で考えますと小学校の学校用地をどうしても一校つくりたいという内々の学校当局のほうからもございます。そうしますといまのような土地買収の方法でいきますと非常に学校用地の買収は簡単

にはいかない、まあ口では安いようですけれどもとても一朝一夕にはいかないとそういうことも考えておりました矢先、たまたま東京都の住宅局、住宅局です、東京都の住宅局が市の、自分の土地でもないのに、自分の管轄区域でもないのに住宅局がやるということはいままでに東京都では練馬のほうに一個所あったのみだということであります。

ですからここで仮りにできると仮定すれば二番目になるだろうということでございますがただ、東京都はまだ公式に地元の皆さん方にご説明会をしたことではございません。それは東京都が非常に心配しておりまして、東京都の考え方でいきますと、地元の皆さま方の考え方が、権利者ですね、権利者の皆さま方がどういうふうに考えているかということをまず知りたいわけです。

そこで、市としてもたまたま皆さまご存じのように平山台が終り四ツ谷下が終り、ここで万願寺にかかりたいとこういう矢先でございます。万願寺はかなり大きな面積でございます。したがいましていまの十七名の区画整理の職員ではとうていほかの所に手をつけるということは不可能であろうと。そういうことで渡りに船ということばはちょっと行き過ぎかもしれませんが、東京都がやってもらうんなら援助員程度のことはしてもいいんじゃないかというのが、そういうような事務当局の考えですが、もちろん理事者のほうにも話しまして東京都の考え方を

一応打診したところ、地元の皆さん方が、権利者の皆さん方がご希望があればぜひしたいんだと、こういうことでございましたので、確か五月の初旬でございましたか、平山の、いまの地域でございますが、一応地主さん、かなりの地主さん、大体二十名程度、これにはご存じのように、いまの国鉄の西の一帯は八王子の所有者が非常に多いんです。ほとんど七割方八王子の人でございます。面積も七〇％以上は八王子の方でございます。そういう関係で非常に関心を得まして、八王子の方も七名から八名ぐらい、みんなで日野の住民が十二、三名でございます。

そして、意向を、要するに懇談会ということで、どういうふうにお考えでございますか、ということをまず東京都がこういうことを考えてきたけれども、皆さん方はどういうお考えを持っているかお聞かせ願いたいということで、非公式でございますが説明会を開いた、説明会というよりもむしろ懇談会でございます。そういうことでご説明したところ、当然学校も欲しいし、それからいまの大きな面積の所は袋小路が非常に多い、当然家も建てないと、建てられないという理由もあるからでしょうけれども、もうこの時点で開発をしなければならないだろうということは皆さんもよくわかっているようでございました。

ただ、そのときにはあそこの、要するに一部のものだけでなく、企画といたしましてはいま頭の中でご説明申し上げますと滝合橋の路線ですね、滝合橋のまっすぐの路線が鮫洲源に出ま

す国鉄の官舎のほうにぶつかっていく道がございますね、十三号線ですね、ぶつかる所が十二号線です。あの十二号線に沿って国鉄のちょうど西の道路にぶつかります。それから藤和不動産の武蔵台ですね、武蔵野台団地です。これを外して国鉄の駅の西側ですね、そこから線路を中込の踏切まで、それからずっと滝合小学校の下のほうまでを含めて地域としてはやりたい、ということでご説明があったのでございます。

そういう関係で住宅地だけでなくそういう広い面積でありますので、地区別にできるだけそういう意向を一つ、皆さん方に打診をしていただきたいんだ、こういうお話しがございました。そういう関係で東京都にもその意向を過日話しを持ってまいりまして、東京都の考え方をまず打診をしたところ、皆さん方のそういう意向であれば、まだ具体的にはもちろんはかっておりませんけれども、一部の者はやるべきだろうということでございましたが、全員、いわゆる権利者、借地権者、それから借家権者そういう皆さんにお集りを願いまして、三ブロック程度にお分けいたしまして説明会をしてみようと、こういう段階になったわけであります。

この懇会が終りましたら、一応案を持ちましてこれを、説明会を一応する予定でおります。その結果が先ほども企画財政部長が言いましたように、区画整理が可能ならばそれは非常に早い時点で道路の拡幅そのものはできると思います。

しかし、ご存じのとおり、区画整理については非常に長年月かかります。したがいましてその間のご不便その他等もございます。市が施工するわけではございませんので、その辺の援助あるいは市が力を入れてやるというふうなことも必要になってまいりますので、その節は区画整理としても十分に皆さん方のお考えを一人一人見つけましてそれで援助していきたい、かように考えております。いまの段階では、これはあくまで非公式でございます。まだ東京都には……、やってもよろしいということになれば東京都が出てくると……。

以上でございます。

○議長（大下　博君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　各部長のいろいろなお話しを承ったわけでございますが、何か非常に話しがばく然として全然具体性がないということなんですよ、それでね、例えば例を言えば幼児教育の研究所がちかくできるようになっているようですなんて言ってね、何だか皆目見当がつかない。いついつ日にどういうふうにいって、どのような交渉をしてどうなったんだと、こうなんだとなぜ言えないのかてんですね。この前高橋君がちょっと聞いたときに、そのぐらいのことは知っていますって言うから私、あえて言わないで引きだそうとしているわけなんですがね、そんなことは知っていますって言われたらはからしいからね、言うのは。あなたのほうで知っているだけのことを言ってもらいたいと思うんですよ。それから、私聞きたいと思うんですよね。

それでね、いまの話しによると、西平山のほうの、いわゆる日野の西部の地区はまずいまの人が生きている間は、全然市の行政が行き届かないというふうに言わざるを得ないとこういうふうに感じるわけなんです。少くとも私が生きている間はだめでしょう。何か区画整理がそのうちできるようですからなんて言ってね。大体区画整理というのはやりだしてから十五年ぐらいかかるんですよね。道路がつくりだすにも六・七年かかると思うんです。そういう中でそれがしかも区画整理の地域決定してありますとか言うならまだいいんですが、そのうち、しかも自分でやるつもりならまだいいんですが、東京都の住宅局が、何てことなんですよね。

それで、確かにあそこは八王子の人がたくさんいるんです。八王子の議員さんもいらっしゃるし、土地を持っている人もいらっしゃるし、いろいろいますが、私ども交流があるわけですが、どうも都営住宅に対しては抵抗があるということで、なかなか住民の人がはっきりした意志表示をしないわけなんです。だから、これは非常に困難じゃないかと思っているんですよね。でしかもその困難ということがすでにもうさっき答弁した方は知っていると思うんですよ。だいぶこれはたいへんだぞというわけでね。それでいながら、しかも市役所では職員が現在いないんだと。とても十一名ぐらいでは現在の陣容で万願寺の区画整理をすれば一ぱいであとはもうほかはできないんだということでやれないとすれば、東京都におぶさらなきゃならないということになるでしょう。あるいは組合施行でやらなきゃならないということになるかもしれませんが、地元の住民の不便というのは先ほど言ったとおりたいへんなんです。ほんとうに、市役所ができ、例えば駅が一億八千万かかるんですと、相模原かな、どこかでかかったというんですが、その一億八千万ぐらい、その日野じゃ出せないのかと。十億も市役所の金、出すくらいなら一億八千万ぐらいなんで出せねえんだと。われわれのほうにだって少くとも人口一万ぐらいいるんですよと。もっといると思うんですよ、利用者はね。一万じゃきかないと思うんです。夜間人口でね。昼間人口入れりゃもっと多いわけです、あそこは。

そういうわけで、けっこうやっぱりそういうことについて問題点が出るわけなんですよ。ですからね、何だか知らないけど皆目見当がつかないようにばく然として、受身で、バスの会社へ行きましたらバスはどうも広いところじゃなきゃ通らないそうです。広くしたらいいじゃないですか。通すようにしたらいいじゃないですか。それを、どうも通らないようですって、帰ってきちゃって、これを地元に言ったら地元怒り出しますよ、むしろ旗立ってきますよ、これは。そんなこと言ったら。しか

も、ほかの議員さんもみんな、これは、ここは私は一部を言っているだけなんです。ほかの議員さん、みんなそれぞれの立場で循環バスを出せということを言っていますよ。

市役所だってそうでしょう。市役所ができるについては現在よりも交通機関が悪くなるから何とか道路網を完備して、バスぐらい通せ何てことになっているはずだと思うんですよ。当然、要望があるわけです。それもできないんじゃないですか、そんなことじゃ。もう少し、それこそ企業家のペースに巻き込まれていて、住民本位の政治をしなければいけないと、私はこれを考えるわけなんです。これはほんとうに、いまの回答は、まずバスに対しては住民本位の政治でなくして、企業家ペースに巻き込まれた、ほんとうに事なかれ主義な、はっきり言うと日和見的な政治であると、そう言わざるを得ないとかように考えるわけです。もう少しずばりと言って腹を据えて市民のためにがんばっていただかなければもっと前進した政治はできないと判断せざるを得ないとこういうふうに思います。

総合計画もそうです。何か総合計画なんて言ってですね、何かあるかと思って聞こうと思って楽しみにしていたんですが、企画部長は総合計画によってお答えすることです、何て言ってですね、どこで総合計画やるんだか、マスタープランの係りか何かいてやるんだか、総合開発でその地区をやっているんだか、全然その答えもないわけなんですよ。幾らか答えないと住民が心配で安心できないと思うんですよね。

そういうことで住民汚染の問題の拡幅の問題も区画整理で考えると言うんだけれども区画整理をやるというのはいつだかわかんないというならば道路の拡幅をしなければ、もしも事故が起こったら、自動車の接触事故が起こり、子供がちょいと飛びはねて、あるいは雨の降った日にかさをかぶっていて、子供だってふざけますからね、そのかさが自動車に吸い取られたと、手を折っちゃったということになったらだれの責任ですか。狭い道路を通よわせている市の責任だと私は考えざるを得ないんです。将来この日本を築いていく子供たちの命にも関係し、健康にも関係するということを考えたならば、単に純然と区画整理を待つんではなくして、道路の一本を十分にして、そしてガードレールがあるから事故はないんだということじゃないと思うんです。

そういうことが、やはり東京都とも連絡して、東京都が何か、この議会が終ったらお話しに上るそうです、ということなんですが、そんなことじゃしょうがないと思うんです。もっとも、話しに上ってうまくいくならいいけどね、それがいつだかわからないというんじゃ困る。しかも、それに対して市のほうでは東京都でやるならば、いま先ほど、地域を言っておりますが、その地域に対してどのような指示事項を出すつもりなんだと。この議会が終ったらすぐやるんでしょう。その指示事項ぐらい

言って下さいよ。

というふうなことで、もう一回、回答を願います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　三浦議員もよくご承知ですが、日野市のような自治体がこれまで総合的に全市を、という形で開発しようかというふうな机上プランを持って開発をしたということはないわけでありまして、ほとんどが、例えば多摩平の住宅公団の開発に依存をし、それから百草、高幡方面もやはり同様でありますし、それから他の丘陵地域の宅地造成も、これもまあ経済ベースの中で行なわれた開発でありまして、自治体の力というものはそういう力がないということはよくご承知のとおりでありますが、私もたいへん残念だと思っております。

それで、例えば、いま一例に上がっております西部の地域、これは豊田団地があり、それから古くからは大和田、それから大平というふうなかつての農村であった時代の市民が相当数いらっしゃるわけです。その、一たび住まわれた市民の立場からしますと交通機関に不便である、これは当然、また実感として出るわけであります。

しかし、その交通をよくするための手段、つまり道路でありますとか、あるいは交通機関でありますとか、これまた市が直接に、なかなかやり難いわけでありましてこの、仮りに道路をよくするにしましても地主さんの買収に対する、応じていただかなければならないということが前提にありますし、それからこの地域が、いま見通しとして何か、何にも一つも住民の利便になる方法が考えられていないというならば、これは仮りに少々姑息の手段であっても何らかの手を打っていくということが必要なわけでありまして、確か日野市で企画した当時は道路買収でもいたしまして、用地買収でもいたしまして少なくも道路の側線化あるいは拡幅というようなことはしなければならないというふうに考えておったわけであります。

それで、いま先ほど都市計画部長が言いましたとおり、たまたまそういう機関から一つの何と言いましょうか、日野市内の比較的まだ広く農地のある場所、そういうことを図上で選んで、そうして一つの大きい開発をしようかと、そういう考えが浮かび上っておると。それに対して一番大切なのは権利者、地主さんでありまして、地主さんがどういう対応をなされるかと、そういう開発にまず応じられるかどうか、これまた、いま大きく何と言いましょうか、われわれがその開発に応ずるがいいとか、あるいは応ずるべきでないとか言うわけにもまいりませんのでおはかりをしておると。一つの、われわれの潜在する考え方としましてはそういう大きな力によっていま言われておりますような道路でありますとか、あるいは駅ということも用地を確保すれば一つの可能な方向が生れてくると。そのためにはどうしたって土地を確保するということが大前提になるわけでありま

す。

そういった大きい、何と言いましょうか、一つの選択を求められておると。その選択をなさるのはやっぱり一番、第一順序としましては地主さんであると。われわれとしましては、せっかくの機会でありますし、このまま放置しておけばどんどんスプロールが進行いたしますので、そういう他力本願でたいへん残念だけど、そういう力を借りてそうしてこちらが要求すべきことはきちんとその内容に織り込んでそうしてまたそれがとりもなおさずまた市民要求にも合致すると、こういうことをやりたいと、こういうふうに潜在的には考えておるわけであります。あいまいであるということは、これはやむを得ない現状であります。そういうまた、情勢の中でありますので何々をいたしますという明確なことがはっきりまだ打ち出せないということが実情であるわけであります。

したがって、三浦さんの言われておりますその方面の利便をはかるための、もっとまた大きいスケールの開発が、いま検討されておるということでありますので、その中にでき得べくはなるべく地主さんにも、薦めるというわけにはいかないと思いますけれども、正当なご判断を願って、そうしてまたみんなのお力もお借りして、そうして市の進むべき方向を決めていきたいとこういうふうに思っておるわけであります。

○議長（大下　博君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　いま、市長の答えで、これはやむを得ないと思うんです。私のほうは住民に常に密着しておりますので、いろいろと言われるんで、まあ発言するということになって、しかも状況はわかっておりますので、こういう、先ほど言ったわけなんですが確かにすぐにこうだとはなかなか言いにくい問題だと思うんです。したがって、できることならば一番前提に申し上げましたとおり、住民の皆さんになるべく成案を早く披瀝して、そうして協力もしていただき安心もしていただくということが一番大事ではないかとかように考えております。私は今回でこの質問は、いまはここで打ち切らざるを得ないわけですが、九月にはまた改めて再々質問を申し上げますので、その時点にはさらに成果あるお答えをちょうだいできるものを期待しながら終らなきゃならないような状況だとかようにに考えております。

その中で、最後に小さい問題でございますが、あのグラウンドが、八王子市の了解を得ましてできまして、現在子供あるいはおとなが利用させてもらっているわけですが、たまたまあのグラウンドの土が粘土のような土で、何か雨が降ると、最近の雨を見てもわかるんですが、雨が降りますと十五日から二十日ぐらい使えないような状況でございます。だからもちろん入梅のときは、現在は使えないでしょう。夏の降雨におきましても二十日ぐらいは使えないように、要するにぬらぬらぬらしてしまって、赤土よりもむしろ粘土に近いんじゃないかとこういうふうに思います。だから、何か対応策を講じて砂を入れてやるとか、何かの方法によって、入梅で毎日雨が降る場合はやむを得ないんですが、そうでない場合にはとにかくすぐに使えるような状況にしていただきたい。そうする気持があるかどうかまず一つ、お聞きしたいことと、

あそこは廃川敷だか河川敷だかよくわかりませんが、確か河川敷ではないかと思うんです。河川敷となると何か構築物という問題は問題だと思うんですが、仮設のトイレぐらいは置けないものかどうかと。というのはあそこにトイレが現在ないわけでございまして男は平気なんです。われわれもよく行くんですが男はトイレはなくたって大体小さいほうなら済ませるわけなんで平気なんですが、ご婦人の方は小さいほうも大きいほうも、これはそこに何かなければだめだと。そうなると、したがって近所のところへ借用に行くということで近所の人が非常に困るんじゃないかというふうに考えているわけです。困るということばも聞いております。そういうことでトイレぐらいは何か幾つかつくっていただいて処理していただいたほうがいいんじゃないかと思います。

この点どのような対策をとっていただけるか、最後に細かいことでございますが、二点質問いたします。

○議長（大下　博君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　お答えします。

大和田のグラウンドでございます。議員さんのおっしゃられるとおりに思います。早急に関係部署との協議をいたしまして対策を講じてまいりたいというふうに思っております。

○議長（大下　博君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　けっこうでございます。いま、両方答えたわけだね、二つともねはい、ありがとうございます。

そういうふうにとにかく、これはちょっとした問題ですが、各部長級はなかなかたいへんでございましょうが、少くとも部長というのは議会に出てきて解明をする役目でございまして、市長の側近でございます。いろいろとやっていると思うんですが、自分の関係部署はよく回って、建設部長なんか、よく、言うとひょこひょこすぐに飛び出してきてやっているんですが、ほかの人もみんなやっていないとは言わないんです。よくやっているようですね。しかしやっぱり落ちもあるでしょうね。だけどなるべく落ちのないようによく回っていただいて、それはもう、そうか、そういうことは私のほうではわかっているんだぐらいのつもりで答えてもらいたいと思うんです。

いずれにしても、この私の質問の開発は、先ほど市長も言ったとおり市独自だけでやれるもんではございません。したがいまして京王帝都のほうとか、あるいは国鉄のほうとか、その他

各関係のほうに連絡を密にしなければならないという事態がたくさんあるわけでございます。しかし、やはり市民の要望を心とするならば、それをできるだけ早く、自分の考えも述べてその関係方面とも接衝していただいて、そしてできるように、仕事ができ上るように努力していただきたいと、かようにお願いするわけでございます。

総合開発につきましても、成案がなるべく、この四つ、あるいは六つの要件を入れましたが、これが含まれまして、さらに大きな前進の中で成案ができるならば最も望ましいことである、ということでそれを期待しながら今回の質問は終らせていただきます。どうも……。

○議長（大下　博君）　これをもって九の一、西部地区開発に関する質問を終ります。

（「休憩」と呼ぶ者あり）

暫時休憩いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後三時四十三分休憩

午後四時十八分再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。質問を続行します。

十の一、子供の虫歯予防についての通告質問者、黒川重憲君の質問を許します。

（八番議員登壇）

○八番（黒川重憲君）　子供の虫歯の予防について質問したいと思います。

虫歯、あの痛さは、おそらくここにいらっしゃる方も経験していると思いますけれども、最近の子供たちの間に虫歯が非常に増大しております。十年前、二十年前に比較いたしまして子供たちの体格はどんどん、どんどん向上してきたわけでございますがそれに比例するかのようにこの虫歯が増大しております。子供たちの約九五％がこの虫歯に犯されていると言われております。

この虫歯の一番の大敵は何かと言いますと、甘味、すなわち甘いものでございます。しかし、現在のようにたくさんの甘いものがお店にはんらんして、しかも子供が甘いものを好むとなれば、ほとんど習慣的に全く無批判に子供が欲しがるだけ甘いものを与えている家庭がたくさんあるのではないかと思うのでございます。

確かに糖分は子供にとっても必要なものでございますけれども、通常子供がカロリー源を満たす糖、必要量は月に一キロから一・五キログラムと言われております。しかし、現状においては平均三・五キログラム近くも採っているわけでございます。チョコレート、チャンディー、キャラメル、ガム等のお菓子、

これらが大部分を占めております。これではどんなに大切な、体に必要なものであっても害になるのは当然でございます。

歯は体の中で一番堅い組織ではございますが、酸という大敵がございます。甘いものが口の中に入りますとたくさんの細菌や微生物によって分解されまして、これがすみやかに酸に変ってしまいます。そうしてこの酸とばい菌とが一緒になって歯を攻撃してくるわけでございます。

この歯の役目、これは申すまでもありませんが、食べものをかむという最も大切なものでございますが、かむことが十分にいかないために体が弱くなってしまう、こういった弊害も出てくるわけでございます。また、発音を助けるという役目もございます。しゃべる主体はもちろん舌でございますけれども、その発音を正確にするためにこの歯というものも必要なわけでございます。また、顔の発育を助けたり顔の形を整えたりする役目もあるそうでございます。歯が正しく生えるか生えないか。また、虫歯で子供の歯が痛められるかどうか。おとなになったときにその顔の形が変ってきたりするそうでございます。歯並びにも影響してきます。

この子供たちが、九五％以上の子供たちが虫歯に犯されているこの実情から、子供たちの最も基本的な健康問題として、この虫歯問題をとらえて公衆衛生的手段による虫歯の予防活動が必要となってまいります。

そこで、虫歯予防を目的としたフッ化物の応用について考えてみたいと思います。

フッ素というのは、原子番号九番目のハロゲン族に属する元素でございますが、天然にはホタル石等に含まれております。これは現在知られておるすべての元素の中で最も激しい化学作用を持っておる物質であると言われております。

それではなぜこのような物質が虫歯の予防に使われるようになったのか。こういった話しがございます。火山地帯に住む人たちの歯は非常に虫歯が少ないことがわかりました。これは調べによりますとこの人たちが毎日飲んでおる日常の飲料水の中にかなりのフッ素が含まれていることがわかったためでございます。このフッ素を飲んでおりますと色がついたり、歯が欠けてしまったり、こういったフッ素中毒というものも起こるわけでございますが、これを歯の予防のために、体に、歯に害にならないようにするには飲料水の中に一ＰＰＭのフッ素を入れれば、これは絶対に害のないことも研究されてわかっております。

このフッ素を使う方法といたしまして、直接歯に塗る方法やあるいはフッ素の水溶液でうがいをする方法がございます。うがいや塗る方法は局部的な応用方法でありまして、永久歯の虫歯予防には役立ちますが、最も大事な生後六カ月から三歳ぐらいまでに生え終わる乳歯は救うことができません。したがって、こういった意味において、歯ができ上がりつつあるときにフッ

素の入った水を飲むことが一番よい方法であり、水道へのフッ素添加が問題となってまいります。

すでに、アメリカ等におきましては、三十年前からこのフッ素の添加が水道に行なわれておりまして、世界中にも三十二カ国、四千六百地域にわたり実施しておるそうでございます。WHO、世界保健機構というところで一九六九年にも日本に、加盟国に対して、いろいろフッ素添加を勧告して、日本の厚生省もこの決議に対し共同提案国となっているそうでございます。

さらに、日本の歯科医師会においても一九七一年、推進表明をしておりまして、水道のフッ素添加によりまして、乳歯永久歯とも四〇%から七〇%の虫歯が予防できる事実をとおしまして、私はここで質問をしていきたいと思います。

まず、このフッ素を添加したときにどのくらいの、はたして費用がかかるものか、あるいはまた、このフッ素を水道の中にはたして添加できる実現性であります。可能性であります。この二点について質問を行ないたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして、関連質問者があれば挙手を願います。ないようですね。

それでは黒川重憲君の質問についての答弁を求めます。水道部長。

○水道部長（成井正夫君）　それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

まず第一点は、水道にフッ素を添加すると、そういうことでどれくらいの経費がかかるかと、こういうことですが、これにつきましては、実はただいま申されましたアメリカだとかそのほかの外国ではやられておられると、こういうふうなことでございますが、私は外国のほうはまだよく承知していないんですが、その添加の状況がどういうふうな状況でやっているのかと、こういうことも承知しておりません。

ただ、私が調べましたところでは、昭和二十七年に京都市で水道水にフッ素の添加が行なわれたと。それで三年やりまして三十年にこれを中止をしたと、こういうことを聞いておるわけでございます。その理由としましては種々の理由によるということで、何かはっきりしないようでございますが、そういうことをちょっと読んでおりますが、いずれにしましてもこれはそういうケースがただ一件と。こういうことでどのように実際問題として水道水に添加するのかとこういうふうなことをちょっと考えてみましても、実はこのフッ素は水道法の第四条ですか、水道基準の中に第三項にございまして、銅、鉄、フッ素においては許容量を超えないこととこういうふうなことがあるわけでございまして、普通の水の中にも若干微量に含まれているとこういうことで、先ほどお話しがありました火山地帯の子供には虫歯が少ないと、こういうことでフッ素の量が相当量入っているんだろうとこういうふうに思いますが、日野市の水道水の分

析の結果によりますと〇・一五平均、各水源によって違いますが、その程度のフッ素が入っていると、こういうデーターがございます。

そういうことで、なおこれにつきましては〇・八PPMを超えないとこういうことに言われておりますのはそれ以上になりますといろいろな障害があるとこういうことも一応医学的にはっきりしているわけでございます。少量、適量であれば、歯に非常にいいと。ただその適量を超えますとかえって歯のほうろう質を破壊するというふうなことで、かえって歯がぼろぼろになってくると、こういうふうなことで非常に悪い状況になると、こういうふうなこともございますので、この、いわゆる適量、例えば〇・五PPMとしますと、その付近のものを入れるには相当精密な機械を各水源ですか、添加する場所にこれを、装置を、精密機械を備えつけて、そうしてやらないと、もしもその量が多くなると非常に問題になると、こういうふうなことで塩素の滅菌の、添加の装置もございますがこういうふうなものもかなり高額でございます。そういうことを考え合わせまして、こういう装置を購入して各所に備えると。こういうことで相当機械の購入の費用がかかるんではないかとこういうふうに考えておるわけでございます。技術的にもかなり難しい問題ではないかとこういうふうに思っております。経費についてははっきり試算してございませんが、相当の機械の、精密機械の購入費がかかるとこういうふうに思います。

それから、可能性でございますが、やはりただいま申し上げましたように、まだそういう例が日本では一件で、しかもその後やめて、何か問題が若干あったようなことで、理由もはっきりしておりませんので、そういう点につきましてはこれは日野市の水道水に入れるというだけの問題ではないことで、これは、今回都の運営こういうふうなことになった中で、日野市の水道水だけそれが入れることができるかどうかというふうなこともございまして、これらについてはさらに都のほうの意向もお伺いするというふうなことの中で、慎重に検討してやりませんと入れたためにたいへんなことになったとこういうふうなことでは困るわけです。全然無害で、すべて量が多くても何でも害がないんだというふうなことなればよろしいんですが、この量の調整ということが非常に難しいということになると非常に問題になるのではないかと、こういうふうに考えておるわけでございます。

それよりもむしろ、歯医者さんのご指導によってそうしてその虫歯の多い子だとか、あるいは歯の質の悪い子には指導していただいて、フッ素水のうがいとか、そういうそのほかの指導をしていただいて虫歯予防されるというふうなことのほうが安全ではないかとこういうふうに私のほうでは現在考えているわけでございまして、それについてはなかなか難しいんじゃなか

ろうかとこういうことを考えております。

○議長（大下　博君）　黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君）　たいへん非観的なお答えで、私もがっかりしているわけでございますが、京都で二十七年にやったということは私も調べまして、この理由がはっきりしないんでございまして、現実にいま新潟のほうでもこの運動が起こっておりまして、市、県を通しまして子供の歯を虫歯から守る会という会ができまして、そうして現実にいま闘っている実情もございます。で、地方によりますと、あるところでは給食の中にこのフッ素を入れているところもあると聞きました。これは場所ははっきりわかりませんが、このような話しも聞いたこともございます。

で、確かに市だけで水道の中に入れることは難しいかもしれませんが、これはもし、この〇・〇五ＰＰＭですか、までの範囲で予防ができるならば、体に害がないならば都へ働きかけてぜひこれは実現をしていただきたいとこのように考えるわけでございます。

また、いま部長さんがおっしゃったうがいの方法あるいは塗る方法がございますけれども、とりあえず水道へ添加ができない場合に保育園あるいは幼稚園小学校を通してうがいの指導をなさっていただけるかどうか、この点について再質問したいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　子供の虫歯が、今日非常に犯されておりますことは、それが一生の健康にたいへん影響が深いこと、いちいち、ご指摘のとおりでありまして、公衆衛生という面からもっと真剣に取り組まなきゃならない課題の一つであるというふうに深く感じておるわけであります。

それで、いま黒川議員からは水道にフッ素を添加することによって非常に効果があるというふうな判断の下に一つの提案をいただいたわけでありますが、このフッ素添加につきましては、かつて四十二年ごろマスタープラン審議会が行なわれておりました当時、高幡の緒方先生という歯科の先生ですが、これが非常に熱心に提案をされまして、そうしてそのマスタープランの答申文書の中にも確か入っておると思っております。

ただ、学説的にと言いますか、非常にそれは信頼があるというふうな説もございますし、それから副作用的な被害もあるんだという説もありまして、つまり安全ということを考えます場合には一がいに実施に踏み切れないと、こういう公共水道といたしましてのとまどいもわれわれは感じておるわけであります。それで、フッ素を水道に添加することがいいかどうかということにつきましては、一つ、もっと学界あるいは歯科医師会等におきまして十分ご意見も聞き、それが明らかに弊害がなしに健康のために歯の健康のためにたいへんいいということがはっきり学問的にもあるいは経験的にも実証できるということの上で、そういう、一つ、提案を市からもしていい大切な題目であろうというふうに考えております。それらを一つ、今後もっともっと確かめてみたいと。われわれは素人ですからしてなかなか判断のできないところでありますけど、もっと専門的な、一つ、調査あるいは審査を経ていきたいと、こういうふうにフッ素につきましての、水道にフッ素を添加することにつきましてはお答えをする以外にいまのところ成案を持たないわけであります。

ただ、もう一つ、この虫歯予防、子供の虫歯予防ということは非常に健康管理上大切な問題であるということを歯科の先生からも強く伺っておりまして、子供の歯科衛生ということについて、特に当市としては積極的に取り組みたいとこう思っておるわけであります。

その一つの手始めに、今年の予算にもわずか計上しておるわけでありますが、虫歯予防の慣習、子供に習慣づけるということをやりたいということで、歯科医師会のほうとも連携をとって、わずかな予算を計上しております。それで歯科衛生士という専門の職業もありますので、その歯科衛生士を日野市では設置しようと、確か衛生課あたりに所属させることになると思いますけれども、歯科衛生士を、ひとつ、置きましてそうして幼稚園保育園それらに出向いて、そうして日常のブラシの使い方それから食後につきましては必ずうがいをする慣習をつけていくと、こういう役目を実施したいと思っております。

これは、歯科医師会のバックアップもなきゃいけませんし、それから市としての積極的な教育関係あるいは福祉関係、市としての施策であるというふうな大きい後だてをしましてそうして幼稚園あるいは保育園にも積極的に協力をしていただくといいますか、そういうことを一つ、進めようと思っております。九月にそういう人が得られるというふうな見通しを持っておりますので、そういう方向を一つ、打ち立てていきたいとそういうふうに思っております。

○議長（大下　博君）　黒川重憲君。

○八番（黒川重憲君）　それでは、水道に添加を実現する前にどうかフッ素によるうがいあるいは塗る方法、特にうがいが一番手取り早いと思いますけれども、これを保育園幼稚園小学校のほうに市当局のほうから働きかけて、ぜひこの子供の虫歯を予防してそして子供たちの健康状態を一ぱい保っていきたい、こういうふうに考えております。

以上で質問を終ります。

○議長（大下　博君）　これをもって十の一、子供の虫歯予防に関する質問を終ります。

次に、十一の一、地下壕対策についての通告質問者、板垣正男君の質問を許します。

（七番議員登壇）

○七番（板垣正男君）　地下壕対策について質問いたします。

今月の六日付けの朝日新聞によりますと、危険な防空壕埋め戻しを四年計画で、という見出しで、国のほうでも地下壕の埋め戻しを行なう予算を計上し、具体的な個所を示した記事が掲載されております。内容は戦後各地に残された防空壕に絡まる災害や事故を防ぐため建設省、農林省、林野庁は今年度から約百六十億円をかけて四年計画で防空壕の埋め戻し事業を始めるというものであります。全国では三千四百八十個所、この内危険と判断されたものは二千百三十九個所に及んでおります。この埋め戻し事業は対策費が二百万円以上かかるというものについて、国のほうで半額補助するというものであります。市街化区域については建設省が担当すると、農地は農林省、山林地域は林野庁とこうなっております。建設省関係だけがここには明らかにされておりますが、その中で四十九年度に行なう各地の市町村個所が載っておりますけれど、東京関係だけで五個所、三多摩では町田市の金森にあります防空壕が本年度の事業対象になっております。

このように全国各地の防空壕の埋め戻し事業を国のほうでもようやく四年計画で始めるということになったわけでありますけれど、この終戦まぎわに堀られました防空壕について日野の議会でもこれまで一般質問で取り上げられてきております。四十六年の六月議会、四十七年の三月議会、この二回にわたって三人の議員の方から対策を要求する内容の一般質問が行なわれております。これに基づきまして市のほうでも二百七十万円からの予算を計上いたしまして調査を行なっております。四十七年の一月から三月にかけて三カ月間にわたって調査を行ないました。その調査の個所は、いわゆる梅ケ丘団地を中心とした地下壕であります。市内には四個所あると言われておりますし日野台地区にある地下壕が、もっとも大規模な地下壕ではないかというふうに言われております。いま、私の元にこの調査の結果がありますので簡単にその内容、特に質問を行なう点に関連して少しご紹介しておきたいと思います。

この梅ケ丘の地下壕は東西に一本、それから南北に三本堀られております。大きい所は幅が七・八メーター高さが五・五メーターから七メーターに及んでおります。かなり大きい防空壕であります。この防空壕は将来既設の地上物件に与える影響ということで幾つかの問題点が指摘されておりますけれど、地層の緩みがどのような拡大を行ないながら地上物件に影響を与えるかということで試算が行なわれております。

例えば、地下壕の頂上から地上までのいわゆる土かむり厚さ三〇メートルの場合は一七・五メートルの層にわたって緩みを生じるという。土かむり厚さ二〇メートルの場合、これは一三・八メートルであります。土かむり厚さが一〇メートルの場合は八・二メートル緩みを生じると試算しております。

さらに、将来予測される地表の影響範囲というのは、地下壕の端から四十五度の角度にわたって影響を与えると述べております。いわゆる扇型になっております。

さらに、地下壕の中心、真上で最大沈下量を示す他も試算されておりますが、その数値によりますと、土かむり厚さ三〇メートルの場合は五〇センチ沈下する。土かむり厚さが二〇メートルの場合一五〇センチ沈下すると試算しております。土かむり厚さ一〇メートルの場合二五〇センチ沈下するとそういう試算を行なっております。

これは参考程度にとどめ置き願いたいという但し書がついておりますけれど、こういう試算を行なっております。で、この試算からどういう危険な可能性が考えられるかということでありますが、梅ケ丘の場合は壕によっては土かむり厚さがかなり差がありますが、最も薄い所で地上まで四メートルと調査結果が出されております。さらに一五メートルであるとかあるいは壕によっては三〇メートルに達するというものもあります。したがいまして先ほどの試算から考えますとわずか四メートルあるいは一五メートルの土かむり厚さがないという地上においては、その危険な影響が直接かかるということは十分推察できるのであります。

私は、こういう危険な地下壕が今後わずかな地震においても二次的な作用で地上の物件に被害を与えるということの心配から、市においても早急に対策に手を打たなければいけないのではないか、こういう考えの下で次の幾つかの点にわたって質問をいたしたいと思います。

その前につけ加えておきますが、梅ケ丘地域住民の皆さんからは国会に対して早期に埋め戻しをやってほしいという請願を提出しております。したがいまして地域住民の不安というものが現実にあることを物語っておると思います。

質問の一点目は、災害対策ということで市側では調査結果に基づいて今日までどういう対策を講じようとされてきたのか。その点について一点目お伺いしたいと思います。

さらに二点目は、私は、危険であるという認識の下で質問するわけですから梅ケ丘の調査に引き続きまして市内の残された三個所ないし四個所の地下壕の実態調査を進める必要があると思います。梅ケ丘調査以降調査を行ったという話しはまだ聞いておりません。実態調査を早急に進める必要があると思います。この調査費については国ないし東京都で補助する、支給するというような過去の例がございますけれど、新たに行なう場合にもそういう可能性は十分あります。

三点目には、埋め戻し作業、実際の対策でありますけれど、これをやはり行なわなければなりません。そのためには費用が最も大きな問題になるかと思います。私のいろいろ聞いたり調

査した範囲では、先ほど新聞の記事を紹介しましたように、国が二分の一を補助するに加えまして、特別交付金を支給するということも聞いております。自治省との折衝を行なう必要があるのではないか。さらに、東京都の振興交付金に基づきまして、その費用の一部を負担するというのも全然例がないわけではありません。

東久留米では不発弾の処理を行ないましたけれど、これは都の振興交付金に半額負担してもらったという例がございます。防空壕も全然無関係ではない。そういう判断から都との折衝も行なってみる必要があるのではないか、このように考えます。こういうところの費用の捻出によりまして、この作業を進めることができるのではないかというふうに思います。

四点目には、造成業者あるいは分譲業者にもあたってみる必要があろうかと思います。これまで議会で説明されたところによれば、大平住宅が造成いたしましてアジア資源開発がこれを分譲したということのようであります。これは確かな調査ではないのであるいは間違っているかもしれませんけれど、そういう説明がなされております。アジア資源開発、今日あるかどうかちょっとわかりませんけれど、もし事業活動を行っている企業であるとするならば、その費用の一部負担、そのための折衝は行ってみる必要があるかと思います。

以上、四点にわたって質問いたしますので、質問にかみ合ったご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　次に、関連事項十五の二、奥住芳雄君の質問を許します。

（三番議員登壇）

○三番（奥住芳雄君）　ただいま板垣議員さんから防空壕の対策についていろいろと詳しいお話しがございましたが、その中で日野台地区に一個所あるというお話しでございますが私も先日、この問題につきまして地元の方より地下壕があるので、そこへ電通の集合住宅ができるのでこれはたいへんなことであるという請願を出したいというお話しがございましたので現場へ行って見ました。また、市当局の企画課の方々とも現地へ行って見たんでございますが、場所は甲州街道の日野坂の右側に当る三小のほうへ行く都道のバイパスの上っ側でございます。これは、あそこに健保会館が建っておるんですが、その下になるわけですね。

それで、この地下壕は終戦直前の昭和十九年ごろから二十年、終戦にかけて、お話しによると日野自動車を地下に疎開をするというふうなお話しの元で、当時の韓国人を使って堀ったようなわけです。私も当時小さかったんですがやっているということはいまだにもって記憶にございます。当時でございますのでトロッコなんかを敷いて中から土を出していたように記憶いたしております。この穴もいまは入口が非常に崩れて中に入れない状態でございますが当時、丸太でもって入口等をやって中へ入っていたんだそうでございます。終戦後の物不足の折にその丸太をだれとなく持っていって燃してしまったというのでその跡が、入口が崩れてしまったと、こういうようなわけになっております。

その穴は三本あって、中で一つになって工場にするんだというふうなお話しであったようでございます。現在その穴の上を、要するに都道のバイパスが通っているわけでございます。そのバイパス工事のときにも二本の穴はその工事に出くわしたというようなお話しでございます。だから、中のほうがどの辺まで入っているかということが全然わからないわけでございます。

先日現場へ行ってみてもあの辺の住民の下水ですね、これが吸い込みになっておるわけでございますが、当然関東ローム層で赤土でございますので、普通なら水が引かないわけでございますが、何年たってもこの吸い込みが一ぱいにならずに、溜らずにどっかへ抜けていってしまうと、こういうふうな状態になっているそうです。ということは考えられることは、その穴にどこかから浸み込んでいってしまうんじゃないかとこういうことが考えられるわけでございます。

問題は何も知らずにその上に三十戸近くの方が家を建ってしまったということでございます。いまになって大体こんな話しが出てくると付近の住民としてもとうていたまらないというのが現状であると思います。たまたまこの一番、都道の南側になるところへ電通の集合住宅が、九階建ての集合住宅が建つというようなお話しがあるので地元の方が驚いて、もしこの集合住宅を建てるならばちょうどその穴の上に出くわすわけでそのときの工事や何かにおいて、振動において自分達の家が下に落ち込むんじゃないかとこういう危惧が出てきたわけでございます。そういう意味でぜひとも早い機会にここを調査していただいて住民の不安を一刻も早く取り除いていただきたいとこういうふうに思うわけでございます。

この電通のほうもだいぶ計画書等も市当局のほうに出されて話しを進めているようなわけでございますが、もしこのままで建つようなことになった場合には、後の災害の補償はだれがするのかというようなことにもなりかねない問題であると思うのでございます。

詳しい問題については板垣議員さんのほうからいろいろお話しがあったので、あえて私は申し上げませんが、私としても質問をしたいと思うわけでございます。

一つとして、市当局はこの穴を一刻も早く調査されてどういうふうな対策を立っていただけるのかお聞かせを願いたいと思います。

それから、二つ目として国、都等へ働きかけてこれも一刻も早くそういう補助等をいただいて埋戻しをしていただきたいと。

この点もどういうふうに働きかけるかということもお聞かせ願いたい。

それから、三番として、早く埋め戻しして、住民の不安を取り除くべく努力をしていただきたいと。これについての対策等をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に対しまして関連質問者があれば挙手を願います。

（関連質問者挙手）

○議長（大下　博君）　板垣正男君登壇願います。

（七番議員登壇）

○議長（大下　博君）　それでは板垣正男君の質問について答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　板垣議員さんのご質問に対しましてお答えをいたしたいと思います。

六月十日付けの新聞発表、朝日の関係、これは私も見まして承知をいたしたわけでございます。実は、ご指摘のように市内の防空壕、いわゆる防空壕と言いますか、それは庶務課のほうの、いわゆる総務部の庶務課といたしましては市内に五個所あります。こういう書類を出しておることはすでに過去のことでございますけれどもあります。これは大きい小さいはありますけれどもそういう調査をいたしております。

で、いま板垣議員さんの主としてのご質問は梅ケ丘団地の防空壕問題が主かと思います。これを中心といたしましてご説明をさせていただきたいと思うんでございますがこの梅ケ丘団地の防空壕の問題につきましてはおよそ五年くらい前と思います。四十五年の八月ごろからいろいろ問題が起こったことでございます。で、その時点で地元の方々は、当時の南多摩事務所と言いましたでしょうか、その後の南多摩事務所と言われたそこへ陳情されたり、あるいは最後にご質問がありましたように東南アジア資源開発株式会社とそのほうに対しましていろいろ陳情された経過がございます。したがいまして五年ほど前からこの問題はいろいろ討議をなされてきたわけでございます。

で、その後市としては、しからばどんな対策をしてきたかということでございますが、あるいはこのご質問の第一点に当るかもしれません。もちろん市では全く放置をいたしたわけではございませんで、いろいろ心配をいたしました。いまご質問の中にもありましたように、あの梅ケ丘の防空壕の何と言いますか、位置あるいは個所数、こういう問題は先ほど質問の中にありましたとおりでございます。

で、実は市のほうではこれが調査のための調査費も計上いたし、これがおよそ、いまはっきりした数値はつかんでおりませんが四百万円程度かかったのではないかと思っておりますが、調査をいたしました。

それから、昨年の確か四月の七日から都市計画部のほうで担当していただきまして、あの梅ケ丘の地点の地盤沈下測定をいたしました。これがおよそ三百数万円かかっておると思いますが、六個所で確か十七地点の地盤沈下の測定をいたしたと記憶いたしております。で、本年ようやく今年の五月の十七日までその地盤沈下の測定をいたしております。その数値もつかんでおります。その結果、地盤沈下はいたしてないということなんでございます。若干、測定の関係で何ミリ何センチの相異はあるにしましても結果的には地盤沈下は進んでいないという結果が出ております。

そこで、本年の二月に実はいま板垣議員さんからもご質問ございましたように、あそこは市街地という関係から、市街地、必ずしも市街地ではございません、住宅地でございますけれども、建設省が所轄する場所になっております。で、東京都のほうも建設部が担当いたしまして、私のほうに連絡がございました。日野市の梅ケ丘の埋め戻し作業はどうするか、という問い合わせがあったわけでございます。その時点ではまだ地盤沈下の測定最中でございましたので、日野市といたしましてはこの地盤測定の結果を見て埋め戻しをどうするかということを結論を出したいと思います。四十九年度予算は編成を終りましたので、市といたしましては五十年の予算で一つ、考えていきたいとこういうお答えを東京都にしまして、東京都のほうは建設省にその回答をしてくれたと思うんでございます。

そういうことで、第一点の御質問の対策といたしましては、何とか五十年度に一つ、少しでも計上していきたいという考え方で、いまいるわけでございます。第一点の問題につきましてはそのようにお答えをさせていただきたいと思います。

それから第二点の問題につきましては、市内の残されたいわゆる防空壕の実態調査をどうしてもする必要があるだろう、これを市はどうするかというご質問かと思います。これは二番目にご質問をされました奥住議員さんとの関連もございますけれども、その次に大きいのは、あるいは梅ケ丘より大か小かそれははっきりつかんでおりませんけれども、少くともそんなに違いはない防空壕は日野台でございます。で、これはどうしても調査をしなければいけない、そういうふうに考えておるわけでございます。あとは小さい防空壕につきましても調査をしなきゃなりませんけれども、とりあえず日野台一丁目の防空壕についてはやらなきゃいけないだろう、調査をしなければいけないだろう、こういうふうに思っておるわけでございます。若干混同してしまいますけれどもそういうことで実態調査をしなければならない、こう思っております。

しからば、その実態調査費はどうするかということのご質問もございました。前の調査費は、私はその当時企画財政部に在職しておりませんが、引き継ぎ事項で見ますと都の振興交付金等で手当てをしていただいておるようでございます。もちろん第二点の調査費につきましても都の振興交付金なり国なり都で

一つ、私としてはめんどうみてもらいたい、こういう姿勢ではございますけれども、第三点のご質問の内容と関係があるわけでございます。というのは、埋め戻し作業費用は、新聞にも発表されましたように二分の一がそれぞれの、国ですね、二分の一を国で持ちます。二分の一は当該市町村で持って下さい、ということがこの防空壕の埋め戻し費用の内容なんです。

そういうことで、調査費並びにそのほかの費用は、東京都は振興交付金ではもうみられないだろうという考え方でいるようでございます。実は私、午前中もそのことではございませんけれど、都のほうにまいりましていろいろ確めましたけれども、東京都の担当部課は行政部地方課でございますけれども、どうもその費用を前のように振興交付金の中でみることは難しいだろう、それは国がそういう打ち出し方をしたんだから東京都のほうではみられないでありましょうというのが今日の回答だったわけです。

そうしますと、埋め戻しの費用、第二点の振興交付金は難しいということ。第三点の埋め戻しの費用は二分の一は国でくれますけれども、あとの二分一を市で賄わなければならない悩みがございます。で、これが小さなお金であれば何とか市でも予算措置はできるでございましょうけれども、いまおおよそではございますけれども、梅ケ丘のあの埋め戻し作業の総体の費用は二億円かかるであろうと言われております。これは正確な設計なりしたものではございませんので一つの例になるかもしれませんけれども、おおよそのぐらいかかるだろうと。そうしますと一億円を国が出す、あとの一億円を市で賄かなわなければならないという悩みがございます。で、現時点の国の図面におきましてはいま申し上げましたようなことで、不発弾につきましてもそういうことが言えるでしょうしそれから防空壕の問題についてもそういうことが言えると思うんです。あとの一億円をどうしてくれるんだということになります。

で、いま板垣議員さんのご質問の中にもありましたように、特別交付金というご発言をされましたけれども、これは地方交付税の中における特別交付税である、こういうことなんです。ご承知のように特別交付税というのは国税三税の三二%を国が取りましてその内の六%を特別交付税として持っています。これを風水害なり地震なりあるいはいろんなことが起きた場合の用意としてこの三二の六%を持っているのが特別交付税なんです、国の用意なんです。これで賄いましょうということなんでございますけれども、あとの例えば梅ケ丘の一億円をじゃ特別交付税でみましょうという裏付けがないわけです。これは金がなくなればある程度調整されて減額されます。あるいは一つの例でございますけれども伊豆の地震が起きた、そのほうへ国が特別交付金を出しました。

そういうことで、必ず一億円を出しましょうという裏付けがないわけです。今日もその財政担当の係長と話してまいりましたけれども、そういう裏付けがなければ市はとても手を出せませんと。大きな金を必要とするんですからできませんよということを言ったわけです。東京都のほうでもそのとおりですと。で、東京都としても国に向かってそのことの文書を出しております。そう言っておりました。日野市も実は市長名によりまして都知事と建設大臣あてにこの問題の質問書といいますかそれを出す予定でございます。要するに防空壕なり不発弾につきましてはあくまで終戦処理費ではないのかと。どうしても一つ、市町村にそのしわ寄せをするのは無理でございましょう。ぜひ一つ、国でめんどうをみて下さい。またその事業主体はどこなのか、ということも不明確でございますからそれもはっきりして下さい。そういうことを申し上げているところでございます。そういうことでできますならば五十年の時点で何とか一つ、予算措置をしてみたいとそう考えておるわけでございます。

以上、三点についてお答えいたしました。

あと一点落としました。先ほど申し上げましたように、昭和四十五年で東南アジア資源開発株式会社それに対して地元の方もいろいろご折衝されたようですが、市としてもその折衝しないということではございませんけれども、この、私はこれは想像でございますけれども、この業者そのものもその穴があるということはあるいは承知であるいは地主さんから買われたのかどうかそれはわかりません。いずれにしても穴があるということは終戦のいわゆる戦争中のことであって、基本的には先ほど申し上げたようにぜひ国でやって下さい。こういう姿勢でございます。必要がありましたならば造成業者のほうにも当たる必要はあろうかと思いますけれども、まず私は都なり国に対しましてそういう要望を強くしていきたいとこんなふうに思っております。

○議長（大下　博君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　想像で答弁されてはたいへんこちらは迷惑でありますけれど、これまで国に対してこの対策を正式に要求されたということはありますか。その点を確認したいんですが。調査された以降ですね。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　実は私どものほうでは、この担当は企画課のほうで担当をいま、目下いたしております。それで、二度ですけれども建設省の助成課にまいりました。で、そこへまいりましていま私が申し上げましたような、一応何て言いますか、その埋め戻しに関するいろいろな市側の意見を申し上げたわけでございます。ところがこの二分の一も調べてみますと法律化してはいませんし、私どものほうとしてはぜひこの法文化して一つ、これに対処して欲しいと、そういう要望を国に対していたしております。

ところが目下、建設省といたしましては二分の一の補助で決ったと、大蔵省との折衝の上で二分の一の補助が決っておる、そういうことで現時点では二分の一の補助しかできませんと簡単にお答え申し上げますがそういう回答でございました。したがって、それでは当該市町村は非常にたいへんなんだと、ぜひ一つ、全額国で一つ、めんどうをみていただけるようにという、その窓口に対して、向かっては要望いたしておるわけでございますけれども、文書的な、いわゆる回答を求めたほうがいいという結論に達しまして、市長名でその文書を提出することになったわけでございます。

そういうことで、埋め戻しをしたいという意思表示はいたしております。ただ、昭和何年何月から何年までという具体的なところまで至っておりませんけれども、意思表示は五十年からという意思表示はいたしております。

○議長（大下　博君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　建設省に聞いてみますと、四十八年度で全国の防空壕を調査いたしました。その危険と判断された個所の中には日野の防空壕も含まれていたそうであります。しかし、残念ながら四十九年度の事業の中には外されてしまった。その経過については先ほど部長が説明しましたように、沈下の測定がまだ結果を得ていないというようなことで東京都との関係があるために、都側にその申請がなされなかったというようなことがあるいはあったかもしれません。いま、部長の説明なされたのもごく最近の対建設省との関係の話しではないかと思います。明確に災害を予防しなければならないとこういう見地に立っているならば、その対策をやはり積極的に国に対して要求を行なっていく、こういうことが特にこの問題では必要ではないかと思います。

それから三点目に質問いたしました費用の捻出でありますが、特別交付金の問題についての説明が私にはよく理解ができない。特に自治体の問題ではなくて国の仕事であるという見地に立つならば交付金の支給というものをもっと積極的に行なっていかなければならないのではないかと思います。そういう点ではただいまの部長の説明では非常にあいまいであり費用の捻出を真剣に追及する、そういう姿勢にはちょっと弱いんではないか、そういう問題点を指摘せざるを得ないのであります。

それから四点目に質問いたしました企業に費用負担をさせるという点でありますけれど、現在なお企業活動をやっているというのであれば、防空壕があったのを知らずに宅造を行なったとか、あるいはそれを分譲したということはちょっと理由にはならないだろうと思います。現実に後になって気がついたということがあったとしても、その責任はやはりあるのではないかとそう思います。最初からあきらめてしまうんではなくて、今後も折衝を続ける必要はあると私は思いますのでその点を再度

強調しておきたいと思います。

五十年度から予算化を行ないその事業を進めたいということの説明でありますけれど、最後に市長にこの取り組みの姿勢についてお伺いしたいと思います。梅ケ丘だけで二億円かかるということですからかなりの費用になるわけでありまして、いまの部長の説明ですと一億円の補助はあるけれどあと一億円はどうも見通しは暗いということですが、今後この事業を進める上で費用をやはり国に負担させる、こういう姿勢を基本的にやはり貫ぬく、そういう姿勢が大事かと思います。

その点について市長の取り組みの姿勢を確認しておきたいので明快なるご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いま、部長のほうからお答えをいたしましたとおり国が二分の一を持つということなんですが、そのあとの二分の一が相当大きい額でありますので財政の中では処理し難いと。そこで第一段階といたしまして、こういう仕事の事業主体、それから、これまでの根拠方式、そういうものについて国と都に対しまして照会を行なっております。それらの回答を一つ、足がかりといたしまして都並びに国に対して特に国に対して、確かに過去のことではありますけど国の意思によって行なわれた結果でありますし、それから今日の住民の不安を早く除かなきゃなんないという一面もございますけど、

たまたまそれが私有地であったりあるいは開発業者があるというふうなこともありまして、交付金の支出につきましても相当問題があろうと思っておりますので、国に一つ全責任を負ってもらうのが至当である。こういう判断をもってそうしていま照会を出しておる、こういう状況であります。

この回答によって一つ、今後行動いたしたいと、こう思っております。

○議長（大下　博君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　幸にして今日まで直接あの防空壕による被害というのが、そう大きなものになっていないという点があろうかと思います。しかし、今後どういう大きな災害あるいは二次的な被害というものが生じるか判断もつきかねるというのが私の率直な感想であります。したがいまして早期に埋め戻し作業を行なってほしい、こういう住民の要求をやはり満たす、実現するという意味からも市側が積極的になって国に働きかける、あるいは費用の捻出を行なう。こういうことを行ないながら事業を進めるようにしていただきたいことを要望いたしまして私の質問を終りたいと思います。

○議長（大下　博君）　それでは奥住芳雄君登壇願います。

（三番議員登壇）

では次に、奥住芳雄君の質問についての答弁を求めます。企

画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは奥住議員さんのご質問に対しましてお答えをいたしたいと思います。ご質問の内容は三点あったわけでございます。

前段の回答で若干触れた面もございますけれども、第一点の問題は調査の関係のご質問だったわけでございます。これは早急に何とか調査をしたい、こういう考え方でおります。第一点のご質問に対しましては調査をいたしたいというお答えをさせていただきたいと思います。

それから第二点の問題につきましては国、都に働きかけて補助を持ってきなさいというご質問だったと思います。この点も前段で回答申し上げましたけれども、さらに市長のほうからも話しがありましたとおり市としては全額国のほうでめんどうみていただきたい、こういう姿勢でいま臨んでおるわけでございます。

若干前後いたしますけれども、板垣議員さんからもご質問の中でお話しありましたように、東京都下では町田市が本年度事業を施行するというお話しもございます。私どものほうも目下町田と連絡をとっております。町田はまだ事業を進めておりません。と言いますのはやはりこの補助金関係がかなり問題になっているようでございます。二分の一が国なんだけれどもあとの半分をどうしてくれるのかということです。国のほうでは地方交付税でその費用を全額みてくれるんならいいというようなところもあるようでございます。そういうことで町田自身としても困っておるようでございますが、日野市といたしましても国庫の、都は非常に難しいでございましょうけれども、国の補助を獲得すべく努力をいたしたいと思っております。これが二番目の回答にさせていただきます。

それから三番は、早く埋め戻してほしいとこういうご質問でございます。もちろんできますならばなるべく早い期間に不安を解消をいたしたいという考え方を持っておりますけれども、一ぺんに全部を解消するというのは非常に困難かと思いますけれども、なるべく早く手をつけたいという市の考え方でございます。でこれは余分なことかもしれませんけれどもご質問の中にもありましたように、あの日野台一丁目の防空壕は三本通っております。それでご質問の中にもありましたように、あの東京都道を、いわゆる国道二十号線からバイパスに都道が分かれますときの工事のときに私のほうでいまの南建に、南多摩建設事務所に行って調べた結果では、手前から、二十号線から言いまして二本だけ、道路築造の際にその穴が出たそうでございます。で、その穴は完全に東京都のほうで手当てをしてありますとこういうことを聞いております。ところがその都道の前後はまだ穴が開いているわけでございますが、少くとも都道の下は大丈夫だということが言えるかと思いますけれども、三番目の穴は東京都のほうで気がついておりません。これがかなり下のほうの穴ではないかということを感じますが、これが若干不安がありますが、そういうことで早急にご質問のように何とかいたしたいと思っております。

○議長（大下　博君）　奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　ただいまのご答弁、先ほどの板垣議員さんと同じようなことでございますのでご答弁はけっこうだと思います。

しかし、市といたしまして梅ケ丘の防空壕の問題で大騒ぎがあったと聞いておりますが、その時点において日野台地区にもあるということがわかっていながら、たまたま住民の側から大騒ぎになってきて初めて調査をしようと。何か言わなけりゃやらないというふうな市政のあり方は一つ問題があるんじゃないかとそういう事件があったので、当時に、ましてやあそこは上に住宅が建っておるんでございますから、早く調査していただかなけりゃならなかっただろうと思います。（「古谷さんのときだ」と呼ぶ者あり）

また、いちいち国に交渉するとか、都に交渉していただくということは非常にけっこうなことでございますが、市としてもそういう問題を積極的に取り組んでいただいて、なるたけ早くその住民の不安を取り除いていただきたいとかように思うわけでございます。

また、いまこの地区に電通の集合住宅がつくるということで財政のほうへも照会が来ておると思いますが、こういう防空壕がある問題を知りながら業者のほうへ対して建築許可するような体制で進めていただいては非常に困るんじゃないかと思うんです。そういう点もよく心がけて、最初その防空壕の調査のほうをして、その埋め戻しのほうを先にしていただいて、そういうマンション的なものはすぐに許可しないように一つ努力をしていただきたい。今後一日も早く住民の不安をなくすようにぜひとも努力をしていただきたい。

私の質問、これで終ります。

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終ります。

次に、谷栄吉君の関連質問を許します。

○十番（谷　栄吉君）　この問題については数年にわたる問題でございます。その間、国、都のやりとり、ただいま企画財政部長のほうからお話しがございました。まだまだ数年かかるんではなかろうかと思います。

別の観点からこの問題に取り組んでいきたいと思います。と申しますのは、戦争の落し子と申しますか、地下壕それらの被害の起こり得る現状が、これは各地にひそんでおります。当市においても憂慮さるべき傷跡が歴然と残されておるわけであります。ただいま二点の質疑があったわけでございますけれども、

これにつきまして、災害はいつどのような形でわれわれどもの周りに押し寄せてくるかわかりません。いまこうやってしゃべっている間に来るやもわからないというのが自然現象でございます。そういう中で、各地区の地下壕にしても端的に指摘できる問題でございます。地震は来る来るといっているときにはなかなか来ない。もう来ねえんじゃないかと、忘れたじぶんにどかっとやって来るわけなんです。

そういうときの防御をどのようにしていらっしゃるか。市当局としては大丈夫だ、大丈夫だというお話しをいつもしておるようでございます。非常に楽観的に私どもは感じておるのが現状でございますが、私どもの周りをながめてもこれに対して、もし災害が起きたときに救助はだれがやるんだと。もう右往左往していて手がつかないと思うんです。消防署も頼りにしていると、地区にまたがっておる団消防の方々もそのとおりだと思います。

そこで、昔から備えあれば憂いなしというふうなこともございます。しかし、いま申し上げました消防署署員また団消防の方々もやはりこれを救助する道具を持っておりません。何も持ってない。ただ、ロープか何か持っていって、スコップを持っていってそのくらいだけだと思います。

そこで、前議会にも市長さんに質問いたしまして、市長さんもこれを是と認めたわけでございますが、やはりそういうときには自衛隊をお願いせざるを得ないんだとこういうふうなことをおっしゃっておりました。言うは安く行なうは難しとか昔から申しておりますが、口先だけで市長さんはごまかしておるというように私は感じておるわけです。不思議に思っておるんです。なぜかと申しますと、前回において自衛官募集のたれ幕、あれが憲法のたれ幕に変ってしまったんですね。その後、じゃ探しておきましょうとこういうご発言もあったように承っておりますが、いっこうにその幕が……（「地下壕と関係ないですよ」と呼ぶ者あり）そこで、私どももなくなったんではしかたがないということで、さらに新しいものをさっそく持っていらっしゃいと。市長さんは架けてくれるということをおっしゃっているから持っていらっしゃいということで、先日さっそく市のほうに届けてあるわけでございますが、それをいかようにご弁解いたすか。市長さんのお考えをお聞きしたい。（「地下壕と関係ないでしょう」と呼ぶ者あり）共産党だまれ（「関係ない質問でしょう、自衛隊のことは。」と呼ぶ者あり）救助にはこれがなければだめなんです。

○議長（大下　博君）　いまの谷栄吉君の質問は（十番議員「はい、質問です。市長さんにお願いします。」）たれ幕のことですか。

○十番（谷　栄吉君）　さようでございますね。（笑声）それによって関連質問します。（「関係ないでしょう」と呼ぶ者あり）関係あるんだから明快に答えろ。災害のときには関係あるんだ、自衛隊は。

○議長（大下　博君）　じゃ、特に、市長。（「いいわよ。」と呼ぶ者あり）

○市長（森田喜美男君）　突然の質問で、その趣旨がよくわからないんですが、災害に対しましてはむろんわれわれは素人でありますけど、防災計画でありますとか、それから防災対策本部というものも毎年点検をしながら用意をしておるわけでありまして、これは、この間もこれは水害の、水害対策としましての防災演習を行っていただいたような次第でありまして、地震はこれも全く予測はしてないわけでありますが、そういう防災対策ということを総合的に用意をするために、特に安全対策課というものをきちんと置いてそうして専門的に諸般の用意をしようというのが基本姿勢であります。

それから自治体でありますとかあるいは消防署、消防団それらの範囲で処置がつかないような状況の際には当然必要があれば自衛隊の出動も要請するということはあり得ると思っております。

以上であります。

○議長（大下　博君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　そこで昔から相互協力ということが世の中でよく言われますが、平素よりお互が助けっこをしていきながら、そこに「いざ鎌倉」というときにはやはり気持よく応援に、いわゆる災害時の応援にかけつけて下さる。これは市長さんの要請によって、それこそ寸刻いとわず飛び出してまいるわけでございますが、そういう中で、やはりあれほど豊かな観光地の下田においてもやはり地元だけの救助体制ではとてもじゃないけどこれができなかった。やはり自衛隊にやっぱりこの作業を助力をお借りしてやはり救難者の救助に当ったと（「そのとおり」と呼ぶ者あり）こういうことが出ております。（「調子いいなあ」と呼ぶ者あり）

そこで、地殻の変動、地震等による陥没等、予測もつかない事件が各地に起こっております。それを救助その他まことに積極的な姿を見るにつけても、やはりそれにはある程度のふだんの協力、簡単なんです。あの幕下げておいてやればいいんですから。あとはやはりその地区の方々が一生懸命隊員さがしをやっておるんですからあそこのところに（「地下壕と関係ないでしょう」と呼ぶ者あり）ということでやはりその災害のときの救助に（「いま地下壕の話しじゃないの」と呼ぶ者あり）涙の出るほどの活動をしてくれるわけです。

こういうことでございますので、やはり胸を張って、頼みやすい状態にしておくのが（「出なきゃいけないんでしょ、要請があれば。」と呼ぶ者あり）必要ではないだろうかとこのように思うわけです。これは要望しておきます。

○議長（大下　博君）　これをもって十一の一、地下壕対策に関する質問を終ります。（「終り」「続行」と呼ぶ者あり）いま一件進めていきたいと思います。（「賛成」「異議なし」「反対」と呼ぶ者あり）（笑声）

十二の一、福祉対策についての老人問題の将来計画などをどう考えるかについての質問者、吉冨繁枝君の質問を許します。

（「がんばれよ」と呼ぶ者あり）

（二十六番議員登壇）

○二十六番（吉冨繁枝君）　十二番の福祉政策について、特に市長と福祉事務所長に質問申し上げます。

福祉政策につきましては、いわゆる事業とするところの精神薄弱児とか身体障害者とか生活保護者的な事業面と政策的な、市長が政策を打ち出して世の中の政治の責任を政策面から持っていくという二つに分かれると思いますが、今日では福祉対策福祉事業ということが非常に表面的な大きな問題になりまして、一〇〇％福祉問題は政治の問題となってきたわけでございます。さらに、世の中が進歩していきますと公害といった社会事業が出てくるわけでございますが、社会事業と政策とはおのずから違いまして老人問題については政策であり市長としても十分この政策面は福祉行政、また市民中心の市長である限り、今後とも打ち出していかれるということは今回の予算でも十分見受けられたわけでございます。私は政策として市長の考え方をどしと打ち出して、また与党と野党との討論の場を十分に議会で打ち出し政策面を、私は討議していくのが地方自治体と思うわけでございます。

昭和三十八年に老人福祉法の制定によりまして、長い間社会のために尽くしてまいりました老人の問題は法律化され、心身の健康の保持、二点目には生活の安定のために必要な措置を講ずるということが老人福祉法でもって明らかにされたわけでございます。世界のレベルから言うと、福祉問題も十年というたいへん浅い歴史でございますので欧州諸国から見ると立ち遅れていることは市長もご存じのとおりでございます。日本も最近におきましては老人医療が無料になったり、女性の検がん、もちろん都知事の美濃部さんもわが日野市の市長も、この問題については十分力を入れてはいるわけでございますけれども、私は昨年ヨーロッパに行って老人問題を研究してまいりましたが、まだまだ日本のそれはたいへん遅れているということが感じられました。

この間も老人会のところに呼ばれまして、日野市の老後保障を進める会の老人の方がもろもろの問題を一、二、三と言って問題点を一つ一つ打ち出して市長にあるいは市議会にこれをやってもらいたいと、まことに一つ一つ、ヨーロッパのそれと比れば素朴なそしてほんとうに身近な問題でございます。例えば公営住宅を優先して老人を入れてもらいたいとか、老人の希望

と能力に応じた仕事を積極的に探してもらいたいとか。項目的にはいろいろございますけれども、これはいわゆる事務的レベルでできる問題がたくさんございます。

私は福祉事務所長の権限あるいは条例につきまして読みましたところが、市長が委託する事務を所長がこれを委任事項をするというだけというように見受けられましたけれども、事務所長は、こういうことが書いてあるんですね、第一条、設置条例がもろもろと書いてございます。そのほかにいろいろな規程ですね、の中に所長は第一条の日野市福祉事務所は、いろいろと条例に書いてございますが、その中で所長が何をするかというと社会福祉法に基づいて援護をしたり育成をしたり、厚生の措置に関する事務をするんだということが書いてあるんですけれども、私は何か、いままでも福祉所長から援護をしたという、そういう点があまり見受けられなかったし、育成ということはさらに見受けられなかったし、そこらへんですね、その三点が特に条例に打ち出してございますので、所長は、所長の就任中あるいはいま、またこれからでもけっこうでございますが、育成とか援護、育成、厚生ですね、この条例に書いてある、いわゆる三点はどのような考え方、またどういうふうに実施していたかを所長からお聞きしたいと思います。まずそこから、あと市長に質問、市長の質問も全部言いますか。それでは、所長については条例に基づいた援護育成厚生の考え方、実施様し方をどういうふうにやってきたかをお知らせしていただきたいと思います。

また、市長でございますけれども、私は非常に今回の市長の予算の中で床屋さんをあるいはパーマネントを老人に無料にしたとこれはもう、保守系の議員が反対をしているんだと、革新は賛成をしているというような間違った批判がちょっと流れたんですね。残念でしたけれどもそういうことではないんで、たいへん床屋もけっこうです。いろんなこともけっこうですけれどもそれ以上に根本的な何かがやはり忘れられているんではないか。

いま、老人が打ち出しているところの働く道も与えようとすれば与えられるわけですね、そういった、例えば外国では健康な働く能力のある者にはすべて能力に見合った仕事が与えられております。

それから二番目には、老人とか病人とか妊産婦のように働く能力のない人には老齢年金とか医療保障によって社会が全体的にこれを保障しているわけです。

三番目には、子供には個性を伸す教育が与えられている。

こういった、もちろん大まかな、社会的な自然的な歴史的な大きな差が日本とヨーロッパには比較にはなりませんけれども、日野市長が福祉市政、福祉を重点政策とすると打ち出された以上は、そこまでいかなくとも市長さんの政策的にどういうふう

にもっていきたい、またどういうふうにもっていくということは、先ほど私が申し上げましたとおり市長として政策面に十分打ち出すことが可能なわけです。ですからその計画を今後どのように持っていかれるか、政策面を敷えていただきたいと思います。

終ります。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を願います。

（関連質問者挙手）

それでは、ただいまの吉富繁枝君の質問についての答弁を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　お答えいたします。

まず、私に対しまして吉富議員さんのご質問でございますけど、所長としての職務というか任務であろうと思います。援護育成厚生ということでその三つについてどんなのかということだと思います。簡単にお答えさせていただきますと、私どもの、当然ながら市長の責任の市の行政でございます。一部、議員さんがおっしゃったように委任されておるということでございます。

で、委任されている事項に関しましては同じく議員さんのおっしゃられたとおりでございまして、各法に基づきます措置ですね、あるいはまたその措置に関連しまして要します調査の場、あるいはまたこれらに対します支払い関係、あるいはまた指導、こういうことでございますね。

それからまた、法に基づく措置と同時に国のあるいは都の行ないます貸し付け金に対します貸し付けの決定、これらでございます。

で、これからざっとについて、もろもろのものが援護であろうというふうに思います。で、当然ながらその対象者におきましては援護の中にもこれらの育成、と言いますとことばがピンと来ないであろうと思いますけど、その対象者と共々その対象者の厚生へのたどる過程を私どもが見守る必要があると思います。そういう過程の中の育成ないしは団体、例えば老人クラブ、あるいはまた何々協会これらの関係ある団体等との育成であろうと思います。

それから、厚生につきましては率直に申し上げまして弱い方、いわゆるハンディーがある方、特に身体上のハンディー、あるいはまたこれに伴って金銭的なハンディーが生じまして不幸にして最低生活が維持できないということで生保を申請し、生保を決定した場合にですね、生保を受けるわけでございます。ただいま申しましたような過程の中で、私どもは生保を受けるということは最終の手段であろうと思います。しかし、これによってそれをいつまでも続けるんだということではご本人も当然ながら私ども行政のほうでもそうは思っておりません。一日も

早く自立更生をしていただきたい。それにはいろいろとその間に生活指導あるいはまたそのほかの便法があるかどうか、他に対策はないだろうか、いろいろな面から検討いたしまして、一日も早く更生をしていただく。こういうことが私どもの仕事であるというふうに理解しております。以上です。

○議長（大下　博君）　続いて、市長。

○市長（森田喜美男君）　老人福祉政策について考え方を問われておるわけでありますが、今日非常に社会が複雑になりましたし、それから家庭の内容も変化してきまして経済的な理由が非常に大きいわけでありますが、そういった、もう一つには制度の、法律制度の中で社会保障という手段によって、その年金が支給されますとか、手当てが支給されますとかいうことで、経済面をとにかく安定にするということが大きく大切であると思っております。

それから、その次に生ずる問題といたしましては生活環境といいますか、お住まいの問題あるいは家族の中におきましての、家族構成の中のお年寄りの待遇といいますか、位置づけの問題、それから健康の問題、それから精神的な生きがいの問題があろうとそういうふうに大別できるんではなかろうかと思っておるのでありまして、われわれの自治体としてやれますことは社会保障という大きくこの国が財政的に背負わなきゃならないような分野はなかなか難しいわけでありますけど、それらを一つ、社会制度の中からどんどんと老後保障を進めていただくことが肝要でありますし、それから、それに後追いをいたしまして身近かな問題といたしまして健康管理でありますとかあるいはでき得る限りの生きがいづくりでありますとか、最小限の、それからわずかではありますけど経済面を補足する手段としての敬老金でありますとか手当てでありますとかいうものを、額を高めていくと、こういうような程度しか、いまのところできてないわけでありまして、生活環境の中で居住の問題でありますとか、そういうことは老人住宅、老人ホーム等ができればなお幸いでありますけど、なかなかこれは一人一人がいろいろ事情が違うもんですから届かないきらいがあるわけでありまして、しかもなおそれらを共通したやり方でやっていかなきゃなりませんので、今年はほんとうのそれらの一端ではありますけど敬老金のアップでありますとか、それから老人の専用居室の貸し付け金制度でありますとか、それから理美容券の提供によりまして、これは健康管理の一端ということで気持がさわやかに、さっぱりとした気持になっていただくということに趣旨がありますのと、少くともお小遣いの節約に役立てよう、お小遣いの支出に役立てようとこういうことであります。

それから、老人クラブのこれは生きがいづくりと言いますか、クラブがなかなか日野市では盛んでありますので、それの補助金を多少なりともアップしたというようなことでありまして、

それからもう一つ、いま考えておりますことは生きがいづくりの施策といたしまして、いま吉冨さんもご指摘のように、何か社会に役割りを持ちたいと、自分は健康であるからして何か役立つ仕事をしたいとこういう気持でいる方がたくさんおられます。これは例えば仕事と言いましても生産の仕事はすべていまはコスト本位になっておりまして、老人を雇用して就業を歓迎するというところはなかなか少ないわけでありますが、いま、社会福祉協議会に委託をいたしましてこの、ボランティア組織といいますか、特に老人、お年寄の分野では、お年寄を何か仕事がしたい、こういうことができるというふうなことを登録をさせていただいて、そうして役所内の仕事あるいは公園でありますとか、その他公共施設あるいは幼稚園保育園その他のようなところで何かやっていただける仕事があったら積極的に一つ仕事を参加をしていただこうと……。

○議長（大下　博君）　市長、ちょっと、発言途中でありますけれども……。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間を延長いたしたいと思いますけれども、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。

市長、引き続いて……。

○市長（森田喜美男君）　そういった仕事を市がある程度の予算を持ちまして、社会福祉協議会に委託をいたしまして、ボランティア、お年寄りの活動の、していただけるそういう分野といいますか、仕組みを一つ広げていこうとこう思っております。（「市長の得意だ。」と呼ぶ者あり）（笑声）

それから、市営住宅の老人住宅というようなこともやらなきゃならんことでありますが、今年は身障者向けの住宅ということを考えていこうと思っております。お年寄向けのこういった住宅もわずかながらの住宅建設ではありますけど仕組んでいきたい、こういうふうに考えております。

それから、生きがいと言いますか、一つのレクレイションでありますが、他市にちょいちょい聞いてみますと温泉旅館等と契約を結びましてそうして市が補正をする、割り引きをするというようなことによって旅行のような、団体旅行を提供するというようなことも成り立つわけでありますので、クラブのほうのご希望によってそういうことも一つ計画をしていきたい、こういうふうに考えております。

あれこれと、とりとめはございませんが、老人六法、福祉六法の老人福祉の法の援護ばかりでなく自治体としてやれることを一つ、いろいろと探しまして、またご意見も聞きまして、また欧米を視察してこられた吉冨さんのご意見なども十分一つ、

ご指導いただきまして、一つお年寄りに喜ばれる、またお年寄りを尊重する、生きがいのあるこういった施策を進めていきたいとこう思っております。

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝。

○二十六番（吉冨繁枝君）　それでは福祉事務所長にちょっと聞きたいと思いますけれども、大体、所長は市長の委任事項をしていくんだということでございますけれども、いまの根本的には援護育成厚生のいわゆる精神的面もかかわっているということを質問しているわけです。例えば、一つ、これは例ですからね、あまり時間もございませんので、老人クラブの例えば育成とか指導をしているといまおっしゃいましたので、老人クラブを五十人もまとめるにはたいへんだということを言っているわけですね。で、そういうことで二十人くらいのクラブにしてもらいたいと、そのことを何回も老人の人が市のほうに言っているらしいんですね。だけどこれは受け付けてもらえないと。だけどそれを私はいいとか悪いとか言っているんじゃないんですね。だからそういった一つの事例で育成的にもそういう二十人や十人くらいではめんどうくさいからそうしないんならそれでもいいんですがね。そういった事例があるわけです。

それから、手当てを支給するときに市の出張所の前へずうっと並ばして雨の日や風の日にやられているということを、私なんか直接本人が取りたいんだという方があるんで市ではそうしているということを役人から聞いていますけれども、大半の老人の人はやはりそういうことは何かもっと変えてもらいたいというふうな、思っているわけですね。

だから私が言うのは、この育成とかいうことにならないかもしれないけれども、やはり精神的にはやはり研究をして役人的に、もう物を配ってやればいいんだと。床屋の券を配ればいいんだということでは、私はいけないと思うんですね。で、やはりその精神をいま聞いているんで、もっと重要なことがたくさんあるとも思いますけれども、時間もございませんのでただ一つ、いま事例を上げて例えばの話しですね。そういうところを改善していったり、やはり援護したり育成したり厚生したりするにはやはりそれで決ったからということではなくて、改善なりやはりして、考え方もよりよりお年寄りが喜ぶような福祉行政にもっていってもらいたい。

これはどうですか。検討していただけますでしょうか。もろもろのこともあると思うんですがね、いろいろ市民の声といいましょうかね、市民参加、市政参加といって、市民の声ですね。それでは検討していただけるかどうか。福祉事務所長です。

○議長（大下　博君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　前段のことでございますけど、議員さん、所長は市長の委託委任されている事項だ

けかとのおことばでございますけど、当然ながら委任されていることについては私の決済で済むということでございます。したがいまして福祉全般についてその責務はあるというふうに解釈をしていただきたいというふうに思います。（二十六番「はい、わかりました」）

それから、老人クラブのことでございますけど、確かに議員さんがおっしゃいますような意見がいつでも聞くわけなんです。このことについては老人クラブの育成については東京都の、そういうとまた役人だと言われるかもしれませんですが、東京都の要項によってやっているというのが実情でございますけど、いわゆる精神的な面において、もっときめの細かい行政を行なうとするならば、議員さんおっしゃるようないわゆるグループ活動にまでも手を伸していきたいということは考えております。そのとおりだというふうに思います。

ただ問題は、私ども、いまのところ機構あるいはまた組織上、いわゆるはっきりした老人の専門の指導主事と、福祉主事が配置されてないと。ただ福祉課のほうにケースワーカーの中に老人専門の担当者がいるとこういうことでして、まだいわゆる団体に対する専門的な指導育成ということまでは、専門の職員の配置がなされていないということはあるわけでございますけど、いずれにしても行政に携わる私どもでございますので、これら老人問題についての、幸いにして七月の機構改革には老人係という専門係が生れるという中で一生懸命勉強して取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、手当ての支給でございますけれども、これまた議員さんがおっしゃって、そのとおりでございます。私どもにおきましても、いろいろと老人の皆さん方のご意見はそのつど徴してそれに沿うべくやっているつもりではございますけど、何せ人員が多いわけでして、いいという方も、だめだという方もいらっしゃると思います。当然ながら銀行振込のできるものについては銀行振込、敬老金等につきましてはいまおっしゃるように市内数個所へ出ましてお渡ししていると、そのほうがお年寄りはよろしいんだと、こういうような意見の集約の中でやっておるという実態でございますが、いずれにしても議員さんのおっしゃるような精神面につきましてもより研究してまいりたいというふうに思います。

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　私はほかのことでちょっと所長とお話ししたときに、事務所長というのは委託されているだけで権限がないというようなことをちょっと所長さんから伺いましたのでちょっと、特にそうすると、やはり精神面も加味されているということでいいですね。（福祉事務所長「はい。」）いいですね。　そういうことでしたら今後、精神的にも市長とのいろんな福祉面については相談というか、アドバイサー的な立場にもなるわけですね。それは関係ないんですか。

○福祉事務所長（田中若一君）　それはほかの部長なり、それから課長なり職員と他の部局と同様であると。ただこの委任されている事項が六法に沿うという福祉関係、ただいま申し上げたとおりの事項が市長から委任されておると、こういうことですね。

○二十六番（吉冨繁枝君）　委任事項以外は精神的にもアドバイサーになれるということですね。

○福祉事務所長（田中若一君）　そういうことですね。他の部局と同様であるということです。

○二十六番（吉冨繁枝君）　わかりました。まだ、市長に質問……。

○議長（大下　博君）　市長。

○二十六番（吉冨繁枝君）　いや、待って下さい。市長……。

○市長（森田喜美男君）　そこのところね。ちょっと、これまで福祉事務所長なんですが、部長相当の事務所長なんですが、今度福祉部という部にするわけでありまして、その中に福祉事務所というのが今度は一部局、いままでの形より姿を縮小したといいますか、六法関係を担当する課ができるわけであります。少しもよう替えがあるというふうに、よりよい方向に変えようというふうに考えておるわけです。

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　はい、わかりました。それでは所長もそういうことで、市長もそういうふうな方向に持っていくということで、所長の質問についてはこれで終ります。

市長について、私は再質問。私はデンマークへ行ったときに、非常に、八十のおばあさんですか、その人が相当な月給をもらってゆうゆうと自適をしていると。どういうことかと言いますと、若いとき働いた十五年間の平均所得の三分の二が老齢年金として来るので生活には困らないんだと。それから未亡人や病人の場合でも年金が支給されているんで非常に生活的には不安はないと、そういうことを聞いてきたわけですけれども、私は特に市議会でこれを言おうとしているわけではないんです。

市長が、いまおっしゃいましたとおり、地方自治体でできること、それは何だろうか。これを話すためにちょっと前座みたいな形で質問したんですけれども、自治体で、それでは市長がいろいろやっています。でそれが、私は前のいわゆる保守市政と言いましょうかね私は保守と革新なんて言うのは、私はきらいなんですがね、前の市長さんでも、市長さんにおいても相当いままでのことやってたわけですね。で、例えば有山市長さんが市長になられたとき、私は図書館のことをこうしたいんだと。で、相当ないままでないような、いわゆる市民があっと驚く市政をしたわけですね。でそれもいま日本全国で巡回バスってい

うのが初めて、いわゆる相当な声を反響を呼んだわけです。私はそのあっと驚くということを言っているわけじゃないんですが、市長さんが福祉優先だと、人間優先でもってやるんだということから、いまのいわゆる床屋券ぐらいでは私はないと思うんで、いま表題に掲げましたところの市長さんの今後の老人問題いろんな問題広げちゃうとたいへん間口が広がるので、特に私は例として老人問題にしぼっているんですけれども、福祉全体にしたら相当な、たいへんな事業で、たいへんなことでございますけれども、最初に言った政策面で市長は老人、例えばこれは私は老人にしぼっていますのでね、この任期中はどういうふうな政策面でやっていくんだと、福祉問題は福祉市政でやっていくとおっしゃる、それの計画をどのように考えているかということをお答え願いたいと思います。

いま、おっしゃいましたように健康管理とそれから、これは何としてもいろいろやってきたようにおっしゃったわけですね、これはいわゆる総合論的な考えで、具体的に何年度にはこうして何年度でこうしてというような、当然ご計画が、私は、福祉政策でいくんだという、いわゆる特に福祉を重点にやっている市長さんでございますので、そこら辺はどういうふうに、もし、老人はこの程度でしてほかのほうの用事に重点を置くんだということならそれでも、私は老人にしぼりましたけれどもそういうふうでもけっこうです。福祉政策ですね。老人に焦点を当てていただければなお私の質問には近いんですがね。そこら辺がございましたら計画を発表していただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　福祉施政こそ、福祉の行政こそすべてねらいの、最終目的になるわけでありまして、教育もそれからあるいは都市計画も土木も市民の福祉のためということにはいずれも一つの統一された目的に入るわけであります。その中の、特に福祉ということが新しい政治の一つの理念の中に強調されるようになったということでありまして、そう昔と今と人を幸せにする方法が大きく違うとは思いませんけど、社会の状況なり経済の事情なりあるいは個々の家庭の必要なりが、家庭、昔のような家本位ということではなくなりましてお年寄りが必ずしも経済的に有利ではありませんし、それから精神的に恵まれているということでもありません。その人によって違うわけですが。それから、どちらかというと経済情勢が目まぐるしいために、その社会的に、何といいましょうか、引退をしたような形のお年寄りはどんどん置いていかれるという傾向もなきにしもあらずでありますから、やっぱり人を人として尊重し、また、これまで社会に貢献をしてこられたお年寄りを大切にしようということは、これはもう当然のことでありますし、それから、これまでは一つの家という単位の中で年寄りが遇せられたよさがあったわけですけど、いまはまあ、多少自治体の

力などによってそれを補っていかなきゃならないという状態が生じておりますので、そういうことをやろうというのが昔と変ったと言えば変った分野だと思うんであります。

それで、機構、組織上にも少しそういうことを変るわけであります。それから児童課というのを設置いたしまして、児童課を設置するならば当然同じ、この福祉行政としては老人が比重が低いというわけではありませんから老人福祉課ということも、ようなのも欲しいわけでありますけれども、課を必ずしもふやすということが、じゃ事業の促進ということにもなるわけでは、必ずしもない。でき得べくは私は老人と子供はなるべく近い関係、近づける関係に置くということがいいのではなかろうかと思っておりますけど、ともかく児童課を置き老人福祉係を新規に組織化しようというふうに考えているわけであります。

何を何年度でやるというふうなことはそれぞれのこれからできます組織の中で、また、一方には財政ということも考えつつやるわけでありますから、いま年次計画を示せと言われても困るわけでありますが、ともかく人間尊重の基本的な考え方で、そうしてお年寄を遇すると。お年寄のこういうことが要するに一番老人福祉に当るかということはこれは非常に多岐多様であろうと思いますけど、いまさっき言いましたような住宅政策、生活環境あるいは精神面それから経済面の若干の援護、それから健康管理上の施策といいますか、そういうことがそういう四本建てというようなところが、この柱ではなかろうかとこういうふうに思っておるわけであります。（「終り」と呼ぶ者あり）

（二十六番議員「終りじゃない」（笑声）

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　いま、市長さんがだいぶ私の答えていただきたいところを触れてきたんですけれども、計画が全然ないということなのでちょっと、私も、たいへん、この福祉ということは幅が広いしお答えもきっと戸惑っていらっしゃるんで、腹案はきっとお持ちなんだろうと思います。

いま福祉と言えば教育も福祉だし住宅も、経済、健康管理ですね、そういった経済面からのも全部が福祉に入るし、非常にこれは幅が広すぎるので、私も特に老人ということに焦点をしぼってお返事はいただきたいというふうに一般質問出したんです。というのは、やはり市長さんが福祉市政に、人間尊重をする、いわゆる福祉国家ですね、福祉国家にまねをして、と言ってはおかしいんですけれども、美濃部さんも福祉国家というものを手本にしてやっているわけなんで、当然森田さんも福祉重点にやっていきたいと、ゆりかごから墓場まで人間の生活を保障するためのいわゆる……、ということを私はやっていらっしゃるんだと思います。

で、時間もございませんので、帰りたい、終りという声もかかりましたし、ほんとうはもっと時間的にも聞きたかったんで

すけれども、一点ですね、私もあんまりいつまでするとあれでございますので予算を、委託活動を予算化して委託を、先ほど言った委託の組織を持ちたいとおっしゃいましたね。そこら辺がまあ何か、私の開ける一つのあれじゃないかと、いま思うんで、再質問ですけれども、その時期とか、大体アウトラインがわかればそれをお知らせしていただけましたら……。まだほんとうに漠としたものであればそれでもけっこうです。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　日野市社会福祉協議会と、日社協と呼んでおりますが、団体が、社会福祉法人の団体があるわけでありまして、行政体が直接やっていいこともあります。それから、そういう一つの団体に委嘱をいたしまして、委嘱をいたしましてお願いをするというようなこともまたワンクッションを置いた、役所的な雰囲気を多少、何て言いましょうかね、役所くさくないやり方ということがきめ細かな中には必要な面もありますので、日社協という団体に委嘱をいたしまして、お年寄りをボランティアと、お年寄りを、社会に働きたいという方をボランティアというふうにお見立てをいたしまして、そうしてそれに登録をさせてもらって仕事を、要するにこういう仕事ができる、あるいは例えばこういう仕事がしたいというのを、市の仕事でありますとか公共施設の仕事でありますとか、何かそういうものの中で仕事に、一つ参加をしていただくと、こういう仕組みをつくろうということでございます。

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　質問をしていると、たいへん間口が広いんで、きっと市長さんも私もあまり変な質問したかなというような気もしているんですがね。（「そんなことないよ。」と呼ぶ者あり）やはり質問したいんですよ。というのは、やはり福祉事業福祉市政だということの市長さんのスローガンでございますのでね。

もしわかれば、いま、日社協というのが、私も何かあんまり日社協というのをあんまり期待、いつも、失礼なんですけど、日社協というとまた何かちょこっと物でもそこら辺から何かなるのかなあぐらいにしか、ちょっと私もいけない考えなんですけど。少くとも福祉市政ということを打ち出している市長さんでございますので来年の老人予算というのをやはり何かお考えがありますか。ありませんか。具体的に……。それはまだこれからお金が足りないんで、これから考えるということならそれでもいいんですがね。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今年の予算で、いわゆるボランティア活動のために調査費ということで二十万円ほど予算を計上しまして、それをいま一応の調査、それから日社協との調査といいますか基本的な考え方をまとめまして、それでたぶん

九月の議会にはある額の予算を計上いたしまして、それを一つ、老人ボランティア活動の予算にしていきたいとこう思っております。

○議長（大下　博君）　吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　時間も来ますので、一応、たいへん何か追及したい点もありましたけれども、福祉市政についての、私も期待をして、私の一般質問を終ります。（「ご苦労さん」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終ります。

次に、名古屋史郎君の関連質問を許します。

○三十番（名古屋史郎君）　ただいまの吉冨議員の質問と、それに対する答弁で、大体私が聞きたいと思ったことはほぼ満たされておりますけれども、一点だけ私、伺いたいと思います。

今、市長のお答えになりましたように、お年寄の問題は国の制度ということを抜きに考えられず、地方自治体のやれる範囲というものは健康管理ですとか、あるいは敬老の気持を表わすといったこと、あるいは生きがいを感じてもらうための何かの方法、こういったことだというふうに思いました。私も国なり都なりの施策のことをここでは申し上げる気はございませんが、昨年の九月の議会で、私も特にお年寄りの問題について、この六月議会でも創持議員の質問でしたかのお答えにあったように、お年寄りを弱者というとらえ方のご答弁があったように思います。確かに、大体齢をとられた方の仕事、そういった面でいわゆる弱者という規定もけっこうだろうと思いますが、その中で、国の政策は先ほど申し上げたように別にするとして、吉冨議員のいまの質問とも関連あるんですけれども、私のお伺いしたいのはこのお年寄りを総体的に全体的に全部弱者というとらえ方をするのか。そうしてそれに対しての施策をこれからも進められるのかということを伺いたいわけです。

で、昨年の九月議会で私がお伺いをし、市長から得た答弁はここに議事録のそれがございますけれども、原則的には非常に賛成だと。しかしかなり金のかかることだという差額ベッドの問題や、老人の医療の無料化といっても実際にはこういう状況じゃないだろうか。ここに弱者がいるんじゃないだろうか。それからおしめ代の問題なども本当の弱者というのはこれなんじゃないだろうか。こういったことを伺ったときに原則的には非常に賛成だと、こういうことを考えていかなきゃならんと、こういうご答弁があったわけですが、福祉論争といいますか福祉問答が非常に多いようですので、私はその点、昨年の九月以降、この弱者、本当の意味の働けない、働けないどころか病気になっても救ってもらえない、これをさっき申し上げたように全体的なお年寄りという中を重点を置かれて、その他のほうはお金

がかかるからということで見ていかれないのか、それとも本当の弱者はこれなんだというところに焦点を当てていかれようとするお気持なり計画が現在おありかどうか。去年の九月以降、政策の中あるいは計画の中にそれらの問題をどう入れようと考えていらっしゃるか、という点を伺いたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　孤独な独居老人あるいは寝たきり老人あるいは入院中のお年寄りあるいは施設に入っておられるお年寄りあるいはダブルのハンディーを持っておられるお年寄り、いろいろあるわけでありまして、それらを本当は一人一人に一番手が届くようなことをしなきゃならんわけでありまして、そのあたりでやらなきゃならん仕事が落ちていることも多かろうと思っておりますけど、友愛訪問というのは、これは一人暮しのお年寄りで、要するにお友だちをつくって、そうしてその方が家庭訪問をして話しをすると。あるいはブッシュホンを、電話を施設いたしまして、そうして何か非常な場合には、また日常の、一日に三回ぐらいは便りが行なわれたり、あるいは受け付けられたりというふうなことがあったら何がしか、いま言ったようなことを新しい施策としてやっておると、こういうふうに思っております。

　病院でおしめがいるとかあるいは差額ベットで付添いがないとか、あるいは差額ベットでよけいな経費を支出しておるというような方も病院等の都合によってあろうかと思っておるわけでありますが、一つ、それらのことにつきましても、そう一つ、緻密に検討いたしまして、なおご指摘があればどういうところが弱者に対するまだ手の届かない部分ではないか、というような形でご指摘いただければ検討させていただきたい、こう思っております。

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　電話ですとか有愛訪問というのは大体どこでもやっておるところはやって……あるいはやろうとしていることだと思います。これはほかでやることをやるのはいけないということじゃありませんけど、私は年来の主張は国なり都なりで救えない者を市が救うんだという努力を欲しいなというのが私の主張なわけです。それは国で救えないんだからということじゃなくて、市で施策、ゆっくり見てやることはできなくても、結局普通でやっていること以外に、これは日野市がほんとうに弱者の中の弱者に当てているんだというのを示して欲しいというのが私の年来の考え方なわけです。

　そういう意味でお年寄りのいろいろお話し聞きますと、これは必ずしも望まない方もあると思いますけれども、健康管理の一環だということの中で、この、頭の理容券、美容券ですが、もう一歩進んだ形で、よくお年寄りに言われるのは入浴ですね、それと病気ではありませんけれども、あんま、マッサージといいますか、ハリ、きゅうとなると何か病気の治療だそうですが、そういうあたりを非常に望む方が多いように思います。あんまでがというのは何かぜいたくなような気もいたしますけれども、それこそ長年社会に奉仕してこられて、そうして老後という時代を迎かえ非常に喜ばれるんじゃないかという感じがいたします。理容券美容券以上に喜ばれるんじゃないかと思いますが、そのあたりはこれからの新しい機構の中で十分検討される価値がありそうな感じがなさるかどうか、伺いたいと思います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　寝たきり老人、それから特に外出がしにくいお年寄りにつきましては今回の理美容券の配付でも業者さんのほうに倍の理容券を、何といいましょうかね、渡すことによって、つまり二枚の、千円券の二枚を渡す結果になるわけですが、出張というか家庭を訪問して理容をやってもらうと。こういう制度はないように、つくっております。そういう約束もできております。

　それから、あんま、マッサージということになりますと、毎日のことかもしれませんが、その、老人対策かあるいは健康管理かあるいは治療かちょっと把握しかねますけど、検討いたしまして、あれでしょうか、家庭を訪問をしてそういうサービスをするとこういうことだと思いますが、そのとおりでしょうか。

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　専門のあんま、マッサージということになると全盲の方が多いと思いますので、逆にそのお年寄りのところへサービスをして歩くということはたいへんなことだと思います。私が申し上げたいのは望む方にある制限をつけてけっこうだからそのあんま、マッサージを業とする方のところへ通うというか行く、ね。その研究されてやっていただければありがたいんですが、券を発行するとか、この場合には全部に毎月という形じゃなくて望まれるケースで、何かここはそれぞれの業界と話し合っていただいて方法は考えられると思うんです。多額な、それこそ望みもしないのに毎月それらの券がどんどん届くということじゃなしに方法はとれるんじゃないかと思います。

　私の感じではそういうことを望みたいので理容券、美容券のように収入を、年齢の制限はありますけれども、収入ということをおかまいなしにということじゃなくて、自分の体がたまにはかかってみたいなということだったら、年に三回なら三回という制限をもってもけっこうですし、自ずからあんまさんを呼ぶことができるような収入の方にそれを及ぼせとこういうことじゃないわけです。

　そういうことで、具体的に新しい課に検討していただけたらと、そういうことです。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いずれにいたしましても検討させていただきます。（「終り」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君よろしいですか。

これをもって十二の一、福祉政策について老人問題の将来計画をどのように考えるかについての質問を終ります。

本日の会議はこれをもって散会いたします。

午後六時四十分散会

六月十四日　金曜日　（第五日）

昭和四十九年第二回定例会　日野市議会会議録

第三十号

六月十四日金曜日（第五日）

出席議員（二十三名）

三番	奥住芳雄	君
四番	正国大治	君
五番	鈴木美奈子	君
六番	橘祐子	君
七番	板垣正男	君
八番	黒川重憲	君
九番	林重義	君
十番	谷栄吉	君
十一番	剣持佐吉	君
十二番	石坂勝雄	君
十五番	市川芳太郎	君
十六番	秦正一	君
十八番	杉山寅三郎	君
十九番	高橋通夫	君
二十番	佐々木昭雄	君
二十二番	大下博	君
二十三番	本間久	君
二十四番	一ノ瀬隆	君
二十五番	日野源作	君
二十六番	吉冨繁枝	君
二十七番	三浦重春	君
二十九番	島村孝志	君
三十番	名古屋史郎	君

欠席議員（七名）

一番　滝瀬政吉君
二番　滝瀬敏朗君
十三番　竹上武俊君
十四番　米沢照男君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長　森田喜美男君
助役　前川恒雄君
収入役　市川晴夫君
企画財政部長　加藤一男君
総務部長　杉本好次郎君
民生部長　松村清栄君
市民部長　赤松行雄君
建設部長　篠崎美雄君
都市計画長　中島武男君
福祉事務所長　田中若一君
水道部長　成井正夫君
病院事務長　遠藤政之君
教育長　倉又秀作君
教育庶務課長　落合豊君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長　田倉高光君
書記　朝倉敏夫君
書記　鈴木晴彦君

速記委託先　住所　東京都立川市曙町一ノ十ノ三
立川速記者養成所　所長　関根雪峰
速記者　塩崎真知子君

十七番　清水芳雄君
二十一番　大柄保君
二十八番　飯山茂君

議事日程

一、一般質問

本日の会議に付した事件
日程第一

昭和四十九年六月十四日（金）
午後一時開議

○議長（大下　博君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十五名であります。

一般質問を行ないます。十四の二、印紙税法の改正についての通告質問者、谷栄吉君の質問を許します。

（十番議員登壇）

○十番（谷　栄吉君）　ご指名いただきましたので質問をさせていただきます。

印紙税法の改正についてでございますが、この問題について従来営利の伴う場合には課税対象とされるのはしごくもっともな話でありますが、代理人を定め趣旨の了解の時点で委任状を受け、委任状が作成されます。ところが印鑑証明を取得する場合に限り、商取引以前の行為でありまして、これに課税することは問題があろうかと思われます。数年前に一度このことで当市窓口に申し入れした事がございますが、と申しますのは、長官通達で昭和四十二年、たしか四十二年と記憶しておりますが新聞紙上にも掲載されました。どうしても体の都合上委任せざるを得ないことが数々あるわけでございますが　確かに法律で決められた時点で地方自治体は好むと好まざるとにかかわらず上にならわざるを得ないが、すでに長官通達の出ている今日、このままいつまでもほうって置かれたんでは市民はたいへん迷惑しごくでございます。この際改めるべきは改めておくべきではないでしょうか。担当部長の答弁を求めます。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手願います。ないですね。それでは谷栄吉君の質問につきまして答弁を求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　国税庁長官からの通達はおっしゃるとおり昭和四十二年でございます。国税庁長官の通達でございましてその内容とするところはですね、印紙税法の課税物件表第十七号といいますのが委任状でございますが、この中で宅地とか家屋売却委任契約書というふうなものの代理行為の委任状は税務署段階のことでございますが非課税扱いというふうな状態になりまして今日まできているわけでございます。大体これと同じような市町村で扱っていますところの印鑑証明の代理申請に伴うところの印紙の添付でございますけれども、これにつきましても市町村側として傍観しておったわけではございません。昭和四十六年に国税庁段階でこのような処置になりましたので戸籍印鑑事務協議会というのがございますけれどもこの市町村側で相当の運動を展開しております。それから四十六年になりましてそれでも打開できませんので、印鑑登録及び証明制度の合理化研究会というものを市町村で発足しております。その研究の成果を、合理化に関する報告書としまして江崎法務大臣に提出しておるわけでございます。このような市町村側の行動といいますのは、市町村全体の事務でございますの

で統一的に県とかあるいは国の段階で統一的に処置してもらいたいというふうなことでこういう運動をしたわけでございます。四十六年に合理化の報告書を出しております。その中の印鑑の登録に関する事項というのがおっしゃる代理申請の印紙にかかわるものでございます。それで委任の旨を証する書面を代理申請のとき出しますと、この委任の旨を証する書面については印紙税の適用を受けないんだ、そのような改正をしてほしい。それから委任状の場合、委任の旨を証する書面というのは印鑑証明をお使いになる印鑑登録をしておるご本人がどうしても行けないからと言って発行して代理人に出す書面でございます。それから弁護士等代理を受けた人間が発行します書面が委任された旨を証する書面と申します。これには初めから印紙を張らなきゃならんという趣旨でございます。通常市役所で受理しております委任状というのは第一に申し上げました委任の旨を証する書面でございますので 印 紙 を張らない方法の道があるんだ、こういうことを自治大臣に案として提出しております。国税庁の長官の主旨と同様でございます。それから合理化案の第二点はすでに日野市で実行しておりますところの印鑑を持ち歩いて実印をなくしてしまうということのないように印鑑手帳を交付するという方法、それから印鑑の悪用とか異常登録というものを防ぐためにゼロックスによる間接方式の複写こういう二点の報告を行ないましてその第二点目ついては日野ではもう実

際に実施しておるわけでございます。第一の一般質問いただいている事項につきましては先ほど申し上げましたように全市町村の統一的な改善を市町村側としましては考えていましたもんですから今日まで伸び伸びとなったというふうなことになったわけでございますが、その大きな原因は国に印鑑登録の証明交付に関する基本法が全くないということでございます。そういう法体系がないために大蔵省と自治省との間の話が進まない、あるいはこの五月に印紙税法が改正になりましてもその中から課税から除外するという道も法体系にないためにできないというふうなところにはまりこんだわけでございます。こう申し上げてきますと非常に言いわけがましくなるわけでございますが九年間もこういうふうな状態であったというふうなこと、それで自治省と大蔵省との法体系の問題については初めから気づかないままにこういうふうな状態になってきたというふうなことになりまして、印紙税法の改正がございまして五月一日から二十円の印紙が五十円になりました。たいへんなことになりましたので市町村段階としまして東京都下では五月の二十三日に急遽市民課長会を開きまして都下の問題をどうしょうかという会議を開いたわけでございます。それで即刻にも六月議会に提案申し上げて市民負担の軽減をはかる、それから委任の旨を証する書面というふうに条例を改正する、こういうふうな結論を二十三日に出した市は全体の三分の二でございます。三分の一は

二十三日の会議の方向をみてそれに従っていくということでございましたので、ほとんど都下の市はこの六月議会で条例を改正して市民負担の軽減をはかっていくという趣旨がおおむねです。非常に大きなブランクがございました。非常に申しわけないことと思っています。それらについては急遽条例改正であらい直して、とにかく全国的な統一ということを考えたわけでございますが、国の方に法体系が全然なかったというところに大きなネックがあるとはいいましても、大きなブランクではなかったかと反省しておるのでございます。それから東京都の中で二十三区は九月頃の改正になるんではないか、都下市町村とは同一歩調しません。そういう事情でございます。それから日野市の代理申請による印鑑証明の交付は約一万件でございます。五十円として計算しますと、年間五十万円の印紙税による課税でございます。それが一応委任の旨を証する書面というふうなものにかえることによって負担軽減される。ご意見がございましたようにさっそくに提案してございますので、よろしく御審議をいただきたいと思います。以上でございます。

○議長（大下　博君）　谷栄吉君。

○十番（谷　栄吉君）　ただいま担当部長のほうから明快なる答弁をいただきたいへんどうもごくろうさんでございます。ようやく解明と申しますかめどがついたということで私ども市民に対しても胸が張れるんではなかろうかとこのように思っております。たしかに日野市はいち早くこの問題に取り組んでおりました。と申しますのは印鑑証明取得の場合の通帳に切りかえたということは、これはほんとうに簡便と申しますか、たいへん私どももその点は認めておったわけでございますが、議会においてもこの条例提案ということもただいま部長のほうからも出ました　暁はさっそく実施下さることではなかろうかと思われます。が、それにつきまして市民はたいへん代理受領という組織がかわりますと、なかなかまた混乱もある程度あるのではなかろうかと思いますのでその用紙等も必ず作っておいていただいて雛形等もさっそく書き込む雛形を作っていただく、このように思っております。よろしくどうかその辺お願いしたいと思います。以上要望して終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって十四の二、印紙税法の改正に関する質問を終わります。

次に十五の一、地域格差の是正に関する通告質問者、奥住芳雄君の質問を許します。

（三番議員登壇）

○三番（奥住芳雄君）　地域の格差の是正についてご質問をいたしたいと思います。

三月議会の一般質問で正国議員の質問について市長さんは地域の格差ということはあり得ないというふうに答弁されております。しかし、私といたしましては格差があるんじゃないかと

思うのであえて本日またここに出したわけでございます。旧日野地域の水田地帯であったところは、多摩平またはその百草団地と新しく区画整理その他によってできた場所と比べますと非常に格差があるんじゃないかと私は思うわけでございます。このような地域は小中学校をはじめ道路、下水道は完備し、公園施設等も充実してほとんど不足がないように思うのであります。それに引きかえますと日野市のもとからの水田地帯は非常にそういう面から言って遅れているんじゃないかと思うわけでございます。そういう意味においても格差があるんじゃないかと私は思うわけでございます。最も私の言いたいとこは旧日野の西部地区、要するに昔から線路西と言っておったところでございます。非常に近年発展してきまして人口も一万何がしというふうになってきたわけでございますが、この付近には小中学校はもちろん下水道、生活道路、公園等も公共施設は皆無と言っても過言ではないかと思うわけでございます。この地域でいま一番要望されているのは小学校の建設の問題であると思うのでございます。たとえば日野の市営住宅がある栄町の三丁目の市営住宅の辺から第三小学校までお子さんが通っておるわけでございますが、通学路がないので四ツ谷地区を回りまして遠い人では三キロ以上あると思うのでございます。それで山の一山越えて上に上がって行くというようなたいへんに子供さんとしては難儀でございます。雨の日また特に雪の日なんぞはほんとうに小さい低学年のお子さんはかわいそうであります。自家用車でも持っておられる家はいいんですけど、さもない人はほんとうに子供さんが雪の中を寒い思いをして通って行かなきゃならないと、ほんとうに見るに見かねるような始末でございます。地域の住民もいつも私たちに早くこの地帯に小学校を建ってくれ、ほしいといつも要望されているわけでございます。またそれまでの間にぜひとも通学路を一つほしいというのが切実な願いなのでございます。そういう意味におきまして、私は一つ第一番にご質問をしたいと思います。先日の会議で教育のほうから第三小学校を中心にいたしまして一校建設したいという予定になっているというお話しもありますが、この場所はどこであるか、それからまたいつごろできるか、また用地の買収の交渉はしているのかどうか一つお尋ねをいたしたいと思います。まず第一番にそれだけお尋ねいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　奥住芳雄君。一応全部出して下さい。

○三番（奥住芳雄君）　そうですか。それでは・・・。

第一点としてその学校建設のことでございます。

それからまた第二の問題といたしまして下水道でありますが、この地域の下水はほとんどの昔からその水田の用水路を使って流しているようなわけでございます。夏の間は用水の水が入っているのでさほど問題は起こらないんですが冬場になるとほとんどこの水が止まってしまいますのでほんとうに悪臭があふれて、皆さんほんとうに目をそむけたくなるような状態でございます。特に悪いのは姥久保の都営住宅の辺、西が丘地区また一部西町、四ツ谷地区にも非常に悪いところがあるのでございます。しかしこの下水道問題を根本的に直すには昨年秋完成いたしました新坂下の都の供給公社の団地の排水の問題であると思います。この件につきましては古谷前市長の時より公社の負担で水道管を四ツ谷下から多摩川へ抜くというような話し合いができていると承っておりますが、ほんとうにそうしていただければまことにけっこうだと思います。そのようにして公社で太い管を入れていただければこの周辺の団地の方々ともども周辺の方々もここへ流さしていただければその下水道問題も解決がつくんじゃないかと私は思うのでございます。しかしいまだに地元の人たちと話し合いがつかなくて終末的な問題で話し合いがつかないでまだ布設するまで至っておりません。市当局の答弁によれば住宅政策として姥久保団地へさらに三十七戸を建てるという計画もございますが、三月議会の建設部長の答弁にございましたとおり、この下水道ができないことにはこの三十七戸の都営住宅も建設が不可能であるというような問題もあるわけでございます。この四月から都市計画のほうの部長さん等のお骨折りもございまして四ツ谷の方々とも折衝を行なっております。私も足らずながら二、三お話しに行っておりますがなかなか解決のつく問題でないような気がいたします。この問題が解決つけばだいぶよくなるんじゃないかと私は思うわけでございますが、この点についてお伺いをいたしたいと思います。いままでにおいていろいろ交渉はなされたと思いますが、現在はどのようになっているかまた公社のほうとしてはどんなふうに考えているのか、またこの問題について市長さん自身が何回ぐらい地元とお話し合いをしているのかこういう大きな問題ですから市長さん自身が出て行ってお話をつければ一番早いんじゃないかと私は思うわけでございます。この点一つお尋ねをいたします。

第三の問題といたしまして、いつも市長さんのキャッチフレーズでございます緑と清流を取りもどそうということでございますが、先日の答弁の中にもございましたが谷地川の問題でございます。皆さんご存じのとおり谷地川が多摩川へ直接抜けますと、その上をいま通っております日野用水が立体交叉になりまして、多摩川からほんとうの清流が日野用水へ流入されるわけでございます。この問題も建設省の問題で八王子市の事務所のほうでやっておられると思いますが、残念な事に二、三年を要しましたが地元の地主さんの折り合いがつかなくていまだにできないような状態でございます。八王子のほうの上流の方々

はかなり納得していただいて話が進んでいるようでございます。ほんとうに一番下流にございます日野市のほうが話がつかないで工事も延長というようなことになっておるわけでございます。この問題につきましても、八王子のほうは積極的に取り組んでいるようでございます。この清流が日野市に流れ込むということは住民としても非常にけっこうなことであるのでこの点についても市長さんが地元と交渉された様子も聞いておりません。またこのいま交渉中の地主さんの中にも市長さんとも懇意の人もあるようでございますので、ぜひともこの点も市長さんみずから出向いて行って一日も早くこの要望を満たすようにお願いしたいと思います。その点についても市長さんにお伺いいたします。以上よろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問があれば挙手を願います。

（関連質問者挙手）

○議長（大下　博君）　それでは奥住芳雄君の質問につきまして答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　ただいまの奥住議員さんのご質問に対しましてお答えをいたしたいと思います。

まず第一点のご質問は、いろいろ地域によりましていわゆる格差がある、こういうご質問でございますがその中で特に小学校というご質問でございます。この点についてお答えを申し上げたいと存じます。せんだっても日野市内の小中学校の将来計画につきましてごく概略をご説明申し上げました。その中でいまご質問の第三小学校の問題をお答え申し上げたと思いますけれども、ご指摘のように第三小学校は、人口増に伴いまして児童の増加がはなはだしゅうございます。したがいましてだんだんとマンモス化している、これはご承知のとおりでございます。私どものほうでは第三小学校を母体校としましてもう一つご指摘の地域にどうしても小学校をつくらなければならないということでございます。しかしながらいまご質問のようにその小学校をつくる場所はどこなのか、それから何年頃にそれが完成するのか、というようなご質問でございますけれども、まだ小学校の建設場所の確定もいたしておりません。それからいつ何年頃何月頃、これもまだ確定はいたしておらないわけでございますけれども、可及的すみやかに何とかしたきゃならないという気持ちは一ぱいでございます。したがいまして何とか用地の確保が先決でございますので、しかるべき位置にひとつ確保してみたい、このように思うわけでございます。第三小学校の内容につきましてはあるいは、庶務課長のほうからあるいは補足があるかも知れませんけれども何とか用地の確保を近々いたしたいこういう考え方でございます。残念ながらその場所はまだ未確定でございます。そういうふうにお答えをさせていただきたいと思います。

それから第二点の問題につきましては、いま奥住議員さんのおっしゃられたとおりでございます。これは都市計画部長のほうから説明をしていただきたい、こう思っております。以上でございます。

○議長（大下　博君）　都市計画部長。

○都市計画部長（中島武男君）　お答えいたします。第二点の問題でございますが、今年のたしか二月でございましたが、これも具体的に申し上げますと、企画財政のほうでいままでは地元と交渉しておりましたが、それから東京都の住宅供給公社が地元と交渉した結果、どうしても承諾を得られない、そういうことで日野用水に流さしてくれという要望がございました。その時にこれは各担当部長と申しますのは民生部、建設部、都市計画、企画財政部、こういう関係者が集まりまして対策を考えましたわけですが、いまの時点でもむずかしいところへもってきてなお日野用水にあらゆる終末処理の用水を流すということは非常に問題があろうかと思います。したがいまして、いままでにも二年間に約二十数回会合をもったそうでございます。これはゆうべ聞いたばかりなんですが、ゆうべ会合したんですが、それにもかかわらず前進が見られなかった、したがいまして地元では地元下水道対策委員会というものを解散してしまって、そういうようないきさつがありまして市としても企画財政としても、もうこれ以上とてもできないということでありましたけれども、私どもは日野用水の管理関係を、これは管理は東京都がやるものなんですけれども、管理条例がない関係でいま市が暫定的にやっているような状態でございまして、日野用水を管理するという立場からいきますと、いま現在まだ日野にはかなりの稲作をしている方が非常にございます。そういう中へ排尿等を入れますといわゆる被害が相当出てくる、そういう問題になりますと非常にむずかしい、そういう関係で私はこれはもう一度公社あるいは管理部所がたいへんだろうけれども、もう一度煮詰めをやる必要があるんじゃないか、とにかく最後の煮詰めをする必要があるんじゃないか、こういうことで実はやったんですけれどもとにかく公社のほうとしては、とにかく地元が解散してしまっている、そういうことで交渉相手がもうないんだということでございます。しかし言った手前私どももこれは下水道の関係を地元の皆さん方に説明を具体的にしませんと、これはそういうこまかい事はやはり専門部門の立場のものが説明しませんとかなりまとまった話をしていてもかなり紆余曲折してくる問題なんです。これが最近に至ってやっとわかってきたんですが、私が実は企画財政と言えども市という看板をしょってる以上、企画財政だとか総務だとか都市計画だと言っている問題じゃないと思うんですね。したがって市としても非常に大きな問題もいまありますので当然地元としては、地元のあの土地

の方としては、地元の方のやはり窮状というものをある程度察しませんとそれは市がかまわずやると、公団がやると言っても地元が納得するわけがないわけです。したがいまして非常にむずかしい問題ではありましたけれども、実はお約束としては五月までに何とか解決してくれないかという公社のあるいは市のほうの要望がございましたけれども、たまたま市議会が三月定例会が四月の十八日まで延びましたのでかなりの時間をくいましたけれども、しかしその十八日以後にぽつぽつと各はけ口の方の数名に真意を確かめたわけです。いわゆる茶わんがこわれちゃったものをもう一度もとに戻すというのは非常にむずかしい問題でございますけれども、いずれにしても地元の方がどういう考えをしているのか、われわれは中間的なものでございますのでこまかい事がわかりません。したがいまして一応六、七名の方、地元の議員さん、その他懇親的関係もございますので、そういう方を手づるといたしましてそうしていままでに一番問題になりそうなところを、大体六、七件を先行ど申しましたように地元の議員さんその他のお手元を借りましてそうしてもう一度とにかく会合を開くような場を作ってほしい、その他皆さん方の要請からいきますと、公社のほうとしてもできないけれども市のほうと協力して何とか善処してくれるようにという要望書も出ております関係で何とかひとつもう一度会合の場を認めてもらいたい、そういうことを個々に歩きましてお願いをいたしました。なかなか地元としては非常にむずかしいところでございますけれどもいままでの中では最終的にゆうべ、実はきのうの議会の途中五時十五分に私は席を立ちました。五時半からゆうべの九時半までである方のところでございますが、いろいろと一番問題になる方なんですが、その方にお会いいたしまして市のほうの交渉の過程が悪いならば私どもあやまってすむものじゃございませんが、ことばの上で言い過ぎがあった場合は一つぜひごかんべん願いたい、前の事については私はよくわかりませんのでとにかく地元のためにできるだけ協力するからぜひ一つ会合の機会を与えてほしいということを話しましたが、たまたまその方のおっしゃるには、はけ口の問題がいまの場合でいきますと非常に近いわけです。被害が非常に重大でございます。たまたまその方は特に公害専門の方である役所の公害問題専門家でございます。そういう関係でわれわれが行くとですね、役所の立場からもかなりこまかい事を説明しておりましたけれども、次第に話をしている中でかなりうちとけてまいりました。隘路になるものを二、三カ所お話しがありました。そこで私どももその隘路になるものについては市当局だけで解決できる問題でなく、できない、これは大きな建設省、建設省を相手にとってお話しを進めたきゃなりません。したがいまして数日間の間をひとつご猶予を願いましてこの方に回答をいたしましてその回答によってその方が一応了承できれば、この議会が終わりました時に会合の機会がもてる、大体もてるはこびとなりつつあるわけです。そういう状態でございます。これについてはたしかに先ほども申し上げましたけれども地元の方のご協力もなくてはとても解決できない問題でございますので、公社としても当時の五月までで終わっております。あき家になっております。それから排水が流れない関係で公園も開園することができない、非常に不経済でもあるしまた付近の住民のためにも公園も開放したいんだけれどもできないということで、いわゆる警察のほうでもいろいろ取り締まりの関係から言っても危険だと、そういうお声も聞いております。そういう関係で鋭意一生懸命やっているわけですが、先ほど申しましたように二年有余にわたって交渉をした結果、われたものがそう一カ月や二カ月ではできないだろうと私は考えております。そこで煮詰めの段階としては非常にむずかしい、会合もつのはわけないと思いますがそれまでのいわゆる地固めが特に必要だろうと思いますけれども日数を費やしましてですね、これまでに六、七軒の方を歩きました。大体まあそこまで市の方で骨折ってくれるって言うんならもう一度会合してもよろしいだろうというところに至ったということをここで、初めてでございますがご報告申し上げます。

それから第二点、三点目の谷地川については、実はこれはご存知のとおりまた質問者の奥住さんからもお話しがありましたようにこれは都の事業でございましてこまかいケースについては、こまかい交渉の結果その他についてはあまり私どものほうに報告はまいりません。しかしながら本年の三月二十日付でこちらに受け取ったのは四十九年の四月の九日でございますが、こういう文書がまいっております。日野市都市計画河川事業の事業計画の変更について、いわゆる地元と交渉している過程でいままで計画したよりも日数がかかっている、要するに期限の変更をせざるを得ないという状態になったんだろうと思います。それから地元の要望で道路を作ってくれとかそういうものもあるということで、いわゆる警察のほうでもいろいろ取り締まりの関係から言っても危険だと、そういうお声も聞いております。そういう関係で鋭意一生懸命やっているわけですが、先ほど申しましたようにこれまでに二年有余にわたって交渉をした結果、われたものがそう一カ月や二カ月ではできないだろうと私は考えております。そこで煮詰めの段階としては非常にむずかしい、会合もつのはわけないと思いますがそれまでのいわゆる地固めが特に必要だろうと思いますけれども日数を費やしましてですね、これまでに六、七軒の方を歩きました。大体まあそこまで市の方で骨折ってくれるって言うんならもう一度会合してもよろしいだろうということでございますが百三十メートルがこれは単断面式要するにいわゆるU字溝のようなものですが、こういうものの先ほど奥住議員さん言いましたように谷地川の上をいわゆるその日野

用水が通るという形になります。そういう工事の変更でございます。そういうものがありまして、それから事業費が当初は六億九千万円でございましたが、今度は十三億四千六百万円に変更になっております。こういうものの通知が三月二十日付でまいっております。こういうことで地元の交渉の結果の内容についてはまことにたいへん恐縮でございますが、先ほども申しましたように当市の事業でございません関係でこまかい事務報告が記されておりません。したがいましてこの議会が終わりましたら早々に東京都に問い合せましてこまかい内容についてご説明を申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　奥住議員の指摘をされます。つまり今日の新町、栄町方面これはかつては水田地帯の農村でありましたわけで、そこに都市人口の集中とともにいま言われるように約一万人の人口が定住されるようになったと、その結果において本来市民施設としての学校でありますとか、道路でありますとか、下排水の施設でありますとかそういうものが行き届いてないと、全くそのとおりでありまして学校につきましても第三小学校を母体校といたしますもう一つの学校がごく近い年次で当然必要となってきますので、これの用地につきましてまだ手さぐり段階ではありますけれども一つの期待をかけて河川敷方面でさがしておる状況が一つございます。これに二、三年前に並行しうるならばたいへん可能性が確実になるわけでありますが、もしその年次の中で見通しが立たないということになればべつにやはり用地を買収するとして、買収をして確保すると、そういうことを考えなきゃならないわけであります。それから通学路につきましては、これは方法を講じうるならばいまの暫定的な意味におきましても何とかしなきゃならないというふうに感じます。それから特にこの日野用水の支幹線、取入口からの支幹線があります。これまではそれで間に合っておったんですが新たな住宅としまして特に供給公社の公営住宅あるいは都営住宅その上には場合によりますときのうお話しのありました電通のマンションというものがこれは計画的に、また人為的に相当な規模をもって建てられるわけであります。特に供給公社の関係の下排水につきましては、日野市の一つの雨水排水の一つの幹線といたしまして旧四ツ谷の地域において一つ口を開くと、それからその下流におきましては、東町方面におきまして一つの放流口を開く、こういうことが当然必要なわけでありまして、たまたま住宅供給公社がそういう約二百戸の建設をするということをきっかけといたしまして市はそれに、きのうも言いましたが何かそういう事がある時をきっかけになるべくそちらに責任を持ってもらう形でそうして対策を講じようということが約束をせられたわけであります。私はまたそのしました約束のあとを引き継いでおるわけでありまして、いろいろ

問題があってその放流口が開き得ない、したがって建物は建ったが下排水の本来の約束どおりの工事ができないからしてそれにかかわる手段として日野用水を使わしてほしいと、こういう申し入れもありました。しかしこれは姑息の手段で措置すべき問題でないと私は考えておりまして、あくまでやっぱり一番前提になりますこういう将来は雨水の放流口になる、それを合わせ開くことによって、この際これを開くことによってそうして今日の市民の方のあの方面の市民の方の日常の生活排水もそれに合せて行ないたい、こういうことを一時的に考えておりまして、したがって日野用水を何か措置することによって暫定的に使おうと、使わしてほしいという考えはいまそういう申し入れはいまのところ退けております。そうしてあくまでやっぱり当初の考え方を順序をその時に戻しましてそうして関係の方の理解をいただいて実現をさせると、これはあくまでやっぱりあちらの供給公社のほうに主体性を持たしてやりたいと思っておりますけど、これは市内のことでありますからしてやはり市が相当援助しなければなりません。なかなか状況が複雑でありまして、私自身もなかなかのみ込めません。そこでくわしい担当者のほうである程度のいまほぐす仕事が見通しが立ちつつありますので、私も適当な時には出向いて、そうしてご理解をいただきその実現を大きく開いていくと、こういうことに努力をして、そのやっぱりそのルートによってあの方面の生活排水というものを処理をする可能性を開くと、こういうことをやっぱりそれが本筋であろうとこういうふうに思って取り組んでおるわけであります。

　それから谷地川と日野用水の関係もそうでありますが、私どもといたしましては一つ谷地川の改修が早く着手されることを願っております。これはその他の事柄も含めまして、いまの谷地川が改修されるということは、全体的には日野市民側にもたいへん役立つことだと思っておりますのでうまく早く施行されることを願っておりますが、その谷地川の改修の結果流れてくるあの系統にはつまり八王子の市内の工場団地もありますし、それからいわゆる八王子市内の一つの下排水の放流される川になるわけでありますからして、下流の方が問題を提起されるのも無理もない面があるわけでありますが、これとて何とか解決をいたしませんと上下ともに困るわけであります。私は日野用水の取水口は谷地川の放流口よりも上流でありますからして日野市内そのものにはそう悪い影響はないんではなかろうかと、土地の関係がありますし、河川の放流線の、放線の変更もあるようでありますからそのあたりに地主さんとのまだ話がつかないというふうに聞いておりますけど、一つこれももしわれわれが出向くことによって何らかの打開に役立つならばいつでも出向いて行きたいと、こういうふうに思っております。そういうことでこのご指摘の地域の、つまり都市化への対応といいます

かこういう公共施設等は、今後あの方面にも一つの体育施設等も期待を持っとるわけでありまして、全体の市の行政の推移とともにあの方面につきましても十分格差と言われることのないように処理をしなきゃならないしまたその処理も可能であろうと、こういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　たいへんいろいろとこまかいところまでご回答ほんとうにありがとうございました。第一の問題の小学校建設についてでございますが、この小学校については ほんとうに地域住民がこぞっての願いでございます。ほんとうに子供さんの通学を見るに見かねてのお話しでございます。ぜひとも早急に用地の取得をしていただきまして早い機会に建設していただくようお願いを申し上げる次第でございます。なおこの小学校について本年度予算の債務負担行為において第三小学校を四十九、五十年度において一億三千九百二十六万円という予算で増築することになっておりますが、先ほど申し上げましたとおり市営住宅の周辺の子供さんが特に通学に困っているようでございます。この新しく学校を作っていただくにもだいぶ間がかかるんじゃないかと思いますので、その間においてまっすぐに第三小学校の方へ通えるような通学道路をひとつ早急に建設をしていただきたいと思います。これは要望でございます。ぜひともお願いをいたしたいと思います。

それから第二の問題の供給公社の排水の問題でございますが、いまご答弁もございましたとおりこの排水が終末の住民の皆さんの納得をしていただいて一日も早く解決すると同時にそれにしたがいましてその管を利用さしていただいてあの新町、栄町付近の下水道も一緒にしていただければ、あの辺の下水問題が一挙に解決するように私は思うのでございます。ぜひともこの問題も一つ市長さんを先頭にして一日も早く交渉のできますようお願いを申し上げておきたいと思います。

それから第三の谷地川の問題でございますが、これはほんとうに大きな問題でございます。この谷地川については八王子市のほうはもう数年前から積極的に動いておりましてすでに多摩川の河川敷の中央に堤防を谷地川の出口までもう作ってあるのでございます。日野市も同じ状態であると思うんですが、日野市はいままでにおいていっこうにこういう問題に手をつけておりません。八王子はその点において早くからあそこの河川敷を利用しようとして堤防を作ったわけでございます。ほんとうに日野市は言うだけであって実際にそういうことを先を見た行政をやっていないように私は思うのでございます。この私の家の下のほうに地元の方が建設省からお借りしておる八千坪ほどの河川敷の農地もございます。その契約とて本年三月二十一日で契約切れになったわけでございます。それを市のほうでまごまごしているから、また地元の人も再契約をいたしまして昭和五十

二年までこの間契約してしまったというそのあとにおいて、この間も加藤企画財政部長のほうから、いやあ、あそこんとこ一つ市のほうでお貸し願って将来使いたいんだからというお話しがあったんですけど、実際においてはその以前にそのことがわかっているわけでございます。その時点において皆さんにお話しすればもっとらくにこの問題も解決つくんだと思います。これを早く実現すれば市としてもあそこにグランドを作るなりいろんな面で相当広い場所が利用できるわけです。土地がないないと言っていながらあそこを放任したということは、市としても大きなマイナスじゃないかと思うのでございます。こういう問題につきましてもほんとうによく考えていただいて口だけでなく実際に行ないの伴ったことをやっていただきたい、こういうふうに念願する次第でございます。終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終わります。

次に高橋通夫君の関連質問を許します。高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　ただいま奥住議員の一般質問の中で土地の問題でなかなか困っているというふうなことがあったわけですが、その自治体として一番むずかしいのは土地の交渉ではないかと思いますが、いくら予算があっても交渉がつかなければ目的の建造物なり、いろいろそういった道路の敷地とかそういうのが手に入らないわけでございまして、そうした交渉に当たっては私が見るところでは日野市においては、部長クラスの人が先に立ってやっているわけですが、こういうことについては市長が先頭に立ってやるべきだと思うんですが、しかしなかなか市長としても忙しいので将来からの例を見ると助役等が先頭に立って、さらに次に市長が行っているようなケースが多かったんですが、新しい助役ができられていろいろ日野市として目下交渉中の土地が方々にあると思うんですが新助役がそうした土地の交渉に何回ぐらい行かれたか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　お答えいたします。私、就任しまして一月ばかりでございますが土地の交渉に行ったことは一月の間ございません。これは高橋議員もおっしゃるとおり、私が今後やっていかないといけない非常に難儀な課題じゃないかと思っております。正直に言いましていまのところ方々のこういう問題につきましてはですね、どこにどういう問題があるかということをまず勉強しているというところが実情でございます。これをまた相手のあることでございますので、いままでの経過がなかなかたいへんなことが多ございます。それがどういう方がどういうふうにいっていらっしゃるか、そういうことをいま担当部長から聞いているというのが実情でございますが、おっしゃるとおり今後は私がなるべく及ばずながらやっていきたい

と思っております。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　いろいろなケースでまだおわかりにくいところもあるかもしれないんですがわかっているところは別に、そういうところへ飛び込んでいってそうして市の誠意をみせて交渉するというのが私は交渉の最も要点じゃないかと思いますが、遠くのほうからいってなかなか忙しいから行けないとかいうことであるのが従来の交渉の仕方ではないかと思いますが、やはりむずかしい問題であっても市の職員なり、あるいは上層部の人が飛び込んでいってそれでひざ詰め談判というては何ですけど誠意をぶちまけてそうしてひざ詰め談判にもっていけばわりあいに交渉も早くなるんじゃないかと思いますが、今後も一つ助役並びに市長のそういった土地交渉についてのいっそうのご努力をお願いします。質問を終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって十五の一、地域格差の是正に関する質問を終わります。

次に十五の三、日野駅交通対策についての通告質問者、奥住芳雄君の質問を許します。

○三番（奥住芳雄君）　ほんとうに質問が何か自分のほうの地域にばかり片寄りすぎているような気もいたしますが、日野駅の交通対策について、私も特別委員会のほうの交通対策委員になっております。この問題については先日の委員会でもいろいろと論議されまして非常にむずかしい問題であると思うのでございます。区画整理のほうの進行もございまして、いろいろとその面においてもむずかしさがあると思うのでございます。しかし現実において私が申し上げたいのは要するに線路の西側から来る非常に多数の乗降客の方が現在日野駅のガード下の甲州街道を通ってホームに、改札のほうに行くわけでございますが、ほんとうにあの下が狭くって歩道というのがごく一人やっと歩くような程度で全く朝晩は危なくてそれこそ見ていられないわけでございます。また自転車であそこを通る人はなおさらのことで命がけと言っても過言でないと思うのでございます。国鉄のほうの問題もございますし、住む人の問題もございますし、ほんとうにあそこはいま悪い場所になってまいったということでございます。都市計画のほうでも区画整理に伴って駅前広場を拡充したり何かして対処していって下さるとは思うんでございますが、その計画の中でも日野駅の甲州街道のガード下はどうにもならないというふうなお話でございます。ほんとうにこの問題は困ってしますわけでございますが、地元の方々に言わせればあそこへ区画整理ができて広場ができた場合には歩道橋をかけてもらったらどうかと、そういうお話も非常に出ておるわけでございます。さもなかったらいまの段階ではどうしようもないから昔日野用水の上に橋がかかっていましてそこが

旧道でございまして、その下を通って甲州街道の方へ出ていたわけでございます。その跡がまだあるわけでございます。そこんとこを抜いていただいて歩くだけでもいいから通していただいて甲州街道へ直接出ないでガード下を通らないで日野駅の改札のほうへ迂回をしたいという希望も非常に多いわけでございます。この問題は非常にむずかしいと思いますけれども私はきょうお聞きしたいのは国鉄のほうへぜひ市当局としてお話をしていただいて最低いまの段階といたしまして、昔の用水の上のとこを抜いていただいて歩く人だけでもいいから改札のほうへ回していただけるようにお願いしたいわけでございます。この点について一つ横断歩道橋とまたそこを抜いていただけるように交渉できるかできないかと、そういうような面で一つお尋ねをしたいんですがよろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（大下　博君）　建設部長。

○建設部長（樫崎美雄君）　答弁します。国道二十号線の問題につきましては、前々から懸案でございました。建設省の道路局長のほうにも当然行きましてですね、その結果が一市町村に二つの国道の計画をするようなことは、いわゆる当局はできないんだと、半分強引ですけどこういうことを言っておりました。現実的にあそこの場所がくびれているわけです。ですからくびれているところを直してもらいたい、そしてあそこが狭いから一・三・一なり一・三・二の計画があるんだ、こういうことで水かけ論になりましてね、しかし何とか急場をしのがなきゃいけないということで最大限に見積った非常に狭いんですけれどもあれが精一ぱい形になっております。そこで国鉄側のほうに抜くにしてもあるいは両方にふたをのばすということは非常に大きな工事でそういうことでいまご提案がありました旧の都道、市に移管になっておりませんが、あそこに旧の都道があるわけです。そこのところは東のほうから見ますとなるほど人が通れるような穴があいておりますが、西側から見ますとコンクリーが非常に大きく水源からわずかに一メートル足らずぐらいのところ、それをなぜ国鉄が打ちましたかと言いますと、複線にするときに、補強をしているわけでこれをこわすということは全く国鉄のほうでは考えられない、非常に危険だから、複線にするときに危険だからという、強度を持たせるためにコンクリーを非常に深く打ってあるわけです。そういうことであそこを前にも提案のあった大柄議員がありますけれども、大柄議員さんからもそのことを言われましたけれども、現実的に見ますと、なかなかそれを抜くことはむずかしい、難問であるこういうふうに国鉄のほうでも言うし、また現地を見ますればそのことがよくおわかりかと思います。そういうことで問題の解

決はやはり区画整理の進行をなるべく早めまして下を隧道に抜く工事を早く進行するということによってあの下の交通の危険さを緩和すると、こういうことが一番確実の現在できる可能性のある見通しではなかろうかと、こういうふうに思っております。

○議長（大下　博君）　奥住芳雄君。

○三番（奥住芳雄君）　ただいまの部長さんのお話でよくわかりました。駅前の広場の区画整理が一日も早く進行されまして交通問題が解決されれば非常にありがたいんでございますが、あくまで駅の下を抜いていただいてもあの地域の住民はやはり甲州街道を横断しなければ当然駅に行けないわけでございます。現状どおりあの下を通っているのでは将来ますます人口がふえてもっと混雑になるわけでございます。そういう意味からいきまして市のほうでも要請していただきまして現在の日野交通の事務所の前から駅の南側のほうへ、広場のほうへ歩道橋の一つもぜひとも架橋していただくように努力をしていただきたいと思います。かように要望いたしまして私の質問を終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終わります。

次に、日野源作君の関連質問を許します。

○二十五番（日野源作君）　いま質問された案件は非常に重大な意味をもつ案件でございまして、私もいま関連で申し上げる程度の問題でなく、通告質問として今後申し上げたいと思っておったわけでございます。たまたまいま奥住議員のほうから質問が出ましたんで申し上げるわけですが、これは昭和四十二年の以前でいま奥住議員が取り上げたとおりあの栄町、新町の地域がまだ人口三千から四千ぐらいの程度のときに、いま質問があったようなこういう状態になるという前提からこれは森田市長さんもその当時議員でおったんでおわかりのことと思いますが、これはその当時有山市長が担当していた時点で非常にこの案件を将来憂えました。何とか将来のためにこれを開発すべき段階であるという時点どおり市長を先頭に議員が一体となって開発をしようということで立ち上がりまして、これは市当局の力の及ぶところでないということで、国鉄をはじめ建設省、たいがい市長が行きましたまた諮会もその他の関係では、三多摩の選出議員等を携えまして相当長期間にわたりましてこの重要性を訴えました。何とかこの問題を解決してもらいたいということで再々関係方面の方々にお願いをいたしました。運動をした結果、それではこの問題は将来に伴う重大な問題であるから何とか実現しようというところまでこぎつけたわけです。いま奥住議員の発言では裏がどうにもならないというような発言がありましたが、その時点では実現する段階までいったわけでございますから、それがたまたま一・三・一の問題が出ましてこれ

をそれが日野橋のあの渋滞を何とか打開するということでバイパス道路を作るという前提で、これも建設省のほうで立ち上がりまして早急に一・三・一を作るんだということが出たわけです。そういうために国道関係を日野地区の場合には両者を同一の時点でやるということは不可能だからとにかくバイパスが早急に建設省で作るというならそのいまの案件は一時見合せようということになりまして、私も一・三・一のバイパスがその時点で早急に完成するものと思って期待しておったわけです。その時点では付近にその障害があったわけです。その当時市のほうでは万願寺地区の区画整理を行なうという旗じるしがあったわけでこれも建設省では、市としては希望として単独買収でやるよりは区画整理でやったほうが将来のためになるんだというような話で市のほうでは建設省へ申し入れてあったようでございましたが、そういうことで建設省のほうではとにかく一・三・一がなるべくとして一日も早く使わなきゃならないという時点になっておるわけです。当時区画整理でできなければ単独買収でも早急にやるんだという強い信念で一・三・一が着手されたためにこの問題が中止になったという、これは経過でございます。そういうことであるんでこれができないということではないんで持っていき方によっては必ず取り上げてもらってできるという、過去にそういう経過がありますんですからこれが一・三・一の関係がもとになっておるんなら、私はよくわかりませんが、とにかくもう七年もそういう経過があるにもかかわらず、現在両者もどちらも何の手がかりもないという実情でございます。そういうことでございますので、いまの本件については必ず皆さんの熱意、努力があればそれは実現するということ、私は自信をもって訴えできるということ等をいま申し上げておるわけでございますんで、その点について市長の見解をお伺いします。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　たしかに何年か前三千万円ばかりの負担でいまの甲州街道が日野駅ガード下の駅側が区画整理の進捗に先立って一メートルか一メートル五十でしょうかそのくらいとったのを道路幅を広げようということがかなり話が進みまして資金の負担区分の問題で国鉄側が半分、あるいは市側が半分ということがあったということをつまりかなりいま日野議員の言われたようなことも近いとこまでいっていたというわれわれも感じがしておるわけですが、一・三・一の関係で取りやめになったというふうには私は聞いておりませんけど、国鉄のほうからむしろ先にとうとうホームの延長をガード上の線に行なってしまったと、したがって一方的に振り切られたというふうに私は認識しておるわけですが、いずれにしましても、今日の国道二十号線であああいうくびれたところがあっていいはずはありませんし、市の力ではなかなか困難な面もありましょう

からやはりこれは地域選出の各政治家の力も借りましてもう一べん打診をし、またそういう方向を打開をしていく課題である、こういうふうに感じております。私もよく区画整理側との関係の勉強が現在よくわかりませんけどあそこの日野駅の八王子寄りに大きく都市計画道路を穴あけすることによって、よほど交通の緩和があるだろうと思いますが、いま奥住議員の言われたつまり多摩川よりからの甲州街道をわたるということにおいてはやはり危険がなくならないわけでありまして、歩道橋をかけるなんということが一つ姑息な手段ではありましょうけどいい手段である、一つ十分担当者のほうにも指示をいたしまして、研究をさせていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　いまの問題について市長さんの見解はあまり遠くの火事のような答弁で当を得ないんですが、（笑声）私いま真剣に市長さんにお伺いしているわけです。なぜかというとね、その中止になったという理由は、中止になったんじゃないんです。これは一時一。三。一の工事が重点的に早急にバイパスを作るということで、それではこちらは一時見合せようということで中止してあるわけでして、だから一。三。一が実現していればまたこちらも第二段階として取りかかっておると思うんですが、どちらも未定で何の手がかりもなくこの当時のことを考えると夢のような話で終わっているわけです。

そういうことでありますんで打診してみるとかまあどうだろうぐらいの夢のような状態では絶対にできないです。（「そうだ」と呼ぶ者あり）相当熱意をもってぶつからなかったら絶対できないということです。それをいま私がここで、何かと言っても市長さんが相手じゃけんかにもならないからやりませんが、実際問題として私の希望を申し上げるのはそういうそのなまぬるいことじゃなくて、いまの案件が中止になったいきさつというのはそういうことでございますので一。三。一が今後早急にどういう形で行なわれるのか、またここで一時中止になっておるのかどうかということを確かめていただいてもしそういうふうに一。三。一が実現されないそういう場合には、いまのこの重要な案件を本格的に取り組んでいただいて早期に実現するように努力していただくことを希望をもってお願いしたいと思うんです。またいずれお尋ねいたします。

○議長（大下　博君）　吉富繁枝君の質問を許します。

○二十六番（吉富繁枝君）　私はそのことも含めまして部長さんどただったかわかりませんが、当時日野駅の問題、区画整理の問題、また国道の問題、鉄道の問題でいろいろ複雑なので遠くの火事でもないでしょうけれども、遠くの火事的な要素が多分にあるわけです。私が前市長がもう解任少し前にたいへん柳町、大坂上こちらのほうから通う人が日野駅に行くのに非常に踏切をわたって、踏踏切を越して向こうの通りを通らないと駅に行けないと、それから市でも区画整理をしたために急に上のほうからスピードでおりてくる人たちが非常に危なくて踏切を通る人とおりてくる自動車が非常に人命に危険なことがたびたびあるということと、それからシャッターですか、踏切あれが止まるストップがおりていても学生が急いでその中から飛び越えてホームに飛び乗るという事実がたいへんあったので非常に危険なので市長さんにお願いをいたしましてどなたか覚えてないんですが、当時の部長さんが呼ばれまして市長室でそのことを話したことがあるわけです。市長もその問題はなかなか先が遠いからとりあえずあの裏側に道をつける、道をつけて踏切をわたらないで都道に、甲州街道ですね、出るというような検地を計画をしなさいと言及しているんですがね。もちろん市長さんがかわられたので革新市長さんは革新事業としてそのまま前市長さんの計画案が取りやめになってしまったのかなというふうに私のひがみでございますけれどもそういうふうに感じてたわけでございます。

　この間、緑を守る会の方が見えて裏側の道は付近も改修したんだと、そのかわり表側に道をつくるんだというようなことは緑を守る会の方の説明でしたね。市民の方は私がそうですかということで、それは参考じゃないんですがね、私が前市長がたいへんこの問題は長びくので、大坂上、柳町の人たちが踏切をわたらないで駅に行けると、それではとりあえず裏側に道をつけましょうとはっきり市民のいわゆる市民本位で、しかも市民の前で約束したわけです。もちろん予算に載ってないんですからね、これは。私も市長がかわったんで、革新市長さんはあそこに道をつけるのはあまり賛成じゃないのかなと考えてたんです。この辺の経過を説明していただいて前市長さんはそれでもそういう危険をおかしても大坂上あたりの市民があの踏切を越してこの難問題が解決するまでは、あの地域をほうっておかれるのか、そこら辺の見通しを部長さんがまず返事いただいて、市長さんのお考えを聞かしていただきたい。

○議長（大下　博君）　当時の担当、都市計画部長。（「中島さんじゃなかったね」と呼ぶ者あり）（笑声）総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　市長室に呼ばれて云々ということは記憶にございませんけれども、当時担当しておりました関係から申し上げます。

　あの裏側に要は日野駅の西側に道路を区画整理の中でセットして計画設定がなされて、予算措置がしてあってさらには新都市建設公社に事業を委託がしてあって四十八年度で事業が完了することが延びておって四十九年度に施行すると、こういうようなことが経過です。仕事がずれております。そういうことですから日がたつにしたがってあとは区画整理部課長のほうの担当になりますけれども、そういうことで道路は甲州街道まで抜けませんけれども、二・二・四までは抜けると、そして踏切は

後国鉄と交渉しまして云々ということで計画設定はすっかりなされております。

○議長（大下　博君）　吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）　甲州街道ずうっと駅沿におりるって市長は言ったんですがね、そうじゃなくてこう回っておりるって言うことですか、あの。。。。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　もう少しこまかくご説明いたします。実践の学校の西側、いま道路が裏側にできて橋がかかっております。あの西側の道路が一部できています。あれをずうっと延長しまして変電所があります。それからさらに踏切の手前に国鉄の官舎があります。その移転がだいぶおくれました。その官舎の移転をして道路となるべきところの上物物件を排除していると、大体すみました。そこであのがけを取るわけです。そして二・二・四まで一メートルの道路をくっつけるわけです。それは国鉄の東に一本つくりました。それに並行したものができるはずなんです。そしてその計画はもうすでに予算化されまして、新都市に委託になって工事に着手されています。そういうことでございます。国鉄の線路に沿うてやられます。

○議長（大下　博君）　吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）　線路に沿って、踏切を渡らないでおりられるということですね。それで当時市長は区画整理その他でつくるとたいへん市民に迷惑するし、それから広場を広げたりいろいろあるのでとりあえずその問題は人命のそういうことと、いろいろなことで先にしたいと、先にしますということをはっきり何人かの前で言っているわけですね。そこら辺は市長がかわられたんで取りやめになったんですか、前の市長のことですからね、私も聞きたいんですがね。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　これは想像ですけれども、当時の四十一年、四十二年頃のお話じゃなかろうかと思います。その頃区画整理の道路関係の設定がなされた、前後しますからその当時に、したがってそういう計画はもったけれども区画整理の中でセットすればいいんだということに変わってきたんではなかろうかと思います。

○議長（大下　博君）　吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）　これは部長さん、当時私、いや総務部長だったと思いますね、思い出しましたね、そんな古いことじゃないです。ちょうど市長さんから前市長にかえられる一年ぐらい前のことですからそんな古い話じゃないんです。先にしましょうという返事したんですけれども、水かけ論になりますので、現市長さんはどうでしょうか。やはり危険地域はやはり区画整理がこれからの一番早い手段であるか、その辺が

遠くなるので前の市長の言ったように特別あそこら辺の地域の人命の尊重ということから前市長が命令したようなことがお続けになれるのか、やはり革新市長はやっぱりそういうことはなさらないのかそこら辺ちょっと、私もわからないから聞いているわけなんでね、部長さんがやはりいろいろ設定すれば市長は必ずむずかしいとは思いますのでもしおわかりになりましたら。何かいまの市長さんにお話してないのかもしれませんね。（「いつ工事やるか答弁してください」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　都市計画部長。

○都市計画部長（中島武男君）　お答えいたします。ただいま前都市計画部長がご説明いたしましたとおり四十八年の事業といたしまして、新都市建設公社へ委託事業として委託したわけです。それは先ほどご説明したように駅前西口ですね、日野の西口広場に通ずる道路を昨年十月に入札を行なったわけです。ところがご存じのように諸物価の高騰、それから原材料の不足そういうものから不測の事態が起こりまして、入札を三回ばかりいたしましてどうしてもできない、したがいましてたしか三月定例会でも私申し上げたと思いますが、一億二千万の工事ですね、第一回のときに一億四千万、それから第二回目に一億八千万、こういうふうに非常に膨大に上がってきましてとてもいまの段階ではできないと、したがいまして新都市建設公社の係では、それを区切ってひとつやりたいんだということでございます。しかし区切ってやってもいまの状態では非常にむずかしいだろうということで、ある程度社会事情が安定した時期をねらって、そして入札したほうがよろしいんじゃないかということでご存じのように大坂の旧甲州街道ですね、先ほど言いました踏切のところですがあそこへ推進工法で下水を埋めております。下水管をですね、それは工事がもうそろそろ出せますのでぜひ下の工事を、配管工事ですね、これを行ないまして道路を新設しようと、こういうことで四十九年度には三月にも申し上げましたけど、四十九年度事業として日野駅の周辺が区画整理が説明会がありましたので、それと並行いたしましてこれは工事のほうが早いです。道路ができるほうが早いですけれども西側が早いと思います。そういうことで一応区画整理事業として行なってまいります。したがいまして入札はまだ落札したということは通知がございませんが、着々準備をいたしましてかなり安定してきております。各地区の工事が落札しております。したがいましてこれも近々のうちに落札するものとこう考えております。ということは下水工事が落札できましたもんですから大坂上の工事もおいおいできるということでございます。（二十六番議員「わかりました」）

○議長（大下　博君）　よろしいですか。これをもって十五の二、日野駅交通対策に関する質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）暫時休憩いたしたいと思います。これにご異議

ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　ご異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午後四時四十三分　休憩

午後五時　四十分　再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

十六の一、中学校の建設計画についての通告質問者、正国大治君の質問を許します。

（四番議員登壇）

○四番（正国大治君）　中学校の建設計画について質問いたします。日野市人口は年間平均五千人の増加をみるに伴い教育行政の面においてもこれらの影響を大きく受けているのは事実であります。小学校施設と生徒数増加によるアンバランスの面は多くの議員、そして一般の方々により問題として取り上げられ注目されております。日野市は教育の面におきましては歴代の市長、教育長そして多くの諸先輩の努力により全国のうちでも胸を張って誇ることのできる市であったことは一般の周知するところでございます。この教育行政水準の維持とさらに向上を目ざして今後努力しなければなりません。そこで小学校生徒の増加が問題視されてくるならば、必然的に中学生徒の増加が発生してくることは当然であります。以上の観点からご質問をいたします。まず教育委員会に質問いたします。三点ですけれども、一点としては現在の中学校の生徒数、及び学級数がどれくらいあるかまた教室の余裕の状況、各学校ごとにお願いいたします。

二点といたしましては、来年度小学校を卒業する児童数と中学校を卒業する生徒数の差、これも各学校ごとにお願いいたします。

それから三点といたしましては、五十一年、五十二年の生徒数の推計と中学校増設計画についてお願いいたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に対して関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（大下　博君）　それではただいまの質問に対しての。。。。教育長答弁を求めます。

○教育長（倉又秀作君）　いま正国議員さんのご質問あるいはご指摘がいろいろありましたけれども、たしかに私がこちらにきて一カ月でございますけれども、学校の状況というのはずうっと回って見ますとたしかにほかの市あるいは区というところに比べると胸を張っていばれる一つの日野市の誇りだと思います。これはたしかに市当局、それから前の教育長そういう方々がご努力なされてきた結果だと思っております。たしかに

社会増に伴ないまして児童生徒数が急激にふえております。いまは大体その波が小学校のほうにあるようでございますが、これは当然やがて中学校のほうに及んでいくと思います。そういうことについては、教育委員会でも一応検討してございますのでその状況についてはいまご指摘の三点について、これにつきましては落合庶務課長から答弁いたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　それではご質問の三点につきまして、お答え申し上げます。

まず一点目の現在の中学校生徒数及び学級数それから教室の余裕状況の関係でございますが、第一中学校は現在二十一学級八百八十二人、それに特殊学級二学級二十二人そういう状況でございまして、教室数はちょうど満配という状況です。普通学級の教室が二十一、特殊学級の教室が二、こういう状況でございます。それから第二中学校につきましては二十四学級の一千十九人でございます。普通教室は二十五ございます。多少生徒会室等で兼用しているものもございますが、二十五ないし六はとれるというふうに考えております。それから七生中学校は二十学級の八百十二人、それに訪問学級が五人で一学級という状況でございまして、鉄筋の普通教室は十七でございますので、プレハブを三使用しているという状況でございます。第三中学校は、十四学級で五百四十二人、鉄筋の普通教室が十二でプレハブが二という状況でございますが、内容的には、第三中学校の教職員の強い要望がございまして、職員室二教室分を半分に間仕切りいたしまして普通学級の普通教室として転用し、職員室は隣の家庭科教室に移り家庭科教室がプレハブに移っている、こういう状況で処理しております。それから第四中学校は十六学級の六百三十九人、鉄筋の普通教室が十二教室でございますので、四教室がプレハブという状況でございます。それで本年度の増築並びに債務負担行為を含めた増築ということを見てみますと、七生中学校は普通教室七、特別教室一の増築を計画しております。第三中学校は、普通教室九、それから特別教室一、これは図書でございます。計画をしております。第四中学校は普通教室九、それから特別の図書が一、こういう増築計画でございます。

それから二点目の小学校を卒業する児童数と中学を卒業する生徒数との差ということでございますが、現在社会増を考えませんで進行した場合、ということで数字を申し上げますが、第一中学校は五十年四月に入学する子供の予定数は三百六人の七学級でございます。卒業する子供が二百七十六人の七学級ということでございますから、差し引き三十人増で学級はプラス、マイナスゼロということでございます。第二中学校は三百七十四人が入学します。九学級でございます。卒業する子供は三百

五十三人の八学級ということでございますので、二十一人の増で学級増はプラス一ということでございます。それから七生中学校は、二百九十九人、七学級が入学しまして卒業が二百七十一人の七学級ということですので、二十八人増で学級増はプラス、マイナスゼロ、それから第三中学校は二百四十八人の入学、六学級でございます。卒業が百四十四人の四学級でございますからプラス百四人の増で学級数で申しますと、二学級増ということでございます。それから第四中学校は二百四十七人の入学、六学級でございます。卒業が百九十五人の五学級ということですのでプラス五十二人の増で一学級増、こういう形になっております。

それから、五十一年、五十二年の推計の生徒数ということでございますが、いま小学校に上がっている子供たちをそれぞれの中学校に割り振るということで社会増を考えないで計算してみますと、一中は五十一年度が九百五十一人の二十二学級、五十二年度が一千七人の二十四学級、第二中学校が一千六十五人の二十五学級、五十二年が一千百三十八人の二十七学級、七生中も五十一年が八百九十人の二十一学級、五十二年が一千十五人の二十四学級、第三中学校が五十一年が七百三十九人の十八学級、五十二年が八百八十一人の二十一学級、第四中学が五十一年が七百九十二人の十九学級、五十二年が八百五十七人の二十一学級、そういう数値になってくるわけでございます。それで本年度の増築の七生中、三中、四中の関係で見てまいりますと、七生中につきましては、五十二年まで一ぱい、ちょうどぎりぎりという状況です。それから第三中学校もぎりぎり一ぱい、二十一学級でちょうど鉄筋普通教室が二十一ということです。それから第四中学校も二十一学級で鉄筋の普通教室も二十一になるということで一ぱい、こういう状況になっております。ただ、ただいま申し上げました数字は社会増が入っておりませんので、これからの住宅増を考えますと、多少これよりはふえてくるということは申し上げられると思います。未知数のところもございますので、現状の子供の数で申し上げました。五十一、五十二年度の増築計画につきましては、現在検討中のところでございまして、まだ具体的にどこをどうというところまではまいっておりません。以上でございます。（四番議員「ありがとうございます」）

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ時間の延長をいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　ご異議ないものと認めます。よって会議時間の延長をすることに決定いたしました。質問者、正国大治君。

○四番（正国大治君）　どうもありがとうございました。

いま教育委員会からの答弁によりますと、五十二年度までは社会増を見込まなければ、七中、それから三中、四中の解消はできるということでございますけれども、二中についても何か計画はされていると思いますけれども、一番の問題は一中ではないかと思うんです。この点について市長に二、三点お伺いしたいんですけども、一中についての解決策をどう考えられているか。

それから二番目といたしまして、五十五年度となりますと七中、三中地域が私の計算でいきますと、四十九年度よりも一千人近くの増加になるんではないかと、それから一中、二中、四中地域で四十九年度に対しまして九百人近くの生徒数が増加するんではないか、そうなりますと五十五年度を想定して五十二年度までに二校を新設すべきだと思いますが、これについて市長の明解なる答弁をいただきたいと。

三点目といたしましては、現在の小、中学校の園の必要敷地面積として設定されています適正規模ですね、これがございますけれどもいま現在小学校、中学校については適正規模よりも少ないような状態だと思いますんで、その現在の状態から言えば生徒の増加に対する校舎の増設ということが先決でございましょうけれども、これから質の教育という面から考えますと、園の適正規模というものが考えられてくると思いますんで、その点について市長に答弁をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　学校が児童の数に十分収容可能であるだけの教室をたえずもっていて、プレハブ教室を臨時につくるというようなことはなるべく避けたいわけでありますけど、人口の特に社会増が非常にはなはだしい当市でありますからして、小学校を含めましても全体のプレハブ解消ということにたえずそれは学級数の増築並びに学校のまた新設ということで対処しなきゃならない問題です。具体的にどこの学校がいまどういう趨勢に立つかということはたえず注目をしておるわけでありますが、小学校につきましては、きのうも議論のありましたように調徳を母体校とする学校が急につくると言いますか、なるべく早くもう一校必要であるところがあります。八小の場合も同様であると思っております。それから中学校につきましては現在の学校の増築によりまして何とか当面は対処できると思っておりますけれども、特に三沢方面、旧七生の東部地域にここ数年の間にどうしても一校つくる必要があるだろうと、こう思っております。一中のこのことにつきましては増築が可能であるかどうかこれを一つ検討いたしまして、まず増築でしのぐということではなかろうかと、こういうふうに思っております。

○議長（大下　博君）　教育委員会の補足はないですか。

（四番議員「もう一点、適正化ということど・・・」）

はい。市長。

○市長（森田喜美男君）　今度は教育のこの質の問題で理想論といたしましては、一学級の生徒数をそれぞれ五人ずつぐらい減らすとかあるいはもっと先になれば十人ぐらい減らして三十人とか三十五人が一番一クラスとしても適正だというふうに教育上からは言われておることは承知しておりますが、これは当市としましては相当先の問題でいまのところは一クラスの編成が現状の中でそうして対処する以外には方法がないだろうと、人口が減るなんという時期がくればこれはそういうことにうまく仕組めるわけですけど、当分そういうことはあり得ない、なおそれらにつきましても特に教育的な意味からの必要性、あるいは、また社会がそういう傾向にならないとも限りませんが十分一つ教育委員会の意見、あるいは担当者の意見も聞きましてそうして、申すまでもなく教育優先ということはこれはもう議論の外のことでありますので、その時世に、あるいはその理想に向かって前進をする、これが現状を担当するわれわれのつとめだろうと、こういうふうに思っております。

○議長（大下　博君）　正国大治君。

○四番（正国大治君）　いまの市長の答弁から教育の質の問題については、相当先のものであろうという答弁がございました。その相当先のものであるかも知れませんけれども、市長も革新市長であり、また人間回復を願っている市長の一人としたしまして、その教育の質に対して向上させるように努力をしていただきたいと思います。

それからあと第一中学、この問題につきましても早期に解決していただきたいと要望します。

それから五十五年度を想定いたしまして、旧七生地区それから旧日野地区の一校づつの中学校建設を五十二年度までにどうにか建てていただいて質の問題をも、ともに解消していただきたいと要望いたしまして私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終わります。

次に関連質問者剣持佐吉君の質問を許します。

○十一番（剣持佐吉君）　最初に議事進行について一つお願いをいたしますが、いままでの質疑応答の中で見られる状況はどうも市当局が遠回りに回っているような感じがいたします。私の質問も何も遠回りにする必要はないんで、こうだと言えばそれでいいんですからそういうことで質疑応答は理念の問題ではなく現実の問題を私も要求しますし、お答えをいただきたいと思います。

正国議員がいま希望を申し上げましたけれども、その希望に対して答えるためには、教育委員会としてはプランがあります。それは数字から出たプラン、現在の地域をなめてのでありますが、しかしからばその教育委員会の調査の結果、市当局はこれに答えるべき何年後の何校を建てなければならないと自覚しているか、しからばどの辺を目標にして構想を描いているか、あるいはそれはだれの土地で地主がどうたっていてどういうふうにそれが公共用地として吸い上げることができるかについての調査がなければならないと思いますが、聞くところによると、きょうの市長の答弁といい、企画財政部長の先日における答弁といいそれが教育委員会でむしろ統制と言うんですか、要求というんですか、構想を描いたそれの復習にすぎないような感じがいたします。したがってこの教育の立場から考えた展望をどうとらえていつ頃どうしようとしているのか、地主交渉については助役は地理がわからないからまだ一べんもいかないと言いますけども、私に言わせれば地理がわからないから行かなきゃならないということです。それから部長諸君があるいは係長、課長諸君がなるほど慣れた手でやっています。しかしそれを把握するために行かなきゃならないんです。私は故意にさぼっているとは思っておりませんけれども、その点のプッシュが足りないと思うんですね。したがってこういうことをお伺いするんですが、正国議員の要望に答えて何年頃、何校ぐらい建てようとしているのか、まずそのことについてお伺いいたします。どの辺にどうしょうという、それは調査をしたのかしないのか、いつ頃するのか、それくらいは受けたければただ市長の言うようにいつも言うように遠回りのような、私はこう思うと理念を聞いているんじゃないんです。現実問題です。それだけお答えいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　理事者答弁。市長。

○市長（森田喜美男君）　用地確保のことですから交渉という間のこともありますし、どこそこの何番地のどこをなんと言うはずは決まらなきゃないわけでありましてやっぱり決まるまではまたそういうことをその何か成算があるごとく言えないというのがわれわれの立場であります。考え方といたしましてそういうことに結局なるわけでありますが、第八小学校を母体校にする学校といたしましては川崎街道を隔てたもっと南のほうの百草の方面、それから潤徳を母体校とするもう一校必要とする分につきましては程久保の動物園の方向、それから平山につきましてはある程度の一つの目安があります。それから六小、滝合小学校を母体校とする学校につきましてはいわゆる日野の西部と言われる方向になるわけであります。それから満願寺区画整理の地域の中に中学校一校、小学校一校、それから第三小学校を母体校としますもう一校の小学校につきましては東光寺の方面だと、これらを年次的に組み合せまして多少の前後はあろうと思っておりますけれども毎年おそらく小学校一校それから年によりまして小中学校をそれぞれ一校、こういう状態がこの五年間の事業になるだろう、こういうふうに見通しておりま

す。それからそのためにまた都市開発公社を発足しておかなければなりません。そのためにまた人員配置をしょうとしているわけであります。積極的に行ないましてでき次第増築等を行なってまいる次第であります。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　地主交渉は直接まだ当ってないということはよくわかります。それは地主交渉がまだ、それから地主交渉に入る前にいろいろいわゆる公共用地となりますと、そこには坪単価の問題もあるし、それを私は具体的にここでもってどこの何番地にという、こういういうんじゃないんです。ただしこの辺にというそういうことは教育でもって計算してるわけですね。だけどもその辺は今度は一体個人所有の地主なのか、地主が個人所有なのか、土地が公用なのかあるいはこの辺に言えば何年頃やらなきゃならないと具体的な一歩前進したものがなくちゃいけないと思うんです。それがいまのところじゃないとするならば、教育委員会の計算したそれを復習しているにすぎないという感じがします。それにここまでになぜ私がこんなことを言うかというと調べてもできるかも知れませんがなぜこんなことを言うかというと、助役の発言のそれを何かあげ足取るみたいでたいへん恐縮ですけども、私は知らなかったから行かないというようなことね、それがあまりに私は故意ではないと思うけれども強い意欲の取り組みでは私はないと思うんですよ。そういうところに二小の拡幅の問題についても市長にはいろいろまた何かがあるらしくて市長が行かなくても白紙の助役であるならばあるいはできるかも知らないというような夢も抱かれるわけですね。したがって私は故意にさぼっているとは決して申し上げているんではありませんけれども、しかしその辺の態度を改めていただかないとそれは部長や課長だけで慣れてるからお前行ってこいじゃとてもじゃないから私は土地の確保はできないと思います。したがってそういうところから、さっき言うところの先刻の高橋議員の発言も一体何回行ったのかというような発言も出てくると思うんですよ。そしてやっぱり一緒になって取り組む、市長にいちいち行かないから市長はさぼっていると私言っているんじゃ決してございません。しかしながら市長が行かれたいならば、やっぱりいままでよりは角度を変えた取り組み方が必要だと思うんですが、そういうことについて私の考えていることが間違っていたならば一つほかの方法があるならばおっしゃって下さい。それがいいならば実行していただきたいし、その辺をご回答をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　きのうの答弁で二中問題は大体。。。。

○十一番（剣持佐吉君）　二中の問題を言っているんじゃないですよ、これからの土地の確保のことを。。。簡明に答弁を願います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　交渉事でありますからしていろいろなアプローチの仕方があろうと思います。もちろん誠意を相手方に認めていただくために初段階におきまして、あいさつに行くことも必要だというふうに私も考えております。それからまた交渉の中にはある程度の緩急ということが伴いますのでできるだけ一つ誠意を尽してお願いをするということになるわけだと思います。それで換地を明らかにほしいと、こういうことを言われておるむきにつきましては、換地をやっぱり用意したきゃいけないわけでありまして、用意のない段階に何回行ってもやっぱりだめだと、用意をしていくと、これはもう開発公社、まだ発足して間もありませんがかなりそういう材料を整えつつありますからして、たとえば二小の場合もいま用地がそろえ次第お一人でも一つ署名していただくということを進めておるわけであります。用地交渉につきましては、そういう考え方で、またご指摘の点に十分一つわれわれも意を注ぎまして熱意と誠意をもって取り組みたい、こういうふうに考えておるわけであります。

○議長（大下　博君）　剣持議員よろしいですか。

○十一番（剣持佐吉君）　はい。

○議長（大下　博君）　これをもって十六の一、中学校の建設計画に関する質問を終わります。

次に十七の一、旧七生地区に救急病院設置に関する通告質問者、市川芳太郎君の質問を許します。

（十五番議員登壇）

○十五番（市川芳太郎君）　十五番、市川でございます。旧七生地区に救急病院の設置については、このことにつきましては、四年前から地域住民から強い要望がありまして、私も四十五年以来何回か質問もやっております。その中で、四十九年度の第一回の定例会におきまして医療機関の適正化ということで質問されたわけでございますけれども、この時の市長の答弁が工藤外科に、まず交渉して何とかあの工藤外科のところに救急病院といいますか、あの工藤外科の奥さんも内科の先生でいらっしゃるということで答弁がなされておりました。いままで二カ月有余そのまま回答もいただいておりませんけども、森田市長がそのことにつきまして工藤整形外科のほうに何回交渉なりまたいつ頃交渉に行かれたか、これをまず市長にお伺いしたいと思います。

それから過日部長のほうに伺いましたところ、現在の日野市の人口から見ますと、三つの救急病院があるということはかなり人口に比例されて病院がなされていると、そのような答弁もありましたけれども、立川とかまたは隣の八王子このようなところは、日野市はですね、非常に地域的に非常に悪条件が伴っているということを言えると思うんです。たとえば鉄道にして

もも京王線また中央線がこの日野市を走っております。京王線にしてもどなたかの意見の中で一日六百五十回の上下の電車の交通がなされている、そしてまた五分間隔に上下の電車が走っていると、このようなこともこの議会で何人かの方、そのようなことも申されたのを聞いております。現実の市立病院に七生地域からの通う患者さんが非常にどのように苦慮されているということを具体的に申し上げますと、たとえば高幡台、百草団地それからなお東部に行きまして落川、百草の方々が自分で車もないし足の悪い場合にタクシーで病院に行かれるというような、非常にタクシーも料金が上がって生活のたいへんな中でそのような料金を支払って通院されている、このようなことも聞いております。そのような非常に悪条件のあるそれゆえに七生地域の多くの五万三千と、これも私が仄聞した人口の数でございますけれども、そのような多くの方々が救急病院を七生地域に設置してほしいということは、切実な願いで市当局に申しい出なされているということが言えると思います。三月の定例会の答弁にありまして、どのようにか市長から少しでも安心のできるような答弁がいただけるというふうに市民は待ち望んでいたということも申し上げられると思います。それがですね、いままでに答弁がなされていなかったということはほんとに市民の強い要望にこたえての本当の市民本位の市政と口では簡単でございますけども、実際のそのような行動がなされていないということも指摘できると思います。まず最初に申し上げましたように森田市長が工藤外科に交渉されてどのようにその結果なされたか、何回交渉されたかそれをお伺いしたいと思います。それから部長の答弁についてもそうでございますけれども、そのようなな状況、旧七生地域の住民の要望にこたえて今後どのようにそれに対する考え方なり方針を、新しいものがございましたらお聞かせ願いたいと思います。以上でございます。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に対する関連質問者があれば挙手を求めます。ないですね。ただいまの質問に対しての答弁を求めます。市長。

○市長（森田喜美男君）　われわれは市長部局ということで一丸となってやっているわけであります。市長がやらなきゃならんこともたくさんありますが、まず担当者を派遣いたしましてそうして工藤外科の体制につきまして少し調査といっては失礼かも知れませんが市長部局ということで院長のご意向を伺いかつまた、要請を行なっていろいろ状況の調査はいたしております。救急病院を開設されるという段階にはまだ至っていませんし、また体制をつくることに相当間があるかも知れませんけど、かなり救急病院としての医療はやっていただけておるというふうな回答でありました。またあそこを用地を提供をいたしました一つの覚書事項といたしましてなるべく早い機会に救急病院を設置してもらうと、こういうふうな覚書もありますが、

それに基づきまして今後も重ねてお願いをしなきゃなんないわけであります。

もう一つは最近開院された医院でありますけれども、西武団地の中に外科のお医者さんとそれから内科のお医者さんが二組のご夫婦で皆ご夫婦ともお医者さんだそうですが、そういう医院が開業されたということもありますので、そちらにも一つ要請を進めようと、こういうふうな状況でございます。それでタクシーをやとって治療に通院されるというのは、これはもうすでに救急というような段階は一段階終わっとるわけでありまして、医療機関一般としての、その七生方面にもっと増設する必要があるということはご指摘のとおりでもあります。また救急病院も何とかしてせっかく消防署の支所も、出張所もできたわけであります。救急車も配置されておるわけであります。救急体制が何とか一つ急いでつくりたい、そういうことを一つこれから工藤さんにもまたそちらの新しく開業された医院のほうにも極力お願いをしていきたい。救急医療としましてはもちろんあるにこしたことはないわけですが、そういうふうに開業医さんでもだんだんふえていくと、それから一つには日野の医会、医師の団体がありまして、そちらにも一つぜひもし分院をつくられる用意があればあちらの方面に開いていただきたい、場合によりましたら多少のお手伝いは状況によりましてはいたさなきゃならんというふうにも考えておりますというふうなことを責任者の方にもお願いをしているような状況でございます。

○議長（大下　博君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　ただいま市長からご答弁ありましたけれども、非常にいま市長からもお話ありましたように一昨年も平山地域からも救急病院の・・・また市立総合病院の分院でもいいからつくってほしいという請願も出たように記憶しております。

昨年の救急車の実例を各地域的に申し上げてみたいと思いますけども、このような地域的の数字の上からは当然七生地域の五万三千人と申しましょうか、多くの方々の要望が当然出てくるということが実際の状況から出てくるということが申し上げられると思います。七生地域の各地域地域の救急車の出動回数を申し上げますと、程久保地域が合計二百十三回、そして交通が十四回、一般患者が四十九回、急病が多くて百三十七件、それから三沢が八十七件合計でございますけど、交通が十一件、一般が十七件、急病五十二件、落川が四十六件合計でございますけれども、交通が三件の一般が七件、急病が三十三件、百草が九十六件でございます。そのうち交通が六件、一般が十一件、急病が七十一件でございます。南平が合計百三十三回で内訳が交通が十三件、一般が十九回それから急病が八十七回でございます。高幡が合計九十三回のうちに交通が十五件それから一般が十五件、急病が五十六件、それから川辺堀之内が合計二十四

件のうち交通が三件の一般が三件それから急病が十七件、平山地域におきましては合計八十六件で交通が十四件の一般が十件、急病が五十二件、新井都営の地域でございますけど、交通が十二件の一般が十七件の急病が四十三件とこのように非常にこの数字を上げてみましても日野全域の急病が一千二百八十四回の中を五百四十八回も旧七生地域に救急車が出動しているわけです。これだけの七生地域の急病に対する生命をとり止めるための急患を少しでも早く対処できるような施設がいまだかつてないということは、私はいますぐつくってほしいとかまた七生地域の市民が四十五年から叫んでいることもすぐつくってほしいということではないと思うんです。私たちの要望を少しでも早く実現してほしいと、こういうことから要望もされ、また私も市民代表として一般質問で取り上げているわけです。過日旧七生地区の平山から三沢、百草、落川の全域にわたる約六千人ほどの署名請願もこの議会に提出されております。あらためて市長さんにお伺いいたしますけどもそういう状況の中でもう一度今後の考え方をお願いしたいと思いますけども、よろしくご答弁お願いいたします。

○議長（大下　博君）　市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　日野市の医療体制といたしましては、よそでは持っていない自治体病院を実は持っているわけであります。相当数のベッドを持つ病院も二院あります。それから開業医の先生がたしか六十何人以上ですか、その人口比におきましては、日野市は医療体制としてはかなりいきとどいておるというふうに思っております。それから今日の医療機関あるいは医療制度これは非常にむずかしい状況になっておりまして、どこでも看護婦が足りない、医師が足りない、それからその特に休日、夜間の診療ということが問題になっているわけでありますけど、日野市の場合は早くから医師会とそれから消防署の協力によりましてこの夜間におきましてのテレホンセンター方式による医療機関の利便、それから特にまた今度休日診療につきましても早くから先輩市長によりましてそういうことが割合早くから確立されておりました。東京都がことしから休日の診療を五万五千人の人口に対して一診療所というようなことである程度の金をもってやってくれるようになったわけであります。（「遠回りに言うことないの」と呼ぶ者あり）したがってその救急病院も、もちろん望ましいわけでありますからしかもその医療機関そのものはこれは営業行為に任された形でやっているわけであります。その他力本願ということに言われるわけではありますけど、そういうことをより水準を高めるという努力は絶えずしなければなりませんが、救急病院につきましては市立病院、あるいは他の二院におきましてかなり受け入れ体制はあるわけであります。欠けておるがために人命を失ったというふうなことはあまりまだないと思っております。より水準が

高いということはたいへん望ましいことではありますけど、そしてまたお願いをすることによってあるいは何か施策をすることによって可能性の打開はこれはやっていかなければなりませんが、質問者のご趣旨もまた理解もいたします。ただ何回足を運んでいつできるんだというふうな問われ方をしますと、全くつまってしまうわけでありましていろんなお願いをいたしましてそうして市民の要望にお答えをするということが、われわれの仕事であるわけであります。担当部長のほうから詳しい説明はできるだけの内容はもっておりますけど、じゃあ現実につくったということではありませんので、やっぱりお答えにはならんわけであります。現実につくるということにやっぱり焦点をおきまして今後も努力も続けてまいります。そういうことで一つご容赦をお願いいたします。（「上等、上等」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　ただいまも市長からご答弁いただきましたけれども私のほうから言ったことをまた市長さんのほうから答弁いただいたような、たとえば人口増に対する医療機関については適切であるというようなこと、私のほうからそれは言ったことでもありますけどもそういうような気がいたしました。私がいまも七生地域の救急病院についてお願いをしたということは、私が個人で当然一般質問であげているということでなく多くの旧七生市民の生命を守るための立場から市長さんにもさらにこれからの七生地域の市民の生命を守るための立場に立っての考え方をこれから進めていっていただきたいことを要望いたしまして終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって十七の一、旧七生地区に救急病院設置に関する質問を終わります。

次に十七の二、道路問題についての質問者、市川芳太郎君の質問を許します。

○十五番（市川芳太郎君）　道路問題についてということでこれから質問を何件かしてみたいと思います。

非常に高幡の不動あの周辺が都道が狭い関係もありましてそれと合せてあそこに都道の裏側と言いますか、高幡の六〇九番地の地域で用水路の改修をして欲しいと地域住民から四十五年度ですか。この当時から自治会長さんの代表で請願が出されておりました。採択されてそのうちに何とか改修工事をやっていただけるんだろうと待っていたところがなかなか実現されないままに放置されていたので、また四十七年五月さらにその同じ場所の代表者からあらためて請願陳情が提出されておりました。この工事が完成したときには地域住民が考えていることは、その高幡不動のすぐ前の用水路はふたかけもされて非常に歩行者が安全に歩行されておりますけれども、その手前と申しましょうか、その高幡の六〇九番地地域の都道は非常に歩道も、道路

幅員が狭いために歩道もできませんし、ガードレールはなおさら設置できないという実情から用水路の上に、高幡駅に行く通勤の方々の安全のふたかけをしてそこを通って通勤、通学に行けるようにしていっていただきたいという要望でこの通称上田用水と申し上げますけどもここをさらに四十七年に五月請願されております。これには非常に土木のほうでもだいぶ進められておりますけども、ただ私が考えられることは四十五年から四十七年の五月まで聞くところによると、代表者の方にもあんまりこうはっきりした連絡もいってなかったということでさらにかわった自治会長さんが四十七年に提出されたと、このようにも聞いております。これについての現在の上田用水と申しましょうか、ここの改修についての現時点でのこれの改修の考え方、または方針がはっきりしておりましたらご答弁願いたいと思います。非常に一昨年はどなたもご存じのように豪雨のために浸水がありまして各個所を河川の工事がなされたことは非常に喜ばしいことだと思います。そのことも非常に地域住民の災害から守るための改修工事がなされたということが申し上げられると思いますけども、高幡のいまの申し上げた地点におきましては、四十五年からお願いしている、それがいまだかってまだ改修工事が実現されないということで非常にその地域の方々は何とか少しでも早くやっていただきたいとこのようにも要望されております。特に上田用水のいま申し上げている地域におきましては日野市にそこほど汚染された用水路と申しましょうかまた下排水路と申しましょうか、これほどよどれて悪臭公害から蚊の発生地となっているような場所はないと言っても過言ではないような状態でございます。（「ほかにもあるよ」と呼ぶ者あり）ほかにもあるようなことばもございましたけども、まず要望されたいまの私のほうのところについてのご答弁を担当のほうから願いたいと思います。

さらに南平一二〇七番地の下排水の改修工事の施工に関する請願ということでここも非常にその下排水路のすぐそばに道路があるわけです。その道路が歩行者が一人歩くと自動車が通れないほどの幅員でございますので、車が前から来た場合には、手前のほうで待っていただければ自動車が通れないそのような狭いところでございまして、その下排水路が工事ができればそこもその暗渠でもっていった場合には道路の拡幅もできるというようなところでございます。これについては鹿島団地の下排水路が放流されているんではないかということで市の担当部長、課長さんと一緒に現地に行ったときに、場所まで行ったときに言われたことが、そこは鹿島団地の下排水が放流されているんではないでしょうということも話の中で出ましたけれども、現実に放流されている元まで行ったらわかるでしょうからということで、元までご案内したところが、実際には鹿島団地からの放流されている下排水であったし、そういう問題に対して陳情

されてまいりましたけど、それに対する市側として会社側に動きかけをなされたかどうか、この点について伺います。

それからこれは栄町三丁目でございますけども、道路の整備をしていただきたいということで、ここは非常に道路のU字溝が側溝がございませんのできょうのように雨が降ったときには非常に歩行者が、車が通ったために非常に水がはねて苦慮されているというところでございます。これにつきましても現在土木課でどのような計画をもたれているか、それのご答弁をお願いしたいと思います。

もう一点でございますけども、これは豊田第一自治会で請願として出されておりますけども、ここは長い間非常に放置されておりまして、道路はほとんど草むらになってまたは用水路が、最近用水を使っておりません関係上放置されております。そこを何とか改修をしてほしいということでたとえば一項目に地域の住民から要望されておりますけども、くみ取り車、消防車の救急車が出入りできません、それから農業用水路が不備なため道に水があふれる、土地があっても道路が整備していないために家が建てられない、雨が降ればたちまちぬかるみになる、夏になると草が茂って歩きにくくなる、非常にこの地域を私も現地を見ましたけれども、住民から要望が出るのは当然なことだと思いますので、これについてもいま土木課としてどのような見解、また計画を持たれておりますか、四点についてご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問につきまして関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

はいわかりました。（「議長」と呼ぶ者あり）何ですか。（「いまですね、実はですね、いま関連質問で私挙手をしにんですが、できればですね、トップでやっていただきたいんです。」と呼ぶ者あり）はい。ただいまの市川芳太郎君の質問につきまして答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　簡単に、簡明にということですから一番の問題の高幡用水の、上田用水というんですか、そこの改修につきましては本年度の改修工事を予定しております。目下設計しております。したがってこれ以下排水工事等は冬でないとできませんのでいわゆる乾季を利用して工事をいたすということはお約束できると思います。

二番につきましては、鹿島団地の排水ですけれども、この排水計画をすべく用地の査定をしたわけですけれども、一番危険だといまご指摘になった関係者が判こを押してくれないと、私の土地はもっと向こうにあるんだと、現況よりもはるかに中にあるんだと、こう頑張る回りの人はそうじゃないんだと言ってもどうしてもその人は言うこと聞かない、したがって設計ができないこういう一つの問題がありますのであまり争そってもと

いうことで若干手を引きます。しかし私のほうでさらによく事情を話しまして、自認をしてもらった上で設計をし、その交渉にも入りたいと思いますけれども、鹿島団地そのものが造成をしてすでに民間に売り渡してあるわけです。その排水につきましては、個人の浄化槽と全く変らない性格の現況であります。したがってなかなか交渉はむずかしいんじゃないのかと思いますけれども、やはり団地造成者の責務も若干ありますのでそういう点については交渉いたしたい、それには額がわかりませんから設計しませんと幾らかかるかわからないということで若干遅れております。そういうような関係で遅れていると、こういうことで鹿島団地の排水については努力いたしたいと思います。

それから三点目の請願第八一号につきましては、四十八年度あれよりか下のほうを四ツ谷裏というところですが、行ないまして引き続いてその上流の護岸工事を行なうべく現在査定を行ないまして、ところが先ほど言いましたような関係者が若干あるわけです。くしの歯のようにところどころ承認をしないというのがありますから、こういうものはなかなか全部もらうのは困難ですから、できるところから着手をし、護岸をまずやりまして道路の敷を上げふと、こういう工事を並行して行ないたい、こういう考え方なんです。それから豊田第一自治会の問題ですけれども豊田の第一というと堀之内の新しくできました団地がありますね、あそことの間だと思いますが（「はい」と呼ぶ者あり）あそこの場所に実は行きまして調べました。ところがいろいろ問題があります。なるほど地主から言いますれば私の土地だからということで杭を打ってしまう。しかし昔はそこは平気で通れた、しかし公道じゃないんだということで、そういうことのなかなかむずかしい問題ありますけれども、そこはそこに置いといてその前の用水路と並行しているまっすぐな道が一軒店がありまして、あそこの道がありますのでそれらを査定しまして用水路と併用して拡幅するように計画をいま進めております。そういうことをして救済しませんと、何しろよその山のすそですから何でもないんだということでし尿の車やなんか現在通っているようですけれども、でもそれからさらにあの付近の宅造やったところと個人が造成したところといろいろあるわけですけれどもあそこをごらんになって市川議員さんもごらんになったと思いますけれども一番先にできたんだろうと思いますけれども、あとからした人が回りじゅう高くしています。当然中が池のようになっている、その辺の人に聞きましたらお金がないからしょうがないから少し低くしたんだ、こう言うんです。必ずあとの人は回りから高くすると、こういうことでですね、問題が今後いろいろ出てくる、それじゃ低いところは全部市の金を出してあげれるのかということになると、これまた問題がありますので今後についてはやっぱり行政の中で十分建てる人が調査をし、市のほうにこの辺の土地が浸水があるかどうか、こういうこともやっぱり調査していただきませんと、さらに道路につきましても、いろいろな問題があるようですからその人たちには直接会いましてお話申し上げたんです。いろいろわかりますけれども非常に困るんだから進入路については一つ何とか考えてもらいたい、そのようには直接はできませんけれども努力しますということで現地に行ってお話ししてあります。

以上です。

○議長（大下　博君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　いま篠崎部長から答弁ございましたけれども非常に第一点の高幡の上田用水と申しますかその地域の改修工事については今年度中に何とか改修していきたいと、このように答弁ございました。非常に地域の方々のありがたいご答弁で喜ばれると思いますけれども、あと鹿島団地のこの下排水路のことにつきましてもう一点伺いたいと思いますけども、非常に暗渠で表面から見えませんので放流されているところが鹿島団地の職員住宅があの上に十棟といいましょうか世帯で六十世帯か六十五世帯ぐらいあるんですけどもそこのいま部長さん言った宅造されて各土地分譲されて鹿島、会社には当然そういう要望は無理だということも言えると思いますけども、たとえばいま私が申し上げました鹿島の職員住宅がそこに六十世帯なり六十五世帯の方々の雑排水が放流されているとすればこれは鹿島の会社に責任があるということが申し上げられると思うんですけどもその点についての、表面からわかりませんのでそこに出ている放流されている雑排水が鹿島の職員住宅の雑排水であるかそれともほかの宅造分譲地の雑排水が流れているかこの点について伺いたいと思います。

それから三点目と四点目につきましてはいま部長から話がありましたように、地域住民にこえられるよう早く実現されるようお願いしたいと、このように思っております。いまの鹿島の分譲地についてのご答弁もう一度お願いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　民生部のほうがあるいはよく知っているのかと思いますけれどもいわゆる浄化槽の清掃ということでは民生部の所管でありますけれども、私のほうではやっぱり河川の排水路の改修となりますと、私のほうの担当ですから私も現地に行ってみまして、しかし排水管がどう入っているかというのは想像でありますけれどもあれは第一次の造成よりは遅れてできましたものですね。最初の分譲したよりもはるかにあとであれができたということからいけばご指摘のいわゆる職員住宅ですか、それが主だろう、想像ですけれどもこれはいずれ鹿島に行くとなれば鹿島の造成の設計図を見てどういう排水系統になってるかということは鹿島にあると思いますからその交渉の中で見せてもらえば明らかになります。しかしその前に護岸になるそういうものを新規の施行をしてどのくらいも

っていけばいいか目安をまず立ててましてそれにはやはり一番角のおばあさんですけれどもね、なかなかその人が右って言えば左と言うなかなかどうにもならない、何どか行ってるんですけれどもね、そういうことでぜひ協力してもらって設計をいたしまして金額が出ましたら交渉に入りたい、こう思っております。

○議長（大下　博君）　市川芳太郎君。

○十五番（市川芳太郎君）　いま部長の答弁で了解できましたので私の道路問題についての一般質問終わりにいたしたいと思います。

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終わります。

次に関連質問として本間久君の質問を許します。

○二十三番（本間　久君）　ただいま市川議員のほうから道路の下水の排水の問題が出されておりました。私もこの問題については重大な関心を持っておるわけですけれども、実は昨日新川辺の堀之内において自治会役員の方におかれまして私も市川議員もともに現地を視察を、現地を調査をいたしたわけでございます。それらについてですね、まず建設部長のほうにお聞きをしたいと思うんですけども、まず第一点は新川辺の市営住宅ですか、これについてですね、住宅にとどまらず市営住宅の下水排水路、これに民家の下水をつなぐことができるのかどうかということをまずお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　これは容量の問題がまず第一番でございます。あそこにつながしてくれということで、きょう雨が降りましたので私のほうの職員が行きましていま少し雨が降ってくれないか、ということは雨がかなり降りましてかねては二十ミリぐらい降りましてですね、容量があるかどうか調査をしょうと思っているんですが、そうしませんと、それによってどこがネックかということがまず出てくるわけです。基本的に言いますと、市のお金ですからその付近のものをこばむということはやっぱりすぐそばに税金でつくった管があるとすれば、また容量があればやっぱりつなぐのは当然だと思います。そういう考えからいま調査をしていると、さらに下のほうの排水につきましても直して調査をしてさらに容量をふやせるものならやっぱり応急的な直し方をしてということであります。したがってさらにあそこばかりじゃなくあの付近にはいろいろ問題が含まれておりますので、それらについてもどういう系統で流水したらいいか、流水の場所を考えて系統構成を考えて調査をしております。先ほどの基本的な考えはいわゆる流水容量があれば当然つなぐのが当然だろうと思っております。

○議長（大下　博君）　本間久君。

○二十三番（本間　久君）　容量があればつなぐのは当然だというのは考え方であって私もそのとおりだと思います。

しかし現在の規定の中で、それがそういうきまりになっているのかどうなのか、たとえばですね、新川辺のこの住宅の関係についてはですね、大雨が降りますと約二カ所ばかりですね、逆流というかマンホールに容量がないというのか水びたしになってしまって雨が上がった場合にそこにその汚物って言いますか何と言いますかヘドロですね、簡単に言えば、そういうものが上がってしまって非常に迷惑をしていると、こういうものがあるわけです。したがって現在でも、もうすでに容量がないんだということふうに私は解釈をし、地元の住民の人たちもそういうことを昭和四十三年頃から非常に心配をして市の関連課等とは話をしてきているということですね。現在いま七家ばかりの民家がそこの市営住宅の排水路に流さしてほしいというのがあるわけですね。ところがそれはなかなかむずかしい、そしたら住民感情としても市が当然現在マンホールをつなげてしまうとあふれてしまう、そういうようなものを直してもらわないとですね、そこにさらに流されたんではかなわないということにもなるわけですね。というある程度の問題については、しかしその前に家作を持っている家があるわけですけれども、十数軒あるわけですね。すでにそこは市営住宅のこの排水路につながれていると、一軒つないだためにずるずるとこうつないでいってしまった、こういう現象があるんですが、それは市として認めたのかどうなのかということをまず一点お聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　水があふれるということは、市営住宅の中にはそれは直接の原因の浸水じゃなくて市営住宅の一番東のはじめの角のほうにマンホールがあるんですね。あふれるわけです。それはマンホールに取り付けの側溝が逆に取り付けてある、逆というよりカーブを多くしましてね、非常にのみにくくなる、そのためにその東っ方の家に被害がある、この間そのおばあさんですが市に来まして現地に行きました。マンホールのほうには直接ずうっと入れば入れるんじゃないか、カーブをしていますからそれは直しましょう、そういうことにしてその一番下のほうのあふれるところは直すつもりでいます。その上の先ほど、どうしてつないだのかと言いますと、側溝が全部開渠でありまして、開渠であるからその側溝の一番先が、これは本来普通で言えばいわゆる排水の接続については放流許可をとらなきゃいけないことになっております。しかし現実にそれがずうっと過ぎてしまうと、お前なぜつないだんだという指摘がなかなかできにくくなる、でそれは隣ですからいま問題になっているのはそれが南っ方になりますが、そこのところはとめてあるわけです。したがって吸い込みにしてある。しかし側溝から道路は二十センチぐらいきりないと思います。それがあふれれば当然片方の側溝に流れてきているわけですね。恐らく豪雨が降った時は道を越えて反対側の側溝に流れてきている

ということが言えると思うんです。この間も私行ってみました。それを拒んだところでほかに抜け道ないわけです屋敷はみんな高くしてある、道路が低くてそれは逆幹式のような側溝がある、それが一ぱいになれば道路にあふれる、そして片っ方の側溝に流れてくる、だから私はああいうふうに穴をつければ当然あれが流れてきているんだと思います。そういう現況ですからやはり下のほうも問題になり市営住宅の排水をつくったために非常に迷惑になっている家が何軒か下のほうにあるわけです。市営住宅以外にも。それらの問題をまず解決したい、こういう努力をまずいたすつもりでおります。その上でどういう問題があるか、市営住宅の中に浸水が現在ないんじゃないか、むしろ下のほうが地面が低いんですから市営住宅のためにその下の人が相当迷惑している、だからそういう問題については解決するようにいたします。そういうつもりでおります。

○議長（大下　博君）　本間久君。

○二十三番（本間　久君）　どうも建設部長の話を聞いていますとですね、現実の問題からはずれているというような気がするんですが、実は昭和四十三年あたりからそうした問題も起きているし、現実に五月の十五日だか何だか大雨の降った日にもあふれてしまってですね、たいへん迷惑をしたということなんですね。もう一つは南側の十数戸の住宅の人たちは次々とパイプをつなぎながら市営住宅の側溝のほうに流していると、下排水を流していると、同時にその七軒の家があるんですが、今度新たにそこに流さしてほしいというね、そこの家についてはやはり現場を見たところがですね、線引というんですか、一つのところを排水路がつながんばかりにもう切れているんですね、切れているんですよ。調査に行ったとか何とかいう問題よりはすでに切れているということは、だれがそこを切ったのか、道路ですからね、道路は簡単に切れないはずですね。しかもそれだけ容量がないといいながら四十三年あたりからこういうふうにどんどんどん排水が道路へ流れてくると、逆流してくると、にもかかわらず住民のほうから感情としてですよ、そこを測量に行ったと、あるいはそこは線が切れているということからするとこの上また流されたんではたまらないと、決して私たちは反対じゃないんだと、早くそのいわゆるそのそういう状態がマンホールがあふれるような、汚水が道路へのっかるような形を解消してもらうと、こういうことと同時にやってもらえればけっこうなんだと、それがないうちからいまここへ流されたんではかなわないんだと、こういうことで反対しているわけですね。同時にそういうこと言ったら市の責任者の方がいわゆるお前たちはだまってろと言わんばかりにそういうことはわれわれが決めることなんだと決めつけたと言うんですね。そういうことになると、ますます住民感情を高まらせることになるんじゃないかと、一方で認めておいて一方では七軒についてはだめなんだと、しかもいまマンホールについては手だてが講じられないということになるとやっぱりふんだりけったりだということでね、いま私はそういう市の態度にぼくは問題があると感じているわけです。その辺についても市の職員の態度というのは本当はこの問題ばかりじゃないと、市長さんもきょうも全部総務部長もおりますけれども、関連して申すならばですよ、実はこういうことだってあったわけですね。あのこれは水道関係の部でございますけれども、きょう水道部長おりませんけれどもですね、水道課員に対してですよ、課長が履歴書を書けと、履歴書を書かなかったらやめてもらってもいいんだとか、あるいはだね、自分の指示に従えない人については減俸するんだと、減俸すると、履歴書なんかとっくに出ているわけですよ。そういうようないわゆる何といいますかね、すでに職員課に履歴書を提出ずみだったりね、あるいは調べればいつでもわかるものをあなたのことを知りたいんだから出せと、出さない自分の指示に従えないものは減俸なんだと、こういうような態度がですね、行なわれていると、そういうような市職員のあるまじき態度が住民運動の中にあるいは住民の説得すべき職員がそういうような態度であるがために問題をこじらせるという場合もあるわけですね。ですからあくまで住民対話の、この対話の市政なんですからせっかくわれわれとしては森田さんが森田市長が緑と清流を取りもどし、そして革新市政を進めていこうというなら

らですね、背を向く行為じゃないかと、そういうことがあるならばその下水道の問題もしかり下水の問題については早くそのマンホールをあふれないようにまずそこを対処していただきたい、こういうふうに考えるわけです。と同時に職員の姿勢として住民たち、お前たちはだまっていろ、われわれは解決するんだからだまってろと言わんばかりの態度はけしからん、と同時にいま問題にしましたような水道課におけるようなね、そういうことが一課長の態度として言うことをきかなきゃ減俸なんだから言うことをきけという態度があちこちの、結局その住民説得の中で出てきているわけですね。ですから市の職員の職員の態度が横柄だというのは最近耳にする。全部横柄じゃないんですよ、そういうような形をとっているから市職員としてもなかなかうまくいかないからつい住民運動の中で出てしまうという恐れも十分あるわけです。それらについて十分私は市として市の側として住民の生活環境をよくするために、あるいは矛盾がある場合については、納得のいくように説明をしてほしいと、しかも測量器持って行って測量すれば当然マンホールなんかそっちのけだと、先に回すんじゃないかと、見てみればもう線引に入っているという状態は困るんです。そういう意味で厳重にそれははっきりしていただきたい、まず解決すべき問題からどんどん解決していただきたい、手順があると思いますから、順序が。説得もいく方法もあると思うんですね、住民感情を害さないような、

そういうことをしなければいけないと思います。いま私が言ってるような前者についてはそういう形で対処してほしいし、後者の緊急の問題については十分調査されてそのような課長がいるならば、私は厳重に市長のほうから戒めてもらいたい、これはもう現実に問題になっているわけですからそういうことを一つぜひしてもらわなければ市の職員がこれから神明上のほうに市庁舎をつくってもですよ、そういうような雰囲気では私は立派な住民サービスができない、これはやっぱりいまの革新市政に対する背を向けると全く同じことなんですよね。住民をないがしろにするような形のお役所仕事を続けるようになってはいけないという観点からあえてこの場で取り上げたわけですから十分その辺については対処していっていただきたい、善処していただきたい、こういうふうに思います。

○議長（大下　博君）　前段についての、建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　前例になりますけれども、あの線を入れましたから、線を見つけたわけですよね、土木課のほうでね、というのは、だまっていればやみでやっぱりつなげてしまうと、道路占用の願いと放水の願いが出てきたきゃいけないわけですよ、いわゆるアスファルトを切ってしまったわけです。線を入れたからどうっていうんじゃない、線を入れてるからやらせるということじゃなく線を入れてしまったからとめたということでご理解いただきたいと思います。それからもう一つはいまの排水系統がマンホールを通って浅川の堤防に出ているわけですよ。あの堤防を建設省のほうからはむしろ南のほうにして放流口を一つにしてくれという、いわゆる話がきているわけです。ですからあの向こうからつないでいるのとあれを含めて南のほうの側溝のほうに流せるかどうか、こういうことも一つの検討の材料になっているわけです。そのようなことを含めましてマンホールの下のほうの排水とそれから両方の問題を合わせまして、解決しなければお互いの争いになって市は何やってるんだということになりますから、そういうものを含めまして解決の方向に努力いたしたい、こう思っております。

○議長（大下　博君）　よろしいですか。

○二十三番（本間　久君）　後者の問題については総務部長はその件はご承知かどうか、市長でもけっこうですけれどもそういうような市職員の指導をしているのかどうか、課長なり部課長に対してそういう指示をしているのかどうか。

○議長（大下　博君）　その点については本日は水道部長もいませんし。。。。

○二十三番（本間　久君）　月曜日でもやってもらえますか。

○議長（大下　博君）　そういうことで保留しておきましょう。

○二十三番（本間　久君）　はい。

○議長（大下　博君）　では次に石坂勝雄君の関連質問を許します。

○十二番（石坂勝雄君）　冒頭に申し上げますが、私は市川議員さんの言われた道路の問題ということで手続き上の問題で一点と、それから宅造を認可するときに地域の問題のいわゆる自治会なり住民の意志を聞くのかどうかというようなことに関連する道路の問題、三点はですね、いま請願出されている十六メートルの道路のあそこを早く通してくれというこの問題に対する市長が請願者と自分も都市計画産業建設委員として審議しているんですが、市長が請願者と話し合う意志があるかどうかというその三点、具体的に言わないとちょっとその補足説明をしますが、第一点の市は非常につけかえ道路なりそれから自主施工でやった用地を提供した道路の移管手続が特に七生地区では遅れているというように聞いておるのでございます。そういう点でまず問題が出たことに対して、自分はよその例をあげるより自分のことを申し上げては失礼なんですが昨日家へ帰りますと、実はU字溝のところへ上流のほうの人が今度家を造るんで簡易浄化槽をつくるんで同意をしていただきたいんだと、しかもいま来ていますぐやってくれと言ってくるほうも乱暴だと思うんですが、そういうことになってきた経過というのを申し上げますと、自分の家の下水と前の道路が二百二、三十メートルあるんです。これは自主施工でいまから六年前ぐらいにやったわけです。ところが一年ぐらい前に、ところがわれわれはその道路というのは用地を提供してぜひ市に取ってもらいたい、寄付しますということで始めたわけです。ところが一番何というか、いわゆる西武のマンションのほうへ通ずる一番上のほうですね、接続するカ所の所有者の奥井さんという人がたまたまいわゆる法面だけは膨大な面積になるので移管はできないんだということが出たためにわれわれも用地を提供したものも道連れになって今日に及んでおって、たまたま奥井さんのほうは何か一年前か何かにその分だけを市が引き受けたわけです。そうすると、そのとこだけは市が公道なわけですね。たまたま自分のほうにしてみればもう公道で舗装もしてもらってるから自分の私有地というような、いわゆる私道だというような考え方は自分はないわけです。ところが昨日のように来て、U字溝に簡易浄化を流すんだから石坂さんの同意を得たいんだと、こういうふうに来るとですね、近所にお住いになる人に自分がいいと言っても下流の人が用水路の人がいるわけです。そうかといってだめだと言っても恐らく何と言うか非常にそういう人は感情害するんじゃないかと思うんです。そういう点で少なくとも非常にこういう変動する道路行政というのが聞き及ぶところによるとみんな市長さんの、部長にしても課長にしても職員にしてもみんな補助職だということを聞くと、市長は市民サービスという観点からみるとそういう非常に何か技術的な仕事で職員が

少ないということは、まず何というか旧七生時代のとこがまだ移管が終えてないという現状を聞くとそこの職場の人を増員してもですね、こういう事務というのはスピーディーにやるべきじゃないかと自分は考えるんです。そういうことの迷惑がくるというのは、わずらわしさがくるという、われわれは非常に迷惑なんですね。それでまたたとえば自分なら自分が私の私道だからU字溝はよろしいと言っても、もし下流の用水からお前が言ったためにもし汚水が流れてきたということになると、私の責任になるわけですよ。何か役所というところは人に何か同意だけやらせておけば責任を回避できるというようなこれはもちろん建築許可の問題だから東京都の西部事務所か建築事務所か何かで指導されてきた問題だと思います。そういう点で自分の一例をあげて特に動物園の周辺でもですね、いわゆる動物園の駅ができた時代のいわゆる付けかえ道路がこういう問題の移管手続きができていないということを聞いております。それで何か道路の砂利一つもらうにも私道だとこういうような観点で何か砂利を何かお願い申して敷いてもらわなければできないという、こういう矛盾ということは市民サービスを考える市長はぜひ即刻直してもらいたい、職員が足らないんなら自分は議会に同意を求めてどういうふうにしてもやっていただきたいことを第一点、市長どういうふうにお考えか、できるかできないかそういうことだけでけっこうです。第一点は。

第二点は私の十六メートル道路の問題なんですが三月の議会でも自分申し上げました。その時点では自分もなれないために要領得なかったとは思いますが、こういういわゆる大事な計画道路というか、私に見れば決して公害道路じゃないと思います。もちろん自分は団地の言う人の意見も十分私は尊重するつもりであります。こういう問題に対して請願者が出たということは、両方議会の議長にも出ておるし、市長さんにもそういう同じ文書がいっているところを見れば市長はこういう問題をすみやかに解決するという姿勢があるかどうか、話し合う姿勢があるかどうかということに対してお答えを願いたいと思います。

第三点は今後市がたとえばこれも例をあげます。第二百草団地もいま建設されております。こういう団地建設に対して聞き及ぶところによると、百草団地の自治会なり、市が公団と三者で話し合いはされたということを聞いておりますが、われわれの隣接の部落にそういう話を聞いたという自治会の報告を自分は受けておりません。そういうために何か被害が出たときに、市はどういう考えをお持ちになっているのか、それともっと例をあげます。日本信販なら信販の宅造を許可するときにある百草団地の自治会の事務局長が私の家に来て申し上げるには、これだけの団地を造るのにあんたたち地主なり何かの意向がくまれないで、こういう道路計画なりそういう何か宅造計画の許可に同意したかどうかということを自分は聞かれました。私は地

主としてたとえば水道組合だったということに対してはこういう話を受けたことはございますが、地主としてそういう問題を受けたことはございませんということを答えてあります。そういう点から考えて、市が計画した何かの時に問題が起きる前に今後われわれに相談されるかいなかということがこれは関連しますが、今後の公共用地の買収に大きく影響するんじゃないかと思うんでその三点に簡単でけっこうです。できるとかできないかで、こうすればとかでけっこうです。お答え願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　理事者答弁。市長。

○市長（森田喜美男君）　私道の移管でありますとか、付けかえ道路に対する切り回しでありますとかそういう方面にこういう宅地造成でありますとか、いろいろな急変のある市でありますから恐らく地元あるいは当時者に対して迷惑をかけていることがあろうかと思います。ただ一つの原則がありましてその原則が整っておれば受け入れるほうがもし事務的に時間をかけているということであればこれはもう欠点でありますが、条件がそろわないものを受け取るわけにはいかないということもあるわけであります。そのあたりはいちいち具体的な事例をあげてみないといまはここで申し上げられません。

それからその話し合いの姿勢ということにつきましてはもちろん話し合いの姿勢は十分話し合うということがこれは原則でありますからして、話し合いはいたしますが、すでに決まったものをこれをなかなか方向転換するということもまたこれはむずかしい点があろうかと思っておりまして、特に十六メートル道路については一たん先任者によって決められたことを私はやっぱり継承する以外にはないだろうと、こういうふうに思っておるわけであります。以上であります。（「もう一点」と呼ぶ者あり）

第二百草を建てる時に近隣の地主に相談をしたかというお話しですがその団地造成をするのは、これは住宅公団で企画して、問題なければ一団地経営ということで仕事が進められるわけでありますけど、それにかわりまして市が周辺の事情それから公共機関としての関連性、そういうことにつきまして公的な立場に立って指導をしておる、とそういう気持でありますが地元に対して一般の例といたしましては、地元にもし異論があればやはり異論という形で問題の提起があると、それが一々周辺に対して同意という手続きをこれまでもやってないと思いますが、私は小さな宅地造成にしましてもやっぱり周辺とかかわりがあるわけでありますからして、やはり周辺との話し合いあるいは造成業者に対しては同意をとりにつけということをさる事例でも求めておるわけであります。なるべくそういうふうな周辺との話し合いということは行なうべきである、こういうふうに思っております。

○議長（大下　博君）　石坂勝雄君。
○十二番（石坂勝雄君）　一番と三番は何と言うか、三番特に百草団地というようなことが例にあったんですが、これから宅造する場合に売った地主さんが今後、そういう認可、団地は都が認可だと思うんですが、こういう場合にいろんな道路のたとえばどういうふうに接続するかとかいう、道路の数が主なんです、いま聞いているのは。そういうことに意見聴取があるかないかということを市として認可がある、それだけを行なうと、担当の係でもけっこうです。
　それから第一点目の移管の手続きですね、自分のとこだけ申して恐縮なんですが、自分の前なんかの場合には、分筆もなされておって印鑑証明だけ、実は印鑑証明も出したんです。そうなっていわゆる分筆もされておればもう何というか全部そういうことは終わっとって委任状と極端なことを言えば印鑑証明だけ出せば終えるようなときでも放置されていくということは、これはぼくはよっぽど何というか市に職員が足らんじゃないか、こういう何か登記事務なんというのはだれでもできるということや測量事務なんかすぐできるということでないんでぜひそういうことの拡充強化をしてもらいたいことを要望します。それでもし何かそういうことでそういう手順までしとっても市がされるのかされないのか、自分の言っている例はそこまでいっているということです。問題は全くないということです。

○議長（大下　博君）　市長。
○市長（森田喜美男君）　問題が全くないでも受け取れないということもいけないと思っておりますけども、私は一つの考え方といたしましては、たとえば大型団地の宅地造成、こういうのはできるだけ早く受け取るという造成者側の要求があります。私は一年や二年は放置してその造成があるいは道路等の工事が完全であるかどうかと、やっぱり一年間や二年間は土の沈圧ということもありますからしてそういう変化は見定めて、そしてまあ大丈夫というところで受け取るべきだとこういうふうに思っております。石坂さんの例とはまた別ですけれどもあんたの場合はまたあとで調査いたします。
○議長（大下　博君）　よろしいですか。
○十二番（石坂勝雄君）　はい。
○議長（大下　博君）　それでは次に秦正一君の関連質問を許します。
○十六番（秦　正一君）　道路問題についての関連で質問いたします。道路の補修やら改修また側溝のほうでいろいろ請願や陳情等で出ておりますけれども、そういった例について一つの過程においてですね、採択されて市のほうで執行する段階である、またプロセスにおいて紹介議員や、また紹介議員か、または代表者にですね、その経過というものが連絡するようなシステムになっているのかどうか、まずその点一点をちょっとお伺いいたします。
○議長（大下　博君）　助役答弁
○助役（前川恒雄君）　現在のところですね、一応直接その部長なり課長なりのところへ行かれたりそれからまたはつきりした議会に対する請願あるいは市長に対する陳情というような形でおい出になる方もいらっしゃいます。それを前のいつでしたか、島村議員さんのご質問の中にもありましたがそれをチェックするという一応のシステムがあるわけでございますが、残念ながら私自身も十分それを機能しているとはいえません。たとえばある陳情が数カ月前に出されたのにまた何カ月か後に同じ陳情が出されたり、その間、市で何をしたかとこういうことをすぐまた言われるわけですが、その時にその前にすぐお答えできればそういう陳情に二度おい出になることはいらないんですけどもそういう事例がありますので、このことにつきましては、議会の始まる前から実は担当職員と私と相談しておりまして、至急はっきりしたチェックシステムを樹立したいと思っておるんです。いまのところ秘書課の中に機構改革とあわせましてそういうチェックする係を置きまして、そこでチェックしある一定の期間が過ぎれば必ず進捗状況あるいは場合によっては途中で思わぬ重大な問題が出てきてまた振り出しにもどるというようなこともございますので、そういうことがあれば必ず陳情した方にお知らせするということを確立したいと思います。
○議長（大下　博君）　秦正一君。
○十六番（秦　正一君）　私どうしてこういう質問するかと、たとえば道路の問題でいま取り上げたわけですけれども、今度建設部長がかなり道路の関係では数としてはあるわけです。執行者のほうで一応ある程度の計画やらまた実施段階、いろんな面が進んでいるわけですけど、しかしなかなかそれが請願者や市民のほうにはわからない、経過というものがどうなっているかわからない場合も多々あるわけですね。こちらから聞けばわかるでしょうけれども、結局建設部長そのものはですね、相当長ぐつはいて作業着きて現地をどんどん回って調査し、そして作業に対しては推進してきているわけでしょうけれども、実際それが市民の立場からすればその請願はしたけれども、採択はされたけれども、その後の経過においてはどういういつごろですけどもそういう事例がありますので、このことにつきましては、議会の始まる前から実は担当職員と私と相談しておりまして、至急はっきりしたチェックシステムを樹立したいと思っておるんです。いまのところ秘書課の中に機構改革とあわせましてそういうチェックする係を置きまして、そこでチェックしある一定の期間が過ぎれば必ず進捗状況あるいは場合によっては途中で思わぬ重大な問題が出てきてまた振り出しにもどるとこれが工事が着手されて、いつごろ終わるのかということが全然わからないできている場合が多いわけです。これはやはり紹介議員なりまた代表者なりに何らの形で連絡の方法なりそういったものが必要じゃないか、このように考えますしね。これは各部のほうでやる方法もあるでしょうし、また市長の秘書課なりそういうたところでやる必要もあるかも知れませんけど、革新市長にはなったけどなかなかその仕事は進まないという点も

おうおうにしてあるわけですね。実際やっていながらそれがわからない、それは結局そういった方面の連絡ができていなかったために、連絡が悪いためにそういった面もあるということもあるわけです。そういった点でいちいち一般質問しなくてもやはりその結果というものは把握できるようにある程度していくのが、これは当然じゃないかと思うんですね、そういった部長の意見を述べてですね、これに対する何かの回答があれば出してもらってもいいんですけどもなければ意見として私は終わります。

○議長（大下　博君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　ご理解願うために申し上げますが、請願採択されたものについては鋭意努力しているわけですけれども、たとえば小さな側溝そういうものが予算の中にもちろん入っている場合と先にやる場合と二通りあるわけです。ですからこれはやはりお金とのかね合いが非常に多いんで、なかなかそういうことを公表していいものかどうかということについても、やっぱり悩む問題があるわけです。したがってずるいと言われるかも知れませんけれどもそういう関連が一つあるということと、それから同じ採択されても緊急度、必要度こういうものからかかりましてですね、やっぱりどちらを優先するかと、そういう問題にもぶつかるわけです。それを全部公表しますと議員さんの中にもあっちのほうやったとかこっちのほうやったとかなかなかそういう問題がふっきれないものが出てくるんじゃないか、そういうことで私のほうではあくまでも緊急度、必要度こういうものを優先してそれから順次予算の配分をしまして行なおうと、こういう考えでおります。そのつど連絡をいたせばよろしいんですけど、やろうと思ったところが物価上昇でできなかったとかいろいろなことがありますから着手の時点ではその事前に十分関係者のほうにお話申し上げてご理解願いたい、こう思っております。しかしできるだけ早く情報を流すということについては努力いたしたいと、こう思っております。

○議長（大下　博君）　秦正一君。

○十六番（秦　正一君）　前段でおっしゃったことは私の知っている、またそういった面で部長がやっておることもわかるし、最後のことばを私はいま申し上げたことを一応了として質問終わります。一応連絡をしてくれるという一つのあれをですね、回答を受けまして質問を終わります。

○議長（大下　博君）　次に関連質問者、高橋通夫君の質問を許します。

○十九番（高橋通夫君）　簡単に終わります。先ほど市川議員が質問された高幡、上田用水の改修の件ですが、これは数年前から私も市当局にお願いしたんですが、また催促もお願いしたんですが、ようやくできることになってたいへんけっこうなことですが、先ほど市川議員の話の中にも、上にふたをして通勤者の道路にというような話があったんですが、設計はそういうことになっているのかどうかその点について。

○議長（大下　博君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　私のほうの予算配分では、やはり排水をまず第一に考えてとりあえず排水をまず設置しょうと、その後の状況があそこが非常に川床といいますか低いんですね。川床が非常に低いのでそれを果してふたをして維持管理ができるかどうか、こういったものをやっぱり調査しませんとわかりません。現在のところでは排水をまずするということに主眼をおいています。

○十九番（高橋通夫君）　了解。

○議長（大下　博君）　これをもって十七の二道路問題に関する質問を終わります。

次に十八の一、河川敷利用についての通告質問者、橘祐子君の質問を許します。

（六番議員登壇）

○六番（橘　祐子君）　河川敷の利用について質問いたします。本来河川敷は台風や大雨等による増水を防ぎ水害から住民の命と暮らしを守るためのものであります。また日常的には野鳥や野ウサギ等の巣になっており近年多摩川や浅川の河川敷には百種類以上もの野鳥が住みついております。自然保護の立場から言ってもむやみに河川敷を開発すべきでないという基本的な考えをまず述べておきたいと思います。その上で私は今日の人口増に伴い子供の遊び場、市民のいこいの場が少なくて住民からの要求として河川敷の草を刈って自由に遊べるようにしてもらいたいという要求や、またソフトボールの練習場をつくってほしい等の声が高まっている日野市の現状の中で、河川敷本来の目的や自然を守りながらも何らかの方法で河川敷を利用できないものかと考えております。たとえば年々多摩川、浅川の水量は減ってきていると思いますが、河川敷の一部を廃河川にして利用できる場所がないかどうか、また新しい施設をつくるだけでなく現在河川敷を利用している公共施設の効果的な利用についても再検討する必要があるのではないかと考え、幾つかの点について質問いたします。

まず初めに現在市当局において河川敷の利用について計画がおありでしたらその場所、目的についてお答え願います。

二点目に河川敷を公共施設に利用する場合、幾つかの問題、たとえば現在利用している一番橋の所のグランドは二年に一度ぐらい大水で土盛りしたところが流され新たに土盛りをしなければならない、その費用が百万円ぐらいかかると聞いておりますが、大水が出て流されるということがわかっていながら同じ方法で補修することを繰り返すのではなく、利用するのであればもっと科学的に調査研究をして適正な対策を考えるべきだと

私は考えますが、市当局はそのような問題についてどのような対策をお持ちかお尋ねいたします。

三点目は河川敷本来の目的、自然を守りながら河川敷を利用する場合、当面サイクリング道路等をつくることは可能だと思いますが早急に実現の見通しはないかどうか、この三点についてまず質問いたします。

○議長（大下　博君）　ただいまの質問に関して関連質問者があれば挙手を求めます。

（関連質問者挙手）

○議長（大下　博君）　それではただいまの橘祐子君の質問に対して答弁を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　ただいまの橘議員さんのご質問に対しましてお答えを申し上げます。河川敷の利用のうち第一点としましては、現在河川敷の計画、こういうことについて市当局の考え方を聞きたいということかと思いますけれども、この河川敷の利用につきましては、昭和四十七年の七月の二十六日に市長名をもちまして建設省に次のようなことを計画しております。ということを文書で提出をいたしております。その一つは、多摩川関係といたしましてはいわゆる落川の東邦歯科の裏の地点、この地点はこれは右岸でございますがこの地点を計画をいたしたい、それからいま一つは日野橋上流、東町付近になりましょうか、いわゆるこの辺の一つ利用をしたい、それから三番目といたしまして多摩川ですがこの右岸でございますけれども、栄町の付近の利用をいたしたい、それから四番目といたしましてはその先ほどいろいろご質問の中で出ておりました谷地川の改修が終わった後のいわゆる何といいますか西側の部分、ここの部分の利用をいたしたいということ、多摩川につきましては、四カ所につきまして建設省のほうに提出をいたしております。それから浅川につきましては大和田の地点の河川敷を利用さしてもらいたい、この多摩川、浅川合計五つの関係の申請等を昭和四十七年に提出いたしました。その五つのうちすでに公園といいますか、子供の遊び場といいますか、完了いたしましたのはこれは昨日もご説明申し上げましたように大和田地区のいわゆる左岸の広場が完成をいたしております。多摩川の四地点につきましてはまだ完成をいたしてはおりません。こういう計画を実は四十七年に出しました。すでに河川敷の利用をいたしております個所は多摩川につきましてはご承知と思いますけれども、高速道路のそばに一カ所ございます。それから浅川につきましては駒形公園、それから二小の上といいますか上流側に一カ所、これがすでに利用をいたしておる場所でございます。それで後ご質問の第三点と関連することでございますけれども自転車のいわゆるサイクリング道路ということでしょうか、その問題についてやはり昭和四十七年に申請を出しております。その場所につきましては、多摩川につきましては右岸の全部、それから浅川につきましては高幡橋から左岸、浅川、多摩川の合流地点まで、それから右岸を全部、それからさらにすでにその自転車道が完成いたしております。けれども、平山の一番橋の所でございますね、この計画を出しております。ここのうちご承知のように一番最後に申し上げたものはすでに完了しておるということでございますね。そういうことを昭和四十七年の時点に提出をいたしたということでございます。

それから第二点の問題でございますけれども、これは場所の点につきまして、非常にちょっと場所がよくわかりませんけれども、百万円の費用を投じてそのいわゆる復旧といいますか、をしておると、これが全く前と同じような施工をしておってむだではないか、簡単にいいますとこういうご質問かと思います。いま少し科学的に考えるべきではなかろうかというご質問かと思いますけれども、これは私も専門的にはちょっとお答えがたいへんむずかしゅうございますけれども、これはご承知のように建設省のいわゆる占用許可をとっておるわけでございます。その占用許可にあたりましては、このグランドにつきましてはこれこれの施工方法によって許可をして下さいということをもちろん市長名で京浜工事事務所に提出いたしておるわけでございますが、それが、それ以上のいわゆる護岸とかそういう問題あるいは構築物のセットそういうことはなかなかむずかしいんではなかろうか、これは占用許可にあたっても非常にむずかしゅうございますけれども、そういう面で元通りの復旧をせざるを得ないという面が若干ありはしないかということを考えたわけでございますが、第二点の問題につきましてはそういうふうにお答えをさしていただきたいと思います。

それから第三番目の利用するサイクリング道路の完成はどうかということでございますが、実は私どものほうでまだ専用なりあるいはそういう問題につきまして京浜工事事務所と折衝はいたしてはおりませんけれども、一番早くできるものとしまして考えておりますことは、多摩市との行政境、いわゆる浅川と多摩川の合流地点付近になりますけれども、すでに多摩市におきましては多摩川右岸をそのような計画ですでに実施ずみのようでございます。これが日野市の行政境で切れております。それからつなぐ仕事は何とか建設省にお願いすればスムーズにいくんではなかろうか、早い時期に許可をいただけるんではなかろうかという考えを持っておるわけでございます。おおよそその距離が地図上ではございますけれども、図面上で測定しますと、四百メートルぐらいは何とかいくんではなかろうかと、これは一に京浜工事事務所の許可にまっているほかございませんけれども、もし許可を得られ財政的に許すならば四百メートル程度はできるんではなかろうか、さらに許可を得るならば財政の許す限りさらに伸ばす方法もあるわけです、というふうに考えておるわけでございます。以上三点につきまして簡単でござ

いますけれどもお答えをさしていただきました。

○建設部長（篠崎美雄君）　補足いたします。

○議長（大下　博君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　補足さしていただきます。堤防敷の利用、河川敷というものは議員さんがおっしゃるような目的じゃなくて流水量を保つためにあるわけですから、それのはんらんを防ぐために堤防がある、堤防の下にあるわけですからこれは当然水がかぶる、それをかぶらないように大きな工事をしますと流水量が保てないわけですから建設省のほうではそれを許可しない、したがいまして水がかぶるということは承知で貸りているという状況です。そういうことをまずお答えしておきますが、むだでありましてもやはりやむを得ない、調布では積み上げて翌日七百万円かけたものが流れておりますから、そういうことですから水がかぶるのが当然である、六十年に一べんとか大水になりますと恐らく日野のグランドもかぶるんではないかということであります。

それから部長のほうからサイクリングの関係ですけれどもすぐにできるように受け取られると少し問題がありますのでいま堤防敷の利用につきましては本年度新井橋から下流につきまして測量すべく準備を進めております。測量しましてそれから施工につきましていろいろ建設省の注文を受けるわけです。建設省のほうとしては、むしろわれわれが考えているようにいわばらしてもらってその下のほうの草を刈り、あるいはならすということになりますと、正式に借りるかあるいは建設省のほうに頼んでそのような時期でもやはり向こうで直そばにブルがきているとか工事をしているとかこういう時期でないとなかなかむずかしいので、そういう時期ならば話せばやってくれるであろうということは言えると思います。

○議長（大下　博君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　いま回答いただいたわけですが、私も河川敷を歩いてみて天気がいい時にはほんとに水量が少ないためにここも何か遊び場になるんじゃないかといろいろ思うわけですが、きょうみたいな雨が降りますとほとんどこの水が一ぱいになってしまうということでほんとにいま建設部長おっしゃったように水がかぶらないで、できるとこというのは日野市のこの川の中でほんとにあるのかどうかということを考える

わけです。ただそうした場合にいまも建設部長さんおっしゃったように、一つにはこの草を何カ所かについて草を刈ってそれで子供たちや地域の人たちがソフトボールやったりできるようなそのような天気の時はできるぐらいのことはできないのかどうなのか、たとえば具体的に言いますが新井団地の前のいま歩道をつくりました。そこがちょうど資材置場になっておりましてかなりの広さの草を刈ってあるわけですが、それをもう少し広げることができないか、草を刈るだけでもできないかどうかそれについてちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（大下　博君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　市が手をかけますのには当然いわゆる河川敷の使用についての許可がいるわけです。なかなか許可の条件としてもむずかしい問題がありますので、一例ですけれども滝合橋の下でこの間、夜、水防演習をやったあの地域のあの下のほうもそうですが、やはりこれは正式には貸りておりません。ただ流水量を保つために建設省のブルがきておった、それをブルを借りましてならしてもらった、そしたら向こうのほうではあとで事故があっても私は責任負わないから子供の指導については十分注意してもらいたい、それからいろいろの危害、特にマムシ等がいるそうですがそういう点についても私のほうでは責任負いません、川におぼれても責任負いませんということを子供会によく話しましてそのような形では道をな

舗装をし、利用、舗装することによっては堤防の強度が増すだろう、こう思うんですが建設省はあべこべに人が通ったり、車が通ると震動でいわゆる強度をそこなうというようなこと、いろいろ注文受けるわけです。そういうことでそれについては設計ということが当然伴いますので、そういうものを経ませんとなかなか許可になりません。

それからいま一つ、社会教育関係あるいは青少年関係から前々から陳情という形で庶務課に出ておりますのは、やはり子供の多い場所を早く進めてもらいたい、こういうような話が出ておりまして日野橋から下、上こういう話が出ておりますからそういう問題につきましてもなかなか一カ所でなく、いわゆる分散するような形で行なうべきであろうということでそれは予算の関係も、もちろんありますけれども、そういうものを全体なながめながら計画を立てたい、こう思っております。

○議長（大下　博君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　いま回答いただいたわけですが、私も河川敷を歩いてみて天気がいい時にはほんとに水量が少ないためにここも何か遊び場になるんじゃないかといろいろ思うわけですが、きょうみたいな雨が降りますとほとんどこの水が一ぱいになってしまうということでほんとにいま建設部長おっしゃったように水がかぶらないで、できるとこというのは日野市のこの川の中でほんとにあるのかどうかということを考える

○建設部長（篠崎美雄君）　市が手をかけますのには当然いわゆる河川敷の使用についての許可がいるわけです。なかなか許可の条件としてもむずかしい問題がありますので、一例ですけれども滝合橋の下でこの間、夜、水防演習をやったあの地域のあの下のほうもそうですが、やはりこれは正式には貸りておりません。ただ流水量を保つために建設省のブルがきておった、それをブルを借りましてならしてもらった、そしたら向こうのほうではあとで事故があっても私は責任負わないから子供の指導については十分注意してもらいたい、それからいろいろの危害、特にマムシ等がいるそうですがそういう点についても私のほうでは責任負いません、川におぼれても責任負いませんということを子供会によく話しましてそのような形では道をな

次に現在河川敷を利用してつくられている公共施設の効果的な利用についてお尋ねしたいと思います。まず市民プールの利用についてお尋ねしたいんですが、現在市民プールの運営時間は夕方五時までになっております。したがって勤労市民はつとめが終わってから利用したくとも利用できないのが現状であります。そこでお尋ねしたいんですが今日夜間運営ができないのは、それなりの理由があると思いますが、その理由についてお聞きしたいのが一点、それから今後私は多くの働く人々が会社

が終わったあとで泳ぎたいという要求を満たすためにも夜間運営の必要があるのではないかと考えております。そういう意味で市当局がそういう考えがあるかどうかこのことについてちょっとお聞きしたいんです。私がなぜこの質問をしているかと言いますと、いままでは何名かの議員さんから公共施設をつくれという、文化施設も含めて施設をつくれという発言が一般質問でなされました。しかしそれは当然新しい施設をつくっていくということも必要でありますが、現在日野市の中でつくられている施設、この施設を市民がほんとに有効に効果的に利用していく、そのための手だてを市が考えていくということはまたこれまたとても大切なことだと考えてやっているわけです。だから河川敷を利用するにしても単にこれからサイクリングつくるとかそういう問題も検討していくと同時に、いまある施設についても当然もっと効果的な利用がないかどうかを考えていくのは当然であります。これは河川敷の利用について関連のことでありますので引き続き質問いたします。この二つについてです。

○議長（大下　博君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　体育課長がきていませんので確実なお答えができないでたいへん恐縮でございますけれども、実は以前私のほうでもそういう話をしたことがありますので、その時の記憶をたどってお話申し上げますと照明をつけなければならないということで照明をつけますと非常にこん虫が多く集まってプールの上に落ちるんじゃないだろうかというふうなことが話題になったことがございます。それから場所的にも現在のところはちょっとご不便な場所ですので、そこへ行くまでの道路の問題等があるんじゃなかろうかということ、おつとめ帰りの方たちはやはり電車通勤等で相当疲れておいでになるのでその方たちのプールということになりますと、やはり何と言うんですか、管理員と申しますか、指導員と申しますか、そういう方たちのやはり充実の問題とか救急の問題とかいろいろな問題があるのでやはりそれは相当こまかい検討を要する問題であるというふうな程度で前の話は終わっておるわけでございまして、ご指摘もございましたので今後さらに検討は進めてみたいと思いますが、体育課長が来ておりませんので確実な答弁ができなくて恐縮でございますがその程度でお願い申し上げます。

○議長（大下　博君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　いま庶務課長がおっしゃったように全く幾つかの道路との関係これは大きいと思うんです。これは働く人たちだけじゃなくて、一般昼間利用している子供たちにとってもたいへんな問題だと思うんです。やはりそういうこん虫がプールに落ちるんではないかということであれば、その技術的にもいろいろ考えられると思いますのでこの点についてはやはり一人でも多くの人たちが利用できるというような形で前

向きの姿勢でぜひ検討していただきたいと、そしてやっぱり多くの市民の期待にこえていただきたいことを要求しておきます。

二二点目にいま落合課長からも出されましたように、市民プールの横に今度駒形公園が開園されるわけですが、ローラースケート場が設けられています。プールやローラースケート場に恵まれていない日野市の子供たちはこの施設をたいへん利用するわけです。で、市民プールなんかの場合現在かなり多く七万人以上の人が夏なんか利用しているわけですが、この利用者が利用する場合、一番困っているのがいまの落合課長がおっしゃったような足確保の問題です。現在この地域京王バスが高幡駅から豊田駅南口まで朝夕五本づつ走っているだけで昼間は高幡駅や豊田駅から歩くしかありません。夜の通勤客だけじゃなくてプールを利用するにも炎天下の中をたいへん暑い思いをして通っているわけです。そのような状態の中で、先ほども私が述べましたが市当局は公共施設をつくるだけでなく、多くの市民が利用できるために足確保についても真剣に考えていく必要があると思います。そこでお尋ねしたいんですが一つにはこの市民プールや駒形公園を本当に利用するために京王バスの運行を昼間一時間に一本づつでも増発するように京王に要請するつもりはないかどうかという問題です。

また二つ目にもしその高幡から豊田までの運行が無理であれば高幡からプール前を通るその一番橋ですか、わたって川崎街道に出て高幡駅へというような循環バスですね、こういうことができないか京王と話し合ってもらいたいと、それから三つめに京王バスの運行が早急には無理な場合ですね、当面市のマイクロバスを運行してその市民プールなり駒形公園が本当に市民のために利用できるようにしていただけるかどうかこのことについてお聞きしたいと思います。

○議長（大下　博君）　それではただいまの質問に答弁願います。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えをいたします。

まず、（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　ちょっとこれが答弁が終わって（「いや、その前に、その前に議事進行」と呼ぶ者あり）答弁系列からちょっと、できるだけ簡明に。

○十一番（剣持佐吉君）　これ答弁していいのかい、果して。あのね・・・。議事進行それで、ちょっと議事進行。

○議長（大下　博君）　それではちょっと、（「議長、答弁中ですよ」と呼ぶ者あり）

これ通告質問の中に含まれているわけなんです。

○十一番（剣持佐吉君）　あのね、含まれていると言うけどね、バスの運行についてですよ、それは私いいんですよ、それをいまやるのはいいですよ。しかしそうなるといまでのル

ールがくずれますよ、それに関連すれば何人もやることになりますよ。いいですか。私はいまのこの美奈子君、あっ美奈子君失礼しました。橘祐子君の質問に対して答えるのはいいですよ、その時間ぐらいは何でもない。しかしこれはルールがくずれるということですよ、通告質問の。それは関連だったら何でもできますよ、いいですか、それがくずれていいならばいいですよ。しかしそれはもうくずれます。それはね、バスの運行をどうするかということと河川敷の利用とは違うはずでしょう、本質的に。いいですよ、それは。私は決して橘祐子さんに立てついてるんじゃありません。議事整理上それでいいかという。。。。

（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　ちょっと待って下さい。

○十一番（剣持佐吉君）　この時間に答弁できるって言うんならいいですよ。しかしルールがくずれる。

○議長（大下　博君）　板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　いま剣持議員からルール上の問題で通告質問とそれから実際の質問が違うんではないかということのご指摘のようですけれど、通告質問の中にその問題がちゃんと明記されてあるということであれば、私は一向にかまわない質問だろう、そう思います。というのは、これまでの質問でも実際通告質問に質問項目を書かないでいきなり質問しているという事例だってあるわけです。その時こそ通告質問のルールをはずれた質問のしかたであって、河川敷の利用ということから一つの提案を示しているわけですよ。具体的な提案を示してこういう利用方法があるんではないかということの質問ですからルールがはずれているというふうな指摘はこの場合当たらないんではないか、そのように思いますのでこのまま議事を進めるのが妥当だろうと思います。（「はい、議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　剣持議員。

○十一番（剣持佐吉君）　私はこれ以上は議論をしません。しかしルールがくずれるということだけは、はっきりしています。そして通告さえすれば通告の内容書けばタイトルとは違ったものを何やってもよろしいということですね。そういう議会でそういう慣例ができるならけっこうです。（「はい、ちょっと」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　それは剣持議員さんがいま感じておられることだと。。。。

○十一番（剣持佐吉君）　はい、たしかにそうです。

○議長（大下　博君）　特に質問者。

○六番（橘　祐子君）　私は河川敷の利用についてやっているわけです。そういう中で、現在河川敷を利用してできている施設について、これを有効に使っていくためには、どうしてもいま問題になっている問題を具体的に取り上げていかない限

り解決はしないと考えております。そういう意味で私はこの足確保という問題が決して河川敷、このプールの利用してできている公共施設と関係してない問題ではなく正にこの問題が解決すればいままで以上に市民がほんとに多くの人たちが利用できますし、これからも発展していける問題だと考えております。そういう意味で全然これは別個の問題ではなくそのように考えております。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは簡単にお答えさしていただきます。まず第一点は京王バスの増発の要請をする意思があるかということでございますが、ご指摘の内容からしてぜひ要請はいたしたいという気持はございます。何とか話は桜ケ丘の営業所にいたしてみたいという気持ちはございます。いま持っております。その反面また一つ考えますのにあそこの京王バスはぜひ廃止したいという関係も、もちろん京王側から出ておりますのでいま第二点の高幡から豊田の増発はこれは非常にむずかしいだろうと京王バスにお願いすることはむずかしいだろう、それから一番橋を回り北野街道に出て、川崎街道へ出て高幡へもどる線はどうかというご質問でございますけれども、ご承知のように京王バスは大型でございます。私も専門家ではございませんが、一番橋のところがカーブで回れないというしろうと判断でございますがこれもむずかしいだろうと、こういうふうに考えておるわけでございます。最後の市のマイクロバスということでございますけれども、これは目下のところその計画はいたしておりません。第一点の問題につきましては要請だけはしてみたいと考えております。

○議長（大下　博君）　橘祐子君。

○六番（橘　祐子君）　この足確保についてきょういろいろの点で早急に結論が出る問題ではないと思いますが、そういう公共施設をつくった時に足確保を考えていくと、そのことも含めて今後積極的に努力していただきたいと思います。私は河川敷の利用について質問をしてきましたが、はじめに述べましたようにこの河川敷の本来の目的ですね、それとかその自然保護という立場から、この本来ならば河川敷を利用しなくとも普通のところの土地で利用できる、運動場もでき、公共施設もできるということが一番いいことだと考えております。しかしそれにもかかわらず、何で河川敷の利用を考えざるを得ないかと、ここが問題だと思うんです。やっぱりこれはいままでの大手不動産業者の土地の買い占めですね、そこの中での地価の暴騰こういうものを（「河川敷と大手不動産とは関係ないんじゃないかよ」と呼ぶ者あり）いえ、つくり出してきた（「発言中ですよ」と呼ぶ者あり）（「議長、それでいいのかい」と呼ぶ者あり）取得を困難にしているところに問題があると思うんです。そういう意味で（「しゃべっているところに問題があるんじゃ

ないか」と呼ぶ者あり）私は今後、市が文化施設やいろいろの公共施設をつくっていくときにこうしたいままでの自民党の政策ですねそのもの自体にも問題があると思うんです。しかしそれと同時にやっぱり日野市のおかれている現状の中でどのようにしたら公共施設を充実できるかという点で河川敷も含めてこの日野市内の土地を調査してみる必要があるのではないかと、当面サイクリング道路の建設を早めてもらうこと、それからまたもしできたらこの草を刈って幾つかの点でそういう天気のいい日に利用できるような広場ができないかどうか、これも科学的に調査していただきたいということ、それから市民プールの運営時間の延長の問題、それから京王バスの交渉また夏の間中だけでも市のマイクロバスを利用して公共施設をほんとに利用できるように積極的な市の取り組みを要請していきたいと思います。そのことを強く要望しまして私の一般質問を終わります。

○議長（大下　博君）　これをもって通告質問を終わります。なおただいま議事運営についての発言がありましたけれども、議長としてはこの河川敷利用についての問題の中に説明欄に、具体的に質問の内容を書いて下さいという欄の中にこの問題が記されてあるわけです。そういうことで取り上げたわけで別にルールに反していないというふうに判断して進めたわけです。ご了解を得たいと思います。（「はい」と呼ぶ者あり）（笑声）

それでは関連質問者、日野源作君の質問を許します。

○二十五番（日野源作君）　だいぶ時間も遅くなりまして（「遅くない、遅くない」と呼ぶ者あり）関連質問いたすことはたいへん恐縮とは思いますが（「そんなことない、そんなことない」と呼ぶ者あり）要件が用地関係でございますのであえて質問をするわけでございます。先程奥住議員さんが東光寺の裏側の多摩川の河川敷の関係で大ざっぱな今回契約切れになるにもかかわらず、市のほうで何ら手を打たない関係で契約が廃止になったというご指摘があったわけですが、それに対して企画部長のほうから答弁があったわけです。私はその答弁に対して十分はっきり聞き取れなかったので再確認の意味で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　質問の趣旨わかりました。（「答弁なかったんですよ」と呼ぶ者あり）（笑声）もう一度。

○二十五番（日野源作君）　さっきね、奥奥住議員さんが東光寺裏の多摩川の裏のことだけで質問したわけでないけれども、現在相当の耕地を耕作しているわけですよ。そこを市のほうで何か手を打てば更新をさせないで、できたものを市のほうで放任しておくから、ここで何人かの方が新たに更新されたと、そういう意味で質問に対して企画部長のほうから私が聞いた範囲では、これは多摩川を利用する予定はあるけれども、多摩川の堤防ができたら考えるつもりだ、こういうふうな答弁があったと思うんですけどもね、これに対して再確認の意味でお聞きするわけですが、そういう答弁でしたね・・・。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えをいたしますけれども、奥住議員さんのご質問の地域格差の是正についてという中でたしか奥住議員さんのほうからご発言ありまして、いま日野議員さんおっしゃるようなお話はたしか八千坪強が、八千坪でしたでしょうか・・・。すでに契約がすんでおると、言いかえれば市のほうで一ついわゆる手ぬるいではないかというおしかりをいただいたわけですが、その際私もたしかお答えはしてないと思いますけれども、ただ私のほうでも京浜工事事務所に参りました際にそういう行為が本年四月に行なわれるということは確認いたしております。先程も休憩時間のことで恐縮でございますが、そういうチェックをする場が市にないので残念ですねという話をしたわけですけれども今後十分注意をしながらやっていきたいと思いますけど何せその申請手続きが市を経由しないと思いますのでそこにそのつかみ方が非常にむずかしゅうございますけど十分注意はしたいと思います。

○議長（大下　博君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　そのことについてね、質問したいわけですが、とにかくいま指摘になってる個所は相当の広範囲のところがあるわけですよ。そこをいま企画部長が何カ所かあるわけですが河川敷利用についての予定個所として方法があったわけですが、やはりあそこの個所も将来使用するという予定はあるわけだと思うんですが、それにもかかわらずさっき申し上げたとおり耕作者がここで期限が切れるという時点でどうして市のほうで将来のことを考えて手を打たないのかということをお聞きしたいわけなんですが、それでいま一つお聞きしたいことは、この日野の自作自営がそういう関係は市のほうで使わしてくれということに対しては他市の関係にはかかわらず、そういう要求にはいつでも応じられるという確信のもとにやっておるわけです。と申しますのは、その上流の隣接関係は八王子にも相当の広大な土地はあるんですよ。それに準じた。そういう関係でいま八王子の見解は、以前何年か前に下水道関係で日野と公共下水道事業をやりたいんだと、こういう話し合いが何回もなされていることはいずれにしてもわれわれも聞いておわかりだと思いますが、現時点ではそれがある程度日野のほうで受け入れ態勢が不可能になると八王子としては処理場に困るからいまの個所へ処理場を建設するという予定が、これは本当かどうかわかりませんが、そういう夢のような構想はないということはいえないということがあるらしいんですがね。そういうことを踏まえていま悠長に日野市の隣だからいつでも利用するって言えば日野の権限でできるんだという見解でおられるかどうかお聞きしたいと思うんです。ご答弁願います。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　決して私どもも楽観をいたしておるわけではございません。ご承知のようにいま橘議員さんのご質問に対しましてお答えしました例の栄町のそのいま河川敷につきましては昭和四十七年に一応申請をしておきましたというお答えをしたわけですが、その後いろいろいまご心配をいただきましたように私どものほうでも建設省にまいりましていろいろ調査をしました。それでもちろん現在河川敷でございますけれども、私どもの目標としましてはぜひ堤防の築造をして廃河川にしていただいて市の土地にしたいなという希望でございます。その栄町のその地点につきましてはそういう考え方で進んでおるわけでございます。そういうことで決してその放置をいたしておるわけではございません。それから八王子の部分につきましてはご承知のように八王子があそこの土波ではありますけれども河川法の二十条で市の財源で堤防をつくりました。お話に聞きますとあそこは工場を持ってくることで八王子は堤防をつくったんだそうでございますけれども、まだ谷地川の改修も終わっておりませんし、廃川敷にはなっておりません。したがって河川敷でございます。私どものほうのところと全く立場は同じでございます。ただ堤防ができているかできていないかの差でございますけれども、そういうことで私どもも決して放置いたしておるわけではございませんでせいぜい京浜工事事務所と連絡をいたしましてやってまいりたいと思っております。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　いろいろご心配をしていただいているわけですが、事務的な段階ではありますけれども、京浜工事事務所にも出向きましてまた関東地建のほうにも出向きまして内々の指導もいただいております。ただ谷地川も放線が定まらないということがあそこをある範囲を定める一番の隘路と言いますか、谷地川の放線が早く決まることによって一つの既定の範囲が決め得るこういうふうに指導も受けたり、われわれもそういう判断をしておりまして何とか一つそれを促進したいと、こういうふうに考えております。それからその耕作許可をなぜ打ち切り点で継承しなかったかということもあろうかと思いますけど、これはわれわれもまた仮定の範囲で権利をやめて下さいとか、われわれのほうにお譲り下さいとか言うわけにはまいりませんし、あるいはそれは別の場所であるかも知れません。あそこの川はたいへん広いわけです。いまの耕作されているのはずっと沖のほうにあるように私は思っております。

○議長（大下　博君）　日野源作君。

○二十五番（日野源作君）　どっちにしてもいろいろ想像されるわけですが、市が実際将来使うという前提でもしあるんなら、仮に耕作権の使用料を払うとしてもだね、三年、五年いって払うという前提であるとすれば、一年も早いほうが取得

権の権利を払うとしても市の負担が軽くなるということが考えられるので、そう悠長に五年先、十年先使える時点でいろいろ手段講じればいいというようなことではなかろうかと、これは建物をつくろとは違って用地獲得というのは五年でも十年でもこれは獲得するということが一つの前提なんですからあした使うならきょう買うというわけにはいかないと思うんですよ。だからいかに行なうかがどういう形で取得してむだな経費をかけないでスムーズに取得して市民に共同広場を与えるように理事者が考えるかということが一つの課題になると思いますので、そういうそ○堤防が出来てから、谷地川の改修がなんていうそういうその五年も七年も先のことをあまり悠長に考えると用地というものはなかなか逃げられちゃうと、そういうことのないように確固たる信念で予定地というものは一日も早く確保するように努力をしていただきたいとかように思うわけであります。

○議長（大下　博君）　ご意見ですね。

○二十五番（日野源作君）　そうです。

○議長（大下　博君）　これをもって一般質問を終わります。本日はこれにて散会いたします。なお次回本会議を十七日午後一時より開催いたします。時間厳守でよろしくお願いをいたします。

午後八時十九分　散会

六月十七日　月曜日　（第六日）

昭和四十九年第二回定例会

日野市議会会議録

第三十一号

六月十七日月曜日（第六日）

出席議員（二十七名）

二番	滝瀬敞朗	君
三番	奥住芳雄	君
四番	正国大治	君
五番	鈴木美奈子	君
六番	橘祐子	君
七番	坂垣正男	君
八番	黒川重憲	君
九番	林亟義	君
十一番	剣持佐吉	君
十二番	石坂勝雄	君
十三番	竹ノ上武俊	君
十四番	米沢照男	君
十五番	市川芳太郎	君
十六番	秦正一	君
十七番	清水芳雄	君
十八番	杉山寅三郎	君
十九番	高橋通夫	君
二十番	佐々木昭雄	君
二十一番	大柄保	君
二十二番	大下博	君
二十三番	本間久	君
二十四番	一ノ瀬隆	君
二十五番	日野源作	君
二十六番	吉富繁枝	君
二十七番	三浦重春	君
二十九番	島村孝志	君
三十番	名古屋史郎	君

欠席議員（三名）

一番	滝瀬政吉	君
十番	谷栄吉	君
二十八番	飯山茂	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	市川晴夫	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	杉本好次郎	君
民生部長	松村清栄	君
市民部長	赤松行雄	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君

議事日程

昭和四十九年六月十七日（月）

午後一時開議

一　請願第　九号　高幡駅前通り横断歩道設置及び歩行者天国に関する請願
（厚生委員会請願審査報告）

二　請願第一一号　百草団地内保育園の早期建設に関する請願
（総務委員会請願審査報告）

三　請願第　四号　日野台幼稚園通園道路歩道設置に関する陳情
四　請願第一三号　三沢六三〇番地先市道舗装に関する請願
五　請願第一五号　市道拡幅及び舗装に関する請願
六　請願第一六号　百草自治会内市道舗装に関する請願
七　請願第一七号　倉沢自治会内市道舗装に関する請願
八　請願第一九号　道路舗装に関する請願
九　請願第二一号　落川地区におけるガードレールと歩道に関する請願
一〇　請願第二四号　緑地保全地域指定に関する請願
一一　請願第二五号　市道の簡易舗装に関する請願
一二　議案第六九号　昭和四十九年度日野市水道事業会計補正予算（第一号）について
一三　議案第七〇号　昭和四十九年度日野市一般会計補正予算（第一号）について
一四　議案第七一号　昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について
一五　議案第七二号　昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）について
一六　議案第七三号　昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）について
一七　議案第七四号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
一八　議案第七五号　日野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
一九　議案第七六号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について
二〇　議案第七七号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
二一　議案第七八号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について
二二　議案第七九号　日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定について
二三　議案第八〇号　東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更について

建設部長	篠崎美雄	君
都市計画部長	中島武男	君
福祉事務所長	田中若一	君
水道部長	成井正夫	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君
書記	川上輝子	君
書記	榮海弘子	君
書記	安原清美	君

二四　議案第八一号　日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部変更について
二五　議案第八二号　日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
二六　議案第八三号　市道路線の一部廃止について
二七　議案第八四号　市道路線の廃止について
二八　議案第八五号　市道路線の認定について
二九　議案第八七号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
三〇　議案第八九号　日野市立日野第四中学校増築工事請負契約の締結について
三一　報告第　三号　日野市三沢九三〇の三番地先梅ヶ丘団地内の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告について
三二　報告第　四号　昭和四十八年度日野市水道事業会計予算繰越額の報告について
三三　報告第　五号　昭和四十八年度日野市水道事業会計継続費繰越額の報告について
三四　報告第　六号　昭和四十八年度日野市水道事業会計事故繰越額の報告について
三五　報告第　七号　昭和四十九年度日野市土地開発公社事業計画の報告について
三六　請願第二六号　下落川自治会内道路舗装に関する請願
三七　請願第二七号　市道舗装に関する請願
三八　請願第二八号　送電線増強工事反対に関する請願
三九　請願第二九号　物価安定推進の件に関する請願
四〇　請願第三〇号　程久保字九号四二二番地先市道舗装に関する請願
四一　請願第三一号　高幡台団地内道路歩道に街路灯の設置に関する請願
四二　請願第三二号　物価を引き下げ私たちのくらしを守るための請願
四三　請願第三三号　南平福祉センター設立に関する請願
四四　請願第三四号　街路灯設置助成に関する請願
四五　請願第三五号　上の原一号線道路の側溝整備に関する請願

四六　請願第三六号　下水道の改修に関する請願
四七　請願第三七号　旧七生地区への救急病院の設置に関する請願
四八　請願第三八号　工場建設反対に関する請願
四九　請願第三九号　沢田用水路整備に関する請願
五〇　請願第四〇号　高層住宅建設反対に関する請願
五一　請願第四一号　物価を引き下げさせくらしを守る決議に関する請願
五二　請願第四二号　多摩平五丁目地区センター建築に関する請願
五三　請願第四三号　無認可保育所等に対する助成に関する請願
五四　請願第四四号　日野自動車工場より発生する公害防止対策推進に関する請願
五五　請願第四五号　老人福祉に関する請願
五六　請願第一四号　三沢一〇四〇番地先市道補装に関する請願（都市計画産業建設委員会請願審査報告）
五七　請願第四六号　緑地保全に伴う計画道路建設の中止についての請願
五八　請願第四七号　排水施設設置に関する請願
五九　請願第四八号　街路灯増設に関する請願
六〇　請願第四九号　ブタクサ公害撲滅に関する請願
六一　請願第五〇号　日野市道（南平一三八〇番地）舗装に関する請願
六二　請願第五一号　浅川提防ぞいの東西に至る私道（川辺堀之内八六九）の舗装に関する請願
六三　請願第五二号　聖蹟桜ヶ丘・豊田間路線バス延長と増発に関する請願
六四　請願第五三号　高幡市有地への市営住宅建設反対についての請願

本日の会議に付した事件
日程第一から六四まで

○議長（大下　博君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員十九名であります。

これより請願審査報告をするわけですけれども、ただいま総務委員長並びに副委員長とも出席しておられませんので、この件については出席され次第これに入りたいというふうに思いますので、請願第九号については後に回したいと思います。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。

それでは、これより請願第一一号百草団地内保育園の早期建設に関する請願の件を議題といたします。厚生委員長の審査報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（名古屋史郎君）　この請願については、かなり長い論議をいたしましたけれども、そこに付帯がついておりますように、可及的に行なうようにということで全員一致で採択をいたしたわけです。よろしく御審査のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　それは分かってるでしょうけれども、私には付帯がないんですが、あれにはかなりな反対もあったようですが、それはどう扱ったでしょうか。その経過などを、説明分かりましたら・・・。

○議長（大下　博君）　委員長。

○厚生委員長（名古屋史郎君）　反対ということもありましたけれども、私どもの委員会は、保育園を建てるということ、造るということ、これに反対の御意見は全くありませんでした。以上御報告申し上げます。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　まことに申し訳ありませんが、そうすると場所の検討については、住民の、いわゆる関係住民の合意を得られるようにということで、あそこには、いわゆる問題になっている三角地帯には関係ないということですか。

○議長（大下　博君）　委員長。

○厚生委員長（名古屋史郎君）　ちょっと今の御質問の意味がよく分からないんですが、三角地は関係ないということか、という御質問ですか。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　はい。

○議長（大下　博君）　委員長。

○厚生委員長（名古屋史郎君）　委員会で保育園を造ることに反対の意見はちっともなかったので、場所の問題につい

ても、かなり委員会としても論議はいたしましたけれども、場所をどう決定するかという問題については委員会で決めるべきじゃないだろう、こういうことで理事者のほうで合意の得られる場所にできるだけ早く造ってほしい、そういうことを決めたわけです。

○議長（大下　博君）　よろしいですか。

○十一番（剣持佐吉君）　分かりました。

○議長（大下　博君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって請願第一一号、百草団地内保育園の早期建設に関する請願は、委員長報告のとおり採択と決しました。この際、都市計画産業建設委員会の請願審査報告を一括議題といたしたいと思います。これ

上から百草駅のほうに下るところは、がけが一部ございまして、危険なので、そこへはガードレールをつけて、安全にして、そうしてやってもらいたいということで採択といたしました。次に二項は小峰の旧都道の残りの舗装でございます。これも採択ということでございます。次に落川の一一二六から一一二四番地に至る道路でございますが、これは百草駅から桜ケ丘方面に向いまして、行きましてわかくさ幼稚園のところを左に折れて京王線の踏切を渡ってじきに左に折れた水田の中の道路でございまして、付近には住宅もだいぶできましたが、道路が狭くてぬかるので、ここを舗装するということでございますので全員一致、これは予算とからみ合わせて優先順位をつけて、そして施行せられたいということで採択いたしました。

次に請願第一七号、これは倉沢自治会内市道舗装に関する請願でございますが、百草八一七から七九一に至る道路というのは倉沢の観音堂のつじから西へ入った道路でございます。次に八一八から八四六というのは観音堂のつじから東へ入った約五〇メートルの道路でございます。次に百草の八六〇から八七四というのは百草園を入って八幡神社の前を通って南へ下って坂の途中に住宅がございます。そこから西に向っていく道路でございます。雨が降るといずれもぬかる道路でございまして、これも予算とからみ合わせまして優先順位をつけて、そして施行せられたいということで採択いたしました。

次に請願第一九号、道路舗装に関する請願でございますが、これは三沢の西武団地入口のガソリンスタンドの北側から通って住宅街のところを通って用水路に沿って東に進み、さらに南に曲って川崎街道を越えてだらだら坂を登って三沢の下の自治会館前に行く約五〇〇メートルの道路でございますが、住宅があるところは広いんですが、狭い部分もございまして道が悪いので委員会といたしましては全員一致採択いたしました。

次に二項でございますが、この二項は請願第一四号と重複しておりますのでこれは削除するということです。三項の三沢の中の道路でございますが、これは三沢の消防機具置場のところを川崎街道から斜めに東南に入りまして再び曲って北の川崎街道に通ずる道路でございまして約一七〇メーターでございますが、それから一部枝になって、途中、中の自治会館のほうへ行っている市道約四〇メーターでございますが、あまり砂利も入っておらない道路で、雨の日には非常に悪いので予算とからみ合わせて優先順位をつけて施行せられたいということで委員会といたしましては全員一致で採択といたしました。

次に請願第二一号落川地区におけるガードレールと歩道設置に関する請願でございますが、ガードレールをつける場所は百草駅を北へ行きまして突きあたってから右に折れる道路でございまして、そこに用水路がございまして東のほうへ行きますと非常に高いのでそこにガードレールをつけてもらいたいということで採択ということです。

ことでございます。これは学童通学路になっておりますので本委員会といたしましても全員一致をもって採択いたしております。なお用水路の上にふたを掛けて歩道にしてもらいたいという点でございますが、このことにつきましては昭和四十二年、都の通達によりまして道路の用水路の上にふたを掛けて歩道をつけてはいけないというのがきておりますのでできないということでございますが、市道についてはできないということですが、都のほうではやっておるので今後市道にそった危険な場所については市でも用水路の上にふたを掛けて、そうして歩道にできるよう都に働き掛けてもらいたいということを決定いたしております。

次に請願第二四号緑地保全地域指定に関する請願でございますが、緑の監視員の代表の方からほかの方から出てきたわけですが、緑の監視員は現在都内に約一千人、うち日野市に約二十名いることになっておりますが、日野緑地は御承知のように黒川の多摩平の処理場の上から堀之内の上を通り谷戸上から大昌寺の上に出る台地傾斜面のところでございますが、約二万坪ございますが、そのうち一万坪が市有地、一万坪が民有地ということになっております。特にこの不都合を感じているところは処理場の上のところでございますが、上のほうは多摩平の区画整理によって緑地となり下の方は吹上団地の区画整理によって緑地となって真ん中に民地があって、そうして道路が中に通じないのでそこには家を建てることもできないし、非常に困るところでございますが、もしそうした場合に造るという時は道路をつけなきゃならないわけで、道路をつくる場合には土地開発法によってやらなきゃならないわけですが、両はじが緑地であるのでそれができない。また都の許可が受からないわけでございますが、これはむしろこの保全地区にしますと今度開発となり、家を建てることを都に申請した場合に都は許可になるわけです。そうした場合に許可になった場合には土地の買い上げ申請が地主からできるわけでございまして、かえってこうしたほうが地主にとってもよいし、また緑地を守るということは日野市に極めて必要なことでございますので委員会といたしましては全員一致採択いたしたわけでございます。

なお請願二五号の市道の舗装でございますが、これは百草駅の北西のところにございます都営住宅の北側に用水路にそっている道路でございますが、拡幅はすでにできておるわけでございますが、非常におうとつが多くって雨の時なんかは非常に困る道路でございまして、ここは八小児童の通学路になっておりますので部長の説明ではここで、都でやる都の費用でやる計画になっておるということでございますので委員会といたしましては全員一致採択ということになったわけでございます。よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○諸長（大下　博君）　これより質疑に入ります。質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。

これより本十件について採決いたします。本十件の請願は委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって本十件は委員長報告のとおり採択と決しました。

次に総務委員会報告にもどりまして、これより請願第九号高幡駅前通り横断歩道設置及び歩行者天国に関する請願の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（米沢照男君）　総務委員会の御報告を申し上げます。請願第九号は高幡駅前通り横断歩道設置及び歩行者天国に関する請願であります。青木真一さんほか二百四十六名から請願が出されております。去る六月三日に総務委員会を開きましてこの請願について審議をいたしました。一つは駅前道路に横断歩道を設置するという問題でありますけれども、これは警察のほうもその必要があるということで今進行しております。それと忠実屋前の道路、通常はかなり車の量も激しいということで買物客等交通に支障をきたしている状況もあります。せめて土曜、日曜だけでも歩行者天国にしてもらいたいとこういう趣旨であります。商店、あるいはタクシー会社、そして地元等で今話し合いが進められております。近くこの歩行者天国が具体化するという見通しも出ましたので委員会としてはこの請願を全会一致で採択をいたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本件を採決いたします。本請願は委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって請願第九号高幡駅前通り横断歩道設置及び歩行者天国に関する請願は委員長報告のとおり採択と決しました。

これより議案第六九号昭和四十九年度日野市水道事業会計補正予算第一号、専決処分の報告の件を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第六九号につきまして提案理由の説明を申し上げます。本議案は昭和四十九年度日野市水道事業会計の第一回補正予算について五月四日専決をしましたので、地方自治法第百七十九条第三項の規定により報告をし、議会の承認を求めるものであります。詳細につきましては関係部長をして説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　関係部長より詳細説明を求めます。

水道部長。

○水道部長（成井正夫君）　それでは御説明いたします。実施計画でございますが、この中でちょっと御訂正をねがいたいんですが、支出のほうの説明欄に　給水工事料　この料がこの料じゃなくてですね、なんというんですか、料金の料じゃなくて水量の量ですか、工事の量と、こういう意味の量に訂正を願いたいと思います。まず収益的の収入でございますが、それで千九百万円の補正と、こういうふうになっておりますが、これにつきましては一般会計からの補助金でございまして一般会計の予備費のほうから支出をお願いしたものでございます。これは今回の表につきまして細目協定第十条にあります赤字の概算補塡額を埋めるとこういうふうなことがあるわけでございますが、私どものほうではこれにつきましては後の財政調整の中でこれを補塡してさらに清算するということの考えでおったわけでございますが、この時点にやはり額をきめなければならないとこういうふうなことでございましたので急遽一般会計のほうから補助金を支出していただいたとこういうことでございます。それから支出のほうでございますが三百三十三万円でございます。これは受託工事の委託料ですが、掘削の委託料ということで工事をやった場合、こういう点に支払われるわけでございまして、これにつきましては工事店のほうの関係の給水の増でございますが、工事でございますが、前年度から相当繰り越しがあったとこういう工事につきましてぜひ統合前に全部をやりたいとこういうことで五月には特にこの工事が多かったと。したがってこの委託料も不安だったとこういうふうなことで、この委託料に不足を生じましたのでこれをお願いしたわけでございます。それから資本的の支出の関係でございますが、千百七十万円でございますが、これにつきましては南平都営住宅の本管敷設の工事費で資材関係のために予算計上が遅れていたわけでございますが、資材の見通しがつきましたので、これにつきましても統合前に実施をしたいとこういうことで計上したものでございます。その後業者も決定をみまして梅原工業が五月二十五日までの工期とこういうことで、すでに完了をみているものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件について委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり承認するに賛成の諸君の挙手を求め

ます。

（賛成者挙手）

○議長（大下　博君）　挙手多数であります。よって議案第六九号昭和四十九年度日野市水道事業会計補正予算第一号専決処分の報告の件は原案のとおり承認されました。

これより議案第七〇号昭和四十九年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第七〇号につきまして提案理由の説明を申し上げます。今回の補正総額は四億六千百九万八千円で、予算総額九十一億四千八百八十万一千円となります。主な内容は歳入で国都の補助金約一億五千万円、繰越金、諸収入で、それぞれ約一億円と市債約一億一千万円であります。

歳出の主なものといたしましては、東京都物価局の試みとして情報電送機器のセットをいたしまして、情報を早くキャッチしようとする関係費百四十四万三千円の計上をいたしたことと、道路橋梁維持並びに新設改良費に約一億円の追加、更に市営住宅建設費一億六千三百万円の計上をいたしました。教育関係といたしましては当初予算におきまして債務負担として計上いたしました。第八小学校と第三中学校の建設費を予算に組み入れた次第であります。詳細につきましては担当部長をして説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　歳入歳出全般の説明を関係部長より求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　それでは議案第七〇号につきまして御説明を申し上げたいと存じます。説明書のほうをお開きいただきたいと思います。ただいま市長のほうから提案理由の中で説明ありましたとおり、今回の補正は四億六千百九万八千円合計で九十一億四千八百八十万一千円と相なります。

それでは歳入のほうから説明をさせていただきます。二ページ、三ページそれから四ページ、五ページに関係いたします項を御説明させていただきますと、まずこれは市税関係でございます。従来税目で電気ガス税という税目がございましたものが地方税法の改正に伴いまして電気税、ガス税ということの二つの税目に分かれました。したがいまして既定の電気ガス税をそれぞれ電気税、ガス税に組み替えた、補正をさせていただきます。それから六ページ、七ページに入ります。まず国庫支出金の国庫補助金関係、小中学校関係の補正総額七千六十八万円でございますが、これはただいま市長のほうから説明ありましたとおり、今回、八小と三中を予算に組み入れました。その関係から国庫の補助金が七千六十八万円見込まれるということで追加を補正させていただいたわけでございます。その下の土木費の国庫補助金四千二百五十七万九千円、これは説明欄にもございますように、市営住宅建設に伴います補助金四千四十二万九千円と、それから長山住宅家賃収入の補助金といたしまして二百十五万円、合わせまして四千二百五十七万九千円の追加補正でございます。それから八ページ、九ページ、九万一千円の民生費の都負担金の追加でございます。これは民生委員、児童委員の報償費のアップに伴いますところの都の支出金でございます。九万一千円。それから一〇ページ、一一ページに入らせていただきます。まず総務費の都補助金減額一万一千円、これは選挙関係費の金額確定に伴いまして減額補正でございます。それから民生費の都補助金八十八万三千円、これは説明欄にございますように母の休養事業補助金といたしまして三万円、それから生活保護費補助金五千円、それから法外援護補助金八十四万八千円、夏期の栄養食品、あるいは学童服等に伴いますところの補助金でございます。合計で八十八万三千円。次が衛生費の都補助金二百二万五千円、これは予防接種の事故賠償補助金といたしまして都のほうからまいります補助金でございます。二百二万五千円でございます。それからその次が商工費都補助金、これはただいま提案理由の中で市長のほうから御説明申し上げましたように都の新しい試みといたしまして情報電送機器の設置をするということで、この補助金が百三十五万九千円見込まれたわけでございます。その次が土木費の都補助金の千九百三十八万七千円でございますが、これは市営住宅建設に伴いますところの都の補助金でございます。工事費と事務費に分かれて

まいります。その次が教育費補助金の千三百万五千円でございますが、これは第八小学校、並びに第三中学校の都の関係補助金でございます。次が一二ページ、一三ページに移ります。民生費の委託金の六十万円でございますが、これは老人医療費の支給事務費といたしまして東京都のほうからまいる金でございます。その次が繰越金、これは一億円、合わせまして二億一千万円と相なるわけでございます。一億円を繰越金に求めたわけでございます。その次は一四ページ、一五ページ、上段は競輪競艇の収入でございます。当初予算四億八千万円見込みましたが、一億円追加見込まれますので、五億八千万円、合計で五億八千万円見込みまして、させていただいたわけでございます。四十八年度の実績は五億四千万円でございます。それから土木費の百万円でございますがこれは高幡三号線の測量、設計受託金でございます。これは都道からいわゆる全農といっております、あそこの地点までの設計の受託金をみたわけでございます。これが百万円。それから一六、一七ページ、これは市債関係でございます。衛生債の二千四百万円は新井、石田の余熱利用の厚生施設の追加起債といたしまして二千四百万円見込まれたので、ここに追加をいたしました。それから土木債の三千三百万円は市営住宅建設に伴います起債額でございます。その次が土木費の都補助金の千九百三十八万七千円でございますが、これは市営住宅建設に伴いますところの都の補助金でございます。工事費と事務費に分かれて

いただくものでございます。以上が歳入でございます。

次に一八、一九ページの歳出に移らせていただきます。まず総務費の一般管理費の八十七万四千円でございますが、この内訳といたしまして五十五万円、これは市の行政協力者に対します謝礼金でございます。十一カ月一カ月五万円を計上させていただいたわけでございます。それから十八の備品購入費は庁用備品、机、椅子等でございます。合わせまして八十七万四千円の追加。それから財産管理費の三十七万六千円、これは御承知のように五月一日から自動車重量税の改正に伴いましての需用額三十七万六千円を追加するものでございます。次が二〇ページ、二一ページ七十五万六千円の賃金の追加でございます。これは税務関係のここに掲げましたように住宅用地申告書等の整理に伴います臨時人夫の賃金でございます。それから二二、二三ページに入りまして社会福祉総務費の十四万六千円でございます。この内訳といたしまして報償費で七万二千円、これは民生委員、児童委員の報償費アップに伴いますものと、それから需用費、それから五万四千円のここに明細、説明欄にございます、それぞれ負担金増加に伴いまして、追加補正をさせていただくと。その次が四の老人福祉費の六十万円でございますが、これは歳入でも御説明申し上げましたように、老人医療に対します需用費、並びに備品費を載せさせていただきました。その次が六の社会福祉施設費百八十七万八千円でございますが、これは役務費の一万八千円は高幡会館緞張の防災加工でございます。消防署等からの指摘によりましてここに追加をするものでございます。さらにめくりまして二五ページの工事請負費百五十六万円、これにつきましても高幡会館の防火戸の取付、これも消防署のほうから指摘をされました防火戸でございまして二十万円、それから真ん中の間仕切工事、設備でございますが、これはニチモプレハブの地区センターの寄付をいただきましたけれども、利用する上でどうしても間仕切りがほしいということでここに百三十四万円を追加をさせていただきました。それから東町の地区センターの手摺の取付工事、合わせまして百五十六万円の追加をするものでございます。それから十八の備品購入費の三十万円はニチモプレハブの中に求めました、小地区センターの備品費でございます。その次が二六、二七ページに移らせていただきます。児童福祉総務費四十三万二千円、これは後ほど御審議いただきます園医の報酬改正によりましてその必要額四十三万二千円を追加するものでございます。それからその下の児童福祉施設費の三百八十一万八千円、これは遊び場の新設に伴います工事費、二百九十万円欣浄寺のそばに求めております。それから今一つは平山児童館の浄化槽の改修をどうしてもしなければいけない、この金が九十一万八千円、合わせまして三百八十一万八千円の追加をするものでございます。次に二八、二九ページ八十五万九千円の追加でございます。これ

は歳入でも御説明申し上げましたように、法外援護費、夏期の栄養食品、あるいは学童服等の扶助費八十四万八千円、それに伴います役務費関係一万一千円でございます。次が三〇ページ、三一ページに移らせていただきます。予防費の合計二百八十二万円の追加補正、委託料といたしまして十二万円、これは予防接種等、いわゆる技術者の研修の委託料を計上させていただいたわけでございます。十五人分を計上させていただきました。十二万円。それから二十二の補塡金はさきほど歳入でも御説明申し上げましたように、予防接種事故に伴います賠償金二百七十万円でございます。それから三の環境衛生費の十五万八千円でございますけれども、このうち工事請負費九万八千円は当初予算におきまして御議決をいただきました、市営墓地の舗装関係費でございますが、九万八千円不足をいたしますのでここで追加をお願いするものでございます。それから六万円の備品購入費は説明欄にありますように、火葬場の備品でございます。

次が三二、三三ページに移らせていただきます。まず農業委員会費の五万七千円、旅費で五万七千円でございますが、条例の改正に伴いまして不足をいたします額、五万七千円を追加をさせていただきました。それから農業総務費の七万二千円でございますが、これは需用費並びに役務費、七万二千円計上させていただきましたが、日野市の生産緑地の需用額でございます。南工振興費の百四十四万三千円、これは提案理由の中で説明ありましたし、また歳入の中で御説明申し上げましたように、都の新しい試みといたしましての情報電送機器、これをまず十八の備品購入費で百十八万三千円計上させていただきました。これに伴いますそれぞれの需用額でございます。一番下は電話の債券代でございます。合計で百四十四万三千円を追加するものでございます。それから三六、三七ページの道路維持費の二千四百万円でございます。用排水路の補修費、日野用水ほかを予定いたしまして二千四百万円。それから道路新設改良費といたしまして六千五百万円、委託料の百万円につきましてはさきほど歳入で御説明申し上げましたように全農のところの委託料でございます。それから工事請負費の三千三百万円は説明欄にございますように補助一七号線の舗装、その他といたしましては二千二百万円、それから南平小学校の進入路の築造費といたしまして一千百万円、合計で三千三百万円の追加。それから公有財産の三千万円は南平小学校進入路の用地買収を見込みました。およそ三百坪を予定いたしてございます。それから二十二の補償、補塡金もこれも南平小学校の進入路の買収に伴いますところの物件の補償料百万円計上させていただきました。合計で六千五百万円の追加をお願いするものでございます。それから五番の橋梁新設改良費六百万円、説明欄にございますように、南平地内の橋、これは南平小学校に渡る橋でございますが、五百六十万

円。それから万願寺地区の橋四十万円、合計で六百万円の追加でございます。それから街路灯関係でございますが、合計四百六十九万二千円の追加でございます。これは自治会の街路灯、その他で今後需用費といたしまして、つまり光熱水費並びに修繕費として九十一万二千円必要になる。それからめくりまして三九ページの工事請負費はそれぞれの新設並びに撤去、それからポールの取り替え、こういう費用がどうしてもいる、こういうことで三百七十八万円の追加をお願いするものでございます。それから四〇ページと四一ページの関係でございます。土木費、都市計画費の総務費十万六千円でございます。これは旅費とそれから駒形公園の落成をみましたので、これのいわゆる落成式といいますか、そういう費用といたしまして旅費以外の金がこれでございます。報償費と需用費にそれぞれ五万三千円、二万九千円をお願いするものでございます。それから公共下水道の九十四万円の繰出でございますけれども、これは後ほど御審議をいただきますが、下水道事業の特別会計繰出金でございまして、多摩平下水道の電気設備が老朽化しました。保安協会からも指摘をされましたので改修をいたしたい、この必要額が九十四万円、これを一般から繰り出すものでございます。それから四二、四三ページでございますが、まず住宅管理費の二十五万円は川辺堀之内の市営住宅シロアリ対策の委託料でございまして十五戸分を計上させていただきました。それからその次が市営住宅建設費でございます。合計で一億六千三百万円の追加でございます。四五ページの十五の工事請負費いわゆる直接費用は一億五千九百五十万円でございます。これに伴います委託料なりあるいは報償費、旅費等を補正させていただいたものでございます。合計一億六千三百万円でございます。

次が四六、四七ページに移りまして教育委員会費の三万六千円でございますけれども、これは科学センター庁の謝礼金でございまして一カ月三千円十二カ月分を計上させていただきました。それから四八、四九ページ、教育振興費の二十六万円でございます。委託料として六万円、備品として二十万円でございます。従来日野の小学校のセンターは一つでございましたけれども、小学校もだんだん殖えたということから南部、北部に分けましてそれぞれ一つづつ設けたいということで南部につきましては高幡、北部につきましては六小ということで科学センターの一館を追加をいたしたものでございました。この委託料と備品購入費でございます。それから学校保健体育費の二百二十万八千円でございますが、これも保育園同様後ほど御審議をいただくわけでございますが、内科、専門医、薬剤師の報酬改正に伴いまして追加をお願いするものでございます。

それから四の学校建設施設整備費五百一万三千円でございます。工事請負費といたしまして二百六十万円の追加でございます。これは第八小学校が債務負担行為でございましたが、これ

を予算に組み入れる。それから第五小学校の給食室の改築をどうしてもしなければならないということで、ここに追加をいたしました。南平小学校の入札が終わりまして、差金一億円をここで減額補正をいたしまして、それぞれに充当をいたしたい。追加といたしましては、二百六十万円を追加するわけであります。それから負担金補助及び交付金二百四十一万三千円は、第三小学校の校舎増築に伴いまして、御承知のように債務負担行為で御議決をいただいておりますが、これが利子補給を考えたわけでございます。二百四十一万三千円を補給いたしたい、ということでございます。それからめくりまして五〇並びに五一ページでございますが、学校保健体育費の七十三万二千円、これも小学校同様、中学にも内科専門医、薬剤師の条例改正に伴います需要額を補正するものでございます。その次が学校建設施設整備費、一億四千百七十六万四千円でございます。そのうち、工事請負費といたしまして一億三千八百九十万円、これは第三中学校の校舎増築、債務負担行為から予算に繰り入れた額でございます。それから四中の校舎増築に伴いますいわゆる入札差金千四百九十万円を減額し、さらに四中の仮設教室の工事の差金七百万円を減額し、それぞれ繰作いたしまして一億三千八百九十万円を追加するものでございます。負担金は七生中学校の、第三小学校同様、債務負担行為で御議決をいただいております七生中の、利子補給をいたしたい。この額が二百八十六万四千円でございます。めくりまして五二、五三ページの九十万円の追加でございますが、第二幼稚園の平山でございます。ホールの改修をどうしてもしなければならない事態になりました。これが費用が九十万円でございます。それから五四、五五ページに入らせていただきます。社会教育総務費の二万五千円、これは社会教育課の備品といたしまして二万五千円に、それから図書館費で百七十万円の追加をお願いするわけですがこれは高幡図書館のクーラーの設置工事費でございます。御承知のように七生支所の下のほうにはクーラーの設置をいたしましたけれども、図書館のほうにはまだ設置を見ませんでしたので、ここで三基の設置をしたいということでございます。これが費用が百七十万円でございます。そこで残額予備費に三千十八万三千円を求めまして、合計予備費五千八百八万六千円の補正をお願いするものでございます。

さらに議案書のほうをお開きいただきたいと思いますけれども、第一条につきましては四億六千百九万八千円を追加する。それぞれ歳入歳出ともに追加するという第一条でございます。それから地方債の補正でございますけれども、第二表に掲げてございますように追加をお願いするものでございます。第八小学校の増築と、第三中学校の増築、それから市営住宅の建設事業、八千五百五十万円の限度額、利率は九%以内ということで、補正をさせていただきたい。それから変更といたしまして、新

井、石田地区の余熱利用の関係の従来限度額五千六百万円、これを八千万円まで補正をさせていただきたい、ということでございます。よろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。この質疑の進め方について初めに歳入全般について質疑を承ります。一七ページまで。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　歳入といいましたけれども、歳出と一緒になるかもしりませんが、十一番の情報電送機設置補助金というのは、何か都の試みだというんですが、勉強不足でたいへん恐縮ですけれども、どういう内容でこの支出との関係がありますか、それはいわゆる商工会あたりのつまり何というんですか、思わざる負担というんですか、そういうようなことはどういうふうなのかどうか。支出のほうで考慮されているのかどうか、ということが一つ。それは支出のほうで説明すると言われれば内容だけでけっこうですが、それから一七ページの一番上の余熱利用厚生施設新築事業追加分でありますが、これの進行状況と、それからこの追加せざるを得ない理由、あるいは部分的なのか、一般的に物価上昇というのか、それらのことをあんまり細かい数字をあげる必要はないんですが、大体こういうふうなことでひとつ御説明いただきたいと思います。それから議長にお願いしますが、説明が専門的で早過ぎて、また思い出して質問するかもしれませんので、これだけで終わりじゃありませんので、ひとつ御了承いただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　お答えいたします。一一ページの商工費、都費補助金でございます。情報電送機器設置補助金でございますが、これはテレファックスと申しまして、電話によって電送写真と同じ原理でございまして物価局において調査をいたしました物価の上昇その他の情報を電話によって、情報を機械によって文章がそのままこちらでキャッチをできるという機械でございます。これは各東京都下の各市町村全部に設置するわけでございますが、これだけではなくして、各市との連絡情報、こういうこともやってもよろしい、こういう許可も得ておりますので、例えば日野市から八王子に、こういうものを一つ文書を送ってもらいたい、ということになりますれば、この機械を使いまして、こちらからその文書をその機械に入れますとそのまま八王子ではキャッチすることができる、こういう機械でございます。これは東京都が今回初めて新しく補助金として交付するものでございます。それから民生費のほうの起債の増加でございますが、これは都との交渉の結果、これだけよけいに起債がついたということで、その分だけ追加をいたしたわけでございます。それからまだ入札につきましてはまだ行なっておりませんが、これは総務部のほうで今月中にたしか入札を行なう予定であるということはお聞きをいたしております。

以上であります。

○議長（大下　博君）　よろしいですか。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　この情報電送装置というのは、結局は電送写真で文書なり何なり送るというんですが、そういうことを聞いたことがありますが、それだと承知しますが、それでそれが公文書としての、単なる情報であるのか、公文書としての資格というんですか、価値というものを有するのかどうか。それから今の余熱利用の厚生施設の新築事業追加分でありますが、このことは何か私の聞き方が悪いのかどうかしりませんが、まだはっきりしてないような言い方ですが、私の聞きたいのは、手続上の内部的なことでなくて、大体どれぐらいできて、それでこの追加分は何ゆえに必要であるのか。つまり見積りはどういうふうに見積ったかということです。例えば当初予算はいいかげんといっちゃたいへん恐縮ですが、概算でもって見積ったのが、今度決定的な数字がこういうふうになったというんならそれでけっこうです。それから物価上昇で予期せざるものが上がったからこれだけ見込んだというんならそれでけっこうです。その辺のことをよく分かるように変更状況等をもう一回ちょっと悪いんですが。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　御質問の後段のほうを先に説明させていただきますが、私どもの説明の追加分という書き方も若干あれですが、要するに当初予算におきまして、新井、石田地区の余熱利用の工事請負費は一億五千万円計上させていただきましたその金そのものは変化ございません。ただ、その一億五千万に対しまして、およそ市債、いわゆる起債が五千六百万円ぐらい求められるであろうというところが八千万円求められるようになったということで、追加には間違いございませんけれども全体費用の追加ではございませんで、言い替えれば起債の追加である。したがって一般財源の持ち出しがそれだけ少なくなった、こういうことでございますが、御理解いただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　公文書ということ、まあ、公文書になるかどうかということでしょうけれども、これは電話でいろいろ数字等を東京都からお知らせすると間違いもございますが、それらが文章でそのまま電送されてまいりますと間違いもございませんし、大体四分間ぐらいでそのままの文章がこちらのほうでキャッチすることができる、こういう機械でございますから公文書的な性格もありますし、またお互いに情報を交換して、こういうことを教えてもらいたい。例えば企画でも税務でもどこでもこれは使うことができるというものでございます。これは東京都のほうで、そのほうも使って差し支えない。お互いにそういうふうな文書を交換する場合はこの機械を

使ってよろしい、こういう許可も得ておりますので、商工課だけで使うということではなくして、将来は各課の、各市との情報交換もできる、こういうものでございます。

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　分かりました。電話よりは数字がはっきりするから正確性があるということで、それは了承しますが、私はどうも自分のことを、飛躍してたいへん恐縮でありますが、私がそれを公文書的な性格を持つのかどうかということを聞いたのは、ちょっとこの問題とは飛躍でありますけれども、実はそれについての回答がないので、ざっくばらんにまいりますと、何かこんなこと言っていいかどうか分かりませんけれども、市庁舎建設について七生支所を存続しろという声があったんですが、ところが七生支所は存続しなくてもいいというのは、これに関係があるんで、これがむしろ公文書的な性質を帯びるならば七生支所は素人の考えてるように存続しろといってもその必要がなくなるわけなんで、そういうことを思ってたものですから、その重点としては正確性があるということは、それは分かるんですが、ただ、公文書としての性格があるのかどうかということを聞いたのはそういう理由でありまして、別の機会に伺いますからこの問題はこれで打ち切ってけっこうです。

○議長（大下　博君）　次に高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　一四ページの土木費の受託事業収入のところですが高幡三号線測量というのがあるんですが、詳細に御説明願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　百万という額は概算であります。設計を委託しておりますから設計委託先の例えば百五十万であげれば百五十万の収入、こういうことで、見込みで百万をあげた。したがって、現在、今、発注してるのは用水ぼりの横断がありますが、そこから下がって都道に至る間であります。そこの設計を業者に委託して、その業者が委託が終わりましたら、その金は全農のほうから委託料としてもらうこういうことになります。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　そうすると場所はどの辺ですか。

○議長（大下　博君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　今、潤徳小学校の裏に用水ぼりがあります。用水の取入口のところが若干昔の公図とは位置が違っておりますけれども、現況の位置、現況の用水路から横断しますけれども、その地点から、用水ぼりに沿って、用水ぼりが二本あるわけですけれども、一本のほうは現状水が通っておりますけれども、一本のほうの下のほうがいわゆる耕作をしている。いわゆる換地をはかってとこういうことで、こういうことで地主のほうにも、その査定につきましては、認印をもらいまして、真ん中に一本、川とその二つ、二本ある川の中にいわゆる緑地帯が帯が、帯のようにあるわけです。それらの交換等を見込みまして、道路を今の予定では七メーター道路を入れたいということで了解を受けましたので、その設計を業者に委託している。都道に至る間のいわゆる道路設計の委託をした。道路設計がいくらかかるかわかりませんから、一応協定を結びまして、全農のほうとしては負担金を出します、そういうことで、あらかじめ百万というふうに収入を見た。したがって、今度上がりますと、九月になりますか、十二月になりますか、精算の時点では歳入がさらに殖えてくる。歳出が新しく殖える、こういうことになるわけです。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　そうすると新井のほうから来るわけですか。

○議長（大下　博君）　建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　都道の用水ぼりに沿ってとこういうことです。

○議長（大下　博君）　ほかに御質疑はありませんか。

○市長（森田喜美男君）　議長。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　さきほど剣持議員さんの質問のことばの中に、七生支所を、例えばということばが入ってたと思いますけれども、廃止するということが庁舎建設委員会で何か議論されたふうに、印象に残るようなことばがありましたけれども、七生支所を廃止するという考え方は当面はございませんし、これはもし市民のほうに伝わって誤解をされるといけないと思いますので、はっきりさせておきたいと思います。

それから、テレファックスはたぶんこれは東京都の物価局の新しい試みといたしまして、たぶん中央で、中央市場等の生鮮果物の標準価格はこういうことだというふうなことが電送されてくる。それを受理いたしまして、これをどのように市民に、じゃ、今日の標準価格というものをお伝えをするシステムを作ればいいだろうか、というようなことを検討しておるわけでございまして、何か公文書を扱うというような性質のものではないということをひとつはっきりさせておきたいと思います。

○議長（大下　博君）　それでは歳出全般についての質疑があれば承ります。杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）　歳出の総務費の一般管理費の中で一九ページなんですが行政協力者謝礼ということで五十五万か予算組んでありますけれども、ことば自体が、たしか時期は忘れましたけれども、当時自治会長がやはり行政協力員というような形でいろいろのやはり市の出先機関的な行政をしてい

た場合、やはりそれはまずいということで、一応行政協力員制度をそこで廃止したというような形の中で、現在までできておりますけれども、内容的にはなかなか改善されておりませんけれども、改まってこういうふうに出されてまいりますと、そういう自治会単位以外にこういう組織があるのかどうなのかをひとつ御説明いただきたいということで、具体的な事例がおありでしょうから、その点ひとつ御説明をいただきたい。現在、そういうことは、自治会長もけっこう市の仕事をやってることもありますし、そのために、何といいますか一戸当たりの自治会の補助金といいますか助成金といいますか、百二十円が八十円になって、現在八十円でやっておるわけですけれども、ほかにそういう制度ができたのかどうなのかをひとつお伺いしたい。それからさきほど剣持議員が話されたことについて、今、市長がそういう答弁されたこと、私はそういうものだと思います。物価上昇時の、できるだけ早い時期にそういう知る必要があるという目的でなされたと思いますけれども、ちょっと日付は忘れましたけれども、新聞紙上でそういうことも承知しております。まあ、それは国と都で全額を補助して、二十六市ですか、三多摩ですか、そういうことで設置するんだ、というふうにたしか新聞紙上だと記憶しております。それは補助金ということでございますので、何か全額都なり国で出して設置をするんだということですが、その辺のそれは、新聞情報ですからどうか分かりませんけれども、そういうふうな考え方もありますので、その辺のいきさつもひとつ御説明いただければお願いしたい。以上二点、また思いついたら後でお伺いしたいと思います。よろしくどうぞ。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　今御質問のこの行政協力云々だと思いますが、これは今御質問された、つまりかつての行政協力員というふうな関係のことでは全然ございません。これはつまり市内のそういう自治会とかそういう面に支出するということではありませんで、実はやめられました永野前教育長が、私も永野教育長を送ることばの中で本会議場でもちょっと申し上げましたがいろいろ関係当局にお知り合いもおられて、そしてかかわっていただいておることも多少ありまして、つまり一年足らず若干の報奨を行ないまして市の行政のお手伝いをしていただくとこういうことを申し上げましたわけですが、それの経費ということでございますのでひとつ御了承いただきたいと思います。それから後段の補助金の問題でございますが、これはこのものはたしか東京都がくださるそうでありますが、それの設備投資、それらの経費が（発言する者多し）では担当者のほうから・・・。

○議長（大下　博君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　説明いたします。この補助

金は百三十五万円でございます。機械そのものは百十八万三千円、それからこれについて電話を引かなくちゃなりません。その電話の架設分、それから債券を買わなくちゃなりませんのでそれが百十二万ですか。それから持ち出しの工事九万三千円の持ち出しということになりますけれども、そのうちここにありますように新聞広告料が一万五千円、ここに入っております。それから消耗品が三万三千円、そういうことも入っておりますので機械そのものあるいはまた電話そういうものについての全額補助金でございます。

○議長（大下　博君）　杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）　その機械のことは分かりました。その行政協力員が永野さんだということになるんですけれども、要するに今説明があったんで趣旨としては分かりますけれども、また意見がましくて申しわけないんですけれども永野さんを採用するんだったら行政協力員ということばじゃなくてもう少し何かイメージの高いものというかな、考え方でしょうけれども、もう少し何か名前のつけ方があるんじゃないかなというふうに考えたもので、とりあえず終わります。協力者ということじゃなくもう少し永野さんのイメージに・・・。

○議長（大下　博君）　答弁必要ですか。

○十八番（杉山寅三郎君）　いいやいいですよ。私の意見としては今の表現がですね、もう少しちゃんとした表現を使ってもらいたいということです。

○議長（大下　博君）　次に吉冨繁枝君。

○二十六番（吉冨繁枝君）　五一ページと四九ページとともに学校の共通の問題なんですがね、内科医とこの条例の改正ということなんで分かるんですけれども、特に追加しているということは、これはあれですか、単価がアップしたということなのか、あるいはこの薬剤師というのが入っているんで、特に薬剤師についてなのか、そこら辺のところ。

○議長（大下　博君）　体育課長。

○体育課長（長谷川暢男君）　お答えをいたします。五一ページの欄と四九ページの中に小学校費、中学校費あるわけでございますが、後ほど御審議いただく条例にもございますが、単価アップに伴います増額でございます。薬剤師につきましても現在六千円、支払っているものを千円アップして七千円にしたいとあるいは学校医の中で内科、専門医、歯科医というふうにあるわけでございますが、内科医について、月六千円、専門医について二千円、月額増額していきたいという考え方でございます。

○議長（大下　博君）　ほかにありませんか。剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　愚問でたいへん恐縮ですが、三一ページの予防接種事故賠償金でありますが、予防接種の時に事故が起きるということを予想するのは私は何だか感じとし

てあんまり・・・。どういうことを予想しているか感じとして何かこの予算を見ただけでちょっとおっかない感じがするんでお尋ねするわけです。その次三三ページ生産緑地までは分かったんですが、後からの仮名が分からないんで、何とおっしゃったのか。生産緑地というだけで後は分からないのでもう一回ひとつ聞かしていただきたい。それからもう一つ五三ページの第二幼稚園、ホール改修工事でありますが、これは私自身で調査していないので分かりませんけれども、第一幼稚園の屋根が漏ったり床が抜けたりすることは前からうったえておりますけれども、それについてはそれを御覧になって比較の時にこの一園しかできなかったのか、合わせてどうしてできなかったのか、その辺のところをちょっとお知らせいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　お答えいたします。三一ページの予防接種事故賠償金でございますが、これは昭和四十一年に平山の岩城功治さん、四十一年一月七日生れのこの人がある個人医院によって予防接種の種痘を行なったわけです。それが原因いたしまして昭和四十五年二月の二十一日死亡をしております。これは予防接種事故に対して予防接種事故審査会というのがございます。本人の申請に基づきましてこの予防接種事故審査会にこの件が審議されたわけでございます。そうしましてこれは予防接種の事故による死亡であるということが、この審査会によって決定をされたわけでございます。予防接種事故に対して措置運営要領四の三に弔慰金という項がございます。この中に予防接種で事故がもとで亡くなられた方に対しては十八歳以上の方々、この方々に対しては三百三十万支給いたしますと。十八歳未満の者に対しては二百七十万支給するとこういうことで国と都がそれぞれ二百七十万の四分の三を持つわけでございます。残りの四分の一は市町村で持つとこういうことできまっておりまして、市自体のですから負担額は六十七万五千円、こういうことで都のほうの補助金が決定をいたしたものですから、ここに計上したわけでございます。これは現在のように予防接種の接種方法が確立していない昭和四十一年、前の事故でございますので、しかもまあこれは個人で予防接種をしたと。しかしまあ南多摩医師会と契約を結んでおりますので個人のお医者さんの名前はなるたけ申し上げたくないわけでございます。南多摩医師会と契約を結んでるとこういうことでございます。これらが決定したものですからここに計上したものでございます。それから三三ページの十一の需用費の一万七千円役務費五万五千、これは生産緑地の税金が課税されますとそれに対して七〇％の奨励金を出すとこういうことが皆さまの御了解のもとに決定をしたわけでございます。それらの奨励金に要するところの消耗品並びに通信運搬費、切手代こういうものをここで計上したわけでございます。以上です。

○議長（大下　博君）　教育庶務課長。

○教育庶務課長（落合　豊君）　五二、五三ページの関係につきましてお答え申し上げます。第二幼稚園のホールにつきましては当初予算を組む段階では改修するほどでもないということでおったわけでございますけども、最近だいぶひどくなってきてどうも園のほうでもなおさないと子供がつっかかるというふうな関係もあるということで、ここで補正をお願いしたわけでございます。それから第一幼稚園の床のゆるみにつきましてはすでになおしてございますし、プレハブのひさしの破れ等につきましては係のほうに補修を指示してございますのでそちらのほうはだいじょうぶであると思います。当初予算にも幾らかお金をいただいてございますので、それらも充てたいとこういうふうに考えております。

○議長（大下　博君）　よろしゅうございますか。石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　市営住宅の何か建設費が一般財源で七千十八万ですか、載っているようですが、どういう構想でどこへというような具体的に御説明願いたいと思います。

○議長（大下　博君）　企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お答えいたします。予定といたしましては現在の高幡市営住宅がございますあの東側に東京都から払い下げを受けました場所に二十五戸建設をいたしますという考え方をもっております。五階建てになろうかと思いますけれども、そういう総体の費用を計上さしていただいたわけでございます。場所につきましては高幡市営住宅の既設の東側になるわけです。

○議長（大下　博君）　よろしいですか。石坂勝雄君。

○十二番（石坂勝雄君）　自分は市営住宅を造られるということに対してちっとも反対するものじゃないんですが、非常に何というか、市営住宅とか都営住宅とかは非常に単価が安いんで、造られた暁にはその入るものの給与の制限がおそらくあると思うんですが、そういう点では厳正なことをやっていただかないと市民からいろいろなことが出るんじゃないかと思うんです。

○議長（大下　博君）　ほかにありませんか。なければ歳入歳出全般について御意見があれば承ります。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　先般の一般質問の際に市営住宅の建設につきまして一般質問をしたわけでありますが、この予算に今石坂議員の答弁で高幡地区の市営住宅用地に建設されるんだというふうなお話しでございますが、先般も質問したようにあの地域に市営住宅を建てることにつきましては異論がないわけでありますが、あの地域に市営住宅を建設するということがはたして妥当かどうかというふうなことを申し上げたわけであ

ります。当然各常任委員会に付託をされると思いますのでその際はその点をひとつ御検討をしていただきたいというふうに思います。

○議長（大下　博君）　ほかに御意見はありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第七〇号昭和四十九年度日野市一般会計補正予算第一号の件は歳入全般、歳出のうち総務費、予備費、地方債補正を総務委員会へ、歳出のうち民生費、衛生費を厚生委員会へ、農業費、商工費、土木費を都市計画産業建設委員会へ、教育費を文教委員会へそれぞれ付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、それぞれの委員会へ付託いたします。（「休憩」と呼ぶ者あり）もう一件進みましょう。

これより議案第七一号昭和四十九年度国民健康保険特別会計補正予算、第一号の件を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第七一号につきまして提案理由の説明を申し上げます。本議案は四月一日国民健康保険の保健婦の異動に伴う保健施設費全額の減額補正で歳入歳出ともに六億九千五十三万九千円と相成ります。詳細につきましては担当部長より説明をいたさせますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　歳入歳出全般の説明を関係部長より求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　では御説明申し上げます。最初に予算の説明書のほうをお開き願いたいと思います。二ページ、三ページでございます。それで二ページ、三ページにつきましては上段が国庫の支出金でございます。国保の保健婦補助金の国庫支出金三十七万九千円の減額でございます。都につきましても同額の減額でございます。

それから四ページ、五ページでございます。これは歳出でございまして保健婦設置費のうち、上は保健婦の人件費、それから負担金補助、合わせまして三百四十四万円の減額でございます。それから保健衛生諸費、これにつきましても需用費と役務費と二十七万の減額でございます。この中で国、都の支出金、特定財源としての国都の支出金は七十五万八千円の減額であると。それから六ページにまいります。東京都及び国に返しました以外に一般財源として保健婦に当てておりますところの一般財源のお金が二百七十万九千円でございます。この金額を予備費の中に入れるということで予備費が三百七十万九千円になるわけでございます。以上の補正でございまして、議案書のほう

をごらんになっていただきたいと思います。議案書の第一条は今までの当初予算の中から七十五万八千円を減額しまして歳入歳出とも六億九千五十三万九千円にするというものでございます。よろしく御審議を賜わりたいと思います。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければ歳入歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。歳入歳出全般についての御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第七一号昭和四十九年度、日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）は厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め厚生委員会に付託いたします。

暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後三時〇二分　休憩

午後四時〇六分　再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第七二号昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第七二号につきまして提案理由の説明を申し上げます。本議案は都市計画事業特別会計の第一回補正予算であります。歳入歳出の補正額は二百八十二万九千円の増額で、総額三億九千百二十七万五千円であります。歳入の内訳は諸収入が二百八十二万九千円の増額であります。歳出は神明上区画整理費は予備費二百八十二万九千円の増額、四ツ谷下区画整理費は予備費の組み替えで事業費が六万八千円の増額、予備費は七百八十二万九千円であります。詳細につきましては関係部長をして説明いたさせますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　歳入歳出全般の説明を関係部長より求めます。都市計画部長。

○都市計画部長（中島武男君）　それでは御説明申し上げます。理由につきましてはただいま理事者のほうから御説明したとおりであります。まず二ページ、三ページでございますが、諸収入これは神明上地内の五六二〇番の八と、これは土地の換地処分によって清算金が生じる予定のため、これが売買に伴いまして事前に納入されたということでございます。それで二百八十二万九千円が事前に清算予納金として計上されたこう

いうことです。

それから歳出のほうにつきましては六万八千円、これは水道管の取り出し事業補償でございまして、二件でございまして六万八千円でございます。なお残りは二百七十六万一千円を予備費に入れました。こういうことでございます。以上でございます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければ歳入歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。

歳入歳出全般について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第七二号昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第一号は都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第七三号昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第七三号の提案理由の説明を申し上げます。本議案は下水道事業特別会計の補正予算でありま

す。内容につきましては電気設備改修工事として九十四万円を計上いたしました。詳細につきましては担当部長より説明をいたさせますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　歳入歳出全般の説明を関係部長より求めます。民生部長。

○民生部長（松村清栄君）　説明いたします。この電気関係につきましては五〇〇ワット以上の場合はこれは技術者を置かなければならないことになっておりますけれども、市においては関東電気保安協会に委託をいたしまして、月一回点検を行なうわけでございます。この関東電気保安協会からこの点検の結果、危険防止の関係から昭和三十三年に配線をいたしました電線並びに配電管が相当傷んで損傷が激しい、このままでは事故が起きる可能性がある、こういうことで配線配電盤の改修を行ないたい、これらの経費につきましては建設部に見積もりをさせていただきましたところ九十四万円が必要である、こういうふうなことで一般会計から九十四万円を繰り入れまして、これらの改修工事を行なうものでございます。以上でございます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければ歳入歳出全般に関する質疑はこれをもって終結いたします。歳入歳出全般について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これを

もって議案第七三号昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算第一号は都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第七四号日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第七四号の提案理由の説明を申し上げます。本議案は南多摩医師会長及び学校保健部会より校医の増額要求が提出され、管内四市で調整検討を進めてきた結果、今回医師会との合意をみたので日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例のうち、学校医、薬剤師、幼稚園医、保育園医の月額報酬をそれぞれ増額するため一部改正をお願いするものでございます。詳細につきましては担当部長をして説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　関係部長から詳細説明を求めます。体育課長。

○体育課長（長谷川暢男君）　御説明申し上げます。この中の保健関係の分だけ説明させていただきます。学校医の関係でございますが、内科、専門医、専門医の中には眼科、耳鼻科があるわけでございます。歯科関係ということで委嘱しているわけでございますが、現在内科と歯科医につきましては一万二千円、専門医につきましては一万円ということでございます。しかし内科医につきましては六千円増額をし、一万八千円に、あるいは専門医につきましては二千円増額し、一万二千円というふうに改正をお願いするものでございます。なお学校薬剤師につきましては各校一名づつ配置しておりますが、現在六千円でございます。それを千円増額いたしまして月額七千円にお願いしたいということでございます。幼稚園医につきましては内科、歯科を配置しておりますが現在八千円でございます。二千円増額いたしまして月額一万円にお願いしたいというものでございます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第七四号日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第七五号日野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第七五号の提案理由を御説明申し上げます。本議案は現行の条例では代理人による印鑑の登録及び証明の交付は委任状を添えて申請することとなっております。これを委任状のみに限定せず、代理権授与に基づく表見代理の方法を採用して市民の利便と、負担の軽減をはかるものであります。なお詳細につきましては担当部長をして説明いたさせますのでよろしく御審議賜わりますようお願いいたします。

○議長（大下　博君）　関係部長より詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　では御説明申し上げます。条例のほうでございますが、印鑑条例の第三条及び十五条の中の委任状の表現を民法の百九条の委任の旨を証する書面に改めるということでございます。それから来月の七月一日から施行したいということでございます。それで委任の旨を証する書面といいますのは机の上に見本としまして代理人の選任届けというのを御配布申し上げております。今までの委任状ではなくて、委任状だけでなく今後は代理人の選任届けというものを出していただくことによりまして、印鑑の登録、代理人によるところの印鑑の登録、あるいは印鑑の証明の交付の代理受領ができるわけでございます。この件につきましては五月の二十三日にほかの市の市民課長の緊急の会議をもちまして決定したわけでございますが、その段階でも東京都下の区と市、全部合わせた統一的な踏み切り方が望ましいんだという行政指導でございましたけれども、だいぶそういう統一的な処理ということで今日まできましても全然めどがつきませんので、日野市、八王子、町田、この南多摩におきましては東京都下がどういうことになるか分からんけれども、南多摩だけでも実施したいというふうなことで臨んだわけでございます。都下の各市七月一日から全部これは代理人の選人届けでもって代理受領あるいは代理登録をするというふうなことに相なったわけでございます。日野市の場合の四十八年度の代理人によるところの申請は約一万件でございます。四十九年度は一万件を超えるかと思います。それで印紙代は約五十万というふうなことになるわけでございます。こういう経済的な負担の軽減、それから手続きを簡略化しまして利便をはかりたい、こういう趣旨でございます。よろしく御審議を賜わりたいと思います。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第七五号日野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定の件を総務委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第七六号日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第七六号の提案理由の御説明を申し上げます。本議案は第一点といたしまして市民税、固定資産税、及び都市計画税の前納報奨金の著しい増高を防ぐためその交付率を改正するものであります。もう一点としまして身体障害者について新たに療育手帳制度実施に伴い、この該当者に対し軽自動車税の減免をするものであります。なお詳細につきましては担当部長をして説明いたさせますのでよろしく御審議を賜わりますようお願い申し上げます。

○議長（大下　博君）　関係部長より詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　では条例の御説明を申し上げます。四十一条の二項中に表現されております、月百分の一を約半分の千分の五に改める。それから三十円未満というのを百円未満というふうに改める。これは三十円という前納報奨金、小額の前納報奨金の金額を切り上げるわけでございます。今までは三十円まあバス等を使ってまいりましても、合わないというふうな、三十円をここで百円にしたい、こういう二つでございます。それから六十九条の一項でございますが、これにつきましても同様に百分の一を千分の五にしたい。それから三十円未満を百円未満にしたい、こういう一点でございます。それから八十九条の二からの条項でございますが、今まで精薄者には何らの手帳制度がなかったわけでございます。現在、この手帳制度というのは、身体障害者手帳、それから戦傷病手帳、この二つでございます。このたび、四十八年から国のほうで療育手帳、これは精薄者の手帳でございます。そういう制度替えがございましたので、八十九条の二の見出しを身体障害者等に改めたわけでございます。それから八十九条の二でございますが、これは精薄者を保護している家庭で使いますところの、軽自動車につきましては、一台に限って軽自動車の税金を免除する、こういう規定でございます。それから八十九条でございます。八十九条は減免の申請の要領でございます。手帳といいますと、身体障害者手帳とか、戦傷病手帳、それから新たな療育手帳と、

免許証とそれから軽自動車の三つを提示する。それで減免申請を行なう、こういうことでございます。それで付則へまいります。付則の前段は前納の規定でございます。来年の四月一日から前納報償金の規定は発効したい。それから付則の二でございますが、この二につきましては、十二月の、四十九年の十二月の一日までに申請したものについて、減免の要するに取り扱いをする、こういうことでございます。したがって納期を過ぎたものについて、十二月までのものについては、還付方式になろうかと思います。あと、新旧対照表がついておりますので御照覧いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　そうすると、これは半分になったというわけですね。この還付金が。理由はどういうところにあるんですか。

○議長（大下　博君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　四十八年度の還付金の総額は、九百八十万でございます。それから四十九年度予算に計上してございますのが、約千二百万でございます。それで五月で一応固定資産税の前納の取り扱いを調べましたところ、一カ月だけでも六〇％が殖えております。一六〇％。それから今年は土地の譲渡所得がたいへん殖えております。昨年の倍ぐらいになっております。そういうことを考えますと、一つの見通しでございますけれども、今年は四十九年度は前納報償金の最終的な支払いは一千五百万からそれを超えるんではないか、というふうな考え方というか予想を持っております。昭和五十年度は、二千万程度になるのではないか、というふうな考え方に立っておるわけでございます。そういうふうな状況でございますので、この前納報償金を八王子市等に倣いまして千分の五にしたい、そういうふうな考え方を持っておるわけでございます。それから納税組合のほうからもこういうお話があったわけでございます。前納報償金、納税組合に入っておりましても、所得のたくさんあった年、納税組合に入っておりながら納税組合へ納めないで、一ぺんに全納して、前納報償金をもらってしまう。そうすると、その年はずっと納税組合で納めてて、納税組合の世話になっていて、その年、所得のある年は、自分の利益だということで、前納報償金をもらうというようなことで、非常にまずい関係が出てくるんだ。それで納税組合のほうからは、前納報償金と納税組合の四分の補助金と両方出すような申し入れを受けたわけなんですけれども、そのようなことも趣旨としてそれはできませんので、やはりそういうトラブルも解消したいというふうな考え方も多少あるわけでございますが、たいへんな勢いで前納報償金が殖えておりますし、財政負担というふうな面から、現在の一千万程度に負担をとどめておきたい、というふ

うな考え方で御提案申し上げた次第でございます。

○十九番（高橋通夫君）　納めるほうからいえば、そうしたなにが余計くるわけだけれども、しかし、市としては、余計に収入が殖えるわけだからいいと思うんだけれども、そういう点はまずいわけですが、各市のあれはどういうふうになってるか、ちょっと・・・。

○議長（大下　博君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　市のほうで、まあ、前納報償金といいますのは、非常に地方公共団体等で金融機関から、金融事情が非常に逼迫しておった時代、なかなか借りられなかった時代は、税金を早く納めていただいて、金ぐりの都合にしていただきたい、というふうな趣旨で出ておるわけでございます。日野市の場合、収入役さんのほうからお聞きしますと今まで銀行から借りたというふうなことにつきましては、昨年一ぺんあった程度でそう金ぐり上の支障はないわけでございます。それから銀行から借りる場合、大体月、市が預けますと三分、それから借ります時は八分ぐらいのことなんですが、この前納報償金の場合は月一分でございますので、非常に高い、利率になおしますと、月一分というふうな非常に高いものでございますので、そういう点も改めていきたい、というふうな考え方でございます。それから東京都下の場合は、八王子がいち早くやっております。それから保谷等もこれに似たような方式でございます。なお、詳細につきましては、担当部長をして説

います。そういうふうな状況でございます。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君、よろしいですか。

○十九番（高橋通夫君）　了解。

○議長（大下　博君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第七六号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより、議案第七七号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第七七号の提案理由を御説明申し上げます。本議案は、地方税法の一部改正、昭和四十九年三月三十日、法律第十九条に伴い、同法第七百三条の五、国民健康保険税の減額の項でございますが、同法第七百三条の五に従って国民健康保険税の軽減対象額十万円を十一万円にするものであります。なお、詳細につきましては、担当部長をして説

明いたさせますので、よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　関係部長より詳細説明を求めます。

市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　理事者より御提案申し上げたとおりでございますが、国民健康保険の所得の計算といいますのは、普通の所得税の計算と違いまして、基礎控除しか認めない、所得の中から控除するのは基礎控除だけ、というふうな状況でございます。それで、所得税のように扶養家族だとか配偶者控除は認めておらないわけでございます。そういう事情にございますので、別途に収入状況から見まして、低額者、低所得者の救済というものが出てくるわけでございます。それでお願いしますのは、普通、基礎控除以下の十八万円でございますね。十八万以下の所得の場合には、保険税の六割が減免になる。それで、ここに規定してございますのは、十八万円、世帯主を除いた家族に十一万円を掛けた数字に基礎になる十八万円を加えた所得以下の世帯については四割を、保険税の四割を軽減する、こういうものでございます。その基礎になる十万円が、昨年十万円であったものが四十九年度は十一万円になりました。その改正でございます。それで文章的にはこえないという表現を漢字の超えないというものに改める、こういうものでございます。この改正は、四十九年度分の健康保険税から適用ずるということでございまして、十月の本決定でこれが適用になるわけでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。質疑はございませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。本件について御意見がありますか。おはかりいたします。これをもって議案第七七号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件は、厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

これより議案第七八号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第七八号の提案理由の御説明を申し上げます。本議案は農業災害補償法施行規則の一部改正がございます。農業災害補償法施行規則の一部改正がございましたものですから、それに伴うところの条例の改正でございます。蚕繭勘定におきましては、三〇％以上共済事故が起きた場合において共済金を支払うことになっておりますが、今までの条例でいきますというと、三〇％から四〇％の間、これは千分の百支払うことになります。しかしながら三一％、三二％、三三％、みな同じ金額でございますが、今回は一％刻みになるわけでございます。例を申し上げますと、蚕繭共済におきましては、支払額が一万二千円でございます。ですから、前の条例でいきますと、千分の百、つまり千二百円が三割以上四割までの間は千二百円が共済事故として支払われるわけです。ところが今回の改正によりますと、一％刻みになります。ですから三一％、三二％、三三％こういうふうに刻まれて支払うことになりまして、三五％で、旧の条例であるならば千二百円、今回は千九百二十円、こういうことで一％刻みになる、こういうふうな省令の改正がございましたものですから、市の条例もこれに合わせて改正するものでございます。以上でございます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見がありませんか。駒形公園ができましたので、これを一項入れるとあれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第七八号日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定の件は都市計画産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め都市計画産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第七九号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第七九号の提案理由の御説明を申し上げます。本議案は、日野都市計画駒形公園が竣工いたしましたので当公園を新たに加え、また、四ツ谷下土地区画整理事業によって築造した公園を確かめやすい名称に変更するものであります。詳細につきましては、担当部長をして説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　関係部長より詳細説明を求めます。

都市計画部長。

○都市計画部長（中島武男君）　ただいま助役のほうから御説明したとおりでございまして、別に細かい御説明はございません。駒形公園ができましたので、これを一項入れると

いうことと、それから四ツ谷下の第一公園、第二公園を東西に名前を変えるということだけでございます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七九号、日野市立公園条例の一部を改正する条例の制定の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第八〇号東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更の件を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第八〇号の提案理由を申し上げます。本議案は東京都市町村消防団員等災害補償等組合に西多摩郡日の出村が加入していますが、本年六月一日町制を施行し、日の出町になったため別表第一、第二中日の出村とあるのを日の出町に変更をするものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　関係部長より詳細説明を求めます。総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　提案理由のとおりであります。別段ありません。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件については委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八〇号東京都市町村消防団員等災害補償等組合規約の変更の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第八一号日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部変更の件を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第八一号の提案理由を申し上げます。本議案は事業計画の変更に合わせて残りの事業の関係から委託金額の変更及び別表を変更するものであります。詳細につきましては関係部長をして説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大下　博君）　関係部長より詳細説明を求めます。都市計画部長。

○都市計画部長（中島武男君）　御説明を申し上げます。それでは別表をお開きいただきたいと思います。本件につきましてはただいま助役のほうから説明がありましたように前回事業変更をお認めいただきましたその中で、委託業務の一部変更をお願いしたいとこういうことで御提案申し上げたわけでございます。この業務の内容について細かく書いてございますが、この主たるものは人件費の、人件費が改正によりまして東京都の給与改定、こういうものがございまして、改正を行なったものでございます。総額については十九億二千百九十七万一千円を二十億一千百九十七万一千円にあらためたものです。九千万円の違いでございます。そういうことでございます。中の明細につきましては三番の事業計画、変更事業計画の決定の件と、それから四番と五番、六番が変わっております。それから十番、十一番、十三番、十六番、十八番、二十番と変わっております。以上でございますが、これは業務委託契約についてはこの算定の基礎になりますものは東京都の建設局の委託設計技術者単価というものと、それから平地部道路設計、この単価を基準にして作ったものでございます。ちなみに参考までにお話し申し上げますと、昭和四十八年の上期につきましては人件費が一万五千六百円、四十八年の下期につきましては一万七千百円、本年度は一万九千円ということでございます。なお細かいこの基準につきましてはいずれ委員会等によって細かい基準は非常に細かくなっておりますのでその際に御説明申し上げます。以上であります。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第八一号日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部変更の件を都市計画産業建設委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め都市計画産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第八二号日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意の件を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第八二号の提案理由を申し上げます。本議案は日野市固定資産評価審査委員会委員、佐藤昱氏が昭和四十九年六月二十二日任期満了になりましたので、引き続き同委員を選任いたしたく地方税法第四百二十三条第三項の規定により議会の同意を求めるものであります。よろしくお願いをいたします。なお議案書には住所、氏名、生年月日、任期が記入されておりませんので担当部長をして朗読いたさせますので御記入をお願いいたしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　関係部長より詳細説明を求めます。市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　では朗読いたしますので御記入のほどをお願い申し上げたいと思います。最初に住所でございます。日野市日野二七六一でございます。氏名、佐藤昱、あきらは日の下に立でございます。佐藤昱。生年月日大正三年十月二十七日でございます。それから任期に入りまして、任期は昭和四十九年六月二十三日から昭和五十二年六月二十二日、以上でございます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。おはかりいたします。ただいま議題となっております本件について委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって本件については委員会付託を省略することに決定いたしました。本件について御意見があればこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議案第八二号、日野市固定資産評価審査委員会委員の選任同意の件は原案のとおり同意されました。

おはかりいたします。この際議案第八三号市道路線の一部廃止について、議案第八四号市道路線の廃止について、議案第八五号市道路線の認定についての件を一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め一括議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川恒雄君）　議案第八三号、八四号、八五号につきまして提案理由の御説明を申し上げます。議案第八三号につきましては宅地造成に伴い別紙議案のとおり大林一号線ほか九本の市道路線の一部を廃止いたしたく道路法第十条第一項の規定に基づき議案上程をするものであります。

また議案第八四号につきましては宅地造成に伴い別紙議案のとおり奥ノ山一号線ほか二十一本の市道路線を廃止いたしたく道路法第十条第一項の規定に基づき議案上程をするものであります。

議案第八五号につきましては労信販百草園団地内、財産事務処理が完了したので落川二号線ほか三本を市道路として認定いたしたく道路法第八条第二項の規定に基づき議案上程をするものであります。

なお詳細につきましては担当部長をして説明をいたさせます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　関係部長より詳細説明を求めます。建設部長。

○建設部長（篠崎美雄君）　今助役が提案説明したとおりでありますが、八三号は一部の廃止でありまして、その図の下に日本信販、あるいは間組、京王電鉄、こういう備考欄に載っている順序に従って別表がそえてあります。御参照願いたいと思います。それからその次の八四号につきましてはいわゆる全部の廃止、路線の全部の廃止ということでこれまた備考欄の説明に載っております。造成者の順序でいわゆる図面が載っております。それから誠に恐れ入りますが、議案の八五号にミスプリントがございまして路線名の　落川二号　二号になっておりますが、　三号　の間違いです。御訂正願いたいと思います。落川二号、三号、四号、五号。一号はすでに認定してありますのでこのように四本の路線を認定するものであります。以上であります。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本三件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第八三号市道路線の一部廃止について、議案第八四号市道路線の廃止について、議案第八五号、市道路線の認定についての件は都市計画産業建設委員会に付託したいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め都市計画産業建設委員会に付託いたします。

これより議案第八七号日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。理事

者より提案理由の説明を求めます。助役。

（助役登壇）

○助役（前川　恒雄君）　議案第八七号の提案理由を御説明申し上げます。本議案は五月三十日人事院から勧告された職員の給与の暫定措置に基づき、六月三日関係法案が成立しましたので市としても国に準じた措置として、四月から当分の間現行給料月額に対し一律一〇％の先払いを行ないたく提案するものであります。詳細につきましては関係部長より説明いたさせますのでよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（大下　博君）　関係部長より詳細説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　提案理由のとおり人事院は五月三十日職員の給与の暫定措置として次のことがいろいろと出ました。四十九年度限り民間企業の実態調査を基礎とした人事院の勧告に基づく俸給月額の改正がなされるまでの間一般職の職員の給与に関する法律に規定する俸給表の適用を受ける職員の報給月額をいずれもその額に百分の百十を乗じて得た額とすること。二、この措置は昭和四十九年四月一日から実施するという勧告が六月三日、国会で関係法案が成立いたしました。人事院は例年春闘後民間の賃金調査を行ない、その結果勧告をしております。八月が多いようでありますが、本年は異常物価の情勢の中で民間公務員関係のベースアップが高額をみて

いることや衆参両院の内閣委員会の決議等を勘案し人事院勧告として出されたものであります。なお正式勧告は八月下旬ころが予定されているそうでございますが、市の条例の内容は国の法律改正に準じたもので、給料表の改正は特別行なわないで付則の中で当分の間、給料月額に百分の百十を乗じた額を給料月額として四月一日から適用するというものであります。他市の状況等もみまして現在のところ四市が国に準じたものにそうようでございます。そのほかの市におきましては一万五千円ずつとかそういうようなことでなされているようでございます。この所要経費といたしましては年額約二億一千九百余万円になります。一人当たりに計算しますと約二十万五千円。そこで月額にしますと一万一千三百七十円というような額になります。そこで予算措置としては日野市におきましては現時点では税収の補足が困難であるため都、他市がほとんどが正式決定するまで予算現額の先食いの方法で実施することとしております。当市においても同じ情勢の中で現額の中で支出をお願いいたしたいと考えております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第八七号日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

これより議案第八九号日野市立日野第四中学校増築工事請負契約の締結の件を議題といたします。理事者より提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　議案第八九号の提案理由の説明を申し上げます。本議案は日野市立日野第四中学校の現状の不正常な授業を解消するために普通教室九室、それから図書室一室、その他を増築するものであります。六月十一日指名十社により競争入札を四回執行いたしましたが、落札者がなく最低価格者である小田急建設株式会社と随意交渉に入り一億六千三百九十万円の見積書が提出されましたので随意契約をいたしたく本議案を提案する次第であります。詳細につきましては、総務部長より説明いたさせます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　総務部長より詳細説明を求めます。

○総務部長（杉本好次郎君）　この工事は鉄筋コンクリート造り四階建て、建築延べ面積は一三六五・五八三平方メートルでございます。建築内容は普通教室九、図書室、準備室各一室、昇降口便所等であります。各階別に申し上げますと一階に図書室、図書室の準備室、昇降口、便所二、三、四階は普通教室、便所であります。指名に当たりましては日野市工事、指名参加願いを指定してある業者より適当と思われる業者を十社指名いたしました。別紙の工事入札者の業者のような結果となりました。なお本工事には電気、給配水衛生工事も含まれておりますので、つけ加えておきます。以上簡単でありますが説明を終わります。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。おはかりいたします。これをもって議案第八九号日野市立日野第四中学校増築工事請負契約の締結の件は総務委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め総務委員会に付託いたします。

これより報告第三号日野市三沢九三〇の三番地先梅ケ丘団地内の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　報告第三号につきまして申し上げます。本件は市が災害賠償責任を負います交通事故の発生に伴い、専決処分によって相手側と損害賠償額の決定、及び和解の締結をいたしました。本会議に報告するものでございます。よろしく御審議の上、御承認をお願いいたします。詳細につきましては関係部長より説明をいたさせますのでよろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　関係部長より説明を求めます。総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　ただいま市長から提案理由がありましたとおりでありますが、この件は四十八年の十二月二十五日午前九時四十分ごろ日野市三沢九三〇の三番地先梅ケ丘団地内において福祉事務所の社会課職員が庁用車を後退発進させたところ、沿道の土地に布設されておりました自治会の案内板に接触し、これを破損させたものであります。本事故は職員の庁用自動車運転による公務中の事故でありますので自動車損害賠償補償法によりまして市が損害賠償責任を負うことになります。よって市は自治会案内板の修理費の全額負担し、五月十日損害賠償金三万八千円を支払い和解が成立いたしました。以上によりまして本交通事故の損害賠償額の決定並びに和解の締結によって地方自治法第百八十条の第一項の規定により、市長の専決事項の規程についての一の一の規定による専決処分をいたしましたので、同法同条第二項の規定にしたがって本議会に報告するものであります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって日野市三沢九三〇の三番地先梅ケ丘団地内の市の義務に属する交通事故の専決処分の報告を終わります。

これより報告第四号昭和四十八年度日野市水道事業会計予算繰越額の報告の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　報告第四号でございますが、昭和四十八年度日野市水道事業会計予算繰越額の報告でございます。本件は神明上土地区画整理事業にかかわります配水本管の布設替えの工事であり、区画整理の進捗に合わせて施工をする必要のために繰越事業としたものであります。なお詳細につきましては担当部長より説明いたさせますのでよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　関係部長から詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（成井正夫君）　これにつきましては四十八年度の行為でございましたが、これを四十九年度に繰り越しをしたと、こういうものでございまして、こういうことでございます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって昭和四十八年度日野市水道事業会計予算繰越額の報告を終わります。

これより報告第五号昭和四十八年度日野市水道事業会計継続費繰越額の報告の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　報告第五号は昭和四十八年度日野市水道事業会計継続費繰越額の報告についてであります。本件につきましては昭和四十八年度後半における資材不足と単価の高騰により工事の遅延を来たし、極力工事の促進につとめましたが繰越事業となったものであります。詳細につきましては担当部長より説明をいたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大下　博君）　関係部長の詳細説明を求めます。水道部長。

○水道部長（成井正夫君）　この繰越につきましては公営企業法に基づきます継続費の繰り越しと、こういうことでございまして、繰越額は二億三千三百六十万円、こういうことで内訳につきましては起債が二億二千七百万、損益、内部留保資金が六百六十万と、こういう内訳になっておるものでございます。以上です。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって昭和四十八年度日野市水道事業会計継続費繰越額の報告を終わります。

これより報告第六号昭和四十八年度日野市水道事業会計事故繰越額の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　報告第六号は昭和四十八年度日野市水道事業会計事故繰越額の報告についてであります。本件は都営南平住宅の給水管の組み替え工事で、本年三月二十五日完了予定でありましたが、資材入手難のため工期延長を認め、繰越事業としたものであります。詳細につきましては担当部長より説明をいたさせますのでよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大下　博君）　関係部長の説明を求めます。水道部長。

○水道部長（成井正夫君）　この繰越につきましては収益的の支出関係の予算繰越にかかわるものでございまして、この金額につきましては千二百七十二万円と、こういうことでこ

れにつきましては市内の工事店三社によりまして分割して実施をし、五月の二十五日にこれを工事を終わったと、こういうものでございます。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって昭和四十八年度日野市水道事業会計事故繰越額の報告を終わります。これより報告第七号昭和四十九年度日野市土地開発公社事業計画の報告の件を議題といたします。理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（森田喜美男君）　報告第七号は昭和四十九年度日野市土地開発公社事業計画の報告についてであります。昭和四十九年度日野市土地開発公社事業計画の御報告を申し上げます。本年度の事業計画を別紙のとおり定めたい旨、同公社理事長より報告がありましたので、地方自治法第二百四十三条の三第二項の規定により議会に御報告を申し上げる次第であります。詳細につきましては担当部長より説明をいたさせます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（大下　博君）　関係部長から詳細説明を求めます。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　詳細説明を申し上げたいと存じます。日野市土地開発公社の理事会を四月の十六日に開催をいたしました。今、提案理由の中で御説明申し上げましたように、この別紙のように決定をいたしたわけでございます。総金額といたしましては二十二億四千八百万円でございます。面積にいたしまして三万七千八百五平方メートルを予定いたしたわけでございます。内容といたしましてはここにも掲げてございますが、南部公民館用地三千五百平方メートルでございますが、これは七生支所の周辺に市民総合施設的なものを考えたいという意味で、三千五百平方メートルの買収を登載いたしたわけでございます。それから新庁舎用地の八千三百五平方メートルは神明上の土地区画整理地内に予定をいたしましたわけでございます。それから都市計画道路一・三・一用地、三億でございますが、これは五千平方メートルを予定をいたしました。これは御承知のように万願寺地内を予定いたしたわけでございますけれども、最終的には次年度以降買収に入りまして、三万平方メートル程度は買収しなければならないという考え方を持っております。その次は下水処理場用地で同額でございますが、これも五千平方メートルを予定いたしたわけでございます。それから代替用地といたしまして六千平方メートル三億六千万円を予定いたしたわけでございます。それから一番最後はいわゆる公拡法等に基づきますところの売買制度による買収を予定いたしまして、これを一万平方メートルの六億、合計で二十二億四千八百万円を予定いたしたわけでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって昭和四十九年度日野市土地開発公社事業計画の報告を終わります。

おはかりいたします。この際、請願を付託委員会に区分して一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

総務委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第三一号、請願第三四号を説明。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第三一号、高幡台団地内道路歩道に街路灯設置に関する陳情、請願第三四号街路灯設置助成に関する請願を総務委員会に付託いたします。

次に厚生委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第三三号、請願第三七号、請願第四二号、請願第四三号、請願第四五号を説明。

○議長（大下　博君）　ただいま事務局長が説明いたしました請願第三三号南平福祉センター設立に関する請願、請願第三七号、旧七生地区への救急病院設置の請願、請願第四二号多摩平五丁目自治会館建築に関する請願、請願第四三号無認可保育所等に対する助成に関する請願、請願第四五号老人福祉に関する請願を厚生委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、厚生委員会に付託いたします。

次に都市計画産業建設委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第二六号、請願第二七号、請願第三〇号、請願第三五号、請願第三九号を説明。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第二六号下落川自治会内道路舗装に関する請願、請願第二七号市道舗装についての請願、請願第三〇号程久保字九号四二二番地先市道舗装に関する請願、請願第三五号上ノ原一号線道路の側溝整備の請願、請願第三九号沢田用水路整備に関する請願を都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

次に物価対策特別委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第二九号、三二号、四一号を説明。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第二九号、物価安定推進の件に関する請願、請願第三二号、物価を引き下げ私たちのくらしを守るための請願、請願第四一号、物価を引き下げさせ、くらしを守る決議に関する請願、を物価対策特別委員会に付託いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　物価対策委員会に付託することには異議はありませんが、意見を述べる機会がないのでちょっと申し上げておきますけれども、請願二九号のパニックによる悪質な価格つり上げということがありますが、この意味が分からないのでこれを解明していただきたいと思います。パニックということは日本語に直すと恐慌ということで、需要と供給のはなはだしい調整のない状態を言ったんですが、それにまた作られたパニックというと、だれが作ったのか分かりませんが、その辺の内容、全体の内容は分かりますけれども、その辺を明らかにしていただきたいと思いますが。それから一号にも、何か不安と何とかと、この字が分からないんですが、努力の努という字、そういうさ細なことでありますけれども、こういう内容の通じないのがありますので、その辺のことは十分にひとつ、担当の委員会で御審議をいただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　以上の請願について、物価対策特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、物価対策特別委員会に付託いたします。

次に公害対策特別委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第三八号、四〇号、四四号を説明。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第三八号、工場建設反対に関する請願、請願第四〇号、高層住宅建設反対に関する請願、請願第四四号、日野自動車工場より発生する公害防止対策推進に関する請願を公害対策特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、公害対策特別委員会に付託いたします。

これより請願第三六号、下水道の改修に関する請願を議題といたします。請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第三六号を説明。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第三六号、下水道の改修に関する請願を下水道対策特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「議長と呼ぶ者あり）

○九番（林　重義君）　ただいまの御説明の三六号の請願の件でございますけれども、これは要旨を見ますとやはり下水道と題字が書いてあるように思うんですけれども、日野には下水道といいますれば、現在多摩平だけがあるというような形でございます。そういう形からして、内容についてもやはり用水が、流れが悪いからそれを何とかしてください、というような要旨に受け取れるんですけれども、この件について、付託替えというか、そういう形が取られたほうがいいんじゃないか、ということですが、よろしくお願いいたします。請願の紹介議員の方も見えられるようですから、その要旨をよく御説明願えればと思います。

○議長（大下　博君）　それではただいまの発言の要旨を取り上げまして、都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思います。よろしゅうございますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め都市計画産業建設委員会に付託いたします。

これより請願第二八号、送電線増強工事反対の件に関する請願の件を議題といたします。請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第二八号を説明。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第二八号送電線増強工事反対の件に関する請願は、四月十三日可決されました議員提出議案第五号、送電線建設工事の安全その他に関する決議と同様の趣旨のため、委員会付託審査を省略し、みなす採択の取り扱いをいたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）　この請願の内容を読みますと、計画変更というように書いてありますけれども、現在立っているあの場所を、とにかくやめろ、要するに全然人に危害のないところ、家のないところ、あるいは下に埋めるとか、そういう方向に変えろといってるんだと思うんですよ。したがって、現在の場所では反対だと、こういってるんだと思うんです。こ

の請願は。この前議会で議決した内容は、安全についてという意味合いでの議決ですから、当然趣旨が違うと思うんです。この点は。そういう意味で若干今の議長のとりはからいについては、ちょっとおかしいんではないか、というふうに思います。

○議長（大下　博君）　特に発言します。ただいまの請願を提出された時に、その辺の確認を議会の議決と、いわゆる今請願の趣旨の内容との相違があるので、その本旨を十分伺ったわけです。それで、議会で採択された趣旨でよろしいという代表者の説明があったわけです。そうして、それに基づいて議長あるいは助役、あるいはその請願者代表と東電の東京の支所長ですかに会見して、議会で採択した趣旨で説明をしてきたわけです。そういう意味で、請願代表者も十分了解されてる、というふうに解釈するわけです。島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）　それならばけっこうなんですけれども、ただこの請願そのものにこのままの状態で、みなす採択するのは、やはりまずいと思うんですよ。したがって付帯意見をつけるかなんかして今議長の言われたようなことを書いておいて、そういう意味でみなす採択だということにしないと、まずいんじゃないかと思うんです。そういう意味のとりはからいをしていただければ議長の提案のようにみなす採択でけっこうです。

○議長（大下　博君）　それでは、そういう今の島村議員のおっしゃる趣旨を付記しまして、みなす採択したいと思います。なお、繰り返すようですけれども、請願代表者は十分了解されてるというふうに解釈します。

○二十九番（島村孝志君）　分かりました。

○議長（大下　博君）　それでは御異議ないものと認め、本件はみなす採択と決定いたしました。おはかりいたします。この際請願を付託委員会に区分して一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　竹ノ上武俊君。

○十三番（竹ノ上武俊君）　さきほど、この似たようなあれですけれども、街路灯の問題と、京王バスの請願出ておりますが、それは時間的に間に合ったと思うんですが、どうとりはからっていただくか。

○議長（大下　博君）　追加で出ています。これから進めていきたいと思います。

○十三番（竹ノ上武俊君）　それではけっこうです。

○議長（大下　博君）　一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、一括議題といたします。

都市計画産業建設委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第四六号、五〇号、五一号を説明。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第四六号、緑地保全に伴う計画道路建設の中止についての請願、請願第五〇号、日野市道（南平一三〇番地）舗装に関する請願、請願第五一号、浅川堤防ぞいの東西に至る私道（川辺堀之内八六九番地）の舗装に関する請願を都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

次に総務委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第四八号を説明。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第四八号、街路灯増設に関する請願を総務委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、総務委員会に付託いたします。

次に公害対策特別委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第四九号を説明。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第四九号、ブタクサ公害撲滅に関する請願を公害対策特別委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、公害対策特別委員会に付託いたします。

次に交通対策特別委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第五二号を説明。

○議長（大下　博君）　ただいま事務局長が説明いたしました請願第五二号聖蹟桜ケ丘、豊田間路線バス延長と増発に関する請願を交通対策特別委員会に付託いたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、交通対策特別委員会に付託いたします。

次に下水道対策特別委員会関係の請願要旨を事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第四七号を説明。

（「産建だよ、これは」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願第四七号、排水施設設置に関する請願を都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。少々お待ちください。

ただいま請願が届いたので、内容も議長はまだ目を通してないわけですけれども、ただいま高幡市有地への市営住宅建設反対についての請願・・・（笑声）（発言する者多し）この件については産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」「だめだよ何にもないじゃない」「請願者だれ」「件名の読み上げ付託なんかだめですよ。何も分からないじゃない。請願の代表者も何も分からないじゃない。そしていきなり付託なんでだめだよ。」「よく勉強して再提案」と呼ぶ者あり）（発言する者多し）

○議長（大下　博君）　ただいま議長が読み上げましたけれども、この請願若干書類に不備があるようなので・・・

（「異議なし」と呼ぶ者あり）次期の機会にしたいというふうに思います。（「受理したのか。」「受理印の判を押してあるのか。」と呼ぶ者あり）何ですか。はい三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　今のは受理印があるんですか、ないんですか、事務局の。

○議長（大下　博君）　受理印は事務局で押してます。

○二十七番（三浦重春君）　押してあるとしたら事務局で受けているということはどういうわけなんですかね、不備があるのに。議長のほうでチェックしないんですか。

○議長（大下　博君）　いや、議長が今目を通したわけなんです。今通してみますと、それぞれ紹介議員、その他印鑑が押していないわけなんです。（笑声）ですから別の本日でなく別の日にあらためてこれに書類を整理されて、整備されて進めたいというふうに思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）（二十六番議員「異議なしじゃない」）吉冨繁枝君。（笑声）

○二十六番（吉冨繁枝君）　そういうふうに議場で読み上げたりね、たいへんおそまつだと思うんですよ。議長ふざけるのもいいかげんなもので、読み上げ付託まで言っておいて声が掛かって目を通したら違っていたなんていうことは非常に失礼なことで、紹介議員に時間があれば今きちっと判を押していただろうし、そういうことでたいへん困ると思うんですね。休憩して・・・（「休憩」「暫時休憩」と呼ぶ者あり）（発言する者多し）紹介議員が判が押していないんならきちっと押しなさいよ。「判こが必要なのか」「署名してあれば判なんかいらないじゃないか」と呼ぶ者あり）（発言する者多し）

○議長（大下　博君）　今それはだれでも・・・それはいいです。

おはかりいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後五時　五十分　休憩

午後六時四十二分　再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩前の請願五三号についての議長の発言を取り消しまして、あらためてここで提案いたします。

これより請願第五三号高幡市有地への市営住宅建設反対についての請願を議題といたします。事務局長をして説明いたさせます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第五三号を説明。

○議長（大下　博君）　おはかりいたします。ただいま事務局長が説明いたしました請願五三号高幡市有地への市営住宅建設反対についての請願を都市計画産業建設委員会に付託いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、都市計画産業建設委員会に付託いたします。

この際十四日の一般質問の中で関連質問で本間久君が出されていました質問についてはこの議会中に取り上げてやるというふうに議長があずかっておりましたけれども、これを厚生委員会で取り上げてやっていくということにいたしますのでよろしくお願いいたします。

なお企画財政部長から特に発言を求めておりますので発言を許します。企画財政部長。

○企画財政部長（加藤一男君）　お許しをいただきまして、御了解をいただきたいと思いますが、本日お手元に配布いたしてございます昭和四十八年度の一般会計補正予算第八号、これは三月の議会におきまして御了解をいただいておりますけれども、あらためて差し替え分を本日配布いたしました。御了解をいただきたいと思います。どうもありがとうございました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　今の本間議員の質問ですか、を厚生委員会でやるということはどういうことですか。ちょっと内容を説明していただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　水道関係についての、特に水道課長、工務課長ですか、の問題が一般質問の関連で出されていたわけです。それを厚生委員会が水道を担当しておりますのでその中で説明をするということです。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　一般質問の答弁を厚生委員会ですか、で厚生委員会に持ち込んでやるということはどういうことなんですか。それは間違いじゃないんですか。

○議長（大下　博君）　間違いではないと思っておりますけれども。。

○二番（滝瀬敏朗君）　間違いでなきゃけっこうですけれども、これは私の主観ですけれども一般質問の場合には今までそういう事例が私はないと思いますし、当然一般質問の際に、その場で答弁するのが今までの慣例ですよね、議会の。

○議長（大下　博君）　特に申し上げるわけですけれども人事、人事といいますか、人事関係の問題なので、特に本会議でやる必要はないというふうに判断したわけです。滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　あの一般質問の場合には本人が了解すればそれでいいんでしょ。発言した議員が了解できればそれでいいんじゃないですか。

○議長（大下　博君）　いや、その了解を求めるのを厚生委員会でやりたいということです。

○二番（滝瀬敏朗君）　厚生委員会でそれを了解させるんですか。その辺ちょっと。（「本間議員は厚生委員会じゃないでしょ。」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　したがって本間議員にも、特に厚生委員会へ出席して・・・（「おかしいよ」「議長一任」と呼ぶ者あり）この件については本人も了承しているわけです。（「おかしいね。」「休憩だ」と呼ぶ者あり）（笑声）この際議長に一任していただきたいと思いますけれどもいかがでしょうか。では特に剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　監督上の問題ですね、人を監督上の問題ですね、それを公開の席上でたとえば本人の名誉に関することであったらば別な機会にということもあると思うんですけれども、その指導監督について内容を調査して、そして氏名も上がっているんだし、その具体的な問題を委員会で本人が了承すれば、ということはちょっと議会ルールから言ってどうかという感じがしないでもないんです。というのは一般質問の場合は公開の場ですね、公開の場で時間もかかるし、本人の名誉に関するといういろいろなことがあるから委員会で、または討議すると、あるいは説明すると、その場でね。この公開の場で発表しないで、それで本人対ということになると一般質問が個人だれだれ議員と当局との話し合いになりますね。そうすると公開の場と一般質問の性格がずれてしまうと思うんですね。その辺をどう扱うかということですね。問題はやはり本人が了承しているからいいという問題ではないと思うんです。

○議長（大下　博君）　あの議長としては扱いの考え方は委員会でも非公開だという解釈はもっていないわけです。（「じゃここで答弁しても本会議でやってもいいと思うんですよ。」「ここで答弁すべきだよ。」「休憩」と呼ぶ者あり）（笑声）ただいまの意見を議長あらためてこちらにあずかりまして次回の会議に結論を出していきたいというふうに思います。よろしく。（「了解」と呼ぶ者あり）剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　そういうことが本間議員の質問がその部分を取り下げて、どっかで話しを聞いてよろしいということならあるいはいいかもしれませんけれども、だけれども、それを委員会のルートに上げてそしてここでもって本人が承知したからいいということは議会ルールに反すると。この部分は取り下げると本人が言うならばそれはまたいいとして、それで議長に任すこともいいですが、ただ議会ルールは守らなければならない。その部分を本人が取り下げますと、公の席上でね、この場でね。取り下げますというんならそれはいいと思いますよね。その辺は考慮の上でひとつ議会ルールに反しないような扱いをしていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　了解しました。それでは次に林重義君。

○九番（林　重義君）　ただいまなんか関連を先に立たして意見を取り上げたっていう形で私はちょっと妙に感じたんですけれども私は一般質問中の問題ですけれども、二項目の問題で平山補助十三号線の拡幅についてという題につきまして、やはり市長が最後に、議会中に調査をして回答をするというお答えでしたが、最後の議会に回答するのか、ここで回答していただけるのか、どちらですか。

○議長（大下　博君）　議長はただいまの発言について合わせて滝瀬議員からも答えの保留が確かに一件あると思います。それをこの会期中に回答をさせるというふうに考えているわけです。御了承いただきたいと思います。（九番議員「けっこうです」）（「異議なし」と呼ぶ者あり）（笑声）

本日の日程は終わりました。本日はこれをもって散会いたします。

午後六時五十七分　散会

六月二十一日　金曜日　（第七日）

昭和四十九年第二回定例会　日野市議会会議録　第三十二号

六月二十一日金曜日（第七日）

出席議員（二十八名）

二番　滝瀬敏朗君
三番　奥住芳雄君
四番　正国大治君
五番　鈴木美奈子君
六番　橘祐子君
七番　板垣正男君
八番　黒川重憲君
九番　林重義君
十番　谷栄吉君
十一番　剣持佐吉君
十二番　石坂勝雄君
十三番　竹ノ上武俊君
十四番　米沢照男君
十五番　市川芳太郎君

欠席議員（二名）

一番　滝瀬政吉君
十六番　秦正一君
十七番　清水芳雄君
十八番　杉山寅三郎君
十九番　高橋通夫君
二十番　佐々木昭雄君
二十一番　大柄保君
二十二番　大下博君
二十三番　本間久君
二十四番　一ノ瀬隆君
二十五番　日野源作君
二十六番　吉冨繁枝君
二十七番　三浦重春君
二十八番　飯山茂君
二十九番　島村孝志君
三十番　名古屋史郎君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長	森田喜美男	君
助役	前川恒雄	君
収入役	市川晴夫	君
企画財政部長	加藤一男	君
総務部長	杉本好次郎	君
民生部長	松村清栄	君
市民部長	赤松行雄	君
建設部長	篠崎美雄	君
都市計画部長	中島武男	君
福祉事務所長	田中若一	君
水道部長	成井正夫	君
病院事務長	遠藤政之	君
教育長	倉又秀作	君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長	田倉高光	君
書記	朝倉敏夫	君
書記	鈴木晴彦	君
書記	川上輝子	君
書記	深海弘子	君
書記	安原清美	君

昭和四十九年六月二十一日（金）

午後一時開議

一、議案第七〇号　昭和四十九年度日野市一般会計補正予算（第一号）について（総務・文教・厚生・都市計画産業建設委員会審査報告）

二、議案第七四号　日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について（総務委員会審査報告）

三、議案第七五号　日野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

四、議案第七六号　日野市市税条例の一部を改正する条例の制定について

五、議案第八七号　日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

六、議案第八九号　日野市立日野第四中学校増築工事請負契約の締結について

七、議案第七一号　昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）について（厚生委員会審査報告）

八、議案第七七号　日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

九、議案第七二号　昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算（第一号）について（都市計画産業建設委員会審査報告）

一〇、議案第七三号　昭和四十九年度日野市下水道事業特別会計補正予算（第一号）について

一一、議案第七八号　日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定について

一二、議案第八一号　日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部変更について

一三、議案第八三号　市道路線の一部廃止について

一四、議案第八四号　市道路線の廃止について

一五、議案第八五号　市道路線の認定について

一六、請願第三三号　南平福祉センター設置に関する請願（厚生委員会審査報告）

一七、請願第三七号　旧七生地区への救急病院の設置に関する請願
一八、請願第二九号　物価安定推進の件に関する請願（物価対策委員会審査報告）
一九、請願第三二号　物価を引き下げくらしを守るための請願
二〇、請願第　一号　冬ゾタ堤造成市道使用助成金下附に関する請願（総務委員会審査報告）
二一、請願第　七号　豊田駅前南口及び北口環境整備に関する請願
二二、請願第三一号　高幡台団地内道路歩道に街路灯設置に関する請願
二三、請願第三四号　街路灯設置助成に関する請願
二四、請願第四八号　街路灯増設に関する請願
二五、請願第　五号　専用水道施設市管理に関する陳情（厚生委員会審査報告）
二六、請願第四二号　多摩平五丁目地区センター建築に関する請願
二七、請願第四三号　無認可保育所等に対する助成に関する請願
二八、請願第四五号　老人福祉に関する請願
二九、請願第　二号　西友ストアー出店反対署名運動に関する請願（都市計画産業建設委員会審査報告）
三〇、請願第　三号　大坂上駐在所付近住居地域の下排水に関する請願
三一、請願第　八号　団地内私道の舗装に関する請願
三二、請願第一二号　用水路補強工事等に関する請願
三三、請願第一五号　市道拡幅及び舗装に関する請願
三四、請願第一八号　百草街路接続工事施行実施に関する請願
三五、請願第二〇号　曲り角の多い市道を直線道路に改めるに関する陳情
三六、請願第二二号　下水問題を解決する施設に関する請願
三七、請願第二三号　東豊田一丁目三九番地一号市有地の緑化促進に関する請願
三八、請願第二六号　下落川自治会内道路舗装に関する請願

三九、請願第二七号　市道舗装に関する請願
四〇、請願第三〇号　程久保字九号四二二番地先市道舗装に関する請願
四一、請願第三五号　上の原一号線道路の側溝整備に関する請願
四二、請願第三六号　下水道の改修に関する請願
四三、請願第三九号　沢田用水路整備に関する請願
四四、請願第四六号　緑地保全に伴う計画道路建設の中止に関する請願
四五、請願第四七号　排水施設設置に関する請願
四六、請願第五〇号　市道南平一三八〇番地舗装に関する請願
四七、請願第五一号　浅川堤防ぞいの東西にいたる私道（川辺堀之内八六九）の舗装に関する請願
四八、請願第五三号　高幡市有地への市営住宅建設反対に関する請願
四九、請願第五二号　聖蹟桜ヶ丘、豊田間路線バス延長と増発に関する請願（交通対策委員会審査報告）
五〇、請願第三八号　工場建設反対に関する請願（公害対策委員会審査報告）
五一、請願第四〇号　高層住宅建設反対に関する請願
五二、請願第四四号　日野自動車工場より発生する公害防止対策推進に関する請願
五三、請願第四九号　ブタ草公害撲滅に関する請願
五四、請願第四一号　物価を引き下げくらしを守る決議に関する請願（物価対策委員会審査報告）
五五、　市庁舎建設特別委員会の継続審査議決に関する件
五六、　下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件
五七、議員提出議案　梅ヶ丘団地、日野台地域など市内の地下壕を政府の全責任で埋戻し促進に関する決議
第八号

追　加　日　程

一、請願第五四号　団地の環境整備に関する請願
二、請願第五五号　団地の環境整備に関する請願
三、請願第五六号　高幡大地区センター建設に関する請願

本日の会議に付した事件
日程第一から五七及び追加日程三まで

午後一時二十七分　開議

○議長（大下　博君）　本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十一名であります。

この際、審査報告に先立ち、一般質問における答弁の保留がありましたので、この際発言を求めます。最初に林重義君の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　御報告をいたします。平山補助一三号線の拡幅についてという問題でございました。その中で質問にお答えをいろいろいたしましたけれども、最終的には市長のほうから調査をして報告をすると、こういうことで終わっております。それで私ども第一点目の西側の関係についてそのお答えをした当日、地元に出向きまして家庭を訪問し、お話を申し上げる、あるいはコンクリートのくいを建植をしたことについてのおわびを兼ねて了解を求めに参らせました。その結果、田植えが始まったので、田植えが終わってから連絡をするから、その時に話し合いと申しますか、お話を承りましょうと、こういう結果でまだその後連絡ができておりませんから田植えがまだ終わってないであろうと思います。そういうことでお話を詰めていってまいりたいと。それでさらに補足をいたしますと、最初にそれぞれの地主の方々に立ち会っていただいて木のくいを埋設をした。それでそれらについてはそれでよろしいということになっておりますが、そのあとコンクリートのくいにかえますと、コンクリートのくいを入れますということの了解を得ませんで、いろいろと衝突といいますか、地主の方と市のほうの処置がマッチしなかったということでおわびしなければなりませんが、そういうことでございます。

それからさらに二点目の東側の関係ですけれども、その関係についてはそれぞれ込み入っておりますが、答弁をいたしました。その答弁をした以上には特別な進行は考えられませんが、市長から調査をして報告しますということの中で市長には細かく御説明をいたしまして、実態を知っていただきました。それから助役にも今日、現場にいっていただきましてさらにそれについて午前中内容を知っていただきました。その内容については答弁をいたしたような現状でございます。さらに解決の方法ですけれどもやはり込み入っております関係から御納得はしていただかなければならないと思います。さらに市として対処できることがあればそれらについては付帯工事もやぶさかでないと思いますけれども、さらに次は助役のほうから連絡していただいて、そしてお話をさらに詰めたいというまとめを事務当局のほうでいたしました。簡単でございますが以上で報告を終わります。

○議長（大下　博君）　林　重義君。

○九番（林　重義君）　いろいろとその後市としても鋭意努力してくださるということでございますので、今後とも早期

に解決するようにお願いいたしまして、どうもありがとうございました。

○議長（大下　博君）　次に滝瀬敏朗君の質問に対する答弁を求めます。総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　お答えをいたします。滝瀬敏朗議員さんの御質問は高幡市営住宅の都との取引の中でいろいろと約束があるようであると、その約束はどうなのかというような問題でございます。そこで私ども当時契約をした関係、いろいろと文書を見ましたところが、この契約の中では十年間は目的のために使用しなければならない。それから次の条項でその目的、使用目的を変更する際は知事の承認を得なければならない、こういうふうになっております。したがいまして変更する場合には、知事の土地の使用目的の変更の承認の手続きをすれば変更ができると、こういうようなことになっております。その契約書の写しはもう数分のうちにくると思いますけれども、到着いたしませんから簡単に御報告をしておきます。まいりましたら配布をいたしたい、こう考えております。御了承願います。

○議長（大下　博君）　滝瀬敏朗君。

○二番（滝瀬敏朗君）　そうしますと十年間は目的のためにどうしても変更はできないというふうなことですが、十年間のうちでもほかに目的があればそれに使ってもよろしいというふうなことの理解でよろしいですか。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　第一点は十年間は使わなければいけないということになっているんだが、その間に何やら使用目的の変更があれば承認を得ろと、こう解釈をしております。

○議長（大下　博君）　それでは同じく十四日の関連質問で本間久君の問題がありますので、特に本間久君の発言を許します。

○二十三番（本間　久君）　実は先だって川辺堀之内の下水の問題、道路の問題から端を発しまして、それらにおける一つの市の取り組み方、いろいろな問題があると、市の上層部のあるいは現場監督者の住民に対する姿勢の問題ということを報告しながら、市の水道部の中で履歴書を出さないと云々というふうな問題を取り上げたわけですけれども、それら問題について私が一番基本としているのは、やはりよく森田市長がいわれるように、あるいは市全体として確立されなければならない住民に対するサービスの精神、あるいは対話の精神、市庁舎内においてはいわゆる人間関係といいますか、そうしたものを通じた中でとにかく働きやすい職場、その働きやすい環境をつくりながら住民のサービス、こういう面を追求していかなければやはり市の行政に対する住民の不満というものが高まっていくんではないかと、たとえばの話、先だって申し上げましたように、土木課、あるいは水道課なら水道課のほうに何か苦情を言うと、ところがあれは土木だとか、あるいはどこということで一ノ瀬議員のほうからもこの間の一般質問で言われましたけれども、冒頭に、たらい回しされるというようなことも、そういう不親切な面がはなはだあると、そういう面もやはりそうした職場の環境、庁舎内の環境の中から出てくる問題じゃないかと思うわけですね。これは何も市長、助役が口を酸っぱくして言ってもなかなか直らない問題もあるわけですからそうした問題については部課長が、あるいは上司が先頭に立ってそういうことのないように職場環境をまずつくっていくと、その中で住民から批判が出ないように、いわゆるもう少しサービスに徹して住民本位に市政をしなくちゃいかんですから、それらに沿ったいわゆる活動をしてもらいたいと、そういうような要望から前回いたしたわけです。あえて出したわけですけれども、まだまだ言えばいろいろな問題があるわけです。どうしても現実におるわけですけれども、とにかく市役所というそのものがいわゆるお役所なんだという形にならないように日ごろから心掛けていただくと、それにはずばり言いませんけれども、それぞれが腹の中、胸の中でやはり市政というものに、あるいは住民サービスというものに職場環境という問題を常日ごろ頭において、いい方向に進めていってもらいたい、特にそういうことが取り上げられていかなければやはり何かの問題一つ解決していくにしても、なかなかスムーズにいかないという問題にぶつかる。あるいはどうも市がやることだからなかなかやってくれないじゃないかと、そういうような問題もぶつかってくるし、とにかくやはり市そのものと住民の様々な要求、様々な問題を市がやはり何というんですか、耳を傾けて行政の中で生かして行くというふうな改革をするためにも、職場の環境、いわゆるおれは偉いんだというような、おれの言うことを聞かなければどうのこうのとか、あるいは住民に説明する際にいわゆる住民は何も知らないんだと、知っているのはおれたちなんだからわれわれが解決することなんだと、こういうような言い方が普通出てこないわけですから、そういう意味ではひとつ理事者のほうにも十分職場環境について配慮しつつ、そういう指導を行なってもらいたい、その指導を徹底していただきたいということ、そういうことであるならばあえて問題を大きくしたり、あるいは摩擦をさせたりすることはしたくないと思っているし、それについて十分今後調査なりして、そして住民に対するサービス面、この辺について徹底していただく、それでこそ私は今の市長の様々な出されている方針、議会で決まったその決定が、決議が生かされてくるんじゃないか、住民サイドから、そういうことを思いますから、まず市の内部からそうした問題を点検していただいて努力をしていただいて、善処して、それぞれ発展をさ

せていくということをぜひひとつお願いをしておきたい。そういう意味でひとつ理事者側の御答弁を聞いて、私の本会議で質問しましたあれの中の一部についてはお答をいただきたいということです。そういうことで要望です。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　ただいま本間議員さんの御趣旨よく分かりました。私どもはただいまの御趣旨を十分解して職員を指導して市役所を明るい職場にするように努力し、そして明るい職場を基礎にしまして、今おっしゃったような十分な市民サービス、親切なサービスができるような職員をつくっていくと、そういうつもりで指導してまいります。今後ともいろいろ御忠告いただきたいと思いますが、そういうことで私もやってまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（大下　博君）　それではこれから委員会の審査報告に入ります。

これより議案第七〇号昭和四十九年度日野市一般会計補正予算（第一号）の件を議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（米沢照男君）　総務委員会の審査報告を行ないます。まず歳入全般についてでありますけれども、電気ガス税、これの組み替えが行なわれております。電気税、ガス税、それぞれ分けて組み替えが行なわれております。国庫支出金でありますけれども、一億一千三百二十五万九千円の収入が見込まれております。内訳としては教育費国庫補助金として七千六十八万円、これは第八小学校の増築に対する補助金と、第三中学校増築に対する補助金がそれぞれ計上をされております。次に土木費の国庫補助金でありますけれども、市営住宅建設費の補助金として四千四十二万九千円一戸当たり三百万円の二十五戸分、これの二分の一補助が見込まれております。都の支出金でありますけれども、民生費の都負担金として九万一千円、民生委員の負担金五百円掛ける七十二名分九万一千円が負担金収入として見込まれております。さらに都の補助金関係でありますけれども、主な補助金の収入といたしましては市営住宅の建設費の補助金千九百三十八万七千円、これは四分の一の補助になっております。さらに第八小学校、第三中学校の増築に対する補助金がそれぞれ見込まれております。繰越金としては一億円、前年度より繰越金として見込まれております。諸収入としては競輪競艇事業収入として同じく一億円が収入見込みとなっております。市債、衛生債、土木債、教育債、それぞれ合わせて一億九百五十万円の補正がされております。

それから歳出でありますけれども、総務費の一般管理費八十七万四千円、これは提案の際の説明にもありましたけれども、

次に厚生委員長の報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（名古屋史郎君）　議案第七〇号の歳出のうち民生費、衛生費について御報告いたします。慎重審議をいたしまして全員一致で原案を認定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。

次に都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（高橋通夫君）　それでは、当委員会に付託されましたところの関係のところの審査結果を報告いたします。農業費でございますが、農業委員会費五万七千円、これは条例改正によるところの増加分でございます。次に農業総務費でございますが、七万二千円でございますが、これは生産緑地等の費用に要する補正でございます。

次に商工費でございますが、補正額百四十四万三千円、これはテレファックス購入に要する費用でございます。このテレファックスの本体は百十八万三千円でございますが、需用費としましてデベロッパードガー等のものがいるわけでございますが、そうした需用費あるいはまた電話すえつけに要する取り付け料、あるいは電話債権の費用でございます。

次に土木費でございますが、道路の維持費補正額二千四百万円、これは工事請負費でございますが、この用排水路補修のための、四十八年度水があったので、この工事が延びていました。そうした繰り延べ分でございます。次に道路新設改良費六千五百万円でございますが、委託料百万円、これは高幡三号線測量委託費でございまして、工事請負費三千三百万円、これは南平小学校と補助十七号線二つの舗装と進入道路の費用でございます。次に公有財産購入費三千万円、これは南平小学校進入路の用地の買収費でございまして、幅四メーター、長さ一六〇メーターの進入路を造るわけでございますが、換地が大体多くありますので、約半分は換地ということでございまして、そのうち約千平米を見積ったわけでございまして、一平米当たり単価が三万円でございまして、三千万円という補正でございます。次に賠償金百万円、これは南平小学校進入路用地に伴う賠償費用でございます。次に橋梁新設費六百万円、これは南平地区内に新しく橋をかけるわけでございますが、幅四メーター、長さ七メーターのものでございますが、これが五百六十万円、なお万願寺地区に四メーターの鉄筋コンクリートの橋をかけるわけですが、これが四十万円でございますが、万願寺のところは従来から個人の庭を通っていたために、今度そこを通らないで公道に結ぶために、そこに橋をかけるわけでございます。次に街路灯の費用でございますが、四百六十九万二千円を補正で計上したわけですが、新設、撤去で三百七十八万円ということになっております。この、現在市の管理するところの街灯が千百五十あるということになっておりますが、今まで市ではこの自治会の所有のものを市にだんだん移管していたわけですが、本年からは私道分についてもそこに立ってるところの街灯を市に移管に切り替えるという方針を立ててやることでございますが、なお、四十八年度までは、東電の会社から毎年市に二十五灯から四十二、三灯の寄付街灯というのがあったんですが、本年度は電力の節減ということで、取りやめということになっております。なおこの六月一日現在で、自治会からぜひ立ててもらいたいという申請が六十三灯、それから市のほうとして新しい道等に立てたいという計画が約四十灯で百灯の新設を担当課としては見込んでいたわけですが、いろんな財政の関係上、五十灯に削られたわけですが、このことにつきまして、委員会でもいろいろ意見が出たわけですが、この老人に美容券、理髪券等を配ることもたいへんけっこうなことであるけれども、この防犯灯は痴漢を防いだり、生命、財産を守ったり盗難等を防ぐので、通勤者、通学者をはじめとして、老若男女全市民に喜ばれるものであるから、それで、額としても莫大な額ではないのであるから、ぜひ今後は防犯灯を充実してもらいたいということでございました。次に土木費の都市計画費でございますが、五万三千円、これは駒形公園ができ上がりまして、竣工式における地主二十一名分

の記念品代でございまして、市といたしましては、子供等を集めて簡素にやりたいという方針でございます。次に都市計画総務費十万六千円、これは職員の旅費、その他でございます。次に公共下水道費九十四万円、これは下水道事業特別会計への繰出金でございます。次に土木費のうち住宅費でございますが、二十五万円、これは市営住宅十五戸分のシロアリの駆除の費用でございます。次に市営住宅建設費、一億六千三百万円、うち委託料二百八十七万一千円、これは設計委託料でございまして、この市営住宅は本会議でも説明がありましたように五戸建てでございまして、それを五階建てにする中高層の建築でございますが、一階、五世帯分については、身体障害者向けに設計されて身体障害者の方を優先的に入れるという市の方針でございますが、現在ある市営住宅の東に建てる予定のことは皆さんよく御承知ですが、この土地は、昭和四十六年六月、平米八千五百三十七円二十三銭、という非常に安い価格で千四百五十四坪、四千百五万五千七百五十四円、という価格で都から払い下げを受けたものでございます。委員会といたしましては、市営住宅ということについては、いろいろ意見が戦わされたわけですが、今まで建てられた市営住宅に大勢の市民の方が入居されてるわけですが、入居の資格については条件があるわけですが、一番問題となっているのは、入居者の方が、収入がだんだん増加していって、決められた額を超してもなおそこにそのまま住んでる、ということでございまして、ほんとうならば、そうした額に到達した場合はそこを譲って、低所得者の困ってる人に譲るということでなければならんのですが、一人の人がそこにがんばっているということは、問題ではないか、という意見があったわけですが、そうして委員の中には、こういう点を整理した後に住宅を、市営住宅は建てるべきであるという意見も出たわけでして、また、建てた後にこうした点を、建てるということにしてこういう点は整理すべきであるというような意見もあったわけですが、また、こういう点を整理すべきであるというけれども、はたして整理できるかどうか、というような意見も出たわけでございまして、いろいろこの問題については、長時間にわたりましてたびたび休憩等をとりまして、審議を重ねたわけでございますが、なお、この本会議に地元の高幡部落の自治連合会からこの土地には、当地区として、住民としては市営住宅でなく、多くの市民が活用できる社会教育施設、公共施設の建設用地として活用してもらいたい、というような趣旨の請願が出ておりましたので、いろいろこれについても検討を加えたわけでございますが、この点につきまして、なお、ここはこれが建てられると雑排水、処理水等が当然そのところを通ってるところの向島用水にこれが流れるので、やはり向島用水等の話し合いもつけていかなければならないというので、このためにいろいろと検討を加えた結果、地元の関係住民とよく話し合い

の上、執行せられたいというような付帯意見をつけまして、この予算を認定したわけでございます。よろしく御審議願います。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）　委員長の説明の中で、街路灯のことなんですけれども、私の聞き違いならあれですけれども、いわゆる私道の街灯を市に移管するんだというふうにお伺いしたわけですけれども、そういうことでよろしいですか。

○議長（大下　博君）　委員長。

○都市計画産業建設委員長（高橋通夫君）　そういう方針です。

○議長（大下　博君）　杉山寅三郎君。

○十八番（杉山寅三郎君）　そうしますと、これから私道の街灯についての取り扱い、いろいろ出てくると思うんですけれども、今後、では、市に移管するということは、やはり原則的には従来の考え方から変わってきてるわけですけれども、市では積極的に私道に街灯が必要な場合には、市としては設置されていくというふうにも考えられますので、その辺の考え方を理事者のほうから御説明いただきたいと思います。もし、そういう形を取られるのか、あるいはやはり現在あるものは移管するけれども、今後はやっぱりやらないのか、その辺の区分けを御説明いただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　総務部長。

○総務部長（杉本好次郎君）　お答えします。千百灯の私道に建てられてる街灯については、自治連合会からそれぞれずっと前からも申し出があります。そういうような中で、現在建ててあるこの私道について、移管できるものはそれぞれ市に移管しましょう。ところが、土地の承諾書やらいろいろ込み入った問題ができます。それらについて解決が見られなければ、この私道についておる街灯も引き継ぐわけにまいりません。それらの整理をして、ということで三カ年の計画を立てました。それから新たに私道に建てる場合の補助金、こういうような御質問のようですが、これについては今のところ考えておりません。また、将来出れば別途考えるんですが、考えておりません。

○議長（大下　博君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件に対する各委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七〇号、昭和四十九年度日野市一般会計補正予算第一号の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第七四号、日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第七五号、日野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定、議案第七六号、日野市市税条例の一部を改正する条例の制定、議案第八七号、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第八九号、日野市立日野第四中学校増築工事請負契約の締結の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、議案第七四号、七五号、七六号、八七号、八九号を一括議題といたします。総務委員長の審査報告を求めます。

（総務委員長登壇）

○総務委員長（米沢照男君）　それではただいま議長が読み上げました議案第七四号から議案第八九号までの五件の議案についての総務委員会の審査報告をいたします。まず最初に議案第七四号でありますけれども、この条例の一部改正は、保育園医、それから学校医、学校薬剤師、そして幼稚園医のそれぞれの報酬を千円から最高六千円まで引き上げようという内容のものであります。委員会としては、審査の結果、全会一致で原案を可決いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

次に議案第七五号でありますが、印鑑条例の一部を改正する、第三条及び第十五条中の「委任状」を「委任の旨を証する書面」ということに改める、こういう内容であります。委員会としては全会一致で原案を可決いたしました。

次に議案第七六号、市税条例の一部を改正する条例の制定でありますが、主な改正点は、市民税、固定資産税にかかわる前納報償金、これを百分の一から千分の五に改めたい、このまま経緯しますと、来年度は二千万円の支出になるということで、財政的にかなり負担が大きくなるということからこういう改正が提案されたわけであります。第二点目の改正点は、身体障害者に対する軽自動車税の減免規定の条項でありますけれど、この条項のうち身体障害者等という表現が付け加わりました。そしてさらに条文の中身として厚生大臣の定めるところにより公布された療育手帳というのがこの条文の中に付け加えられました。主な改正点は以上であります。委員会としては慎重審議した結果全会一致で可決をみております。よろしく御審議をお願いいたします。

次に議案第八七号でありますけれど、日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正であります。これは六月三日関係法案の成立によりまして人事院勧告が出されるわけでありますけれど、この人事院勧告が出されるまでの暫定措置として次の

ような条文を一項付け加えるという内容であります。別表第一及び別表第二の規定の適用については当分の間これらの規定にかかげる給料月額はいずれもその額に百分の百十を乗じて得た額とするという内容であります。委員会としては、審議の結果全会一致で可決をしております。よろしく御審議をお願いいたします。

最後に議案第八九号、市立日野第四中学校増築工事請負契約の締結についてでありますが、契約の相手方は小田急建設であります。契約金額一億六千三百九十万円で随意契約がされております。工期は契約の翌日から五十年二月二十八日までとなっております。工事の内容としては九教室とそれから図書室、この増築の工事になっております。委員会としては審議の結果全会一致で同意をすることに決定をしております。よろしく御審議お願いいたします。以上議案五件について審査の報告いたしました。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　二点にわたりまして質問させていただきたいと思います。第一点は議案の第七四号でありますが、この点は依頼した医師の報酬に関する議案だと、その点だと思いますが報酬規定の中に生活保護医嘱託医というのがあるわけなんです。これは全然関係なくやったように見受けられるわけなんですが、これもやっぱりお医者さんだろうと私は判断するわけなんですが、当初きめた時に行政委員会の報酬はやはりお互いに権衡を守っておったというふうな中できめられたものであるという判断の中から医師の報酬に関して何で生活保護医嘱託医だけがそのまま据え置かれたかということ。この点どのような御検討をされたかと、これが一点と。その次は私立でも保育園と幼稚園に関しては私立の保育園、幼稚園がやはりお医者さんと契約していろいろとめんどうをみていただいているんじゃないかと思いますが、市が上げたことによって私立が現在どのような支払いをしているか分かりませんが、その支払い基準がどのようか分かりませんが、もしもそのようなことによって引き上げるようなことになる場合に、これは単に保育園とか幼稚園の経営者の問題だけではなくして、多分に公共料金的性格をもったいわゆるこれが幼稚園、保育園の何か支出、父母の支出経費に跳ね返ってくるような可能性があるんではないかと、こういうふうな考え方をもつわけですが、これはオーバーかも分かりませんが、その点をどのような検討をされたかですね。それから大きくこの条例を改正するに当たりまして検討の中で各種の行政委員会のいろいろもろもろの委員の報酬がございますが、その点とのつりあいと申しますか、権衡につきましてはどのような検討をされたか。その三点にわたりまして御質問いたします。

それから続いて二点目は、大きな二点目は議案の第七六号でございます。これは委員長の今の説明で今度このままにしておくと百分の五で全期前納の分の奨励金が二千万円にもなると、こういうふうに言われておりますが、納税協力の意味で納期よりもより以上に早く納めたいということで、そういうことで、しかも奨励金が出ているというふうなことの中から十分の一にするということは二千万円というならばその十分の一で今度は二百万円になるというふうに一応画期的に考えられるわけですが、そのようなことでたとえば二千万円になるから大きくなるから、これはやめるんだとか、あるいは少なくするんだというような説明があったわけですが、奨励金を交付する原則論と申しますか、そういうものに関してどのような検討を加えられたか。その点につきまして御質問いたします。

○議長（大下　博君）　総務委員長。

○総務委員長（米沢照男君）　第一点の質問ですが、今第一点の中の三点質問がございましたけれども、ここまでわくを広げて実は審議をしておりません。ですからこの点については関係部長から御答弁をしていただきたいと思います。それから二点目の御質問ですけれども、これも今御質問にあったような内容で審議しておりません。これも部長のほうから答弁いただきたいというふうに思います。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　最初の一点目でございますが、この改正につきましては南多摩医師会からの申し入れを受けまして、それで市で検討しまして、南多摩の各市と歩調を合わせて改正するということでお願いしたわけでございます。詳しい事情ははっきり私承知しておりませんが、その南多摩医師会の要求の中に今三浦議員さんがおっしゃった生活保護関係のものは含まれていなかったということからこういうことになったんであろうと思います。それから他の非常勤の特別職につきましては、これは現在特別職の報酬につきまして報酬審議会で御検討をいただいております。これは非常勤に限らないんでございますが、その中で当然これは出てくる問題ではないかと思うんです。そこで今御提案申し上げております学校医等と権衡を失しないような形でまた改正をお願いする機会が近々のうちにあるんじゃないかと考えております。

○議長（大下　博君）　市民部長。

○市民部長（赤松行雄君）　私のほうからお答え申し上げます。議案の七六号の第一点でございますが前納報償金を現在の百分の一から千分の五にするという案でございます。ですから半分に現在支給というか、報償金を支出しております。基準の約半分になるということでございます。百分の一が千分の五ですからそういうことでございます。それから納税の協力という面につきましては非常に感謝申し上げているわけでござ

います。それでいろいろと協力いただいておる方の中に百分の一、一カ月について百分の一。一年間ですと一割二分、高い利子でございます。税の法律の中でもはっきり金利ということを解説しております。金利ということを考えますと一割二分、それも先渡しでございますので相当高いものになるわけでございますが市民の方の前納される方の大部分は窓口でわれわれが接触した限りにおきましては、中には非常に高い金利であるから前納するんだという方もございますけれども、ほとんどの方は納税通知書が二期、三期、四期と忘れてしまっていろいろ迷惑を掛けたとか、督促状をいただくとか、いろんなそういうトラブルといいますか、困り事といいますか、そういうことがありましたので一ぺんに納めてしまったほうがいいんだという方が多いわけでございます。そういう御協力もいただいておるのが大多数でございますので、委員長がさきほど申し上げましたように今年四十八年度は九百八十万円、九百万円ですかね、一千万円ですか、一千万円の前納金の支出でございました今年の固定資産税をみますと昨年の実績よりも六割殖えている。それから今後実績が判明します市民税におきましては一億四千ぐらいの土地譲渡の税金かと思いましたら二億六千万円という飛躍的な土地譲渡所得の税金殖えておりました。そういう条件等も考えますとたいへんな前納金が殖えるということで四十九年度は千六百万円ぐらいの前納金の殖え方になるんじゃないかと。五十年度に入りますと二千万あるいは超えるかもしれないという予測にたっておるわけでございます。それでお願いしておりまする議案は昭和五十年度から千分の五にしていただきたいということでございます。それから原則的な問題としましては地方税法の三百二十一条に規定されておることでございます。それでその条文の中では月一歩を超えてはいけないという最高の規定のし方をしていると。それで条例で定めなさいということは、それを最高にしましてそれ以下で条例をきめなさいということでございますので、財政事情、それからこの前納金の位する金利的な側面を考えまして、非常に高いということもございますので財政的な面から千分の五にしたと。それから納税、高い点から出てきますトラブルとしましては納税組合とのトラブルもございますので、そういう問題の解決も合わせて、このような改正をお願いしたわけでございます。

○議長（大下　博君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　私立のほうはちょっと回答がなかったんですが理事者のほうで御存じならば教えていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　福祉事務所長。

○福祉事務所長（田中若一君）　御質問の私立保育園だけのことについて承知している範囲でお答えさしていただきたいと思います。私立保育園におきましても当然でございますけれど、その施設においてそれぞれ市内のお医者さんにお願いをしましてその子供さんの保健管理、衛生管理を行なっておるわけでございます。つきましてはその報酬でございますけれど、たしか従来私立におきましては千円程度という額でお願いしておったということなんですが、市との格差があるわけでして、これらの運営上なかなかむずかしいという問題があったわけでございます。そういう中で私に話は変わりまして恐縮ですが、私立保育園に対しますいわゆる市独自の援助金、補助金、これらに関してこの分を上乗せして助成をしておったということでございます。たしか今年度予定金額といたしましては全額に満たしませんで、四千円程度見込んでおるであろうというふうに思っております。したがいましてこれらの法律の関係が出てまいりました中では今後私のこれは考えでございますけどそのような中で若干の考慮が必要であろうというふうな感じはいたします。以上です。

○議長（大下　博君）　三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　分かりました。それではですね、続いて今のやつで今答えで今後考えるということなんですが、当然これが上がってくると私立のほうも上げてお願いしなきゃならないんじゃないかとこういうふうに考えるわけです。それが園のあるいは、その経営に影響を与えてくると、そうするとしたがって何とか外からと、あるいは子供の月謝からというふうになり兼ねないものでね、この点今までの助成金については当然これは考えていられないということと私は考えるわけですが、今後もその点につきましてはそのものずばりで規定するというふうな関係で上がった場合には、上がらなきゃ別なんですが、上がった場合に園のほうや私立の職種のほうから要求があれば上げるかどうか。上げてやる意思があるかどうか、その点お聞きします。

○議長（大下　博君）　市長答弁。

○市長（森田喜美男君）　具体的な事例が一つ発生いたしましてから、当事者とよく御相談もいたしまして検討さしていただきたいと思います。

○議長（大下　博君）　ほかに御質疑はありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　議案第七六号の前段のいわゆる百分の一を千分の五にするということでございますが、市民税並びに固定資産税はだんだん上がってくるような実態でございます。特に固定資産税というのは応益負担の原則によっていろいろと付加され、それが使用されるということで市民らも了解はしておるだろうとこういうふうに考えるわけですが、とにかくものすごい年々のかさ上げをした令書をいただくということで納める面で相当苦労しているというのが実態でござい

ます。そういうふうな中でせめてもやはり前と同じような期待された前納の方法をいただけるようならば納税者も幾らかもらえるからというようなことで、納税の意欲もそこに浮き上がり、なお市のほうでは有効適切にそれが徴収できるということになると思うんです。ところが何かすずめの涙のようなものをもらうようではそんなものはもうどうでもいいんだというふうなことで、あるいは納期ぎりぎりに納めればいいほうなんで、まあ、遅れてもしょうがないというふうなことになるとですね、市のほうでもいわゆる形式的なしぐさが伴わなくなってくるというふうなことで私はこの際金額は確かに一千万から一千五百万あるいは幾らというふうに上がってくるようですが、全部を返すわけじゃなくしてやはり収入が多くなるからこそ返すということで、還付が多くなるというふうなことから考えれば何も率を、たくさん金額にこだわって一千万円が二千万円になっちゃたいへんだから、じゃあ半分にしちゃえというような考え方で、基本的なそういう考え方でやることはよろしくないと、納税組合との問題もあるといいますが、それはそれで今までそういう問題で私ども納税組合の人から聞いているわけでもないし、そういうことでまたそういうために納税組合が解散したとかいうことも聞いておらないわけでございます。今までの期待権あるいは既得権があるものをそういうもので剝奪するということは非常に住民においても忍びないし、しかもこれからますます増加される納税の額の納税意欲にも影響があるということから、この点の第一項の問題につきましては反対の意思を表明いたしまして、従来どおりの慣行でやるようにと、要望いたします。

○議長（大下　博君）　ほかに。板垣正男君。

○七番（板垣正男君）　意見を申し上げたいと思いますけれども、議案七六号の報奨金の百分の一から千分の五に減額するという条例の改正案には私は基本的には賛成すると、そういう考えでおります。今、三浦議員から意見が出された中で今の課税制度、応益課税の原則が大体納得されているんではないかというような御発言がありましたけれども、私は必ずしもそういうことが大部分の意見になっているというふうには判断できないんです。むしろ今の応益課税制度から応能主義にやはり切り替えていくのが本来の課税制度ではなかろうかと思います。御存じのように今の課税制度というのは、昭和二十六年のアメリカのシャープによって税制が勧告され、それが実施されて今日まできております。しかし今日の課税制度というのは非常に問題がある。あまりにも大衆課税逆累進課税ということで多くの論議を醸しておりますけれども、こうした税制の一つの転換期を今日迎えている時にこの報奨制度は実態にそぐわなくなってきたんじゃないか、そう判断されます。昨年の三月議会に提出されました資料によりますと、四十七年七月一日現在で日野市の課税対象の割合をみてみますと、給与所得者というのは三

万七百九十四人おります。これは全体の九一％に当たる人であります。この人たちがもちろん固定資産税を徴収されている人もおりますけれども、報奨金制度に直接かかわるというのは非常に少ないわけです。報奨金を受け取っている人の数というのはわずか数パーセントにしか満たないと、そういうことからもこの制度に直接かかわる人は実際にはわずかな割合しかいないと、こういう問題が具体的にはひとつ指摘されるだろうと思います。そしてこの報奨金制度を日野市の場合は半額にするわけですけれども、全廃するという市が全国各地にいろいろ起きております。たとえば三重県の伊勢市では四十八年度からこの報奨制度を廃止しております。四十七年度に国民健康保険の報奨制度を廃止したら苦情は一件もなかったという事例が報告されております。そういうことに基づきまして伊勢市では四十八年度から市民税と固定資産税を廃止したというような報告がなされておりますし、この間の議案上程の際の三多摩における廃止、ないし改善、こういう報告が出されておりますし、八王子市ではすでにそれが廃止されておるということも理事者側から説明がなされております。今日の課税の制度の一つの転換を迎える中で、日野市としてやれる課税の改善ということでこの改正案に私は賛成したいと思います。

○議長（大下　博君）　これで…（「ちょっと」と呼ぶ者あり）三浦重春君。

○二十七番（三浦重春君）　私は今、板垣さんの議論も分かるわけなんですが、しかし分かるような分からないようなので、要は市長が提案して議会にはかって、議会がそれを決めればいいんだと、確かに筋はそうです。しかしやはり市民参加というものが必要である。特に今までもらっているものがもらえなくなる、少なくなるというようなことは市民的にも考えなければならない、こういうわけで反対の理由はもっと十分検討してもらって、少なくとも公聴会を開く程度の労力をして、しかも決めるべきだと、かようにまず考えます。

○議長（大下　博君）　ただいまの七六号についてそれぞれ御意見の中で反対、賛成が御意見それぞれ出されていますので、この本件五件についてはここで採決するに当たって七六号は一応外して他の四件を採決いたしたいと思います。その後にこの七六号をどのように扱うかということを皆さんで御検討していただきたいというふうに思います。それではこれをもって意見を終結いたします。ただいま申し上げましたように七六号を外しまして今までの報告の四件を一括採決いたしたいと思います。本四件に対する委員長報告は原案可決であります。

（「議長、議事進行について」と呼ぶ者あり）吉富繁枝君。

○二十六番（吉富繁枝君）　今、この方法で異議はないんですが、総務委員会の立場上、委員長、審査したと思うんですね。だから総務委員会にもどすということですか。そうじ

ゃなくてどうなのか分からないので、この議場でだれが決めたんですか。議長が決めてはからないんですか。

○議長（大下　博君）　今、これではかるわけです。本四件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七四号日野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第七五号日野市印鑑条例の一部を改正する条例の制定、議案第八七号日野市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定、議案第八九号日野市立日野第四中学校増築工事請負契約の締結の件は原案のとおり可決されました。

ただいまあとに回しました議案七六号についての採決をいたしたいと思いますけれども、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　それでは議案第七六号日野市市税条例の一部を改正する条例の制定に関して委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」「異議あり」「反対」「休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　ただいま賛否分かりませんので…

（「議事進行」と呼ぶ者あり）剣持佐吉君。

○十一番（剣持佐吉君）　賛成と反対にいろいろ理由があるわけですね。わずかな時間休憩して調整を取るくらいのことはやったほうがむしろ、強行するということはやっぱり禍根を残すのでわずか休憩して調整したほうがよろしい。そのほうがいいと思います。

○議長（大下　博君）　議長は特に強行するという考えはありませんけれども……。（「何かあったら調整していいでしょう。」「調整できないというのならいいですよ。」「休憩」と呼ぶ者あり）暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、暫時休憩いたします。

午後二時四十二分休憩

午後五時　十六分再開

○議長（大下　博君）　休憩前に引き続き会議を開きます。異議がありますので挙手により採決をいたします。本件は原案のとおり決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）（「総務委員が否決ということはないだろう。」「おかしいな。」「賛成したんじゃないか。」「総務委員どうした。」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　ただいまの採決十三対十三で同数

であります。（「議長採決」と呼ぶ者あり）　ただいま報告いたしましたとおり可否同数であります。よって地方自治法第百十六条の規定により議長において本案に対する可否を採決いたします。可否同数なのでたいへんむずかしいところでありますけれども……（「委員会の結論尊重」と呼ぶ者あり）ただいま委員会尊重ということも出ておりますけれども、議長といたしましての考え方は、今、議案に載っております七六号についてはこれを要するに採決して、要するに賛成にしてもこれが日野市の税金その他に対するマイナスの影響ということはごくあったとしてもわずかであるというふうに、むしろ市民全体の面から税という面を考えてみますと、これがこの案件は私として、議長として、むしろ前進的なものだというふうに判断しておるわけです。したがって本案件については可決に決定いたしたいと思います。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それではこれより議案第七一号昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第一号の件を議題といたします。厚生委員長の審査報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（名古屋史郎君）　議案第七一号についての審査結果を御報告いたします。日野市の保健婦を廃止するといいますか、置かないということで減額補正でございます。全員一致で認定をいたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告についての御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七一号、昭和四十九年度日野市国民健康保険特別会計補正予算第一号の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第七七号日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件を議題といたします。厚生委員長の審査報告を求めます。

○厚生委員長（名古屋史郎君）　議案七七号についての審査結果を御報告いたします。これは地方税法の改正に伴って日野市の国民健康保険条例の一部改正でございまして、二点文字を変えるということと十万円を十一万円に変える、とこの二点でございます。全員一致で認定をいたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。ありませんか。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長

報告についての御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七七号、日野市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定の件は原案のとおり可決されました。

これより議案第七二号、昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第一号の件を議題といたします。都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（高橋通夫君）　議案第七二号でございますが、この補正額二百八十二万九千円でございますが、これは神明上区画整理の雑収入でございまして、換地処分によるところの清算金を前もって納入したものでございます。それで支出といたしましては、事業費に六万八千円、これは四ツ谷下区画整理事業に伴いますところのこの水道管の取り出しが二件ございまして、そのほうに六万八千円をあてまして、その残りの二百七十六万一千円を予備費に入れたものでございます。当委員会といたしましては、全員一致原案どおり認定いたしたものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七二号、昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第一号の件を議題といたします。都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（高橋通夫君）　この今度の補正予算は九十四万円でございます。これは多摩平の下水処理場のところの電気関係設備が非常に老朽化いたしまして、保安協会の技術者の指摘によりまして、非常に危険であるということで、電気の配線関係、配電盤等をここで新しくするために組まれたものでございます。当委員会といたしましては、全員一致認定したものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件について採決いたします。本件に対する委員長報告のとおり可決であります。本件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議案第七三号、昭和四十九年度日野市都市計画事業特別会計補正予算第一号の件は、原案のとおり可決されました。

これより議案第七八号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第八一号、日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約書の一部変更、議案第八三号、市道路線の一部廃止、議案第八四号、市道路線の廃止、議案第八五号、市道路線の認定の件を一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、議案第七八号、八一号、八三号、八四号、八五号を一括議題といたします。都市計画産業建設委員長の審査報告を求めます。

（都市計画産業建設委員長登壇）

○都市計画産業建設委員長（高橋通夫君）　議案第七八号は、日野市農業共済条例の一部を改正する条例でございまして、旧条例によって共済金の支払いが、率が粗くなっていたのを、今回細かに刻んで制定されたものでございまして、当委員会といたしましては、慎重審議の結果、全員一致、原案どおり認定いたしたものでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

それから議案第八三号、市道路線の一部廃止と八四号でございますが、これは百草、倉沢地区の日本信販、滝合小学校の西の間組、それから平山南東部の地区にありますところの京王の宅地造成によるものと、それから三沢地区の京王線の北側に今度できました都営住宅の建設に伴いまして、その下排水路を造るものでございまして、その水路を程久保川のところに導入するため、旧市道を利用するつもりでございましたが、それが非常に紆余曲折しておりますので、大体それに平行に沿って、程久保川まで直線に今度広い道路をつけるわけでございまして、そうしたことによって、旧道を廃止するわけでございます。その他、その地域にありますところの道路は、この造成によって全部変わっておりまして、つけかえ道路ができておる関係上、廃止ということに全会一致をもって決定いたしたものでございます。なお、八五号の市道路線の認定でございますが、これは落川の、千代田区の林間学校の南にありますところの労信販の百草団地内の道路でございますが、分筆、登記等の団地内の市

に移管するところの財産事務の処理の手続きが全部完了いたしましたので、市としてここで受け入れるということになりましたので、この認定ということになったわけでございますが、全員一致原案認定したわけでございます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。委員長報告について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。本五件に対する委員長報告は原案可決であります。本五件は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって、議案第七八号、日野市農業共済条例の一部を改正する条例の制定、議案第八一号、日野都市計画神明上土地区画整理事業に関する業務委託契約の一部変更、議案第八三号、市道路線の一部廃止、議案第八四号、市道路線の廃止、議案第八五号、市道路線の認定の件は、原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。この際、請願審査報告を付託委員会ごとに一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、厚生委員会関係の請願第三三号、南平福祉センター設立に関する請願、請願第三七号、旧七生地区への救急病院の設置に関する請願を一括議題といたします。厚生委員長の報告を求めます。

（厚生委員長登壇）

○厚生委員長（名古屋史郎君）　請願三三号について、南平福祉センターの設置に関する請願ということで、委員会で相当長時間、種々討議をいたしまして、全員一致で認定をいたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

請願の三七号につきましても、三三号同様、慎重審議をいたしまして、全員一致で認定いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって請願第三三号、南平福祉センター設立に関する請願、請願第三七号、旧七生地区への救急病院の設置に関する請願は、委員長の報告のとおり採択と決しました。

次に物価対策特別委員会関係の請願第二九号、物価安定推進の件に関する請願、請願第三二号、物価を引き下げ、私たちのくらしを守るための請願を一括議題といたします。物価対策特別委員長の報告を求めます。

（物価対策特別委員長登壇）

○物価対策特別委員長（秦　正一君）　物価対策委員会の審査報告を申し上げます。最初に請願第二九号ですが、現在、日野市に、生活安定対策本部なるものが設置されておりまして、その中で物価の安定推進をさらに推進してもらいたいというこの請願の内容です。一時、二月当初、魚とか野菜等の安売りをやりまして、その後引き続いて市の段階ではたいへんだろうし、さらに都のほうの物価局とか、いろんなそういった面を利用して、やはり実質的に安い魚とか野菜等を大いに定期的に販売してもらいたい、このような内容であります。委員会といたしましては、一応全員一致で採択しております。さらに本会議の席上、作られたパニックということについての質問がありまして、この点についても若干審査いたしました。検討されました。質問者の趣旨は、パニックというのがどういう作用でなされたかということで、もう、これは人間がやることであって、自然的に発生するものじゃないだろうし、要するにこのような経済界の、経済の混乱状態をさせていると思います。いずれにしても、人間がこのように作られたパニックと経済の混乱状態を引き起こしているという、このように委員会といたしましても討議され、意見もそのように出されております。

次に請願第三二号、この点については、物価を引き下げ私たちのくらしを守るための請願を一括議題といたします。物価対策特別委員長の報告を求めます。

（物価対策特別委員長登壇）

○物価対策特別委員長（秦　正一君）　物価対策委員会の審査報告を申し上げます。最初に請願第二九号ですが、現在、日野市に、生活安定対策本部なるものが設置されておりまして、その中で物価の安定推進をさらに推進してもらいたいというこの請願の内容です。一時、二月当初、魚とか野菜等の安売りをやりまして、その後引き続いて市の段階ではたいへんだろうし、さらに都のほうの物価局とか、いろんなそういった面を利用して、やはり実質的に安い魚とか野菜等を大いに定期的に販売してもらいたい、このような内容であります。委員会といたしましては、一応全員一致で採択しております。さらに本会議の席上、作られたパニックということについての質問がありまして、この点についても若干審査いたしました。検討されました。質問者の趣旨は、パニックというのがどういう作用でなされたかということで、もう、これは人間がやることであって、自然的に発生するものじゃないだろうし、要するにこのような経済界の、経済の混乱状態をさせていると思います。いずれにしても、人間がこのように作られたパニックと経済の混乱状態を引き起こしているんじゃないかとこのように思うわけでありま

して、委員会といたしましても一部の委員さんにおいては採択しなさいとこのような意見もありましたわけですが、この市民参加というふうなこともただ内容的な面でどういうことを指しているのか。現在の市の議会、また消費者モニター制度とか、また消費者団体等の生活安定対策本部との打ち合わせの話し合い、こういったものを指しているのか。または住民運動をさらに援護していくような、そういったものなのか。いずれにしてもこの点については請願者のほうにも再度意見を聞いて審査すると。五項、六項については「政府や都に対し市財政補助金の支出など、物価引き下げのための具体的施策を要求し運動すること。」また六項「大企業の不当な利潤追求に抗議し、物価を引き下げるよう積極的に働きかけること。」このような内容でありましてこの点についても五項についても具体的なものはどういうことを指しているのか。請願者のほうの署名議員さんになっている方からも一応の説明もありましたわけですが、要するに超過負担、学校等の超過負担、こういったものの解消にふさわしい補助金とか、そういったものを割合を解消できるような現在の割合率をもっと多くしろとか、そういう意見が出たり、いずれにしても具体的なものを、いずれにしても出してもらってその事実を踏んまえてやっていくと、審査していくと。委員の中にはこのような決議文とかまた意見書、こういったことも政府、都に対しても必要でしょうけれども、さらに今までの慣例からして、事例からしても、もっと強い意見を公開質問状とかこういったものを出す必要があるんじゃないかというふうな意見も出まして、五項について一応継続と。また六項についても同様に政府の通産省、不当な利潤を追求して利潤の追求ですね、これに抗議するというふうな面において同じような扱いで一応継続というふうなことになったわけでありまして、一部の議員さんは当然採択してさらにその上に立ってその推進をするべきであるというふうな意見もありましたわけですが、一応結論的には継続ということで、したがって一項、二項、四項、五項、六項、この点については継続審査と。三項についてはさきほど申したように採択とこのような審査結果になりました。よろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければこれをもって質疑を終結いたします。これより本二件を採決いたします。本請願二件の請願は委員長の報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって請願第二九号、物価安定推進の件に関する請願は委員長報告のとおり採択、請願第三二号、物価を引き下げくらしを守るに関する請願は一部採択と決しました。

次に総務委員会関係の請願第一号冬ヅタ堤造成、市道使用助成金下附に関する請願、請願第七号豊田駅前南口及び北口環境整備に関する請願、請願第三一号高幡台団地内道路歩道に街路灯設置に関する請願、請願第三四号街路灯設置助成に関する請願、請願第四八号街路灯増設に関する請願の審査報告を一括上程いたします。総務委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり本請願五件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に都市計画産業建設委員会関係の請願第二号西友ストアー出店反対署名運動に関する請願、請願第三号大坂上駐在所付近住居地域の下排水に関する請願、請願第八号団地内私道の舗装に関する請願、請願第一二号用水路補強工事等に関する請願、請願第一五号市道拡幅及び舗装に関する請願、請願第一八号百草街路接続工事施行実施に関する請願、請願第二〇号曲り角の多い市道を直線道路に改めるに関する陳情、請願第二二号下水問題を解決する施設に関する請願、請願第二三号東豊田一丁目三九番地一号市有地の緑化促進に関する請願、請願第二六号下落川自治会内道路舗装に関する請願、請願第二七号市道舗装に関する請願、請願第三〇号程久保字九号四二二番地先市道舗装に関する請願、請願第三五号上の原一号線道路の側溝整備に関する請願、請願第三六号下水道の改修についてに関する請願、請願第三九号沢田用水路整備に関する請願、請願第四六号緑地保全に伴う計画道路建設中止についてに関する請願、請願第四七号排水施設設置に関する請願、請願第五〇号市道南平一三八〇番地舗装に関する請願、請願第五一号浅川堤防ぞいの東西にいたる私道（川辺堀之内八六九）の舗装に関する請願、請願第

五三号高幡市有地への市営住宅建設反対に関する請願の審査報告を一括上程いたします。都市計画産業建設委員長の審査報告はこれを省略いたします。都市計画産業建設委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり本請願二十件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

おはかりいたします議事の都合によりあらかじめ会議時間の延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって会議時間を延長することに決定いたしました。

次に交通対策特別委員会関係の請願第五二号聖蹟桜ケ丘、豊田間路線バス延長と増発に関する請願の審査報告を議題といたします。交通対策特別委員長の審査報告はこれを省略いたしまま。交通対策特別委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に公害対策特別委員会関係の請願第三八号工場建設反対に関する請願、請願第四〇号高層住宅建設反対に関する請願、請願第四四号日野自動車工場より発生する公害防止対策推進に関する請願、請願第四九号ブタクサ公害撲滅に関する請願の審査報告を一括上程いたします。公害対策特別委員長の審査報告はこれを省略いたします。公害対策特別委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり本請願四件を閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に物価対策特別委員会関係の請願第四一号物価を引き下げくらしを守る決議に関する請願の審査報告を議題といたします。物価対策特別委員長の審査報告はこれを省略いたします。物価

対策特別委員長より目下委員会において審査中の事件につき閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第五五、市庁舎建設特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。本件について委員長より中間報告をいたしたいとの申し出であります。市庁舎建設特別委員長の中間報告を求めます。

（市庁舎建設特別委員長登壇）

○市庁舎建設特別委員長（剣持佐吉君）　庁舎建設特別委員会の経過につきましてはすでに別紙印刷物がお手元に差し上げてございますが、本委員会が成立したのが四月の十一日でございますが、五月の十日に本年度のスケジュールに基づきまして委員会を開催いたしましたところ市長が庁舎建設、位置の決定について意思表示がありましたので、これを議題として慎重審議を重ねました。五月の二十日、五月二十九日、六月八日と四回にわたってこの問題を中心にしたのでありますが、市長の提案によりますと、神明上の区画整理の地域内にいろいろの関係から公共用地としてセットされているところがございますので、これを建設予定位置として決定をしたいというのでありますが、それに対してはこれに付随するいろいろな問題がありますので、四日間の審議を要したわけであります。一つの問題はほかにこれにかわるべき地域はないのかどうかという問題。それは審議中に話題に出たのは淡水区であるとかあるいは上田地域であるとか、その他いろいろなものが出ましたが、直ちに今市長の建設計画にマッチするものではございませんで、現段階においては神明上に勝る状態ではないという話が進んだわけでございます。そのほかに庁舎建設につきましてはこれに伴う交通の関係もございますので、一・三・一の延長とか、あるいは二・二・五の延長、あるいは元市庁舎つまり現在のこの市庁舎周辺の交通の状況とか、それらいろいろ話題に出ましたが、市庁舎建設計画と並行してこれを推進していこうという市当局の説明がございましたし、地域としては神明上区画整理地域内に勝るものはないだろうという方向に向かって、それでも念のためにということで市民の意見を聞こうということで、六月の七日に自治会長、現在の自治会長にお集まりをいただきまして、その参加した自治会長が三十二名でございましたが、その方々の意見も聞き、了解も得たりして、そして最終的に六月の八日の意見調整で欠席委員が二人おりましたけれども、委員会としては市長の指定した、予定した神明上区画整理地域内が

よろしかろうというので意見一致をみたのであります。しかしながらいろいろの意見の中から付帯意見としてお手元に差し上げております四つの意見を付けました。念のために朗読をいたします。交通不便な地域の足を確保するための計画を促進すること。二番目としては新庁舎を中心とした計画道路の早期完成を期すること。三つ目には市民サービスに支障をきたさぬよう設備の存続、改善、整備について配慮されたいこと。四つ目には公共施設の平均化をはかること。以上四点でございます。詳しいことは全協でも申し上げておりますので省略させていただきます。

○議長（大下　博君）　ただいまの報告について質疑があれば承ります。高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　付帯意見の中に交通がまだあそこは不便であるので、道路の拡幅とか、バスとか、いろいろそうした足を確保するというような何がありますが、建設できるまでにそうしたことが実現できるかどうか、その点をちょっと市長に伺いたいと思います。

○議長（大下　博君）　市庁舎建設委員長。

○市庁舎建設特別委員長（剣持佐吉君）　審議の過程においてはそれができるという見通しでありました。それはできるかできないかの確約は私は提案権がございませんので、確約はここでは本会議ではすることはできませんが。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　あらためて市長から御回答願います。

○議長（大下　博君）　市長。

○市長（森田喜美男君）　委員会の審査につきましても申し上げておるわけでございますが、この事業は三年間の継続事業になる予定でございます。その三年間の間に極力各方面との交通の条件整備を極力いたします、ということを申し上げておるわけでございまして、方法はいろいろあると思いますが、ともかく今、御指摘のように市民の足の利便をはかるということはたいへん大切なことでございますので、これらに十分配慮を払いつつ、この事業と合わせてやっていきたい、こういう考えでございます。

○十九番（高橋通夫君）　了解。

○議長（大下　博君）　ほかにありませんか。なければこれをもって中間報告を終わります。なお市庁舎建設特別委員長より市庁舎建設に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に日程第五六、下水道対策特別委員会の継続審査議決に関する件を議題といたします。下水道対策特別委員長より下水道に関する事件の調査研究のため、閉会中の継続審査にされたいとの申し出であります。おはかりいたします。委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査に付することに決しました。

これより大柄保君ほか五名提出の議員提出議案第八号梅ケ丘団地、日野台地域など市内の地下壕を政府の全責任で埋戻し促進に関する決議の件を議題といたします。提案者から提案理由の説明を求めます。

（七番議員登壇）

○七番（板垣正男君）　議員提出議案第八号について提案理由を御説明申し上げたいと思います。これは案が抜けておりますので、案でございますけれども、よろしく御了解いただきたいと思います。案文を読み上げまして提案理由にかえたいと思います。梅ケ丘団地、日野台地域など市内の地下壕を政府の全責任で埋戻し促進に関する決議、第二次世界大戦のさなか、日野市内の丘陵地帯に大規模な防空壕が掘られた。ところが政府は終戦から三分の一世紀近くの今日まで何ら事後処理することなく放置してきた。そのため近年宅地開発で住宅建設が進み、地震、豪雨などにより人命にかかわる災害発生の危険性が極めて大きくなってきていることは、日野市の調査によっても明らかである。よって日野市議会はこれら地下壕は戦後処理として政府の全責任で、早期に埋戻し事業を促進することは当然のことと考える。市民の生命、財産を守るためにしかるべき措置を講ぜられることを強く要望するものである。右決議する。昭和四十九年六月二十一日日野市議会、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（大下　博君）　これより質疑に入ります。なければ質疑を終結いたします。本件について御意見があれば承ります。なければこれをもって意見を終結いたします。これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって議員提出議案第八号梅ケ丘団地、日野台地域など市内の地下壕を政府の全責任で埋戻し促進に関する決議は原案のとおり可決されました。

おはかりいたします。ただいま請願三件の提出がありました

ので、これを日程に追加し、ただちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認めます。よって日程に追加し、ただちに議題にすることに決しました。

請願第五四号団地の環境整備に関する請願を議題といたします。事務局長をして請願の要旨を説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第五四号を説明。

○議長（大下　博君）　ただいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては、総務委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、請願第五四号は総務委員会に付託し、同委員会の継続審査にすることに決しました。

次に請願第五五号団地の環境整備に関する請願を議題といたします。事務局長をして請願の要旨を説明させます。

○議会事務局長（田倉高光君）　請願第五五号を説明。

○議長（大下　博君）　ただいま事務局長において説明いたしました本請願につきましては、総務委員会に付託し、閉会中の継続審査にいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大下　博君）　御異議ないものと認め、請願第五六号高幡大地区センター建設に関する請願は厚生委員会に付託し、同委員会の閉会中の継続審査にすることに決しました。

理事者より高圧線鉄塔事故のことについて報告したい旨の申し出がありますので、この際発言を許します。助役。

○助役（前川恒雄君）　お疲れのところちょっとお時間をちょうだいいたしまして、鉄塔の倒壊につきましての御報告申し上げたいと思います。実は今朝、東京電力の送変電建設所所長代理内田さんほか四名の方が見えまして、お手元にお配りしてあります「東京西線㎞一〇八三鉄塔倒壊原因とその対策」というものを持ってまいりまして、その後の報告をされました。これは中の文書を読んでいただければ分かるので御説明は申し上げませんが、現在の状況をちょっと申し上げます。通産省の事故原因調査委員会から通産大臣宛に原因の報告がございまして、その報告を付けて通産省から東京電力に対して対策を至急立てて、その対策の内容を通産大臣に報告せよということが命ぜられまして、東京電力はその対策について通産大臣に報告したわけでございます。その報告の内容が大体ここに書いてあるものと同様であるということでございます。文章はもちろん専門的な内容でございますので硬い表現になっておるそうでございますが、それを柔かく表現したものがお手元に配ったものである、こういうことでございます。それを通産省で受けましてその対策でいいとか悪いとかいうことが近々のうちに東京電力に通知されまして、その通知によりまして東京電力のほうであらためて鉄塔について設計をし、その設計に基づいた認可を受けると、こういう手はずになっているということでございます。そこでこの対策が立てられた時点で、あすから地元の住民の方々に御理解を得るための努力をしたいと、こういうことでございます。それをあすからやるということでございます。私どもとしましては一応地元の方の御意向を受けて、市としての対策を立てたいと思っておりますが、また決議いただきました市議会に対しましてもしかるべき時に東京電力から直接来てもらいまして、説明を受けて、それによりまして議会としての対策をお考えいただいたらどうかと思いまして、もし議会でそういうことが必要だということになればまた東電のほうから来てもらうことになるが、それでいいかといいましたら、喜んで御説明したいと、こういうことでございますのでまた御相談いただきましてもし必要ならそのように東電のほうに申し入れたいと思っております。詳しくはここに書いてありますので、あとでお読みいただきたいと思いますが、以上のようなことで報告受けましたものですから、議会に対して報告いたします。

○議長（大下　博君）　今、助役が報告をいたしました件について議長として本議会においてこの問題については決議もしておりますので、当然、全協なりあるいは何らかの形で経過その他東電の説明を求めてわれわれの納得のいくような方法に進めていきたいというふうに考えておりますので、合わせてこの件をよろしくお願いいたします。（「議長」と呼ぶ者あり）名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　今の御報告で若干伺いたいんですが、現地の倒壊した現地の方から工事中止の仮処分の申請というんですか、専門的によく分かりませんが、それが出されるとか出されたとか聞いておりますが、その辺はどんなふうに把握していらっしゃるか、今の御説明だとそれらの資料に

基づいて、それが出されていないなら出されていないというふうにお答えいただければいいんですが、出されている段階で、今の御説明ですとこの資料に基づいて住民の方とお話し合いに入りたいと、向こうはいっていると、こういう御報告ですが、その点はそういうものが出されているのかどうかということですね。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　私が承知している範囲では多摩ニュータウンの団地の住民から今、名古屋議員の御質問にありました仮処分の申請がなされていると聞いております。日野市の住民からは出ていないと、私は承知しております。

○議長（大下　博君）　名古屋史郎君。

○三十番（名古屋史郎君）　不勉強で申しわけないんですが、多摩のほうのと日野とは無関係じゃないんじゃないかと思うんですがね。要するに仮処分というのは法律的に専門的なことはよく分かりませんが、それが出されている段階でも東電側はそれとは別に工事再開のための話し合いをしたいといっているということですね。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　すぐもちろんこの説明は日野市の住民の方だけじゃなくて、その鉄塔全体にかかわる住民の方に説明すると、こういうことでございます。一応私が報告受けたのは日野市の件だけでございますけれども、一応全体としてやるということでございます。

○議長（大下　博君）　よろしいですか。高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　ちょっと助役に質問しますが東電の方は何時ごろ来られたわけですか。（笑声）

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　ちょっと正確にはあれですが、十時ごろだったと思います。

○議長（大下　博君）　高橋通夫君。

○十九番（高橋通夫君）　もしこれが午後だったらばそういうことで再び議員を集めるということもたいへんだからこの際議長に相談して残っていてもらって、そして議長が議運なりそういうふうに相談して、今日できればいいんじゃなかったかと思ったんですが、しかし午前中ではあまり待たせるということもありますので。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　私どもとしまして、議長さんでもいらっしゃれば同席していただきたいと思って職員にあれしたんですが、議長さんもまだおいでなかったものですから、一応私どもだけが報告受けました。よろしくお願いいたします。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　せんだっても、私、地元の皆さま

もいろんなこういうような大きな問題でございますので、市を頼りにしておるというような発言をしたんですけれども、そういう関係からいきましても、それに本日十時というお話でございますので、明日からの説明なり、このような文書の経過については、当然、東京電力はもちろんでございましょうけれども、市のほうからも同意というか、そういうようなことで、先にやはり御連絡やなんかをしていただいたかということなんですけれども。代表者の方にですね。そういう話が市のほうでありますということの連絡があったかどうかということです。地元の方に。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　市から特別に連絡はしておりませんけれども、これは説明というのが、まず地元の対策委員会がございまして、その委員会の委員長と、役員の方にまず集っていただいて、何か説明する。それから、各ブロックごとに東電から行って説明する。相当長期間にわたってするようなことでございます。私どもとしましては、特別にすぐ御連絡したわけじゃございませんが、馬場委員長さんは、そのことはすでに御存じのような東電の口ぶりでございました。

○議長（大下　博君）　林重義君。

○九番（林　重義君）　助役の話では、地元に市からはそういう連絡はしてないということのようですけれども、やはり議会の決議文を取り上げて、議長のお話ですと、全協を開いてでも、やはりこの問題には取り組みたいというような誠意も示しておるような形ですから、そういうようなことも重複してもけっこうですけれども、前もって委員長さんのお宅でもけっこうですからそのくらいの、連絡方法についてもきめを細かく議会並びに市当局がこれだけの誠意を持ってるんだということの解釈にもなるんじゃないか、ということで、私が発言したようなわけなんですけれども、今後とも、ぜひともよろしくお願いしたいと思います。

○議長（大下　博君）　島村孝志君。

○二十九番（島村孝志君）　今、林議員からお話がございましたけれども、実はこの問題、三月議会で、議会として一応議決をしまして、意見書をまとめて、東電に出してるわけですね。その中に安全についての問題について十分取り組めというようなことも言っておりますし、やはり議会として、そういったことを意見書をまとめて、当局に出している以上は、地元に東電が直接乗り込んでいく前に、今助役からお話がございましたけれども、やはり議会そのもので、納得がいくような、東電からの説明をいただいて、議会としては分かったと、こういう状況にならないと東電が先に地元に話にいくというのは、ちょっと順序が違うんじゃないかと思うんですよ。あるいは助役が聞かれまして、われわれが聞く前に助役としてこれは安全

については十分保障されてる、というような、助役が理解をしたというような御報告でもいただければ、それで理解をしないものでもありませんけれども、いずれにしても、議会として、やはり意見書をまとめた、議決した以上は、その辺のところを確認した上で、地元へ行っていただかないとどうも問題があと先ではないかというような気がするんですがいかがですか。

○議長（大下　博君）　助役。

○助役（前川恒雄君）　さきほどの私の説明不足もございますが、実はこれの工事にかかるには、さきほども言いましたように、東電で設計しまして、通産省が認可しないとできないわけです。まだ設計に至らない段階でございまして、私どももその点詳しく東電のほうに聞いたわけでございますが、その設計ができた段階で、もちろん地元、市もそうですが、議会に対して詳しく御説明申し上げたい。そこでもちろんまずければいろいろ市なり議会なりでまた言うことができるわけでございますが、差し当たってこの東電のこのたびの報告というのは、その前の段階でございまして、一応こういうふうな対策を進めていきたい、とこういうことでございます。

○二十九番（島村孝志君）　了解。

○議長（大下　博君）　日程はすべて終わりました。これをもって、昭和四十九年第二回定例会を閉会いたします。

午後六時二十九分　閉会

右会議の次第は、書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和四十九年　月　日

日野市議会議長　大下　博

署名議員　鈴木美奈子

署名議員　橘　祐子

次に記した日までに返して下さい。

お問合せ・ご連絡は

中央図書館 ひまわり号	電話代 81－7354
多摩平児童図書館	電話 81－4744
高幡図書館	電話呼 91－0493
福祉センター図書館	電話呼 82－2329
社会教育センター図書館	電話呼 82－3136
平山児童図書館	電話呼 91－3773
百草台児童図書館	電話呼 91－7001

内図M－31－8（80×120）上45　庁内印刷

日野市立図書館
☎81－7354
13 68 128